2019（令和元）年財政検証結果レポート

―「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」（詳細版）―

厚生労働省年金局数理課

ま　え　が　き

公的年金制度は、国民全体の連帯による世代間扶養の仕組みによって終身にわたる確実な所得保障を行い、国民の老後等の生活設計の柱としての役割を果たすものである。

急速な少子高齢化が進行する我が国において、公的年金制度が、長期的に持続可能な制度として、このような役割を確実に果たしていくことができるよう、平成16年に、将来の保険料水準を固定した上で、おおむね百年間にわたる年金財政の均衡を図るため、給付水準を自動的に調整する仕組みの導入や、基礎年金の国庫負担割合を二分の一に引き上げる等の改正が行われた。

平成16年の改正では、将来の保険料水準は固定されたが、社会・経済状況の変化を踏まえ、適切な年金数理に基づいて、長期的な年金財政の健全性を定期的に検証することが、財政運営にとって不可欠なものであることに変わりはない。この改正において、それ以前の保険料（率）についての財政再計算に代えて、少なくとも５年ごとに、国民年金及び厚生年金の財政の現況及び見通しを作成すること、いわゆる財政検証を実施することが規定された。

今回、令和元年8月27日に公表した令和元年財政検証では、前回の平成26年財政検証と同様に、幅広い経済前提等を設定するとともに、法定の財政検証に加えてオプション試算を実施している。

本報告書は、これらの詳細を公にするものとして、令和元年政検証結果やオプション試算及びそれらの関連資料を冊子としてとりまとめたものである。年金数理に関する種々の基礎的な資料も含めたものとなっている。本報告書が、年金制度やその財政運営に関心を有する方々に広く活用され、今後の年金制度の健全な発展に資することとなれば幸いである。

令和２年１２月

厚生労働省年金局数理課長　山内　孝一郎

2019（令和元）年財政検証結果レポート　目次

【本編】

第１章　2019(令和元)年財政検証及びオプション試算の概要…… 7

第１節　国民年金・厚生年金の財政検証の位置づけ…… 8

１．我が国の公的年金の役割及び制度体系…… 8

２．年金制度を取り巻く社会・経済状況…… 12

３．2004(平成 16)年改正で導入された年金財政の枠組み …… 17

４．財政検証の位置づけ…… 22

（補論）財政検証と財政再計算の違い…… 24

第２節　2019(令和元)年財政検証…… 25

１．財政検証の主な前提…… 25

２．所得代替率の将来見通し…… 32

３．年金額の将来見通し…… 37

４．賃金水準に応じた所得代替率及び年金額の将来見通し…… 39

５．年金財政の将来見通し（人口前提：出生中位、死亡中位）…… 43

第３節　オプション試算…… 53

１．オプションＡ…被用者保険の更なる適用拡大…… 53

２．オプションＢ…保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択…… 55

３．オプションＡとＢの組み合わせ試算…… 60

第２章　国民年金・厚生年金の財政の現況…… 62

第１節　年金制度を取り巻く社会・経済状況の推移と現状…… 63

１．少子高齢化の推移と現状…… 63

２．女性、高齢者の社会進出の推移と現状…… 67

３．経済状況の推移と現状…… 69

第２節　国民年金・厚生年金の財政の推移と現状…… 76

１．被保険者数の動向…… 76

２．年金受給権者数及び年金額の動向…… 84

３．被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率の動向…… 91

４．収支状況の動向 95
第３節　2004(平成 16)年以前の制度改正と財政再計算 100
１．我が国の公的年金制度の創設
～1985(昭和 60)年の基礎年金制度の導入まで 100
２．1985(昭和 60)年改正～基礎年金制度の導入 110
３．1989(平成元)年、1994(平成６)年、2000(平成 12)年の制度改正
～支給開始年齢の引上げと給付水準の見直し等 115
第４節　2004(平成 16)年改正と公的年金財政の枠組み 121
１．公的年金の財政の仕組み 121
２．2004(平成 16)年改正により導入された公的年金財政の枠組み 132
３．社会保障・税の一体改革と 2004(平成 16)年改正の枠組みの完成 150
４．財政検証の位置づけ 154
第５節　2019(令和元)年以前の財政検証 159
１．2004(平成 16)年財政再計算（財政検証） 159
２．2009(平成 21)年財政検証 162
３．2014(平成 26)年財政検証とオプション試算 168
４．2014(平成 26)年以降の制度改正 181
第６節　国民年金・厚生年金の財政方式 182
１．財政方式の考え方 182
２．国民年金・厚生年金の財政方式の推移 184
３．段階保険料方式の考え方 188
４．段階保険料方式と後代負担 189
５．公的年金における世代間の給付と負担の関係 190
（補論）積立方式と人口構造の変化について 195

第３章　国民年金・厚生年金の財政の見通し 197
第１節　財政検証作業の全体像 198
１．基礎数（初期データ）及び基礎率の設定 198
２．経済前提の設定 201
３．被保険者数の将来推計 201
４．給付水準を維持した場合の給付費等の将来推計 201

５．給付水準調整及び年金財政の将来推計‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 202
（補論）年金数理の基礎‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 203
第２節　基礎数（初期データ）の設定‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 207
１．被保険者の初期データ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 208
２．受給者の初期データ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 214
第３節　基礎率の設定‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 216
１．厚生年金 ‥‥‥ 216
２．国民年金 ‥‥‥ 229
第４節　経済前提の設定‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 247
１．経済要素と年金財政‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 247
２．過去の財政再計算・財政検証における経済前提の設定‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 250
３．経済前提の設定の基本的考え方‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 251
４．長期の設定に用いるマクロ経済に関する試算の枠組み‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 252
５．パラメータの設定‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 257
（補論）国民経済計算の基準改定への対応と遡及推計‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 265
６．マクロ経済に関する試算‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 267
７．近年の我が国経済の中長期的動向と実質賃金上昇率の設定‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 273
８．実質運用利回り及びスプレッド（実質的な運用利回り）の設定‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 279
９．足下の経済前提の設定‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 286
10．経済変動を織り込んだ経済前提の設定‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 288
11．諸外国の公的年金の財政見通しに用いる経済前提‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 291
第５節　被保険者数の将来推計の作成方法‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 294
１．将来推計人口及び配偶関係別人口‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 294
２．労働力率の将来推計‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 300
３．厚生年金被保険者数及び労働投入量の推計‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 311
４．公的年金被保険者数の将来推計の方法‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 323
第６節　給付水準の将来見通し及び財政見通しの作成方法‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 325
１．被保険者の区分、報酬及び保険料の推計方法‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 325
２．受給者数及び給付水準を維持した場合の給付費の推計方法‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 332
３．給付水準の将来見通し及び財政見通しの作成方法‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 335

第７節　2019(令和元)年財政検証結果 344
１．所得代替率の将来見通し 344
２．年金額の将来見通し 355
３．賃金水準に応じた所得代替率及び年金額の将来見通し 364
４．年金財政の将来見通し 370
５．経済成長と年金財政 413
６．給付と財源の内訳 415
７．被用者年金一元化に伴う共済組合等の拠出金及び交付金の見通し 434
第８節　マクロ経済スライドによる基礎年金の給付水準調整の長期化の要因と影響 446
１．足元のマクロ経済スライドと所得代替率の動向 446
２．マクロ経済スライドによる給付水準調整期間の長期化の要因 448
３．基礎年金部分の占める割合の低下の影響 454

第４章　オプション試算 456
第１節　オプション試算の位置づけ 457
第２節　オプションＡ 458
１．試算の前提 458
２．試算結果 463
３．オプションＡにおける被保険者数の将来見通しと財政見通し 465
第３節　オプションＢ 478
１．試算の前提 478
２．試算結果と被保険者数の将来見通し及び財政見通し 482
３．足下の所得代替率を確保するために必要な受給開始時期の選択 496
第４節　オプションＡとＢの組み合わせ試算及び参考試算 499
１．オプションＡとＢの組み合わせ試算 499
２．参考試算（2016(平成 28)年年金改革法による年金額改定ルールの効果） 500

【参考別冊】

第５章　年金数理計算基礎資料

第１節　財政計算スキーム及び計算式の概要

１．財政計算スキームの全体像

２．厚生年金の推計スキーム及び計算式の概要

３．国民年金の推計スキーム及び計算式の概要

第２節　国民年金に関する基礎数値

第３節　厚生年金に関する基礎数値

第４節　共済組合に関する基礎数値

第５節　2019(令和元)年財政検証詳細結果（財政見通し等）

第６節　オプション試算詳細結果（財政見通し等）

第１章　2019(令和元)年財政検証及び オプション試算の概要

第１節　国民年金・厚生年金の財政検証の位置づけ

第２節　2019(令和元)年財政検証

第３節　オプション試算

第１節　国民年金・厚生年金の財政検証の位置づけ

１．我が国の公的年金の役割及び制度体系

（１）公的年金の意義

①　人生の様々なリスクに備える機能

公的年金は、人生における様々なリスクに備える機能を有する（第１－１－１図）。

引退後の老後の生活のために現役時代に備えておく必要があるが、事前に何歳まで生きるか分からないし、数十年先の老後の物価水準や生活水準がどうなっているかも事前には分からない。公的年金は、終身にわたって年金が受け取れる仕組みにより、各人の必要な期間に応じて年金を受給できる。また、賃金スライドや物価スライドの仕組みにより、物価や賃金が変動したとしても実質的に価値のある年金を受給できる仕組みとなっている。

さらに、公的年金には万一、障害を負った場合や小さい子供を残して死亡した場合に備えて、障害年金や遺族年金も用意されている。

これらの機能は、貯蓄にはない保険の機能であり、社会全体の支え合いの仕組みにより、人生における様々なリスクに備えているのである。

第１－１－１図　公的年金の意義①

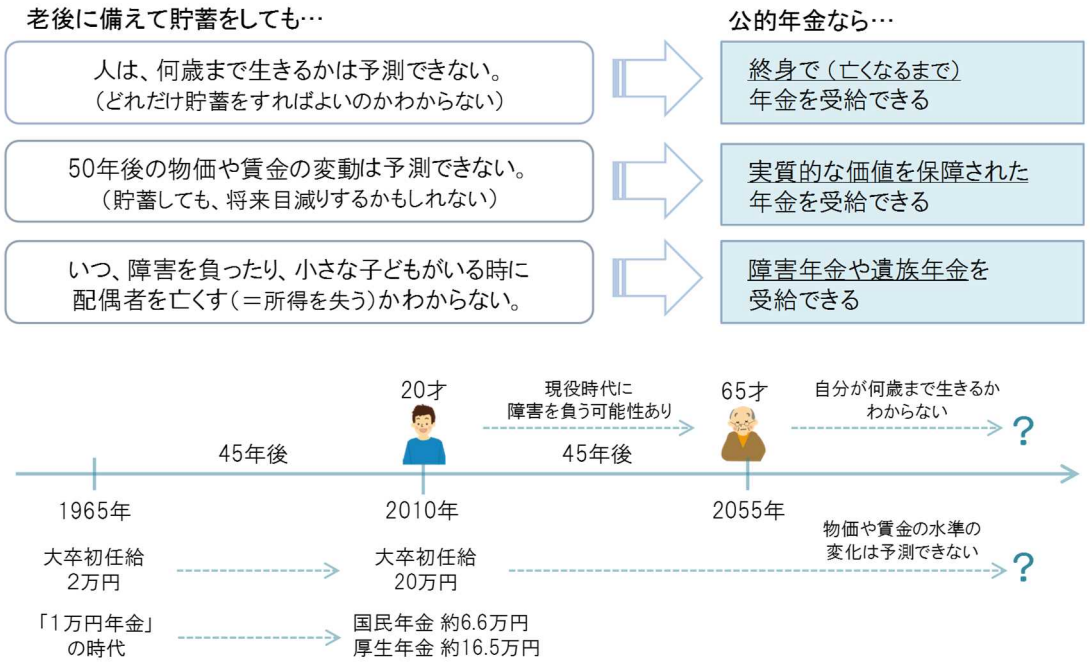

②　社会全体で高齢者を支える社会的扶養

我が国の公的年金制度は、1942(昭和 17)年に厚生年金保険制度の前身である労働者年金保険制度が創設され、1961(昭和 36)年の国民年金制度（拠出制）の創設により国民皆年金が整い、その後、経済発展を反映した給付改善を行う中で、充実した制度に発展してきた。

公的年金制度がなかった時代、または未成熟であった時代は、高齢となった親の扶養は、家族内等の「私的扶養」を中心として行われてきたが、我が国の産業構造が変化し、都市化、核家族化が進行してきた中で、従来のように私的扶養だけで親の生活を支えることは困難となり、社会全体で高齢者を支える「社会的扶養」が必要不可欠となってきた。公的年金制度は、こうした高齢者の「社会的扶養」を基本とした仕組みである（第１－１－２図)。

第１－１－２図　公的年金の意義②

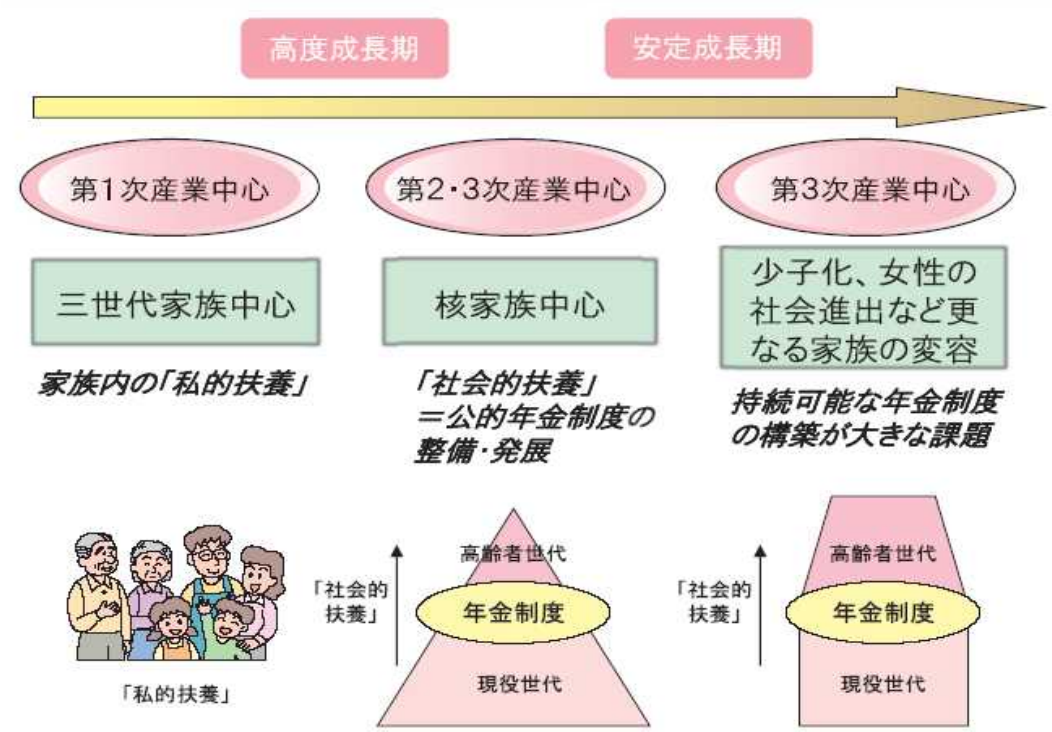

③　高齢者の扶養の負担を均等化

社会的扶養は、現役世代の間で高齢者の扶養の負担を均等化する機能も有する。平均寿命が伸長するなかで、子供が引退して年金受給を開始した後も両親が長生きしていることも珍しくない。このような場合、私的扶養では孫世代が両親だけでなく祖父母の扶養まで負うことになり、特に一人っ子だった場合は重い負担となる恐れがある。逆に、高齢者からみた場合、子供に不幸

にも先立たれた場合などには、私的扶養を前提にしていると困難な状況となってしまう。

このように私的扶養は、高齢者の扶養負担に偏りが生じたり、高齢者を支える者がいなくなってしまうなどのリスクがある。社会的扶養の仕組みである公的年金は、このような私的扶養のリスクに対しても社会全体の支え合いにより備えているのである。

（２）公的年金の役割

現在の高齢者の状況を見ると、高齢者世帯の収入の７割を公的年金・恩給が占めており、５割の高齢者世帯では、収入の全てが公的年金・恩給となっている。また、日本全体で見ると、国民の３人に１人が年金を受給しており、年金総額は50兆円を上回っている。これは対国民所得比で14%前後となっており、年金が家計消費の２割を占める地域もある（第１－１－３図）。

このように、公的年金制度は、高齢期の生活のかなりの部分を支えるものとして、極めて重要な役割を果たしており、我が国の経済を支える役割も大きいことがわかる。

第１－１－３図　公的年金の役割

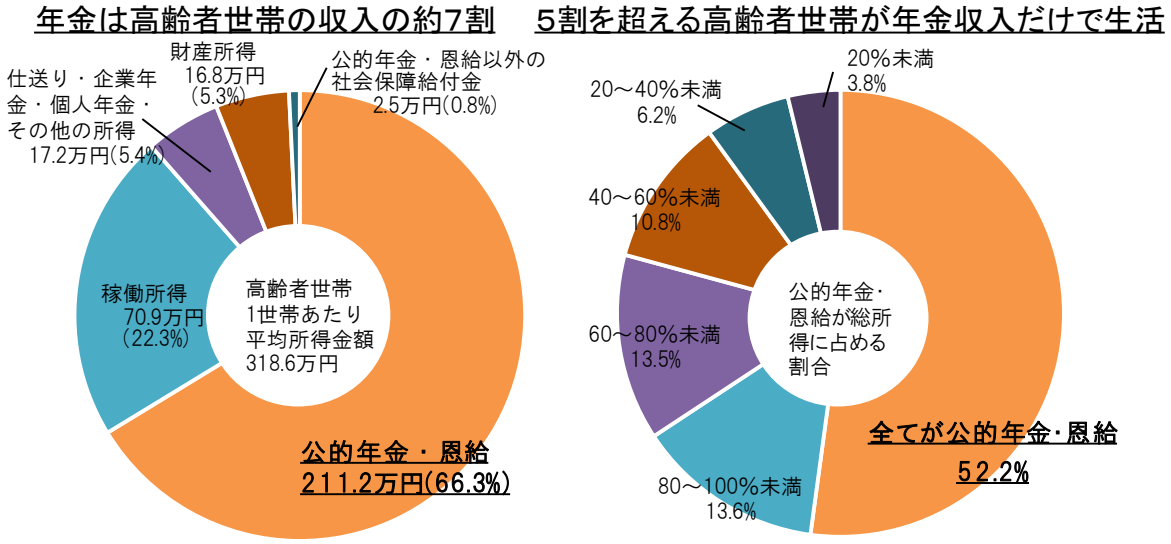

（注）両円グラフとも、四捨五入による端数処理の関係で、100%にならない。

（資料）平成29年国民生活基礎調査（厚生労働省）

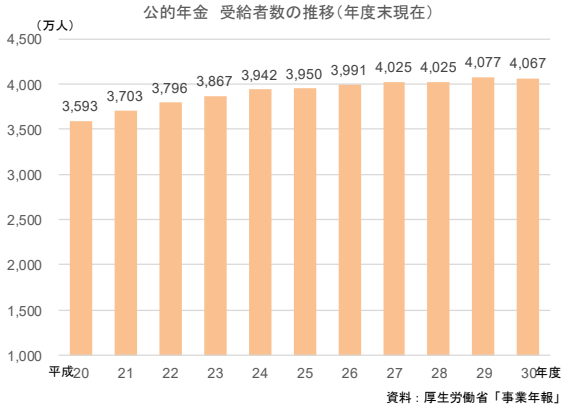

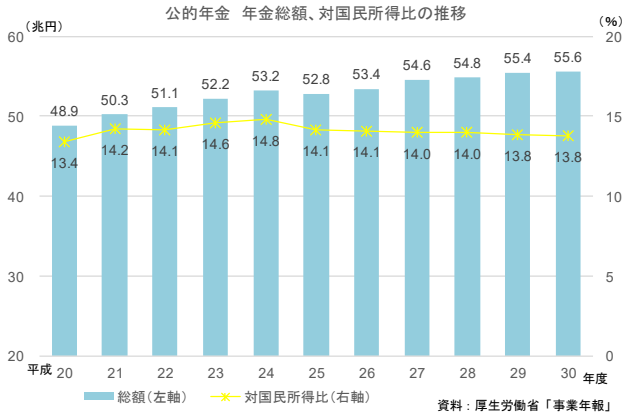

地域経済を支える役割（家計消費の２割が年金の地域も）

（対県民所得費上位７県）

都道府県名（高齢化率）	対県民所得比	対家計最終消費支出比
鳥取県（31.0%）	18.5%	21.1%
山口県（33.4%）	17.4%	22.9%
秋田県（35.6%）	17.2%	20.0%
島根県（33.6%）	17.1%	22.7%
奈良県（30.3%）	16.6%	18.2%
愛媛県（32.1%）	16.6%	20.1%
高知県（34.2%）	16.2%	19.8%

高齢化率：総務省「人口推計」（平成29年10月１日現在）
都道府県別年金総額：厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金 事業年報」（平成27年度）をもとに作成（厚生年金保険、国民年金及び福祉年金の受給者の年金総額）
県民所得・家計最終消費支出：内閣府「県民経済計算」（平成27年度）

（３）制度体系

我が国の公的年金制度においては、現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期になれば、基礎年金の支給を受けることとなる。民間被用者や公務員は、これに加えて厚生年金に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金を受け取ることとなり、加えて、個人や企業の選択により、企業年金などの私的年金に加入することができる（第１－１－４図）。なお、公務員や私立学校教職員などは、かつては共済年金に加入していたが、2015(平成 27)年 10 月に共済年金は厚生年金に一元化されている。

第１－１－４図　年金制度の体系図

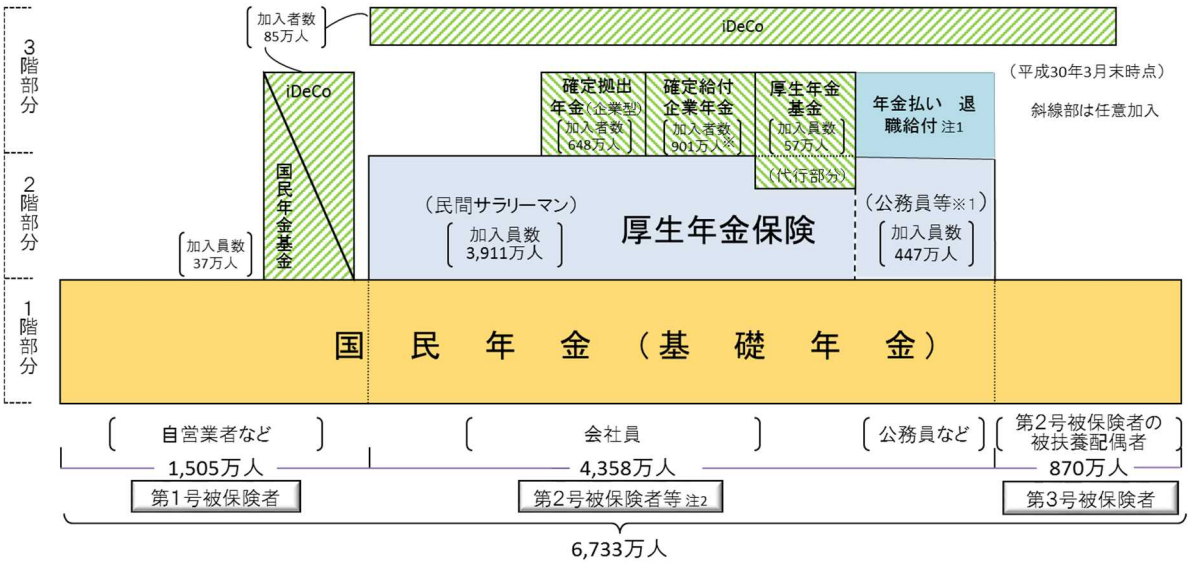

注１　被用者年金制度の一元化に伴い、2015(平成 27)年 10 月１日から公務員及び私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに年金払い退職給付が創設。
　ただし、2015(平成 27)年９月 30 日までの共済年金に加入していた期間分については、2015(平成 27)年 10 月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。
注２　第２号被保険者等とは、被用者年金被保険者のことをいう（第２号被保険者のほか、65 歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。

２．年金制度を取り巻く社会・経済状況

（１）少子高齢化の状況

我が国の合計特殊出生率は、1975(昭和 50)年に 2.0 を下回り長期的に低下傾向にあったが、2005(平成 17)年の 1.26 を底に 1.4 台まで回復したものの、2019(令和元)年は 1.36 となっており、長期的に人口を維持できる水準を大きく下回っている（第１－１－５図)。

一方、平均寿命は、戦後の公衆衛生の改善や医療の進歩等により長期的に上昇

傾向にあり、2019(令和元)年の平均寿命は男性 81.41 年、女性 87.45 年となった（第１－１－６図)。

この長期的な低出生率と平均寿命の伸びにより、我が国の少子高齢化は急激に進展しており、全人口に占める 65 歳以上人口の割合（高齢化率）は 2015(平成 27)年に 26.6%と世界最高水準となっている。

今回の財政検証は、「平成 27 年国勢調査」結果に基づいた直近の人口推計である 2017(平成 29)年４月公表の「日本の将来推計人口」をベースとして推計を行っている。この中位推計（出生中位、死亡中位）によると、すでに世界最高水準に高齢化が進んでいる我が国の人口構成は、今後もより一層高齢化が進む見通しとなっており、全人口に占める 65 歳以上人口の割合(高齢化率)で見た場合、2015(平成 27)年現在の 26.6%と４人に１人を上回る状態から、2036(令和 18)年に 33.3%と３人に１人となり、2065(令和 47)年には 38.4%、すなわち 2.6 人に１人が 65 歳以上となる見込みとなっている（第１－１－７図)。

財政検証では、こうした人口構成の変化を踏まえた上で、おおむね 100 年間における財政収支の見通しを作成している。

第１－１－５図　合計特殊出生率の推移

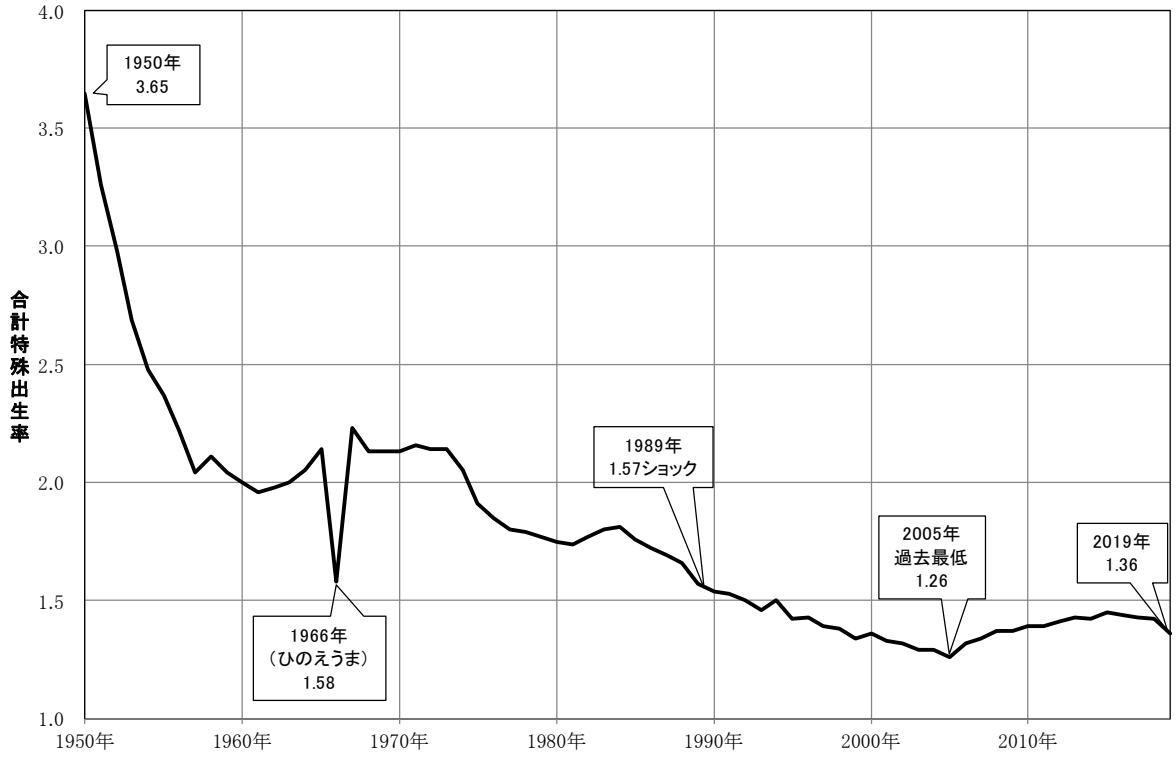

（資料）令和元年（2019）人口動態統計（厚生労働省）

第１－１－６図　平均寿命の推移

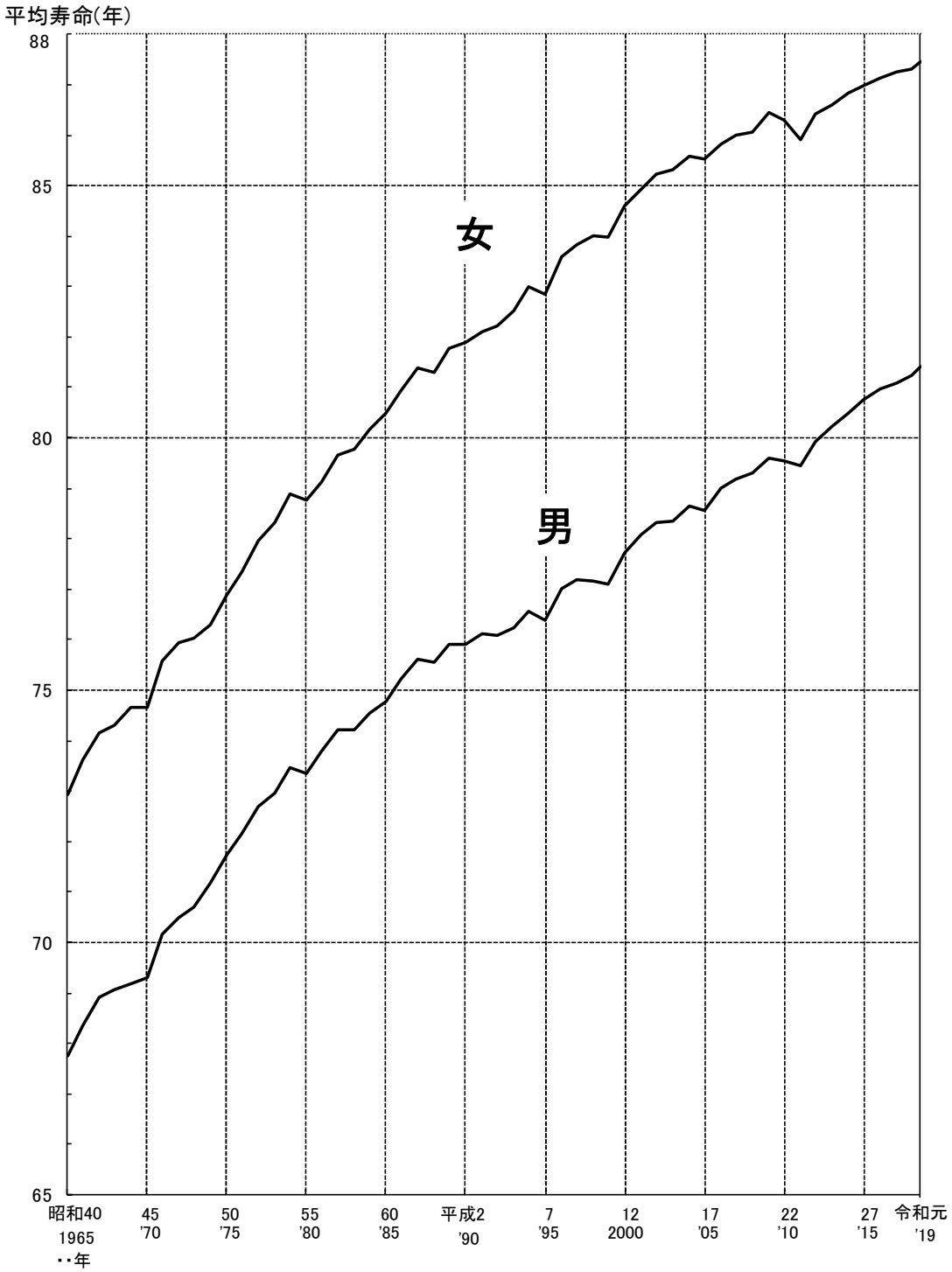

（資料）令和元年簡易生命表（厚生労働省）

第１－１－７図　年齢区分別人口の推移（2017(平成 29)年４月推計）
－出生中位（死亡中位）推計－

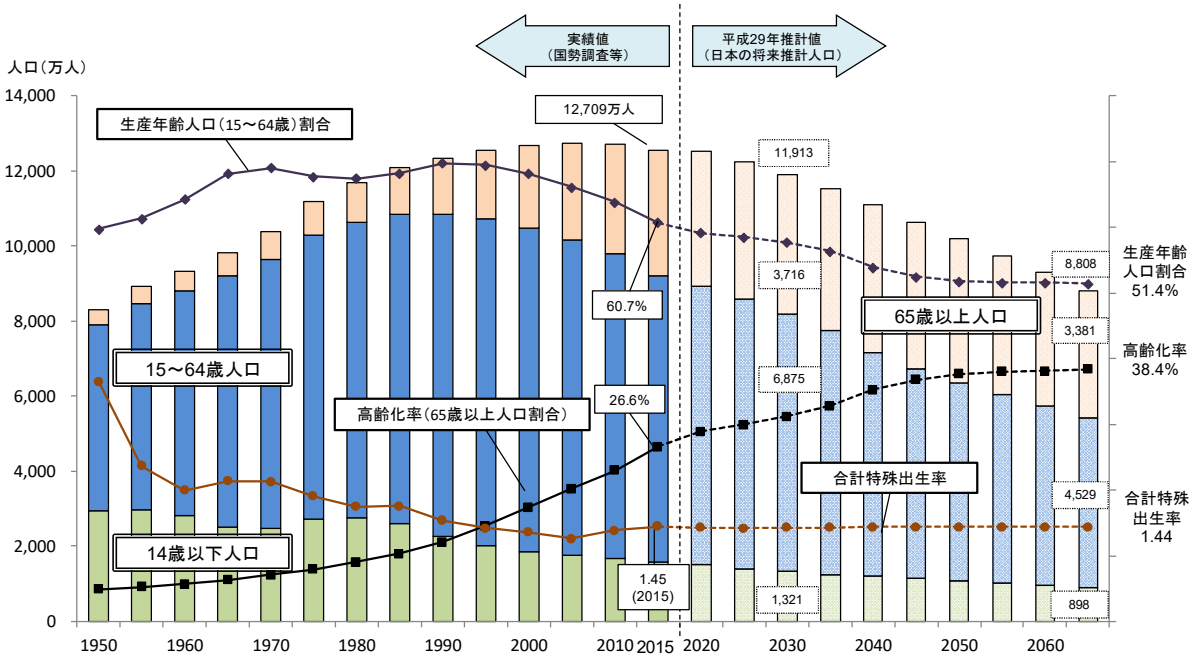

（資料）　総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成 29 年推計：出生中位・死亡中位推計、各年 10 月 1 日現在人口）、厚生労働省「人口動態統計」

（２）労働市場の状況

我が国の完全失業率と有効求人倍率等の動向をみると、完全失業率は 2009(平成 21)年７月を山として低下傾向にあり、2018(平成 30)年１月以降、約 26 年ぶりの低い水準で推移している。有効求人倍率は 2009(平成 21)年８月を谷として上昇傾向にあり、2018(平成 30)年 11 月以降は、足下の 2019(平成 31)年３月まで 1.63 倍を維持しており、1974(昭和 49)年１月以来の高い水準となった（第１－１－８図)。

また、就業率をみると、近年、女性及び高齢者といった時間等に制約を持つ層の就業参加が進展している。

今回の財政検証の労働力率の設定に当たっては、「日本の将来推計人口」（2017(平成 29)年推計、出生中位・死亡中位）を前提に推計を行った 2019(平成 31)年３月公表の「労働力需給の推計」をベースとして推計を行っている（第１－１－９図)。この「経済成長と労働参加が進むケース」では、男性については年齢に関わりなく希望するすべての者が働ける社会の実現により、特に高齢層の労働力率が上昇し、女性については、就業環境の改善等によりM字カーブが解消する見通しとなっている。

第１－１－８図　完全失業率と有効求人倍率の推移

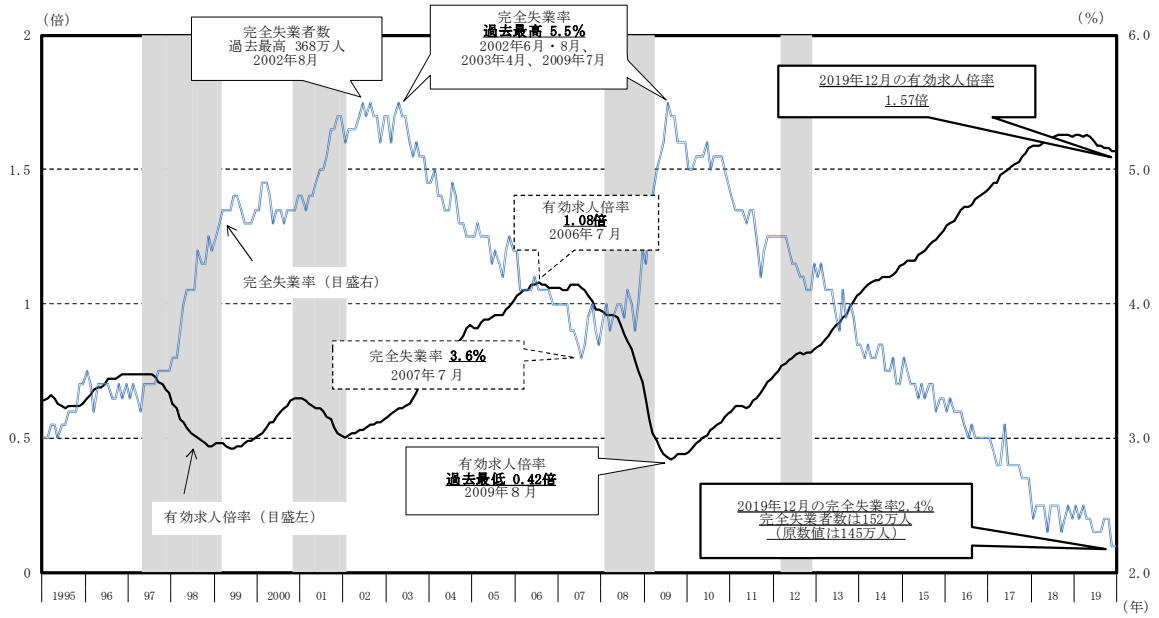

（備考）１．総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」により作成。
２．2015年３月～８月の完全失業率は、岩手県、宮城県及び福島県の推計結果と同３県を除く全国の結果を加算することにより算出した補完推計値。
３．シャドー部分は景気後退期を示す。

第１－１－９図　性別・年齢区分別就業率の推移

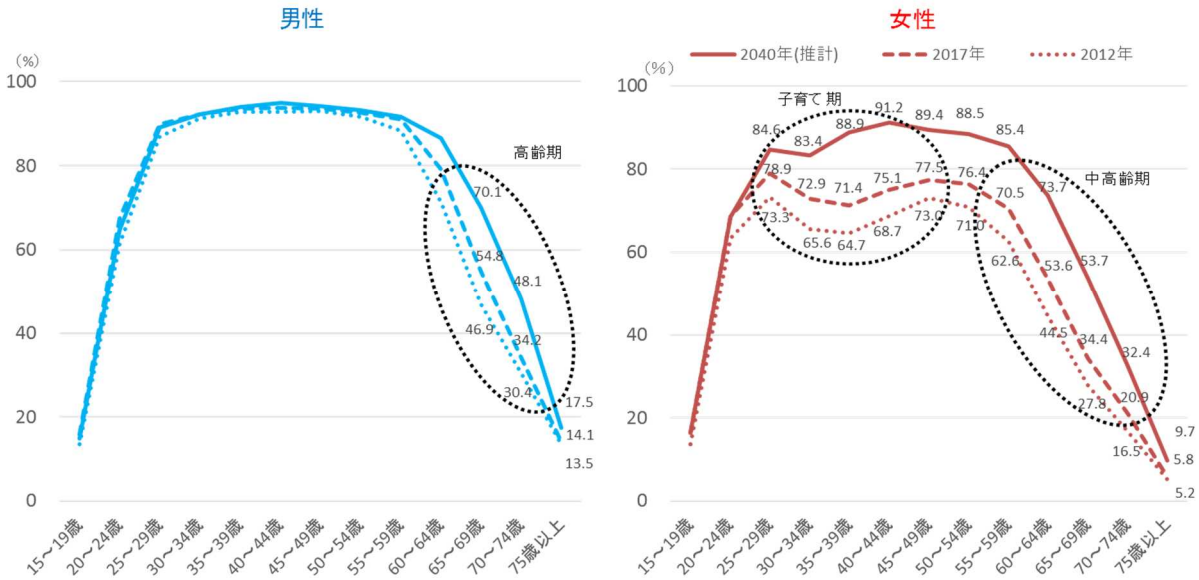

（資料）総務省「労働力調査」、独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計」（2019（平成 31）年３月、経済成長と労働参加が進むケース）

（３）経済の状況

我が国の経済は、バブル崩壊後長く低迷が続いており、物価や賃金も横ばい又は低下が続いてきた。しかし、直近の実質 GDP 成長率をみると、2012(平成24)年以降７年連続でプラス成長となった。また、2013(平成 25)年後半から物価はおおむねプラス傾向で推移しており、デフレではない状況となっている。

一方、年金財政は長期的な観点から運営されるべき性格のものであり、財政検証で用いる経済前提の設定に当たっては、長期的な視点で将来の労働力の減少なども踏まえ、客観的、専門的な議論により設定されるべきである。また、将来の経済は不確実であり正確に予測することはできないことから、幅のある複数の前提を設定すべきである。

今回の財政検証の経済前提の設定に当たっては、設定プロセスの透明性を確保する観点から、経済・金融の専門家で構成される公開の専門委員会（「年金財政における経済前提に関する専門委員会」）を設置し、専門的・技術的な事項についての議論を経たうえで取りまとめられた検討結果に基づいて設定したところである。

３．2004(平成 16)年改正で導入された年金財政の枠組み

国民年金及び厚生年金の年金財政の枠組みは、2004(平成 16)年改正により従前とは大きく異なるものに変化している。

2004(平成 16)年改正前の国民年金及び厚生年金は、５年に１度、財政再計算を行い、その際に少子化等の様々な社会経済情勢の変動を前提としつつ、現行の給付水準を維持するとした場合に必要な負担の水準の見通しを作成し、財政再計算に併せて所要の制度改正を行ってきた。

このような仕組みの下、少子高齢化が想定を超えたペースで進行する見通しとなってきたため、財政再計算のたびに給付と負担の関係の見直しが繰り返されてきた。また、将来の保険料（率）の水準については、基本的には段階的に引上げていく見通しを示すにとどまり、法律上は当面５年間の負担水準を定めるのみであったことから、制度上５年に１度の法改正は不可欠なものとなっていた。

このように制度改正を繰り返していては、今後の制度改正により将来の年金がどのようになるか不透明となってしまうため、2004(平成 16)年改正では、自動的に給付と負担のバランスを図る仕組みが導入された。具体的には、将来の現役世代の過重な負担を回避するという観点から、保険料水準の上限を固定した上で、積立金の活用を含め、その固定された財源の範囲内で長期的な給付と負担の均衡

を図るため、将来に向けて給付水準を自動的に調整する仕組みとなっている（第１－１－10 図）。

以下、2004(平成 16)年改正で導入された仕組みについて解説する。

第１－１－10 図　2004(平成 16)年改正における財政フレーム
（給付と負担の均衡を図る仕組み）

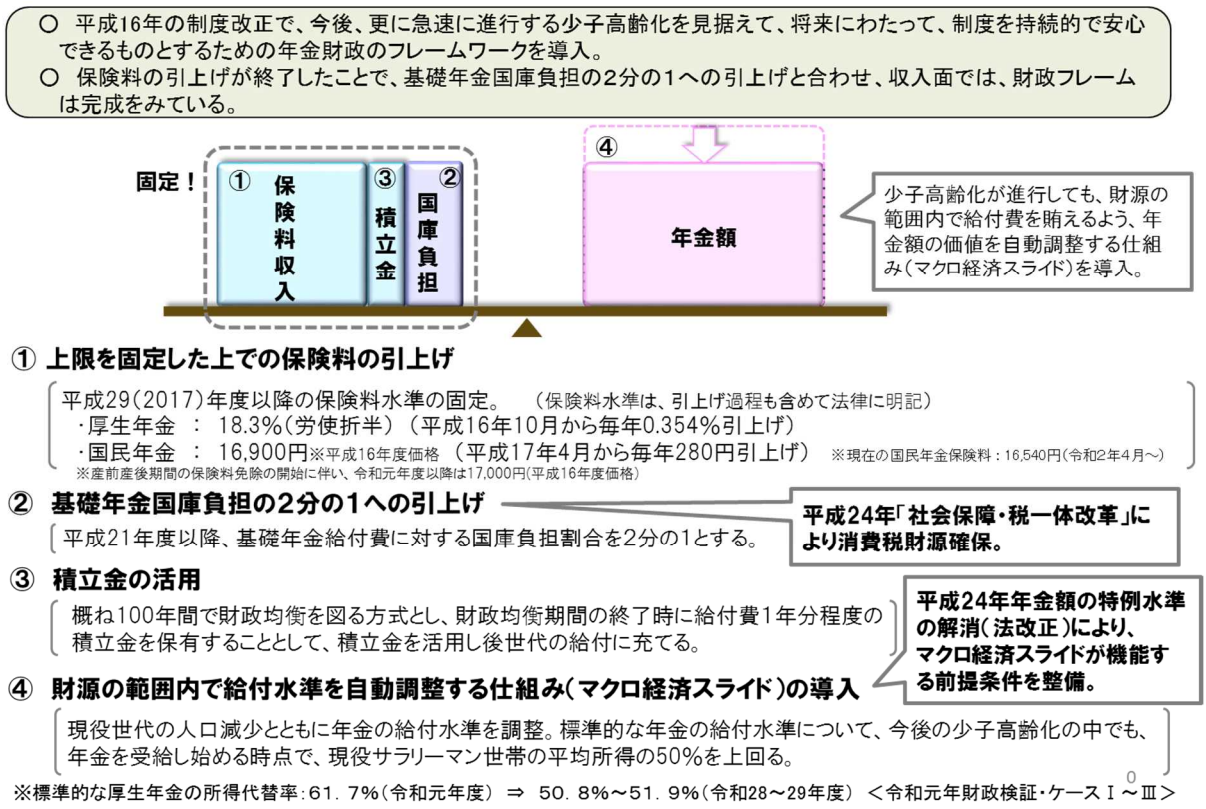

（１）保険料（率）水準の固定

2004(平成 16)年改正により、保険料（率）水準の引上げスケジュールと上限を法律で定め、その財源の範囲内で給付を行うこととする制度となった（第１－１－11 図）。これは、急速に進展する少子高齢化に対応するために負担の上昇が避けられない中、若年層を中心として、負担がどこまでも上昇してしまうのではないかとの不安が大きいことから、将来にわたっての保険料（率）水準を法律に明記し固定したものである。

第１－１－11 図　保険料水準固定方式

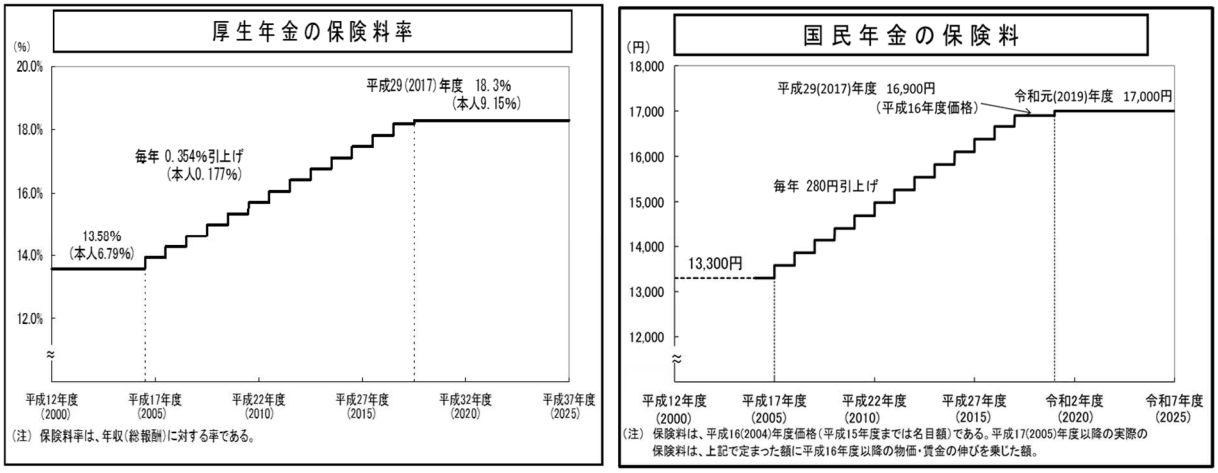

（２）基礎年金国庫負担割合の引上げ

基礎年金国庫負担割合の２分の１への引上げについては、2004(平成 16)年改正において道筋が法律上明記されることとなり、法律の本則上では基礎年金の国庫負担割合を２分の１としつつ、2004(平成 16)年度から引上げに着手した。その後、2009(平成 21)年度には特例的な繰入金を活用して２分の１となり、2012(平成 24)年に社会保障・税一体改革による消費税の引上げを含む関連法案が成立したことにより、恒久財源が確保され、国庫負担割合の引上げが完成することとなった。

（３）積立金の在り方と年金財政の均衡期間

1999(平成 11)年財政再計算においては、将来にわたるすべての期間を考慮に入れて財政の均衡を考える方式（永久均衡方式）を採っていた。しかしながらこの方式においては、予想が極めて困難な遠い将来まで考慮する必要性の是非や、また巨額の積立金を保有し続けることとなることについて、議論があったところである。

そこで、2004(平成 16)年改正においては、現在すでに生まれている世代が年金の受給を終えるまでのおおむね 100 年間を財政均衡期間に設定し、財政均衡期間において年金財政の均衡を図る方式（有限均衡方式）とし、積立金については、財政均衡期間において、その運用収益と元本を活用することとなった。

なお、財政均衡期間については、今回の財政検証においては、2115(令和 97)年度までの 95 年間を財政均衡期間としているが、第１－１－12 図に示すように、財政均衡期間は財政検証ごと移動していくものであり、これにより 2116(令和 98)年度以降の将来の期間についても、段階的に財政均衡期間に入ることとなり、給付と負担の均衡が図られることとなっている。

第１－１－12 図　有限均衡方式のイメージ

○ 財政均衡期間の最終年度において、支払準備金程度の保有（給付費の1年分程度）となるよう積立金水準の目標を設定。
○ 定期的に行う財政検証ごと（例えば5年ごと）に、財政均衡期間を移動させ、常に一定の将来までの給付と負担の均衡を考える。

【財政均衡期間の移動】

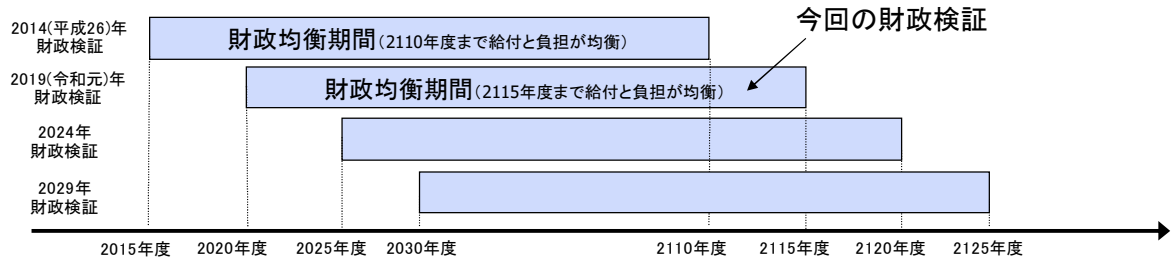

（４）給付と負担の均衡を図る仕組み　～マクロ経済スライドの導入

保険料水準と国庫負担を固定し積立金の活用方法が決定したことにより、給付の財源が固定された。したがって、年金給付はこの固定した財源の範囲で行われることとなる。このとき、若い世代やこれからの世代の方々に、将来にわたる給付を確保するためには、足下の給付水準を調整する必要がある。この給付水準を調整する仕組みが、年金の賃金スライドや物価スライドによる伸びの範囲内で年金額の伸びを抑えるマクロ経済スライドである（第１－１－13 図）。

また、少なくとも５年に１度、財政検証を実施し、社会・経済情勢の変化に応じた、給付水準調整の終了時期や終了後の所得代替率の見通し、及びその財政見通しを作成することとされた。財政検証に基づき、給付水準調整が不要な場合は、給付水準調整を終了することとされた。

なお、今回の財政検証における給付水準調整の終了年度は現時点での見込みであり、今後、社会経済状況が好転すればより早期に終了し高い給付水準を確保できるが、逆に悪化した場合は、より長く給付水準の調整を行う必要が生じ、給付水準は見込みより低くなる。

このように、今後の社会経済状況の変動に応じて給付水準調整の終了時期を変動させることにより、自動的に年金財政の均衡が図られる仕組みが組み込まれており、公的年金制度は、頻繁に制度改正を繰り返す必要のない、持続的な制度となっている。

第１－１－13 図　給付水準の自動調整の仕組み

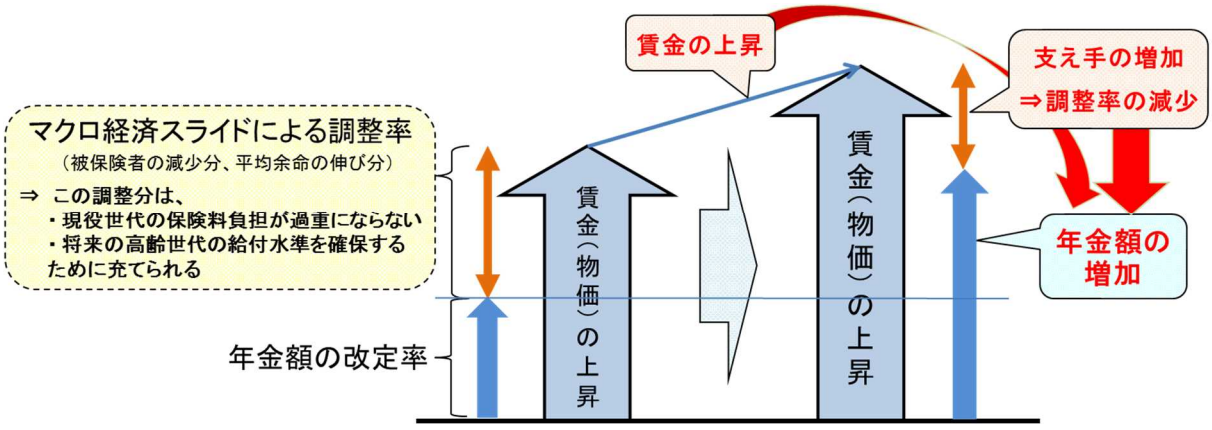

（５）給付水準の下限

2004（平成 16）年改正においては、給付水準の自動調整の仕組みを取り入れたものの、公的年金の役割を考えた場合、給付水準が際限なく下がっていくことは問題である。そこで、一定の給付水準を確保するため、厚生年金の標準的な年金額の所得代替率を給付水準の尺度として用いて、給付水準の下限を所得代替率 50％と定めたところである。ここで、「厚生年金の標準的な年金額」とは、夫が平均賃金で 40 年間働いたサラリーマンであり、妻が 40 年間第３号被保険者である場合における世帯の年金額を指し、「所得代替率」とは、年金を受け取り始める時点（65 歳）における、現役世代の平均手取り収入額（ボーナス込み）に対する厚生年金の標準的な年金額の比率のことをいう。

2019（令和元）年度時点における所得代替率は 61.7％となっているが、この水準はマクロ経済スライドによる自動調整により低下していき、今回の財政検証においては、人口推計が中位推計で、経済成長が進むケースでは、所得代替率 50％を確保し、2115（令和 97）年度までのおおむね 100 年間における財政の均衡を確保できる見通しとなっている。

しかしながら、よりいっそう少子化が進行するなど、社会・経済情勢が想定以上に悪化するような場合には、年金財政の均衡を保つよう給付水準調整を行い続けるとすると、所得代替率が 50％を下回る見込みとなることもあり得る。

このような場合、財政検証において５年後までの間に所得代替率が 50％を下回る見込みとなった時点において、給付水準調整の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずることとされた。また、併せてその際には、給付と負担の在り方についての検討を行い、所要の措置を講ずることとされている。

ただし、給付水準の調整によって所得代替率が 50％に近づくのは 20 年以上先

であることから、仮に現在の想定以上に社会・経済情勢が悪化したとしても、早々に上記の条件に当たることは想定しにくい。

４．財政検証の位置づけ

我が国の公的年金制度は、高齢者に対する年金の支給に要する費用をそのときの現役世代の負担によって賄うという「賦課方式」を基本としつつ、一定の積立金を保有しそれを活用することにより、将来の受給世代について一定水準の年金額を確保するという財政方式のもとで運営されている（第１－１－14 図）。

このような財政方式のもとでは、当初の見込みに比べて少子高齢化が進行すると、高齢者の相対的な増加によって年金給付が相対的に増加することから、年金財政の給付と負担の均衡を保つためには、現役世代の負担の増加、又は年金受給者の給付の抑制が必要となる。

第１－１－14 図　賦課方式と少子高齢化

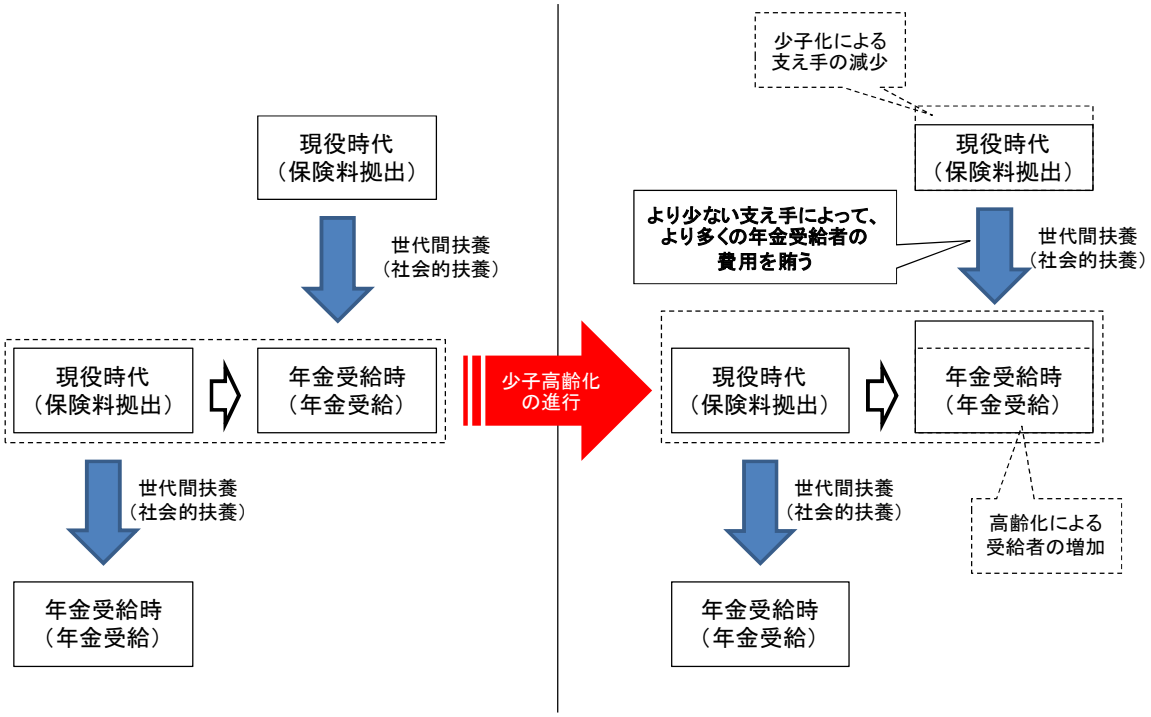

このため、2004(平成 16)年改正においてマクロ経済スライドが導入されたが、どの程度給付水準を調整する必要があるかについては、

・高齢化や少子化がどの程度まで進行するか
・女性や高齢者の労働市場への参加がどの程度進み、年金制度の支え手がどの程度増加するか
・経済成長がどの程度達成され、賃金の伸びや積立金の運用収入がどの程度見込まれるか

等、現在及び将来の人口や経済の動向に左右されるものである。

そこで、年金の財政状況を定期的に確認するために、少なくとも５年ごとに「財政検証」を実施し、おおむね 100 年という長期の財政収支の見通し、マクロ経済スライドの開始及び終了年度の見通し並びに給付水準の見通しを作成して、財政状況を検証することとされたのである。

また、財政検証においては、将来の人口や経済について一定の前提を設定するが、将来は不確実であり、その検証を行う時点において使用可能なデータを用い最善の努力を払ったとしても実績と前提に乖離が生じるのは避けられない。

このため、財政検証では、時間の経過につれて新たに蓄積された最新のデータを用いて諸前提を設定し直した上で、現実の軌道を出発点として新たな出発点からおおむね 100 年間の見通しを作成する（第１－１－15 図)。それとともに、幅のある複数の前提を設定し、将来の人口や経済の姿に応じて、年金の財政状況を検証し、将来の給付水準等がどのようになるかを示しているのである。

財政検証の結果は、人口や経済を含めた将来の状況を正確に見通す予測（forecast）というよりも、人口や経済等に関して現時点で得られるデータの将来の年金財政への投影（projection）という性格のものであることに留意が必要であり、結果を幅広く解釈した上で、今後の進むべき方向を読み解くことが重要である。

第１－１－15 図　財政検証のイメージ

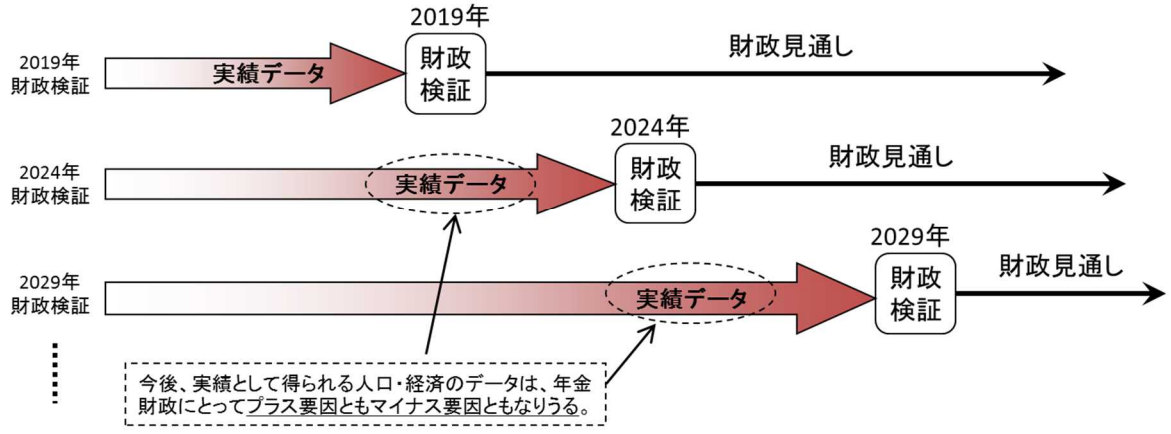

（補論）財政検証と財政再計算の違い

「財政再計算」と「財政検証」は、公的年金制度の将来にわたる収支見通しを作成するという点においては共通しているが、その役割については大きな違いがある。

財政再計算には、将来の保険料（率）の水準を定めるという役割がある。つまり、５年に１度、人口推計や将来の経済の見通しの変化等を踏まえて、現在の給付水準を維持すると仮定した場合には将来どの程度の水準の負担、つまり保険料（率）が必要となるのかを算定することである。その上で必要であれば再計算が行われるごとに給付と負担との関係が見直されることとなるが、実際も過去の再計算においては、負担の水準のみならず、給付水準に関しても見直しが行われてきた。

一方で財政検証は、財政再計算とは全く異なった性質を持っている。2004(平成16)年改正に伴って将来の保険料（率）の水準が法律で定められたことから、財政検証によって保険料（率）が定められる、ということはない。その代わりに、直近の社会・経済状況を踏まえた収支見通しを作成することにより、給付水準を自動調整する仕組みであるマクロ経済スライドについて、給付水準調整の終了年度を定める、もしくはその見通しを作成することが財政検証の主な目的のひとつとなっている。これはつまり、保険料水準を固定した上での給付の自動調整という現在の公的年金制度が持つ収支均衡の仕組みの中で、将来の給付水準がどの程度調整されていくのかという見通しを示すということである。このような中で、一定水準の給付費を維持したまま収支が均衡している姿が見通されるのであれば、その財政検証においては､「公的年金制度の仕組みは現時点では適切に機能している」と判断されることとなり、特に給付と負担の見直しなどが財政検証に伴って行われることはない。

ただし、５年後までに、所得代替率が 50％を下回るほど引き下げられるような状況になっている場合には、そのような仕組みがもはや適切に機能しているとは言えない状況にあると判断されたと見なされ、給付水準調整の終了について検討するとともに、その結果に基づいた調整期間の終了その他の措置、および給付と負担の在り方についての検討が行われ、所要の措置が講ぜられることとなる。

このように、財政再計算はこれから先の給付と負担の水準を見直し、特に将来の保険料（率）水準をその都度設定していくためのものであったのに対して、財政検証は、2004(平成 16)年改正で定められた負担の水準と給付の調整の仕組みが適切に機能しているかどうかを定期的に点検する意味合いのものとなっている。

第２節　2019(令和元)年財政検証

１．財政検証の主な前提

財政検証は、おおむね 100 年間にわたる将来の保険料収入や年金給付費の見通しといった長期の年金財政の状況を見通すものであり、今後の人口や社会・経済状況について一定の前提を置く必要がある。

しかし、将来は不確実であることから、財政検証における前提の設定にあたっては幅を持った複数ケースを設定している。2019(令和元)年財政検証においては、経済の前提について、メインシナリオを設けず幅広く設定しており、将来の経済の状況に応じて、将来の年金の姿がどのようになるかを試算した。

（１）将来推計人口（少子高齢化の状況）の前提

国立社会保障・人口問題研究所が 2017(平成 29)年４月に公表した「日本の将来推計人口」を用いている。合計特殊出生率及び死亡率について中位、高位、低位の３通りをそれぞれ設定している（第１－２－１表）。

第１－２－１表　合計特殊出生率及び平均寿命

合計特殊出生率			平均寿命			
2015年(実績)		2065年	2015年(実績)			2065年
1.45	→	出生高位 1.65	男 80.75 女 86.99	→	死亡高位（余命の延びが小さい）	男 83.83 女 90.21
		出生中位 1.44			死亡中位	男 84.95 女 91.35
		出生低位 1.25			死亡低位（余命の延びが大きい）	男 86.05 女 92.48

（２）労働力率の前提

2019(平成 31)年３月に独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT）がまとめた「労働力需給の推計」の「経済成長と労働参加が進むケース」、「経済成長と労働参加が一定程度進むケース」と「経済成長と労働参加が進まないケース」を用いている。

「経済成長と労働参加が進むケース」では、今後 10 年間で実質２％程度の経済成長を見込んでいる経済財政諮問会議「中長期の経済財政に関する試算」

（成長実現ケース）を踏まえ、女性や高齢者の労働参加が大きく進むことを仮定しており、女性の労働力率についてはいわゆるM字カーブが消失し 30 歳台の労働力率が 85%を超えるまで上昇、男子については 60 歳台後半でも 70%を超えるとの見通しとなっている。

また、「経済成長と労働参加が一定程度進むケース」では、年率で実質１％程度の経済成長を見込んでいる経済財政諮問会議「中長期の経済財政に関する試算」（ベースラインケース）を踏まえ、女性の労働力率についてはM字カーブの窪みが浅くなり、30 歳台の労働力率がおよそ 85%程度まで上昇する見通しとなっている。

一方、「経済成長と労働参加が進まないケース」では、労働参加率が現状(2017(平成 29)年)程度で変化がない見通しとなっている。

なお、この推計の推計期間は 2040(令和 22)年までであるため、それ以降は 2040(令和 22)年の数値で一定としている（第１－２－２図）。

第１－２－２図　労働力率の前提

労働力率の将来推計

＜男性、2040（令和 22）年＞

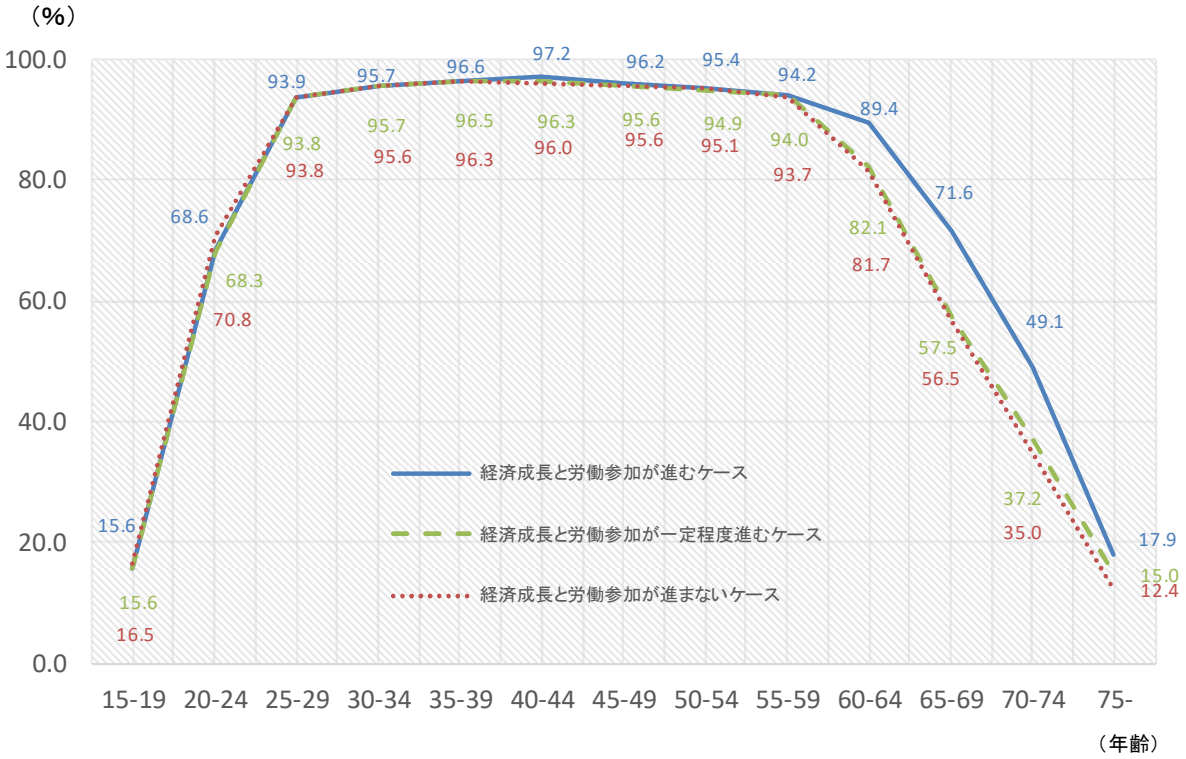

＜女性、2040（令和 22）年＞

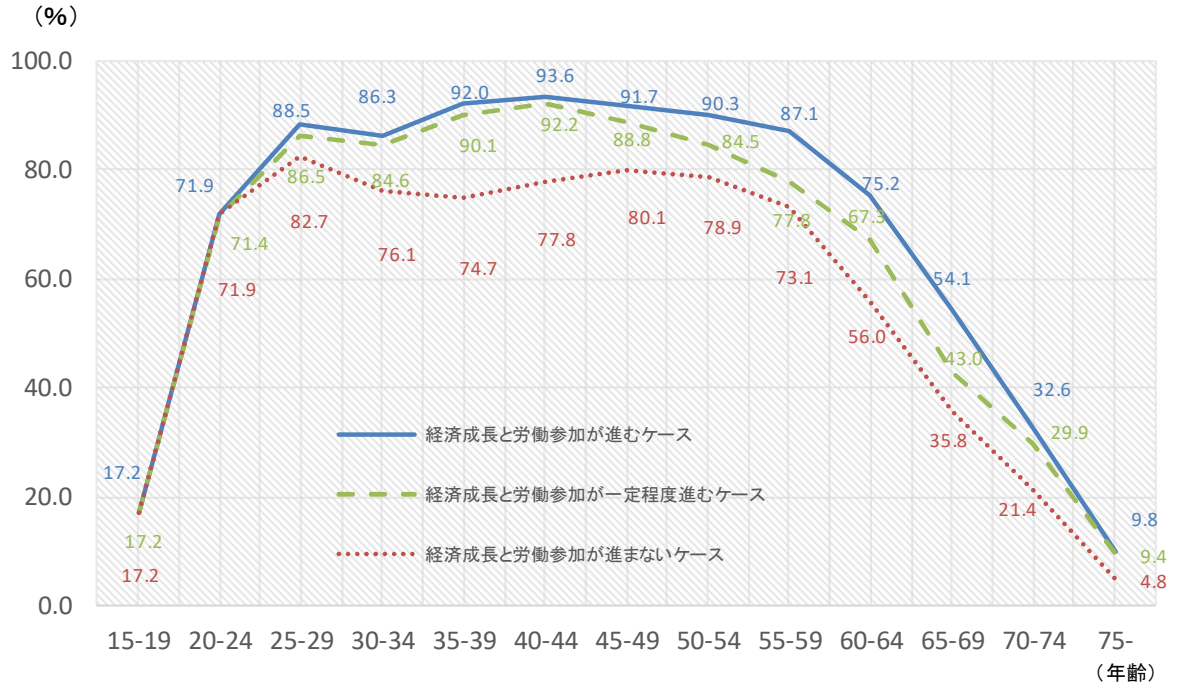

（３）経済前提

経済前提の設定に当たっては、設定プロセスの透明性を確保する観点から、経済・金融の専門家で構成された「年金財政における経済前提に関する専門委員会」を設置し、約１年半、10 回にわたる公開の場における議論を経て取りまとめられた検討結果の報告（2019(平成 31)年３月 13 日）に基づき、幅広い６ケースの前提が設定された。

①　短期の経済前提（2028(令和 10)年度までの前提）

2028(令和 10)年度以前の経済前提は、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」（2019(令和元)年７月）の「成長実現ケース」、「ベースラインケース」それぞれに準拠して設定している。

成長実現ケースでは、アベノミクスで掲げたデフレ脱却・経済再生という目標に向けて政策効果が過去の実績も踏まえたペースで発現する姿を試算したものであり、潜在成長率の上昇とともに、2020 年代前半にかけて実質２％程度、名目３％程度を上回る成長率に上昇し、物価上昇率は2023(令和５)年度以降２％程度に達すると試算されている。

ベースラインケースは、経済が足元の潜在成長率並みで将来に渡って推移する姿を試算しており、経済成長率は中長期的に実質１％程度、名目１％代半ば程度となる。また、物価上昇率は 0.8%程度で推移すると試算されている。

②　長期の経済前提（2029(令和 11)年度以降の前提）

2029(令和 11)年度以降の長期の経済前提は、専門委員会における検討結果の報告で示された幅の広い６ケースの経済前提を設定した(第１－２－３表)。

このうち、ケースⅠ～Ⅲは内閣府試算の「成長実現ケース」から接続するものとして設定された高成長ケース、ケースⅣ～Ⅵは内閣府試算の「ベースラインケース」に接続するものとして設定された低成長ケースとなっている。

第１－２－３表　長期の経済前提

		将来の経済状況の仮定		経済前提				（参考）
		労働力率	全要素生産性（TFP）上昇率	物価上昇率	賃金上昇率（実質<対物価>）	運用利回り		経済成長率（実質）2029年度以降20～30年
						実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	
ケースⅠ	内閣府試算「成長実現ケース」に接続するもの	経済成長と労働参加が進むケース	1.3%	2.0%	1.6%	3.0%	1.4%	0.9%
ケースⅡ			1.1%	1.6%	1.4%	2.9%	1.5%	0.6%
ケースⅢ			0.9%	1.2%	1.1%	2.8%	1.7%	0.4%
ケースⅣ	内閣府試算「ベースラインケース」に接続するもの	経済成長と労働参加が一定程度進むケース	0.8%	1.1%	1.0%	2.1%	1.1%	0.2%
ケースⅤ			0.6%	0.8%	0.8%	2.0%	1.2%	0.0%
ケースⅥ		経済成長と労働参加が進まないケース	0.3%	0.5%	0.4%	0.8%	0.4%	▲0.5%

長期の経済前提の設定にあたっては、コブ・ダグラス型生産関数を用いたマクロ経済に関する試算の枠組みに基づき、６通りのシナリオを設定して実質経済成長率等の推計を行った。

それぞれのシナリオは、技術革新などによる成長分と解釈される６通りの「全要素生産性(TFP)上昇率」を軸に、過去の実績を基礎としつつ、日本経済の潜在的な成長率の見通しや労働力需給の見通しを踏まえた整合性のあるパラメータを設定している。

短期の前提で準拠した内閣府試算においては、軸となる全要素生産性(TFP)上昇率は、年 0.3%である足下の実績が、「成長実現ケース」は日本経済がデフレ状況に入る前に実際に経験した上昇幅とペース（1982(昭和57)年度から 1987(昭和 62)年度までの、5 年間で 0.9%程度の上昇ペース）で 1.2%まで上昇、「ベースラインケース」は 2002(平成 14)年１月以降（第 14 循環以降）の平均である 0.8%まで上昇すると仮定されている。

全要素生産性（TFP）上昇率のこれまでの推移をみると、1990(平成２）年以前は 1.5%以上の水準にあったが、おおむねバブル崩壊後の 1990 年代後半以降は、0.3～1.2%の間を推移している。また、過去 10 年から 30 年の平均を見ると、0.7～1.2%の間を推移している（第１－２－４図）。

第１－２－４図　全要素生産性（TFP）上昇率の推移(1981～2017 年度)

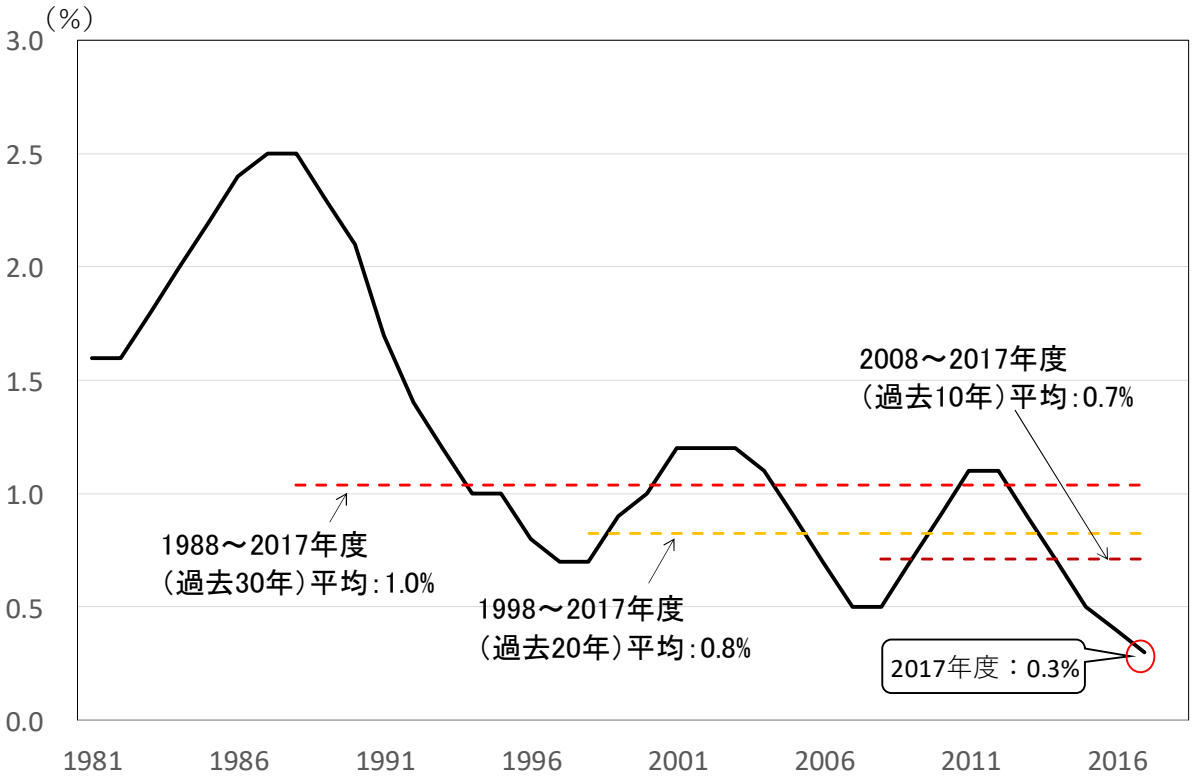

（出典）月例経済報告（内閣府）2018 年 10-12 月期四半期別 GDP 速報（１次速報値）

過去 30 年間（1988～2017 年度）の全要素生産性（TFP）上昇率の分布をみると、ケースⅠの 1.3%以上が 17%、ケースⅡの 1.1%以上が 40%、ケースⅢの 0.9%以上が 63%、ケースⅣの 0.8%以上が 67%、ケースⅤの 0.6%以上が 83%、ケースⅥの 0.3%以上が 100%を占めている（第１－２－５図）。

第１－２－５図　全要素生産性（TFP）上昇率の「仮定」と「実績」の比較

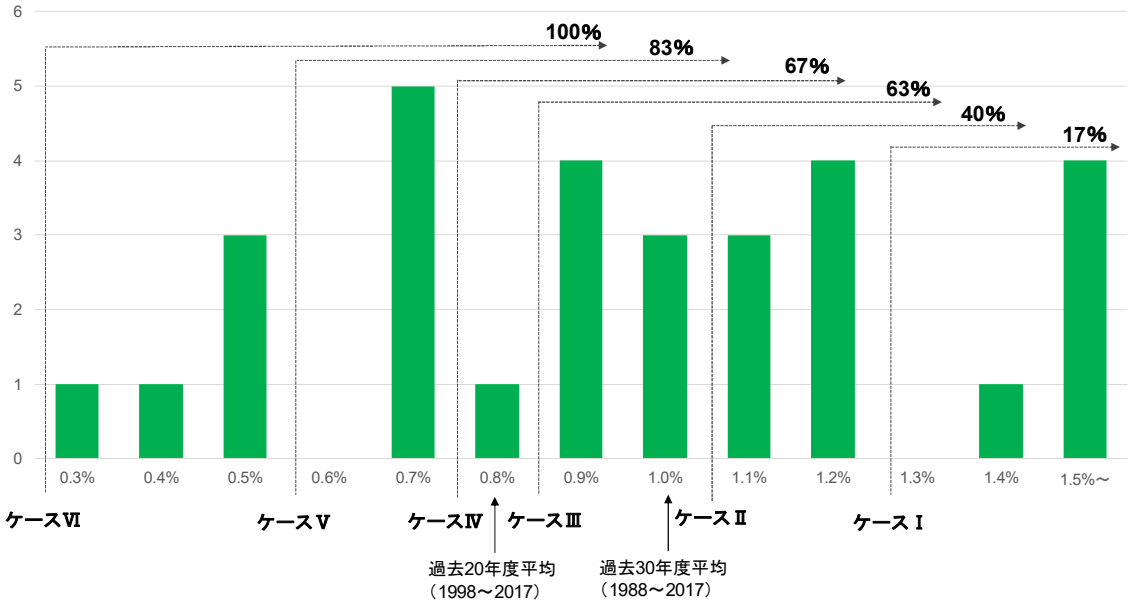

（出典）月例経済報告（内閣府）の2018年10－12月期四半期別GDP速報（１次速報値）

全要素生産性（TFP）上昇率は内閣府試算の設定、バブル崩壊後の 1990 年代後半以降の実績の範囲、過去 30 年の実績の分布を踏まえて設定されており、ケースⅠからケースⅥまで 1.3～0.3％の範囲で６通りの設定を行っている。これは、おおむねバブル崩壊後の 1990 年代後半以降の全要素生産性上昇率は 1.2～0.3％であり、概ねこの範囲で設定されているものとも考えられる。

このように設定された経済前提の 2029(令和 11)年度以降 20～30 年の実質経済成長率は、ケースⅠ～Ⅲでは年平均 0.9～0.4％とプラス成長を確保しているが、ケースⅣ～Ⅵでは年平均 0.2～▲0.5％とほぼゼロ成長又はマイナス成長と見込まれている。

（４）その他の前提

財政検証においては、人口、経済以外にも、有遺族率、障害年金発生率、納付率など、制度の状況等に関する前提が設定されている。これらは、被保険者及び年金受給者等の実績データ等を基礎として設定した。このうち国民年金保険料の納付率については、今後の取組強化等により、現年度納付率は 2023(令和５)年度に 70％、過年度保険料の納付分を含めた最終納付率は 2021(令和３)年度に 75％へ向上するものとして設定した。

２．所得代替率の将来見通し

（１）厚生年金の給付水準を測る公的年金の所得代替率

厚生年金の給付水準を測る基準として用いられる公的年金の所得代替率は、現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率によって表される。分母の厚生年金男子の平均賃金は共済年金の男子組合員も含めて算出され、2019(令和元)年度の手取り賃金の平均は 35.7 万円となる。この賃金水準で計算される 2019(令和元)年度のモデル年金の新規裁定時の年金額（本来水準）は、夫婦２人の基礎年金 13.0 万円と報酬比例年金９万円を合わせて 22.0 万円となり、現役世代の手取り賃金に対する比率である所得代替率は 61.7%となっている。これが、2019(令和元)年度の所得代替率であり、今回の財政検証の足下の給付水準となる。

所得代替率は、マクロ経済スライドによる給付水準調整が発動されなければ、原則として、分子の新規裁定時の年金額は、分母の手取り賃金の伸び率でスライドするため、分母、分子が同じ伸び率で伸びることとなり、所得代替率は変動しない。

マクロ経済スライドが発動されると、分子の年金額は手取り賃金より伸びを低く抑えられるため、給付水準が調整され所得代替率が低下することとなる。しかしながら、デフレ経済が長引いたため、2004(平成 16)年改正で導入されたマクロ経済スライドは 2014(平成 26)年度まで発動することがなく、所得代替率は、むしろ上昇する結果となっている。この所得代替率の上昇は、主に基礎年金で起こっており、この間の新規裁定時の基礎年金の改定が、分母の賃金の低下より小さく抑えられているため生じたものである。これは、賃金の低下が物価の低下よりも大きい経済状況において、新規裁定時の基礎年金は、賃金でなく物価を基準に改定する仕組みが引き起こした結果である。

なお、2014(平成 26)年財政検証結果により確認された基礎年金が構造的にかかえる事項への対処について、年金部会での議論も踏まえ、2016(平成 28)年に公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律が成立した。この中で、年金額の改定ルールの見直しが行われ、マクロ経済スライドについて、年金の名目額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を含めて調整する仕組みが導入され、マクロ経済スライドの強化が図られた。あわせて、賃金変動が物価変動を下回る場合に賃金変動に合わせて年金額を改定することとし、年金財政の支え手である現役世代の負担能力にあわせた年金給付とする仕組みが導入された(第１－２－６図)。

第１－２－６図　年金額改定ルールの見直し

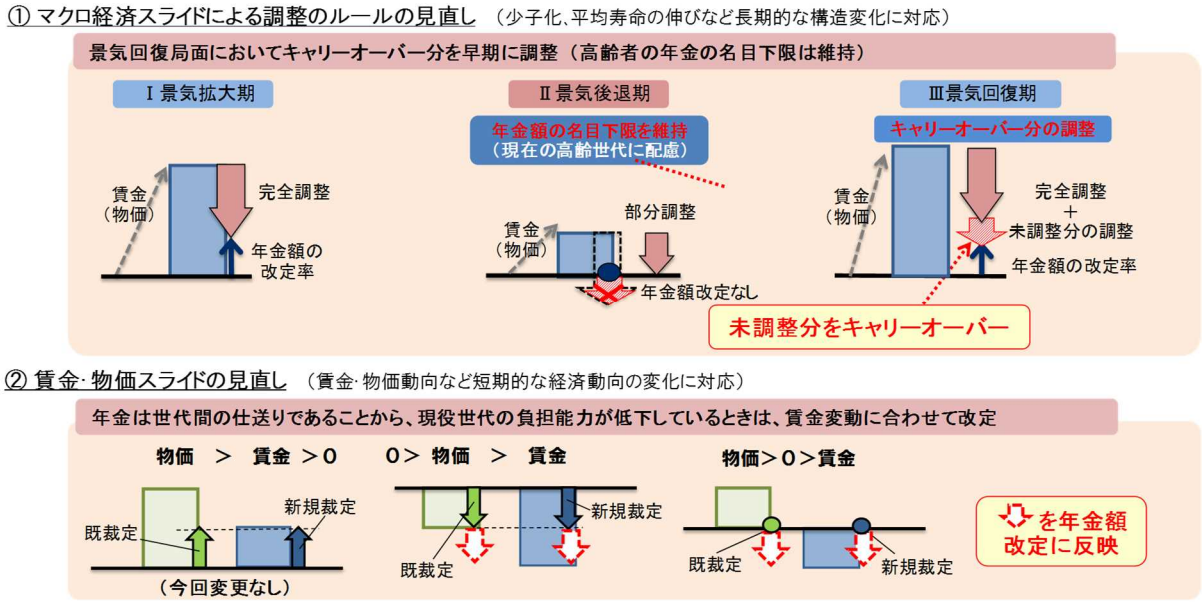

（２）幅広い経済前提における所得代替率の見通し

マクロ経済スライドによる給付水準調整は、概ね 100 年間の年金財政が均衡するところで終了する仕組みであるが、終了時期及び終了後の所得代替率は、今後の人口や経済の推移で変わる。次の第１－２－７図は、人口が中位推計で推移した場合に、幅広く設定した経済前提に応じて、マクロ経済スライドの終了年度及び終了後の所得代替率がどのようになるかを示したものである。給付水準の調整終了後は分子の新規裁定時の年金額は、分母の賃金の伸び率でスライドするため、所得代替率が維持される。

第１－２－７図　給付水準の調整終了年度と所得代替率の見通し

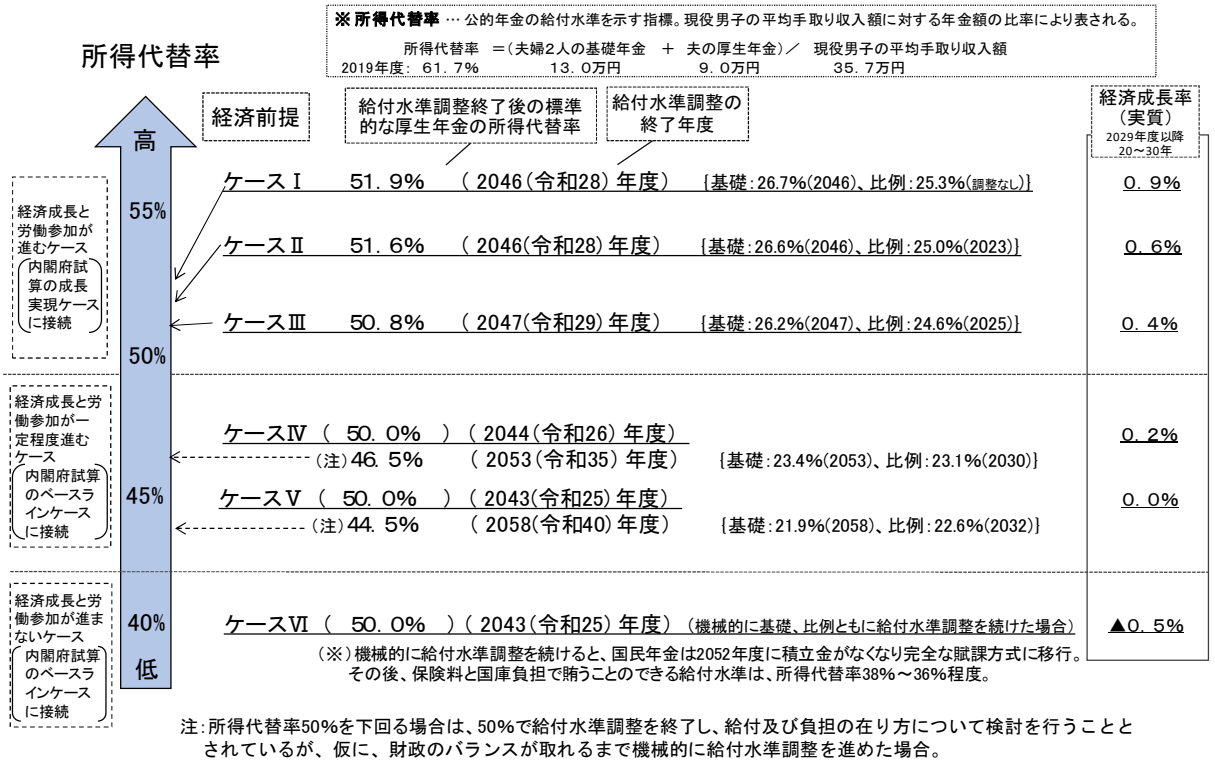

注：所得代替率50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合。

６ケース設定した経済前提のうち、女性や高齢者の労働市場への参加が進み、日本経済が成長するケース（ケースⅠ～Ⅲ）では、将来にわたって所得代替率 50%以上を確保する結果となった。

しかしながら、女性や高齢者の労働市場への参加が一定程度進むケース（ケースⅣ、Ⅴ）や進まないケース（ケースⅥ）においては、財政の均衡を図るためには、給付水準の下限（所得代替率 50%）を超えて給付水準調整が必要との結果となった。

特にマイナス成長のケースⅥでは、物価や賃金の伸び率が低いためマクロ経済スライドが十分に機能せず、給付水準調整の途上である 2052(令和 34)年度に国民年金の積立金がなくなり完全な賦課方式に移行する見込みとなった。完全な賦課方式に移行した場合、保険料と国庫負担のみで賄うことのできる給付水準は所得代替率 36～38%であり、最も厳しい経済前提では給付水準はこの水準まで低下する見通しである。

なお、2004(平成 16)年改正法附則の規定では、「次の財政の現況及び見通しが作成されるまでの間に所得代替率が 50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び費用負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずること」とされているが、今回の財政検証にお

いては、５年後の 2024(令和６)年度の所得代替率の見通しは 60.0～60.9%となっており、50%を下回る見込みはないため、この規定に該当するものではない。

また、どのケースでも報酬比例年金に比べて基礎年金の調整期間が長く、基礎年金の水準低下が大きい。前回の財政検証でも同様の傾向があったが、今回は厚生年金の被保険者の増加や運用収益増といった年金財政へのプラス要素もあり、これまで見られたような基礎年金部分の将来の所得代替率の低下にも歯止めがかかった。

しかしながら、2004(平成 16)年の改革時の想定と比較してマクロ経済スライドが長期化、基礎年金水準が低下している状態であることには変わりが無い。これは、今回の財政検証の足下となる 2019(令和元)年度の所得代替率でみた給付水準が、2004(平成 16)年時と比べて基礎年金で上昇したため、国民年金の財政状況が悪化し、将来の給付水準をより大きく引き下げる必要が生じたものである（第１－２－８図)。

厚生年金については、基礎年金部分の給付水準が低下すると、固定された保険料率のうち基礎年金部分に充てる分が減るため、逆に報酬比例年金に多くの財源を充てることができる。このため報酬比例年金の給付水準調整が小さくなり、調整後の所得代替率が上昇する仕組みとなっている。

第１－２－８図　所得代替率の見通しの前回財政検証からの変化
（経済成長と労働参加が進むケース）

○ 足下の所得代替率は前回検証後にマクロ経済スライド調整が発動（累計1.4%）したこと等により低下。
○ 一方、給付水準調整終了後の所得代替率は、経済成長と労働参加が進むケースⅠ～Ⅲと前回財政検証のケースA～E（労働市場への参加が進む経済再生ケース）を比較すると、出生率の改善や労働参加の進展等によりわずかに上昇。
○ 一定の経済成長と労働参加が進めば将来的に所得代替率50%を確保できるが、報酬比例に比べ基礎年金の給付水準調整期間が長期化している点は前回財政検証と同様。

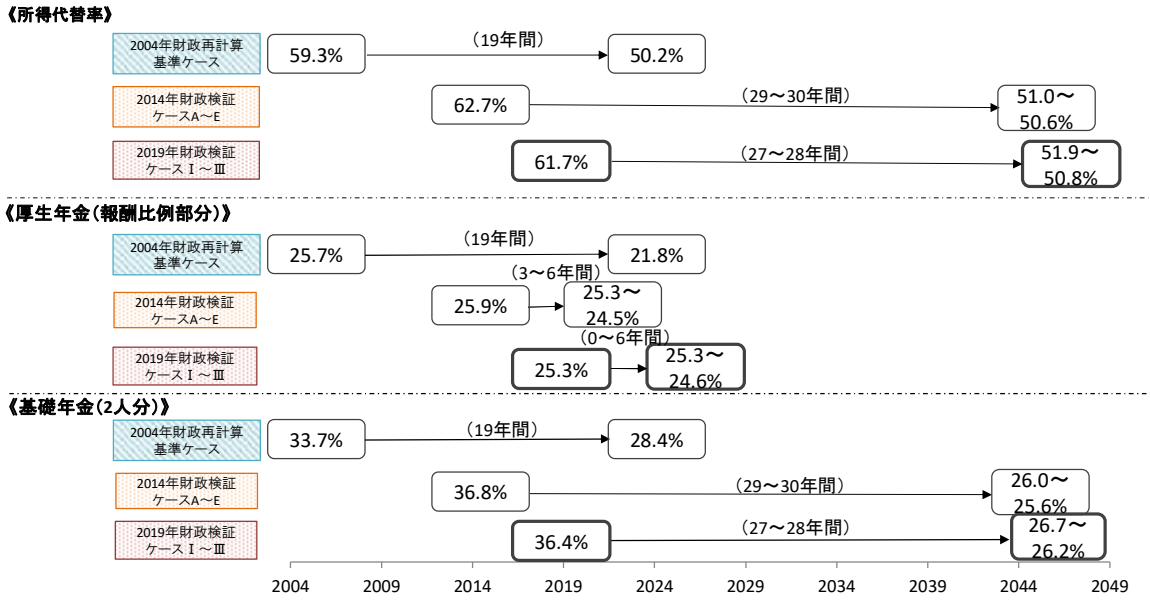

（３）人口等の前提が変動した場合の所得代替率の見通し

出生率や死亡率の将来の動向が所得代替率に与える影響をみたのが、第１－２－９図である。

出生率の前提を中位推計から高位推計にすると調整期間は４～７年短縮し所得代替率は２～４％上昇する結果となり、低位推計とすると調整期間は３～11 年延長し所得代替率は３～５％低下する見通しである。2060(令和 42)年の出生率の前提は、高位推計は 1.65、中位推計 1.44、低位推計 1.25 であり、いずれも人口を維持する水準と比べるとかなり低い水準である。賦課方式を基本とする公的年金において出生率の動向が与える影響は大きいことが分かる。

死亡率の前提を中位推計から高位推計にすると調整期間は４～７年短縮し所得代替率は２～３％上昇する結果となり、低位推計に変化させた場合は、調整期間は３～10 年延長し、所得代替率は２～３％低下する見通しである。高位推計、低位推計は寿命が約１年変化する前提であり、受給期間の延び又は短縮の影響により給付水準が低下又は上昇する。

第１－２－９図　人口の前提が変化した場合の所得代替率への影響

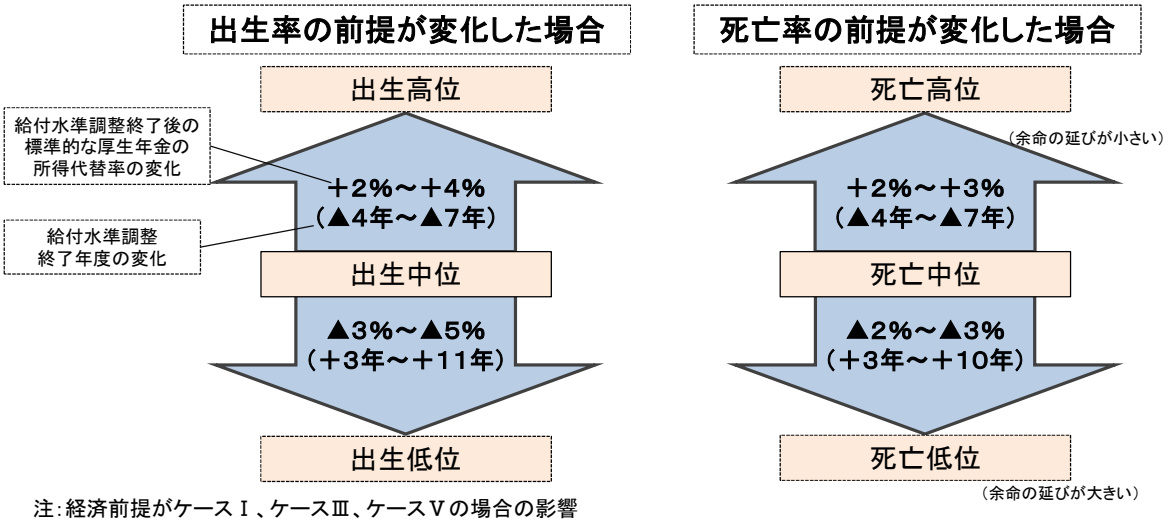

注：経済前提がケースⅠ、ケースⅢ、ケースⅤの場合の影響

合計特殊出生率			平均寿命			
2015年（実績）		2065年	2015年（実績）			2065年
1．45	→	出生高位　1．65 出生中位　1．44 出生低位　1．25	男　80．75 女　86．99	→	死亡高位（余命の延びが小さい） 死亡中位 死亡低位（余命の延びが大きい）	男　83．83 女　90．21 男　84．95 女　91．35 男　86．05 女　92．48

３．年金額の将来見通し

所得代替率は、現役世代の手取り賃金に対する年金の相対的な水準を示すものであるため、所得代替率が同じ場合でも、現役世代の賃金の実質価値が上昇すると（つまり賃金による購買力が上昇し生活水準が上がると）、それに伴い年金の実質価値も上昇し、年金による購買力も増加する。

今後、マクロ経済スライドにより、現役世代の手取り賃金との相対的な水準を示す所得代替率は低下していく見通しであるが、十分な実質賃金上昇がある経済を仮定すると、購買力でみた年金の実質額が低下するとは限らない。

したがって、将来の年金の給付水準を考えるに当たっては、所得代替率とともに、購買力でみた年金の実質価値がどのようになるかを合わせてみることが重要である。

新規裁定時の年金額について、購買力でみた実質額の将来見通しを、経済前提ケースⅠ、ケースⅢ、ケースⅤについて示したのが、それぞれ第１－２－10 図、第１－２－11 図、第１－２－12 図である。

なお、将来の年金の実質額は、将来の名目年金額を、物価上昇率を用いて現在価値に割り引くことで計算される。

第１－２－10 図　年金額の将来見通し（2019（令和元）年財政検証）
人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅠ（変動なし）

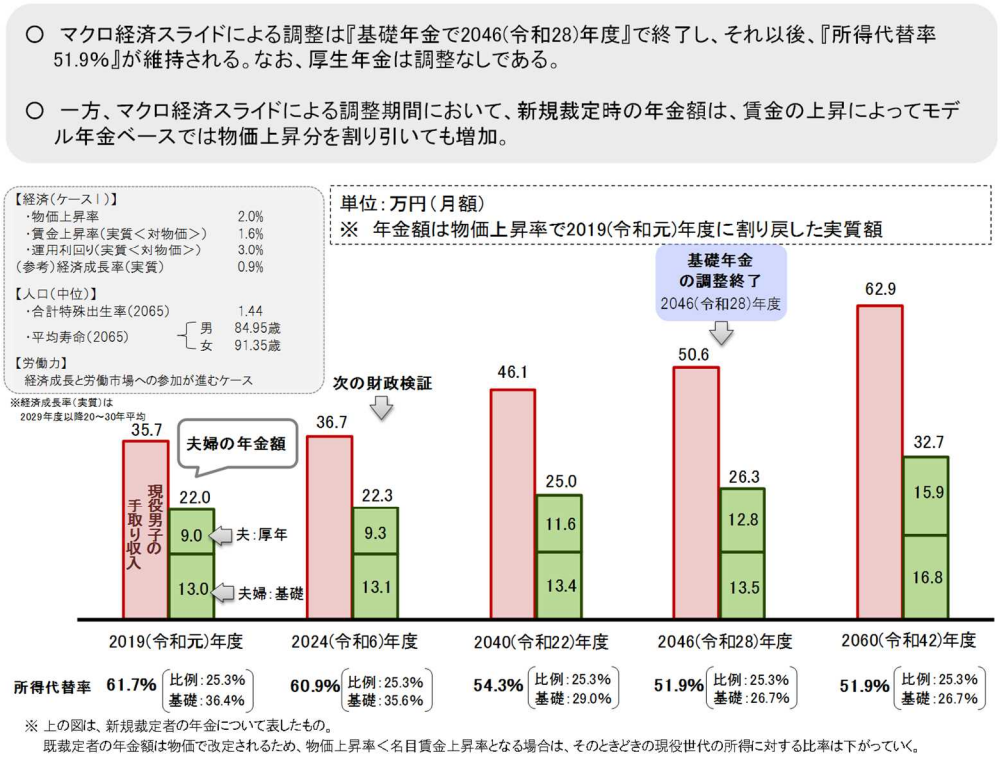

※ 上の図は、新規裁定者の年金について表したもの。
既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率＜名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

第１－２－11 図　年金額の将来見通し（2019（令和元）年財政検証）
人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅢ（変動なし）

○ マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で2047(令和29)年度』、『厚生年金で2025（令和7)年度』で終了し、それ以後、『所得代替率50.8%』が維持される。

○ 一方、マクロ経済スライドによる調整期間において、新規裁定時の年金額は、賃金の上昇によってモデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても増加。

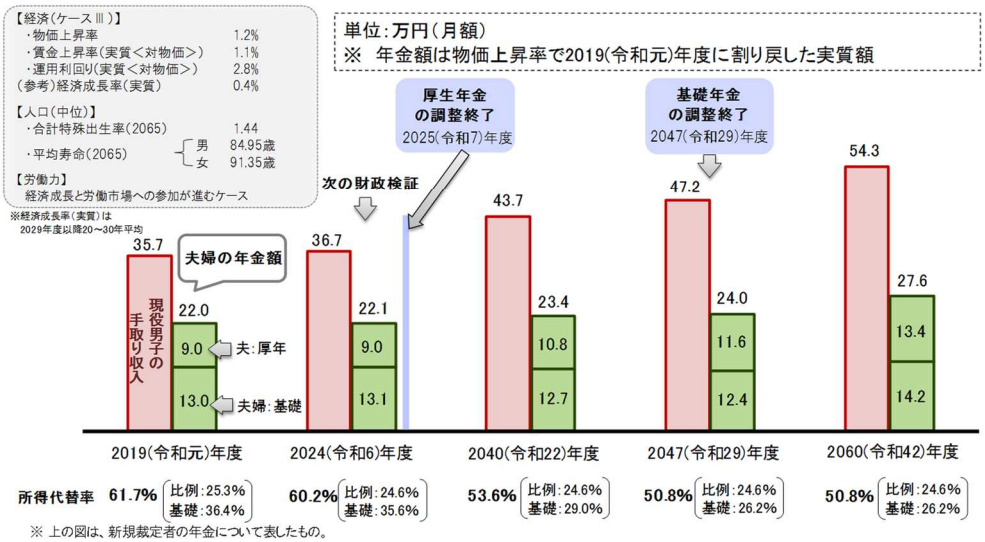

※ 上の図は、新規裁定者の年金について表したもの。
既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率＜名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

第１－２－12 図　年金額の将来見通し（2019（令和元）年財政検証）
人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅤ（変動なし）

○ マクロ経済スライドによる調整で2043(令和25)年度に所得代替率50%に到達する。仮に、その後も機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合、マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で2058(令和40)年度』、『厚生年金で2032(令和14)年度』で終了し、『所得代替率44.5%』になる。

○ 一方、所得代替率が50%に到達する2043(令和25)年度までの新規裁定時の年金額は、賃金の上昇によってモデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いて微減。

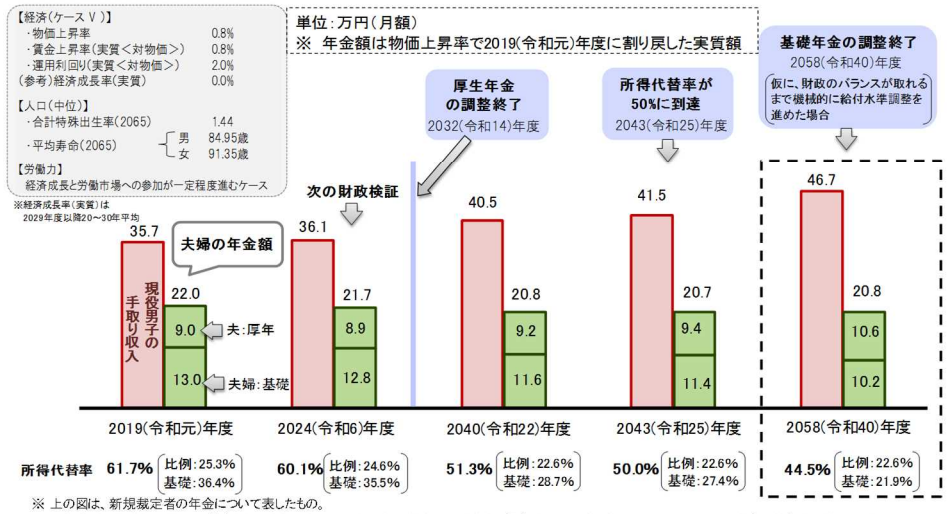

※ 上の図は、新規裁定者の年金について表したもの。
既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率＜名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

それぞれのケースで現役世代の手取り賃金を比べると、2019(令和元)年度に35.7万円の現役世代の手取り賃金は、いずれのケースも実質額が上昇する見通しであるが、実質賃金上昇率の違いにより、将来の実質額には差が生じる。例えば、2040(令和 22)年度でみると、ケースⅠは 46.1 万円、ケースⅢは 43.7 万円となり、ケースⅤは 40.5 万円となっている。

それぞれの経済状況において 2019(令和元)年度に 22.0 万円のモデル年金は、ケースⅠ、ケースⅢでは実質額で増加し、2040(令和 22)年度で、ケースⅠが 25.0 万円、ケースⅢが 23.4 万円となるが、ケースⅤは、実質額が微減する。実質経済成長により現役世代の生活水準が上昇するなかで、マクロ経済スライドによる給付水準調整を行っているが、年金の購買力はケースⅠ、ケースⅢでは上昇し、ケースⅤでは微減となっている。

ただし、基礎年金の購買力をみるとケースⅠでは 2040(令和 22)年度でも2019(令和元)年度を上回る購買力を確保しているが、ケースⅢ、Ⅴでは 2019(令和元)年度に 13.0 万円の夫婦２人分の基礎年金は、2040(令和 22)年度には、ケースⅢは 12.7 万円と微減、ケースⅤは 11.6 万円に減少しており、とりわけ低成長ケースでの基礎年金の購買力の低下が課題となる。

ケースⅠでは、実質賃金上昇率の見込みは 1.6%であり、一方、マクロ経済スライドによるスライド調整率はフルに発動した場合でも 2040(令和 22)年までの平均で年 1.2%であるため、賃金スライドによる年金改定がスライド調整率を上回り年金の実質額が上昇するが、ケースⅢやケースⅤでは、実質賃金上昇率はそれぞれ 1.1%、0.8%であり、スライド調整率を下回る年もあるため年金の実質額が低下することとなる。

一方、年金を受給し始めた年以降の年金額（既裁定年金）は、原則として物価スライドにより年金の購買力を維持する仕組みであるが、マクロ経済スライドによる給付水準調整期間は、物価スライドを抑制することとなるため、いずれの経済前提においても年金の購買力は低下していくことになる。

４．賃金水準に応じた所得代替率及び年金額の将来見通し

厚生年金の保険料は１階部分、２階部分を合わせて賃金に比例した保険料負担となっているのに対し、１階部分の基礎年金は賃金に比例しない定額給付である。この仕組みにより厚生年金には所得再分配の機能が内在しており、低所得者にとって保険料負担の割に多くの年金を受け取れる有利な仕組みとなっている。

このため賃金水準が低い方が年金額は低くなるが、賃金水準との対比で示され

る所得代替率は、賃金水準が低い方が高くなる。

次に、被用者世帯における片働き世帯と共働き世帯を比べると、夫婦２人の合計賃金が同じであれば、基礎年金は同じ２人分、報酬比例年金も同じ賃金水準の報酬比例年金となるため、夫婦２人の合計年金額は同じとなり、その結果、所得代替率も同じとなる。また、単身世帯と比較しても夫婦１人当たりの賃金と単身者の賃金が同じであれば、同様に１人分の年金額も所得代替率も同じとなる構造である（第１－２－13 図）。

このように、年金額や所得代替率は、加入期間が同じ場合、世帯１人当たり賃金水準が同じであれば、どのような世帯構造であっても世帯１人当たりでみた年金額や所得代替率は同じになり、世帯類型による違いは生じない。

第１－２－13 図　公的年金の負担と給付の構造（世帯類型との関係）

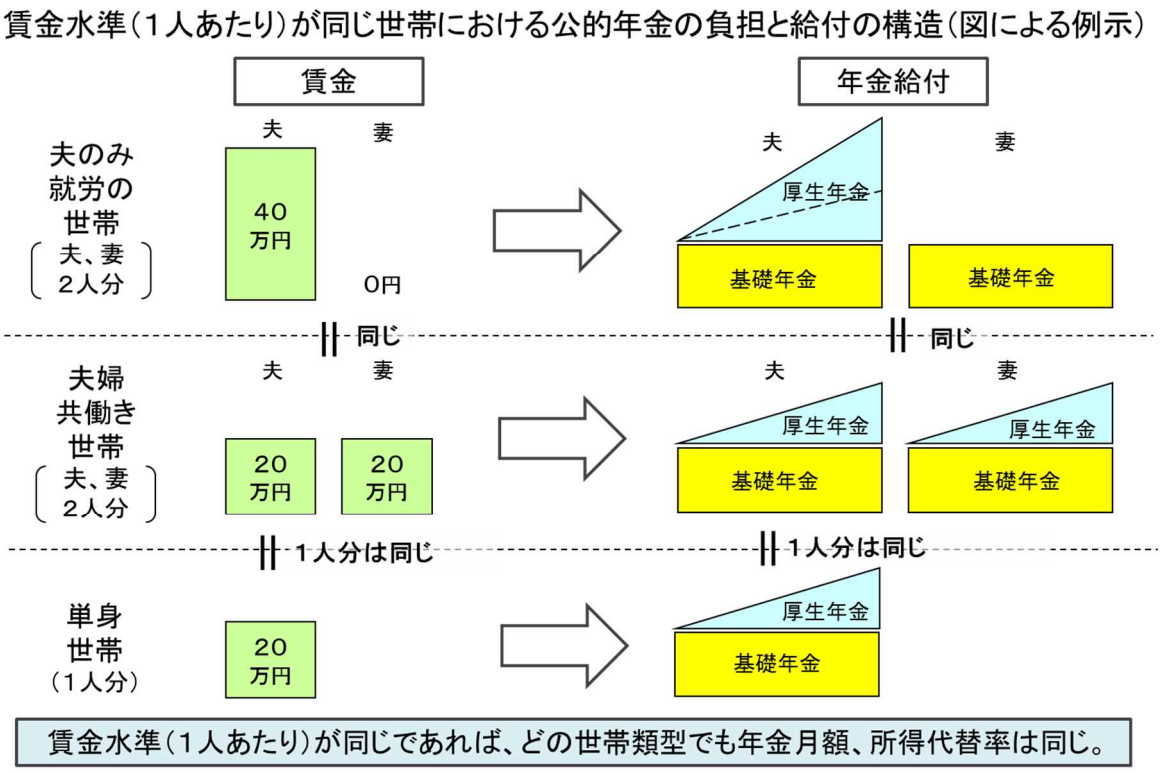

すなわち、厚生年金に適用される被用者世帯を考えた場合、40 年加入を前提とすると年金額や所得代替率は、賃金水準によって定まることとなる。そこで、世帯の賃金水準に応じて、年金額及び所得代替率がどのような見通しとなるかを示したものが第１－２－14 図から第１－２－17 図である。

第１－２－14 図　賃金水準（１人あたり）別の年金月額及び現役時の賃金比率
＜現在（2019(令和元)年度）＞

○ 厚生年金の年金月額や所得代替率は、世帯類型によらず世帯の賃金水準(1人当たり)によって決まる。このことから、モデル年金の賃金を中心とし、賃金に対する比率0.5，0.75，1.25，1.75倍の賃金を基準とし、年金月額や所得代替率がどのようになるか示した。
○ 公的年金は所得再分配機能を有することから賃金水準が高い世帯ほど、年金月額は高く所得代替率が低くなる構造となっている。
○ 所得代替率や年金月額の違いは世帯類型でなく賃金水準の違いから生じているものであり、賃金水準に着目することが重要である。

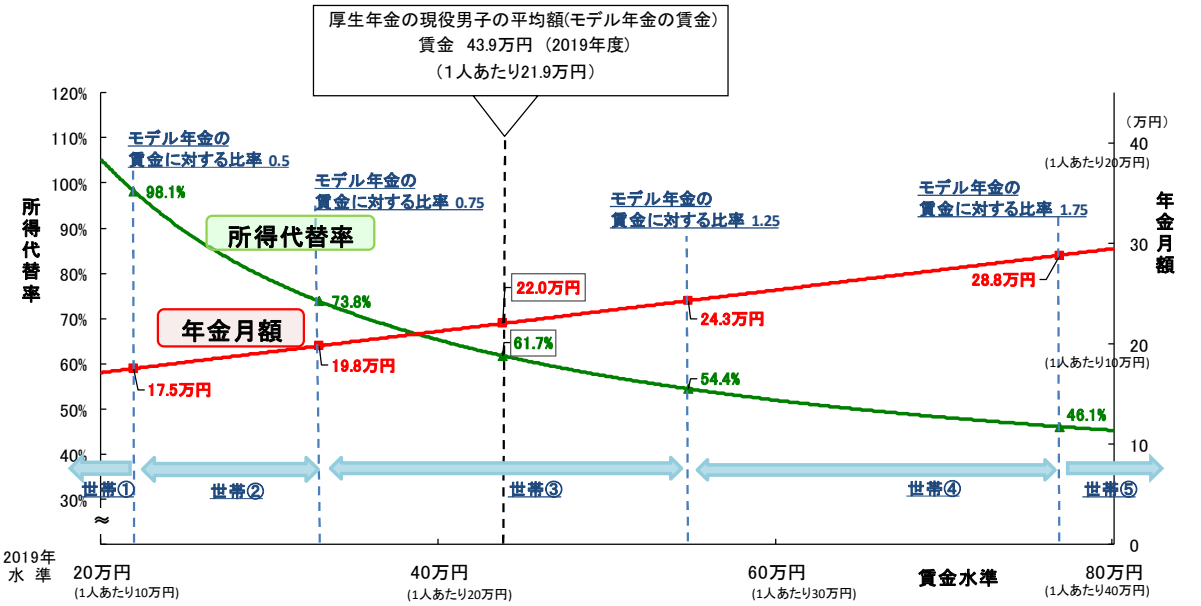

注1： 年金月額は、新規裁定者の水準。
注2： どの世帯類型も、可処分所得割合を0.814として所得代替率を計算している。
注3： 世帯構成は、2016年国民生活基礎調査（所得は2015年1月～12月）の一時点の構成をみているため、生涯の平均賃金の分布を示しているものではない。このため、将来の所得代替率や年金額の分布を示しているものではないことに留意が必要。

第１－２－15 図　賃金水準（１人あたり）別の年金月額及び現役時の賃金比率
＜ケースⅠ　2046(令和 28)年度（人口中位）＞

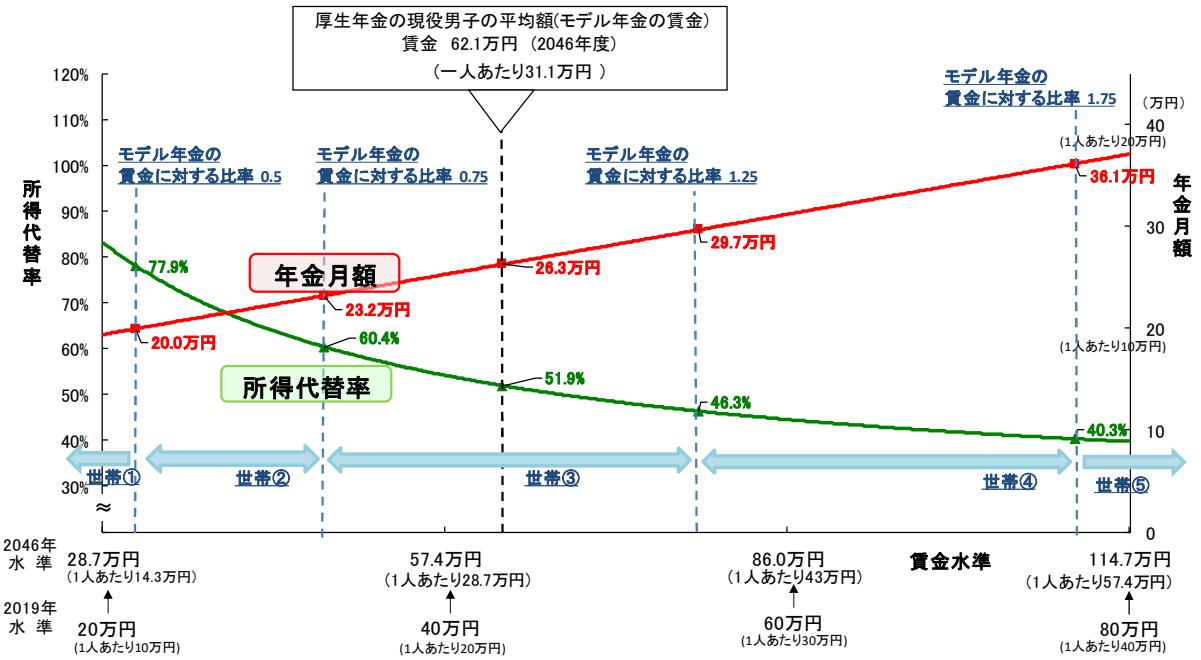

注1： 年金月額は、新規裁定者の水準。
注2： どの世帯類型も、可処分所得割合を0.814として所得代替率を計算している。
注3： 2046年水準の年金月額及び賃金は、物価上昇率で2019年度時点に割り戻した実質額である。

第１－２－16 図　賃金水準（１人あたり）別の年金月額及び現役時の賃金比率
＜ケースⅢ 2047(令和 29)年度＞

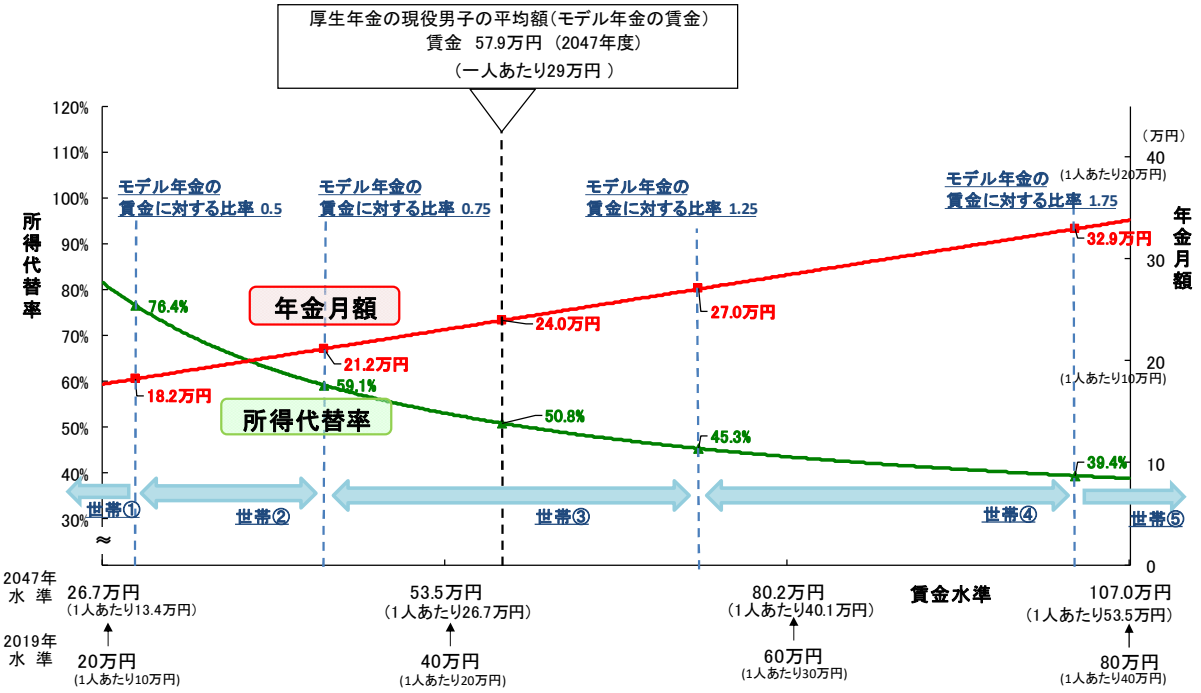

注1： 年金月額は、新規裁定者の水準。
注2： どの世帯類型も、可処分所得割合を0.814として所得代替率を計算している。
注3： 2047年水準の年金月額及び賃金は、物価上昇率で2019年度時点に割り戻した実質額である。

第１－２－17 図　賃金水準（１人あたり）別の年金月額及び現役時の賃金比率
＜ケースⅤ 2058(令和 40)年度＞

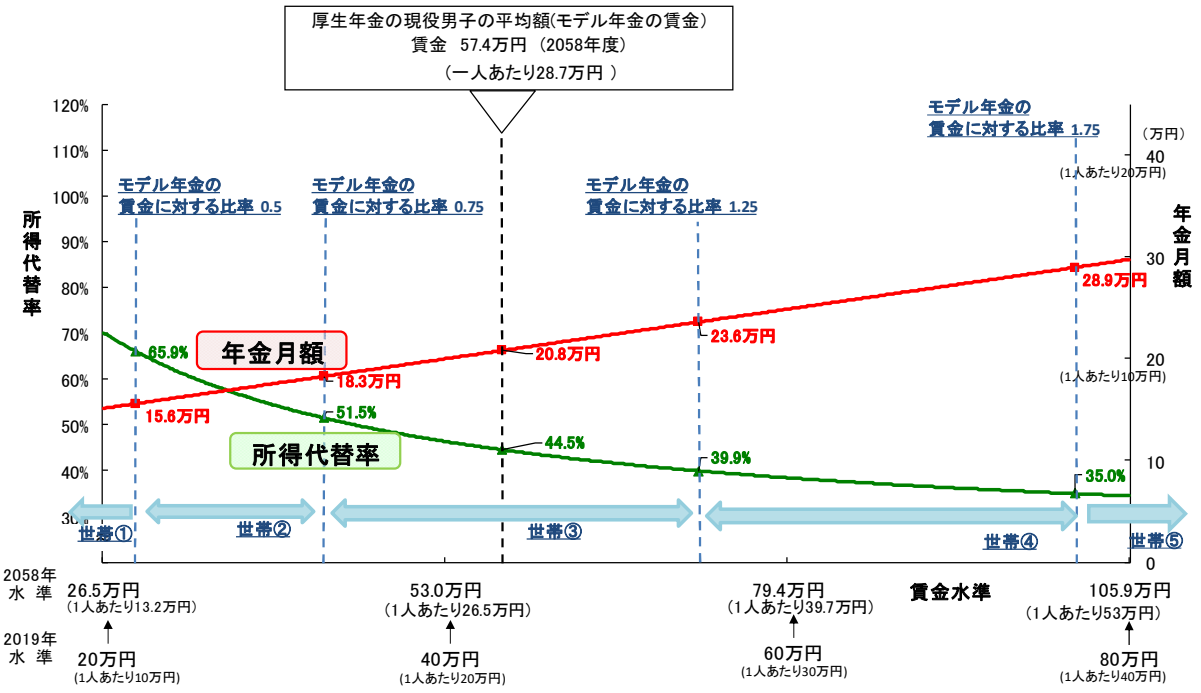

注1： 年金月額は、新規裁定者の水準。
注2： どの世帯類型も、可処分所得割合を0.814として所得代替率を計算している。
注3： 2058年水準の年金月額及び賃金は、物価上昇率で2019年度時点に割り戻した実質額である。
注4： 2058年度について、次期財政検証までの間に所得代替率50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整を終了し、給付及び費用負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に財政のバランスがとれるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値としている。

５．年金財政の将来見通し（人口前提：出生中位、死亡中位）

（１）被保険者数の見通し

被保険者数の見通しは、将来推計人口と労働力率の見通しを基礎に、就業者に占める雇用者比率の変化や短時間労働者の労働時間分布の変化等を織り込み厚生年金被保険者数を算出し、さらに、女性の第３号被保険者割合の変化等も織り込み第１号被保険者数及び第３号被保険者数の見通しを算出している。

被保険者数の見通しは、保険料収入や将来の年金給付を算出する上で基礎となり、財政見通しを作成する上で重要な見通しとなる。

被保険者数の見通しは、基礎とする将来推計人口と労働力率の見通しに応じてそれぞれ作成される。人口の前提が中位推計の場合の公的年金被保険者数の将来見通しを示したものが、第１－２－18 表から第１－２－20 表である。

人口の前提が中位推計、労働市場への参加が進む場合の公的年金の被保険者数の見通しは、2019(令和元)年度で 6,730 万人、以降、生産年齢人口の減少に伴い減少を続け、2033(令和 15)年度には６千万人を割り 5,960 万人となる。その後、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040(令和 22)年前後から減少のスピードを加速し、2050(令和 32)年度には 4,780 万人になるものと見込まれている。

マクロ経済スライドによる給付水準の調整は、公的年金被保険者数の減少率（４年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値（年平均））に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率（0.3%）を加えた率（表中②の欄）を基礎として行われる。

第１－２－18表　公的年金被保険者数の将来見通し（2019(令和元)年財政検証）
人口：出生中位、死亡中位　労働：労働参加が進むケース

年　度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦（令和）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2019（元）	67.3	14.6	44.3	(39.9)	(4.5)	8.3	(7.5)	(0.9)	0.1	−0.2
2020（2）	66.9	14.4	44.4	(39.9)	(4.5)	8.1	(7.3)	(0.9)	0.1	−0.2
2021（3）	66.5	14.2	44.4	(39.9)	(4.4)	8.0	(7.1)	(0.8)	0.0	−0.3
2022（4）	66.1	14.0	44.3	(39.9)	(4.4)	7.8	(7.0)	(0.8)	−0.2	−0.5
2023（5）	65.7	13.8	44.2	(39.8)	(4.4)	7.6	(6.8)	(0.8)	−0.4	−0.7
2024（6）	65.2	13.6	44.2	(39.8)	(4.4)	7.4	(6.7)	(0.8)	−0.6	−0.9
2025（7）	64.7	13.3	44.1	(39.7)	(4.4)	7.3	(6.5)	(0.8)	−0.6	−0.9
2030（12）	61.9	12.1	43.4	(39.2)	(4.2)	6.3	(5.7)	(0.7)	−0.8	−1.1
2035（17）	57.9	10.7	41.6	(37.5)	(4.1)	5.6	(5.0)	(0.6)	−1.3	−1.6
2040（22）	54.2	9.9	39.2	(35.3)	(3.9)	5.1	(4.6)	(0.6)	−1.3	−1.6
2050（32）	47.8	8.8	34.4	(30.8)	(3.6)	4.6	(4.1)	(0.5)	−1.2	−1.5
2060（42）	43.2	8.0	31.1	(27.8)	(3.3)	4.1	(3.6)	(0.5)	−1.0	−1.3
2070（52）	38.7	7.1	27.9	(25.0)	(2.9)	3.7	(3.3)	(0.4)	−1.1	−1.4
2080（62）	34.5	6.3	24.9	(22.3)	(2.6)	3.3	(2.9)	(0.4)	−1.2	−1.5
2090（72）	31.0	5.7	22.3	(19.9)	(2.3)	3.0	(2.6)	(0.3)	−1.1	−1.4
2100（82）	27.8	5.1	20.0	(17.9)	(2.1)	2.6	(2.3)	(0.3)	−1.1	−1.4
2110（92）	24.8	4.6	17.9	(16.0)	(1.9)	2.4	(2.1)	(0.3)	−1.1	−1.4
2115（97）	23.4	4.3	16.9	(15.1)	(1.8)	2.2	(2.0)	(0.3)	−1.1	−1.4

（注1）被保険者数は年度間平均値である。

（注2）①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値（年平均）である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

第１－２－19表　公的年金被保険者数の将来見通し（2019(令和元)年財政検証）
人口：出生中位、死亡中位　労働：労働参加が一定程度進むケース

年　度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦（令和）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2019（元）	67.2	14.6	44.3	(39.8)	(4.5)	8.4	(7.5)	(0.9)	0.1	−0.2
2020（2）	66.8	14.5	44.2	(39.7)	(4.5)	8.2	(7.3)	(0.9)	0.1	−0.2
2021（3）	66.4	14.4	44.0	(39.6)	(4.4)	8.1	(7.2)	(0.8)	0.0	−0.3
2022（4）	66.0	14.3	43.8	(39.3)	(4.4)	7.9	(7.1)	(0.8)	−0.2	−0.5
2023（5）	65.5	14.1	43.5	(39.1)	(4.4)	7.8	(7.0)	(0.8)	−0.5	−0.8
2024（6）	64.9	14.0	43.3	(38.9)	(4.4)	7.7	(6.9)	(0.8)	−0.6	−0.9
2025（7）	64.4	13.8	43.0	(38.6)	(4.4)	7.5	(6.8)	(0.8)	−0.7	−1.0
2030（12）	61.2	12.9	41.4	(37.2)	(4.2)	6.8	(6.1)	(0.7)	−0.9	−1.2
2035（17）	57.1	11.5	39.5	(35.4)	(4.1)	6.0	(5.4)	(0.7)	−1.3	−1.6
2040（22）	53.3	10.5	37.3	(33.4)	(3.9)	5.5	(4.8)	(0.6)	−1.4	−1.7
2050（32）	47.1	9.3	32.8	(29.2)	(3.6)	4.9	(4.3)	(0.6)	−1.2	−1.5
2060（42）	42.6	8.5	29.7	(26.4)	(3.3)	4.4	(3.8)	(0.5)	−1.0	−1.3
2070（52）	38.1	7.6	26.6	(23.7)	(2.9)	3.9	(3.4)	(0.5)	−1.1	−1.4
2080（62）	34.0	6.7	23.8	(21.1)	(2.6)	3.5	(3.1)	(0.4)	−1.2	−1.5
2090（72）	30.5	6.1	21.3	(18.9)	(2.3)	3.1	(2.8)	(0.4)	−1.1	−1.4
2100（82）	27.4	5.4	19.1	(17.0)	(2.1)	2.8	(2.5)	(0.3)	−1.1	−1.4
2110（92）	24.4	4.8	17.1	(15.2)	(1.9)	2.5	(2.2)	(0.3)	−1.1	−1.4
2115（97）	23.1	4.6	16.1	(14.3)	(1.8)	2.4	(2.1)	(0.3)	−1.1	−1.4

（注1）被保険者数は年度間平均値である。

（注2）①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値（年平均）である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

第１－２－20 表　公的年金被保険者数の将来見通し（2019(令和元)年財政検証）
人口：出生中位、死亡中位　労働：労働参加が進まないケース

年　度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦（令和）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2019 (元)	67.2	14.7	44.1	(39.7)	(4.5)	8.4	(7.5)	(0.9)	0.1	−0.2
2020 (2)	66.8	14.6	43.9	(39.4)	(4.5)	8.3	(7.5)	(0.9)	0.1	−0.2
2021 (3)	66.3	14.6	43.5	(39.1)	(4.4)	8.2	(7.4)	(0.9)	0.0	−0.3
2022 (4)	65.9	14.6	43.1	(38.7)	(4.4)	8.1	(7.3)	(0.9)	−0.3	−0.6
2023 (5)	65.3	14.6	42.8	(38.3)	(4.4)	8.0	(7.2)	(0.8)	−0.5	−0.8
2024 (6)	64.8	14.5	42.4	(38.0)	(4.4)	7.9	(7.1)	(0.8)	−0.7	−1.0
2025 (7)	64.2	14.4	42.0	(37.6)	(4.4)	7.8	(7.0)	(0.8)	−0.7	−1.0
2030 (12)	61.0	13.6	40.2	(35.9)	(4.2)	7.2	(6.4)	(0.8)	−0.9	−1.2
2035 (17)	56.8	12.1	38.2	(34.1)	(4.1)	6.5	(5.8)	(0.7)	−1.4	−1.7
2040 (22)	52.9	11.1	35.8	(31.8)	(3.9)	6.1	(5.4)	(0.7)	−1.4	−1.7
2050 (32)	46.8	9.9	31.5	(27.9)	(3.6)	5.4	(4.8)	(0.6)	−1.2	−1.5
2060 (42)	42.3	9.0	28.5	(25.2)	(3.3)	4.9	(4.3)	(0.6)	−1.0	−1.3
2070 (52)	37.9	8.0	25.5	(22.6)	(2.9)	4.3	(3.8)	(0.5)	−1.1	−1.4
2080 (62)	33.8	7.1	22.8	(20.1)	(2.6)	3.9	(3.4)	(0.5)	−1.2	−1.5
2090 (72)	30.3	6.4	20.4	(18.1)	(2.3)	3.5	(3.1)	(0.4)	−1.1	−1.4
2100 (82)	27.2	5.8	18.3	(16.2)	(2.1)	3.1	(2.7)	(0.4)	−1.1	−1.4
2110 (92)	24.3	5.1	16.3	(14.5)	(1.9)	2.8	(2.5)	(0.3)	−1.1	−1.4
2115 (97)	22.9	4.9	15.4	(13.7)	(1.8)	2.6	(2.3)	(0.3)	−1.1	−1.4

（注1） 被保険者数は年度間平均値である。

（注2） ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値（年平均）である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

（２）厚生年金・国民年金の財政見通し

財政見通しは、毎年度の収入、支出及び積立金の状況を財政均衡期間の約 100 年にわたり、今回は 2115(令和 97)年度まで推計したものであり、2115(令和 97)年度始の積立金が 2115(令和 97)年度支出の１年分となるようなマクロ経済スライドによる給付水準調整を行った上で、財政均衡期間における財政見通しを作成している。

人口の前提が中位推計、経済前提がケースⅠ、ケースⅢ、ケースⅤについて、厚生年金、国民年金の収入、支出及び積立金の見通しを示したものが、第１－２－21 表から第１－２－26 表である。なお、ケースⅤについては、下限を越えて機械的に給付水準調整を進めた場合のものである。

収入から支出を控除した収支差引残は、厚生年金では支給開始年齢の引上げやマクロ経済スライド調整による支出の抑制により増加する見通しとなっている。その後、収支差引残は減少し、積立金の元本を取り崩し年金給付に充てることにより、急速に現役世代が減少する少子高齢社会において一定の給付水準を確保する見通しとなっている。

積立金が支出の何年分に相当するかを表す積立度合をみると、厚生年金では、2040～2050 年度前後が最も積立度合が高くなっている。

我が国の少子高齢化は、現在でも世界最高水準にあるが、65 歳以上の高齢者数は 2040 年代まで増加が見込まれる一方、生産年齢人口は減少し続ける見通しである。その結果、65 歳以上人口割合を示す高齢化率は上昇を続け、2050 年代以降は上昇のスピードは緩やかになるものの高止まりし、超高齢社会を迎える見通しとなっている。

積立度合が 2040～2050 年度前後が最も高くなっているのは、最も少子高齢化が進む 2050 年代以降に、積立金を活用し一定の給付水準を確保するため、それに備えていることを意味している。

一方、国民年金については、厚生年金とは様相が異なり、積立度合が低下し続けている。これは、基礎年金の給付水準調整が行われたとしても、保険料と国庫による収入を支出が上回るため、積立金を積み増すことはなく、比較的高い水準にある足下の積立度合から緩やかに低下し、長期間を掛けて積立金を活用していく様子が見て取れる。

第１－２－21表　厚生年金の財政見通し（2019(令和元)年財政検証）
人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅠ（変動なし）

年度	収入合計				支出合計		収支差引残	年度末積立金	年度末積立金（2019年度価格）	積立度合	（参考）所得代替率		
		保険料収入	運用収入	国庫負担		基礎年金拠出金						基礎	比例
西暦（令和）	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円		%	%	%
2019（元）	51.7	37.2	3.4	10.8	49.8	20.9	1.9	201.9	201.9	4.0	61.7	36.4	25.3
2020（2）	52.3	37.7	3.4	11.0	50.5	21.2	1.8	203.7	202.1	4.0	61.6	36.3	25.3
2021（3）	52.9	38.2	3.4	11.1	51.4	21.5	1.5	205.2	202.3	4.0	61.5	36.2	25.3
2022（4）	53.7	38.8	3.5	11.2	52.2	21.8	1.5	206.7	202.1	3.9	61.4	36.1	25.3
2023（5）	54.8	39.7	3.6	11.3	52.8	22.1	2.0	208.8	201.6	3.9	61.1	35.9	25.3
2024（6）	56.1	40.9	3.6	11.5	53.7	22.4	2.4	211.2	200.2	3.9	60.9	35.6	25.3
2025（7）	57.9	42.1	4.1	11.6	54.6	22.8	3.2	214.4	198.9	3.9	60.6	35.3	25.3
2030（12）	73.3	48.6	12.1	12.6	60.7	25.0	12.6	254.7	202.1	4.0	58.9	33.7	25.3
2035（17）	84.3	54.9	15.6	13.8	69.1	27.6	15.2	326.8	218.5	4.5	56.8	31.5	25.3
2040（22）	96.5	61.6	19.4	15.6	80.8	31.1	15.7	405.3	227.1	4.8	54.3	29.0	25.3
2050（32）	124.9	77.7	27.1	20.0	109.2	40.1	15.7	563.2	221.6	5.0	51.9	26.7	25.3
2060（42）	161.3	100.0	34.9	26.4	145.0	52.8	16.3	724.4	200.1	4.9	51.9	26.7	25.3
2070（52）	204.2	127.6	42.4	34.2	189.9	68.5	14.3	875.4	169.8	4.5	51.9	26.7	25.3
2080（62）	254.9	162.2	49.0	43.7	242.9	87.3	11.9	1009.6	137.5	4.1	51.9	26.7	25.3
2090（72）	316.3	207.3	53.1	55.8	311.3	111.7	5.0	1091.7	104.4	3.5	51.9	26.7	25.3
2100（82）	388.6	264.6	52.7	71.2	397.5	142.4	−8.9	1075.7	72.2	2.7	51.9	26.7	25.3
2110（92）	469.5	336.5	41.9	91.1	508.1	182.1	−38.6	838.6	39.5	1.7	51.9	26.7	25.3
2115（97）	512.6	379.9	29.8	102.9	573.8	205.7	−61.3	580.0	22.9	1.1	51.9	26.7	25.3

長期の経済前提		
物価上昇率		2.0%
賃金上昇率(実質<対物価>)		1.6%
運用利回り	実質<対物価>	3.0%
	スプレッド<対賃金>	1.4%
経済成長率(実質) 2029年度以降20～30年		0.9%

	所得代替率（給付水準調整終了後）	給付水準調整終了年度
所得代替率	51.9%	2046
比例	25.3%	調整無し
基礎	26.7%	2046

厚生年金の保険料率	18.3%
国民年金の保険料月額（2004年度価格）	17,000円

(注1)存続厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。
(注2)「2019年度価格」とは、賃金上昇率により、2019(令和元)年度の価格に換算したものである。
(注3)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

第１－２－22表　国民年金の財政見通し（2019(令和元)年財政検証）
人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅠ（変動なし）

年度	収入合計				支出合計		収支差引残	年度末積立金	年度末積立金（2019年度価格）	積立度合	（参考）所得代替率		
		保険料収入	運用収入	国庫負担		基礎年金拠出金						基礎	比例
西暦（令和）	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円		%	%	%
2019（元）	3.4	1.3	0.2	1.9	3.4	3.3	−0.1	11.4	11.4	3.3	61.7	36.4	25.3
2020（2）	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	3.3	−0.1	11.4	11.3	3.3	61.6	36.3	25.3
2021（3）	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	3.3	−0.1	11.3	11.1	3.3	61.5	36.2	25.3
2022（4）	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	3.4	−0.1	11.1	10.9	3.2	61.4	36.1	25.3
2023（5）	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	3.4	−0.1	11.0	10.6	3.1	61.1	35.9	25.3
2024（6）	3.4	1.3	0.2	2.0	3.6	3.4	−0.1	10.9	10.3	3.1	60.9	35.6	25.3
2025（7）	3.5	1.3	0.2	2.0	3.6	3.5	−0.1	10.8	10.0	3.0	60.6	35.3	25.3
2030（12）	4.0	1.3	0.5	2.2	3.8	3.7	0.2	11.0	8.7	2.8	58.9	33.7	25.3
2035（17）	4.4	1.4	0.6	2.4	4.1	4.0	0.3	12.3	8.2	2.9	56.8	31.5	25.3
2040（22）	4.9	1.5	0.7	2.8	4.6	4.5	0.3	13.7	7.7	2.9	54.3	29.0	25.3
2050（32）	6.5	1.9	0.9	3.7	6.1	6.0	0.4	17.6	6.9	2.8	51.9	26.7	25.3
2060（42）	8.7	2.5	1.1	5.1	8.3	8.2	0.4	22.0	6.1	2.6	51.9	26.7	25.3
2070（52）	11.2	3.2	1.3	6.7	10.7	10.7	0.4	26.3	5.1	2.4	51.9	26.7	25.3
2080（62）	14.0	4.0	1.5	8.6	13.6	13.6	0.4	30.7	4.2	2.2	51.9	26.7	25.3
2090（72）	17.8	5.2	1.7	10.9	17.4	17.4	0.3	34.5	3.3	2.0	51.9	26.7	25.3
2100（82）	22.3	6.6	1.8	13.9	22.2	22.2	0.1	36.8	2.5	1.7	51.9	26.7	25.3
2110（92）	27.8	8.3	1.7	17.8	28.3	28.3	−0.5	34.8	1.6	1.2	51.9	26.7	25.3
2115（97）	31.0	9.4	1.5	20.1	32.0	31.9	−0.9	31.0	1.2	1.0	51.9	26.7	25.3

長期の経済前提		
物価上昇率		2.0%
賃金上昇率(実質<対物価>)		1.6%
運用利回り	実質<対物価>	3.0%
	スプレッド<対賃金>	1.4%
経済成長率(実質) 2029年度以降20～30年		0.9%

	所得代替率（給付水準調整終了後）	給付水準調整終了年度
所得代替率	51.9%	2046
比例	25.3%	調整無し
基礎	26.7%	2046

厚生年金の保険料率	18.3%
国民年金の保険料月額（2004年度価格）	17,000円

(注1)実際の保険料の額は、2004年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、2019(令和元)年度における保険料の額は月額16,410円である。
(注2)「2019年度価格」とは、賃金上昇率により、2019(令和元)年度の価格に換算したものである。
(注3)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

第１－２－23表　厚生年金の財政見通し（2019(令和元)年財政検証）
人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅢ（変動なし）

年度	収入合計				支出合計		収支差引残	年度末積立金	年度末積立金（2019年度価格）	積立度合	(参考) 所得代替率		
		保険料収入	運用収入	国庫負担		基礎年金拠出金						基礎	比例
西暦（令和）	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円		%	%	%
2019（元）	51.7	37.2	3.4	10.8	49.8	20.9	1.9	201.9	201.9	4.0	61.7	36.4	25.3
2020（2）	52.3	37.7	3.4	11.0	50.4	21.2	1.9	203.8	202.1	4.0	61.5	36.3	25.2
2021（3）	52.9	38.2	3.4	11.1	51.3	21.5	1.6	205.4	202.4	4.0	61.4	36.2	25.2
2022（4）	53.7	38.8	3.5	11.2	51.9	21.8	1.7	207.1	202.4	4.0	61.1	36.1	25.0
2023（5）	54.8	39.7	3.6	11.3	52.4	22.1	2.5	209.5	202.3	4.0	60.7	35.9	24.8
2024（6）	56.1	40.9	3.6	11.5	53.1	22.4	3.0	212.6	201.6	3.9	60.2	35.6	24.6
2025（7）	57.9	42.1	4.1	11.6	53.9	22.8	4.0	216.5	200.9	3.9	59.9	35.3	24.6
2030（12）	70.0	47.6	9.8	12.5	59.5	24.8	10.5	255.5	202.7	4.1	58.3	33.7	24.6
2035（17）	75.7	50.5	12.0	13.2	65.0	26.4	10.8	310.2	218.9	4.6	56.1	31.5	24.6
2040（22）	81.5	53.3	13.9	14.3	72.6	28.6	8.9	358.8	226.0	4.8	53.6	29.0	24.6
2050（32）	92.2	59.2	16.9	16.1	85.9	32.2	6.3	434.1	217.7	5.0	50.8	26.2	24.6
2060（42）	104.7	67.2	19.1	18.4	99.8	36.8	4.8	489.0	195.4	4.8	50.8	26.2	24.6
2070（52）	116.7	75.5	20.4	20.8	114.5	41.6	2.2	521.7	166.1	4.5	50.8	26.2	24.6
2080（62）	128.8	84.6	20.9	23.3	129.1	46.7	−0.3	531.9	134.9	4.1	50.8	26.2	24.6
2090（72）	141.6	95.3	20.0	26.3	145.8	52.6	−4.2	506.7	102.4	3.5	50.8	26.2	24.6
2100（82）	154.1	107.3	17.3	29.5	164.0	59.1	−9.9	436.2	70.2	2.7	50.8	26.2	24.6
2110（92）	165.2	120.2	11.6	33.3	184.8	66.6	−19.6	287.0	36.8	1.7	50.8	26.2	24.6
2115（97）	169.9	127.4	7.2	35.3	196.0	70.6	−26.1	169.9	19.4	1.0	50.8	26.2	24.6

長期の経済前提		
物価上昇率		1.2%
賃金上昇率(実質〈対物価〉)		1.1%
運用利回り	実質〈対物価〉	2.8%
	スプレッド〈対賃金〉	1.7%
経済成長率(実質) 2029年度以降20～30年		0.4%

	所得代替率（給付水準調整終了後）	給付水準調整終了年度
所得代替率	50.8%	2047
比例	24.6%	2025
基礎	26.2%	2047

厚生年金の保険料率	18.3%
国民年金の保険料月額（2004年度価格）	17,000円

(注1)存続厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。
(注2)「2019年度価格」とは、賃金上昇率により、2019(令和元)年度の価格に換算したものである。
(注3)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

第１－２－24表　国民年金の財政見通し（2019(令和元)年財政検証）
人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅢ（変動なし）

年度	収入合計				支出合計		収支差引残	年度末積立金	年度末積立金（2019年度価格）	積立度合	(参考) 所得代替率		
		保険料収入	運用収入	国庫負担		基礎年金拠出金						基礎	比例
西暦（令和）	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円		%	%	%
2019（元）	3.4	1.3	0.2	1.9	3.4	3.3	−0.1	11.4	11.4	3.3	61.7	36.4	25.3
2020（2）	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	3.3	−0.1	11.4	11.3	3.3	61.5	36.3	25.2
2021（3）	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	3.3	−0.1	11.3	11.1	3.3	61.4	36.2	25.2
2022（4）	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	3.4	−0.1	11.1	10.9	3.2	61.1	36.1	25.0
2023（5）	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	3.4	−0.1	11.0	10.6	3.1	60.7	35.9	24.8
2024（6）	3.4	1.3	0.2	2.0	3.6	3.4	−0.1	10.9	10.3	3.1	60.2	35.6	24.6
2025（7）	3.5	1.3	0.2	2.0	3.6	3.5	−0.1	10.8	10.0	3.0	59.9	35.3	24.6
2030（12）	3.9	1.3	0.4	2.1	3.8	3.7	0.1	10.8	8.6	2.8	58.3	33.7	24.6
2035（17）	4.1	1.3	0.4	2.3	3.9	3.8	0.1	11.5	8.1	2.9	56.1	31.5	24.6
2040（22）	4.3	1.4	0.5	2.5	4.3	4.2	0.1	12.0	7.5	2.8	53.6	29.0	24.6
2050（32）	5.0	1.5	0.5	3.0	4.9	4.8	0.1	13.1	6.6	2.7	50.8	26.2	24.6
2060（42）	5.9	1.7	0.6	3.6	5.8	5.7	0.1	14.2	5.7	2.4	50.8	26.2	24.6
2070（52）	6.6	1.9	0.6	4.1	6.5	6.5	0.1	14.9	4.8	2.3	50.8	26.2	24.6
2080（62）	7.3	2.2	0.6	4.6	7.3	7.2	0.0	15.5	3.9	2.1	50.8	26.2	24.6
2090（72）	8.2	2.4	0.6	5.1	8.2	8.2	−0.0	15.4	3.1	1.9	50.8	26.2	24.6
2100（82）	9.1	2.7	0.6	5.8	9.2	9.2	−0.1	14.7	2.4	1.6	50.8	26.2	24.6
2110（92）	10.1	3.1	0.5	6.5	10.4	10.3	−0.3	12.5	1.6	1.2	50.8	26.2	24.6
2115（97）	10.6	3.3	0.4	6.9	11.0	11.0	−0.4	10.6	1.2	1.0	50.8	26.2	24.6

長期の経済前提		
物価上昇率		1.2%
賃金上昇率(実質〈対物価〉)		1.1%
運用利回り	実質〈対物価〉	2.8%
	スプレッド〈対賃金〉	1.7%
経済成長率(実質) 2029年度以降20～30年		0.4%

	所得代替率（給付水準調整終了後）	給付水準調整終了年度
所得代替率	50.8%	2047
比例	24.6%	2025
基礎	26.2%	2047

厚生年金の保険料率	18.3%
国民年金の保険料月額（2004年度価格）	17,000円

(注1)実際の保険料の額は、2004年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、2019(令和元)年度における保険料の額は月額16,410円である。
(注2)「2019年度価格」とは、賃金上昇率により、2019(令和元)年度の価格に換算したものである。
(注3)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

第１－２－25表　厚生年金の財政見通し（2019(令和元)年財政検証）
人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅤ（変動なし）
－機械的に給付水準調整を進めた場合－

年度	収入合計				支出合計		収支差引残	年度末積立金	年度末積立金（2019年度価格）	積立度合	（参考）所得代替率		
		保険料収入	運用収入	国庫負担		基礎年金拠出金						基礎	比例
西暦（令和）	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円		%	%	%
2019（元）	51.6	37.2	3.4	10.8	49.8	20.9	1.8	201.9	201.9	4.0	61.7	36.4	25.3
2020（2）	52.2	37.6	3.4	10.9	50.4	21.2	1.7	203.6	201.9	4.0	61.5	36.3	25.2
2021（3）	52.5	37.8	3.4	11.0	51.3	21.4	1.2	204.8	201.9	4.0	61.4	36.2	25.2
2022（4）	52.8	38.0	3.5	11.1	51.8	21.7	1.0	205.8	201.2	4.0	61.1	36.1	25.0
2023（5）	52.7	38.2	3.1	11.2	51.8	21.8	0.9	206.7	200.1	4.0	60.7	35.8	24.8
2024（6）	52.8	38.5	2.9	11.2	52.1	21.9	0.7	207.4	198.9	4.0	60.1	35.5	24.6
2025（7）	53.2	38.9	3.1	11.2	52.1	22.0	1.2	208.6	197.8	4.0	59.6	35.2	24.3
2030（12）	57.7	40.2	6.1	11.4	53.0	22.6	4.7	223.6	198.2	4.1	56.4	33.4	23.0
2035（17）	59.7	41.1	6.8	11.8	55.6	23.5	4.0	246.7	202.4	4.4	53.7	31.1	22.6
2040（22）	61.5	41.9	7.2	12.4	59.8	24.8	1.6	259.9	196.9	4.3	51.3	28.7	22.6
2050（32）	63.4	43.6	7.3	12.5	63.6	25.0	−0.3	262.7	169.9	4.1	47.1	24.5	22.6
2060（42）	65.4	46.2	7.2	11.9	65.4	23.9	−0.1	261.8	144.4	4.0	44.5	21.9	22.6
2070（52）	67.6	48.5	7.0	12.1	68.8	24.2	−1.1	254.1	119.6	3.7	44.5	21.9	22.6
2080（62）	69.8	50.7	6.6	12.4	71.7	24.8	−1.9	239.5	96.2	3.4	44.5	21.9	22.6
2090（72）	72.3	53.4	5.9	13.0	75.4	26.0	−3.1	213.1	73.0	2.9	44.5	21.9	22.6
2100（82）	74.5	56.0	4.9	13.6	79.2	27.2	−4.6	174.5	51.0	2.3	44.5	21.9	22.6
2110（92）	76.3	58.6	3.3	14.3	83.2	28.7	−7.0	115.9	28.9	1.5	44.5	21.9	22.6
2115（97）	77.0	60.0	2.2	14.7	85.3	29.4	−8.3	77.0	17.7	1.0	44.5	21.9	22.6

長期の経済前提		
物価上昇率		0.8%
賃金上昇率(実質<対物価>)		0.8%
運用利回り	実質<対物価>	2.0%
	スプレッド<対賃金>	1.2%
経済成長率(実質) 2029年度以降20～30年		0.0%

	所得代替率（給付水準調整終了後）	給付水準調整終了年度
所得代替率	44.5%	2058
比例	22.6%	2032
基礎	21.9%	2058

厚生年金の保険料率	18.3%
国民年金の保険料月額（2004年度価格）	17,000円

(注1)存続厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。
(注2)「2019年度価格」とは、賃金上昇率により、2019(令和元)年度の価格に換算したものである。
(注3)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

第１－２－26表　国民年金の財政見通し（2019(令和元)年財政検証）
人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅤ（変動なし）
－機械的に給付水準調整を進めた場合－

年度	収入合計				支出合計		収支差引残	年度末積立金	年度末積立金（2019年度価格）	積立度合	（参考）所得代替率		
		保険料収入	運用収入	国庫負担		基礎年金拠出金						基礎	比例
西暦（令和）	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円		%	%	%
2019（元）	3.4	1.3	0.2	1.9	3.4	3.3	−0.1	11.4	11.4	3.3	61.7	36.4	25.3
2020（2）	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	3.3	−0.1	11.3	11.3	3.3	61.5	36.3	25.2
2021（3）	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	3.4	−0.1	11.2	11.1	3.2	61.4	36.2	25.2
2022（4）	3.5	1.3	0.2	1.9	3.6	3.4	−0.1	11.1	10.9	3.1	61.1	36.1	25.0
2023（5）	3.5	1.3	0.2	2.0	3.6	3.5	−0.1	11.0	10.6	3.1	60.7	35.8	24.8
2024（6）	3.5	1.3	0.2	2.0	3.6	3.5	−0.2	10.8	10.4	3.0	60.1	35.5	24.6
2025（7）	3.5	1.3	0.2	2.0	3.6	3.5	−0.2	10.6	10.1	3.0	59.6	35.2	24.3
2030（12）	3.7	1.3	0.3	2.1	3.7	3.6	−0.1	10.0	8.9	2.7	56.4	33.4	23.0
2035（17）	3.7	1.2	0.3	2.2	3.8	3.7	−0.1	9.5	7.8	2.5	53.7	31.1	22.6
2040（22）	3.8	1.2	0.2	2.3	4.0	3.9	−0.2	8.7	6.6	2.2	51.3	28.7	22.6
2050（32）	3.9	1.3	0.2	2.5	4.1	4.0	−0.2	6.7	4.3	1.7	47.1	24.5	22.6
2060（42）	4.0	1.3	0.2	2.5	4.0	4.0	−0.1	5.6	3.1	1.4	44.5	21.9	22.6
2070（52）	4.1	1.4	0.1	2.5	4.1	4.1	−0.0	5.1	2.4	1.2	44.5	21.9	22.6
2080（62）	4.2	1.5	0.1	2.6	4.2	4.2	−0.0	4.9	2.0	1.2	44.5	21.9	22.6
2090（72）	4.4	1.6	0.1	2.7	4.4	4.4	0.0	4.9	1.7	1.1	44.5	21.9	22.6
2100（82）	4.6	1.6	0.1	2.9	4.6	4.6	0.0	5.0	1.5	1.1	44.5	21.9	22.6
2110（92）	4.8	1.7	0.1	3.0	4.8	4.8	−0.0	5.0	1.2	1.0	44.5	21.9	22.6
2115（97）	5.0	1.7	0.1	3.1	5.0	4.9	−0.0	5.0	1.1	1.0	44.5	21.9	22.6

長期の経済前提		
物価上昇率		0.8%
賃金上昇率(実質<対物価>)		0.8%
運用利回り	実質<対物価>	2.0%
	スプレッド<対賃金>	1.2%
経済成長率(実質) 2029年度以降20～30年		0.0%

	所得代替率（給付水準調整終了後）	給付水準調整終了年度
所得代替率	44.5%	2058
比例	22.6%	2032
基礎	21.9%	2058

厚生年金の保険料率	18.3%
国民年金の保険料月額（2004年度価格）	17,000円

(注1)実際の保険料の額は、2004年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、2019(令和元)年度における保険料の額は月額16,410円である。
(注2)「2019年度価格」とは、賃金上昇率により、2019(令和元)年度の価格に換算したものである。
(注3)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

（３）基礎年金の財政見通し

基礎年金の財政は、毎年度の基礎年金給付費を国民年金と厚生年金からの拠出金で賄う仕組みであり、拠出金は基礎年金拠出金算定対象者数の比率で按分され、原則としてその半分が国庫負担となる。

人口の前提が中位推計、経済前提がケースⅠ、ケースⅢ、ケースⅤについて、基礎年金の財政見通し及び基礎年金拠出金算定対象者数の将来見通しを示したものが、第１－２－27 表、第１－２－28 表、第１－２－29 表である。なお、ケースⅤについては、下限を越えて機械的に給付水準調整を進めた場合のものである。

基礎年金受給者数の増加に伴い基礎年金給付費が増加する一方で、20～59 歳人口の減少に伴い基礎年金拠出金算定対象者数が減少を続けるなか、基礎年金拠出金算定対象者１人当たりの拠出金である拠出金単価（2004(平成 16)年度価格）の推移を見ると、ケースⅠ、Ⅲでは、2019(令和元)年度から 2025(令和７)年度前後までは上昇するが、その後、2030(令和 12)年度に向けて横ばいもしくは微減する見通しとなっている。これは、2020(令和２)年度以降、高齢者数の増加のスピードが緩やかになる中でマクロ経済スライドによる給付水準調整が進むことによる一時的なものと考えられる。その後、基礎年金拠出金算定対象者数の減少のスピードが加速し、マクロ経済スライドによる給付水準調整が終了するなか、拠出金単価は再び増加する見通しとなっている。

また、拠出金単価（2004(平成 16)年度価格）の保険料相当額をみると、ケースⅠ、ケースⅢにおいては、最終的には 21,000 円台まで上昇しており、国民年金の保険料上限の 17,000 円に比べ相当高くなっている。この差は、おおむね国民年金において積立金を活用して給付水準を確保している部分であり、積立金が一定の役割を果たしていることが分かる。一方、ケースⅤにおいては、給付水準調整後の拠出金単価は 18,000 円前後であり、経済成長ケースと比較すると 17,000 円に近い。これは国民年金が賦課方式に近い財政運営となっていることを表している。

ケースⅤでは、給付水準調整の終了年度が遅くなることなどにより、団塊ジュニア世代が高齢者となった後の超少子高齢社会を迎える前に積立金をある程度活用してしまうため、少子高齢化が最も進む将来において活用できる積立金が相対的に少なくなっていることを意味している。

第１－２－27表　基礎年金の財政見通し及び基礎年金拠出金算定対象者数の見通し（2019(令和元)年財政検証）

長期の経済前提		
物価上昇率		2.0%
賃金上昇率(実質<対物価>)		1.6%
運用利回り	実質<対物価>	3.0%
	スプレッド<対賃金>	1.4%
経済成長率(実質) 2029年度以降20～30年		0.9%

	所得代替率		
		基礎	比例
所得代替率 (給付水準調整終了後)	51.9%	26.7%	25.3%
給付水準調整終了年度	2046	2046	調整無し

○ 人口:出生中位、死亡中位　経済:ケースⅠ

年度	① 基礎年金給付費	② 基礎年金国庫負担	③ 拠出金算定対象額 (2004年度価格)	④ 拠出金算定対象者数	⑤ 拠出金単価(月額) (③÷④÷12) (2004年度価格)	⑥ 保険料相当額(月額) (⑤×(1-国庫負担割合)) (2004年度価格)
西暦　(令和)	兆円	兆円	兆円	百万人	円	円
2019　(元)	24.2	12.3	23.8　(24.7)	54.4	(37,785)	(18,893)
2020　(2)	24.5	12.5	24.1　(24.8)	54.2	(38,151)	(19,075)
2021　(3)	24.8	12.6	24.4　(24.9)	53.9	(38,576)	(19,288)
2022　(4)	25.2	12.8	24.7　(25.1)	53.5	(39,017)	(19,508)
2023　(5)	25.5	13.0	25.0　(25.1)	53.2	(39,274)	(19,637)
2024　(6)	25.9	13.2	25.4　(25.0)	52.7	(39,469)	(19,735)
2025　(7)	26.3	13.4	25.8　(24.8)	52.2	(39,598)	(19,799)
2030　(12)	28.6	14.6	28.1　(23.1)	49.1	(39,107)	(19,553)
2035　(17)	31.6	16.2	30.8　(21.4)	45.1	(39,509)	(19,755)
2040　(22)	35.6	18.3	34.7　(20.1)	42.1	(39,843)	(19,922)
2050　(32)	46.1	23.8	44.7　(18.2)	37.7	(40,209)	(20,105)
2060　(42)	61.0	31.5	58.9　(16.9)	34.0	(41,353)	(20,677)
2070　(52)	79.2	41.0	76.4　(15.4)	30.4	(42,060)	(21,030)
2080　(62)	100.9	52.2	97.4　(13.7)	27.1	(42,224)	(21,112)
2090　(72)	129.1	66.8	124.6　(12.3)	24.4	(42,150)	(21,075)
2100　(82)	164.6	85.2	158.9　(11.1)	21.8	(42,209)	(21,105)
2110　(92)	210.4	108.8	203.1　(9.9)	19.5	(42,440)	(21,220)
2115　(97)	237.7	122.9	229.5　(9.4)	18.4	(42,435)	(21,218)

年度	拠出金算定対象者数 計	被用者年金計 第1号被保険者	被用者年金計 第2号被保険者	被用者年金計 第3号被保険者	厚生年金 第2号被保険者	厚生年金 第3号被保険者	共済組合 第2号被保険者	共済組合 第3号被保険者
西暦　(令和)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人
2019　(元)	54.4	6.6	39.4	8.3	35.2	7.5	4.2	0.9
2020　(2)	54.2	6.5	39.5	8.1	35.3	7.3	4.2	0.9
2021　(3)	53.9	6.5	39.5	8.0	35.3	7.1	4.2	0.8
2022　(4)	53.5	6.4	39.4	7.8	35.2	7.0	4.2	0.8
2023　(5)	53.2	6.3	39.2	7.6	35.1	6.8	4.1	0.8
2024　(6)	52.7	6.2	39.1	7.4	34.9	6.7	4.1	0.8
2025　(7)	52.2	6.1	38.9	7.3	34.7	6.5	4.1	0.8
2030　(12)	49.1	5.4	37.4	6.3	33.4	5.7	4.0	0.7
2035　(17)	45.1	4.8	34.6	5.6	30.8	5.0	3.8	0.6
2040　(22)	42.1	4.4	32.6	5.1	28.9	4.6	3.7	0.6
2050　(32)	37.7	3.9	29.2	4.6	25.9	4.1	3.4	0.5
2060　(42)	34.0	3.5	26.3	4.1	23.3	3.6	3.1	0.5
2070　(52)	30.4	3.2	23.6	3.7	20.8	3.3	2.7	0.4
2080　(62)	27.1	2.8	21.0	3.3	18.6	2.9	2.4	0.4
2090　(72)	24.4	2.5	18.9	3.0	16.7	2.6	2.2	0.3
2100　(82)	21.8	2.3	16.9	2.6	15.0	2.3	2.0	0.3
2110　(92)	19.5	2.0	15.1	2.4	13.3	2.1	1.8	0.3
2115　(97)	18.4	1.9	14.3	2.2	12.6	2.0	1.7	0.3

(注1)　②の基礎年金国庫負担額には、基礎年金拠出金に係る地方負担分を含む。
(注2)　⑥の保険料相当額は、基礎年金給付(国庫負担相当額を除く。)を完全な賦課方式で賄うとした場合に必要な保険料に相当する。
(注3)　国民年金は、賦課方式を基本としつつ積立金を保有し活用することにより、保険料水準を2017(平成29)年度以降16,900円(2004年度価格)に固定し、おおむね100年間の財政の均衡を図っている。このため保険料相当額等は、2004年度価格で( )内に表示している。また、1号被保険者に対して産前産後期間の保険料免除制度が2019年4月より施行されたことに伴い、2019(令和元)年度以降2004年度価格で100円引き上がる。このため、2019(令和元)年度において、国民年金法第87条第3項に規定されている国民年金の保険料は2004年度価格で月額17,000円であり、実際の保険料の額は2004年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであるため月額16,410円となっている。

第１－２－28表　基礎年金の財政見通し及び基礎年金拠出金算定対象者数の見通し（2019(令和元)年財政検証）

長期の経済前提		
物価上昇率		1.2%
賃金上昇率(実質<対物価>)		1.1%
運用利回り	実質<対物価>	2.8%
	スプレッド<対賃金>	1.7%
経済成長率(実質) 2029年度以降20～30年		0.4%

	所得代替率		
		基礎	比例
所得代替率 (給付水準調整終了後)	50.8%	26.2%	24.6%
給付水準調整終了年度	2047	2047	2025

○ 人口:出生中位、死亡中位　経済:ケースⅢ

年度	① 基礎年金給付費	② 基礎年金国庫負担	③ 拠出金算定対象額 (2004年度価格)	④ 拠出金算定対象者数	⑤ 拠出金単価(月額) (③÷④÷12) (2004年度価格)	⑥ 保険料相当額(月額) (⑤×(1-国庫負担割合)) (2004年度価格)
西暦　(令和)	兆円	兆円	兆円	百万人	円	円
2019　(元)	24.2	12.3	23.8　(24.7)	54.4	(37,785)	(18,893)
2020　(2)	24.5	12.5	24.1　(24.8)	54.2	(38,151)	(19,075)
2021　(3)	24.8	12.6	24.4　(24.9)	53.9	(38,576)	(19,288)
2022　(4)	25.2	12.8	24.7　(25.1)	53.5	(39,017)	(19,508)
2023　(5)	25.5	13.0	25.0　(25.1)	53.2	(39,274)	(19,637)
2024　(6)	25.9	13.2	25.4　(25.0)	52.7	(39,469)	(19,735)
2025　(7)	26.3	13.4	25.8　(24.8)	52.2	(39,598)	(19,799)
2030　(12)	28.5	14.5	27.9　(22.9)	49.1	(38,851)	(19,425)
2035　(17)	30.2	15.5	29.5　(21.6)	45.1	(39,892)	(19,946)
2040　(22)	32.8	16.8	31.9　(20.8)	42.1	(41,271)	(20,636)
2050　(32)	37.0	19.1	35.9　(18.6)	37.7	(41,191)	(20,596)
2060　(42)	42.5	22.0	41.1　(17.0)	34.0	(41,715)	(20,858)
2070　(52)	48.1	24.9	46.4　(15.3)	30.4	(41,940)	(20,970)
2080　(62)	53.9	27.9	52.0　(13.7)	27.1	(42,021)	(21,011)
2090　(72)	60.8	31.4	58.7　(12.3)	24.4	(41,938)	(20,969)
2100　(82)	68.3	35.3	65.9　(11.0)	21.8	(41,978)	(20,989)
2110　(92)	76.9	39.8	74.3　(9.9)	19.5	(42,213)	(21,106)
2115　(97)	81.6	42.2	78.8　(9.3)	18.4	(42,217)	(21,108)

年度	拠出金算定対象者数 計	被用者年金計 第1号被保険者	被用者年金計 第2号被保険者	被用者年金計 第3号被保険者	厚生年金 第2号被保険者	厚生年金 第3号被保険者	共済組合 第2号被保険者	共済組合 第3号被保険者
西暦　(令和)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人
2019　(元)	54.4	6.6	39.4	8.3	35.2	7.5	4.2	0.9
2020　(2)	54.2	6.5	39.5	8.1	35.3	7.3	4.2	0.9
2021　(3)	53.9	6.5	39.5	8.0	35.3	7.1	4.2	0.8
2022　(4)	53.5	6.4	39.4	7.8	35.2	7.0	4.2	0.8
2023　(5)	53.2	6.3	39.2	7.6	35.1	6.8	4.1	0.8
2024　(6)	52.7	6.2	39.1	7.4	34.9	6.7	4.1	0.8
2025　(7)	52.2	6.1	38.9	7.3	34.7	6.5	4.1	0.8
2030　(12)	49.1	5.4	37.4	6.3	33.4	5.7	4.0	0.7
2035　(17)	45.1	4.8	34.6	5.6	30.8	5.0	3.8	0.6
2040　(22)	42.1	4.4	32.6	5.1	28.9	4.6	3.7	0.6
2050　(32)	37.7	3.9	29.2	4.6	25.9	4.1	3.4	0.5
2060　(42)	34.0	3.5	26.3	4.1	23.3	3.6	3.1	0.5
2070　(52)	30.4	3.2	23.6	3.7	20.8	3.3	2.7	0.4
2080　(62)	27.1	2.8	21.0	3.3	18.6	2.9	2.4	0.4
2090　(72)	24.4	2.5	18.9	3.0	16.7	2.6	2.2	0.3
2100　(82)	21.8	2.3	16.9	2.6	15.0	2.3	2.0	0.3
2110　(92)	19.5	2.0	15.1	2.4	13.3	2.1	1.8	0.3
2115　(97)	18.4	1.9	14.3	2.2	12.6	2.0	1.7	0.3

(注1)　②の基礎年金国庫負担額には、基礎年金拠出金に係る地方負担分を含む。
(注2)　⑥の保険料相当額は、基礎年金給付(国庫負担相当額を除く。)を完全な賦課方式で賄うとした場合に必要な保険料に相当する。
(注3)　国民年金は、賦課方式を基本としつつ積立金を保有し活用することにより、保険料水準を2017(平成29)年度以降16,900円(2004年度価格)に固定し、おおむね100年間の財政の均衡を図っている。このため保険料相当額等は、2004年度価格で( )内に表示している。また、1号被保険者に対して産前産後期間の保険料免除制度が2019年4月より施行されたことに伴い、2019(令和元)年度以降2004年度価格で100円引き上がる。このため、2019(令和元)年度において、国民年金法第87条第3項に規定されている国民年金の保険料は2004年度価格で月額17,000円であり、実際の保険料の額は2004年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであるため月額16,410円となっている。

第１－２－29表　基礎年金の財政見通し及び基礎年金拠出金算定対象者数の見通し（2019(令和元)年財政検証）

○ 人口:出生中位、死亡中位　経済:ケースV
－機械的に給付水準調整を進めた場合－

長期の経済前提		
物価上昇率		0.8%
賃金上昇率(実質<対物価>)		0.8%
運用利回り	実質<対物価>	2.0%
	スプレッド<対賃金>	1.2%
経済成長率(実質) 2029年度以降20～30年		0.0%

	所得代替率		
		基礎	比例
所得代替率 (給付水準調整終了後)	44.5%	21.9%	22.6%
給付水準調整終了年度	2058	2058	2032

年度	① 基礎年金給付費	② 基礎年金国庫負担	③ 拠出金算定対象額 (2004年度価格)	④ 拠出金算定対象者数	⑤ 拠出金単価(月額) (③÷④÷12) (2004年度価格)	⑥ 保険料相当額(月額) ⑤×(1-国庫負担割合) (2004年度価格)
西暦　(令和)	兆円	兆円	兆円	百万人	円	円
2019　(元)	24.2	12.3	23.8　(24.7)	54.4	(37,790)	(18,895)
2020　(2)	24.5	12.5	24.1　(24.8)	54.1	(38,172)	(19,086)
2021　(3)	24.8	12.6	24.4　(24.9)	53.8	(38,616)	(19,308)
2022　(4)	25.1	12.8	24.7　(25.0)	53.4	(38,978)	(19,489)
2023　(5)	25.2	12.8	24.8　(24.9)	53.0	(39,133)	(19,566)
2024　(6)	25.4	12.9	25.0　(24.8)	52.5	(39,333)	(19,666)
2025　(7)	25.5	13.0	25.1　(24.6)	52.0	(39,492)	(19,746)
2030　(12)	26.2	13.4	25.7　(23.6)	48.8	(40,267)	(20,134)
2035　(17)	27.2	13.9	26.5　(22.6)	44.7	(42,034)	(21,017)
2040　(22)	28.7	14.7	27.9　(21.9)	41.8	(43,702)	(21,851)
2050　(32)	29.0	14.9	28.1　(18.8)	37.5	(41,834)	(20,917)
2060　(42)	27.9	14.4	26.9　(15.4)	33.8	(37,966)	(18,983)
2070　(52)	28.3	14.7	27.3　(13.3)	30.2	(36,730)	(18,365)
2080　(62)	29.0	15.0	28.0　(11.6)	26.9	(36,010)	(18,005)
2090　(72)	30.4	15.7	29.3　(10.4)	24.2	(35,738)	(17,869)
2100　(82)	31.8	16.5	30.7　(9.3)	21.7	(35,745)	(17,872)
2110　(92)	33.5	17.3	32.3　(8.3)	19.4	(35,937)	(17,968)
2115　(97)	34.3	17.8	33.1　(7.9)	18.3	(35,947)	(17,974)

年度	拠出金算定対象者数							
	計	第1号被保険者	被用者年金計					
					厚生年金		共済組合	
			第2号被保険者	第3号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
西暦　(令和)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人
2019　(元)	54.4	6.6	39.4	8.4	35.2	7.5	4.2	0.9
2020　(2)	54.1	6.6	39.4	8.2	35.2	7.3	4.2	0.9
2021　(3)	53.8	6.5	39.2	8.1	35.0	7.2	4.2	0.8
2022　(4)	53.4	6.5	39.0	7.9	34.8	7.1	4.2	0.8
2023　(5)	53.0	6.5	38.7	7.8	34.6	7.0	4.1	0.8
2024　(6)	52.5	6.4	38.4	7.7	34.3	6.9	4.1	0.8
2025　(7)	52.0	6.3	38.1	7.5	34.0	6.8	4.1	0.8
2030　(12)	48.8	5.9	36.0	6.8	32.1	6.1	4.0	0.7
2035　(17)	44.7	5.2	33.5	6.0	29.7	5.4	3.8	0.7
2040　(22)	41.8	4.7	31.7	5.5	28.0	4.8	3.7	0.6
2050　(32)	37.5	4.2	28.4	4.9	25.1	4.3	3.4	0.6
2060　(42)	33.8	3.8	25.6	4.4	22.5	3.8	3.1	0.5
2070　(52)	30.2	3.4	22.9	3.9	20.2	3.4	2.7	0.5
2080　(62)	26.9	3.0	20.4	3.5	18.0	3.1	2.4	0.4
2090　(72)	24.2	2.7	18.4	3.1	16.2	2.8	2.2	0.4
2100　(82)	21.7	2.4	16.4	2.8	14.5	2.5	2.0	0.3
2110　(92)	19.4	2.2	14.7	2.5	12.9	2.2	1.8	0.3
2115　(97)	18.3	2.1	13.9	2.4	12.2	2.1	1.7	0.3

(注1)　②の基礎年金国庫負担額には、基礎年金拠出金に係る地方負担分を含む。
(注2)　⑥の保険料相当額は、基礎年金給付(国庫負担相当額を除く。)を完全な賦課方式で賄うとした場合に必要な保険料に相当する。
(注3)　国民年金は、賦課方式を基本としつつ積立金を保有し活用することにより、保険料水準を2017(平成29)年度以降16,900円(2004年度価格)に固定し、おおむね100年間の財政の均衡を図っている。このため保険料相当額等は、2004年度価格で( )内に表示している。また、1号被保険者に対して産前産後期間の保険料免除制度が2019年4月より施行されたことに伴い、2019(令和元)年度以降2004年度価格で100円引き上がる。このため、2019(令和元)年度において、国民年金法第87条第3項に規定されている国民年金の保険料は2004年度価格で月額17,000円であり、実際の保険料の額は2004年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであるため月額16,410円となっている。

第３節　オプション試算

財政検証では、現行制度に基づく試算に加え、一定の制度改正を仮定したオプション試算を実施している。

具体的には、２種類のオプション試算と参考試算を実施しており、

○オプションＡ　被用者保険の更なる適用拡大

○オプションＢ　保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択

○参考試算　2016(平成 28)年年金改革法による年金額改定ルールの効果

について、マクロ経済スライドの終了時期や終了後の給付水準等について試算を行っている。

なお、オプション試算は、年金制度の課題の検討材料として、様々な議論のベースを提供するものであり、今回の試算内容がそのまま制度化されることを前提としたものではない。

１．オプションＡ…被用者保険の更なる適用拡大

（１）試算の前提

被用者保険については、これまで、2016(平成 28)年 10 月及び 2017(平成 29)年４月に短時間労働者を対象に適用拡大を行ってきており、当該適用拡大の対象者は 2018(平成 30)年度末で 43.5 万人となっている。

適用拡大は、2016(平成 28)年 10 月から ⅰ 週労働時間 20 時間以上、ⅱ 月額賃金 8.8 万円以上、ⅲ勤務期間１年以上見込み、ⅳ学生以外、 ⅴ 従業員 501 人以上の企業等、の要件を満たす短時間労働者が対象となり、更に 2017(平成 29)年４月から、500 人以下の企業で労使合意に基づき、企業単位で短時間労働者への適用拡大を可能とする（国、地方公共団体は規模に関わらず適用）こととされた。

オプションＡは、これを更に拡大すると仮定したものであり、適用拡大の範囲について以下の３通りの試算を実施した（第１－３－１図)。

適用拡大①（125 万人ベース）；現行の企業規模要件を廃止した場合

・所定労働時間週 20 時間以上の短時間労働者の中で、一定以上の収入（月 8.8 万円以上）のある者（125 万人）に適用拡大し、その後は、短時間労働者の中で適用される者の比率が一定と仮定した場合。

適用拡大②（325 万人ベース）；現行の賃金要件、企業規模要件を廃止した場合

・対象外となる者を除いて、所定労働時間週 20 時間以上の短時間労働者全体に適用拡大。学生、勤務期間 1 年未満の者、非適用事業所の雇用者については対象外。

適用拡大③（1,050 万人ベース）；一定の賃金収入（月 5.8 万円以上）がある全ての被用者へ適用拡大した場合

・学生、勤務期間 1 年未満の者、非適用事業所の雇用者についても適用拡大の対象。（雇用者の中で月 5.8 万円未満の者のみ対象外）

第１－３－１図　オプションＡ（被用者保険の更なる適用拡大）における適用拡大対象者数（2018 年度時点）

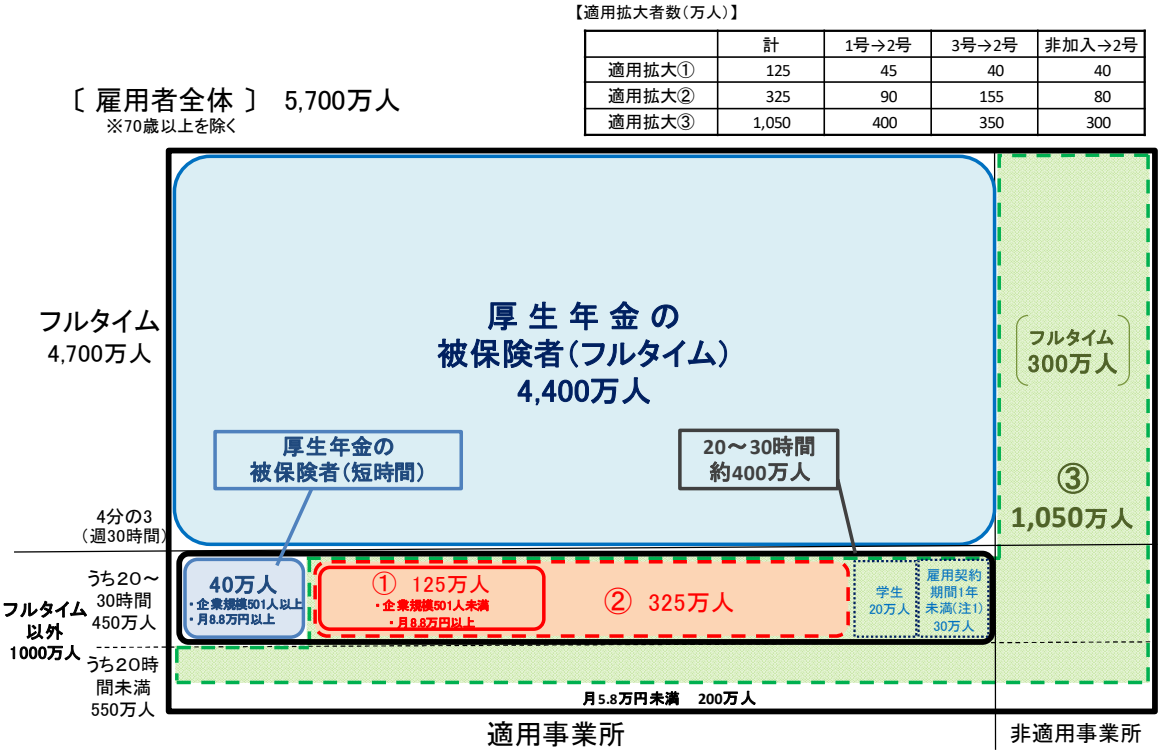

	計	1号→2号	3号→2号	非加入→2号
適用拡大①	125	45	40	40
適用拡大②	325	90	155	80
適用拡大③	1,050	400	350	300

注1．雇用契約期間1年未満の者のうち更新等で同一事業所で1年以上雇用されている者は除いている。
注2．「労働力調査2018年平均」、「平成28年公的年金加入状況等調査」、「平成29年就業構造基本調査」の特別集計等を用いて推計したもの。

（２）試算結果

第１－３－２図は、被用者保険の更なる適用拡大を行った場合、給付水準調整の終了年度がどれだけ早まり、将来の給付水準がどの程度上昇するかを試算したものである。

この際、人口の前提は中位推計（出生中位、死亡中位）とし、経済前提がケースⅠ、ケースⅢ及びケースⅤの場合について試算している。

第１－３－２図　オプションＡ（被用者保険の更なる適用拡大）　試算結果

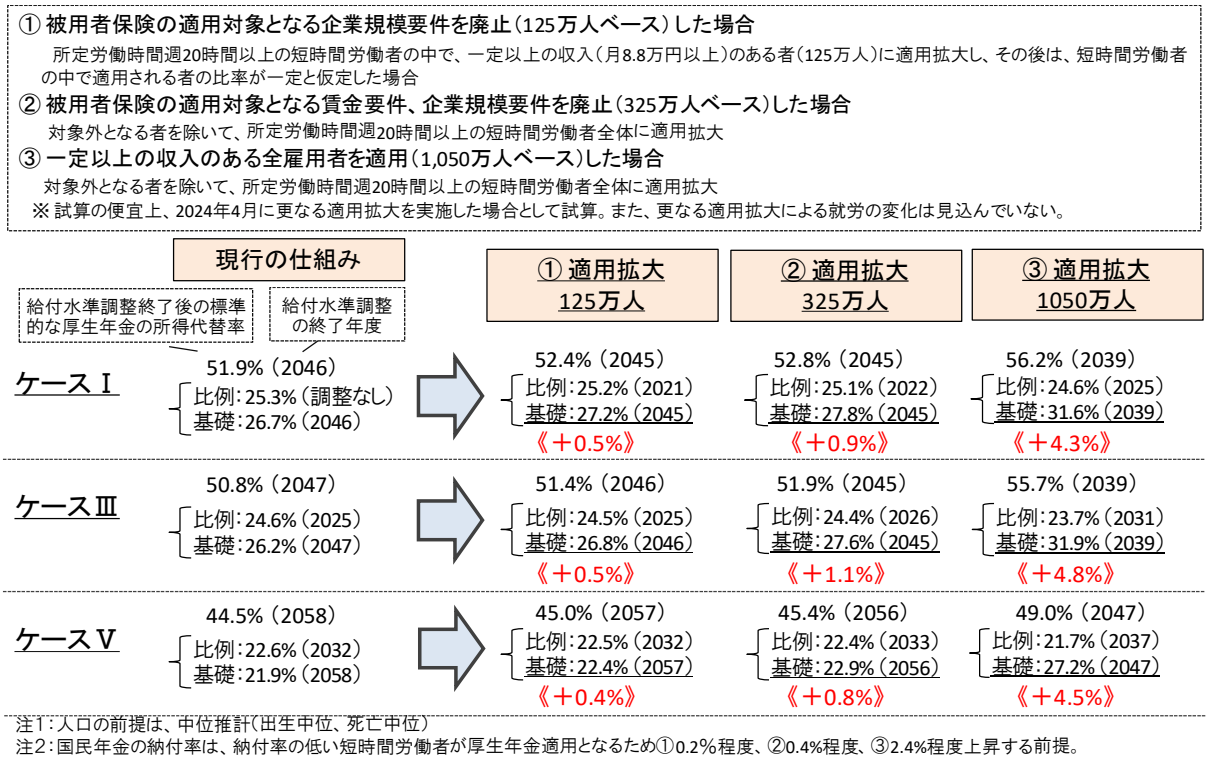

現行の仕組みと比べて、適用拡大①の場合、所得代替率が 0.4～0.5%改善、適用拡大②の場合、所得代替率が 0.8～1.1%改善、適用拡大③の場合、所得代替率が 4.3～4.8%改善する結果となっており、スライド調整終了年度を見ると、特に適用拡大③の場合、７～11 年早くなっている。内訳を見ると、いずれの場合も基礎年金部分が改善し、報酬比例部分は横ばいか若干の低下となっていることが確認できる。

２．オプションＢ…保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択

（１）試算の前提

現行制度に基づく財政検証結果では、「労働力需給の推計」（2019（平成 31）年３月公表）の「経済成長と労働参加が進むケース」でも基礎年金のマクロ経済スライドは約 30 年におよび、基礎年金の水準低下が課題であることが明らかとなった。

また、賦課方式を基本とする現行の年金制度において、少子高齢化が進む中で、一定の給付水準を確保するためには、女性や高齢者の労働参加を進め、一定の経済成長を確保することが重要であることも明らかになったところである。

そこで、オプション試算Ｂは、「より長く多様な形となる就労の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤を充実させる」という基本的な考え方のもと、就労期の長期化による年金水準の確保・充実について検討することを目的として行った試算である。

オプション試算Ｂでは、以下の４つの制度改正を仮定した試算を行っており、それらの制度改正を全て実施した場合についても試算している（第１－３－３図）。

オプションＢ－①；基礎年金の加入期間を現行の 20～59 歳から 20～64 歳に延長した場合

オプションＢ－②；65 歳以上の在職老齢年金の基準を緩和・廃止した場合

オプションＢ－③；厚生年金の加入年齢の上限を現行の 70 歳から 75 歳に延長した場合

オプションＢ－④；個人の選択で繰下げ受給や就労期間を延ばした場合

第１－３－３図　オプションＢの全体像
（保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択）

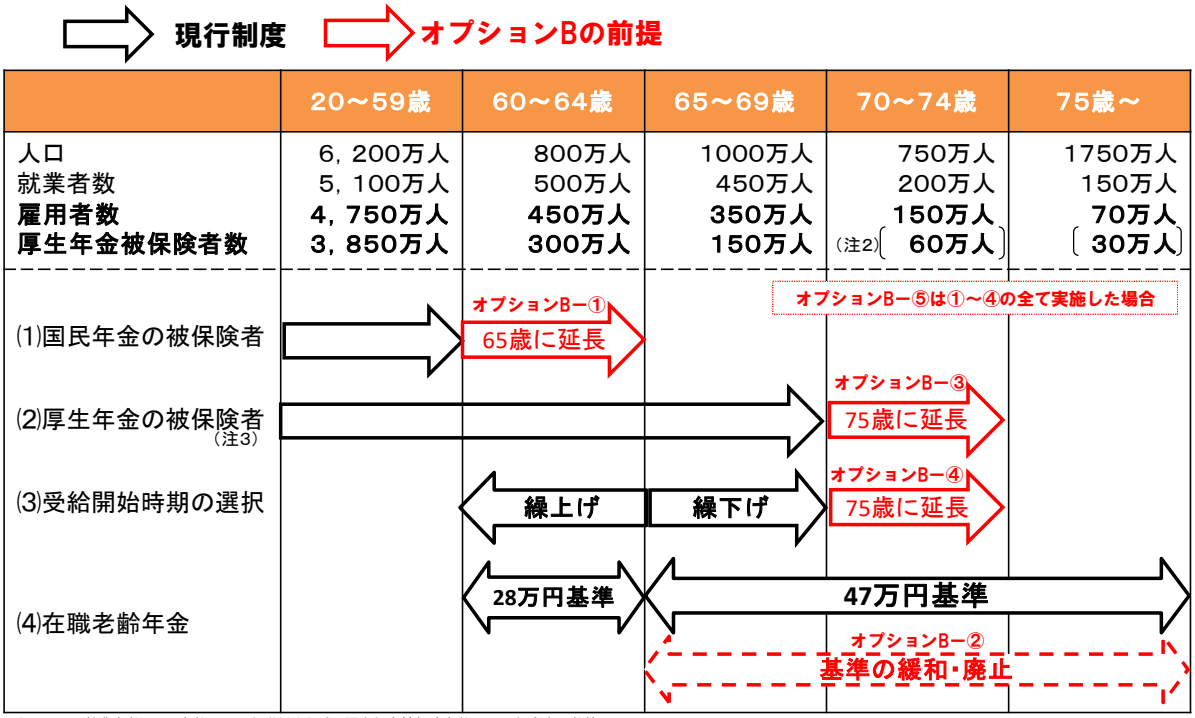

注1　人口、就業者数、雇用者数は2017年労働力調査、厚生年金被保険者数は2017年度末の数値
注2　69歳までは厚生年金被保険者、70歳以上は在職している老齢年金の受給権者数（年金機構が支給するもので全額停止者数も含む）
注3　20歳未満についても、適用事業所に使用される場合は被保険者となる

（２）試算結果

前述の前提の下で、マクロ経済スライドによる調整の終了年度や給付水準（所得代替率）がどの程度変化するか試算した結果をみていく（第１－３－４図から第１－３－６図）。ここでは、経済前提について、ケースⅠ、ケースⅢ及びケース

Ｖの場合を示している。

オプションＢ－①については、いずれのケースも所得代替率が６～７％程度上昇し、給付水準が大幅に改善する結果となっている。これは、保険料の拠出期間が 40 年から 45 年に延長されたことに伴い、年金額が 45／40 倍となることから給付水準もおおむね 45／40 倍となったものである。この結果、低成長のケースＶの場合であっても、50％を超える給付水準を確保できる見通しとなった。また、保険料の拠出期間が 40 年間から 45 年間に伸びるため、当然、その分給付水準も上昇することになるが、保険料収入増の影響と将来の給付増の影響があり、給付調整終了年度に大きな変化はない結果となっている。

なお、参考として、現行制度において 45 年拠出した場合の給付水準も示しているが、報酬比例部分の給付水準が 45／40 倍になる結果となっている。

オプションＢ－②については、65 歳以上の在職老齢年金（高在老）を緩和した場合は所得代替率が 0.2％程度低下し、高在老を廃止した場合は所得代替率が 0.3～0.4％程度低下する結果となっている。

なお、在職老齢年金制度による支給停止は厚生年金の独自給付が対象となっているため、影響は報酬比例部分のみとなる。

オプションＢ－③については、厚生年金の加入年齢の上限を現行の 70 歳から 75 歳に延長した場合、所得代替率への影響は、ケースⅠで影響なし、ケースⅢで 0.3％上昇、ケースⅤで 0.2％上昇する結果となっている。厚生年金加入者が増加することで保険料収入が増加するが、これに対応する将来の給付（報酬比例部分）も増加する。しかし、給付は徐々に増加するものであり、保険料納付から給付までの間において積み立てられている資金の運用益が発生することや、70 歳以降の拠出に係る年金の受給期間が 65 歳受給よりも短いことから、厚生年金財政が改善し厚生年金（報酬比例部分）の所得代替率が上昇する結果となっている。なお、70～74 歳は基礎年金の算定期間ではないことから基礎年金の給付水準に影響はない。

なお、ケースⅠにおいて所得代替率に影響がないのは、ケースⅠの場合、現行制度において報酬比例部分のマクロ経済スライドの調整が必要ないことから、加入年齢の上限を延長して厚年財政が改善したとしても調整不要と変わらないため、所得代替率が変化しないことになる。

第１－３－４図　オプションＢ－①～③　試算結果
（保険料拠出期間の延長、在職老齢年金の見直し）

① 基礎年金の保険料拠出期間の延長
　基礎年金給付算定の時の納付年数の上限を現在の40年（20～60歳）から45年（20～65歳）に延長し、納付年数が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みに変更した場合
② 65歳以上の在職老齢年金（高在老）の見直し
　高在老を緩和・撤廃した場合　（1）給付調整の基準額の引上げ（47万円→62万円相当）、（2）給付調整の仕組みを撤廃
③ 厚生年金の加入年齢の上限の延長
　厚生年金の加入年齢の上限を現行の70歳から75歳に延長した場合
※ 試算の便宜上、2026年度より見直しをした（①は2026年度より納付年数の上限を3年毎に1年延長した）場合として試算。スライド調整率は、現行の仕組みの場合と同じもとを用いている。在職老齢年金の見直しによる就労の変化は見込んでいない。

	現行の仕組み（基礎年金40年拠出／厚生年金40年拠出） 給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率	現行の仕組み（基礎年金40年拠出／厚生年金40年拠出） 給付水準調整の終了年度	Ｂ－①（基礎年金45年拠出／厚生年金45年拠出）	Ｂ－②（1）（基礎年金40年拠出／厚生年金40年拠出）	Ｂ－②（2）（基礎年金40年拠出／厚生年金40年拠出）	Ｂ－③（基礎年金40年拠出／厚生年金40年拠出）
ケースⅠ	51.9%（2046）	比例：25.3%（調整なし） 基礎：26.7%（2046）	58.8%（2045） 比例：28.4%（2020） 基礎：30.4%（2045） 《＋6.9%》	51.8%（2046） 比例：25.1%（2022） 基礎：26.7%（2046） 《▲0.2%》	51.6%（2046） 比例：24.9%（2023） 基礎：26.7%（2046） 《▲0.3%》	51.9%（2046） 比例：25.3%（調整なし） 基礎：26.7%（2046） 《－》
ケースⅢ	50.8%（2047）	比例：24.6%（2025） 基礎：26.2%（2047）	57.6%（2046） 比例：27.6%（2025） 基礎：30.0%（2046） 《＋6.8%》	50.6%（2047） 比例：24.4%（2025） 基礎：26.2%（2047） 《▲0.2%》	50.4%（2047） 比例：24.2%（2026） 基礎：26.2%（2047） 《▲0.4%》	51.1%（2047） 比例：24.9%（2023） 基礎：26.2%（2047） 《＋0.3%》
ケースⅤ	44.5%（2058）	比例：22.6%（2032） 基礎：21.9%（2058）	51.0%（2055） 比例：25.3%（2032） 基礎：25.6%（2055） 《＋6.4%》	44.3%（2058） 比例：22.4%（2032） 基礎：21.9%（2058） 《▲0.2%》	44.2%（2058） 比例：22.2%（2033） 基礎：21.9%（2058） 《▲0.4%》	44.8%（2058） 比例：22.8%（2031） 基礎：21.9%（2058） 《＋0.2%》

注：人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位）

オプションＢ－④の結果は第１－３－５図のとおりであるが、個人の選択で繰下げ受給や就労期間を延ばすことで給付水準がどう変化するかを試算したミクロ試算となっており、他のオプション試算とは異なり給付水準調整期間が変化するなどのマクロの財政影響は生じない。

また、65 歳以降の就労についてはモデル年金の賃金（現役男性の平均的な賃金）を仮定しているため、年金額の一部は在職老齢年金制度による停止がかかることになる（モデル年金のうち報酬比例部分の約３割が支給停止される）。

試算結果を見ると、マクロ経済スライドにより給付水準が抑えられていくなかで、繰下げ受給や就労期間を伸ばすことは給付水準を確保する有効な選択肢となることが分かる。例えば、ケースⅢの場合で、マクロ経済スライド給付調整終了後の所得代替率が 95.2%となることが示されている。

なお、厚生年金の加入年齢は現行の 70 歳までとしているため、70 歳以降については、拠出期間増分は増加せず、繰下げ増分が増加することになる。

第１－３－５図　オプションＢ－④　試算結果
（退職年齢と受給開始を 65 歳、70 歳、75 歳とした場合の給付水準の上昇）

○ 受給開始可能期間の年齢上限を現行70歳から75歳まで拡大した場合、65歳を超えて70歳、75歳まで就労した者が、受給開始時期の繰下げを選択すると給付水準がどれだけ上昇するかを試算（70歳以降の繰下げ増額率は、機械的に現行の70歳までと同じ0.7%（1月当たり）を当てはめて試算。）

※ 現行の仕組みを前提とした試算であり、以下に留意
- 基礎年金の拠出期間は40年（20～60歳）であるため、60歳を超えて働いても基礎年金は増加しない。一方、厚生年金の拠出期間は70歳未満のため、70歳までは拠出期間の増加に伴い報酬比例年金が増加するが、70歳を超えて就労したとしても保険料拠出はなく報酬比例年金も増加しない。
- モデル年金の年金額と賃金を前提に65歳以降も働いた場合、モデル年金のうち報酬比例部分の約3割が在職老齢年金制度により支給停止となる。この者が繰下げ受給を選択すると、当該支給停止相当分は報酬比例年金の繰下げ増額が調整される。（なお、実際の停止割合は個々人の年金額や賃金によって様々。）

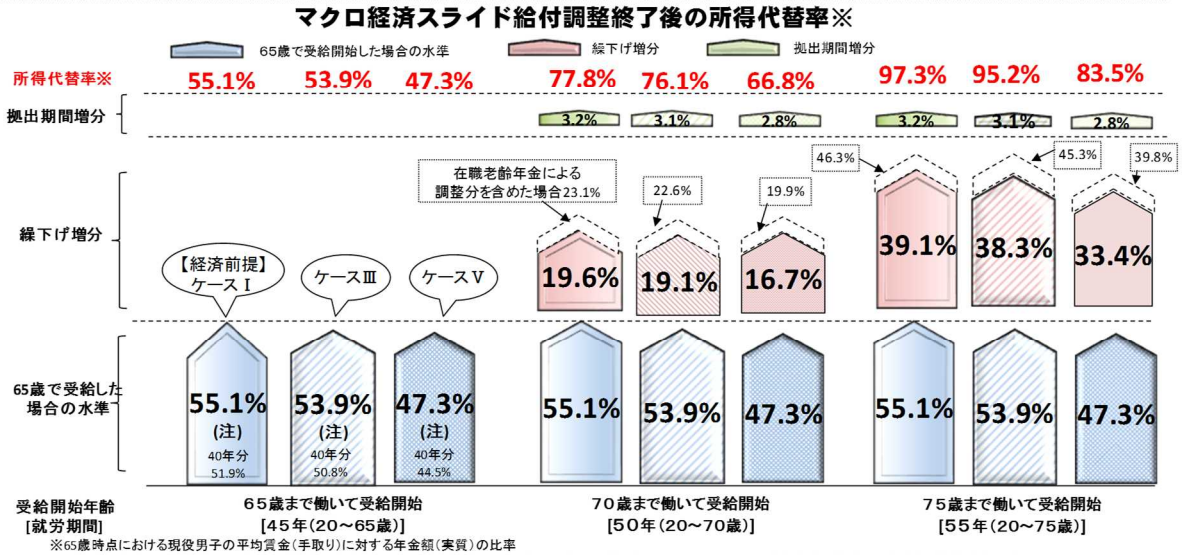

※65歳時点における現役男子の平均賃金（手取り）に対する年金額（実質）の比率
注1：モデル年金は20～60歳の40年間の就労期間となっているが、ここでは20～65歳の45年間の就労期間としているため、厚生年金（報酬比例）の年金額が増額された水準となっている。
注2：人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位）

オプションＢ－⑤については、基礎年金の加入期間が 45 年に延長されていることや、在職老齢年金の廃止が前提とされていることから（現行であれば支給停止となっていた分を含め）全ての年金額が繰下げの対象となり増額されるため、Ｂ－④より給付水準が高くなっている結果となっている。

第１－３－６図　オプションＢ－⑤　試算結果
（オプションＢ－④に①～③の制度改正を加味）

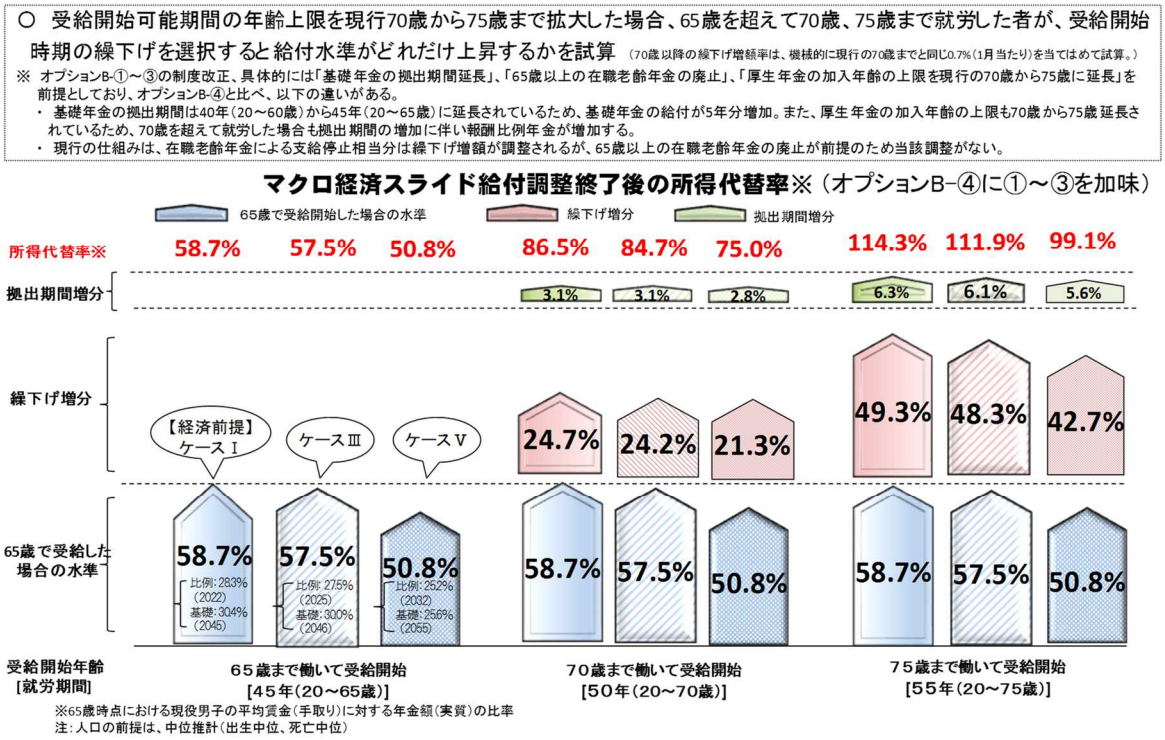

３．オプションＡとＢの組み合わせ試算

今回の財政検証では、「オプションＡ－②とオプションＢ－①～③の制度改正を全て行った場合」と「オプションＡ－③とオプションＢ－①～③の制度改正を全て行った場合」の２種類の試算も行った。

試算結果は第１－３－７図であるが、「オプションＡ－②とオプションＢ－①～③の制度改正を全て行った場合」は７～８％程度、「オプションＡ－③とオプションＢ－①～③の制度改正を全て行った場合」は10～11％程度の所得代替率が上昇する結果となり、概ねオプションＡとオプションＢの影響を合わせたものとなっている。

第１－３－７図　オプションＡとＢ－①～③の制度改正を行った場合

① オプションA－②＜賃金要件、企業規模要件を廃止（325万人ベース）＞に加え、オプションB－①～③の制度改正を全て行った場合
② オプションA－③＜一定の賃金収入（月5.8万円以上）がある全ての被用者へ適用拡大（1,050万人ベース）＞に加え、オプションB－①～③の制度改正を全て行った場合
※ オプションB－①～③の制度改正とは、具体的には「基礎年金の拠出期間延長」、「65歳以上の在職老齢年金の廃止」、「厚生年金の加入年齢の上限を現行の70歳から75歳に延長」を前提としている。

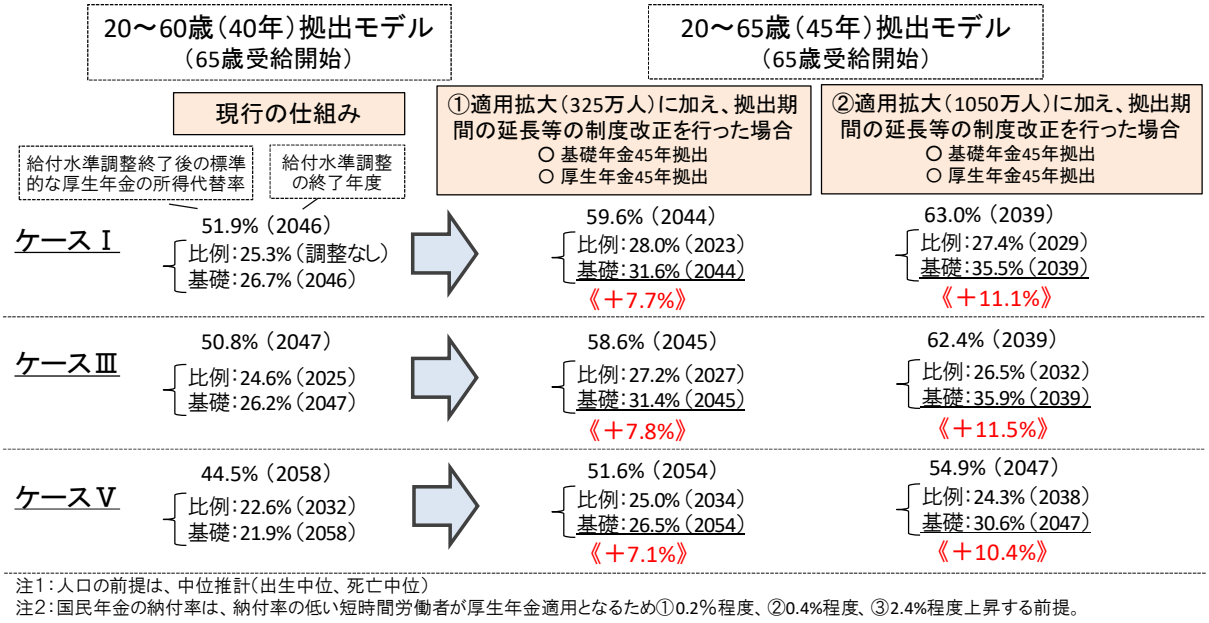

注1：人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位）
注2：国民年金の納付率は、納付率の低い短時間労働者が厚生年金適用となるため①0.2%程度、②0.4%程度、③2.4%程度上昇する前提。

第２章　国民年金・厚生年金の財政の現況

第１節　年金制度を取り巻く社会・経済状況の推移と現状

第２節　国民年金・厚生年金の財政の推移と現状

第３節　2004(平成 16)年以前の制度改正と財政再計算

第４節　2004(平成 16)年改正と公的年金財政の枠組み

第５節　2019(令和元)年以前の財政検証

第６節　国民年金・厚生年金の財政方式

第１節　年金制度を取り巻く社会・経済状況の推移と現状

公的年金制度は人の一生にわたる長期の制度であることから、年金財政の評価あるいは将来見通しの作成にあたっては、人口や経済の長期の趨勢を見極めることが重要である。

ここでは、人口や経済の長期的な動向について現状をみるという観点から、

・少子高齢化の現状について、各国の動向と比較してどうなっているか
・女性や高齢者の社会進出の状況がどうなっているか
・経済の状況として、財政検証の経済前提に用いる物価上昇率、賃金上昇率、運用利回りの実績がどうなっているか

という点について考察する。

１．少子高齢化の推移と現状

我が国の合計特殊出生率（その年の年齢別出生率で１人の女性が子供を生んだとした場合に、一生の間に生むこととなる子供の数）は、終戦後の 1950(昭和 25)年には 3.65 と非常に高い水準であった。その後急激に低下したものの、1960 年代以後、丙午（ひのえうま）という特殊事情の影響により 1.58 となった 1966(昭和 41)年以外は、人口を維持する程度の水準前後でしばらく推移していた。しかし、1975(昭和 50)年に 2.0 を下回り 1.91 となって以降、多少の上下変動はあるものの低下傾向を示し、1989(平成元)年には、丙午（ひのえうま）の年を下回る 1.57 となり、「1.57 ショック」と呼ばれた。その後も低下傾向は継続し、2005(平成 17)年には 1.26 と過去最低を記録した。その後は上昇傾向を示し、2015(平成 27)年には 1.45 まで回復し、更にその後も 1.4 台前半で推移していたが、2019(令和元)年に 1.36 となった。「日本の将来推計人口」（2017(平成 29)年４月公表）における出生中位推計の仮定値については、2015(平成 27)年以降は 1.4 台前半で推移しているものの、人口を維持するのに必要な水準を大きく下回っている。

欧米主要先進国と比較してみると、フランスは 2.0 を前後し、スウェーデン、イギリス、アメリカについては日本に比べ高い水準で推移している。ドイツは近年回復の傾向が見られ、イタリアは我が国と並んで国際的に低い水準にある（第２－１－１図）。

第２－１－１図　合計特殊出生率の各国別推移

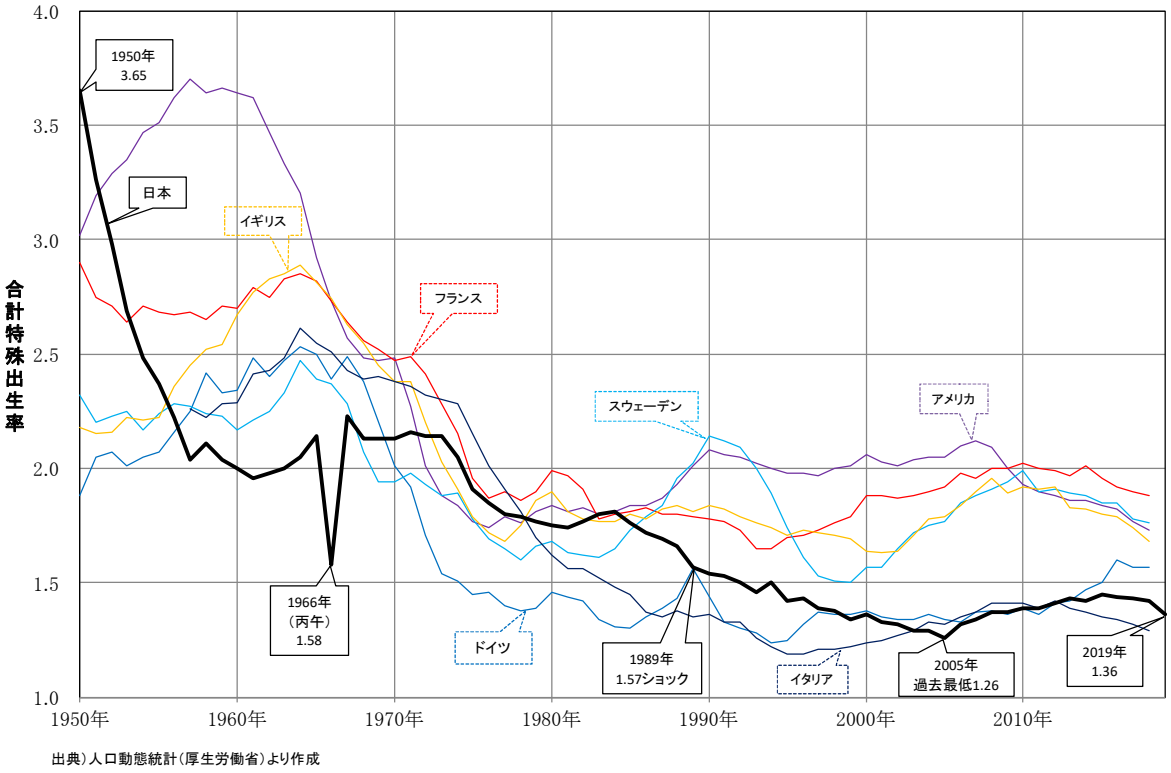

出典）人口動態統計（厚生労働省）より作成

一方、我が国の平均寿命をみると、1965（昭和 40）年には男 67.74 年、女 72.92 年であったが、その後急速に上昇した。近年では、終戦後より上昇速度は遅くなったものの、上昇傾向は依然として続いており、2018（平成 30）年には男で 81.25 年、女で 87.32 年となっている。諸外国と比較してみても、世界有数の長寿国といえる（第２－１－２図）。

2017（平成 29）年４月に公表された「日本の将来推計人口」（出生中位・脂肪中位推計）によると、合計特殊出生率は人口を維持するのに必要な水準を大きく下回り、2065（令和 47）年でも 1.44 である一方で、平均寿命は 2065（令和 47）年には男 84.95 年、女 91.35 年まで伸びると仮定されており、今後も我が国では少子高齢化が欧米主要先進国の中でも例をみないほど急速に進行すると見込まれる。高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口割合）を欧米主要先進国と比べてみると、欧米主要先進国以上の速さで急速に上昇してきた我が国の高齢化の水準は、今後も欧米主要先進国の水準を大きく超え、2065（令和 47）年には約 38％という高水準に到達すると見込まれている（第２－１－３図）。

第２－１－２図　諸外国の平均寿命の年次推移

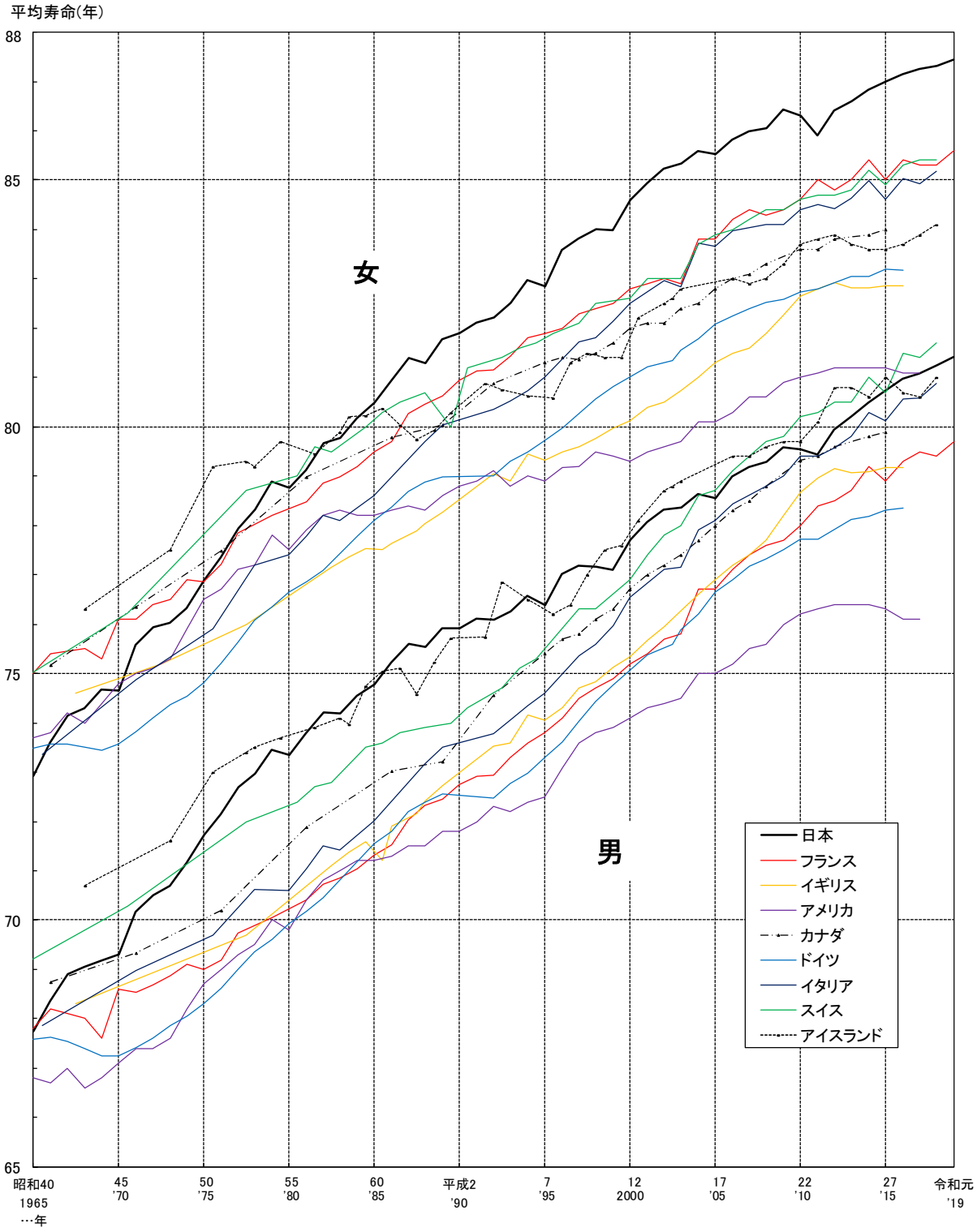

資料：令和元年簡易生命表（厚生労働省）

注　：1）1971 年以前の日本は、沖縄県を除く数値である。

注　：2）1990 年以前のドイツは、旧西ドイツの数値である。

第２－１－３図　主要先進国の 65 歳以上人口割合：1950～2100 年

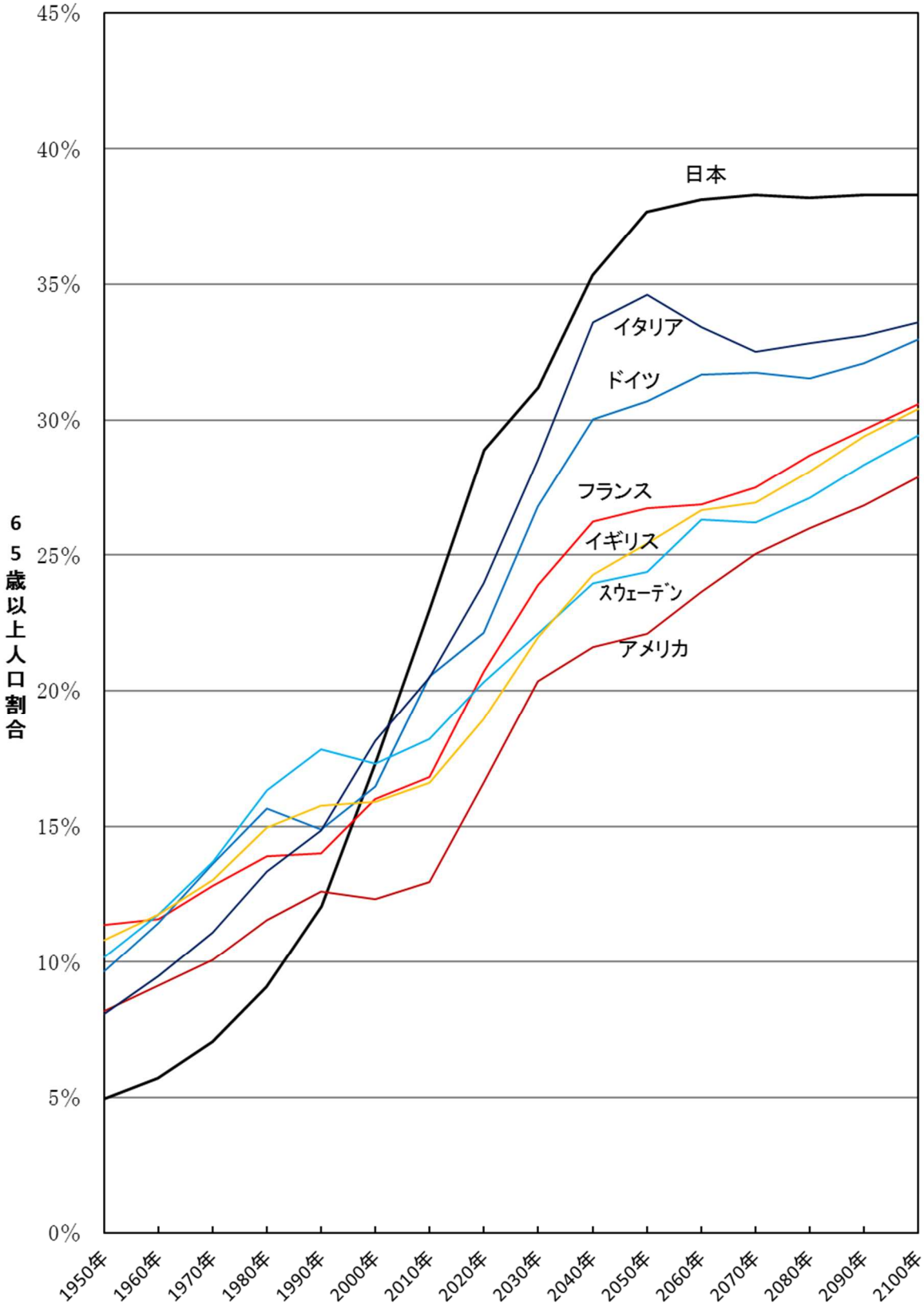

資料）国立社会保障・人口問題研究所　人口統計資料集

また、「日本の将来推計人口」（出生中位・死亡中位推計）によると、生産年齢人口（15～64 歳人口）の扶養負担の程度については、生産年齢人口の 65 歳以上人口に対する比率が 2015(平成 27)年には 2.3 人で１人を支える状態となっており、2023(令和５)年には２人で１人、2065(令和 47)年度には 1.3 人で１人を支えることになると見込まれている（第２－１－４図）。

第２－１－４図　年齢区分別人口の推移（2017(平成 29)年４月推計）
－出生中位（死亡中位）推計－

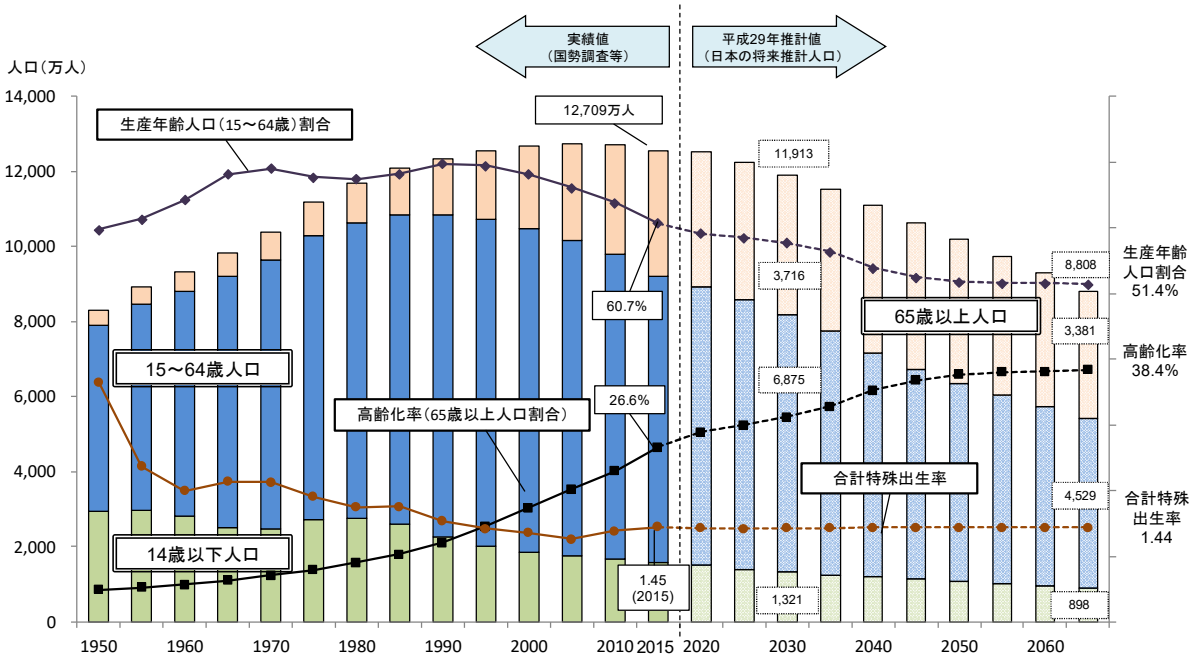

（資料）　総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成 29 年推計：出生中位・死亡中位推計、各年 10 月 1 日現在人口）、厚生労働省「人口動態統計」

２．女性、高齢者の社会進出の推移と現状

我が国の女性の労働力率は上昇しており、例えば 30～34 歳では、1975(昭和 50)年は 43.9%となっているが、それ以降上昇傾向が続き、2019(令和元)年には 77.5%まで上昇している（第２－１－６表）。

また、高齢者の労働力率について、例えば 60～64 歳男性の労働力率は、2000 年代前半までは自営業者の減少に伴い低下傾向にあり、2005(平成 17)年には 70.3%と最低であったが、近年では上昇傾向にあり、2019(令和元)年には 84.4%となっている（第２－１－５表）。一方、60～64 歳女性の労働力率は、2000 年代前半まではおおむね 40%前後で横ばいの動きとなっていたが、近年では上昇傾向にあり、2019(令和元)年では 59.9%となっている。

第２－１－５表　男性の労働力率

年次		総数	15～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65歳以上		
														65～69	70歳以上
昭和50年	(1975)	81.4	20.5	76.5	97.2	98.1	98.1	97.6	96.7	96.2	92.2	79.4	44.4	63.9	31.6
55	(1980)	79.8	17.4	69.6	96.3	97.6	97.6	97.6	96.5	96.0	91.2	77.8	41.0	60.1	28.4
60	(1985)	78.1	17.3	70.1	95.7	97.2	97.6	97.2	96.8	95.4	90.3	72.5	37.0	55.6	26.8
平成 2	(1990)	77.2	18.3	71.7	96.1	97.5	97.8	97.6	97.3	96.3	92.1	72.9	36.5	54.1	26.3
3	(1991)	77.6	19.1	72.8	96.1	97.4	97.9	97.9	97.4	96.3	93.2	74.2	38.0	56.8	26.6
4	(1992)	77.9	19.4	74.5	96.4	98.0	98.1	98.2	98.0	97.1	93.6	75.0	38.2	56.5	26.6
5	(1993)	78.0	19.0	75.2	96.5	98.0	98.3	98.3	97.9	97.2	94.1	75.6	37.7	55.3	26.3
6	(1994)	77.8	18.3	74.9	96.3	97.7	98.2	97.7	97.8	97.1	94.0	75.0	37.6	54.7	26.2
7	(1995)	77.6	17.9	74.0	96.4	97.8	98.0	97.8	97.7	97.3	94.1	74.9	37.3	54.2	26.1
8	(1996)	77.7	18.4	74.6	97.0	98.0	97.9	98.2	97.7	97.4	94.6	74.5	36.7	53.1	26.1
9	(1997)	77.7	18.9	75.0	96.5	97.8	98.0	98.1	97.8	97.5	94.8	74.5	36.7	53.3	26.2
10	(1998)	77.3	18.7	74.2	96.1	97.7	98.0	97.8	97.7	97.0	94.5	74.8	35.9	52.9	25.4
11	(1999)	76.9	18.5	72.8	95.6	97.5	97.7	97.7	97.5	97.1	94.7	74.1	35.5	52.6	25.3
12	(2000)	76.4	18.4	72.7	95.8	97.7	97.8	97.7	97.3	96.7	94.2	72.6	34.1	51.1	24.3
13	(2001)	75.7	17.9	71.9	95.4	97.2	97.8	97.7	97.2	96.3	93.9	72.0	32.9	50.1	23.0
14	(2002)	74.7	17.8	71.4	94.6	96.9	97.3	97.4	97.1	96.3	93.8	71.2	31.1	48.1	21.8
15	(2003)	74.1	16.6	70.8	94.4	96.7	96.9	97.5	97.2	96.0	93.5	71.2	29.9	46.7	21.2
16	(2004)	73.4	16.3	68.5	94.0	96.6	96.8	97.2	97.0	95.7	93.2	70.7	29.2	45.6	20.9
17	(2005)	73.3	16.2	68.6	93.6	96.4	97.0	97.0	96.7	95.7	93.6	70.3	29.4	46.7	21.1
18	(2006)	73.2	16.4	69.1	93.9	96.5	96.7	97.0	96.9	95.7	93.2	70.9	29.2	47.6	20.7
19	(2007)	73.1	16.4	70.0	94.0	96.9	96.6	97.1	96.9	95.8	93.1	74.4	29.8	48.5	20.9
20	(2008)	72.8	16.1	69.1	94.4	96.5	96.7	96.9	96.9	95.7	92.5	76.4	29.7	49.6	20.4
21	(2009)	72.0	14.7	67.6	94.0	96.1	96.7	97.0	96.4	95.9	92.4	76.5	29.4	49.4	19.9
22	(2010)	71.6	14.5	67.1	94.2	96.2	96.7	96.8	97.0	95.8	92.8	76.0	28.8	48.9	19.6
23	(2011)	71.1	14.0	67.7	93.9	96.3	96.7	96.5	96.2	95.5	92.7	75.3	28.4	48.4	20.0
24	(2012)	70.8	14.8	67.4	93.6	96.0	96.5	96.2	96.1	95.0	92.2	75.4	28.7	49.0	20.2
25	(2013)	70.5	15.5	67.7	93.8	95.6	96.5	96.3	96.2	95.3	92.7	76.0	29.4	50.7	20.1
26	(2014)	70.4	15.9	68.6	93.6	95.8	96.4	96.2	96.1	94.6	93.2	77.6	30.2	52.5	20.2
27	(2015)	70.3	16.0	68.8	93.2	95.7	96.2	96.2	95.9	95.0	93.1	78.9	31.1	54.1	20.3
28	(2016)	70.4	17.6	70.5	93.9	95.4	96.1	96.3	96.1	95.0	93.3	80.0	31.7	54.8	20.2
29	(2017)	70.5	16.5	70.8	93.8	95.6	96.3	96.0	95.6	95.1	93.7	81.7	32.5	56.5	21.3
30	(2018)	71.2	18.4	73.8	94.4	95.8	96.2	96.3	95.7	95.2	93.4	83.5	33.9	58.7	23.3
令和元年	(2019)	71.4	19.7	74.8	94.1	95.7	96.1	96.2	95.5	95.1	93.2	84.4	34.8	60.7	25.0

（出典）総務省「労働力調査」

第２－１－６表　女性の労働力率

年次		総数	15～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65歳以上		
														65～69	70歳以上
昭和50年	(1975)	45.7	21.7	66.2	42.6	43.9	54.0	59.9	61.5	57.8	48.8	38.0	15.3	24.7	9.3
55	(1980)	47.6	18.5	70.0	49.2	48.2	58.0	64.1	64.4	59.3	50.5	38.8	15.5	25.8	9.6
60	(1985)	48.7	16.6	71.9	54.1	50.6	60.0	67.9	68.1	61.0	51.0	38.5	15.5	26.8	10.0
平成 2	(1990)	50.1	17.8	75.1	61.4	51.7	62.6	69.6	71.7	65.5	53.9	39.5	16.2	27.6	10.4
3	(1991)	50.7	17.8	75.6	63.2	52.9	62.1	70.4	72.1	66.5	55.5	40.7	16.6	28.7	10.6
4	(1992)	50.7	17.6	75.6	64.0	52.7	62.4	70.5	72.0	67.6	55.6	40.7	16.7	29.3	10.7
5	(1993)	50.3	17.4	74.5	64.3	52.7	61.7	70.3	71.9	66.9	56.4	40.1	16.0	28.0	10.1
6	(1994)	50.2	17.0	74.2	65.3	53.5	61.6	69.8	71.2	67.4	56.4	39.4	15.9	27.5	10.4
7	(1995)	50.0	16.0	74.1	66.4	53.7	60.5	69.5	71.3	67.1	57.0	39.7	15.6	27.2	10.3
8	(1996)	50.0	16.3	73.8	67.9	54.8	60.8	69.5	71.6	66.9	58.1	39.0	15.4	27.0	10.1
9	(1997)	50.4	16.8	73.4	68.2	56.2	62.3	70.9	72.2	67.9	58.7	39.8	15.4	27.2	10.2
10	(1998)	50.1	17.3	73.4	69.2	55.8	62.2	70.2	72.4	67.8	59.1	40.1	15.2	26.5	10.4
11	(1999)	49.6	16.8	72.4	69.7	56.7	61.5	69.5	71.8	67.9	58.7	39.7	14.9	26.2	10.1
12	(2000)	49.3	16.6	72.7	69.9	57.1	61.4	69.3	71.8	68.2	58.7	39.5	14.4	25.4	9.8
13	(2001)	49.2	17.5	72.0	71.1	58.8	62.3	70.1	72.7	68.2	58.4	39.5	13.8	24.4	9.4
14	(2002)	48.5	16.7	70.1	71.8	60.3	61.8	70.5	72.4	67.7	58.1	39.2	13.2	24.0	9.0
15	(2003)	48.3	16.6	69.4	73.4	60.3	63.1	70.3	72.5	68.1	58.9	39.4	13.0	23.8	8.8
16	(2004)	48.3	16.3	68.9	74.0	61.4	62.4	70.4	73.0	68.4	59.6	39.7	12.9	24.0	8.7
17	(2005)	48.4	16.5	69.8	74.9	62.7	63.0	71.0	73.9	68.8	60.0	40.1	12.7	24.0	8.7
18	(2006)	48.5	16.6	70.1	75.7	62.8	63.6	71.4	74.0	70.5	60.3	40.2	13.0	25.1	8.7
19	(2007)	48.5	16.2	69.5	75.8	64.0	64.3	72.0	75.6	70.8	60.8	42.2	12.9	25.8	8.4
20	(2008)	48.4	16.2	69.7	76.1	65.1	64.9	71.1	75.5	71.6	61.6	43.6	13.1	26.0	8.5
21	(2009)	48.5	16.2	70.2	77.2	67.2	65.5	71.7	75.3	72.5	62.5	44.6	13.1	27.0	8.3
22	(2010)	48.5	15.9	69.4	77.1	67.8	66.2	71.6	75.8	72.8	63.3	45.7	13.3	27.4	8.4
23	(2011)	48.2	15.0	69.2	77.0	67.5	67.0	71.2	75.7	72.6	64.0	45.7	13.2	27.6	8.6
24	(2012)	48.2	14.6	68.7	77.6	68.6	67.7	71.7	75.7	73.4	64.6	45.8	13.4	28.3	8.7
25	(2013)	48.9	15.6	70.3	79.0	70.1	69.6	73.1	76.1	74.9	66.5	47.4	13.8	29.8	8.6
26	(2014)	49.2	16.7	69.4	79.3	71.0	70.8	74.3	76.8	75.7	67.9	48.7	14.5	31.1	8.9
27	(2015)	49.6	16.8	68.5	80.3	71.2	71.8	74.8	77.5	76.3	69.0	50.6	15.3	32.0	9.3
28	(2016)	50.3	16.8	71.6	81.7	73.2	71.8	75.7	78.5	77.2	70.9	51.8	15.9	33.8	9.3
29	(2017)	51.1	17.1	72.1	82.1	75.2	73.4	77.0	79.4	78.1	72.1	54.9	16.5	35.0	10.0
30	(2018)	52.5	20.4	74.8	83.9	76.9	74.8	79.6	79.6	79.2	73.3	58.1	17.6	37.0	11.3
令和元年	(2019)	53.3	22.1	76.3	85.1	77.5	76.7	80.2	81.4	80.0	74.7	59.9	18.0	39.0	11.9

（出典）総務省「労働力調査」

３．経済状況の推移と現状

（１）物価上昇率

消費者物価指数の伸び率の推移をみると、1973(昭和 48)年 10 月に勃発した第 4 次中東戦争をきっかけとして起こった石油危機の時期以降、現在まで傾向として低下している（第２－１－７表）。

このため、オイルショックの時期を含めた 1970～2019 年の過去 50 年の平均では 2.5%となるが、2000～2019 年の過去 20 年平均では 0.1%となっており、ゼロ近傍で横ばいの状態となっている（第２－１－８図）。なお、2010～2019 年の過去 10 年平均では 0.5%となっている。

第２－１－７表　物価上昇率の推移

（単位:%）

年　次	消費者物価上昇率	年　次	消費者物価上昇率
昭和27 (1952) 年	5.0	昭和61 (1986) 年	0.6
昭和28 (1953) 年	6.5	昭和62 (1987) 年	0.1
昭和29 (1954) 年	6.5	昭和63 (1988) 年	0.7
昭和30 (1955) 年	-1.1	平成元 (1989) 年	2.3
昭和31 (1956) 年	0.3	平成2 (1990) 年	3.1
昭和32 (1957) 年	3.1	平成3 (1991) 年	3.3
昭和33 (1958) 年	-0.4	平成4 (1992) 年	1.6
昭和34 (1959) 年	1.0	平成5 (1993) 年	1.3
昭和35 (1960) 年	3.6	平成6 (1994) 年	0.7
昭和36 (1961) 年	5.3	平成7 (1995) 年	-0.1
昭和37 (1962) 年	6.8	平成8 (1996) 年	0.1
昭和38 (1963) 年	7.6	平成9 (1997) 年	1.8
昭和39 (1964) 年	3.9	平成10 (1998) 年	0.6
昭和40 (1965) 年	6.6	平成11 (1999) 年	-0.3
昭和41 (1966) 年	5.1	平成12 (2000) 年	-0.7
昭和42 (1967) 年	4.0	平成13 (2001) 年	-0.7
昭和43 (1968) 年	5.3	平成14 (2002) 年	-0.9
昭和44 (1969) 年	5.2	平成15 (2003) 年	-0.3
昭和45 (1970) 年	7.7	平成16 (2004) 年	0.0
昭和46 (1971) 年	6.3	平成17 (2005) 年	-0.3
昭和47 (1972) 年	4.9	平成18 (2006) 年	0.3
昭和48 (1973) 年	11.7	平成19 (2007) 年	0.0
昭和49 (1974) 年	23.2	平成20 (2008) 年	1.4
昭和50 (1975) 年	11.7	平成21 (2009) 年	-1.4
昭和51 (1976) 年	9.4	平成22 (2010) 年	-0.7
昭和52 (1977) 年	8.1	平成23 (2011) 年	-0.3
昭和53 (1978) 年	4.2	平成24 (2012) 年	0.0
昭和54 (1979) 年	3.7	平成25 (2013) 年	0.4
昭和55 (1980) 年	7.7	平成26 (2014) 年	2.7
昭和56 (1981) 年	4.9	平成27 (2015) 年	0.8
昭和57 (1982) 年	2.8	平成28 (2016) 年	-0.1
昭和58 (1983) 年	1.9	平成29 (2017) 年	0.5
昭和59 (1984) 年	2.3	平成30 (2018) 年	1.0
昭和60 (1985) 年	2.0	令和元 (2019) 年	0.5

(注)1970年以前は持家の帰属家賃を除く

第２－１－８図　物価上昇率（単年当たり）の推移

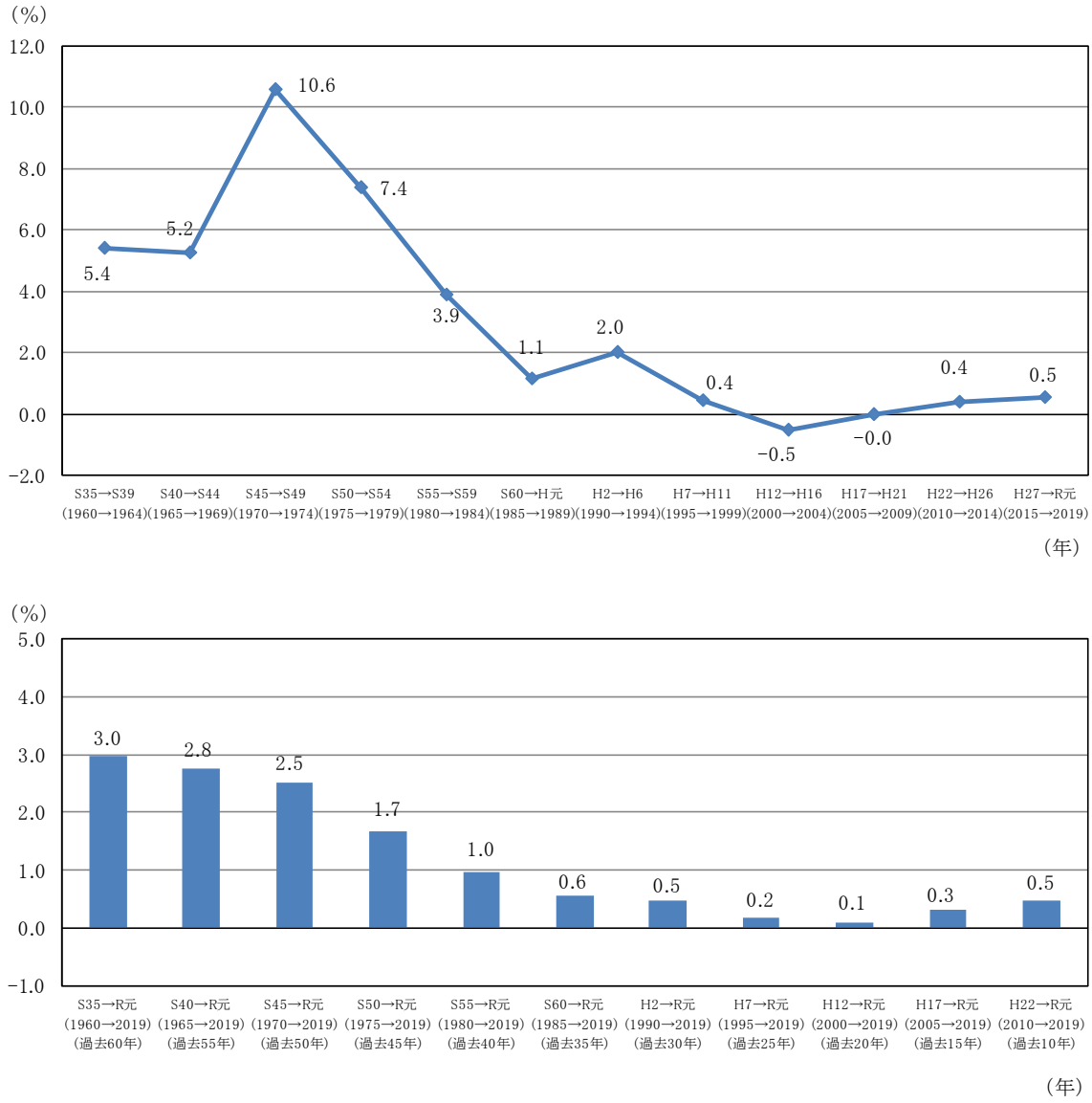

（２）賃金上昇率

厚生年金の平均標準報酬月額上昇率から物価上昇率を控除した実質上昇率の推移をみると、1980 年代から 1990 年代前半にかけてはおおむね１～２％の伸び率で推移してきたが、1990 年代後半から伸び率が低下してきており、2000 年代後半以降は平均するとマイナスとなっている（第２－１－９表及び第２－１－10 図）。

2002(平成 14)年から 2007(平成 19)年にかけては景気回復期にあったが、この間の労働分配率が低下傾向にあることなどから賃金上昇率が伸び悩んだ（第２－１－11 図）。また、2009(平成 21)年にはリーマン・ショックによる賃金上昇率の落ち込みがみられ、その後も低迷が続いている。

第２－１－９表　平均標準報酬月額上昇率の推移

年次	名目	実質
昭和27 (1952) 年	4.2	-0.8
昭和28 (1953) 年	2.9	-3.6
昭和29 (1954) 年	62.4	55.9
昭和30 (1955) 年	2.2	3.3
昭和31 (1956) 年	1.9	1.6
昭和32 (1957) 年	2.1	-1.0
昭和33 (1958) 年	1.3	1.7
昭和34 (1959) 年	1.5	0.5
昭和35 (1960) 年	31.7	28.1
昭和36 (1961) 年	10.2	4.9
昭和37 (1962) 年	10.4	3.6
昭和38 (1963) 年	7.6	0.0
昭和39 (1964) 年	9.1	5.2
昭和40 (1965) 年	22.5	15.9
昭和41 (1966) 年	8.5	3.4
昭和42 (1967) 年	9.3	5.3
昭和43 (1968) 年	9.9	4.6
昭和44 (1969) 年	23.8	18.6
昭和45 (1970) 年	15.2	7.5
昭和46 (1971) 年	17.4	11.1
昭和47 (1972) 年	12.1	7.2
昭和48 (1973) 年	23.4	11.7
昭和49 (1974) 年	24.3	1.1
昭和50 (1975) 年	10.7	-1.0
昭和51 (1976) 年	16.8	7.4
昭和52 (1977) 年	8.8	0.7
昭和53 (1978) 年	5.7	1.5
昭和54 (1979) 年	5.7	2.0
昭和55 (1980) 年	8.8	1.1
昭和56 (1981) 年	5.2	0.3
昭和57 (1982) 年	4.5	1.7
昭和58 (1983) 年	2.9	1.0
昭和59 (1984) 年	3.4	1.1
昭和60 (1985) 年	5.1	3.1
昭和61 (1986) 年	2.6	2.0
昭和62 (1987) 年	1.9	1.8
昭和63 (1988) 年	3.0	2.3
平成元 (1989) 年	5.1	2.8
平成２ (1990) 年	4.5	1.4
平成３ (1991) 年	3.9	0.6
平成４ (1992) 年	2.4	0.8
平成５ (1993) 年	1.4	0.1
平成６ (1994) 年	2.9	2.2
平成７ (1995) 年	1.3	1.4
平成８ (1996) 年	1.2	1.1
平成９ (1997) 年	1.8	-0.0
平成10 (1998) 年	-0.2	-0.8
平成11 (1999) 年	-0.2	0.1
平成12 (2000) 年	1.0	1.7
平成13 (2001) 年	-0.3	0.7
平成14 (2002) 年	-1.2	-0.5
平成15 (2003) 年	-0.3	0.2
平成16 (2004) 年	-0.2	-0.1
平成17 (2005) 年	-0.2	0.2
平成18 (2006) 年	0.0	-0.4
平成19 (2007) 年	-0.1	-0.2
平成20 (2008) 年	-0.3	-1.7
平成21 (2009) 年	-4.1	-2.7
平成22 (2010) 年	0.7	1.4
平成23 (2011) 年	-0.2	0.1
平成24 (2012) 年	0.2	0.2
平成25 (2013) 年	0.1	-0.3
平成26 (2014) 年	1.0	-1.7
平成27 (2015) 年	0.5	-0.3
平成28 (2016) 年	-0.0	0.1
平成29 (2017) 年	0.3	-0.2
平成30 (2018) 年	0.8	-0.2

（注1）標準報酬上昇率は、平成12年度以前は年末(12月)の平均標準報酬月額の対前年同月比の伸び率である。平成13年度以降は、性・年齢構成の変動による影響を控除した名目標準報酬上昇率である(年金積立金運用報告書より抜粋、平成16年度以降は総報酬ベース、平成27年度までは被用者年金一元化前)。

（注2）実質上昇率を計算する基となる消費者物価指数は年平均の伸び率である。

第２－１－10 図　平均標準報酬月額上昇率（実質）の推移

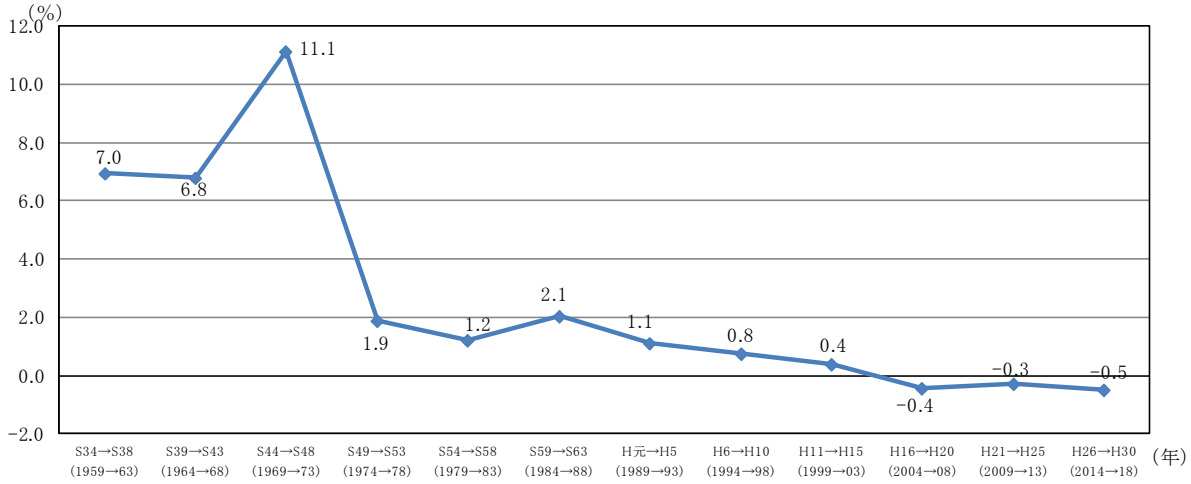

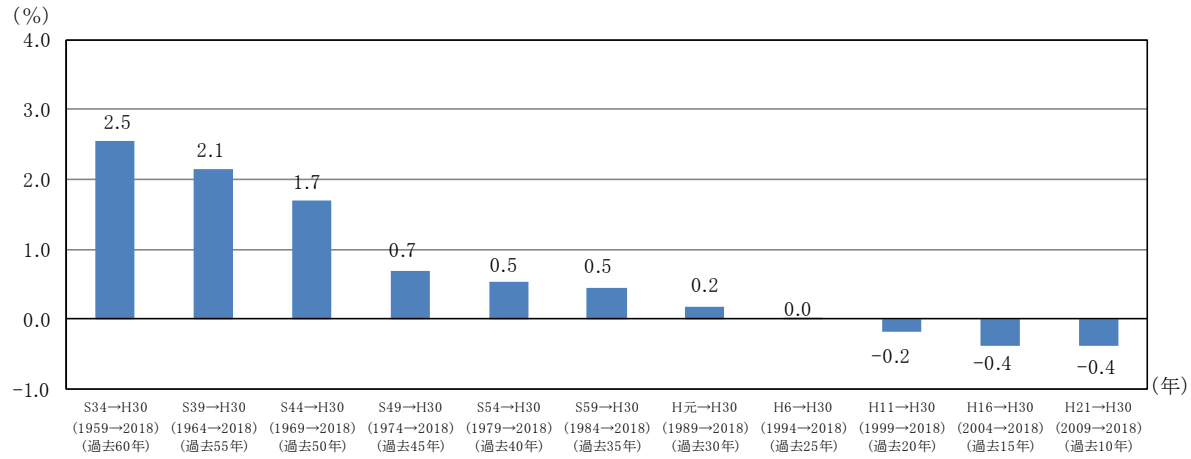

第２－１－11 図　労働分配率と実質経済成長率の推移

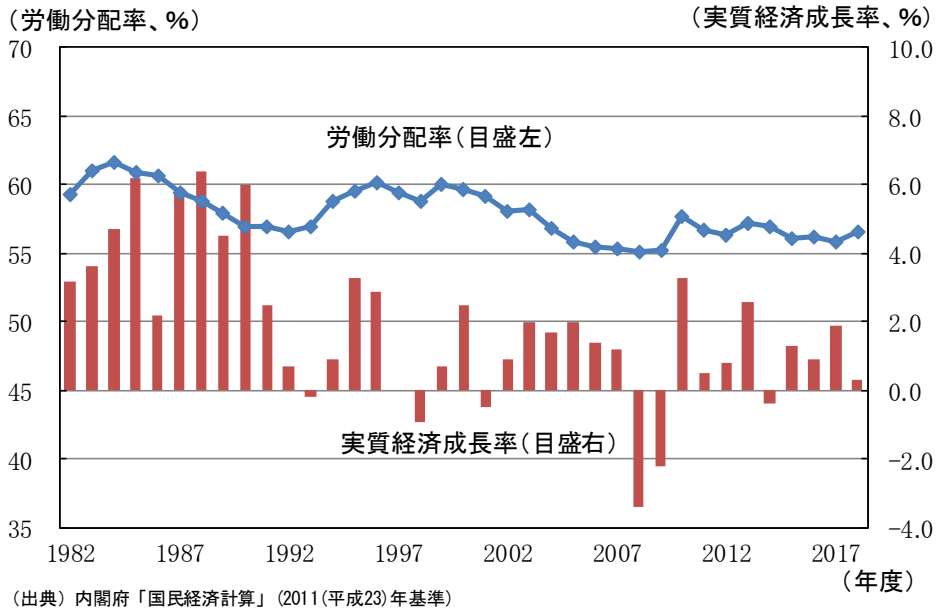

（出典）内閣府「国民経済計算」(2011(平成23)年基準)
（ 注 ）労働分配率 ＝ 雇用者報酬 ／（ 営業余剰（総） ＋雇用者報酬 ）

（３）運用利回り

厚生年金、国民年金の積立金は、2000(平成 12)年度までは全額を旧大蔵省資金運用部（財務省財政融資資金）に預託することによって運用されていた。しかし、2001(平成 13)年度以降は、財政投融資制度の抜本的な改革等により、厚生労働大臣が、直接、年金積立金管理運用独立行政法人（2005(平成 17)年度までは旧年金資金運用基金）に資金を寄託することにより運用されることとなった。

年金積立金管理運用独立行政法人においては、民間の運用機関等を活用した市場運用を行っているほか、2001(平成 13)年度から 2007(平成 19)年度までに財政融資資金特別会計から直接引き受けた財投債の管理運用を行っていた。また、2010(平成 22)年度まで、旧年金福祉事業団に係る承継資産の運用についても行っており、旧資金運用部へ預託されていた積立金の全額が償還される 2008(平成 20)年度末までの間は、経過的に、財政融資資金への預託という形でも運用を行っていた。

このため、積立金の運用利回りの実績については、2000(平成 12)年度以前と 2001(平成 13)年度以降の運用方法の違いに留意する必要がある。長期的にみると保険料収入や年金給付費は名目賃金上昇率に連動して増加することから、年金財政にとっては、名目運用利回りから名目賃金上昇率を控除したもの（以下、「実質的な運用利回り」という。）が重要である。以下において、2000(平成 12)年度以前と 2001(平成 13)年度以降の運用利回りが、実質的な運用利回りでどのように推移しているかみることとする。

2000(平成 12)年度以前の運用利回りについては、資金運用部に対する名目の新規預託金利の動向に依存するものであるが、実質的な運用利回りでみるとおおむね３～４％の水準となっていた（第２－１－12 図）。

2001(平成 13)年度以降の運用利回りについては、自主運用を開始した 2001～2018 年度の 18 年度平均でみると、実質的な運用利回りの実績値は 3.27％となっており、この間の財政再計算及び財政検証上の前提である 0.11％を 3.16％ポイント程度上回って推移している（第２－１－13 表）。

第２－１－12 図　運用利回りの推移（1986～2000 年度）

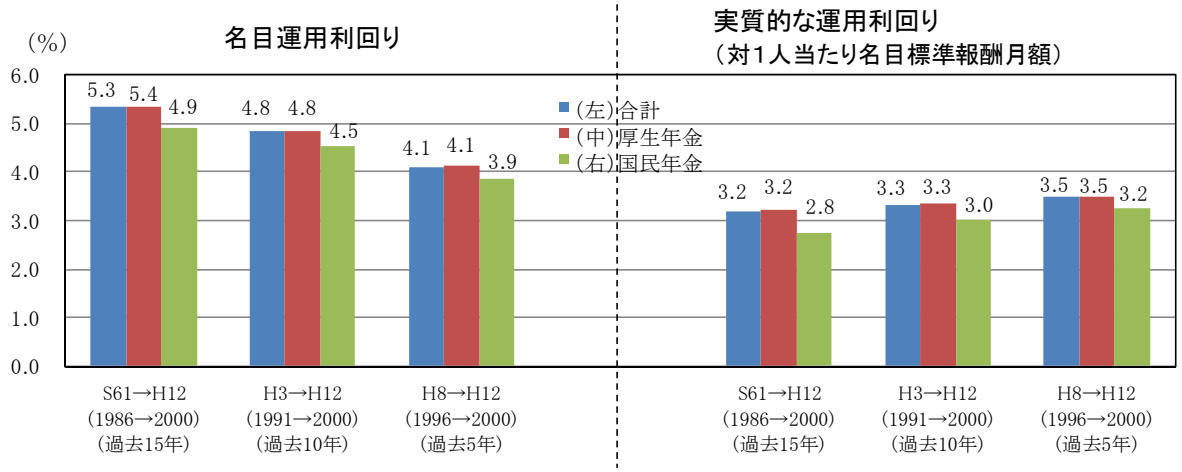

(注1) 旧年金福祉事業団による自主運用分の損益は含まれていない。
(注2) 年度ベースの運用利回りである。
(注3) 1人当たり名目標準報酬月額上昇率は、性・年齢構成の変動による影響を除去していない。

第２－１－13 表　2001 (平成 13) 年度以降の運用利回り

(1) 名目運用利回り、実質運用利回り、実質的な運用利回り

(単位:%)

年　度	名目運用利回り				実質運用利回り（対物価上昇率）				実質的な運用利回り（対名目賃金上昇率）			
	合計	(過去10年平均)	厚生年金	国民年金	合計	(過去10年平均)	厚生年金	国民年金	合計	(過去10年平均)	厚生年金	国民年金
平成13 (2001)	1.94	－	1.99	1.29	2.97	－	3.02	2.31	2.22	－	2.27	1.56
14 (2002)	0.17	－	0.21	−0.39	0.77	－	0.81	0.21	1.34	－	1.38	0.77
15 (2003)	4.90	－	4.91	4.78	5.11	－	5.12	4.99	5.18	－	5.19	5.06
16 (2004)	2.73	－	2.73	2.77	2.83	－	2.83	2.87	2.94	－	2.94	2.98
17 (2005)	6.83	－	6.82	6.88	6.94	－	6.93	6.99	7.01	－	7.00	7.06
18 (2006)	3.10	－	3.10	3.07	2.89	－	2.89	2.86	3.09	－	3.09	3.06
19 (2007)	−3.53	－	−3.54	−3.38	−3.91	－	−3.92	−3.76	−3.46	－	−3.47	−3.31
20 (2008)	−6.86	－	−6.83	−7.29	−7.87	－	−7.84	−8.30	−6.62	－	−6.59	−7.05
21 (2009)	7.54	－	7.54	7.48	9.40	－	9.40	9.34	12.09	－	12.09	12.03
22 (2010)	−0.26	(1.57)	−0.26	−0.25	0.14	(1.81)	0.14	0.15	−0.93	(2.16)	−0.93	−0.92
23 (2011)	2.17	(1.59)	2.17	2.15	2.27	(1.74)	2.27	2.25	2.39	(2.18)	2.39	2.36
24 (2012)	9.56	(2.50)	9.57	9.52	9.89	(2.63)	9.90	9.85	9.33	(2.96)	9.34	9.29
25 (2013)	8.23	(2.82)	8.22	8.31	7.26	(2.84)	7.25	7.34	8.09	(3.24)	8.08	8.17
26 (2014)	11.62	(3.68)	11.61	11.79	8.47	(3.39)	8.46	8.64	10.53	(3.98)	10.52	10.69
27 (2015)	−3.64	(2.62)	−3.63	−3.72	−3.83	(2.30)	−3.82	−3.91	−4.12	(2.84)	−4.11	−4.20
28 (2016)	5.48	(2.85)	5.47	5.63	5.59	(2.56)	5.58	5.74	5.45	(3.07)	5.44	5.60
29 (2017)	6.52	(3.88)	6.51	6.70	5.78	(3.55)	5.77	5.96	6.09	(4.05)	6.08	6.26
30 (2018)	1.43	(4.77)	1.43	1.46	0.72	(4.48)	0.72	0.75	0.48	(4.81)	0.48	0.51
令和元 (2019)	−5.00	(3.47)	−5.00	−5.07	−5.47	(2.96)	−5.47	−5.54	−5.66	(3.02)	−5.66	−5.73
平成13(2001)→令和元(2019) (過去19年平均)	2.66	－	2.67	2.60	2.51	－	2.51	2.44	2.78	－	2.79	2.71

(出所) 年金積立金の運用状況について
(注1) 運用利回りは運用手数料控除後のものである。
(注2) 承継資産の損益を含む。
(注3) 実質的な運用利回りは、(1＋名目運用利回り÷100) ÷ (1＋名目賃金上昇率÷100) ×100－100 により求めている。ここで、名目賃金上昇率は、性・年齢構成の変動による影響を控除した名目標準報酬上昇率である。

(2)各運用方法ごとの収益率(厚生年金・国民年金合計)

(単位:%)

年度	市場運用分	財投債引受け分	財政融資資金預託分
平成13 (2001)	-2.59	1.13	2.99
14 (2002)	-8.53	0.89	2.75
15 (2003)	12.43	0.83	2.41
16 (2004)	4.56	0.90	2.06
17 (2005)	14.33	0.93	1.73
18 (2006)	4.74	1.01	1.61
19 (2007)	-6.45	1.10	1.45
20 (2008)	-10.06	1.18	0.57
21 (2009)	9.52	1.26	0.09
22 (2010)	-0.60	1.37	0.03
23 (2011)	2.44	1.42	0.03
24 (2012)	11.31	1.45	0.03
25 (2013)	9.24	1.58	0.02
26 (2014)	12.85	1.63	0.01
27 (2015)	-4.01	1.75	0.00
28 (2016)	5.90	1.77	0.01
29 (2017)	6.91	1.82	0.00
30 (2018)	1.49	1.93	0.00

(出所)年金積立金の運用状況について
(注1)運用利回りは運用手数料控除後のものである。
(注2)承継資産の損益を含む。

第２節　国民年金・厚生年金の財政の推移と現状

１．被保険者の動向

（１）　厚生年金（第１号）

厚生年金の適用事業所数及び被保険者数について、これまでの推移を示したものが第２－２－１表である。

適用事業所数は 1942(昭和 17)年度末には６万事業所であったが、その後、数次の適用拡大があり、1955(昭和 30)年度末には 26.5 万事業所と約４倍に増加した。また、被保険者数も 1942(昭和 17)年度末には 356 万人であったものが、1955(昭和 30)年度末には 840 万人と倍以上に増加した。1960 年代には、適用範囲についての制度上の変更はなかったが、高度経済成長に伴う適用事業所や被用者の増加があり、被保険者数は大幅に増大した。しかし、1970 年代には、オイルショックを契機に高度成長から安定成長に向かうという経済情勢の変化があり、適用事業所数、被保険者数ともに伸びが鈍化した。

経済情勢の変化の影響は特に女子の被保険者数の動向にあらわれている。1960 年代は、経済の高度成長期にあたり、女子の被保険者数の伸びは 1.8 倍と男子の 1.6 倍を上回る伸びを示した。しかし、1970 年代には、男子については徐々に増加しているものの、女子については 1973(昭和 48)年度をピークとして減少している。女子は、その後増減を繰り返し、1977(昭和 52)年度から増加傾向にある。女子の被保険者数は経済成長期に大きく伸び、不況期には減少するという傾向がみられたが、近年は女性の社会進出に伴い、常に増加傾向にあることがわかる。

1980 年代には、５人未満事業所への適用拡大があり、被保険者数は着実に増加した。しかし、平成になってからは、厳しい経済状況に伴う雇用環境の変化に伴い、1997(平成９)年度末の 3,347 万人をピークに、2003(平成 15)年度までは減少基調であった。しかしながら、近年は増加傾向にあり、2008(平成 20)年度及び 2009(平成 21)年度にはリーマン・ショックによる減少があったものの、以後は毎年上昇している。特に 2014(平成 26)年以降の上昇の度合いは高く、2018(平成 30)年度末の被保険者総数は 3,981 万人となっている。

なお、2015(平成 27)年 10 月の被用者年金一元化により、それまで厚生年金と共済年金に分かれていた被用者年金制度が厚生年金に統一されたが、ここでは対象を厚生年金（第１号）の被保険者に限っている。

第２－２－１表　厚生年金適用事業所数及び被保険者数の推移

（年度末現在）

年　度	適用事業所数	船舶所有者数	被保険者数					
			合計	一般男子	女子	坑内員	船員	任意継続
	千	千	千人	千人	千人	千人	千人	千人
昭和１７（1942）	60	4	3,557	3,168	0	294	95	・
２０（1945）	91	…	4,411	3,128	1,038	160	84	・
２５（1950）	167	6	6,237	4,323	1,528	262	124	0
３０（1955）	265	8	8,402	5,774	2,220	232	165	10
３５（1960）	399	10	13,457	8,992	3,997	234	216	17
４０（1965）	583	11	18,670	12,269	5,979	147	252	23
４５（1970）	732	11	22,522	14,834	7,313	80	262	33
５０（1975）	855	12	23,893	16,158	7,392	40	245	58
５５（1980）	968	11	25,445	17,181	7,922	33	205	103
６０（1985）	1,030	10	27,234	18,344	8,573	25	166	126
６１（1986）	1,050	9	26,994	18,169	8,531	20	156	118
６２（1987）	1,105	9	27,676	18,643	8,780	14	146	92
６３（1988）	1,207	9	28,769	19,341	9,213	12	138	65
平成　元（1989）	1,311	9	29,921	20,046	9,689	9	131	45
２（1990）	1,409	9	30,997	20,699	10,132	8	126	32
３（1991）	1,488	8	31,959	21,258	10,552	8	120	22
４（1992）	1,536	8	32,493	21,589	10,768	7	114	15
５（1993）	1,564	8	32,651	21,694	10,829	6	109	12
６（1994）	1,587	8	32,740	21,773	10,848	5	104	10
７（1995）	1,606	7	32,808	21,823	10,873	5	99	8
８（1996）	1,652	7	32,999	21,942	10,955	3	94	5
９（1997）	1,703	7	33,468	22,361	11,011	3	89	3
１０（1998）	1,691	7	32,957	22,039	10,830	3	82	2
１１（1999）	1,683	7	32,481	21,720	10,680	3	78	1
１２（2000）	1,674	6	32,192	21,508	10,608	3	74	0
１３（2001）	1,651	6	31,576	21,087	10,419	1	69	－
１４（2002）	1,629	6	32,144	21,414	10,663	1	66	－
１５（2003）	1,618	6	32,121	21,305	10,753	1	63	－
１６（2004）	1,626	6	32,491	21,442	10,987	1	61	－
１７（2005）	1,643	5	33,022	21,679	11,282	1	60	－
１８（2006）	1,676	5	33,794	22,079	11,655	1	59	－
１９（2007）	1,710	5	34,570	22,485	12,026	1	58	－
２０（2008）	1,734	5	34,445	22,319	12,068	1	57	－
２１（2009）	1,749	5	34,248	22,137	12,055	1	56	－
２２（2010）	1,744	5	34,411	22,186	12,170	1	54	－
２３（2011）	1,740	5	34,515	22,188	12,273	1	53	－
２４（2012）	1,754	5	34,717	22,226	12,439	1	53	－
２５（2013）	1,796	4	35,273	22,513	12,707	1	52	－
２６（2014）	1,863	4	35,985	22,876	13,057	1	52	－
２７（2015）	1,970	4	36,864	23,323	13,488	1	52	－
２８（2016）	2,105	4	38,218	23,927	14,238	1	52	－
２９（2017）	2,223	4	39,112	24,364	14,695	1	52	－
３０（2018）	2,333	4	39,806	24,637	15,117	1	52	－

資料：厚生労働省「事業年報」（平成19年度までは社会保険庁「事業年報」）

（注）１　第１号厚生年金被保険者のみである。
２　平成９(1997)年度以降の被保険者数は、旧日本鉄道共済組合、旧日本たばこ産業共済組合、旧日本電信電話共済組合の旧３公社共済組合適用の被保険者を含む。
３　平成14(2002)年度以降の被保険者数は、旧農林漁業団体職員共済組合適用の被保険者を含む。
４　任意継続被保険者制度は、昭和６０年の制度改正時に原則として廃止され、それ以降は経過的に存続。

坑内員は、1950(昭和 25)年度には被保険者数 26 万人を数えていたが、その後は減少の一途をたどり、2018(平成 30)年度末には千人未満となっている。また、船員である被保険者数は、1970(昭和 45)年度の 26 万人をピークとして減少し、2018(平成 30)年度末には 5.2 万人とピーク時の５分の１程度になっている。

第２－２－２表は厚生年金被保険者の平均年齢の推移を示したものである。なお、2003(平成 15)年度以降は全数統計であるが、2002(平成 14)年度までは厚生年金の被保険者を抽出率 100 分の１（1990(平成２)年度までは 500 分の１）で抽出し、その標本の平均年齢を算出したものである。平均年齢は、1965(昭和 40)年代には年当たり 0.5 歳程度上昇していたが、その後上昇の度合いは緩やかとなり、2018(平成 30)年度末の平均年齢は男子で 44.5 歳、女子で 42.6 歳となっている。なお、2002(平成 14)年度の上昇は、65 歳以上への適用拡大の影響によるものである。

第２－２－３表は、厚生年金の平均標準報酬月額の推移を示したものである。厚生年金の保険料や年金給付は、基本的に被保険者の報酬額に応じて決定されるが、被保険者が実際に受ける報酬をそのまま算定基礎として用いず、報酬をいくつかの階級に分けて、その階級に代表的な報酬額（標準報酬）を与え、それを算定基礎として用いる報酬とすることとしている。基本的に、４月から６月(2002(平成 14)年度までは５月から７月）の３か月間の報酬月額（ボーナスは含まない）の平均を基に標準報酬月額を決定し、その年の９月（2002(平成 14)年度までは 10 月）から翌年に改定されるまで適用される。

第２－２－２表　厚生年金被保険者の平均年齢

（単位：歳）

年度	合計	一般男子	女子
昭和４０（1965）	32.6	34.0	29.6
４５（1970）	34.9	36.1	32.4
５０（1975）	37.3	38.0	35.7
５５（1980）	38.5	39.3	36.7
６０（1985）	39.2	40.1	37.3
６１（1986）	38.6	39.5	36.7
６２（1987）	38.5	39.5	36.5
６３（1988）	38.7	39.7	36.6
平成　元（1989）	38.9	39.8	36.8
２（1990）	39.0	40.0	37.0
３（1991）	39.2	40.2	37.2
４（1992）	39.4	40.3	37.3
５（1993）	39.5	40.5	37.5
６（1994）	39.7	40.6	37.9
７（1995）	39.9	40.7	38.2
８（1996）	40.1	40.9	38.5
９（1997）	40.2	41.1	38.6
１０（1998）	40.4	41.2	38.8
１１（1999）	40.5	41.3	38.9
１２（2000）	40.6	41.4	39.0
１３（2001）	40.7	41.5	39.0
１４（2002）	41.3	42.1	39.6
１５（2003）	41.4	42.2	39.6
１６（2004）	41.5	42.3	39.7
１７（2005）	41.6	42.4	39.8
１８（2006）	41.6	42.5	40.0
１９（2007）	41.8	42.6	40.1
２０（2008）	42.0	42.8	40.4
２１（2009）	42.1	42.9	40.6
２２（2010）	42.3	43.1	40.8
２３（2011）	42.5	43.3	41.0
２４（2012）	42.7	43.4	41.2
２５（2013）	42.8	43.6	41.4
２６（2014）	43.0	43.8	41.7
２７（2015）	43.2	44.0	41.9
２８（2016）	43.5	44.2	42.2
２９（2017）	43.6	44.4	42.4
３０（2018）	43.8	44.5	42.6

資料：厚生労働省「事業年報」（平成19年度までは社会保険庁「事業年報」）
（注）第１号厚生年金被保険者のみのものである。

第２－２－３表　厚生年金の標準報酬月額の平均の推移

（単位：円）

年度	合計	一般男子	女子	坑内員	船員
昭和３０（1955）	11,884	13,391	7,530	16,040	・
３５（1960）	16,690	19,660	9,516	25,098	・
４０（1965）	29,342	34,670	18,178	38,751	・
４５（1970）	54,806	64,823	34,306	71,149	・
４８（1973）	89,439	105,747	55,439	111,694	・
５０（1975）	122,552	141,376	81,166	167,383	・
５５（1980）	188,263	220,444	119,082	248,016	・
６０（1985）	231,161	270,435	148,177	303,757	・
６１（1986）	237,022	276,333	153,580	311,278	280,153
６２（1987）	241,299	280,533	158,168	305,829	284,135
６３（1988）	248,667	289,120	163,789	315,727	286,059
平成　元（1989）	261,839	305,200	172,036	327,465	301,435
２（1990）	273,684	318,682	181,493	342,224	318,666
３（1991）	284,362	330,566	190,914	354,887	333,511
４（1992）	291,145	337,142	198,458	365,433	345,673
５（1993）	295,125	340,798	203,125	374,234	353,246
６（1994）	303,611	351,140	207,696	390,047	363,927
７（1995）	307,530	355,607	210,526	396,997	367,371
８（1996）	311,344	359,836	213,720	404,524	371,453
９（1997）	316,881	365,532	217,624	406,838	373,917
１０（1998）	316,186	363,777	218,915	406,776	371,121
１１（1999）	315,353	361,901	220,278	370,827	370,737
１２（2000）	318,688	365,917	222,587	369,175	366,382
１３（2001）	318,679	365,143	224,311	376,364	366,802
１４（2002）	314,489	359,249	224,292	392,061	362,128
１５（2003）	313,893	358,875	224,394	378,782	377,137
１６（2004）	313,679	358,607	225,663	371,176	373,815
１７（2005）	313,204	358,118	226,582	363,271	371,635
１８（2006）	312,703	357,549	227,439	352,678	373,141
１９（2007）	312,258	356,597	229,030	356,494	379,729
２０（2008）	312,813	356,898	230,952	350,544	381,751
２１（2009）	304,173	345,077	228,710	346,295	379,114
２２（2010）	305,715	347,136	229,876	350,533	378,467
２３（2011）	304,589	345,623	230,085	348,305	377,725
２４（2012）	306,131	347,421	232,046	346,458	378,687
２５（2013）	306,282	347,194	233,482	342,763	382,649
２６（2014）	308,382	349,654	235,763	341,407	385,514
２７（2015）	308,938	350,017	237,574	340,279	393,533
２８（2016）	308,133	349,991	237,462	342,756	396,995
２９（2017）	309,994	351,857	240,264	347,976	400,312
３０（2018）	312,678	354,863	243,623	354,816	400,766

資料：厚生労働省「事業年報」（平成19年度までは社会保険庁「事業年報」）

（注）１　第１号厚生年金被保険者のみである。
　　２　年度末値である。
　　３　昭和50年以前の合計については、任意継続被保険者を除いた平均である。

（２）国民年金

国民年金の被保険者数のこれまでの推移について示したものが、第２－２－４表及び第２－２－５表である。

国民年金における強制適用の被保険者数は、制度発足当時の 1961(昭和 36)年度末には 1,577 万人であったが、その後少しずつ増加し、1978(昭和 53)年度末には 2,019 万人となった。しかし、その後は減少し、1985(昭和 60)年度末には 1,764 万人となった。1970(昭和 45)年度末までの被保険者数の増加については、制度発足当初の適用対象が 50 歳未満であったため、1970(昭和 45)年度末までは 60 歳到達による資格喪失が発生しなかったということによるところが大きい。その後、労働力人口が増加しているにもかかわらず、強制適用の被保険者数の増加幅が小さく、1975(昭和 50)年度からは減少しているのは、産業構造や就業構造の変化や厚生年金の適用拡大によるものであると考えられる。

一方、任意加入の被保険者数については 1980(昭和 55)年度までは着実に増加を続けていたものの、1981(昭和 56)年度からは減少している。

1986(昭和 61)年度から基礎年金制度が施行され、国民年金の被保険者の構成は大きく変わった。自営業者等からなる従来の強制適用の被保険者は第１号被保険者となったが、その際、それまで任意加入対象者となっていた 20 歳以上 60 歳未満の被用者年金の障害年金受給権者や老齢年金の受給資格期間を満たしている者などが新たに第１号被保険者として強制適用されることとなったため、1986(昭和 61)年度末における第１号被保険者数（任意加入被保険者 56 万人を除く）は、1985(昭和 60)年度末における強制適用の被保険者数に比べて 130 万人程度多くなっている。また、従来、任意加入の被保険者の大部分を占めていた被用者年金制度における被保険者の被扶養配偶者は第３号被保険者となったが、それまで任意加入していなかった者も第３号被保険者として届出を行ったため、1986(昭和 61)年度末における第３号被保険者数は、1985(昭和 60)年度末における任意加入の被保険者数に比べて 350 万人程度多くなっている。

さらに、被用者年金制度の被保険者も国民年金の第２号被保険者となり、1986(昭和 61)年度末において国民年金の被保険者数は 6,332 万人となった。

国民年金の被保険者数は、基礎年金制度創設後しばらくの間、第１号被保険者は減少傾向、第２号被保険者及び第３号被保険者は増加傾向であった。しかし、2000 年代半ばまではこの傾向が逆転し、厳しい経済状況に伴う雇用環境の変化に伴い、第２号被保険者が減少し、第１号被保険者が増加した。近年は再びこの傾向が逆転し、第１号被保険者は減少傾向、第２号被保険者は増加傾向となっている。第３号被保険者については、女性の社会進出に伴い、1995(平成７)年度末をピークに減少してきている。被保険者数の合計については、20～59 歳の国民は全て国民年金の被保険者となる仕組みであることから、現役世代の人口の推移に連

動しており、1999(平成 11)年度末までは増加してきたが、その後、緩やかな減少に転じており、今後は、少子化の影響を受け、減少傾向が続くものと見込まれる。

第２－２－４表　国民年金被保険者数の推移（1985(昭和 60)年度まで）

（年度末現在、単位：千人）

年度	合計			男子			女子		
	計	強制	任意	計	強制	任意	計	強制	任意
昭和３６（1961）	18,241	15,773	2,468	7,619	7,097	521	10,622	8,675	1,947
３７（1962）	18,533	15,996	2,537	7,655	7,145	509	10,878	8,851	2,027
３８（1963）	18,833	16,232	2,600	7,697	7,199	498	11,135	9,034	2,102
３９（1964）	19,320	16,632	2,688	7,818	7,324	494	11,502	9,308	2,194
４０（1965）	20,016	17,184	2,832	8,022	7,526	496	11,994	9,658	2,335
４１（1966）	20,996	17,935	3,061	8,331	7,825	505	12,665	10,109	2,556
４２（1967）	21,727	18,414	3,312	8,540	8,024	516	13,186	10,390	2,796
４３（1968）	22,311	18,743	3,568	8,689	8,162	526	13,622	10,580	3,042
４４（1969）	23,407	19,051	4,356	9,017	8,290	727	14,390	10,761	3,629
４５（1970）	24,337	19,508	4,829	9,294	8,487	807	15,043	11,021	4,022
４６（1971）	23,669	19,537	4,132	8,977	8,534	443	14,692	11,003	3,689
４７（1972）	24,410	19,696	4,714	9,108	8,647	461	15,302	11,049	4,253
４８（1973）	25,136	19,640	5,495	9,267	8,668	599	15,868	10,972	4,896
４９（1974）	25,218	19,625	5,593	9,138	8,679	459	16,080	10,946	5,134
５０（1975）	25,884	20,038	5,845	9,185	8,907	278	16,699	11,132	5,567
５１（1976）	26,469	19,988	6,481	9,232	8,939	292	17,237	11,049	6,189
５２（1977）	27,198	20,078	7,120	9,340	9,032	307	17,858	11,046	6,813
５３（1978）	27,803	20,193	7,610	9,467	9,138	329	18,336	11,055	7,281
５４（1979）	27,851	20,032	7,819	9,453	9,112	341	18,399	10,921	7,478
５５（1980）	27,596	19,733	7,863	9,381	9,030	352	18,215	10,703	7,511
５６（1981）	27,111	19,356	7,755	9,266	8,906	360	17,845	10,450	7,394
５７（1982）	26,461	18,937	7,525	9,130	8,762	369	17,331	10,175	7,156
５８（1983）	25,727	18,515	7,212	8,988	8,614	374	16,739	9,901	6,838
５９（1984）	25,339	18,301	7,038	8,925	8,540	385	16,415	9,761	6,653
６０（1985）	25,091	17,639	7,452	8,920	8,522	397	16,171	9,116	7,054

資料：社会保険庁「事業年報」

第２－２－５表　公的年金被保険者数の推移（1986(昭和 61)年度以降）

（年度末現在、単位：千人）

年度	合計				男子				女子			
	計	第１号	被用者	第３号	計	第１号	被用者	第３号	計	第１号	被用者	第３号
昭和６１（1986）	63,317	19,514	32,875	10,929	31,745	9,152	22,563	30	31,572	10,362	10,312	10,898
６２（1987）	64,105	19,292	33,515	11,299	32,071	9,068	22,968	35	32,035	10,224	10,547	11,264
６３（1988）	64,929	18,727	34,586	11,615	32,458	8,793	23,627	38	32,470	9,934	10,959	11,577
平成　元（1989）	65,678	18,155	35,735	11,788	32,859	8,517	24,302	40	32,819	9,638	11,433	11,748
２（1990）	66,313	17,579	36,778	11,956	33,187	8,244	24,902	42	33,126	9,335	11,876	11,915
３（1991）	68,352	18,536	37,766	12,050	34,388	8,894	25,451	42	33,964	9,642	12,315	12,008
４（1992）	68,941	18,508	38,321	12,112	34,727	8,914	25,769	43	34,215	9,593	12,552	12,069
５（1993）	69,276	18,614	38,499	12,163	34,887	8,982	25,860	44	34,389	9,632	12,638	12,119
６（1994）	69,548	18,761	38,592	12,195	35,028	9,060	25,923	46	34,520	9,702	12,669	12,149
７（1995）	69,952	19,104	38,648	12,201	35,224	9,236	25,947	41	34,728	9,868	12,701	12,160
８（1996）	70,195	19,356	38,824	12,015	35,439	9,361	26,038	39	34,756	9,994	12,786	11,976
９（1997）	70,344	19,589	38,807	11,949	35,559	9,507	26,013	40	34,785	10,082	12,794	11,909
１０（1998）	70,502	20,426	38,258	11,818	35,664	9,972	25,648	43	34,838	10,453	12,610	11,775
１１（1999）	70,616	21,175	37,755	11,686	35,733	10,388	25,298	48	34,883	10,787	12,457	11,639
１２（2000）	70,491	21,537	37,423	11,531	35,714	10,614	25,048	52	34,777	10,923	12,375	11,479
１３（2001）	70,168	22,074	36,760	11,334	35,575	10,932	24,586	57	34,592	11,141	12,175	11,277
１４（2002）	70,460	22,368	36,856	11,236	35,839	11,156	24,612	70	34,621	11,212	12,244	11,166
１５（2003）	70,292	22,400	36,798	11,094	35,763	11,217	24,467	80	34,528	11,183	12,331	11,014
１６（2004）	70,293	22,170	37,130	10,993	35,790	11,133	24,569	88	34,503	11,036	12,561	10,905
１７（2005）	70,447	21,903	37,621	10,922	35,877	11,010	24,772	96	34,570	10,893	12,850	10,827
１８（2006）	70,383	21,230	38,363	10,789	35,936	10,696	25,141	99	34,447	10,535	13,222	10,690
１９（2007）	70,066	20,354	39,084	10,628	35,885	10,292	25,493	100	34,180	10,062	13,591	10,528
２０（2008）	69,358	20,007	38,916	10,436	35,557	10,170	25,283	104	33,801	9,837	13,632	10,333
２１（2009）	68,738	19,851	38,677	10,209	35,301	10,135	25,055	110	33,437	9,716	13,622	10,099
２２（2010）	68,258	19,382	38,829	10,046	35,110	9,915	25,081	114	33,147	9,467	13,748	9,932
２３（2011）	67,747	19,044	38,924	9,778	34,899	9,730	25,057	111	32,848	9,314	13,867	9,667
２４（2012）	67,356	18,637	39,116	9,602	34,746	9,563	25,071	112	32,610	9,075	14,045	9,490
２５（2013）	67,175	18,054	39,667	9,454	34,724	9,275	25,338	111	32,451	8,779	14,329	9,343
２６（2014）	67,134	17,420	40,395	9,319	34,766	8,962	25,694	109	32,368	8,458	14,700	9,210
２７（2015）	67,119	16,679	41,289	9,151	34,830	8,590	26,131	108	32,289	8,089	15,158	9,043
２８（2016）	67,309	15,754	42,665	8,890	35,000	8,165	26,726	109	32,309	7,589	15,938	8,781
２９（2017）	67,335	15,052	43,581	8,701	35,060	7,793	27,158	110	32,275	7,259	16,424	8,592
３０（2018）	67,462	14,711	44,284	8,467	35,163	7,638	27,414	112	32,299	7,073	16,870	8,356

資料：厚生労働省「事業年報」（平成19年度までは社会保険庁「事業年報」）
（注）第１号被保険者数には任意加入被保険者数を含む。

２．年金受給権者数及び年金額の動向

（１）厚生年金（第１号）

厚生年金における年金受給権者数及びその年金額について、これまでの推移を示したものが第２－２－６表及び第２－２－７表である。年金受給権者の総数は、老齢年金の受給資格期間を満たすものが出始めた 1955(昭和 30)年度末には 19 万人に過ぎなかったが、その後急速に増加し、2018(平成 30)年度末には 3,718 万人となっている。このうち、老齢年金の受給権者数は、1955(昭和 30)年度以降、急速に全受給権者数に占める割合が高まっていき、1960 年代後半には遺族年金の受給権者数を上回った。2018(平成 30)年度末における老齢年金の受給権者数（老齢相当）は 1,609 万人であり、通算老齢相当の受給権者を除く全受給権者の約７割を占めている。

第２－２－８表は、厚生年金における老齢年金の受給権者数及び平均年金月額の推移を示したものである。平均年金月額は、1973(昭和 48)年度には 3.8 万円であったが、2018(平成 30)年度には約４倍の 14.4 万円（65 歳以上の本来支給分は 15.2 万円）となっている。これは、現役世代の賃金の上昇に応じて年金額が改定されてきたこと及び制度の成熟化により受給者の平均加入期間が伸びたことを反映している。なお、2001(平成 13)年度以降は、定額部分の支給開始年齢の引上げ及び給付乗率の逓減の影響により、平均年金額は低下傾向にある。

なお、2015(平成 27)年 10 月の被用者年金一元化により、それまで厚生年金と共済年金に分かれていた被用者年金制度が厚生年金に統一されたが、ここでは対象を厚生年金（第１号）の受給権者に限っている。

第２－２－６表　厚生年金受給権者及び一時金受給者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年度	年金受給権者数						一時金受給者
	合計	老齢	通算老齢	障害	遺族	通算遺族	
昭和１７ (1942)	－	・	・	－	－	・	－
２０ (1945)	－	・	・	－	－	・	－
２５ (1950)	65	－	・	10	55	・	92
３０ (1955)	185	4	・	61	120	・	207
３５ (1960)	328	44	・	87	198	・	251
４０ (1965)	602	203	10	79	311	・	272
４５ (1970)	1,235	534	91	102	507	・	187
４６ (1971)	1,423	617	140	108	558	・	162
４７ (1972)	1,630	708	198	114	610	・	126
４８ (1973)	1,837	794	262	120	661	・	81
４９ (1974)	2,118	910	359	129	720	・	62
５０ (1975)	2,449	1,056	479	139	775	・	46
５１ (1976)	2,894	1,262	652	150	830	1	31
５２ (1977)	3,391	1,468	843	168	900	12	22
５３ (1978)	3,881	1,676	1,030	186	963	25	13
５４ (1979)	4,334	1,874	1,194	200	1,027	39	6
５５ (1980)	4,773	2,063	1,359	206	1,090	55	4
５６ (1981)	5,255	2,279	1,503	219	1,179	75	3
５７ (1982)	5,745	2,508	1,645	234	1,263	96	3
５８ (1983)	6,256	2,787	1,755	246	1,350	118	3
５９ (1984)	6,797	3,047	1,910	258	1,439	143	3
６０ (1985)	7,384	3,342	2,082	272	1,521	168	4
６１ (1986)	8,003	3,651	2,281	287	1,783		5
６２ (1987)	8,642	3,938	2,500	299	1,904		5
６３ (1988)	9,279	4,222	2,724	307	2,026		5
平成　元 (1989)	9,919	4,507	2,947	320	2,145		5
２ (1990)	10,519	4,760	3,173	327	2,260		5
３ (1991)	11,092	4,993	3,389	336	2,375		5
４ (1992)	11,803	5,293	3,666	344	2,500		6
５ (1993)	12,535	5,598	3,960	353	2,625		9
６ (1994)	13,273	5,921	4,244	363	2,746		10
７ (1995)	14,448	6,592	4,603	372	2,881		17
８ (1996)	15,239	6,933	4,920	380	3,006		20
９ (1997)	16,813	7,822	5,299	393	3,299		24
１０ (1998)	17,679	8,217	5,625	404	3,433		26
１１ (1999)	18,571	8,580	5,975	415	3,601		29
１２ (2000)	19,529	9,014	6,352	425	3,737		31
１３ (2001)	20,559	9,486	6,764	436	3,873		30
１４ (2002)	21,980	10,145	7,299	452	4,084		30
１５ (2003)	23,148	10,690	7,770	463	4,225		33
１６ (2004)	24,233	11,167	8,225	476	4,365		32
１７ (2005)	25,110	11,523	8,591	487	4,509		30
１８ (2006)	26,155	11,984	9,031	497	4,644		35
１９ (2007)	27,502	12,596	9,627	507	4,772		40
２０ (2008)	29,072	13,236	10,412	516	4,908		52
２１ (2009)	30,581	13,854	11,180	524	5,022		67
２２ (2010)	31,982	14,413	11,856	541	5,171		83
２３ (2011)	33,034	14,840	12,352	553	5,290		79
２４ (2012)	34,053	15,233	12,862	564	5,393		49
２５ (2013)	34,555	15,230	13,258	573	5,493		57
２６ (2014)	35,258	15,422	13,662	584	5,590		74
２７ (2015)	35,999	15,684	14,042	594	5,678		64
２８ (2016)	36,257	15,688	14,202	605	5,762		59
２９ (2017)	37,179	15,900	14,832	616	5,832		68
３０ (2018)	37,347	16,087	14,723	629	5,907		81

資料：厚生労働省「事業年報」（平成19年度までは社会保険庁「事業年報」）

（注）１　昭和40(1965)年度以前は受給者である。昭和61(1986)年度以降の老齢とは、老齢年金と老齢厚生年金のうち老齢相当（被保険者期間25年以上、経過的に20～24年及び中高齢特例を含む）の受給権者である。通算老齢とは、通算老齢年金と老齢厚生年金のうち老齢相当以外の受給権者数である。

２　平成27(2015)年度以降は厚生年金保険（第１号）の受給権者である。

第２－２－７表　厚生年金年金額の推移

（年度末現在、単位：億円）

年度	受給権者の年金額					
	合計	老齢	通算老齢	障害	遺族	通算遺族
昭和１７（1942）	－	・	・	－	－	・
２０（1945）	－	・	・	－	－	・
２５（1950）	9	－	・	2	7	・
３０（1955）	49	2	・	20	27	・
３５（1960）	95	19	・	29	47	・
４０（1965）	455	188	4	62	202	・
４５（1970）	1,624	922	62	134	506	・
５０（1975）	11,563	7,096	1,049	693	2,726	・
５１（1976）	16,586	10,499	1,615	894	3,578	1
５２（1977）	21,125	13,496	2,236	1,114	4,263	17
５３（1978）	25,953	16,736	2,914	1,323	4,941	39
５４（1979）	30,108	19,557	3,444	1,478	5,565	64
５５（1980）	37,955	25,091	4,132	1,745	6,891	96
５６（1981）	44,765	29,843	4,853	1,992	7,939	138
５７（1982）	50,923	34,272	5,445	2,214	8,809	184
５８（1983）	55,828	38,194	5,628	2,340	9,440	226
５９（1984）	62,127	42,867	6,193	2,516	10,274	277
６０（1985）	70,194	48,921	6,924	2,751	11,264	335
６１（1986）	80,879	56,841	7,958	3,012	13,068	
６２（1987）	87,872	62,171	8,669	3,056	13,977	
６３（1988）	94,319	67,035	9,344	3,057	14,883	
平成　元（1989）	104,775	74,629	10,399	3,208	16,539	
２（1990）	113,607	81,083	11,355	3,279	17,890	
３（1991）	121,221	86,286	12,089	3,386	19,461	
４（1992）	130,666	92,846	13,045	3,501	21,274	
５（1993）	141,936	101,432	14,106	3,571	22,826	
６（1994）	155,771	111,317	15,415	3,773	25,266	
７（1995）	170,291	123,249	16,389	3,820	26,833	
８（1996）	176,736	127,735	17,033	3,826	28,141	
９（1997）	197,655	144,158	17,835	3,910	31,752	
１０（1998）	207,943	151,383	18,775	4,001	33,784	
１１（1999）	216,023	156,716	19,580	4,064	35,663	
１２（2000）	223,292	161,781	20,287	4,095	37,129	
１３（2001）	228,204	164,588	20,898	4,130	38,587	
１４（2002）	239,806	172,892	21,965	4,225	40,724	
１５（2003）	246,729	178,098	22,536	4,223	41,872	
１６（2004）	249,103	178,722	22,886	4,263	43,231	
１７（2005）	253,435	181,326	23,071	4,297	44,740	
１８（2006）	256,032	182,849	22,903	4,311	45,970	
１９（2007）	258,382	183,441	23,271	4,342	47,327	
２０（2008）	264,550	187,323	24,176	4,365	48,687	
２１（2009）	270,481	191,674	24,571	4,384	49,851	
２２（2010）	274,359	193,121	25,399	4,464	51,376	
２３（2011）	278,741	195,962	25,995	4,488	52,296	
２４（2012）	279,061	195,817	25,703	4,505	53,035	
２５（2013）	269,809	186,575	25,430	4,472	53,332	
２６（2014）	268,547	184,810	25,559	4,463	53,717	
２７（2015）	270,460	185,463	25,546	4,527	54,923	
２８（2016）	268,132	182,442	25,615	4,552	55,523	
２９（2017）	268,863	181,658	26,691	4,572	55,941	
３０（2018）	267,035	180,125	25,854	4,617	56,439	

資料：厚生労働省「事業年報」（平成19年度までは社会保険庁「事業年報」）

（注）１　昭和61(1986)年度以降の老齢とは、老齢年金と老齢厚生年金のうち老齢相当（被保険者期間25年以上、経過的に20～24年及び中高齢特例を含む）の者の年金額である。通算老齢とは、通算老齢年金と老齢厚生年金のうち老齢相当以外の者の年金額である。

２　平成２(1990)年度以前は基金の代行部分を含まない。

３　平成27(2015)年度以降は厚生年金保険（第１号）の受給権者である。

第２－２－８表　厚生年金老齢年金受給権者数及び平均年金月額の推移

（年度末現在）

年度	受給権者数	平均年金月額		指数	
	千人	千円			
昭和４８　(1973)	794	38		100	
４９　(1974)	910	45		117	
５０　(1975)	1,056	56		146	
５１　(1976)	1,262	69		180	
５２　(1977)	1,468	77		199	
５３　(1978)	1,676	83		216	
５４　(1979)	1,874	87		226	
５５　(1980)	2,063	101		263	
５６　(1981)	2,279	109		283	
５７　(1982)	2,508	114		296	
５８　(1983)	2,787	114		297	
５９　(1984)	3,047	117		305	
６０　(1985)	3,342	122		317	
６１　(1986)	3,651	130		337	
６２　(1987)	3,938	132		342	
６３　(1988)	4,222	132		344	
平成　元　(1989)	4,507	141		367	
２　(1990)	4,760	146		378	
３　(1991)	4,993	151		391	
４　(1992)	5,293	156		405	
５　(1993)	5,598	159		414	
６　(1994)	5,921	168		437	
７　(1995)	6,592	170		441	
８　(1996)	6,933	170		442	
９　(1997)	7,822	172		447	
１０　(1998)	8,217	175		454	
１１　(1999)	8,580	176	（再掲）65歳以上本来支給分	458	（再掲）65歳以上本来支給分
１２　(2000)	9,014	176		457	
１３　(2001)	9,486	173	182	449	474
１４　(2002)	10,145	172	180	446	468
１５　(2003)	10,690	169	177	440	461
１６　(2004)	11,167	165	175	429	455
１７　(2005)	11,523	165	174	428	451
１８　(2006)	11,984	162	172	422	446
１９　(2007)	12,596	158	170	410	443
２０　(2008)	13,236	155	169	404	440
２１　(2009)	13,854	153	168	398	437
２２　(2010)	14,413	150	167	390	435
２３　(2011)	14,840	149	165	388	429
２４　(2012)	15,233	148	163	386	423
２５　(2013)	15,230	146	159	378	414
２６　(2014)	15,422	145	157	376	407
２７　(2015)	15,684	145	156	377	406
２８　(2016)	15,688	146	155	378	402
２９　(2017)	15,900	145	153	376	398
３０　(2018)	16,087	144	152	373	395

資料：厚生労働省「事業年報」（平成19年度までは社会保険庁「事業年報」）、
社会保障審議会年金数理部会「公的年金財政状況報告」。

（注）１　旧法厚生年金老齢年金、旧法船員保険老齢年金、新法老齢厚生年金（老齢相当）、
新法老齢基礎年金をあわせたものである。

２　昭和63(1988)年度以前は基金の代行部分は含まない。

３　65歳以上本来支給分は、新法分のみの平均額であり、平成14年度から平成24年度における
旧農林共済に係る老齢基礎年金額は推計値である。

４　平成27(2015)年度以降は厚生年金保険（第１号）の受給権者である。

（２）国民年金

国民年金における年金種別毎の受給権者数及び年金額について、これまでの推移を示したものが第２－２－９表及び第２－２－10 表である。ここでは、1985(昭和 60)年改正前の法律（以下、「旧法」という。改正後の法律は、「新法」という。）による受給権者と新法による受給権者を合計して表示しており、旧法の老齢年金と新法の老齢基礎年金の合計を「老齢年金」、旧法の障害年金と新法の障害基礎年金の合計を「障害年金」、旧法の母子、準母子、遺児年金と新法の遺族基礎年金の合計を「遺族年金」、と区分している。なお、「通算老齢」は旧法の通算老齢年金であり、「寡婦」は旧法及び新法の寡婦年金の合計である。

以下、第２－２－９表に示した受給権者数の推移をみることとする。1970(昭和 45)年度末までは年金受給権者の全員が支給要件として長期間の保険料納付を要しない障害年金、母子年金、準母子年金及び遺児年金の受給権者であった。老齢年金及び通算老齢年金は、受給権を得るのに原則として 25 年間の保険料納付済期間もしくは免除期間または通算年金通則法上の通算対象期間が必要とされているが、制度発足時に一定年齢以上であった者については、その年齢に応じて資格期間が 10 年から 24 年までに短縮されている。これらの年金については、1971(昭和 46)年度に初めて受給権者が発生して以後、被保険者であった者が順次支給開始年齢に到達するにしたがって受給権者数が増加してきている。

1986(昭和 61)年度以降については、新法基礎年金による給付を含むものを表示しており、被用者年金の被保険者であった期間に対応して給付される基礎年金も計上されている。老齢年金について 1991(平成３)年度以降の伸びが大きくなっているのは、新法老齢厚生年金受給者等の老齢基礎年金受給が 1991(平成３)年度に本格的に始まったことによる。また、通算老齢について 2017(平成 29)年度に増加しているのは、2017(平成 29)年８月より老齢年金を受け取るための必要な資格期間が 25 年から 10 年に短縮したことに伴い、受給資格期間が 25 年未満の老齢年金受給権者を含めているためである。さらに、1986(昭和 61)年度に障害年金の受給権者数が大幅に増加しているのは、旧法の障害福祉年金が 20 歳前障害に係る障害基礎年金に相当するものとして障害基礎年金に裁定替えされたためである。

第２－２－９表　国民年金受給権者数及び一時金受給者数の推移

（年度末現在、単位：千人）

年度	年金受給権者数						死亡一時金
	合計	老齢年金	通算老齢	障害年金	遺族年金	寡婦	
昭和３６（1961）	・	・	・	・	・	・	・
３７（1962）	11	・	・	0	11	・	・
３８（1963）	29	・	・	1	28	・	・
３９（1964）	49	・	・	2	47	・	25
４０（1965）	70	・	・	4	66	・	35
４１（1966）	92	・	・	8	84	・	39
４２（1967）	117	・	・	18	99	・	44
４３（1968）	139	・	・	27	112	・	48
４４（1969）	158	・	・	36	122	・	54
４５（1970）	177	・	・	48	129	・	61
４６（1971）	430	229	3	60	134	4	56
４７（1972）	751	518	13	74	135	10	57
４８（1973）	1,056	789	26	88	136	17	62
４９（1974）	1,702	1,382	49	110	136	25	65
５０（1975）	3,119	2,731	88	134	136	31	59
５１（1976）	3,877	3,395	155	154	134	37	55
５２（1977）	4,505	3,920	233	176	134	42	54
５３（1978）	5,124	4,426	322	198	133	45	52
５４（1979）	5,691	4,912	382	218	132	47	54
５５（1980）	6,256	5,324	515	237	131	49	51
５６（1981）	6,778	5,671	673	255	129	51	46
５７（1982）	7,304	5,994	859	273	126	52	46
５８（1983）	7,831	6,305	1,061	289	123	52	47
５９（1984）	8,316	6,570	1,265	305	123	53	46
６０（1985）	8,837	6,846	1,500	321	117	52	46
６１（1986）	9,956	7,052	1,665	1,044	142	52	42
６２（1987）	10,357	7,246	1,788	1,085	186	53	42
６３（1988）	10,692	7,410	1,905	1,113	213	52	41
平成　元（1989）	11,042	7,577	2,029	1,145	237	54	43
２（1990）	11,362	7,726	2,158	1,173	251	55	45
３（1991）	12,028	8,330	2,184	1,199	259	56	46
４（1992）	12,759	9,039	2,172	1,225	266	57	47
５（1993）	13,559	9,822	2,157	1,252	271	58	48
６（1994）	14,312	10,568	2,134	1,278	273	58	47
７（1995）	15,152	11,400	2,109	1,309	276	58	48
８（1996）	16,010	12,276	2,063	1,338	274	58	47
９（1997）	16,987	13,276	2,011	1,370	274	57	47
１０（1998）	17,871	14,186	1,952	1,402	275	56	48
１１（1999）	18,795	15,090	1,890	1,437	321	56	47
１２（2000）	19,737	16,061	1,829	1,473	320	54	46
１３（2001）	20,669	17,030	1,764	1,508	315	52	44
１４（2002）	21,653	18,053	1,697	1,543	309	50	42
１５（2003）	22,544	18,985	1,625	1,580	304	49	42
１６（2004）	23,431	19,915	1,552	1,619	298	48	42
１７（2005）	24,393	20,929	1,474	1,655	290	45	42
１８（2006）	25,420	22,007	1,396	1,692	282	43	40
１９（2007）	26,387	23,031	1,317	1,726	273	41	38
２０（2008）	27,433	24,111	1,254	1,763	266	39	39
２１（2009）	28,286	25,015	1,178	1,799	258	37	34
２２（2010）	28,857	25,642	1,086	1,839	254	37	40
２３（2011）	29,649	26,504	991	1,870	250	35	38
２４（2012）	30,853	27,782	895	1,902	243	31	33
２５（2013）	31,964	28,968	802	1,931	235	28	31
２６（2014）	32,997	30,069	712	1,959	232	25	28
２７（2015）	33,832	30,964	625	1,991	229	22	27
２８（2016）	34,470	31,657	542	2,025	227	20	25
２９（2017）	35,469	32,247	927	2,056	221	18	23
３０（2018）	35,933	32,664	945	2,088	218	17	20

資料：厚生労働省「事業年報」（平成19年度までは社会保険庁「事業年報」）

（注）平成29（2017）年度以降については、通算老齢に受給資格期間が25年未満である老齢年金受給権者を含めている。

第２－２－10表　国民年金年金額及び一時金額の推移

（年度末現在、単位：億円）

年度	受給権者の年金額						死亡一時金
	合計	老齢年金	通算老齢	障害年金	遺族年金	寡婦	
昭和３６（1961）	・	・	・	・	・	・	・
３７（1962）	3	・	・	0	3	・	・
３８（1963）	7	・	・	0	7	・	・
３９（1964）	12	・	・	1	11	・	1
４０（1965）	16	・	・	1	15	・	2
４１（1966）	54	・	・	6	48	・	2
４２（1967）	69	・	・	12	57	・	3
４３（1968）	82	・	・	18	64	・	3
４４（1969）	94	・	・	24	69	・	4
４５（1970）	174	・	・	54	120	・	5
４６（1971）	313	120	1	68	124	1	7
４７（1972）	505	270	3	91	139	2	7
４８（1973）	1,627	1,025	18	247	329	9	8
４９（1974）	2,763	1,973	36	359	381	15	11
５０（1975）	5,710	4,624	72	528	462	24	10
５１（1976）	8,111	6,692	135	708	542	33	12
５２（1977）	10,228	8,508	205	881	591	43	13
５３（1978）	12,329	10,315	285	1,054	624	51	13
５４（1979）	14,345	12,145	306	1,197	640	58	13
５５（1980）	17,023	14,310	454	1,359	832	68	12
５６（1981）	19,783	16,590	674	1,576	864	79	12
５７（1982）	22,081	18,429	948	1,748	868	88	12
５８（1983）	23,587	19,566	1,233	1,850	843	94	12
５９（1984）	25,485	20,977	1,571	1,984	852	102	12
６０（1985）	27,954	22,838	2,023	2,150	833	110	12
６１（1986）	35,764	24,376	2,383	7,770	1,058	177	39
６２（1987）	37,654	25,427	2,654	8,094	1,290	190	43
６３（1988）	39,109	26,292	2,922	8,275	1,426	194	44
平成　元（1989）	42,468	28,284	3,348	8,993	1,627	216	45
２（1990）	45,028	29,891	3,786	9,385	1,734	231	48
３（1991）	50,547	34,647	3,988	9,846	1,819	247	49
４（1992）	57,093	40,454	4,105	10,358	1,912	263	51
５（1993）	63,519	46,398	4,156	10,724	1,969	273	52
６（1994）	72,821	54,533	4,363	11,543	2,091	290	56
７（1995）	79,731	61,091	4,361	11,866	2,122	292	73
８（1996）	86,324	67,546	4,281	12,097	2,110	289	72
９（1997）	93,767	74,846	4,185	12,344	2,108	284	72
１０（1998）	102,532	83,123	4,151	12,821	2,154	282	73
１１（1999）	110,700	90,629	4,059	13,216	2,517	278	72
１２（2000）	118,360	98,136	3,945	13,505	2,508	267	70
１３（2001）	125,830	105,494	3,821	13,782	2,477	256	67
１４（2002）	133,598	113,159	3,692	14,064	2,439	244	64
１５（2003）	139,433	119,062	3,522	14,236	2,379	234	63
１６（2004）	145,923	125,497	3,368	14,507	2,327	225	63
１７（2005）	153,501	133,014	3,216	14,788	2,271	212	63
１８（2006）	161,000	140,499	3,054	15,045	2,203	198	59
１９（2007）	168,545	148,004	2,895	15,323	2,136	188	56
２０（2008）	176,689	156,055	2,749	15,628	2,080	177	56
２１（2009）	183,568	162,870	2,589	15,922	2,018	169	49
２２（2010）	188,595	167,785	2,401	16,254	1,988	167	57
２３（2011）	194,491	173,695	2,197	16,497	1,945	158	57
２４（2012）	203,362	182,635	1,993	16,703	1,888	143	48
２５（2013）	210,072	189,603	1,779	16,752	1,811	126	52
２６（2014）	216,663	196,342	1,578	16,853	1,778	112	41
２７（2015）	225,500	204,948	1,407	17,264	1,780	101	38
２８（2016）	230,966	210,352	1,227	17,533	1,763	90	35
２９（2017）	236,514	214,839	2,124	17,753	1,718	81	33
３０（2018）	240,297	218,361	2,162	18,002	1,698	75	29

資料：厚生労働省「事業年報」（平成19年度までは社会保険庁「事業年報」）
（注）平成29（2017）年度以降については、通算老齢に受給資格期間が25年未満である老齢年金受給権者を含めている。

３．被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率の動向

年金制度は、基本的に保険料の拠出に対応して年金給付が行われ、また資格期間があること等から、制度発足からの時間の経過とともに老齢年金等の受給権者数が増加し、さらに、年金給付額が増加していくこととなる。このように、時間の経過とともに老齢年金受給権者及び年金給付額が増加していく様を「年金制度が成熟していく」と称することが多い。このうち、受給権者数に着目した成熟度合いを示す指標として、被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率がよく用いられる。

（１） 厚生年金（第１号）

厚生年金の被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率のこれまでの推移を示したものが第２－２－11 表である。厚生年金では、国民年金で５年年金、10 年年金が導入されたような早期成熟化政策がとられなかったこと等から老齢年金受給権者数の増加は比較的緩やかである。また、適用拡大により被保険者数が増加してきたこともあり、被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率の上昇も平成になるまでは比較的緩やかであった。しかし、平成に入って以降、この比率は少子高齢化の影響が顕著に表れて急速に上昇し、2013(平成 25)年度末には 43.2%となった。以降、被保険者数の増加や報酬比例部分の支給開始年齢引上げによりこの比率は下降し、2018(平成 30)年度末 40.4%となっている。

第２－２－11 表　厚生年金の被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率の推移

（年度末現在）

年度	被保険者数 ①	老齢年金受給権者数（老齢相当） ②	②／①	（参考） ①／②
	千人	千人	（%）	
昭和３０（1955）	8,402	4	0.0	2100.5
３５（1960）	13,457	44	0.3	305.8
４０（1965）	18,670	203	1.1	92.0
４５（1970）	22,522	534	2.4	42.2
４６（1971）	22,775	617	2.7	36.9
４７（1972）	23,372	708	3.0	33.0
４８（1973）	24,003	794	3.3	30.2
４９（1974）	23,910	910	3.8	26.3
５０（1975）	23,893	1,056	4.4	22.6
５１（1976）	24,084	1,262	5.2	19.1
５２（1977）	24,131	1,468	6.1	16.4
５３（1978）	24,392	1,676	6.9	14.6
５４（1979）	24,925	1,874	7.5	13.3
５５（1980）	25,445	2,063	8.1	12.3
５６（1981）	25,896	2,279	8.8	11.4
５７（1982）	26,223	2,508	9.6	10.5
５８（1983）	26,549	2,787	10.5	9.5
５９（1984）	26,932	3,047	11.3	8.8
６０（1985）	27,234	3,342	12.3	8.1
６１（1986）	26,994	3,651	13.5	7.4
６２（1987）	27,676	3,938	14.2	7.0
６３（1988）	28,769	4,222	14.7	6.8
平成　元（1989）	29,921	4,507	15.1	6.6
２（1990）	30,997	4,760	15.4	6.5
３（1991）	31,959	4,993	15.6	6.4
４（1992）	32,493	5,293	16.3	6.1
５（1993）	32,651	5,598	17.1	5.8
６（1994）	32,740	5,921	18.1	5.5
７（1995）	32,808	6,592	20.1	5.0
８（1996）	32,999	6,933	21.0	4.8
９（1997）	33,468	7,822	23.4	4.3
１０（1998）	32,957	8,217	24.9	4.0
１１（1999）	32,481	8,580	26.4	3.8
１２（2000）	32,192	9,014	28.0	3.6
１３（2001）	31,576	9,486	30.0	3.3
１４（2002）	32,144	10,145	31.6	3.2
１５（2003）	32,121	10,690	33.3	3.0
１６（2004）	32,491	11,167	34.4	2.9
１７（2005）	33,022	11,523	34.9	2.9
１８（2006）	33,794	11,984	35.5	2.8
１９（2007）	34,570	12,596	36.4	2.7
２０（2008）	34,445	13,236	38.4	2.6
２１（2009）	34,248	13,854	40.5	2.5
２２（2010）	34,411	14,413	41.9	2.4
２３（2011）	34,515	14,840	43.0	2.3
２４（2012）	34,717	15,233	43.9	2.3
２５（2013）	35,273	15,230	43.2	2.3
２６（2014）	35,985	15,422	42.9	2.3
２７（2015）	36,864	15,684	42.5	2.4
２８（2016）	38,218	15,688	41.0	2.4
２９（2017）	39,112	15,900	40.7	2.5
３０（2018）	39,806	16,087	40.4	2.5

（注）平成27(2015)年度以降は厚生年金保険（第１号）の被保険者及び受給権者である。

（２）国民年金

国民年金制度は、1985(昭和 60)年改正により、1986(昭和 61)年度から基礎年金制度として全国民共通の制度となったことから、1986(昭和 61)年度前後で被保険者数や老齢年金受給者権数の捉え方に違いがある。すなわち、1986(昭和 61)年度以降は、被保険者は従来の国民年金の被保険者だけではなく、被用者年金の被保険者も含まれており、老齢年金受給権者は従来の国民年金受給権者だけではなく、被用者年金の 65 歳以上の老齢年金受給権者も含まれている。したがって、国民年金における被保険者に対する老齢年金受給権者数の比率については、1986(昭和 61)年度前後で区別する必要がある。

1986(昭和 61)年度前の国民年金制度は、自営業者等を対象とした制度であるが、国民皆年金の実現のために 1961(昭和 36)年に制度が発足して以来、より早期に十分な年金を給付できるよう年金の受給に必要な資格期間の短縮措置や給付への加算措置等の措置がとられてきたことなどから、老齢年金受給権者数や年金給付額は急速に増加した。一方、国民年金制度の被保険者数は、労働力人口が増加してきている一方で高度経済成長期以降における労働者のサラリーマン化や厚生年金の適用拡大の影響を受け、1980(昭和 55)年度以降はやや減少傾向となっている。このことから、国民年金制度における被保険者数に対する受給権者数の比率は急速に上昇し、1985(昭和 60)年度には 27.3％となった（第２－２－12 表)。

1986(昭和 61)年度以降の国民年金制度は、全国民共通の制度となったことから被保険者数や老齢年金受給権者数は日本全体の人口構成を反映したものとなっている。被保険者数はこれまでの少子化の影響から減少に転じている一方で、老齢年金受給権者数は老齢人口の大幅な増加を反映して増加してきていることから、被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率は上昇を続け、2018(平成 30)年度末には 52.4％となっている（第２－２－13 表)。

第２－２－12表　国民年金の被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率の推移（1985(昭和60)年度以前）

（年度末現在）

年度	被保険者数 ①	老齢年金受給権者数 ②	②／①	(参考) ①／②
	千人	千人	(%)	
昭和４６（1971）	23,669	229	1.0	103.1
４７（1972）	24,410	518	2.1	47.1
４８（1973）	25,136	789	3.1	31.8
４９（1974）	25,218	1,382	5.5	18.2
５０（1975）	25,884	2,731	10.6	9.5
５１（1976）	26,469	3,395	12.8	7.8
５２（1977）	27,198	3,920	14.4	6.9
５３（1978）	27,803	4,426	15.9	6.3
５４（1979）	27,851	4,912	17.6	5.7
５５（1980）	27,596	5,324	19.3	5.2
５６（1981）	27,111	5,671	20.9	4.8
５７（1982）	26,461	5,994	22.7	4.4
５８（1983）	25,727	6,305	24.5	4.1
５９（1984）	25,339	6,570	25.9	3.9
６０（1985）	25,091	6,846	27.3	3.7

第２－２－13表　国民年金（基礎年金）の被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率の推移（1986(昭和61)年度以降）

（年度末現在）

年度	被保険者数 ①	老齢年金受給権者数 ②	②／①	(参考) ①／②
	千人	千人	(%)	
昭和６１（1986）	63,317	11,243	17.8	5.6
６２（1987）	64,105	11,714	18.3	5.5
６３（1988）	64,929	12,232	18.8	5.3
平成　元（1989）	65,678	12,716	19.4	5.2
２（1990）	66,313	13,291	20.0	5.0
３（1991）	68,352	14,001	20.5	4.9
４（1992）	68,941	14,725	21.4	4.7
５（1993）	69,276	15,436	22.3	4.5
６（1994）	69,548	16,120	23.2	4.3
７（1995）	69,952	16,869	24.1	4.1
８（1996）	70,195	17,569	25.0	4.0
９（1997）	70,344	18,380	26.1	3.8
１０（1998）	70,502	19,091	27.1	3.7
１１（1999）	70,616	19,770	28.0	3.6
１２（2000）	70,491	20,566	29.2	3.4
１３（2001）	70,168	21,308	30.4	3.3
１４（2002）	69,885	22,117	31.6	3.2
１５（2003）	69,740	22,837	32.7	3.1
１６（2004）	69,746	23,550	33.8	3.0
１７（2005）	69,878	24,340	34.8	2.9
１８（2006）	69,762	25,198	36.1	2.8
１９（2007）	69,352	26,008	37.5	2.7
２０（2008）	68,530	26,904	39.3	2.5
２１（2009）	67,857	27,654	40.8	2.5
２２（2010）	67,342	28,019	41.6	2.4
２３（2011）	66,739	28,639	42.9	2.3
２４（2012）	66,174	29,697	44.9	2.2
２５（2013）	65,823	30,682	46.6	2.1
２６（2014）	65,582	31,595	48.2	2.1
２７（2015）	65,346	32,309	49.4	2.0
２８（2016）	65,275	32,827	50.3	2.0
２９（2017）	65,058	33,723	51.8	1.9
３０（2018）	64,989	34,086	52.4	1.9

（注）１　老齢年金受給権者数は、基礎年金に相当する給付とみなされる給付の支給を受けている者を含む。
２　65歳以上の被用者年金被保険者であって、老齢または退職を支給事由とする年金の受給権者は国民年金の第２号被保険者ではないため、国民年金被保険者数と公的年金被保険者数は異なる。

４．収支状況の動向

（１） 厚生年金

年金特別会計（厚生年金勘定）における厚生年金の実質的な収支状況を示したものが第２－２－14 表である。ただし、[ ]内は、株式等の評価損益を運用収入に含める時価ベースで評価したものであり、現金ベースの収支を示す特別会計の決算とは異なる。

保険料収入の推移をみると、1965(昭和 40)年度の 2,974 億円に対して 2018(平成 30)年度には 107 倍の 31 兆 9,287 億円となっている。これは、被保険者数の増加、保険料率の引上げ、標準報酬月額の上昇（特にベア）等の要因によるものである。また、国庫負担も年金制度の成熟化に伴い、増加し続けている。なお、基礎年金の国庫負担割合は 2009(平成 21)年度より２分の１に引上げられた。一方、支出合計（実質）は、本格的に老齢年金の受給者が発生してきていること、給付改善が数次にわたり行われたこと等により、上記と同じく増加し続けてきたが、現在は支給開始年齢の引上げや制度の成熟に伴い、増加は緩やかになってきている。

特別会計の収支差引残をみると、2002(平成 14)年度までは、毎年度、収入が支出を上回る黒字状況にあり、年度末積立金の額は毎年度増加してきた。しかし、段階的に引上げられてきた厚生年金の保険料率が 1996(平成８)年度から 2003(平成 15)年度まで凍結されたため保険料収入が伸びず、一方で、高齢化の影響で支出が急速に伸びてきていたことから、収支状況は急速に悪化し、2003(平成 15)年度以降においては収支差引残がマイナス（赤字）となり、年度末積立金（簿価ベース）が減少する傾向となっている。なお、2002(平成 14)年度における農林年金の統合による移換金（1.6 兆円）及び 2004(平成 16)年度における厚生年金基金の代行返上による移換金（5.4 兆円）が双方の年度ともにそれぞれ収入に計上されたため収支が黒字となったが、この一時的な収入がなければ、2002(平成 14)年度においては 1.3 兆円の赤字、2004(平成 16)年度においては 5.1 兆円の赤字となっていた。

また、時価ベースの年度末積立金で評価すれば、2003(平成 15)年度から 2005(平成 17)年度にかけては、市場の運用環境が好調であったことから、積立金は増加したものの、2007(平成 19)年度及び 2008(平成 20)年度は世界的な金融市場の混乱により運用状況が悪化し、減少の幅が大きくなっていた。また、2012(平成 24)年度以降は運用収入が大きくプラスとなっているため、積立金は増加している。単年度でみると時価評価による変動はあるものの、今後も保険料率引上げ等の効果が現れるまでは、基本的には積立金の減少基調が続くものと考えられる。

第２－２－14表　厚生年金の収支状況の推移

（単位：億円）

年度	収入合計（実質）					支出合計（実質）	収支差引残	年度末積立金	積立度合
		保険料収入	国庫負担	運用収入	その他				
昭和４０（1965）	3,815	2,974	57	784	1	398	3,418	14,414	29.2
４５（1970）	10,264	7,479	278	2,496	10	1,602	8,662	44,202	23.0
５０（1975）	31,161	22,020	1,589	7,510	43	9,701	21,460	122,869	10.6
５５（1980）	70,393	47,007	5,466	17,846	73	34,073	36,319	279,838	7.5
６０（1985）	117,599	75,053	9,135	33,294	116	64,613	52,986	507,828	7.3
６１（1986）	138,390	86,018	15,880	36,410	82	93,405	44,985	552,813	5.6
６２（1987）	143,559	89,142	16,436	37,877	104	100,351	43,208	599,638	5.6
６３（1988）	162,490	94,505	29,619	38,268	98	106,002	56,488	656,126	5.8
平成元（1989）	161,103	104,910	16,943	39,159	91	115,055	46,048	702,175	5.8
２（1990）	194,205	130,507	21,442	42,152	105	127,776	66,430	768,605	5.6
３（1991）	212,636	142,141	23,739	46,652	104	141,270	71,366	839,970	5.5
４（1992）	225,391	149,550	26,060	49,554	227	154,021	71,370	911,340	5.5
５（1993）	232,748	153,476	28,377	50,772	123	165,383	67,365	978,705	5.6
６（1994）	245,929	163,398	29,791	52,621	119	179,316	66,613	1,045,318	5.5
７（1995）	270,624	186,933	28,295	55,268	128	197,831	72,793	1,118,111	5.4
８（1996）	275,059	193,706	25,169	56,061	123	208,591	66,468	1,184,579	5.4
９（1997）	297,001	206,832	27,115	55,637	7,418	224,020	72,981	1,257,560	5.4
１０（1998）	290,696	206,151	28,302	52,164	4,079	239,810	50,886	1,308,446	5.3
１１（1999）	291,035	202,099	36,356	47,286	5,294	251,493	39,542	1,347,988	5.3
１２（2000）	283,137	200,512	37,209	43,067	2,349	262,320	20,817	1,368,804	5.2
１３（2001）	278,198 [266,131]	199,360	38,164	38,607 [26,541]	2,067	273,068	5,130 [△ 6,937]	1,373,934 [1,345,967]	5.1 [5.0]
１４（2002）	290,775 [262,436]	202,034	40,036	31,071 [2,731]	17,635	287,686	3,089 [△ 25,250]	1,377,023 [1,320,717]	4.8 [4.7]
１５（2003）	293,543 [334,890]	192,425	41,045	22,884 [64,232]	37,188	296,855	△ 3,312 [38,036]	1,374,110 [1,359,151]	4.7 [4.5]
１６（2004）	309,140 [329,948]	194,537	42,792	16,125 [36,934]	55,686	306,631	2,509 [23,317]	1,376,619 [1,382,468]	4.5 [4.5]
１７（2005）	300,685 [374,280]	200,584	45,394	18,298 [91,893]	36,408	353,284	△ 52,598 [20,997]	1,324,020 [1,403,465]	4.4 [4.4]
１８（2006）	297,954 [315,036]	209,835	48,285	25,708 [42,790]	14,126	320,994	△ 23,040 [△ 5,958]	1,300,980 [1,397,509]	4.1 [4.4]
１９（2007）	299,463 [234,176]	219,691	51,659	16,582 [△ 48,705]	11,531	329,875	△ 30,412 [△ 95,699]	1,270,568 [1,301,810]	4.0 [4.3]
２０（2008）	309,480 [204,546]	226,905	54,323	17,682 [△ 87,252]	10,570	339,860	△ 30,380 [△ 135,314]	1,240,188 [1,166,496]	3.8 [3.8]
２１（2009）	320,463 [406,671]	222,409	77,983	50 [86,258]	20,020	365,599	△ 45,136 [41,072]	1,195,052 [1,207,568]	3.4 [3.2]
２２（2010）	319,356 [313,768]	227,252	84,326	2,518 [△ 3,069]	5,259	379,804	△ 60,448 [△ 66,036]	1,134,604 [1,141,532]	3.2 [3.2]
２３（2011）	326,080 [348,878]	234,699	84,992	1,403 [24,201]	4,986	375,420	△ 49,341 [△ 26,542]	1,085,263 [1,114,990]	3.0 [3.0]
２４（2012）	333,206 [431,948]	241,549	80,583	5,965 [104,707]	5,109	368,115	△ 34,909 [63,833]	1,050,354 [1,178,823]	3.0 [3.0]
２５（2013）	357,754 [433,686]	250,472	83,058	19,396 [95,329]	4,827	376,371	△ 18,617 [57,316]	1,031,737 [1,236,139]	2.8 [3.1]
２６（2014）	404,902 [517,656]	263,196	87,690	30,008 [142,762]	24,008	387,139	17,763 [130,517]	1,049,500 [1,366,656]	2.7 [3.2]
２７（2015）	420,016 [369,931]	278,362	92,264	3 [△ 50,081]	49,387	397,276	22,740 [△ 27,345]	1,072,240 [1,339,311]	2.7 [3.5]
２８（2016）	432,733 [506,805]	294,754	92,458	5 [74,076]	45,517	401,653	31,080 [105,151]	1,103,321 [1,444,462]	2.7 [3.3]
２９（2017）	428,199 [516,797]	309,442	94,819	5,803 [94,401]	18,135	412,225	15,975 [104,573]	1,119,295 [1,549,035]	2.7 [3.5]
３０（2018）	429,814 [447,944]	319,287	97,988	4,003 [22,133]	8,536	423,677	6,136 [24,267]	1,125,431 [1,573,302]	2.7 [3.7]

（注）１　支出合計（実質）は、業務勘定から積立金への繰入の額を除いたものである。

２　昭和61(1986)年度以降の収入合計（実質）と支出合計（実質）は、基礎年金交付金、制度間調整交付金、船員保険特別会計、労働保険特別会計より受入及び職域等費用納付金の額を除いたものである。
平成17年度以降の収入合計（実質）は、積立金より受入の額を除いたものである。
平成27年度以降の収入合計（実質）と支出合計（実質）は、厚生年金交付金の額を除いたものである。

３　平成17年度以降の運用収入は、年金積立金管理運用独立行政法人納付金（平成17年度は年金資金運用基金納付金）を含む。

４　上記の［］内は、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものであり、現金ベースの収支を示す厚生年金の特別会計の決算とは異なる。
（ただし、平成15年については、さらに厚生年金基金の代行返上による物納399億円を含む。）

（２）国民年金

国民年金の実質的な収支状況について示したものが第２－２－15表である。これは年金特別会計のうちの国民年金勘定（自営業者を中心とした第１号被保険者に係る年金勘定）の収支状況をまとめたものである。ここには、無拠出制である福祉年金分及び基礎年金勘定は含まれていない。また、[ ]内は、株式等の評価損益を運用収入に含める時価ベースで評価したものであり、現金ベースの収支を示す特別会計の決算とは異なる。

1985(昭和60)年度までの保険料収入は、保険料が、制度発足当初、35歳未満月額100円、35歳以上月額150円であったものが、給付改善等に伴い引上げられ、1985(昭和60)年度には月額6,740円となったことや、被保険者数が1961(昭和36)年度末の1,824万人から1985(昭和60)年度末の2,509万人へと約1.4倍になったことにより、年々増加していった。

1986(昭和61)年度からは、被用者年金制度の被保険者の被扶養配偶者が国民年金の第３号被保険者とされたことにより、1986(昭和61)年度の保険料収入は前年度に比べて減少したが、1987(昭和62)年度から1999(平成11)年度にかけては、被保険者数の増加や保険料の引上げにより保険料収入は増加した。近年は、被保険者数の減少により保険料収入はやや減少傾向にある。

国庫負担については、制度発足当初は拠出時負担であったため、保険料収入の増加に伴い伸びている。しかし、1974(昭和49)年１月から老齢年金の資格期間短縮者の加算部分について新たに４分の１を給付時に国庫負担することとした一方で、サラリーマンの被扶養配偶者の任意加入者（当時、被保険者全体の約５分の１）の納付保険料に相当する部分についての国庫負担が拠出時負担から給付時負担となり、また、1976(昭和51)年度からは、すべての国庫負担が拠出時負担から給付時負担に改正されたことから、1974(昭和49)年度及び1976(昭和51)年度は前年度より国庫負担額が減少している。また、国庫負担額が、老齢福祉年金等の経過的年金の受給者数の減少により1989(平成元)年度までは減少し、その後は増加するという特殊な曲線を描く状況に鑑み、1983(昭和58)年度から国民年金制度に対する国庫負担額の平準化措置がとられたことにより、国庫負担額は当面大幅に減少することとなった。そのためもあって、1983(昭和58)年度及び1984(昭和59)年度の収支は赤字となっている。この国庫負担の平準化措置による国庫負担の減額は1988(昭和63)年度で終了し、1990(平成２)年度から1997(平成９)年度までは過去の減額分の元本分が返済されているが、うち1994(平成６)年度及び1995(平成７)年度分については返済が繰り延べられていることから国庫負担額は少なくなっている。2009(平成21)年度に基礎年金国庫負担割合２分の１（従来は３分の１）への引上げが実現したことから、これ以降、国庫負担額は多くなる傾向にあるが、2010(平成22)年度以降は、おおむね横ばいである。

支出の面をみると、年金受給者数の増加や給付水準の改善により年金給付額は上昇を続けていた。そのなかで、著しい変化を示しているのは、1973(昭和 48)年度から 1976(昭和 51)年度であるが、これは次のような理由によるものと考えられる。

① 1970 年代前半の 10 年年金の受給権者の発生。

② 1975(昭和 50)年度の５年年金の受給権者の発生。

③ 1974(昭和 49)年から導入された年金額の改定措置と時期を同じくして、オイルショックによるインフレに伴い年金額が引上げられたこと。(1974(昭和 49)年度 16.1%、1975(昭和 50)年度 21.8%)

1986(昭和 61)年度以降、基礎年金勘定からの繰入れである基礎年金交付金を差し引いた実質的な収入額でみると、1986(昭和 61)年度の 2.2 兆円から、1996(平成８)年度の 3.8 兆円まで毎年度増加してきたが、それ以降は横ばい傾向にあり、2018(平成 30)年度では 3.5 兆円となっている。

特別会計の収支差引残をみると、国庫負担が繰り延べられた 1983(昭和 58)年度、1984(昭和 59)年度を除き、2001(平成 13)年度までは毎年度の収入が支出を上回る黒字状況にあり、年度末積立金の額は毎年度増加してきた。しかしながら、厚生年金と同様に国民年金の保険料が 1998(平成 10)年度から 2004(平成 16)年度まで凍結され、被保険者数の減少や納付率の低下も重なって、収支状況は急速に悪化しており、2002(平成 14)年度から 2013(平成 25)年度までは、2010(平成 22)年度を除き、収支差引残がマイナス（赤字）となり、年度末積立金（簿価ベース）が減少している。それ以降は、年金積立金の運用が好調だったことにより、収支差引残はおおむねプラス（黒字）となっている。

時価ベースで収支差引残をみれば、2003(平成 15)年度は市場の運用環境が好調であったことから年度末積立金は増加したものの、それ以降は 2008(平成 20)年度まで減少している。2009(平成 21)年度に国庫負担割合２分の１への引上げが実現したことにより改善している。

第２－２－15表　国民年金の収支状況の推移

（単位：億円）

年度	収入合計（実質）	保険料収入	国庫負担	運用収入	支出合計（実質）	収支差引残	年度末積立金
昭和３６　(1961)	305	184	116	5	0	305	305
４０　(1965)	497	248	146	103	19	478	1,946
４５　(1970)	1,849	1,064	394	391	163	1,686	7,271
５０　(1975)	6,938	3,690	2,133	1,093	4,623	2,315	18,147
５５　(1980)	19,077	11,824	5,420	1,507	15,976	3,101	26,387
５６　(1981)	20,601	12,404	5,996	1,824	18,662	1,939	28,093
５７　(1982)	23,866	13,761	7,905	1,915	20,946	2,921	30,699
５８　(1983)	21,789	14,604	4,895	1,926	22,839	△　1,049	29,276
５９　(1984)	24,226	15,007	6,957	1,841	24,616	△　390	27,633
６０　(1985)	27,323	15,762	8,431	1,827	26,882	441	25,939
６１　(1986)	22,209	12,127	6,567	1,332	16,621	5,588	21,912
６２　(1987)	23,652	12,621	7,259	1,338	17,008	6,644	26,197
６３　(1988)	25,947	12,844	9,197	1,497	20,378	5,569	29,409
平成 元　(1989)	26,458	12,841	9,700	1,514	21,300	5,157	32,216
２　(1990)	26,737	13,053	9,548	1,737	20,297	6,440	36,317
３　(1991)	29,631	14,505	10,683	2,057	20,046	9,585	43,572
４　(1992)	31,900	15,416	11,550	2,551	21,875	10,025	51,275
５　(1993)	34,011	16,466	12,382	2,789	24,510	9,501	58,468
６　(1994)	33,584	17,296	10,889	3,043	26,811	6,773	63,712
７　(1995)	34,861	18,251	11,846	3,184	28,049	6,813	69,516
８　(1996)	38,240	19,209	14,679	3,296	28,752	9,488	78,493
９　(1997)	36,738	19,453	13,322	3,405	30,548	6,190	84,683
１０　(1998)	36,393	19,716	13,265	3,368	31,456	4,936	89,619
１１　(1999)	36,529	20,025	13,227	3,236	31,531	4,998	94,617
１２　(2000)	36,187	19,678	13,637	2,828	32,596	3,591	98,208
１３　(2001)	36,143 [　35,126]	19,538	14,307	2,263 [　1,246]	34,861	1,282 [　265]	99,490 [　97,348]
１４　(2002)	35,453 [　33,184]	18,958	14,565	1,897 [△　371]	35,834	△　382 [△　2,650]	99,108 [　94,698]
１５　(2003)	36,142 [　39,101]	19,627	14,963	1,523 [　4,482]	36,639	△　497 [　2,462]	98,612 [　97,160]
１６　(2004)	35,633 [　37,244]	19,354	15,219	1,044 [　2,654]	37,253	△　1,620 [△　10]	96,991 [　97,151]
１７　(2005)	37,873 [　42,966]	19,480	17,020	1,357 [　6,451]	43,350	△　5,478 [△　384]	91,514 [　96,766]
１８　(2006)	39,228 [　40,143]	19,038	17,971	1,965 [　2,879]	43,082	△　3,853 [△　2,939]	87,660 [　93,828]
１９　(2007)	38,466 [　34,281]	18,582	18,436	1,113 [△　3,073]	43,435	△　4,968 [△　9,153]	82,692 [　84,674]
２０　(2008)	37,545 [　30,528]	17,470	18,558	1,093 [△　5,924]	43,317	△　5,772 [△　12,789]	76,920 [　71,885]
２１　(2009)	37,813 [　43,106]	16,950	20,554	3 [　5,296]	39,911	△　2,098 [　3,195]	74,822 [　75,079]
２２　(2010)	34,010 [　33,812]	16,717	16,898	3 [△　194]	31,498	2,511 [　2,314]	77,333 [　77,394]
２３　(2011)	34,701 [　36,348]	15,807	18,660	15 [　1,662]	34,717	△　15 [　1,632]	77,318 [　79,025]
２４　(2012)	38,616 [　45,566]	16,124	21,938	343 [　7,293]	43,145	△　4,529 [　2,421]	72,789 [　81,446]
２５　(2013)	39,178 [　44,067]	16,178	21,119	1,733 [　6,622]	41,021	△　1,844 [　3,046]	70,945 [　84,492]
２６　(2014)	38,375 [　45,530]	16,255	19,283	2,710 [　9,865]	37,355	1,020 [　8,175]	71,965 [　92,667]
２７　(2015)	36,122 [　29,956]	15,139	18,094	2,750 [△　3,417]	34,854	1,268 [△　4,899]	73,233 [　87,768]
２８　(2016)	38,035 [　39,982]	15,069	19,966	2,907 [　4,854]	38,082	△　47 [　1,900]	73,186 [　89,668]
２９　(2017)	36,733 [　39,329]	13,964	19,363	3,297 [　5,892]	36,787	△　54 [　2,542]	73,132 [　92,210]
３０　(2018)	35,481 [　33,509]	13,904	18,207	3,300 [　1,329]	34,176	1,305 [△　667]	74,437 [　91,543]

（注）１　支出合計（実質）は、業務勘定から積立金への繰入の額を除いたものである。
２　昭和61年度以降の収入合計（実質）と支出合計（実質）は、基礎年金交付金の額を除いたものである。また、平成17年度以降の収入合計（実質）は、積立金より受入の額を除いたものである。
３　平成17年度以降の運用収入は、年金積立金管理運用独立行政法人納付金（平成17年度は年金資金運用基金納付金）を含むものである。
４　上記の[　]内は、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものである。

第３節　2004(平成 16)年以前の制度改正と財政再計算

我が国の国民一般を対象とした公的年金制度の主な起源は、戦時中の 1942(昭和 17)年に創設された労働者年金保険制度の流れを汲んだ厚生年金制度と、1961(昭和 36)年に創設された国民年金制度である。

その後、我が国は高度経済成長やオイルショックなどを経験し、厚生年金制度や国民年金制度はそうした状況に対応すべく逐次給付改善を行い、物価スライドや賃金再評価の導入などの改正を経て発展してきた。

1975(昭和 50)年代までは、自営業者を中心とした国民年金と被用者の年金制度である厚生年金及び共済年金制度が全く別制度として分立していたが、第１次産業を中心とした社会から第２次・第３次産業を中心とした社会へ産業構造が変化してきたことにより財政基盤が不安定になるといった問題が生じていた。このような産業構造・就業構造の変化に対応できるよう、1985(昭和 60)年改正において基礎年金制度が導入され、全国民共通である定額の基礎年金を１階部分とし、被用者については基礎年金に上乗せして報酬比例の２階部分を組み合わせる体系へと再編された。

このような流れを経て発展してきた公的年金制度においては、少なくとも５年に１度、財政再計算が行われ、併せて必要な制度改正や保険料水準の改定が行われてきたが、2004(平成 16)年の制度改正以降は、将来の保険料水準を固定した上で、少なくとも５年に１度行われる「財政検証」において長期的に財政の均衡が保たれるかについて検証し、その中で将来の給付水準の見通しを示す方式へと移行した。ここでは、1942(昭和 17)年の労働者年金保険制度の創設以来、社会・経済情勢の変化に伴い行われてきた、制度改正と財政再計算について概観する。

１．我が国の公的年金制度の創設 ～1985(昭和 60)年の基礎年金制度の導入まで

（１）国民皆年金制度の実現（1942(昭和 17)年から 1961(昭和 46)年まで）

①　労働者年金保険制度の創設

1942(昭和 17)年に、主に工場や鉱山で働く男子労働者を対象とした労働者年金保険制度が創設された。創設当時より老齢年金、障害年金、遺族年金の給付が設けられており、老齢年金は、被保険者期間が 20 年以上の者に 55 歳より支給することとされていた。

制度創設当時の保険料率は、月収の 6.4%（ただし坑内員は８%）と定められた。この保険料率は、将来にわたって一定の保険料率を徴収することとした場合に必要な水準として計算される平準保険料率を基準に定められた。また、国庫負担は、給付費の 10%（坑内員は 20%）とされた。

その後、1944(昭和 19)年には名称が厚生年金保険と改められ、適用事業所の範囲の拡大や、女子への適用拡大も行われた。また、給付水準も改善されたが、それに伴い、保険料率も月収の 11%（坑内員は 15%）に引上げられた。

②　戦後の保険料率の引下げ

当時の厚生年金制度には賃金再評価・物価スライドの仕組みが組み込まれていなかったため、戦後の急速なインフレにより、給付の実質価値が大幅に低下してしまった。このため、1948(昭和 23)年改正においてインフレに対応するため、当時既に支給の始まっていた業務上の障害年金及び遺族年金について大幅な給付増額が行われた。

一方、この改正で、保険料負担については、戦後の混乱期における被保険者と事業主の負担能力を考慮し、保険料率を月収の３%（坑内員は 3.5%）に引き下げた。当時は平準保険料を念頭において財政運営がなされており、当時計算された平準保険料率は、男子 9.4%、女子 5.5%、坑内員 12.3%であったことから、引き下げられた保険料率は暫定的なものとされた。

このように、急速なインフレにより積立金の実質価値が大幅に低下したことと、保険料を大幅に引き下げたことにより、これ以後、厚生年金は、実質的には賦課方式を基本とした制度となったと考えることもできる。

③　1954(昭和 29)年の厚生年金保険法の全面改正

政府が緊縮財政を進めた結果、戦後の急激なインフレは 1950(昭和 25)年頃からやや沈静化してきたが、厚生年金の老齢年金の給付水準はインフレ前の低い標準報酬が反映されるなどして十分ではなかった。また、被用者でも業種によっては適用されないなどの問題があったため、厚生年金の老齢年金受給者が実際に発生する 1954(昭和 29)年までに、厚生年金保険制度は戦後の新時代の要請に沿うような制度へと全面的に改正されることとなった。

1953(昭和 28)年の改正では、適用範囲が建築・医療・通信などの業種にまで拡大された。また、1954(昭和 29)年の改正では給付体系が、定額部分に報酬比例の給付を上乗せする体系に改められた。なお、当時の定額部分は加入期間にかかわらず、一律定額とされていた。国庫負担についても給付費の 15%に引上げられた（坑内員の国庫負担は 20%で据え置き。）。

【老齢年金の基本設計（1954(昭和 29)年改正)】

・支給開始年齢：男子 60 歳、女子 55 歳

・老齢年金の年金額

年金額 ＝ 24,000 円 ＋ 平均標準報酬月額 × 5/1000 × 加入月数

保険料については、第２－３－１表のとおり計算されたが、平準保険料をそのまま適用することは社会情勢上困難であったので、従来の暫定保険料率をそのまま据え置き、その後、段階的に保険料率を引上げる段階保険料方式が採用されることとなった。

また、法律に「保険料率は、（中略）将来にわたつて、財政の均衡を保つことができるものでなければならず、且つ、少なくとも五年ごとに、この基準に従つて再計算されるべきものとする」と規定され、以後、少なくとも５年に１度の財政再計算が義務づけられることとなった。しかしながら、段階保険料方式が、法律上明記されることとなったのは、「保険料率は、（中略）基準に適合するに至るまでの間、段階的に引上げられるべきものとする」との規定が盛り込まれた 1965(昭和 40)年改正のことであった。

第２－３－１表　1954(昭和 29)年財政再計算結果

<table>
<tr><td colspan="7">段 階 保 険 料 率</td></tr>
<tr><td rowspan="2">年　　度</td><td colspan="3">予定利率が当初10年間5%、以降4.5%の場合</td><td colspan="3">予定利率が全期間5.5%の場合</td></tr>
<tr><td>男　子</td><td>女　子</td><td>坑内員</td><td>男　子</td><td>女　子</td><td>坑内員</td></tr>
<tr><td>昭和29(1954)年度～</td><td>%
3.0</td><td>%
3.0</td><td>%
3.5</td><td>%
3.0</td><td>%
3.0</td><td>%
3.5</td></tr>
<tr><td>昭和34(1959)年度～</td><td>4.0</td><td rowspan="3">4.0</td><td>4.8</td><td>4.0</td><td rowspan="3">3.2</td><td>4.8</td></tr>
<tr><td>昭和39(1964)年度～</td><td>5.0</td><td>6.0</td><td rowspan="2">4.5</td><td rowspan="2">5.4</td></tr>
<tr><td>昭和44(1969)年度～</td><td>6.1</td><td>7.3</td></tr>
<tr><td colspan="7">平 準 保 険 料 率</td></tr>
<tr><td colspan="3">予定利率が当初10年間5%以降4.5%の場合</td><td colspan="4">予定利率が全期間5.5%の場合</td></tr>
<tr><td>男　子</td><td>女　子</td><td>坑内員</td><td>男　子</td><td>女　子</td><td colspan="2">坑内員</td></tr>
<tr><td>%
5.0</td><td>%
3.6</td><td>%
6.0</td><td>%
4.1</td><td>%
3.1</td><td colspan="2">%
4.9</td></tr>
</table>

なお、当時の財政再計算では、将来の物価上昇や賃金上昇（ベア）を見込まず保険料収入や年金給付費を推計していた。これは、1973(昭和 48)年改正で年金の賃金再評価・物価スライドが導入されるまでは、財政再計算において将来の物価上昇や賃金上昇（ベア）を見込むこととすると、給付は名目額で据え置かれたまま、保険料収入のみがベアに応じて増大するという前提で、過度に楽観的な財政見通しを示すことになり、不適切と判断されたからである。

④　1961(昭和 36)年の国民年金制度の創設による国民皆年金の確立

戦後の復興期を終えた 1950 年代当時、自営業者等は公的年金制度の対象になっていなかったが、高齢化による老後生活への不安や、戦後の家族制度の変革に伴う核家族化の進行などを背景として、全国民に老後の所得保障を与える国民皆年金を望む声が次第に高まってきていた。1958(昭和 33)年には国民健康保険制度が改正されて国民皆保険が実現しており、また当時のいわゆる神武景気の中で財源が捻出しやすかったことから独自に敬老年金を支給していた地方自治体もあった。こうした流れを受けて、既存の公的年金制度に加入していなかった自営業者等を適用対象とした国民年金制度が創設され、無拠出制については 1959(昭和 34)年から、拠出制については 1961(昭和 36)年からそれぞれ実施に移された。

当時、国民年金では、被用者の被扶養配偶者は任意加入とされた。保険給付として老齢年金、障害年金、母子・遺児・寡婦年金等が設けられ、老齢年金は保険料納付期間に応じた定額の給付とされた。また、保険料も定額保険料とされ、平準保険料に基づき月額 100 円（35 歳以上の者は 150 円）に設定された。

国庫負担については、拠出時負担となっており、保険料の２分の１が国庫負担であった。これは、保険料負担と国庫負担の比率が２対１であることを意味しており、現在の給付時負担で考えると給付費の３分の１の国庫負担割合に相当する。

【老齢年金の基本設計（1959(昭和 34)年改正)】

国民年金：　年金額＝12,000 円＋10 年超 20 年未満保険料納付年数×600 円
＋20 年超保険料納付年数×1,200 円

厚生年金：　年金額＝平均標準報酬×6/1000×加入月数＋24,000 円

第２－３－２表　1959(昭和 34)年財政再計算結果

厚生年金

段階保険料率			
年　度	男　子	女　子	坑内員
	%	%	%
昭和36(1961)年度～	3.5	3.0	4.2
昭和41(1966)年度～	4.0	3.1	4.8
昭和46(1971)年度～	4.5	3.1	5.4
昭和51(1976)年度～	4.9	3.1	5.9

平準保険料率		
男　子	女　子	坑内員
%	%	%
4.4	3.1	5.2

（注） 予定利率 5.5%

国民年金

平準保険料
円
128.3

（注） 予定利率 5.5%

（２） 公的年金の拡充（1965(昭和 40)年改正から 1980(昭和 55)年改正まで）

厚生年金については、1954(昭和 29)年改正において大幅な見直しが行われたが、その後の賃金や物価の上昇に伴って、年金の実質価値が低下し、給付水準が不十分であるという指摘が各方面から起こった。このようなことから、1960(昭和 35)年改正により、厚生年金について、報酬比例部分の給付乗率を 1000 分の５から 1000 分の６に引上げる改正が行われ、同時に、1948(昭和 23)年から月収の３％で据え置かれていた保険料率についても月収の 3.5%（女子３％、坑内員 4.2%）に引上げられた。以後、厚生年金の保険料率は、経済の発展や高齢化の進展に伴い段階的に引上げられていくこととなる。

また、1961(昭和 36)年の国民年金制度の発足後、1960 年代の高度成長を通じ、国民の生活水準が向上したことに伴い、国民年金、厚生年金では、財政再計算ごとに逐次給付水準が引上げられた。そして、1973(昭和 48)年改正により、賃金再評価・物価スライドの仕組みが制度に組み込まれることとなった。

①　1965(昭和 40)年改正（１万円年金の実現）

1965(昭和 40)年改正により、厚生年金は、それまで一律定額であった定額部分の給付を加入月数に比例する仕組みに改めた上で額を引上げるとともに、報酬比例部分の乗率を 1000 分の６から 1000 分の 10 へ引上げ、標準的な老齢年金の月額が１万円となる年金（１万円年金）が実現した。

一方、1961(昭和 36)年に創設された国民年金は２千万人規模の被保険者を抱くまでになり、高齢化の進行に伴う老後の所得保障への国民の関心の高まりから、やはりその給付水準の拡充が望まれていた。厚生年金で１万円年金が実現されたこともあって、国民年金に関する議論が活発に行われ、厚生年金の定額

部分が国民年金に相当するとの考え方から、被保険者１人あたりの標準的な年金月額が５千円（夫婦で１万円）となるように給付水準が引上げられた。

【老齢年金の基本設計（1965(昭和 40)年改正)】
国民年金：　年金額＝保険料納付年数×2,400 円
厚生年金：　年金額＝平均標準報酬月額×10/1000×加入月数＋250 円×加入月数

国民年金では制度創設当初は平準保険料に基づいて保険料を設定していたが、給付水準の大幅な改善による保険料負担の急激な増加を抑えるため、厚生年金と同様、段階的に保険料を引上げる段階保険料方式を採用することとなった。以後、国民年金の保険料は、経済の発展とそれに伴う給付改善や高齢化の進展に併せ、厚生年金と同様に段階的に引上げられていくこととなる。また、国民年金の財政方式についても賦課方式的な考え方に移行することとなった。

また、この改正により、厚生年金の国庫負担は給付費の 15%（坑内員 20%）から 20%（坑内員 25%）へ引上げられた。

第２－３－３表　1965(昭和 40)年財政再計算結果

厚生年金

段階保険料率			
年　度	男　子	女　子	坑内員
	%	%	%
昭和40(1965)年5月～	5.5	3.9	6.7
昭和45(1970)年5月～	6.0	4.3	7.2
昭和50(1975)年5月～	6.5	4.8	7.7
昭和55(1980)年5月～	7.0	5.3	8.2
昭和60(1985)年5月～	7.5	5.8	8.7
平成 2(1990)年5月～	8.0	6.3	9.2
平成 7(1995)年5月～	8.5	6.8	9.7
平成12(2000)年5月～	9.0	7.3	10.2
平成17(2005)年5月～	9.0	7.7	10.2

平準保険料率		
男　子	女　子	坑内員
%	%	%
6.9	5.3	15.8

（注）　予定利率　5.5%

国民年金(41年財政再計算分)

段階保険料月額		
年　度	35歳未満	35歳以上
	円	円
～昭和41(1966)年12月	100	150
昭和42(1967)年1月～	200	250
昭和44(1969)年1月～	250	300
昭和46(1971)年4月～	300	350
昭和51(1976)年4月～	400	450
昭和56(1981)年4月～		508

平準保険料
円
403

（注）　予定利率　5.5%

②　1969(昭和 44)年改正（２万円年金の実現）

前回の改正において給付水準が引上げられたが、当時の経済の高度成長とそれに伴う生活水準の向上、また、高齢化、核家族化の進展などによる老後の所得保障へ関心の高まりから、年金給付水準の一層の充実が望まれていた。

そこで、厚生年金については、定額部分の給付単価を引上げるとともに過去の低い標準報酬を報酬比例部分の年金額の算定基礎から除外し、標準的な年金月額が２万円程度となるよう改正された。国民年金についても、給付単価を引上げ、標準的な年金月額が１万円（夫婦で２万円）となるよう改正が行われることとなった。

【老齢年金の基本設計（1969(昭和 44)年改正)】

国民年金：　年金額＝保険料納付年数×3,840 円

厚生年金：　年金額＝平均標準報酬月額×10/1000×加入月数＋400 円×加入月数

第２－３－４表　1969(昭和 44)年財政再計算結果

厚生年金

段階保険料率			
年度	男子	女子	坑内員
	%	%	%
昭和44(1969)年11月～	6.2	4.6	7.4
昭和46(1971)年11月～	6.4	4.8	7.6
昭和50(1975)年 4月～	6.9	5.3	8.1
昭和55(1980)年 4月～	7.4	5.8	8.6
昭和60(1985)年 4月～	7.9	6.3	9.1
平成 2(1990)年 4月～	8.4	6.8	9.6
平成 7(1995)年 4月～	9.4	7.8	10.6
平成12(2000)年 4月～	10.4	8.8	11.6
平成17(2005)年 4月～	11.4	9.4	12.6
平成22(2010)年 4月～	12.4	9.4	13.6
平成27(2015)年 4月～	13.4	9.4	14.6
平成32(2020)年 4月～	14.4	9.4	15.6
平成37(2025)年 4月～	15.4	9.4	16.6
平成42(2030)年 4月～	15.6	9.4	16.8

平準保険料率		
男子	女子	坑内員
%	%	%
8.5	6.4	20.4

（注） 予定利率 5.5%

国民年金

段階保険料月額	
年度	
	円
昭和45(1970)年7月～	450
昭和47(1972)年7月～	550
昭和50(1975)年4月～	650
昭和55(1980)年4月～	750
昭和60(1985)年4月～	850
平成 2(1990)年4月～	950
平成 7(1995)年4月～	1,050
平成12(2000)年4月～	1,250
平成17(2005)年4月～	1,450
平成22(2010)年4月～	1,640
平準保険料	
	円
	862

（注） 予定利率 5.5%

③　1973(昭和 48)年改正（５万円年金の実現；賃金再評価・物価スライド制の導入）

我が国は急速に高齢化社会を迎えようとしていたが、引き続き核家族化の進展や扶養意識の変化などにより高齢者を取り巻く環境は著しく変化しつつあった。そのため、老後の所得保障の問題に対する国民の関心はかつてないほど高まっていた。また、経済の高度成長に伴い物価水準等が上昇していく中で、

年金給付の実質価値の低下が問題となっていた。

このような社会状況の中で、1973(昭和 48)年改正により、賃金再評価・物価スライドの仕組みが、厚生年金、国民年金に組み込まれることとなった。また、厚生年金の給付水準は、現役の厚生年金被保険者の平均賃金の 60%程度の水準を目標とする考え方で設定され、その結果、標準的なケースでの年金月額は５万円程度とされた。国民年金においても、標準的な年金月額が２万５千円程度（夫婦で５万円程度）となるような給付水準に改められた。

【老齢年金の基本設計（1973(昭和 48)年改正)】

国民年金：年金額＝保険料納付年数×9,600 円

厚生年金:年金額＝平均標準報酬月額(再評価後)×10/1000×加入月数＋1,000 円×加入月数

賃金再評価・物価スライドの仕組みが導入されたことから、保険料設定に際しては、従来のような物価、賃金の上昇を織り込まない静態的な見通しではなく、経済的変動を織り込んだ動態的な将来の収支見通しを用いるようになった。またこれに伴い、1973(昭和 48)年以降の財政再計算では、収支見通しの基礎となる将来の被保険者数見通しは人口問題研究所（現 国立社会保障・人口問題研究所）の「日本の将来推計人口」に基づいて設定されるようになった。なお、従来どおりの静態的な計算に基づく平準保険料についても、参考として引き続き算出された。

第２－３－５表　1973(昭和 48)年財政再計算結果

厚生年金

段階保険料率			
年　度	男　子	女　子	坑内員
	%	%	%
～昭和48(1973)年10月	6.4	4.8	7.6
昭和48(1973)年11月～	7.6	5.8	8.8
昭和53(1978)年11月～	9.1	7.3	10.3
昭和58(1983)年11月～	10.6	8.8	11.8
昭和63(1988)年11月～	12.4	10.6	13.6
平成 5(1993)年11月～	14.2	12.4	15.4
平成10(1998)年11月～	16.0	14.2	17.2
平成15(2003)年11月～	17.8	16.0	19.0
平成20(2008)年11月～	19.6	17.8	20.8

(参考)平準保険料率		
男　子	女　子	坑内員
%	%	%
10.5	13.9	46.9

(注1)　賃金上昇率
　昭和48年度から昭和52年度まで 年率13%
　〃 53 〃　　57 〃　　〃 10%
　〃 58 〃　　62 〃　　〃 8%
　〃 63年度以降　　〃 7%
　運用利回り　6.2%
　物価上昇率　5.0%
(注2)　平準保険料率については予定利率5.5%で算定

国民年金

段階保険料月額(名目)	
年　度	
	円
昭和49(1974)年1月～	900
昭和50(1975)年1月～	1,100
昭和51(1976)年1月～	1,300
昭和52(1977)年1月～	1,500
昭和53(1978)年1月～	1,700
昭和54(1979)年1月～	2,000
昭和55(1980)年1月～	2,300
昭和56(1981)年1月～	2,600
昭和57(1982)年1月～	2,900
昭和58(1983)年1月～	3,200
昭和59(1984)年1月～	3,500
昭和60(1985)年1月～	3,800
昭和61(1986)年1月～	4,100
平成 3(1991)年1月～	6,600
平成 8(1996)年1月～	10,500
平成13(2001)年1月～	16,800
平成18(2006)年1月～	25,800
平成23(2011)年1月～	35,800

(参考)平準保険料
円
2,661

(注1)　年金改定率　5.0%
(注2)　平準保険料については予定利率5.5%で算定

④　1976(昭和 51)年改正及び 1980(昭和 55)年改正

オイルショックに伴って猛烈なインフレーションが起こったが、1973(昭和 48)年改正で導入されたばかりの年金額の自動改定規定は直ちに効果を発揮することとなった。

社会情勢の変化を踏まえ、賃金上昇に伴う再評価率の改定等の給付改善と保険料の引上げを主な内容とした法改正が、1976(昭和 51)年及び 1980(昭和 55)年に行われ、同時に財政再計算も実施された。

また、1976(昭和 51)年改正では、国民年金の国庫負担が拠出時負担から給付時負担となり、給付費の３分の１が国庫負担となった。

【老齢年金の基本設計（1976(昭和 51)年改正)】

国民年金：年金額＝保険料納付年数×15,600 円

厚生年金:年金額＝平均標準報酬月額(再評価後)×10/1000×加入月数＋1,650 円×加入月数

第２－３－６表　1976(昭和 51)年財政再計算

厚生年金

段階保険料率			
年度	男子	女子	坑内員
	%	%	%
昭和51(1976)年8月～	9.1	7.3	10.3
昭和56(1981)年8月～	10.9	9.1	12.1
昭和61(1986)年8月～	12.7	10.9	13.9
平成 3(1991)年8月～	14.7	12.9	15.9
平成 8(1996)年8月～	16.7	14.9	17.9
平成13(2001)年8月～	18.7	16.9	19.9
平成18(2006)年8月～	20.7	18.9	21.9

(参考)平準保険料率		
男子	女子	坑内員
%	%	%
13.9	20.0	61.5

(注1)　賃金上昇率　昭和51年度から昭和55年度　10%
　　昭和56年度から昭和60年度　8%
　　昭和61年度以降　6%
　　運用利回り　昭和51年度から昭和55年度　6.5%
　　昭和56年度から昭和60年度　6.2%
　　昭和61年度以降　6%

(注2)　平準保険料率については予定利率5.5%で算定

国民年金

段階保険料月額(51年度価格)	
年度	
	円
昭和51(1976)年	1,400
昭和52(1977)年	2,200
昭和53(1978)年	2,500
昭和54(1979)年	2,800
昭和55(1980)年	3,100
昭和56(1981)年	3,400
昭和57(1982)年	3,700
昭和58(1983)年	3,900
昭和59(1984)年	4,100
昭和60(1985)年	4,300
平成 2(1990)年	5,300
平成 7(1995)年	6,300
平成12(2000)年	7,150
平成17(2005)年	7,900
平成22(2010)年～	8,650

(参考)平準保険料
円
5,040

(注1) 利回り　6.0%
　　年金改定率　8.0%

(注2)　平準保険料については予定利率5.5%で算定

【老齢年金の基本設計（1980(昭和 55)年改正)】

国民年金：年金額＝保険料納付年数×20,160 円

厚生年金:年金額＝平均標準報酬月額(再評価後)×10/1000×加入月数＋2,050 円×加入月数

第２－３－７表　1980(昭和 55)年財政再計算結果

厚生年金

段階保険料率			
年　度	男　子	女　子	坑内員
	%	%	%
昭和55(1980)年10月～	10.6	8.9	11.8
昭和56(1981)年10月～	10.6	9.0	11.8
昭和57(1982)年10月～	10.6	9.1	11.8
昭和58(1983)年10月～	10.6	9.2	11.8
昭和59(1984)年10月～	10.6	9.3	11.8
昭和60(1985)年10月～	12.4	11.2	13.6
昭和61(1986)年10月～	12.4	11.3	13.6
昭和62(1987)年10月～	12.4	11.4	13.6
昭和63(1988)年10月～	12.4	11.5	13.6
平成元(1989)年10月～	12.4	11.6	13.6
平成 2(1990)年10月～	14.2	13.5	15.4
平成 7(1995)年10月～	16.0	15.8	17.2
平成12(2000)年10月～	17.8	17.8	19.0
平成17(2005)年10月～	19.6	19.6	20.8
平成22(2010)年10月～	30.6	30.6	31.8
平成27(2015)年10月～	34.1	34.1	35.3
平成32(2020)年10月～	34.9	34.9	36.1

(参考)平準保険料率		
男　子	女　子	坑内員
%	%	%
19.1	26.4	65.6

(注1)　年金額は今回の改正法で設定された給付水準が維持されていくものと仮定した。
(注2) 賃金上昇率　7.0%
物価上昇率　5.0%
運用利回り　6.0%
(注3)　平準保険料率については予定利率5.5%で算定

国民年金

段階保険料月額(55年度価格)	
年　度	
	円
昭和55(1980)年	3,770
昭和56(1981)年	4,500
昭和57(1982)年	4,850
昭和58(1983)年	5,200
昭和59(1984)年	5,550
昭和60(1985)年	5,900
昭和61(1986)年	6,250
昭和62(1987)年	6,600
昭和63(1988)年	6,950
平成元(1989)年	7,300
平成 2(1990)年	7,650
平成 7(1995)年	9,400
平成12(2000)年	11,150
平成17(2005)年	12,900
平成22(2010)年	14,650
平成27(2015)年～	15,700

(参考)平準保険料
円
7,980

(注1) 物価上昇率　5.0%
運用利回り　6.0%
年金改定率　8.0%
(注2)　平準保険料については予定利率5.5%で算定

２．1985(昭和 60)年改正～基礎年金制度の導入

（１）改正の背景

昭和 30 年代に国民皆年金体制ができ、昭和 40 年代に給付水準の引上げや給付内容の改善を行った我が国の年金制度は、昭和 50 年代に入ると、各制度間の不均衡、格差が目立ち、その是正が課題となった。また、年金財政の長期的安定を図るための給付と負担の見直しも大きな課題となった。

このような課題が生じた第一の背景としては、経済基調の変化と国の財政の悪化がある。昭和 50 年代には高度経済成長が終わり、社会保障を含む改革と財政再建が最大の政治課題となった。

第二の背景は、急速な人口の高齢化と社会保障費の増大である。人口の高齢化と平均寿命の伸長により昭和 50 年代から年金受給者は急増し、昭和 40 年代の大幅な給付改善と相まって、保険料負担の面から、年金制度の安定的維持についての懸念が生じ始めた。

第三の背景は、年金制度の分立が内包していた問題点の顕在化である。我が国の年金制度は、様々な歴史的背景から、職域により国民年金、厚生年金、共済年金に分立し、それぞれ独自の運営をし、制度の規模や給付内容、保険料率や掛金率に大きな違いがあった。昭和 30 年代、40 年代に各制度が給付改善を行った結果、制度間の格差や不均衡が目立ち始め、その是正、統一を求める意見が強くなっていた。

第四の背景は、昭和 30 年代、40 年代における産業構造、就業構造の変化による年金制度の制度別被保険者数、加入者数の変化の違いである。厚生年金の被保険者数が昭和 30 年代から 50 年代にかけて３倍近くに増える一方、船員保険の加入者数や国鉄共済組合の組合員数は減少し、また、国民年金は、加入者数はそれほど増えない一方で受給者は早く発生する等、制度によって加入者数の増減が異なり、それぞれの制度の加入者に対する年金受給者の比率が大きく異なることとなった。このように、産業構造、就業構造の変化が、特定の職業・職域を対象とする年金制度の存続の基盤を揺るがしかねなくなってきた。

上記のような背景を踏まえ、基礎年金の導入を柱とした 1985(昭和 60)年年金制度改正が行われた。

（２）改正の背景

①　基礎年金制度の導入

1985(昭和 60)年改正の一番の柱は、国民年金を全国民に適用し、全国民に共通の基礎年金を支給する、基礎年金制度を導入したことである。全国民共通の基礎年金制度を１階部分とした上で、厚生年金は、基礎年金の上に報酬比例の年金を支給する２階部分とすることとし、我が国の年金制度を２階建ての構造とした。

基礎年金の５万円の額は、20 歳から 59 歳までの 40 年間保険料を納付した場合、国民の老後生活の基礎的部分を保障するものとして、高齢者の生計費等を総合的に勘案して決められた。具体的には、1984(昭和 59)年度の 65 歳以上の単身・無業者の基礎的消費支出に、その後の消費水準の延びを加味して決められた。基礎年金の給付に要する費用は、各制度が被保険者の頭割りで負担する拠出金で賄うこととし、この結果、１階部分は産業構造の変化の影響を受けない制度となった。これに伴い、国庫負担は原則として基礎年金部分に集中することとされ、各制度が負担する基礎年金拠出金に対して、その３分の１の国庫

負担がなされることとなった。

この基礎年金制度の導入により、我が国の年金制度の基礎的部分については、適用、給付、負担すべての面で統一的な扱いとなり、各制度を通じた安定した財政運営の基盤が築かれた。

第２－３－８図　基礎年金制度の導入

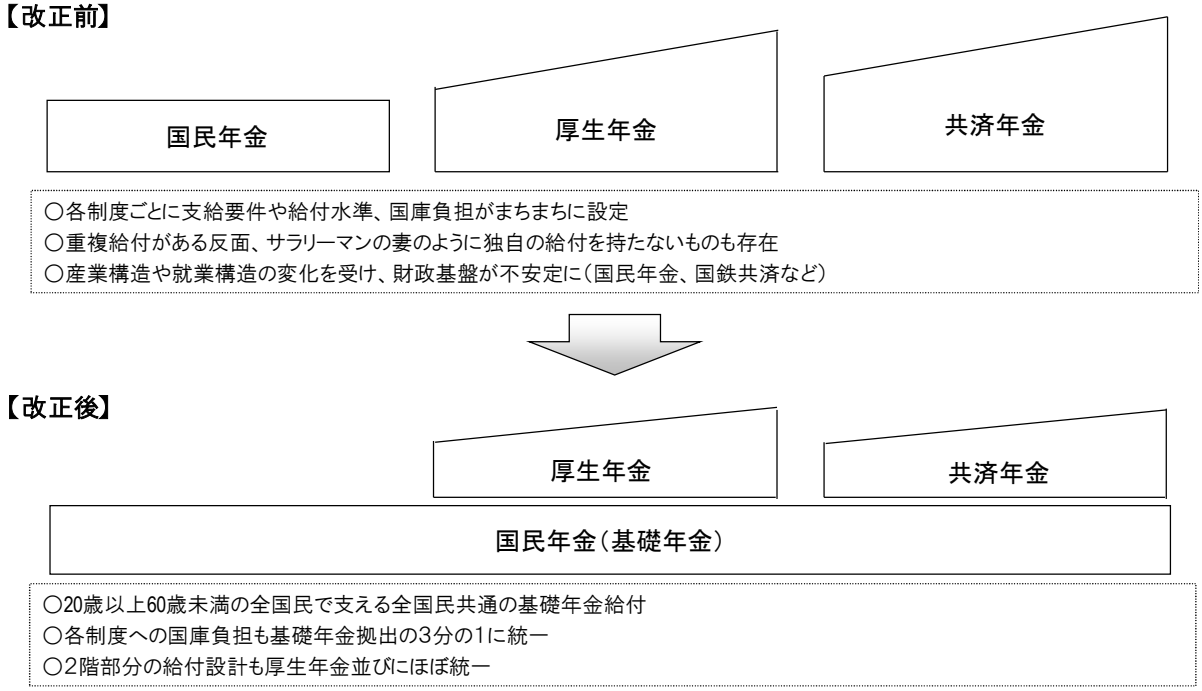

②　給付水準の適正化

基礎年金の導入と並ぶ改革の第二の柱として、1985(昭和 60)年改正では、年金の給付水準の適正化を行った。それまでの年金の給付設計、年金額の計算方式のままでは、今後年金制度が成熟するにつれて加入者の平均加入期間が伸び、将来の年金水準が現役被保険者の賃金水準とバランスを失する高さになることが予測された。

具体的には、改正前の時点で、新たに年金を受け始める人の平均的加入期間は 32 年間であり、それに対応した標準的な老齢年金の水準は、配偶者に対する加給年金を加えて月額 17 万 3,000 円（1984(昭和 59)年度価格）であり、現役被保険者の平均賃金（平均標準報酬月額）25 万 4,000 円に対して 68%の割合であった。これから新たに年金を受け始める人の平均加入期間が 40 年間へと長くなると、それまでの方式で年金額を計算すれば標準的な老齢年金の水準は月額 21 万 2,000 円と、平均賃金に対して 83%にも達することが予測された。

このため、1985(昭和 60)年改正では、将来の年金水準も改正前とほぼ同じ、

平均賃金に対し69%の割合に留めるよう適正化を行った。

その方法としては、厚生年金の定額部分の単価2,400円及び報酬比例部分の乗率1000分の10を、法施行後20年かけて徐々に逓減させていき、20年後に定額部分の単価は1,250円、報酬比例部分の乗率は1000分の7.5とする方法を採った。

この給付水準の適正化により、給付水準と保険料負担とのバランスを回復させ、厚生年金、国民年金とも将来の保険料負担が過大なものにならないようにすることができた。改正前の制度のままでは、保険料率を大幅に引き上げない限り、年金財政が破綻を来すことが予測されたが、この給付水準の適正化を行ったことにより、厚生年金保険料率の最終保険料率は28.9%、国民年金保険料の最終保険料は月額13,000円（1984(昭和59)年度価格）に抑えられることとなった。

第２－３－９図　厚生年金の標準的な給付水準（1984(昭和59)年度価格）

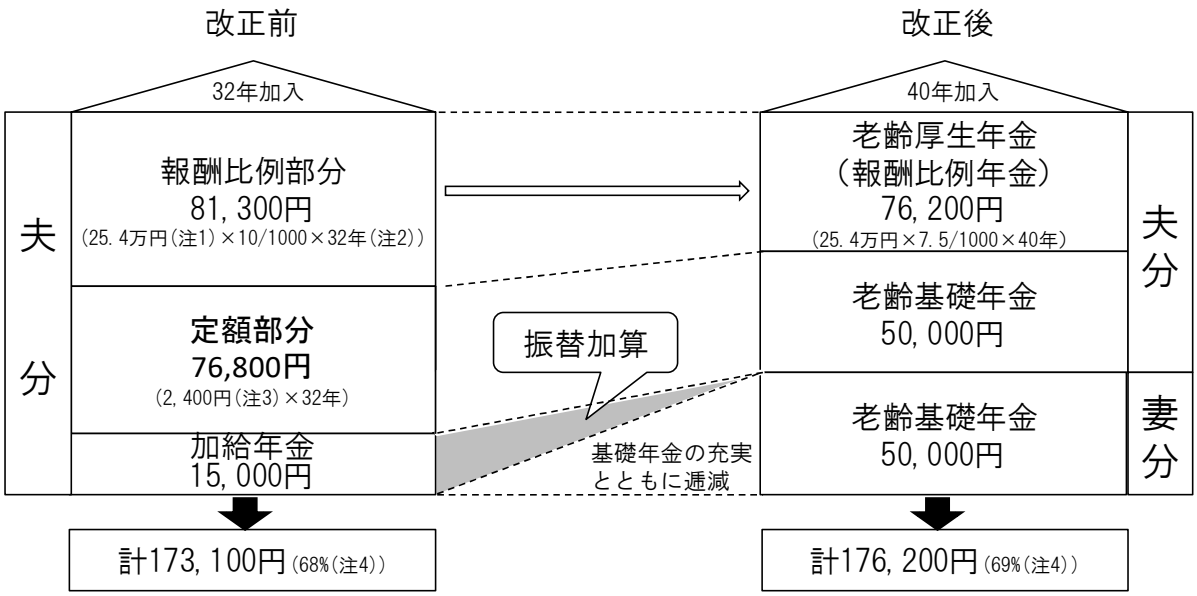

（注１）現役男子の標準報酬月額
（注２）改正前の平均加入期間
（注３）1980(昭和55)年改正時の単価2,050円を1984(昭和59)年度価格に換算したもの
（注４）現役男子の平均標準報酬月額25.4万円に対する比率

③　女性の年金権の確立

1985(昭和60)年改正では、それまで任意加入とされていた、被用者の被扶養配偶者について、基礎年金を全国民共通のものとする考え方に沿って、国民年金の第３号被保険者として国民年金に強制加入することとした。これにより、

被用者の被扶養配偶者は、本人の保険料負担はないが、配偶者の加入する被用者年金制度が拠出金を負担することにより、基礎年金の給付を受けられることとなったため、障害になった場合や離婚した場合にも無年金者となることはなくなった。被用者世帯の夫婦のいずれもが、個人単位の年金を受けられることとなり、また、被用者年金の保険料率や支給開始年齢の男女差も解消することとされたことから、女性の年金権が確立された。

④　その他

1985(昭和 60)年改正では、障害者に対する給付の大幅改善、従業員５人未満への事業所への厚生年金保険の適用、女性の支給開始年齢引上げ等も行った。また、厚生年金と船員保険は完全統合され、共済年金の給付は２階部分まで給付体系、給付水準、支給開始年齢などが厚生年金とほぼ同じになり、共済年金独自の給付は職域年金的性格を持つ３階部分のみとなった。

（３）1985(昭和 60)年改正の意義

1985(昭和 60)年改正は、共済年金を含む全制度について、広範で大がかりな改革を行ったものであり、これにより、制度は分立したままでも給付の格差、不均衡は大きく是正されることとなった。将来の給付費の増加を抑制し、ピーク時の保険料率を引き下げることを狙いとした改正も初めてであった。これまでの制度の分立と給付の拡大から、制度の統合と給付の抑制へと、年金政策を大きく方向転換するものであった。

この改正により、我が国の年金制度は、今後の高齢化によっても、給付と負担の均衡が図られ、安定的に維持できる基盤が確立されたと考えられていた。しかし、その後、改正時の予想をはるかに超えた人口構造や社会経済の変化が起こることとなる。

【老齢年金の基本設計（1985(昭和 60)年改正)】
基礎年金：年金額＝600,000 円×保険料納付年数／40 年
厚生年金：年金額＝基礎年金＋平均標準報酬(再評価後)×7.5/1000×加入月数

財政計算の前提	将来推計人口	1981 年 11 月　厚生省人口問題研究所推計 2025 年見込　出生率 2.09　平均寿命 男 75.1 歳 女 80.4 歳
	予定利率	年率 7%
	賃金上昇率	年率 5%
	物価上昇率	年率 3%

第２－３－10 表　1984(昭和 59)年財政再計算結果

厚生年金

段階保険料率		
年　度	一　種	二　種
	%	%
昭和61(1986)年	12.4	11.3
昭和62(1987)年	12.4	11.5
昭和63(1988)年	12.4	11.7
平成元(1989)年	12.4	11.9
平成 2(1990)年	12.4	12.1
平成 3(1991)年	14.2	14.1
平成 4(1992)年	14.2	14.2
平成 5(1993)年	14.2	14.2
平成 6(1994)年	14.2	14.2
平成 7(1995)年	14.2	14.2
平成12(2000)年	16.0	16.0
平成17(2005)年	18.7	18.7
平成22(2010)年	23.4	23.4
平成27(2015)年	26.3	26.3
平成32(2020)年	28.4	28.4
平成37(2025)年～	28.9	28.9

（注）　年金額は今回の改正法で設定された給付水準が維持されていくものと仮定した。

国民年金

段階保険料月額(59年度価格)	
年　度	
	円
昭和61(1986)年	6,800
昭和62(1987)年	7,100
昭和63(1988)年	7,400
平成元(1989)年	7,700
平成 2(1990)年	8,000
平成 3(1991)年	8,300
平成 4(1992)年	8,600
平成 5(1993)年	8,900
平成 6(1994)年	9,200
平成 7(1995)年	9,500
平成12(2000)年	11,000
平成17(2005)年	12,500
平成22(2010)年～	13,000

３．1989(平成元)年、1994(平成６)年、2000(平成 12)年の制度改正 ～支給開始年齢の引上げと給付水準の見直し等

（１）　完全自動物価スライド等の導入（1989(平成元)年改正）

1985(昭和 60)年改正において基礎年金制度を創設し、年金制度の安定化が図られたが、我が国の平均寿命の伸びは著しく、将来的には 65 歳以上の人口が総人口の２割を超えるほどの高齢化社会となる見通しとなった。

これに対応するため、厚生年金の支給開始年齢の引上げが検討されたものの、見送られることとなり、年金額の完全自動物価スライド制の導入や、20 歳以上の学生の国民年金への強制適用等の改正が行われた。

【老齢年金の基本設計（1989(平成元)年改正)】

基礎年金：年金額＝666,000 円×保険料納付年数／40 年

厚生年金：年金額＝基礎年金＋平均標準報酬(再評価後)×7.5/1000×加入月数

財政計算の前提	将来推計人口	1986年12月　厚生省人口問題研究所推計 2025年見込　出生率2.00　平均寿命 男77.9歳 女83.9歳
	予定利率	年率5.5%
	賃金上昇率	年率4.1%
	物価上昇率	年率2.0%

第２－３－11表　1989(平成元)年財政再計算結果

厚生年金

段階保険料率				
年度	支給開始年齢を60歳に据え置いた場合		支給開始年齢を段階的に65歳まで引き上げていく場合	
	男子	女子	男子	女子
	%	%	%	%
平成2(1990)年	14.6	14.1	14.6	14.1
平成3(1991)年	14.6	14.25	14.6	14.25
平成4(1992)年	14.6	14.4	14.6	14.4
平成5(1993)年	14.6	14.55	14.6	14.55
平成6(1994)年	14.6	14.6	14.6	14.6
平成7(1995)年	16.8	16.8	16.8	16.8
平成12(2000)年	19.0	19.0	19.0	19.0
平成17(2005)年	22.1	22.1	21.2	21.2
平成22(2010)年	27.5	27.5	23.4	23.4
平成27(2015)年	30.4	30.4	25.6	25.6
平成32(2020)年～	31.5	31.5	26.1	26.1

国民年金

段階保険料月額(元年度価格)	
年度	
	円
平成2(1990)年	8,400
平成3(1991)年	8,800
平成4(1992)年	9,200
平成5(1993)年	9,600
平成6(1994)年	10,000
平成7(1995)年	10,400
平成8(1996)年	10,800
平成9(1997)年	11,200
平成10(1998)年	11,600
平成11(1999)年	12,000
平成12(2000)年	12,400
平成17(2005)年	14,400
平成22(2010)年～	16,100

（２）　支給開始年齢の引上げ等（1994(平成６)年改正）

寿命の伸び等に伴う高齢化の進行については､従来から広く認識されていたが､平成に入ってからは、これに加えて少子化が顕著な問題となってきた。特に、1989(平成元)年の合計特殊出生率1.57は、1966(昭和41)年（ひのえうま）の合計特殊出生率1.58を下回って「1.57ショック」と言われ、広く少子化の進行が認識された。

1994(平成６)年財政再計算において用いられた「日本の将来推計人口」（1992(平成４)年推計）において、中位推計における将来の合計特殊出生率は、人口置換水準を下回る1.80とされていた。また、平均寿命も伸び続けており、本格的に人生80年時代を迎えようとするなかで、活力ある長寿社会を築くことが必要であると認識されるようになっていた。そのため、年金制度のあり方についても60歳定年を前提とせず、65歳でも現役でいられる社会にふさわしいものとすることが求められた。また、年金受給者数が急激に増大するなか、年金制度を将来にわたって安定的に運営していくために給付と負担のバランスをとる措置が

必要だと考えられていた。

そこで厚生年金において定額部分の支給開始年齢を、男子については 2001(平成 13)年度から 2013(平成 25)年度にかけて、女子についてはその５年遅れで、65歳に引上げる改正が行われることになった。また、年金のスライドにおける賃金再評価の仕組みは、名目賃金の伸びに応じたスライドから、手取り賃金の伸びに応じたスライド（可処分所得スライド）に改められた。

また、厚生年金の保険料負担については、新たに賞与から特別保険料１％を徴収することになった一方で、育児休業期間中の本人保険料負担の免除措置が取られることとなった。その他、在職老齢年金の支給停止の仕組みが改められ、雇用保険との併給調整も行う等の改正が行われた。

【老齢年金の基本設計（1994(平成 6)年改正)】
基礎年金：年金額＝780,000 円×保険料納付年数／40 年
厚生年金：年金額＝基礎年金＋平均標準報酬(再評価後)×7.5/1000×加入月数

財政計算の前提	将来推計人口	1992 年 9 月　厚生省人口問題研究所推計 2025 年見込　出生率 1.80　平均寿命 男 78.3 歳 女 85.1 歳
	予定利率	年率 5.5%
	賃金上昇率	年率 4.0%
	物価上昇率	年率 2.0%

第２－３－12 表　1994(平成 6)年財政再計算結果

厚生年金

段階保険料率	
年度	%
平成7(1995)年	16.5
平成8(1996)年	17.35
平成9(1997)年	17.35
平成10(1998)年	17.35
平成11(1999)年	19.5
平成12(2000)年	19.5
平成13(2001)年	19.5
平成14(2002)年	19.5
平成15(2003)年	19.5
平成16(2004)年	22.0
平成17(2005)年	22.0
平成22(2010)年	24.5
平成27(2015)年	27.0
平成32(2020)年	29.5
平成37(2025)年～	29.8

国民年金

段階保険料月額(6年度価格)	
年度	円
平成7(1995)年	11,700
平成8(1996)年	12,200
平成9(1997)年	12,700
平成10(1998)年	13,200
平成11(1999)年	13,700
平成12(2000)年	14,200
平成13(2001)年	14,700
平成14(2002)年	15,200
平成15(2003)年	15,700
平成16(2004)年	16,200
平成17(2005)年	16,700
平成22(2010)年	19,200
平成27(2015)年～	21,700

（３）　支給開始年齢の引上げ、給付水準適正化等（2000(平成 12)年改正）

1999(平成 11)年当時、我が国では、先進諸国に例をみないほど急速な少子高齢化が進んでいた。合計特殊出生率は、1995(平成７)年には 1.42 まで低下しており、1999(平成 11)年財政再計算において用いられた「日本の将来推計人口」（1997(平成９)年推計）において、中位推計の将来の合計特殊出生率は、前回推計よりさらに低い 1.61 とされていた。また、平均寿命も伸び続けており、将来的には 65 歳以上人口が総人口に占める割合は３割を超える見通しとなっていた。一方、経済は実質マイナス成長に落ち込んだ時期もあり、賃金上昇率や物価上昇率も低水準にあったため、少子高齢化が進み、経済の成長基調が変化する中で、将来の現役世代の負担はより重くなっていくことが想定された。そこで、給付と負担のバランスを確保しつつ、将来世代の負担を過重なものとしないように改正が行われることとなった。将来世代の負担の上限としては、厚生年金の保険料率 20%（総報酬ベース）が一つの目安とされた。

また、この改正においては、将来世代の保険料負担を緩和するため、基礎年金への国庫負担については、安定した財源を確保しつつ国庫負担割合の２分の１への引上げを図ることとされた。しかし、実際には、2004(平成 16)年改正を経て、さらにその後に国庫負担割合を引上げる法律改正を 2009(平成 21)年に行ったことによって、2009(平成 21)年度から国庫負担割合の２分の１への引上げが実現することとなった。これについては、次の 2004(平成 16)年改正の部分において詳しく解説することとする。

厚生年金については、報酬比例部分の給付水準が５%適正化され、また裁定後の年金額は賃金再評価を行わず物価スライドによって購買力を維持することとされた（しかしながら、賃金再評価を行った場合の年金額の８割は保証されるものとした)。さらに、厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢を男子については 2013(平成 25)年度から 2025(令和７)年度にかけて、女子についてはその５年遅れで、65 歳に引上げることになった。また、月給と賞与に同一の保険料率を適用する総報酬制が導入され、育児休業期間中の保険料については事業主負担分も免除される等の改正が行われた。

国民年金については、保険料の半額免除制度、20 歳以上の学生の保険料の納付猶予・追納制度の新設等の改正が行われた。

第２－３－13 図　支給開始年齢引き上げスケジュール（老齢厚生年金）

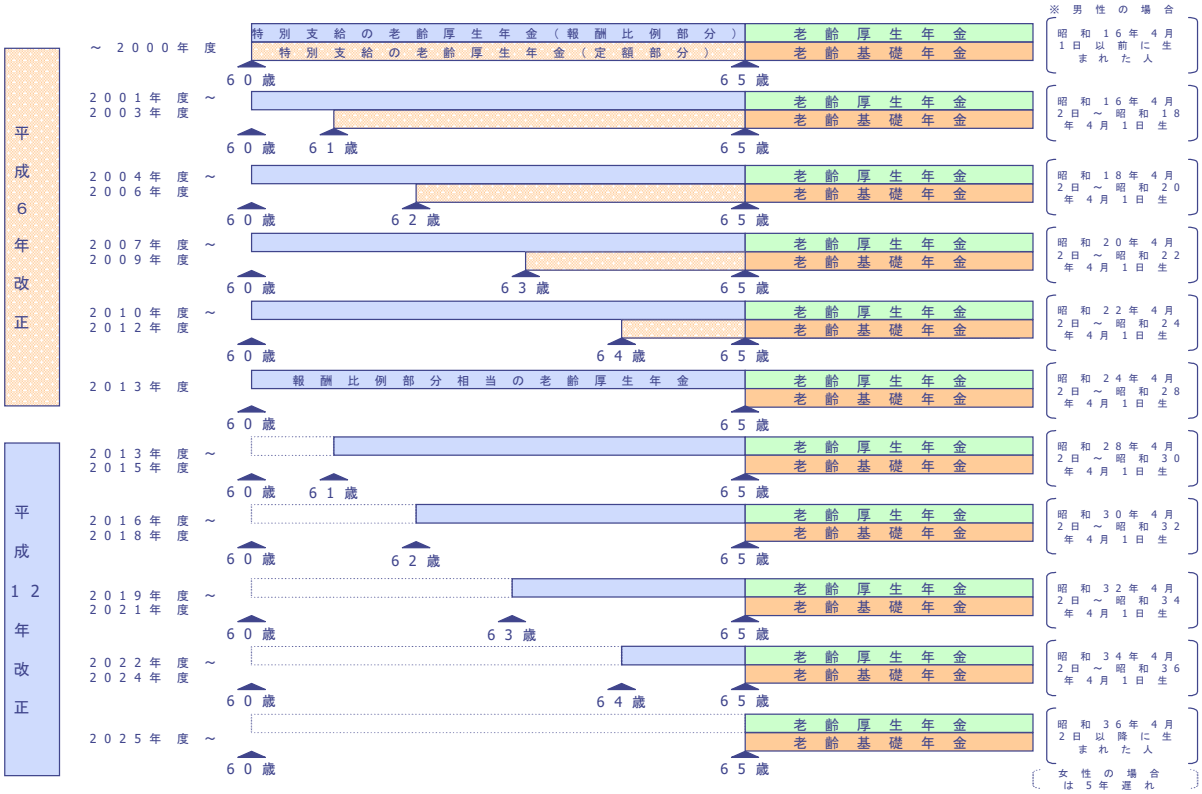

【老齢年金の基本設計（2000(平成 12)年改正)】

基礎年金；年金額＝804,200 円×保険料納付年数／40 年

厚生年金；年金額＝基礎年金＋平均総報酬(再評価後)×5.481/1000×加入月数

財政計算の前提	将来推計人口	1997 年 1 月　国立社会保障・人口問題研究所推計 2025 年見込　出生率 1.61　平均寿命　男 78.8 歳　女 85.8 歳
	予定利率	年率 4.0%
	賃金上昇率	年率 2.5%
	物価上昇率	年率 1.5%
	年金改定率 （新規裁定者分）	年率 2.5%（ただし、2024(令和６)年財政再計算期までは 2.3%）

第２－３－14表　1999(平成11)年財政再計算結果

厚生年金

段階保険料率				
年度	国庫負担1/3		国庫負担1/2	
	対総報酬	(標準報酬月額換算)	対総報酬	(標準報酬月額換算)
	%	%	%	%
平成12(2000)年	－	17.35	－	17.35
平成13(2001)年	－	17.35	－	17.35
平成14(2002)年	－	17.35	－	17.35
平成15(2003)年	13.58	(17.35)	13.58	(17.35)
平成16(2004)年	15.50	(19.85)	14.58	(18.65)
平成17(2005)年	15.50	(19.85)	14.58	(18.65)
平成22(2010)年	17.42	(22.35)	16.35	(20.95)
平成27(2015)年	19.35	(24.85)	18.12	(23.25)
平成32(2020)年	21.27	(27.35)	19.8	(25.4)
平成37(2025)年～	21.6	(27.8)	19.8	(25.4)

(注)　保険料率は、国庫負担1/3の場合、5年間据置き、平成16年10月に19.85%とし、以降は5年毎に2.5%ずつ引き上げるものとし、国庫負担1/2の場合、5年間据置き、平成16年10月に18.65%とし、以降は5年毎に2.3%ずつ引き上げるものとしている。(保険料率は、標準月額報酬ベース)

国民年金

段階保険料月額(11年度価格)		
年度	国庫負担1/3	国庫負担1/2
	円	円
平成12(2000)年	13,300	13,300
平成13(2001)年	13,287	13,287
平成14(2002)年	13,090	13,090
平成15(2003)年	12,897	12,897
平成16(2004)年	12,706	11,203
平成17(2005)年	13,200	10,000
平成22(2010)年	17,200	13,000
平成27(2015)年	21,200	16,000
平成32(2020)年～	25,200	18,500

(注)　保険料は、国庫負担1/3の場合、5年間据置き、平成17年4月に13,200円(平成11年度価格)とし、以降は毎年度に800円(平成11年度価格)ずつ引き上げるものとし、国庫負担1/2の場合、5年間据置き、平成16年度の国庫負担割合引上げ時に3000円(平成11年度価格)引下げ、平成17年4月に10,000円(平成11年度価格)とし、以降は毎年度に600円(平成11年度価格)ずつ引き上げるものとしている。

第４節　2004(平成 16)年改正と公的年金財政の枠組み

我が国の公的年金制度は、給付は全国民共通の基礎年金を土台として、被用者については２階部分の年金が上乗せされる構造となっているが、財政単位としては、自営業者等の第１号被保険者の定額保険料を財源とし第１号被保険者分の費用を支出する「国民年金」(年金特別会計の国民年金勘定に相当）と、被用者（第２号被保険者）の所得比例の保険料を財源とし、被用者（第２号被保険者）及びその被扶養配偶者（第３号被保険者）分の費用を支出する「厚生年金」(厚生年金勘定に相当）に分かれている（なお、共済年金は 2015(平成 27)年 10 月に厚生年金に一元化された。)。

国民年金及び厚生年金は、それぞれ被保険者から保険料を徴収し、積立金を管理運用し、共通の基礎年金の負担をするとともに制度ごとの独自の給付（２階部分等）を行う独立した財政単位であるが、その財政は基礎年金の費用負担を通じて結びついており、基礎年金の給付に必要な費用は、毎年度、国民年金、厚生年金及び共済組合がそれぞれの会計から拠出金を払い込むことにより賄われている。

したがって、財政検証は、国民年金、厚生年金及び基礎年金の収支等が互いに整合性を保つように実施する必要がある。

また、2004(平成 16)年の制度改正において、国民年金及び厚生年金の長期的な給付と負担の均衡（財政均衡）を自動的に図る仕組みが導入されており、この年金財政の枠組みの下で財政検証は実施することとされている。

ここでは、財政検証を実施する際の基本的な枠組みである、公的年金の財政単位や 2004(平成 16)年改正において新たに導入された給付と負担の均衡を図る仕組み等について解説する。

１．公的年金の財政の仕組み

公的年金の財政単位は国民年金と厚生年金に分かれており、共通の基礎年金を通じてその費用負担により結びついている。ここでは、基礎年金、厚生年金、国民年金の収支等の流れを明らかにし、それぞれの財政がどのような費用と財源により成り立っているかを解説する。

（１）公的年金財政の構造

公的年金は国の特別会計として厚生年金勘定、国民年金勘定、基礎年金勘定を

有しており、公的年金の収支はこの３つの勘定を通して行われる。この収支の流れの概要を示したのが第２－４－１図である。

国民年金、厚生年金の保険料については、それぞれ国民年金勘定、厚生年金勘定に納付される。一方、年金給付については、国民年金、厚生年金それぞれ独自の給付（２階部分）については、それぞれの保険料が納付される国民年金勘定、厚生年金勘定から給付されるが、共通の基礎年金（１階部分）については、保険料納付のない基礎年金勘定から支出される。この基礎年金勘定から支出される基礎年金給付費を賄うのが基礎年金拠出金であり、毎年度、国民年金勘定、厚生年金勘定からその年度の給付に必要な額が拠出される。すなわち、基礎年金勘定については、原則として、基礎年金拠出金による完全な賦課方式となっており、積立金は有していない。なお、国民年金と厚生年金の按分については、その年度の被保険者数（ただし、第１号被保険者数については納付者に限る）の人数比で按分することとされている。

よって、国民年金勘定、厚生年金勘定の主な支出は、基礎年金拠出金（１階部分）に加えて、国民年金、厚生年金それぞれ独自の給付（２階部分）となる。その費用を賄うための主な収入は、保険料収入と基礎年金給付の２分の１相当の国庫負担となっており、支出が保険料収入と国庫負担を上回る場合に積立金及びその運用収入が活用されることとなる。

このように国民年金勘定、厚生年金勘定については、賦課方式を基本としているものの、一定の積立金を有し活用されている。

（注）国民年金については、厚生年金の報酬比例部分のような２階部分はないが、寡婦年金、付加年金といった国民年金独自の給付がある。

第２－４－１図　公的年金財政の構造（2018(平成 30)年度）

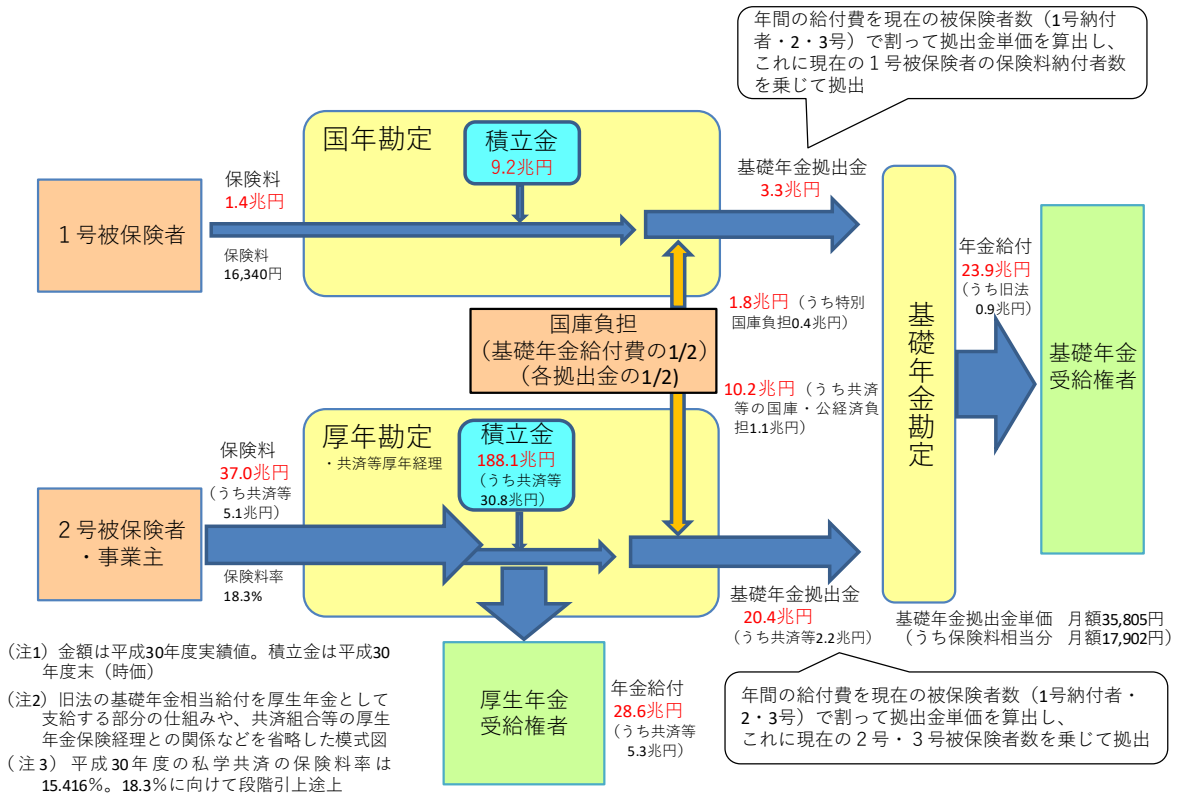

（２）基礎年金の財政の仕組み

基礎年金の財政については、全国民共通の１階部分である基礎年金の給付を、そのときの現役世代全体で支えるという考え方がとられている。

具体的には、毎年度の基礎年金給付に要する費用をその年度の各公的年金制度からの基礎年金拠出金による収入で賄う方式で運営することとされており、各公的年金制度の負担は、被保険者の人数比（原則として 20～59 歳、国民年金の免除、未納を除く。）で按分することとされている。

また、基礎年金の将来見通しにおいては、

・毎年度の基礎年金に要する費用

・毎年度の支出を賄うために厚生年金、国民年金等の各制度が負担すべき基礎年金拠出金とその国庫負担

を推計することとなる。

基礎年金の収支で注意すべきは基礎年金交付金の仕組みであり、国の特別会計の歳入、歳出と財政検証の関係を理解する上で不可欠である。

第２－４－２図　基礎年金の収支の構造（2018(平成 30)年度）

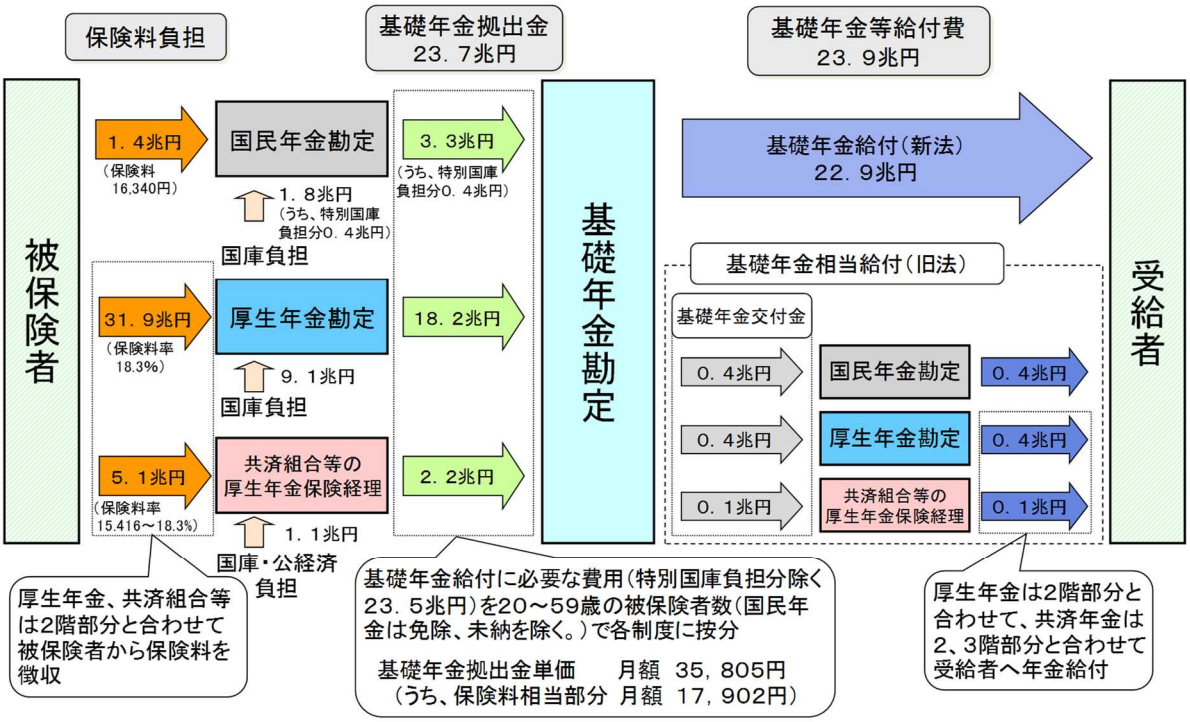

注1　特別国庫負担とは、保険料免除者に対する給付や20歳前障害者に対する給付等に対し、特別に国庫から負担されるものである。
注2　基礎年金拠出金、基礎年金給付（新法）、基礎年金相当給付（旧法）及び基礎年金交付金の額は、平成30年度における保険料・拠出金算定対象額等の実績の値（確定値）を用いて算出した額（確定値ベース）である。また、基礎年金拠出金の額は、基礎年金勘定の積立金（昭和61年4月前に国民年金へ任意加入していた被用者年金の被扶養配偶者が納付した保険料に相当する額の積立金及びその運用収入）による軽減後の額である。平成30年度の当該軽減額は0.2兆円である。ただし、基礎年金拠出金単価は、軽減前の基礎年金拠出金から計算した値である。

基礎年金制度は、1986(昭和 61)年４月に導入されたものであるが、その際、制度導入前の旧法による給付のうち 1961(昭和 36)年４月以降の加入期間に基づき支給される基礎年金に相当する給付については、費用負担上、基礎年金と同様の取扱いをすることとされた。

そこで、年金財政の観点からみた基礎年金給付費は、下記の２つをあわせたものとなっている。

・1986(昭和 61)年度の基礎年金制度導入以降に新法の基礎年金として裁定された年金の給付に要する費用

・国民年金、厚生年金及び共済年金の 1985(昭和 60)年改正前の旧法に基づき裁定された年金給付のうち基礎年金に相当する部分等、基礎年金とみなされる給付（みなし基礎年金）に要する費用

みなし基礎年金は、旧法の厚生年金として裁定された給付を例にとれば、受給者には厚生年金の名称で上乗せ部分（２階部分）と一体のものとして支給されており、国の会計上も、年金特別会計の厚生年金勘定からの支出となる。

一方、みなし基礎年金の給付に要する費用については、新法の基礎年金として裁定された給付と合算して、毎年度、必要な費用を各制度からの拠出金で賄う仕組みであるため、その費用の全額を年金特別会計の基礎年金勘定から、上乗せ部

分とあわせて実際の支給を行っている国民年金、厚生年金等の各勘定へ交付（基礎年金交付金）することとされている。

みなし基礎年金の給付は、基礎年金制度が成熟するまでの経過的なもので、いずれ消滅するが、その費用（基礎年金交付金）の総額は、2018(平成 30)年度の実績で 0.8 兆円（確定値）となっている。

基礎年金給付費を賄うために、毎年度、各制度が拠出すべき額は、基礎年金給付費のうち特別国庫負担の対象となっている額を控除したものである。特別国庫負担には次のようなものがある。

・保険料全額免除期間に係る給付費
・保険料が一部（３／４、半額、１／４）免除された期間に係る給付費の一部
・20 歳前障害に係る障害基礎年金給付費の一部
・1985(昭和 60)年改正前の国民年金の老齢年金における経過的加算部分給付の１／４
・1985(昭和 60)年改正前の国民年金の５年年金給付費の１／８

基礎年金給付費の額から特別国庫負担を控除したものが保険料・拠出金算定対象額と呼ばれ、全制度で負担する額となる。

（３）厚生年金の財政の仕組み

厚生年金の財政の仕組みを考えるにあたっては、基礎年金制度を通じた基礎年金勘定との資金のやり取りの他に、存続厚生年金基金(以下、「厚年基金」という。)の代行部分の財政検証における取扱いについても注意が必要である。

以下、この２つの項目を中心として、さらに、2015(平成 27)年 10 月の被用者年金制度の一元化に伴う拠出金・交付金の仕組み等についても解説する。

①　実質的な収入、支出

厚生年金の実質的な収入、支出については、基礎年金交付金による資金のやり取りがあることから、年金特別会計（厚生年金勘定）の歳入、歳出とは異なる。

年金特別会計（厚生年金勘定）から受給者に支払われる給付は、1985(昭和 60)年改正前の旧法による給付がなくなり基礎年金交付金が消滅したときには２階部分の給付のみとなるが、現在はみなし基礎年金である１階部分の定額給付が含まれる。

このため、年金特別会計（厚生年金勘定）の歳出には、みなし基礎年金の給付に要する費用が「年金給付費」と「基礎年金拠出金」に重複して含まれており、その見合いとして歳入には、みなし基礎年金と同額の基礎年金交付金が計上されている。

そこで、重複を除いて、年金財政上の観点から厚生年金の実質的な収入、

支出を捉えるためには、年金特別会計（厚生年金勘定）の歳入、歳出の額から基礎年金交付金を控除して捉える必要がある。

第２－４－３図　厚生年金の収入と支出の概要

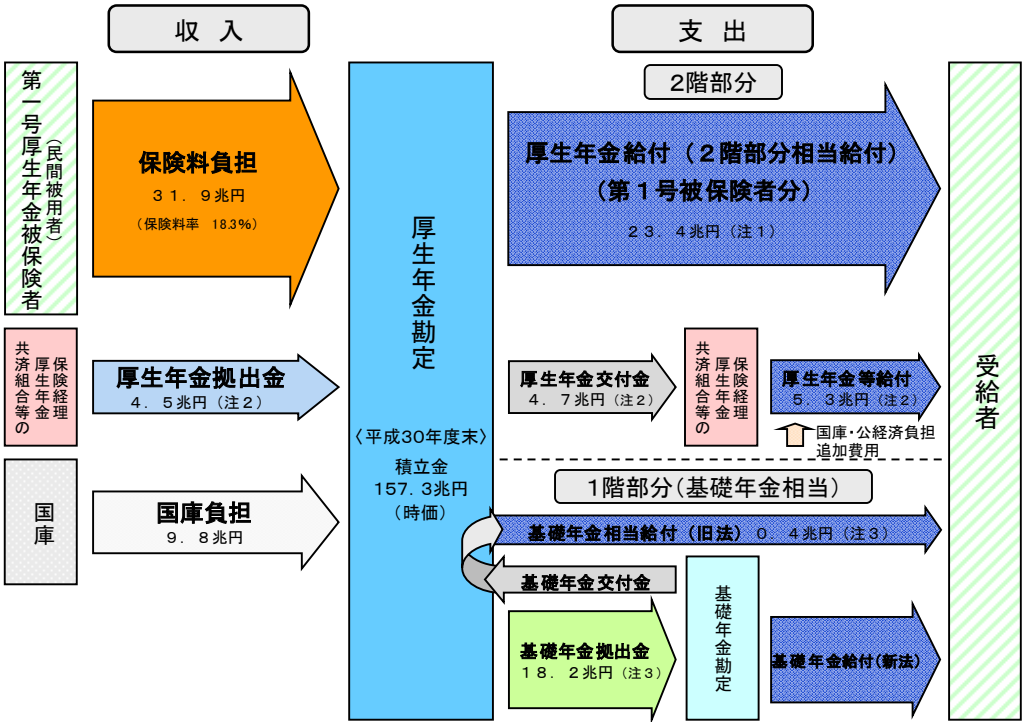

②　厚年基金の代行部分の取り扱い

厚年基金は企業年金の一形態であり、厚生年金の報酬比例部分の一部を代行し、独自の上乗せ給付を行っている。

厚年基金の加入者に係る厚生年金の保険料は、代行部分に相当する保険料（免除保険料：料率 2.4～5.0%）については国へ納めることが免除され、その代わりに厚年基金へ納めることとなる。また、厚年基金に加入していた受給者は、代行部分の年金給付については、国の代わりに厚生年金基金から給付が行われる（代行給付：報酬比例部分のうち物価スライド・再評価を除いた部分）。

厚年基金により代行された給付については、厚年基金が存続している間、国は支給義務を免除される。厚年基金が解散や代行返上を行った場合には、最終的に、国は厚年基金から代行部分のために積み立てられた積立金（最低責任準備金）の移換を受け、代行部分の支給義務を引き継ぐこととなる。

また、最低責任準備金が免除保険料と厚年基金における代行給付の差額をもとに算定される仕組みとなっていることから、代行部分は厚生年金の財政と完全に中立なものとなっており、基金の解散、代行返上等が厚生年金の財政に影響を生じさせないものとなっている。

このように、厚年基金の代行部分は、財政上、国が管理・運営する厚生年金本体と一体のものとなっていることから、財政の見通しを作成する上では、一体のものとして考えることが適切である。

したがって、財政検証においては、代行部分を一体のものとして将来の推計を行っており、収入、支出、積立金については、国が管理運営する厚生年金本体のものに、代行部分相当額が加えられている。

【財政検証の財政見通しにおける収入、支出、積立金】

保険料収入　…　厚生年金本体の保険料収入
＋　代行部分の保険料収入（免除保険料相当額）

運用収入　…　厚生年金本体の運用収入
＋　代行部分の積立金等より発生する運用収入

年金給付費　…　厚生年金本体の年金給付費（実質ベース）
＋　代行部分の年金給付費（代行給付相当額）

積立金　…　厚生年金本体の積立金
＋　代行部分の積立金（最低責任準備金相当額）等

将来推計の計算においては、保険料収入、年金給付費、積立金について、厚生年金本体と代行部分相当額の実績値を合算し、この合算した実績値を初期値として将来推計を行っているところであり、代行部分と厚生年金本体を別々に推計したものを合算しているわけではない。

なお、過去において国庫負担の一部を将来に繰延べる措置がとられているが、財政検証においては、代行部分の積立金と同様、繰延分の一時金換算額を初期値の積立金に加えるなどして将来推計を行っている。

また、2013(平成 25)年度に成立した公的年金制度の健全性及び信頼性確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律により、

・2014(平成 26)年４月１日以後は厚生年金基金の新設は認めない。
・2014(平成 26)年４月１日から５年間の時限措置として特例解散制度を見直し、分割納付における事業所間の連帯債務を外すなど、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。
・2014(平成 26)年４月１日から５年後以降は、代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金については、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、特例解散を発動できる。

などの厚年基金制度の見直しが行われた。

③　被用者年金一元化後の財政の仕組み

2015(平成 27)年 10 月に被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が施行されたが、被用者年金一元化では、共済組合や私学事業団を実施機関と位置づけて引き続き事務組織として活用し、積立金の管理・運用についても保険料の徴収から年金給付に至る年金事務の一部であることから、各実施機関を管理運用主体として活用することとなっている。さらに、被用者年金一元化の際に、共済年金の積立金を１・２階部分と３階部分に区分し、１・２階部分については被用者年金一元化後の厚生年金の積立金（＝共通財源）とすることとした。

また、被用者年金一元化後の厚生年金は、１・２階部分の保険料収入及び積立金を被用者全体の共通財源とした財政運営を行い、

- 共済組合等が徴収した厚生年金保険料及び管理運用する１・２階積立金や標準報酬などの負担能力に応じて、共済組合等は年金特別会計の厚生年金勘定に拠出金を納付し、
- 共済組合等が行う厚生年金の保険給付に要する費用等は同勘定から共済組合等に交付金として交付される

仕組みとなっている。

第２－４－４図　被用者年金一元化後の拠出金・交付金の仕組み

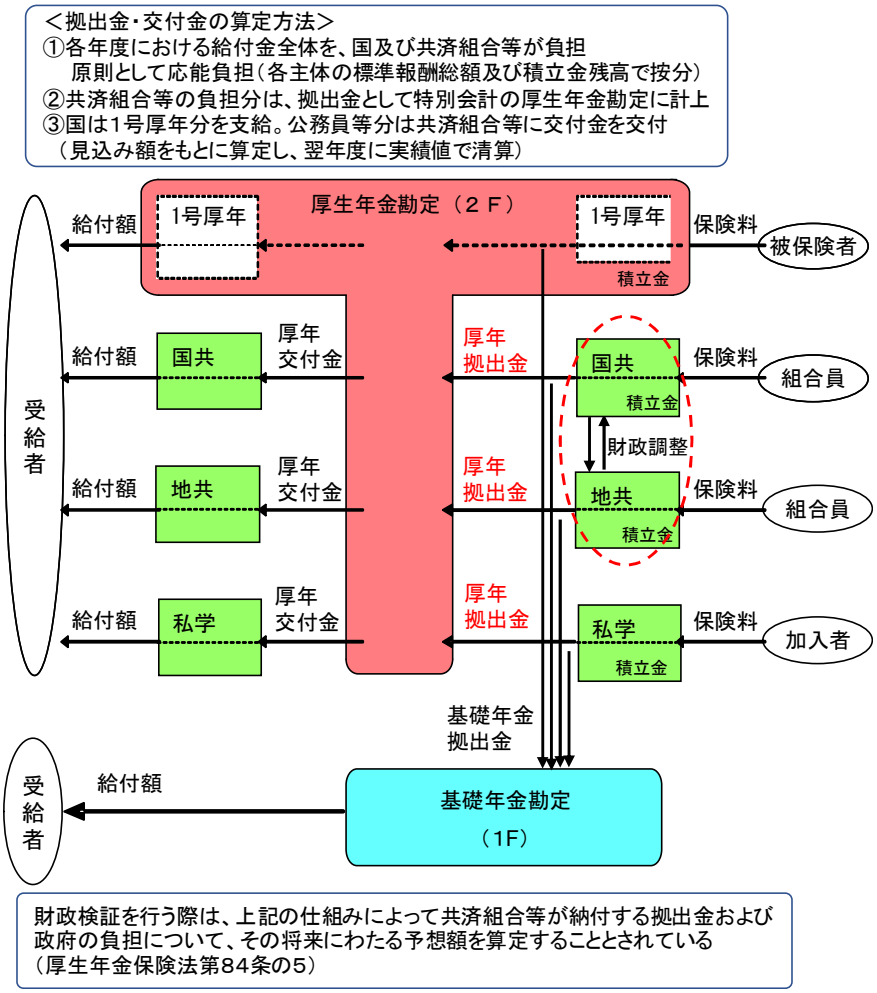

第２－４－５表　厚生年金拠出金・交付金の仕組み
及び予想額算定等に係る根拠条文

厚生年金保険法（抄）

被用者年金一元化法施行後	（交付金） **第八十四条の三**　政府は、政令で定めるところにより、毎年度、実施機関（厚生労働大臣を除く。以下この条、第八十四条の五、第八十四条の六、第八十四条の八及び第八十四条の九において同じ。）ごとに実施機関に係るこの法律の規定による保険給付に要する費用として政令で定めるものその他これに相当する給付として政令で定めるものに要する費用（以下「厚生年金保険給付費等」という。）として算定した金額を、当該実施機関に対して交付金として交付する。 （拠出金及び政府の負担） **第八十四条の五**　実施機関は、毎年度、拠出金を納付する。 ２　次条第一項に規定する拠出金算定対象額から前項の規定により実施機関が納付する拠出金の合計額及び政府等が負担し、又は納付する基礎年金拠出金保険料相当分（中略）の合計額を控除した額については、厚生年金保険の実施者たる政府の負担とする。 ３　財政の現況及び見通しが作成されるときは、厚生労働大臣は、第一項の規定による実施機関が納付すべき拠出金及び前項の規定による政府の負担について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。
被用者年金一元化法施行前	（年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付） **附則第十八条** ２　財政の現況及び見通しが作成されるときは、厚生労働大臣は、年金保険者たる共済組合等が納付すべき拠出金について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。

（４）国民年金の財政の仕組み

国民年金の財政の仕組みを考えるにあたっては、厚生年金と同様、基礎年金制度を通じた基礎年金勘定との資金のやり取りについて注意が必要である。

国民年金については、厚生年金の報酬比例部分のような２階部分はないが、寡婦年金、付加年金といった国民年金独自の給付があり、基礎年金制度と拠出金や交付金のやり取りを行う財政の仕組みは、厚生年金と同じである。

年金特別会計（国民年金勘定）から受給者へ支払われる給付は、1985(昭和 60)年改正前の旧法による給付がなくなり基礎年金交付金が消滅したときには国民年金独自の給付のみとなるが、現在はみなし基礎年金である１階部分の定額給付が含まれている。

一方、１階部分（基礎年金及びみなし基礎年金）の給付については、基礎年金の名称で裁定される給付とみなし基礎年金の給付をあわせて、その費用を基礎年金拠出金により各公的年金制度が負担する仕組みとなっており、国民年金も厚生年金と同様に、基礎年金拠出金を負担することとなる。この負担は、国の会計上は、年金特別会計の中で国民年金勘定から基礎年金勘定へ基礎年金拠出金相当額を繰り入れることによりなされる。

すなわち、年金特別会計（国民年金勘定）の歳出には、厚生年金と同様、みなし基礎年金の給付に要する費用が「年金給付費」と「基礎年金拠出金相当額」に重複して含まれており、その見合いとして歳入には、みなし基礎年金と同額の基礎年金交付金が計上されている。

そこで重複を除いて、年金財政上の観点から国民年金の実質的な収入、支出を捉えるため、年金特別会計（国民年金勘定）の歳入、歳出の額から基礎年金交付金を控除して捉える必要がある。

また、国民年金についても国庫負担の繰延べ措置がとられているが、財政検証においては、厚生年金と同様、繰延分の一時金換算額を初期値の積立金に加えて将来推計を行っている。

第２－４－６図　国民年金の収入と支出の概要

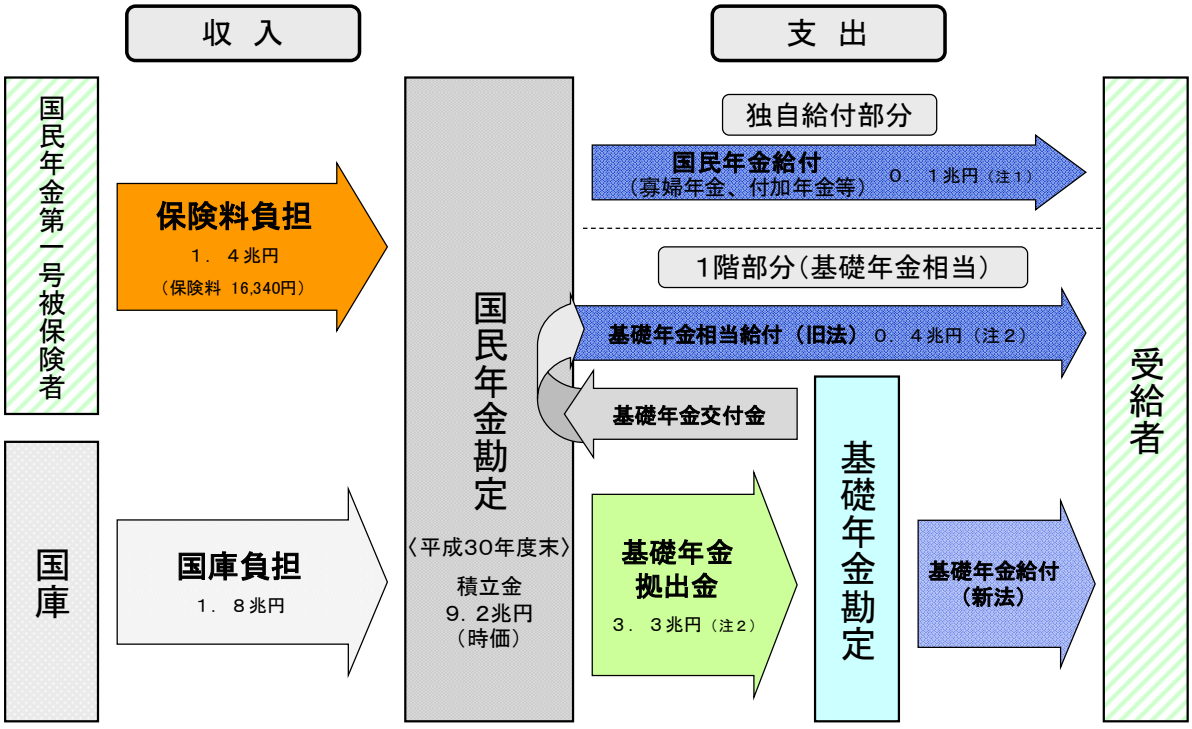

注1　国民年金給付（寡婦年金、付加年金等）の額は、国民年金勘定の決算ベースにおける給付費の額から基礎年金交付金の額（確定値ベース ）を控除することにより算出している。

注2　基礎年金拠出金及び基礎年金相当給付（旧法）の額は、確定値ベースである。また、基礎年金拠出金の額は、基礎年金勘定の積立金（昭和61年4月前に国民年金へ任意加入していた被用者年金の被扶養配偶者が納付した保険料に相当する額の積立金及びその運用収入）による軽減後の額である。

２．2004(平成 16)年改正により導入された公的年金財政の枠組み

国民年金及び厚生年金の持続可能性を確保するためには、長期的な給付と負担について均衡を図ることが不可欠であり、そのための仕組みが組み込まれている。

2004(平成 16)年改正前の国民年金及び厚生年金では、５年に１度の財政再計算と併せて実施する所要の制度改正がその役割を果たしてきた。この仕組みの下、少子高齢化が想定を超えたペースで進行する見通しとなったため、財政再計算のたびに給付と負担の関係の見直しが繰り返されてきた。

また、2004(平成 16)年改正前における制度では、給付水準を法律で定める一方で、将来の保険料（率）の水準については、段階的に引上げていく見通しを示すにとどまり、法律上は当面５年間の負担水準を定めるのみであったことから、制度上５年に１度の法改正は不可欠なものとなっていた。

このような制度改正を繰り返していては、今後の制度改正により将来の年金がどのようになるか不透明となってしまうため、2004(平成 16)年改正では、自動的に給付と負担のバランスを図る仕組みが導入された。

具体的には、将来の現役世代の過重な負担を回避するという観点から、保険料水準の上限を固定した上で、積立金の活用を含め、その固定された財源の範囲内で長期的な給付と負担の均衡を図るため、将来に向けて給付水準を自動的に調整する仕組みとなっている。

以下、2004(平成 16)年改正で導入された仕組みについて解説する。

第２－４－７図　2004(平成 16)年改正における財政フレーム
（給付と負担の均衡を図る仕組み）

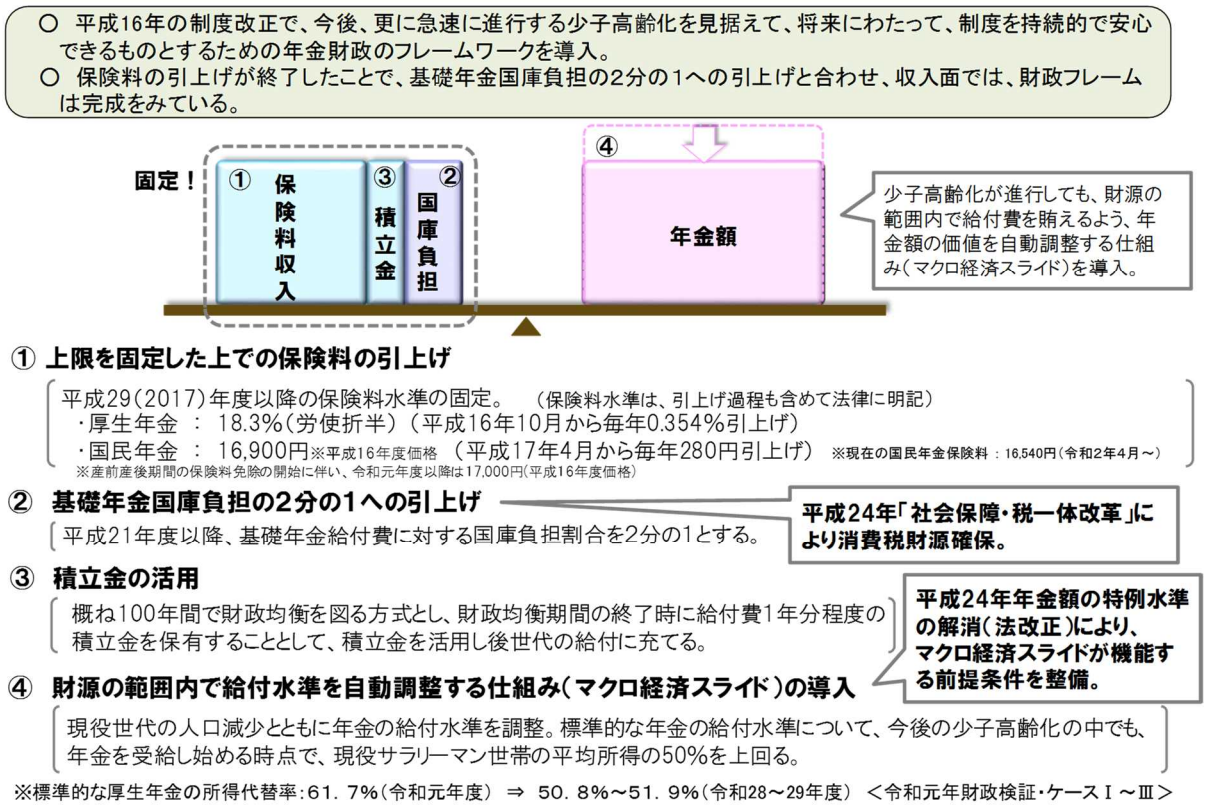

（１）保険料水準の固定

2004(平成 16)年改正により、保険料水準の引上げスケジュールと上限を法律で定め、その財源の範囲内で給付を行うことを基本とする制度となった。これは、急速に進展する少子高齢化に対応するために負担の上昇が避けられない中、若年層を中心として、負担がどこまでも上昇してしまうのではないかとの不安が大きいことから、将来にわたっての保険料水準を法律に明記し固定したものである。

厚生年金の保険料は、賃金を基準に決定される標準報酬に対して賦課される(厳密には、月収を基準に決定される標準報酬月額とボーナスを基準に決定される標準賞与額それぞれに対して賦課される)ものであるが、2004(平成 16)年改正では、この水準を 2017(平成 29)年以降 18.3%（本人負担 9.15%、事業主負担 9.15%）で固定することとされた。また、国民年金については、保険料月額を 2017(平成 29)年度以降 16,900 円(2004(平成 16)年度価格)で固定することとされた。なお、国民年金の保険料については 2019(令和元)年度以降、産前産後期間の保険料免除による保険料の引上げにより 17,000 円（2004(平成 16)年度価格）で固定されている。

ここで、2004(平成 16)年度価格とは、2004(平成 16)年度の賃金水準でみた場合の保険料水準のことであり、賃金水準が上昇すれば、その上昇に応じて、実際に

徴収される保険料の名目額も上昇することを意味している。具体的には、法律に定められた 2004(平成 16)年度価格の保険料額に 2004(平成 16)年度以降の賃金（税・社会保険料控除前）の上昇率を乗じて算出される額が、実際に徴収される保険料額となる。なお、2004(平成 16)年改正以降、賃金水準は下降しているため、2020(令和２)年度の保険料月額は、2004(平成 16)年度価格では 17,000 円であるが、名目額では 16,540 円となっている。

第２－４－８表　厚生年金、国民年金の保険料水準の引上げ

	厚生年金 （保険料率:対総報酬） [労使折半]		国民年金 （保険料月額:平成 16 年度価格）	
平成 15(2003)年度末	13．58%		13，300円	
16(2004)	13．934%	10 月引上げ	13，300円	
17(2005)	14．288%		13，580円	
18(2006)	14．642%		13，860円	
19(2007)	14．996%		14，140円	
20(2008)	15．35%		14，420円	
21(2009)	15．704%		14，700円	
22(2010)	16．058%		14，980円	
23(2011)	16．412%	9月引上げ	15，260円	4月引上げ
24(2012)	16．766%		15，540円	
25(2013)	17．12%		15，820円	
26(2014)	17．474%		16，100円	
27(2015)	17．828%		16，380円	
28(2016)	18．182%		16，660円	
29(2017)	18．3%		16，900円	
30(2018)	18．3%		16，900円	
令和元(2019)	18．3%		17，000円	

（２）基礎年金国庫負担割合の引上げ

基礎年金の国庫負担割合を３分の１から２分の１へ引上げることは、将来世代の過重な保険料負担を回避し、高齢期の生活を支える年金の給付水準を確保するためにも不可欠な課題となっていた。

少子高齢化の急速な進行が見込まれるなかで、高齢者にとってもまた若い世代にとっても、年金制度が維持され、期待される機能を果たすことの重要性は増し

ており、社会経済の活力を維持する基盤を盤石なものとする意味でも、国庫負担割合の引上げは重要な課題であった。

この国庫負担割合の引上げについては、2000(平成 12)年改正の際に法律上明記されており、年金制度に対する国民の信頼を確保するうえでも 2004(平成 16)年改正によって引上げを実現し、その具体的な道筋を明らかにすることが求められていた。

その中で 2004(平成 16)年改正では、法律の本則上で基礎年金の国庫負担割合を２分の１とし、2004(平成 16)年度から引上げに着手し 2009(平成 21)年度までに完全に引上げることとされ、引上げの道筋が法律上明記されることとなった。

その後、段階的な国庫負担割合の引上げとして

① 2004(平成 16)年度の税制改正による年金課税の適正化により確保される財源（満年度ベースで 1,600 億円程度）に相当する分として基礎年金国庫負担割合を 1000 分の 11 引上げ（2004(平成 16)年度は、年金課税の適正化の２ヶ月分の財源に相当する 272 億円の国庫負担を引上げ）

② さらに 2005(平成 17)年度以降、2005(平成 17)年度、2006(平成 18)年度税制改正における定率減税の縮減・廃止による増収分を充当することにより、国庫負担割合を適切な水準にまで引上げ

を行うことにより、2004(平成 16)年度以降の基礎年金の国庫負担割合は以下のとおり引上げられてきた。

・2004(平成 16)年度：３分の１＋272 億円
・2005(平成 17)年度：３分の１＋1000 分の 11＋1,101 億円（約 35.1%）
・2006(平成 18)年度：３分の１＋1000 分の 25（約 35.8%）
・2007(平成 19)～2008(平成 20)年度：３分の１＋1000 分の 32（約 36.5%）

なお、2009(平成 21)年度以降については、毎年、臨時の法制上・財政上の措置を講ずることによって国庫負担割合２分の１を維持していたが、2012(平成 24)年に社会保障・税一体改革による消費税の引上げを含む関連法案が成立したことにより、恒久財源が確保され国庫負担引上げが完成することとなった。

第２－４－９図　基礎年金国庫負担割合２分の１の実現について

○ 16年度から19年度にかけて基礎年金国庫負担割合を、従来の「1/3」から段階的に「36.5%」に引き上げ。
○ 21年度・22年度は、臨時財源（財政投融資特別会計の剰余金）により、「1/2」を実現。
○ 23年度当初予算では、臨時財源（鉄道建設・運輸施設整備支援機構の利益剰余金など）により、「1/2」を維持することとしたが、東日本大震災の発生に伴い、これらの財源が震災復興費用に転用された。一方で、第３次補正予算では、こうした経緯に鑑みて、当該2.5兆円分を改めて計上し、復興債で補てんすることとした。
○ 24年度は、当初予算及び国年法改正法案で「年金交付国債」の「発行」により「1/2」を確保するものとし、年金機能強化法案で交付国債の「償還」を規定していたが、衆議院修正により、年金機能強化法案から交付国債の償還規定が削除された。
○ 今般、国年法等改正法について、24年度だけでなく25年度も「1/2」とし、必要な財源について「交付国債」から「消費税増税により得られる収入を償還財源とする年金特例公債（つなぎ国債）」に修正して成立。
○ 26年度以降は、年金機能強化法で、消費税増税（8%）により得られる税収を活用して恒久的に「1/2」を実現することとされており、「税制抜本改革により安定財源を確保する年度（＝特定年度）」を「平成26年度」と定めている。

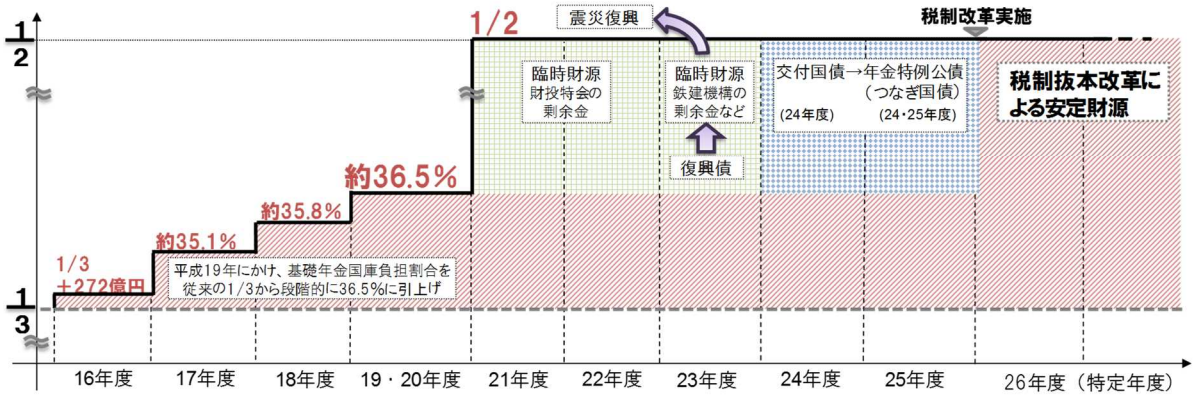

（３）積立金の在り方と年金財政の均衡期間

1999（平成 11）年財政再計算においては、将来にわたるすべての期間を考慮に入れて財政の均衡を考える方式（永久均衡方式）を採っていた。しかしながらこの方式においては、予想が極めて困難な遠い将来まで考慮する必要性の是非や、巨額の積立金を保有し続けることとなることについて、議論があったところである。

賦課方式を基本とする公的年金において積立金を保有する目的は、人口や経済の変動に対応するためであり、特に、現在よりさらに少子高齢化が進行する将来に備えるためである。また、年金は人の生涯にわたる長期の制度で、長期的に財政の均衡を図ることも重要である。

しかしながら、100 年以上先の遠い将来となると人口の大多数がこれから生まれる世代であり、賦課方式の年金制度に大きな影響を与える人口構成についても極めて不確実性が高い。そのような遠い将来に備えて巨額の積立金を保有する必要性については疑問が生じる上、仮に、2004（平成 16）年改正による財政フレームにおいて永久均衡方式を採用すると、極めて不確実性の高い 100 年以上先の将来に備えて給付水準調整を続けるということになってしまう。

そこで、2004（平成 16）年改正においては、現在すでに生まれている世代が年金の受給を終えるまでのおおむね 100 年間を財政均衡期間に設定し、財政均衡期間において年金財政の均衡を図る方式（有限均衡方式）を採用した。また、財政均

衡期間の最終年度は給付費の１年分程度の積立金を保有することとし、積立金については、財政均衡期間においてその運用収益と元本を活用することとなった。

財政均衡期間については、今回の財政検証においては 2115(令和 97)年度までの 95 年間としているが、財政均衡期間は財政検証ごとに先に移動していくものである。これにより 2116(令和 98)年度以降の将来についても、段階的に財政均衡期間に入ることとなり、給付と負担の均衡が図られる仕組みとなっている。

（４）給付と負担の均衡を図る仕組み
～マクロ経済スライドによる給付水準調整の導入

保険料水準と国庫負担を固定し積立金の活用方法が決定したことにより、給付の財源が固定された。したがって、年金給付はこの固定した財源の範囲で行われることとなるため、年金財政の均衡を図るため給付水準を調整する必要がある。

そこで、社会全体の年金制度を支える力の変化（被保険者数の減少）と平均余命の伸びに伴う給付費の増加というマクロでみた給付と負担の変動を基準に、給付水準を自動的に調整する「マクロ経済スライド」という仕組みを導入した。

本来の年金スライドの仕組みは１人当たり賃金（可処分所得）の伸びや物価の伸びに応じて改定することが基本であるが、マクロ経済スライドは、年金財政の均衡が図られるまでの間、この改定率を被保険者の減少と平均余命の伸びを勘案して調整し、年金額の伸びを抑えるというものである。

以下、この年金スライドの仕組みについて解説する。

①　本来の年金スライドの仕組み

2004(平成 16)年改正では、マクロ経済スライドにより給付水準を自動調整する仕組みが導入されたが、このマクロ経済スライドが行われるのは年金財政の均衡を図るための特例期間のみで、その後は本来の改定方法に復帰することとなっている。

基本的な改定の考え方

厚生年金（報酬比例部分）については、65 歳で年金を受け取り始めるときの年金（新規裁定年金）の水準は現役の被保険者の１人当たり賃金（可処分所得）の水準に応じて改定され、受給開始後の年金（既裁定年金）の水準は物価水準に応じて改定されることを基本としている。

基礎年金については、賃金や消費支出の伸び等を勘案した政策改定が行われてきたが、2004(平成 16)年の改正により、今後、新規裁定年金は厚生年金と同じ改定率、すなわち１人当たり可処分所得の伸び率で改定され、既裁定年金は 2004(平成 16)年改正前と同様、物価に応じて改定されることを基本

としている。

新規裁定年金が賃金を基準に改定されることにより、年金給付総額も長期的には賃金の変動に連動することとなる。

賦課方式を基本とする公的年金は、主な財源である保険料と年金給付が、いずれも賃金に連動して動くことにより、急激なインフレ等の激しい経済変動に対しても一定の安定性を持っており、その時々の賃金水準に応じた年金給付が可能となっている。

スライドの指標及び適用時期

新規裁定年金は、可処分所得に応じて改定されるが、実際の改定率の算出にあたっては、税・社会保険料控除前の賃金（以下、「グロス賃金」という。）の変化率と、グロス賃金に占める可処分所得の割合（以下、「可処分所得割合」という。）の変化率により求めることとされている。グロス賃金は、被用者年金制度（厚生年金及び共済年金）の標準報酬を用いることとしているが、可処分所得割合については、2004(平成 16)年改正により、固定された厚生年金の保険料率の引上げ階段を基に設定することとされた。

また、2004(平成 16)年改正前は賃金(可処分所得)による改定については、５年に１度の財政再計算年度に過去５年分の改定を行い、それ以外の年度には物価による改定のみを行っていたが、16 年改正では、毎年度、自動的に賃金（可処分所得）による改定を行うことが法律に組み込まれた。

さらに、年金を受け取り始める時点までの賃金水準が年金額に反映されることから、短期的な賃金水準の変動による年金額への影響を軽減するため、賃金の伸び率を物価上昇率相当分と物価を上回る実質賃金上昇率相当分に分解し、実質賃金上昇率については前後３年平均した率を用いて年金の改定を行うこととした。

既裁定年金の物価による改定については、前年の消費者物価指数（CPI）の伸び率を基準とするが、賃金（可処分所得）による改定については、年金改定を行う４月時点では賃金の実績が前々年度分までしか確定していないため、年金を受け取り始める時点までの賃金水準が反映できるよう、受給者が 67 歳になるまで改定を行うこととした。

以上をまとめると、具体的な年金の改定率は次のようになる。

賃金による改定率（67 歳まで）

＝　前年の物価上昇率

×３年度前の実質賃金上昇率（前後３年平均）

×３年度前の可処分所得割合変化率（厚生年金の保険料率の引上げ階段を基に設定）

物価による改定率（68 歳以降）

＝　前年の物価上昇率

第２－４－10 図　年金額に反映させる要素

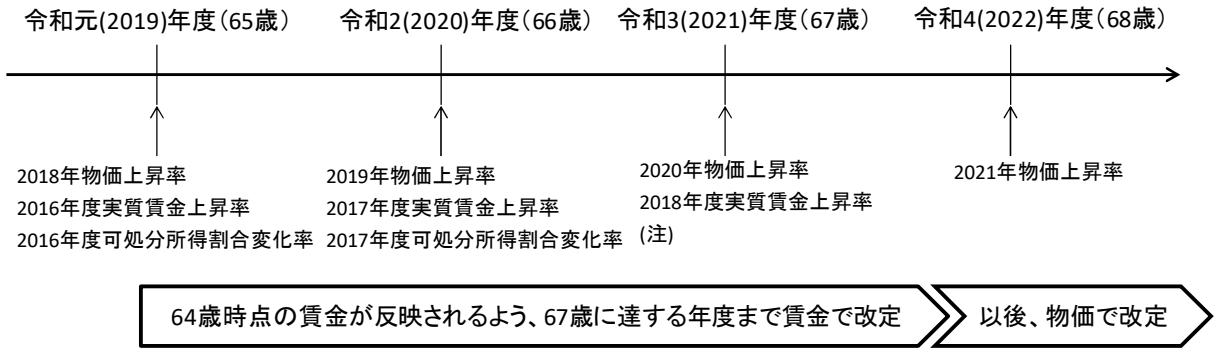

（注）厚生年金の保険料率の引上げが2017年度に終了することから、可処分所得割合変化率は令和2(2020)年度までとなる。

※　スライド調整が行われる場合には、公的年金被保険者数減少率についても、上図のような3年平滑化を行って、新規裁定者及び既裁定者の年金改定に反映。

物価変動率が賃金変動率を上回った場合の特例等

通常の経済状況では、物価及び賃金はともに上昇し、賃金変動率は物価変動率を上回るものと想定し、新規裁定年金は賃金（可処分所得）による改定、既裁定年金は物価による改定が基本とされているが、現実の経済は必ずしもこのような状況ばかりとは限らない。

2004（平成 16）年改正では、物価変動率が賃金変動率を上回るような特別な経済状況における年金の改定方法の特例も定められた（第２－４－11 図）。

この特例により、2004（平成 16）年度以降に賃金変動率がマイナスかつ賃金変動率が物価変動率よりも低下した際（第２－４－11 図の⑤や⑥のケース）、年金の水準は据え置きや物価で改定されることとなったため、基礎年金額が賃金ほど低下せず、賃金に対する相対的な年金水準（所得代替率）が上昇することとなった。

しかし、2016(平成 28)年に成立した「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」により、2021(令和３)年度からは賃金変動率が物価変動率を下回る場合、賃金変動率に合わせて年金額を改定する考え方が徹底されることとなった（第２－４－12 図)。

第２－４－11 図　賃金の伸びと物価の伸びが逆転した場合の年金改定

改正前の改定ルールは次の3つの考え方で構成
① 新規裁定者は賃金変動、既裁定者は物価変動をベースに改定
② 物価変動＞賃金変動の場合は既裁定者も賃金変動をベースに改定
③ 改定率がマイナスになる場合は、新規裁定者、既裁定者とも物価変動のマイナス分を下限に改定

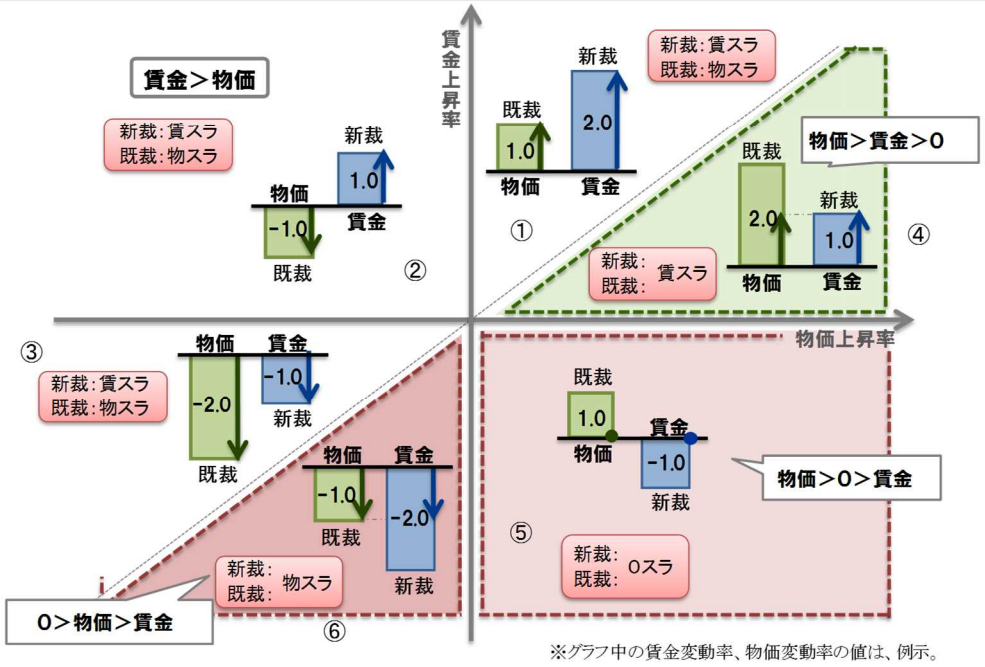

(1) 賃金の伸びが物価の伸びより大きい場合、通常の改定（①、②、③）
（　→　新規裁定＝賃金による改定、既裁定＝物価による改定）

(2) 賃金・物価ともにプラスの伸びで、賃金の伸び＜物価の伸び、の場合（④）
→　既裁定者の年金額の改定率が、新規裁定者の改定率（＝現役世代の賃金上昇率）より大きくなると、給付と負担の長期的な均衡が保てなくなるため、既裁定者の改定率を、新規裁定者の改定率に合わせている。

(3) 賃金のみがマイナスの場合（⑤）
→　既裁定者の年金額の改定率が、新規裁定者の改定率より大きくなると、給付と負担の長期的な均衡が保てなくなる。一方、名目額を割り込んでまで、既裁定者の年金額を新規裁定者に合わせることの影響を考慮し、ともにスライドなしとしている。

(4) 賃金・物価ともにマイナスで賃金の下落が大きい場合（⑥）
→　既裁定者の年金額の改定率が、新規裁定者の改定率より大きくなると、給付と負担の長期的な均衡が保てなくなる。一方、実質価値を割り込んでまで、既裁定者の年金額を新規裁定者に合わせることの影響を考慮し、ともに物価でスライドさせている。

第２－４－12 図　2016(平成 28)年年金改革法による年金額改定ルールの見直し

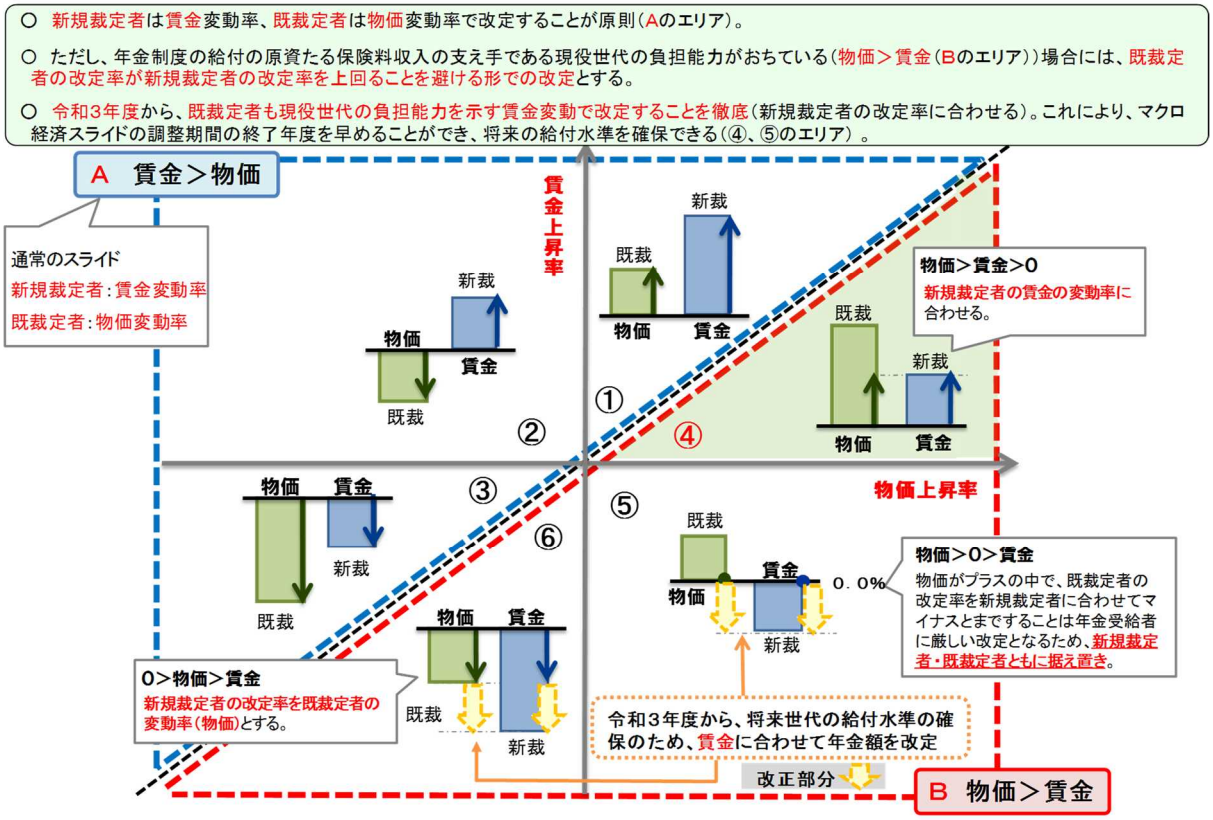

過去の物価スライド特例への対応

2004(平成 16)年改正前においても、消費者物価指数が低下した場合は、それに応じて翌年度の年金額を引き下げることが原則であったが、2000～2002 年度の３年間は、前年の消費者物価指数が低下したにも関わらず、年金額を引き下げずに据え置く特例措置が設けられた。この結果、2004(平成 16)年改正時点での年金水準は、特例措置が行われた３年間の物価水準の低下分に相当する 1.7%だけ本来よりも高い水準に据え置かれたままとなっていた。

2004(平成 16)年改正法においては、このかさ上げ分の解消は、賃金や物価が上昇した場合に、年金水準を引上げないことにより、解消することとした。また、物価スライド特例の解消は、マクロ経済スライドの適用に先行して行うこととされていた。このことから、物価スライドの特例が解消されるまでの間は、マクロ経済スライドは発動されなかった。

このように、賃金や物価が上昇した場合に特例水準を解消する仕組みであったが、特例水準の解消が進まず、マクロ経済スライドは導入後 10 年たっても１度も発動されることはなかった。しかしながら、2012(平成 24)年の社会保障・税一体改革により、2013(平成 25)年 10 月から特例水準を３年かけて段階的に解消することとされた。これにより、2015(平成 27)年４月に物価スライド特例は解消され、マクロ経済スライドが発動された。

第２－４－13 表　2004（平成 16）年改正以降の改定率の推移（基礎年金）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
物価変動率	▲0.3%	0.0%	▲0.3%	0.3%	0.0%	1.4%	▲1.4%	▲0.7%	▲0.3%	0.0%	0.4%	2.7%
賃金変動率	－	－	－	0.0%	▲0.4%	0.9%	▲2.6%	▲2.2%	▲1.6%	▲0.6%	0.3%	2.3%
スライド調整率	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	▲0.9%
改定率（本来水準）	▲0.3%	0.0%	▲0.3%	0.0%	0.0%	0.9%	▲1.4%	▲0.7%	▲0.3%	0.0%	0.3%	1.4%
ケース				④	⑥	④	⑥	⑥	⑥	⑥	④	④
改定率（特例水準）	▲0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	▲0.4%	▲0.3%	4月　0.0% 10月 ▲1.0%	▲0.7%	－

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
物価変動率	0.8%	▲0.1%	0.5%	1.0%	0.5%
賃金変動率	▲0.2%	▲1.1%	▲0.4%	0.6%	0.3%
スライド調整率	－	－	－	▲0.2% ＋ ▲0.3%	▲0.1%
改定率	0.0%	▲0.1%	0.0%	0.1%	0.2%
ケース	⑤	⑥	⑤	④	④

（注1）基礎年金については、平成18年度年金額までは前年の物価上昇率で改定することとされていた。
（注2）「本来水準」とは、物価スライド特例を適用しなかった場合の年金水準を指す。
（注3）「ケース」の欄では、第２－４－11図のうちどのケースに当てはまるかを示している。
（注4）平成28年に成立した年金改革法により、平成30年度に発生したマクロ経済スライドの未調整分（▲0.3%）は翌年度以降に繰り越され、
　　令和元年度は、平成30年度に繰り越された未調整分（▲0.3%）も含んでいる。（いわゆるキャリーオーバー）

第２－４－14 図　年金額改定の推移

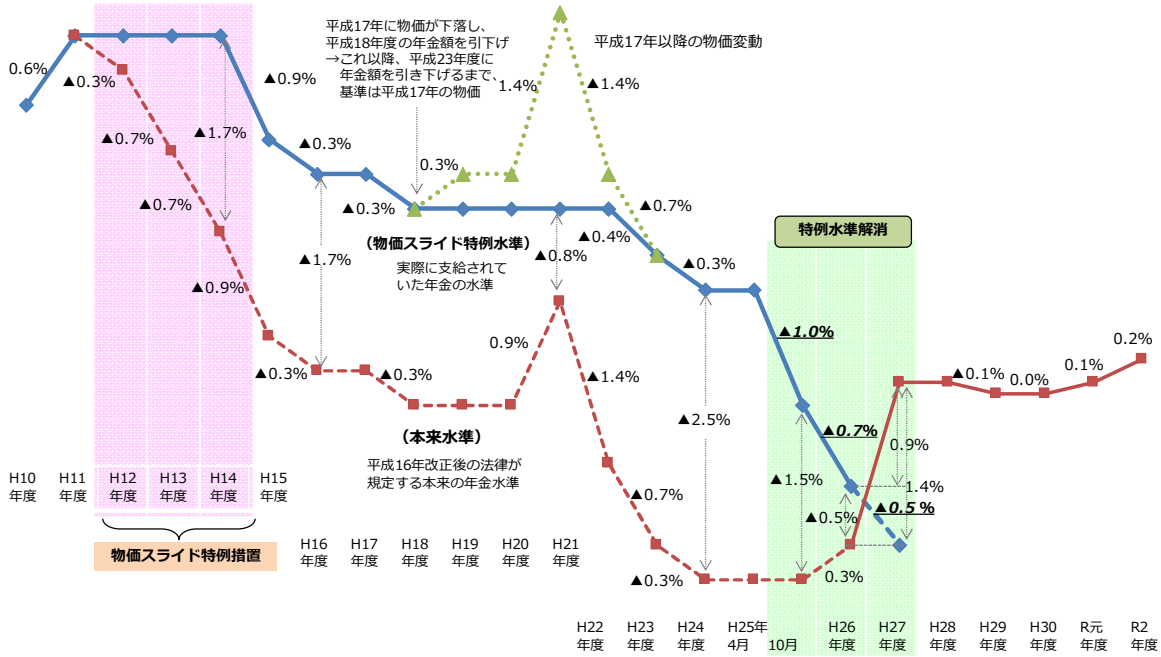

（注）　平成26年度までは、過去、物価下落時に年金額を据え置いた（物価スライド特例措置）経緯から、特例的に本来よりも高い金額（特例水準）が支払われていたが、
　　平成27年度に特例水準が解消。（H25.10.▲1.0%、H26.4.▲1.0%、H27.4.▲0.5%）
　　なお、特例水準の年金額は、物価が上昇しても据え置く一方、物価が直近の年金額改定の基となる水準を下回った場合に、その分だけ引き下げるというルール。

②　給付水準調整期間中の年金のスライド（マクロ経済スライド）の仕組み

スライド調整率と給付水準調整期間中の年金のスライド

マクロ経済スライドによる給付水準の調整は、財政の均衡が図られるまでの一定期間（給付水準調整期間）、年金の改定率を抑制することにより行う。

この給付水準調整は、現役世代の減少と高齢者の年金受給期間の増加の２つの観点から行われ、次の（A）、（B）の率によりスライド調整率を設定し、スライド調整率に相当する分、年金の改定率を抑制する。

（A）　被保険者数の減少　…　現役世代（支え手）の減少
（B）　平均余命の伸び　　…　高齢者の年金受給期間の増加

スライド調整率　＝　公的年金の全被保険者数の減少率の実績（３年平均） ＋平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率（0.3%）

なお、スライド調整率に用いる公的年金の全被保険者数の実績は、短期的な変動による影響を軽減するため、３年平均を用いることとしている。また、年金の改定を行う４月時点で確定している実績は、前々年度のものまでであることから、賃金（可処分所得）による改定と同様に適用時期が遅れることとなる。

第２－４－15 図

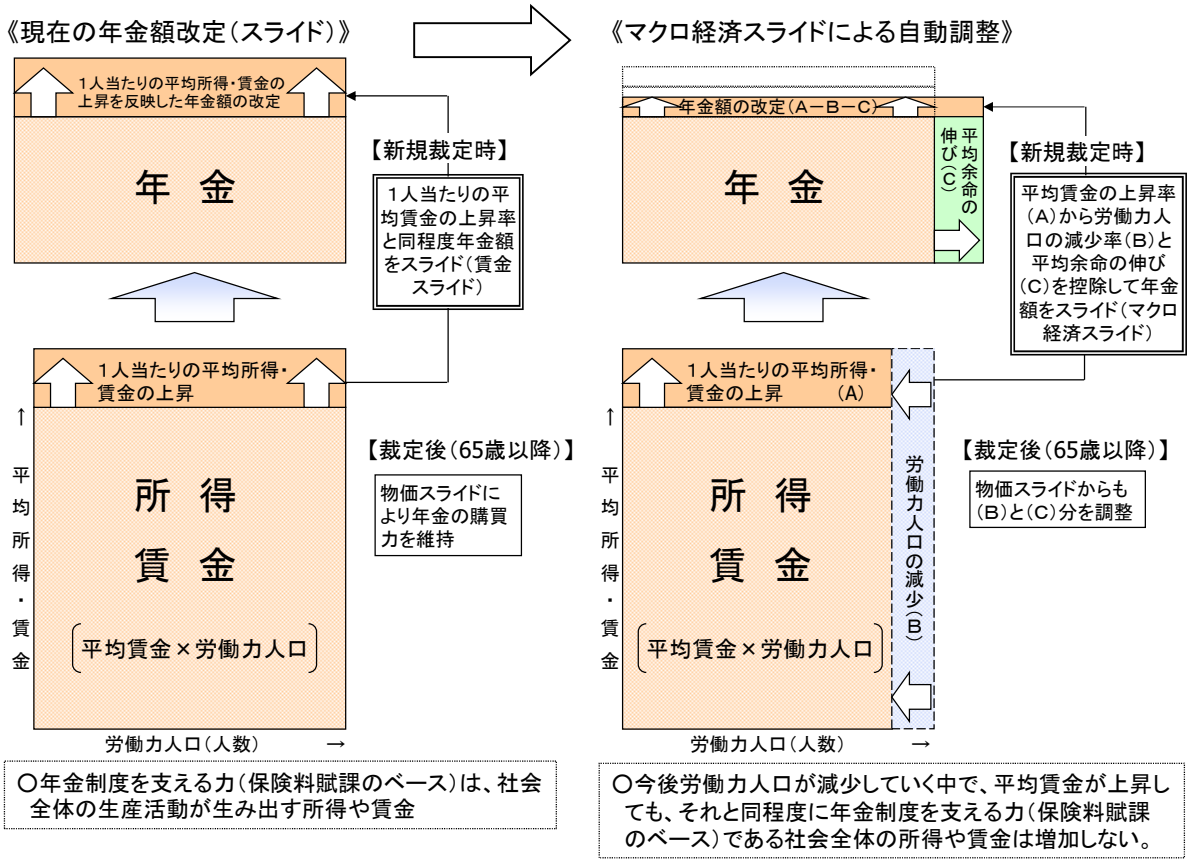

給付水準調整期間中の具体的な年金の改定率は、年金を受け取り始める 65 歳時点の新規裁定年金の水準については、本来の賃金（可処分所得）による改定率からスライド調整率を減じたものになり、既裁定年金については本来の物価による改定からスライド調整率を減じたものとなる。

新規裁定年金の改定率　＝　賃金上昇率　－　スライド調整率
（可処分所得上昇率）

既裁定年金の改定率　＝　物価上昇率　－　スライド調整率

スライド調整率　＝　公的年金の全被保険者数の減少率の実績（３年平均）
＋平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率（0.3%）

（注）全被保険者数が増大することによりスライド調整率がマイナスとなる場合は、スライド調整率を 0%とする。

物価、賃金が低下する場合の給付水準調整

2004（平成 16）年改正における給付水準調整は、賃金や物価が上昇し、それに応じて年金額が増額改定されるときに、その改定率を抑制することにより行うこととされた。

したがって、賃金水準や物価水準が低下した場合には、賃金や物価に応じた年金の減額改定は行うが、マクロ経済スライドによる給付水準調整は行わないこととされている。

また、賃金水準や物価水準が上昇した場合でも、機械的にスライド調整率を減ずると年金の改定率がマイナスとなる場合には、年金の名目額を引き下げることはしないこととされている。

第２－４－16 図

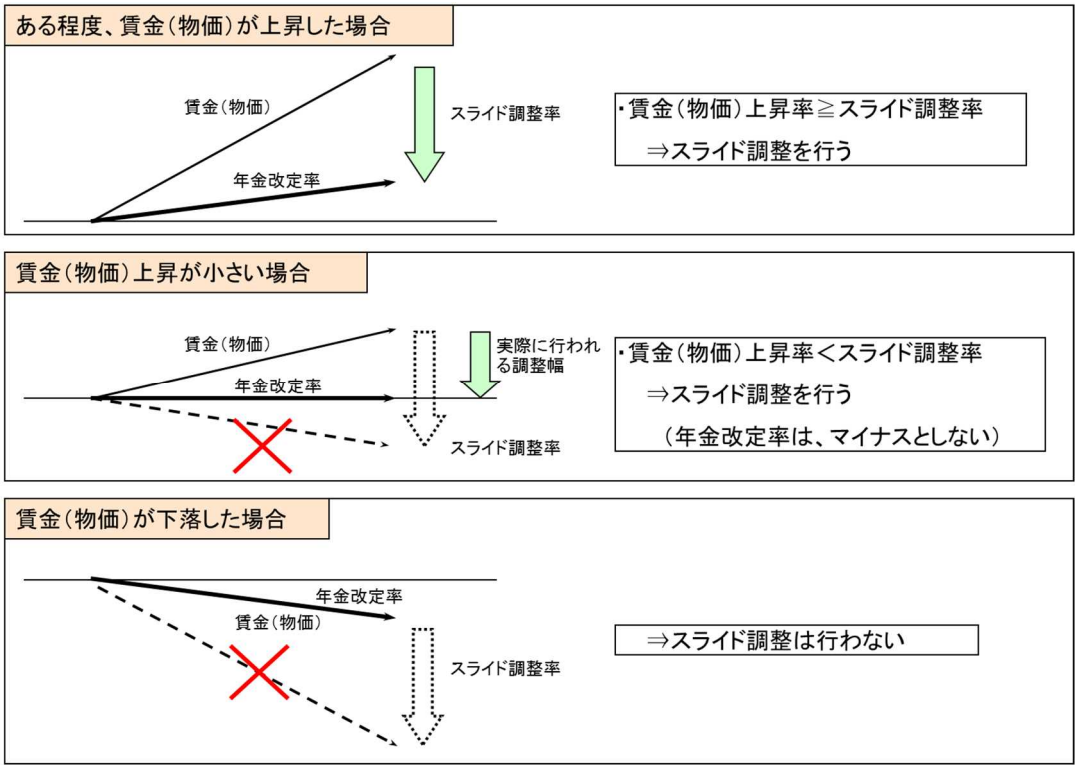

なお、マクロ経済スライドの仕組みは 2016（平成 28）年に成立した「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」により、名目下限措置を維持し、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を調整する仕組み（キャリーオーバー）に見直され、2018（平成 30）年４月から導入された（第２－４－17 図）。

第２－４－17 図　マクロ経済スライドのキャリーオーバーの仕組み

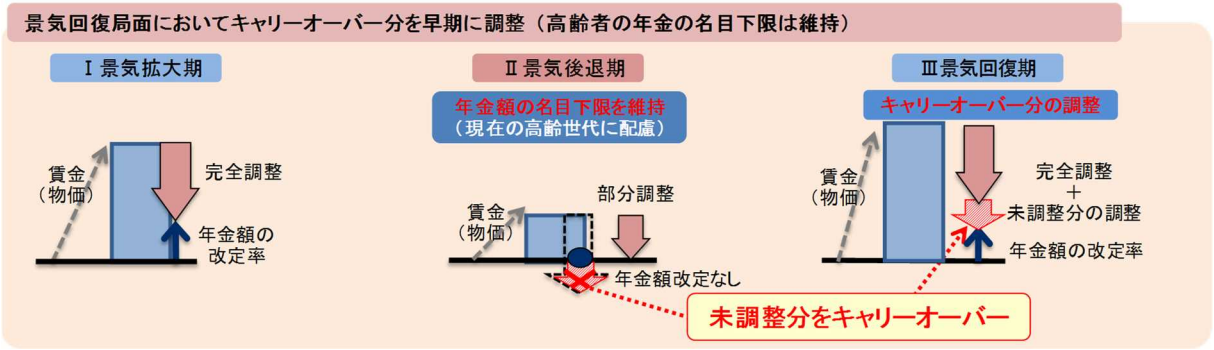

（５）給付水準調整を終了する仕組み
～　国民年金と厚生年金のそれぞれの財政均衡を図る仕組み

マクロ経済スライドによる給付水準調整は、固定した保険料水準、国庫負担及び積立金による財源により、今後、おおむね 100 年間の財政均衡期間で年金財政が均衡すると見込まれる給付水準に到達するまで続けるものであり、財政検証において、給付水準調整の終了が可能かどうか判断することとなっている。給付水準調整が終了すると、本来の賃金、物価による年金の改定に復帰することとなる。

また、財政単位の異なる「国民年金」と「厚生年金」の双方において、年金財政が均衡するまで給付水準調整を行う必要があり、国民年金と厚生年金で財政状況が異なることから、１階部分の基礎年金と２階部分の報酬比例年金で給付水準調整の終了年度が異なることになる。

マクロ経済スライドによる給付水準調整期間を推計する方法を示したのが第２－４－18 図である。

国民年金については、支出の大部分が基礎年金拠出金であるため、基礎年金の給付水準調整により財政の均衡を図る必要がある。このため、給付水準調整は、

STEP１　国民年金の長期的な財政が均衡するように、基礎年金の給付水準調整期間を決定し、

STEP２　STEP１で決定した基礎年金部分の給付水準を踏まえて、厚生年金の財政が均衡するように報酬比例部分の給付水準調整期間を決定する

という、２つのステップに分けて推計を行っている。

このように基礎年金と報酬比例部分の給付水準調整の終了年度をそれぞれ決定することにより、国民年金、厚生年金共に財政の均衡を図ることが可能となるものである。

この結果、基礎年金の給付水準は、国民年金の財政状況に影響を受けることとなり、報酬比例部分の給付水準は、基礎年金の給付水準と厚生年金の財政状況に影響を受けることとなる。

第２－４－18 図　給付水準調整期間の推計の流れ

〔STEP1〕国民年金法第十六条の二の規定に基づき、国民年金財政において、財政均衡期間（財政検証を行う年からおおむね100年間）の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金(注)を保有しつつ均衡が保たれるように、基礎年金部分のマクロ経済スライドの終了年度の見通しを決定。これにより、将来における基礎年金の水準の見通しが決まる。

↓

〔STEP2〕STEP1による将来の基礎年金の水準を踏まえて、厚生年金保険法第三十四条の規定に基づき、厚生年金財政において、財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金(注)を保有しつつ均衡が保たれるように、報酬比例部分のマクロ経済スライドの終了年度の見通しを決定。これにより、将来の給付水準（所得代替率）の見通しが作成される。

○ したがって、一般的には、基礎年金のスライド調整期間と報酬比例部分のスライド調整期間は必ずしも一致するわけではない。

（注）令和元（2019）年財政検証においては、財政均衡期間を令和97（2115）年度までとし、「給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金」の規模を支出の１年分としている。

第２－４－19 図　マクロ経済スライド調整の枠組み

第1段階：**基礎年金**の調整終了年度の決定　←　**国民年金の財政均衡**により決定
第2段階：**報酬比例**の調整終了年度の決定　←　**厚生年金の財政均衡**により決定

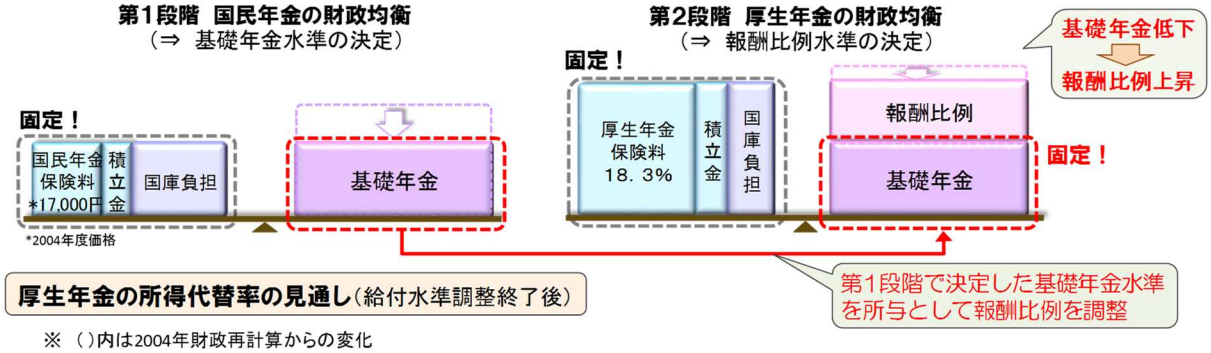

※　（）内は2004年財政再計算からの変化

	2004年財政再計算	2014年財政検証（ケースE）	2019年財政検証（ケースⅢ）
報酬比例（2階）	21.8%	24.5%（+2.7%ポイント）	24.6%（+2.8%ポイント）
基礎年金（1階）	28.4%	26.0%（▲2.4%ポイント）	26.2%（▲2.2%ポイント）
合　計 ［給付水準調整終了］	50.2% 基礎・比例［2023年］	50.6%（+0.4%ポイント） 基礎［2043年］，比例［2020年］	50.8%（+0.6%ポイント） 基礎［2047年］，比例［2025年］

（６）給付水準の下限

給付水準の下限の設定

2004(平成 16)年改正においては、給付水準の自動調整の仕組みを取り入れたものの、公的年金の役割を考えた場合、給付水準が際限なく下がっていくことは問題である。そこで、一定の給付水準を確保するため、厚生年金の標準的な年金額の所得代替率を給付水準の指標として用いることとし、この指標により給付水準は将来にわたり所得代替率 50%を確保することと定められた。

第２－４－20 図　給付水準の指標となる所得代替率

$$\text{所得代替率} = \frac{\text{厚生年金の標準的な年金額（＊）}}{\text{現役男子の平均手取り収入額（ボーナス込み）}}$$

（＊）現役男子の平均的な賃金で40年間就業した者の報酬比例年金　＋　夫婦２人分の老齢基礎年金

分子　→　賃金上昇率（　－　スライド調整率　）　により変動
分母　→　賃金上昇率　により変動

		備　考
①　現役男子の平均的な標準報酬額	：43.9 万円	2018年度の実績見込み（賞与を含む、月額換算）
②　現役男子の手取り収入	：35.7 万円	：＝①×0.814　（0.814：可処分所得割合）
③　厚生年金の標準的な年金額	：22.0 万円	
うち 報酬比例年金	：9.0 万円	：＝①×0.938×5.481/1000×40年　（0.938：再評価率）
うち 基礎年金（夫婦2人分）	：13.0 万円	
④　所得代替率	：61.7 %	：＝③÷②

指標に用いられる「厚生年金の標準的な年金額」は、現役男子の平均的な賃金で 40 年間働いた者の報酬比例年金と二人分の基礎年金の和と定義し、「所得代替率」は、現役男子の平均手取り収入額（ボーナス込み）に対する厚生年金の標準的な年金受給世帯の年金額の比率と定義している。

年金スライドの所得代替率への影響

所得代替率は、計算式から明らかなように、分母が賃金（可処分所得）に応じて変動するため、分子も賃金（可処分所得）に応じて変動すれば、一定の水準を維持する一方、年金の改定率が分母の賃金（可処分所得）の伸びより小さくなれば、所得代替率は低下することとなる。

マクロ経済スライド終了後は、新規裁定年金については、本来の賃金（可処分所得）による改定となるため、所得代替率は一定の水準を維持することとなる。

一方、マクロ経済スライドの適用期間中は、新規裁定年金の改定率は賃金（可処分所得）上昇率からスライド調整率を控除したものとなるため、その分、所得代替率は低下することとなる。

なお、65 歳到達以降の既裁定者については、物価上昇率による改定が行われるため、マクロ経済スライドの終了後においても、一般的に、賃金（可処分所得）上昇率よりも低い改定が行われ、現役世代（男子）の平均手取り収入（ボーナス込み）に対する年金額の比率は、加齢とともに低下していくこととなる。ただし、財政検証においては、新規裁定者と既裁定者の年金水準の乖離幅は２割までにとどめることを前提としている。

給付水準の下限を下回る場合

少子化が想定以上に進行した場合、一定の経済成長を確保できなかった場合などは、年金財政の均衡を保つよう給付水準調整を行い続けると、所得代替率が 50％を下回る見込みとなることもあり得る。

この場合は、少なくとも５年ごとに行われる財政検証において将来の年金財政の見通しを明らかにしつつ、給付水準の自動調整を続けていき、次回の財政検証までの間に所得代替率が 50％を下回ることとなる見込みとなった時点において、給付水準調整の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずることとしている。併せて、給付と負担の在り方についての検討を行い所要の措置を講ずることとしている。

ただし、2019（令和元）年度の所得代替率は 61.7％であり、給付水準の調整により所得代替率が 50％に近づくのは、早くとも 20 年以上先となる見込みであることから、仮に、現在の想定以上に社会・経済状況が悪化したとしても、この規定に基づいて給付と負担の在り方についての全体の見直しが行われるのは、20 年以上先のこととなる。

また、給付水準調整は、公的年金の被保険者数（20～59 歳の全ての国民に基本的に加入義務がある国民年金の被保険者数と 20 歳未満又は 60 歳以上の被用者年金の被保険者数の和）の減少率に、受給者の平均余命の伸びを勘案して設定した一定率（年 0.3％）を加えた率により調整が行われる。この調整率は 20～59 歳人口や高齢者の労働参加の動向に連動するが、長期的には人口に連動すると考えられ、今後 20 年は将来の出生率の動向に左右されないため、比較的安定しているものである。したがって、少子化の進展等に伴ってより大きな給付水準の調整が必要となったとしても、基本的には調整のスピ

ードが速まるのでなく調整期間が延長することにより年金財政の均衡が図られることとなり、所得代替率が 50%を下回る時期が大幅に早まることはない。

3．社会保障・税の一体改革と 2004(平成 16)年改正の枠組みの完成

2004(平成 16)年改正によって年金財政の均衡を自動的に図る仕組みが導入された結果、以前までのように定期的に給付水準等を見直すための制度改正を行う必要はなくなった。実際、2004(平成 16)年改正以降は、2009(平成 21)年度に基礎年金の国庫負担割合を２分の１へと引上げる法律改正が行われたのみで、その他の給付と負担に係る大きな制度改正は行われていない。

2004(平成 16)年改正は、国庫負担２分の１への引上げについては安定財源が確保されていないなど、未完成の部分があったが、2012(平成 24)年に社会保障・税一体改革が行われ、関連法律が成立したことで、2004(平成 16)年改正のフレームワークが完成した。以下では社会保障・税一体改革について解説する。

第２－４－21 図　社会保障・税一体改革（年金分野）の経緯

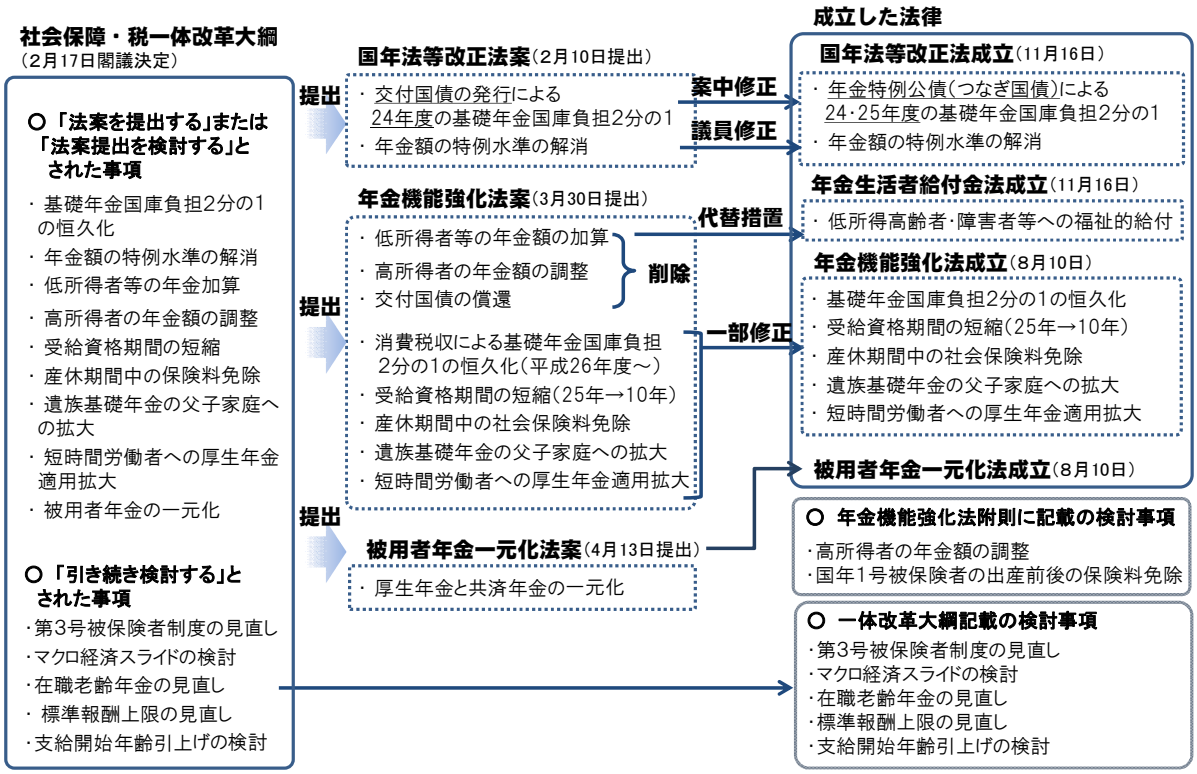

（１）2004(平成 16)年年金財政フレームの完成

2004(平成 16)年改正により、負担を固定し、その負担の範囲内で給付水準を調整する（マクロ経済スライドによる調整）ことで、年金の持続可能性を図ることとなっていた。ただし、当面のこの財政フレームワークは、基礎年金国庫負担割合を２分の１とするための恒久財源が確保されず、臨時財源での対応を続けてきたことや、マクロ経済スライド発動の前提である年金額の特例水準の解消が図られていないなど不完全な状態にあった。

しかし、社会保障・税一体改革における年金４法の成立は、2004(平成 16)年年金財政フレームを機能させることに大きく貢献した。まず、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」(以下、「年金機能強化法」という。）により、基礎年金の国庫負担に消費税率の引上げで確保される安定財源が充当されることとなり、基礎年金国庫負担割合２分の１の恒久化が実現した。また、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律により、年金額の特例水準が段階的に解消されることとなり、長期的に給付と負担の均衡を図るために必要なマクロ経済スライドの発動の前提が整った。

これは、2004(平成 16)年改正による年金財政フレームが完成したことを意味しており、これにより、長期的な給付と負担の均衡を確保し、持続的な制度運営が可能となった。

（２）年金制度におけるセーフティネット機能の強化

年金４法の成立に伴い、社会保障・税一体改革の目的の一つであったセーフティネット機能の強化という観点からもいくつか制度の改善を行っている。

まず、従来から主に自営業者を対象としてきた国民年金制度において、近年は被用者でありながら被用者保険の保障を受けられない非正規雇用の労働者が増加している。このことに対して、年金機能強化法において、こういった短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用を 2016(平成 28)年 10 月から一定の程度で拡大することとした。

第２－４－22 図　2016(平成 28)年 10 月施行の適用拡大の枠組み

○ 被用者でありながら被用者保険の恩恵を受けられない非正規労働者に被用者保険を適用し、セーフティネットを強化することで、社会保険における「格差」を是正する。
○ 社会保険制度における、働かない方が有利になるような仕組みを除去することで、特に女性の就業意欲を促進して、今後の人口減少社会に備える。
○ 社会保障・税一体改革の中で、3党協議による修正を経て法律（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（年金機能強化法））が成立した。

≪改正内容≫

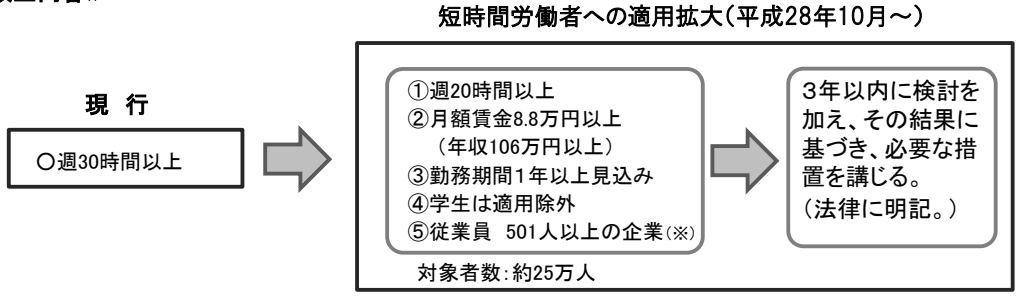

（※）適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定。

≪影響緩和措置≫

○ 短時間労働者など賃金が低い加入者が多く、その保険料負担が重い医療保険者に対し、その負担を軽減する観点から、当分の間、賃金が低い加入者の後期支援金・介護納付金の負担について、被用者保険者間で広く分かち合う特例措置を導入し、適用拡大によって生じる保険者の負担を緩和する。

第二に、消費税率の 10%への引上げに合わせて消費税増税の財源を活用することにより、年金の受給に必要な資格期間を現在の 25 年から 10 年に短縮し、より多くの人を年金受給に結びつける措置を講じた。

第三に、これまで支給範囲が母子家庭または子に限られていた遺族基礎年金について、母親が死亡した場合の父子家庭にも支給される措置が 2014(平成 26)年４月より施行された。

第四に、社会保障・税一体改革におけるいわゆる三党合意に基づき、低所得・低年金対策として、消費税率の 10%への引上げに合わせて、消費税を財源とした給付金の支給制度が創設され、年金制度の枠外で月額 5000 円を基準に保険料納付済期間に応じた給付等を支給する仕組みが 2019(令和元)年 10 月より施行された。

他には、次世代育成支援の観点から、産前産後休業中の厚生年金被保険者について、本人負担分・事業主負担分ともに社会保険料の負担を免除する措置を講じた。

（３）被用者年金制度の一元化

被用者については、一般の被用者が厚生年金の適用対象となっている一方で、公務員等についてはそれぞれの共済組合の適用対象とされている。共済年金については、制度内容は厚生年金とほぼ同じとなっているものの、保険料率については厚生年金と異なる水準となっており、またその他にも若干の違いがある。

1985(昭和 60)年に基礎年金制度が導入された時点では、共済組合は国家公務員等共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合及び農林漁業団体職員共済組合が存在したが、国家公務員等共済組合の一部であった三共済（JR、JT 及び NTT）が 1997(平成９)年４月に厚生年金へと統合され、また農林漁業団体職員共済組合については 2002(平成 14)年４月に厚生年金へと統合されたところである。

そして、2012(平成 24)年の社会保障・税一体改革において、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が成立し、2015(平成 27)年 10 月に残存していた三共済（国共済、地共済、私学共済）が厚生年金へ統合されることとなった。

なお、被用者年金一元化により、共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金にそろえて解消し、共済年金の１・２階部分の保険料率を引上げ、厚生年金の保険料率（18.3%）に統一することとなった。

第２－４－23 図　一元化に伴う保険料水準の統一スケジュール

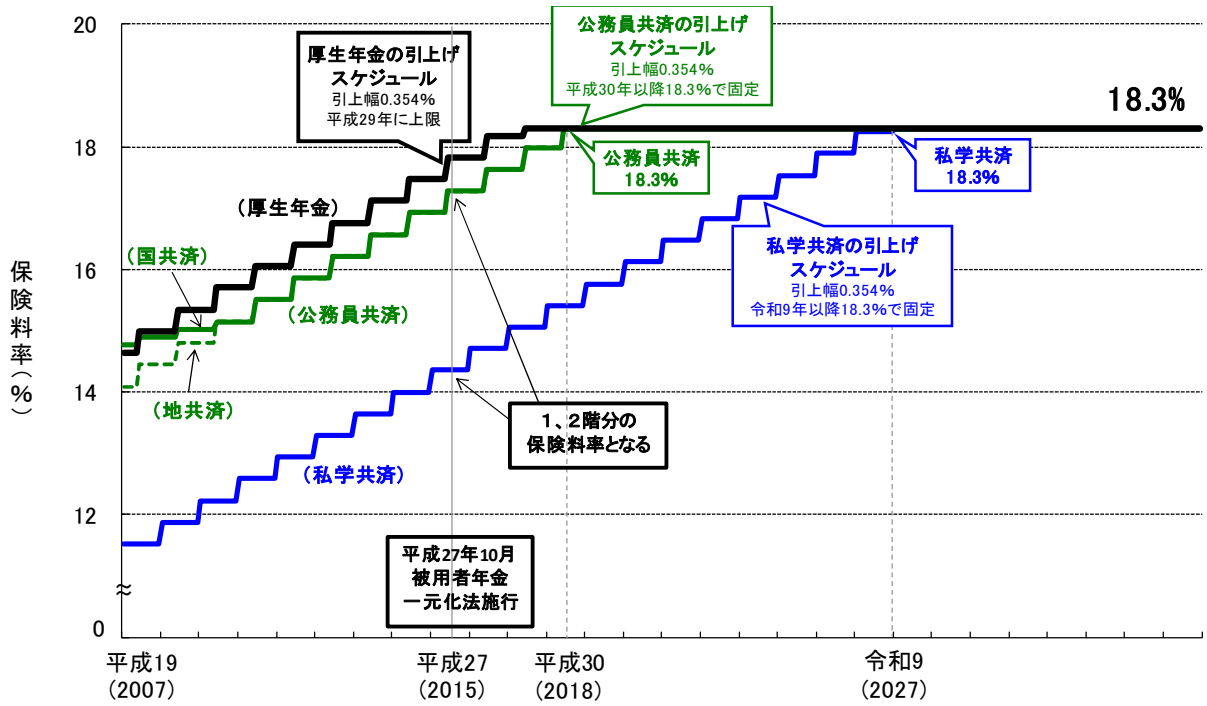

（注）一元化後における私学共済の保険料の一部について、実施機関積立金以外の積立金の一部をもって充てることができることとなっている。

４．財政検証の位置づけ

（１）定期的な財政検証の必要性

年金制度は、人の一生に関わる長期の制度であり、年金財政は概ね 100 年という長期間の均衡を図ることとされている。

年金数理に基づく財政計算を行う目的は、このような長期の制度である公的年金について、長期にわたる将来の給付水準や年金財政の状況を推計し、年金制度の持続可能性や給付水準の十分性などを検証することにより、年金制度を健全に運営していくための指針を与えることにある。

財政計算における前提の設定にあたっては、計算を行う時点において使用可能なデータを用い、最善の努力を払って妥当な設定を行うとともに、一定の幅を持って設定し、人口や経済の動向に応じて年金財政がどのようになるかを示すことが重要である。

しかし、将来の人口や経済の動向は不確実であり、これを正確に予測することは不可能であるため、時間の経過とともに実績と前提に乖離が生じることは避けられない。

このため、時間の経過につれて新たに蓄積された最新のデータを基に、人口や経済の前提等の計算の基礎となる数値をあらためて算定し直した上で財政計算を行うことにより、年金財政の健全性を定期的に検証することが、年金財政を長期的かつ安定的に運営するにあたっては必要不可欠である。また、幅のある複数の前提を設定した上で将来の人口や経済の姿に応じて年金の財政状況を検証し、将来の給付水準等がどのようになるのかを示しているのである。

このように公的年金制度においては、定期的にその時点までの最新の実績データを基に財政計算に用いる諸前提を見直した上で、新たな将来見通しを作成するという一連の作業が、「財政検証」（または「財政再計算」）として継続的に行われている。

第２－４－24 図　財政検証のイメージ

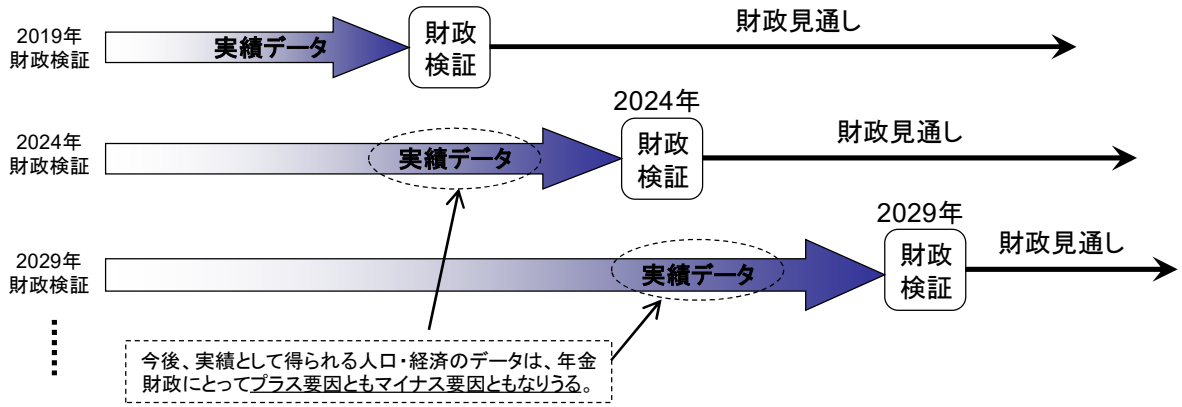

今回の財政検証も、このような意味で行われた一連の作業であり、年金財政の将来の状況を正確に予測（forecast）したものというよりも、現時点で得られるデータを将来の年金財政へ投影（projection）したものという性格を持っていることに留意が必要であり、結果を幅広く解釈した上で、今後の進むべき方向を読み解くことが重要である。

（２）2004(平成 16)年年金制度改正以前の財政再計算の位置づけ

厚生年金は 1954(昭和 29)年改正以降、国民年金は 1961(昭和 36)年の制度施行以降、2004(平成 16)年改正に至るまで、財政再計算を少なくとも５年毎に実施することが義務づけられてきた。財政再計算では、法定の給付水準を維持した場合を基本として、人口構造の変化、産業構造、雇用構造の変化、賃金・物価・金利の変動等の社会経済情勢の変化に伴うさまざまな要素を踏まえた上で、新たに被保険者数・年金受給者数・年金給付費等の推計を行い、給付と負担が均衡する将来の保険料引上げ計画を策定することとなっていた。すなわち、財政再計算では、給付水準が維持されるとした場合、将来どの程度の保険料（率）が必要となるのかを「再計算」することとされていた。

このようなプロセスにおいて、少子高齢化が想定を超えたペースで進行する見通しとなり、５年に１度の財政再計算のたびに、必要に応じて給付水準も含め給付と負担の関係を見直す制度改正が行われてきた。

（３）保険料固定方式の下での財政検証

2004(平成 16)年改正では、制度改正を繰り返すことにより将来の年金の姿が不透明となることを避ける観点から、保険料を固定した上で、その固定した財源の範囲内で長期的な給付と負担の均衡を図るため、将来に向けて給付水準を自動的に調整するという年金財政の枠組みを導入した。

保険料水準を固定したことにより、従来の保険料の引上げ計画を策定する財政再計算が行われることはなくなったが、保険料固定方式の下でも、人口や社会・経済情勢の変化に伴うさまざまな要素を踏まえて、財政状況を検証していくことは必要であるため、少なくとも５年に１度、「財政の現況及び見通し」を作成する財政検証を行うこととされた。

厚生年金保険法及び国民年金法では、財政検証として政府は以下の①～⑤を実施することとされている。

① 保険料、国庫負担、給付に要する費用など年金事業の収支について、今後おおむね 100 年間における見通しを作成すること。

② 今後おおむね 100 年間において財政の均衡を保つことができないと見込まれる場合には、政令でマクロ経済スライドによる給付水準調整の開始年度を

定めること。

③　マクロ経済スライドによる給付水準調整を行う必要がなくなったと認められる場合には、給付水準調整の終了年度を定めること。

④　マクロ経済スライドによる調整期間中に財政検証を行う場合には、給付水準調整の終了年度の見通しを作成すること。

⑤　①及び④の見通しを公表すること。

すなわち、財政検証は、概ね 100 年間の財政均衡期間の収支の見通しを作成し、財政均衡期間の年金財政の均衡を図るためにはマクロ経済スライドによる給付水準調整をどの程度行う必要があるかを推計し、財政検証を行った時点で調整を終了しても年金財政の均衡が図られる見通しとなるときに、給付水準の調整を終了することとなる。

②に関して、この開始年度は政令で 2005(平成 17)年度と定められ、給付水準調整が機能しうる状態となっている。今回の財政検証では、①おおむね 100 年にわたる収支の見通し及び④給付水準調整の終了年度等の見通しを作成し、併せて、③給付水準調整の終了が可能かどうかの判断を行うこととなる。

このように、財政検証は、直近の人口や社会・経済状況を踏まえ、財政の見通しを作成することにより、2004(平成 16)年改正法に基づき、長期的な収支の均衡が図られているか（持続可能性）と給付水準調整の終了年度及び将来の給付水準の見通し（給付の十分性）を調べ、年金財政の健全性の検証を行うものである。

第２－４－25 図　2019(令和元)年財政検証が行われるまでのプロセス

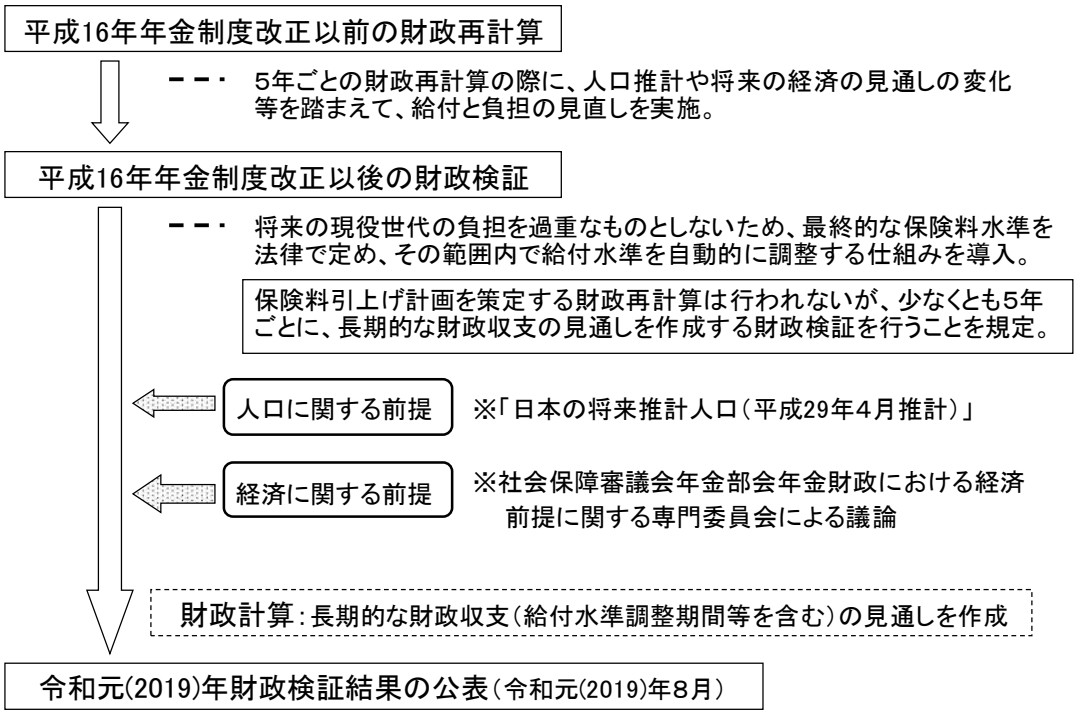

第２－４－26 表　2004(平成 16)年年金制度改正後の財政検証と改正前の財政再計算との根拠条文の比較

厚生年金保険法（抄）

平成十六年改正後	（財政の均衡） 第二条の三　厚生年金保険事業の財政は、長期的にその均衡が保たれたものでなければならず、著しくその均衡を失すると見込まれる場合には、速やかに所要の措置が講ぜられなければならない。 （財政の現況及び見通しの作成） 第二条の四　政府は、少なくとも五年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による保険給付に要する費用の額その他の厚生年金保険事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し(以下「財政の現況及び見通し」という。)を作成しなければならない。 ２　前項の財政均衡期間(第三十四条第一項において「財政均衡期間」という。)は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね百年間とする。 ３　政府は、第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 （調整期間） 第三十四条　政府は、第二条の四第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成するに当たり、厚生年金保険事業の財政が、財政均衡期間の終了時に保険給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金（中略）を保有しつつ当該財政均衡期間にわたつてその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、保険給付の額を調整するものとし、政令で、保険給付の額を調整する期間（以下「調整期間」という。）の開始年度を定めるものとする。 ２　財政の現況及び見通しにおいて、前項の調整を行う必要がなくなつたと認められるときは、政令で、調整期間の終了年度を定めるものとする。 ３　政府は、調整期間において財政の現況及び見通しを作成するときは、調整期間の終了年度の見通しについても作成し、併せて、これを公表しなければならない。
平成十六年改正前	（保険料） 第八十一条 ４　保険料率は、保険給付に要する費用(基礎年金拠出金を含む。)の予想額並びに予定運用収入及び国庫負担の額に照らし、将来にわたつて、財政の均衡を保つことができるものでなければならず、かつ、少なくとも五年ごとに、この基準に従つて再計算されるべきものとする。

国民年金法（抄）

平成十六年改正後	（財政の均衡） 第四条の二　国民年金事業の財政は、長期的にその均衡が保たれたものでなければならず、著しくその均衡を失すると見込まれる場合には、速やかに所要の措置が講ぜられなければならない。 （財政の現況及び見通しの作成） 第四条の三　政府は、少なくとも五年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による給付に要する費用の額その他の国民年金事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し(以下「財政の現況及び見通し」という。)を作成しなければならない。 ２　前項の財政均衡期間(第十六条の二第一項において「財政均衡期間」という。)は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね百年間とする。 ３　政府は、第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 （調整期間） 第十六条の二　政府は、第四条の三第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成するに当たり、国民年金事業の財政が、財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金（中略）を保有しつつ当該財政均衡期間にわたつてその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、年金たる給付（付加年金を除く。）の額（以下この項において「給付額」という。）を調整するものとし、政令で、給付額を調整する期間（以下「調整期間」という。）の開始年度を定めるものとする。 ２　財政の現況及び見通しにおいて、前項の調整を行う必要がなくなつたと認められるときは、政令で、調整期間の終了年度を定めるものとする。 ３　政府は、調整期間において財政の現況及び見通しを作成するときは、調整期間の終了年度の見通しについても作成し、併せて、これを公表しなければならない。 （基礎年金拠出金） 第九十四条の二 ３　財政の現況及び見通しが作成されるときは、厚生労働大臣は、厚生年金保険の管掌者たる政府が負担し、又は年金保険者たる共済組合等が納付すべき基礎年金拠出金について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。
平成十六年改正前	（保険料） 第八十七条 ３　保険料の額は、この法律による給付に要する費用の予想額並びに予定運用収入及び国庫負担の額に照らし、将来にわたつて、財政の均衡を保つことができるものでなければならず、かつ、少なくとも五年ごとに、この基準に従つて再計算され、その結果に基づいて所要の調整が加えられるべきものとする。 （基礎年金拠出金） 第九十四条の二 ３　第八十七条第三項の規定による保険料の額の再計算が行われるときは、厚生労働大臣は、厚生年金保険の管掌者たる政府が負担し、又は年金保険者たる共済組合等が納付すべき基礎年金拠出金について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。

第５節　2019(令和元)年以前の財政検証

前節でも述べたとおり、2004(平成 16)年の制度改正以降は、将来の保険料水準を固定した上で、少なくとも５年に１度行われる「財政検証」において長期的に財政の均衡が保たれるかについて検証することとなっている。

ここでは、2004(平成 16)年以降に行われてきた財政検証（2004(平成 16)年、2009(平成 21)年及び 2014(平成 26)年）について試算の前提や結果等の概要を概観する。それぞれの財政検証の詳細については「厚生年金・国民年金平成 16 年財政再計算結果」、「平成 21 年財政検証結果レポート」及び「平成 26 年財政検証結果レポート」を参照されたい。

１．2004(平成 16)年財政再計算（財政検証）

（１）主な前提

①　将来推計人口（少子高齢化の状況）の前提

国立社会保障・人口問題研究所が 2002(平成 14)年１月に発表した「日本の将来推計人口」の中位推計を基準ケースとしている。

第２－５－１表　中位推計における合計特殊出生率及び平均寿命
－2004(平成 16)年財政再計算－

合計特殊出生率		平均寿命	
2000(平成 12)年（実績）	2050(令和 30)年	2000(平成 12)年（実績）	2050(令和 32)年
１．３６	→　１．３９	男：７７．６４年	→　８０．９５年
		女：８４．６２年	→　８９．２２年

②　労働力率の前提

将来の労働力率の前提は、2002(平成 14)年７月に職業安定局が推計した「労働力率の見通し」を使用した。この推計の推計期間は 2025(令和７)年までであるため、それ以降は 2025(令和７)年の数値で一定としている。

第２－５－２表　労働力率の前提（2004(平成 16)年財政再計算）

	2001(平成 13)年（実績）　2025(令和７)年
男性 60～64 歳	７２．０％　→　８５．０％
女性 30～34 歳	５８．８％　→　６５．０％

③　経済前提

・物価上昇率

2008(平成 20)年までは「改革と展望－2003 年度改定」（内閣府）に準拠した。2009(平成 21)年以降は、消費者物価上昇率の過去 20 年（1983～2002 年）平均が 1.0%であること及び「改革と展望－2003 年度改定」において 2004～2008 年度平均の消費者物価上昇率が 1.0%であることから、1.0%と設定した。

・賃金上昇率、運用利回り

2004 年度から 2008 年度までは「改革と展望－2003 年度改定」に準拠した。2009(平成 21)年度以降は、社会保障審議会年金資金運用分科会報告をもとに設定した。この報告では、構造改革の実行を前提とした日本経済の生産性上昇の見込み（「平成 13 年度年次経済財政報告」（内閣府））に基づき、中長期的な実質賃金上昇率、実質運用利回りを推計している。

第２－５－３表　2004(平成 16)年財政再計算の経済前提

	平成 15 (2003)	平成 16 (2004)	平成 17 (2005)	平成 18 (2006)	平成 19 (2007)	平成 20 (2008)	平成 21 以降 (2009)
物価上昇率	-0.3	-0.2	0.5	1.2	1.5	1.9	1.0
賃金上昇率 ［実質］	0.0 ［0.3］	0.6 ［0.8］	1.3 ［0.8］	2.0 ［0.8］	2.3 ［0.8］	2.7 ［0.8］	2.1 ［1.1］
運用利回り ［実質(対賃金上昇率)］	0.8 ［0.8］	0.9 ［0.3］	1.6 ［0.3］	2.3 ［0.3］	2.6 ［0.3］	3.0 ［0.3］	3.2 ［1.1］

注：運用利回りは自主運用分の利回りの前提である。2007(平成 19)年度までの運用利回りは、これに財投預託分の運用利回り（2002(平成 14)年度末の預託実績より算出）を勘案した数値となる。

④　その他の前提

上記の前提の他、制度の運営実績に基づいた諸前提（障害年金の発生率等）が用いられている。これらの諸前提は、被保険者及び年金受給者等の直近の実績データ等を基礎として設定している。

（２）給付水準の将来見通し

①　厚生年金における標準的な年金の給付水準（所得代替率）の見通し

社会・経済状況について基準ケースを前提とし、年金を受け取り始める時点（65歳）での厚生年金の標準的な年金の所得代替率と年金額の推移を表したのが第２－５－４図である。

マクロ経済スライドによる給付水準の調整は、2023（令和５）年度まで適用される見通しとなる。その間、所得代替率は低下し、2004（平成 16）年度の 59.3％から2023（令和５）年度には 50.2％まで低下することとなる。

マクロ経済スライドによる給付水準調整が行われても、物価上昇率で現在価値に割り戻した年金額ではほぼ横ばいであり、おおむね年金の購買力の水準を維持できる見通しとなっている。

第２－５－４図　保険料水準固定方式によるマクロ経済スライド
－厚生年金（夫婦２人の基礎年金含む）2004（平成 16）年財政再計算－

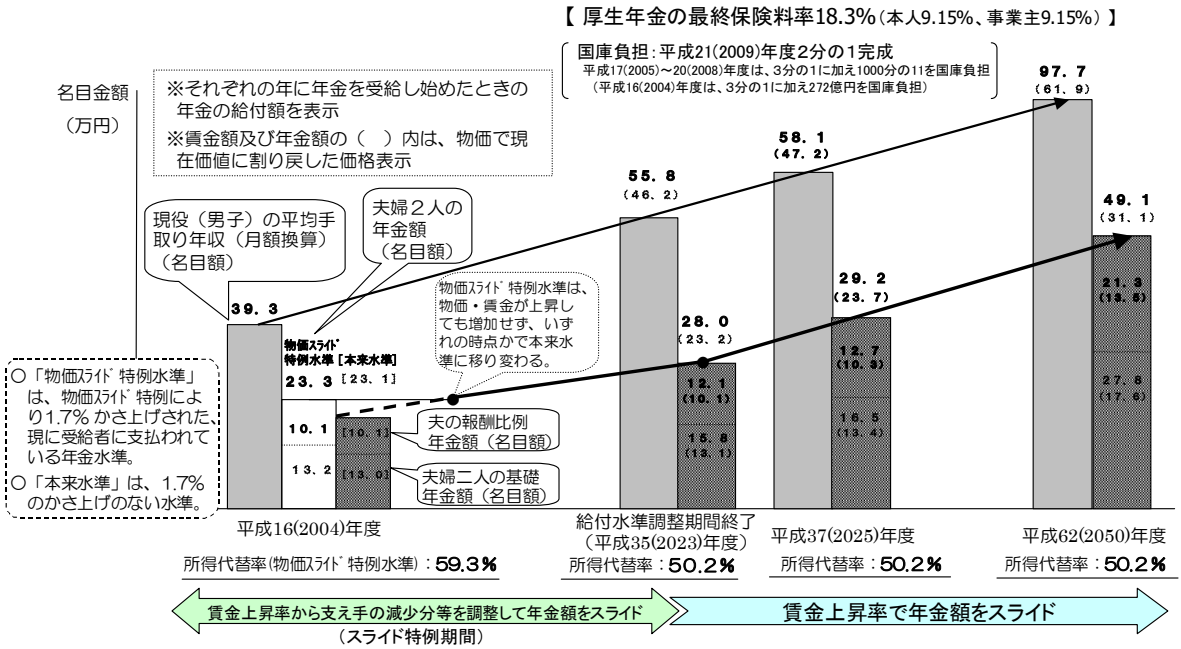

	平成16(2004)年度 物価ｽﾗｲﾄﾞ特例水準	［本来水準］	平成35(2023)年度	平成37(2025)年度	平成62(2050)年度
報酬比例	10.1万円	［10.1万円］	⇨ 12.1万円（10.1万円）	⇨ 12.7万円（10.3万円）	⇨ 21.3万円（13.5万円）
基礎年金（夫婦2人分）	13.2万円	［13.0万円］	⇨ 15.8万円（13.1万円）	⇨ 16.5万円（13.4万円）	⇨ 27.8万円（17.6万円）

※（ ）内は物価で現在価値に割り戻した価格表示

②　社会・経済状況が変動した場合の厚生年金における所得代替率の見通し

2004(平成 16)年財政再計算では、少子化の動向及び経済状況が変動した場合について、最終的な給付水準等の見通しを示している。設定した前提は次のとおりである。

・　**少子化の動向の前提**

	合計特殊出生率の前提（２０５０年）
少子化改善ケース	１．５２
基準ケース	１．３９
少子化進行ケース	１．１０

・　**経済前提（2009(平成 21)年度～）**

	賃金上昇率 [実質]	実質的な運用利回り [実質(対賃金上昇率)]
経済改善ケース	２．５%[１．５%]	３．３%[０．８%]
基準ケース	２．１%[１．１%]	３．２%[１．１%]
経済悪化ケース	１．８%[０．８%]	３．１%[１．３%]

少子化の動向及び経済の動向がどちらも好転した場合は、マクロ経済スライドによる給付水準調整を 2019(令和元)年度に終了し、所得代替率は 52.4%となる。

少子化の動向及び経済の動向がどちらも悪化した場合、2024(令和６)年度に所得代替率が 50%を下回った後もマクロ経済スライドによる給付水準調整を続けない限り、年金財政の均衡は確保されない見込みである。このような場合には、その直前の財政検証時において、マクロ経済スライドによる調整の終了その他の措置を講じるとともに、給付と負担の在り方について再検討を行い所要の措置を講じることとなっている。仮に、マクロ経済スライドの適用を続けて 2100(令和 82)年度において支出の１年分の積立金を確保することとすれば、マクロ経済スライドは 2033(令和 15)年度まで適用され、所得代替率は 45.3%となる見通しである。

２．2009(平成 21)年財政検証

（１）主な前提

①　将来推計人口（少子高齢化の状況）の前提

国立社会保障・人口問題研究所が 2006(平成 18)年 12 月に公表した「日本の将来推計人口」を用いている。合計特殊出生率及び死亡率について中位、高位、低位の３通りをそれぞれ設定している（第２－５－５表）。

第２－５－５表　合計特殊出生率及び平均寿命（2009(平成 21)年財政検証）

合計特殊出生率		平均寿命		
2005年(実績)	2055年	2005年(実績)		2055年
1．26 →	出生高位：1．55 出生中位：1．26 出生低位：1．06	男：78．53 年 女：85．49 年 →	死亡中位	男：83．67 年 女：90．34 年
			死亡低位	男：84．93 年 女：91．51 年
			死亡高位	男：82．41 年 女：89．17 年

② 労働力率の前提

独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計」（2008(平成 20)年３月)における「労働市場への参加が進むケース」に準拠して設定している。この推計の推計期間は 2030(令和 12)年までであるため、それ以降は 2030(令和 12)年の数値で一定としている（第２－５－６表）。

第２－５－６表　労働力率の前提（2009(平成 21)年財政検証）

	2006年(実績)		2030年
男性　60～64歳	70．９ %	→	96．６ %
女性有配偶　30～34歳	47．７ %	→	65．８ %
女性無配偶他　30～34歳	90．１ %	→	96．１ %

③ 経済前提

社会保障審議会年金部会経済前提専門委員会の「平成 21 年財政検証における経済前提の範囲について（検討結果の報告）」（2008(平成 20)年 11 月 12 日）及び内閣府「経済財政の中長期方針と 10 年展望比較試算」(2009(平成 21)年１月）をもとに、経済中位、経済高位、経済低位の３つのケースを設定した。

2016(平成 28)年度以降の長期の経済前提は、経済前提専門委員会における検討結果の報告で示された範囲の中央値をとって設定した(第２－５－７表)。経済前提専門委員会では、過去の実績を基礎としつつ、日本経済の潜在的な成長力の見通しや労働力人口の見通し等を踏まえ、マクロ経済に関する基本的な関係式を用いて推計される実質経済成長率や利潤率を用いて、長期間の平均的な経済前提の範囲が推計されている。

第２－５－７表　長期の経済前提（2009(平成 21)年財政検証）

	物価上昇率	賃金上昇率	運用利回り	備考
経済中位ケース	１．０ ％	名目　２．５％ 実質(対物価)　１．５％	名目　４．１％ 実質(対物価)　３．１％	全要素生産性上昇率1．0%の場合の範囲の中央値
経済高位ケース	１．０ ％	名目　２．９％ 実質(対物価)　１．９％	名目　４．２％ 実質(対物価)　３．２％	全要素生産性上昇率1．3%の場合の範囲の中央値
経済低位ケース	１．０ ％	名目　２．１％ 実質(対物価)　１．１％	名目　３．９％ 実質(対物価)　２．９％	全要素生産性上昇率0．7%の場合の範囲の中央値

また、2015(平成 27)年度以前の経済前提は、内閣府「経済財政の中長期方針と 10 年展望比較試算」(2009(平成 21)年１月）に準拠して設定している。

④　その他の前提

上記の前提の他、制度の運営実績に基づいた諸前提（障害年金の発生率等）が用いられている。これらの諸前提は、被保険者及び年金受給者等の直近の実績データ等を基礎として設定している。また、国民年金第１号被保険者に係る保険料の納付率や免除率については、社会保険庁の目標や過去の実績データに基づいて設定している

（２）給付水準の将来見通し

①　厚生年金における標準的な年金の給付水準（所得代替率）の見通し

今後の人口や社会・経済状況についてそれぞれ複数の前提を置いて、年金を受け取り始める時点（65 歳）での厚生年金の標準的な年金の所得代替率（詳細は第３章を参照）の最終的な水準を見通したものが第２－５－８図である。

出生率が中位で、経済前提が中位のケースである場合では、2105(令和 87)年度までのおおむね 100 年間にわたって年金財政の均衡を図るためには、マクロ経済スライドによる給付水準の調整は、2038(令和 20)年度まで適用されることとなり、最終的な所得代替率は 50.1%となる見通しとなっている。

出生率が低位のケース及び出生率が中位で経済前提が低位のケースについては、給付水準の調整により所得代替率が 50%に達する見通しとなっている。第２－５－８図における所得代替率が 50%に達する見通しにおいて、50%に達した後においても、仮に、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合の最終的な所得代替率を（　）内に示している。

第２－５－８図　厚生年金の標準的な年金の給付水準（所得代替率）の見通し
－2009(平成 21)年財政検証－

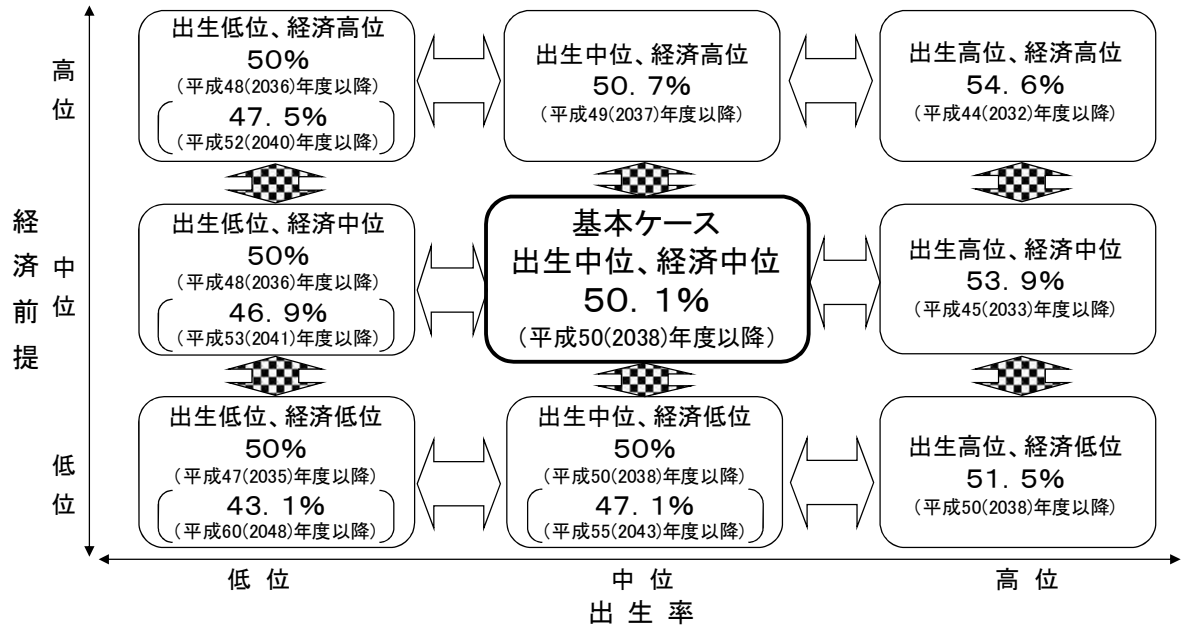

（注1）図中の数字は最終的な所得代替率の見通しを示している。（ ）内は所得代替率が50%に達した後、仮に、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合の数値。
（注2）上記における死亡率の前提はいずれも死亡中位の場合。出生中位、経済中位ケースにおける最終的な所得代替率は、死亡高位の場合52．3%（平成47(2035)年度以降）、死亡低位の場合47．9%（平成53(2041)年度以降、仮に機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合）の見通しである。
（注3）マクロ経済スライドの適用開始年度は、経済中位ケース、経済高位ケースで平成24(2012)年度、経済低位ケースで平成26(2014)年度の見通し。

②　標準的な年金額の見通し（出生中位、経済中位のケース）

出生率が中位で経済前提が中位のケースについて、年金を受け取り始める時点（65 歳）での標準的な年金額や所得代替率の見通しを示したものが第２－５－９図である。

マクロ経済スライドによる給付水準調整が適用されることによって所得代替率は低下するものの、経済中位ケースでは、実質賃金上昇率を長期的に年 1.5%と見込んでおり、この程度の実質賃金上昇があれば、マクロ経済スライドによる給付水準調整が行われても、物価上昇率で現在価値に割り戻した年金額は緩やかながらも増加していく見通しとなる。

マクロ経済スライドによる給付水準の調整は 2038(令和 20)年度に終了する見込みであるが、報酬比例部分については 2019(令和元)年度に終了する見込みとなっており、報酬比例部分と基礎年金部分で給付水準の調整期間が異なる見込みとなっている。

第２－５－９図　厚生年金の標準的な年金の給付水準の見込み
（年金を受給し始めた時の年金額）
－2009（平成 21）年財政検証－

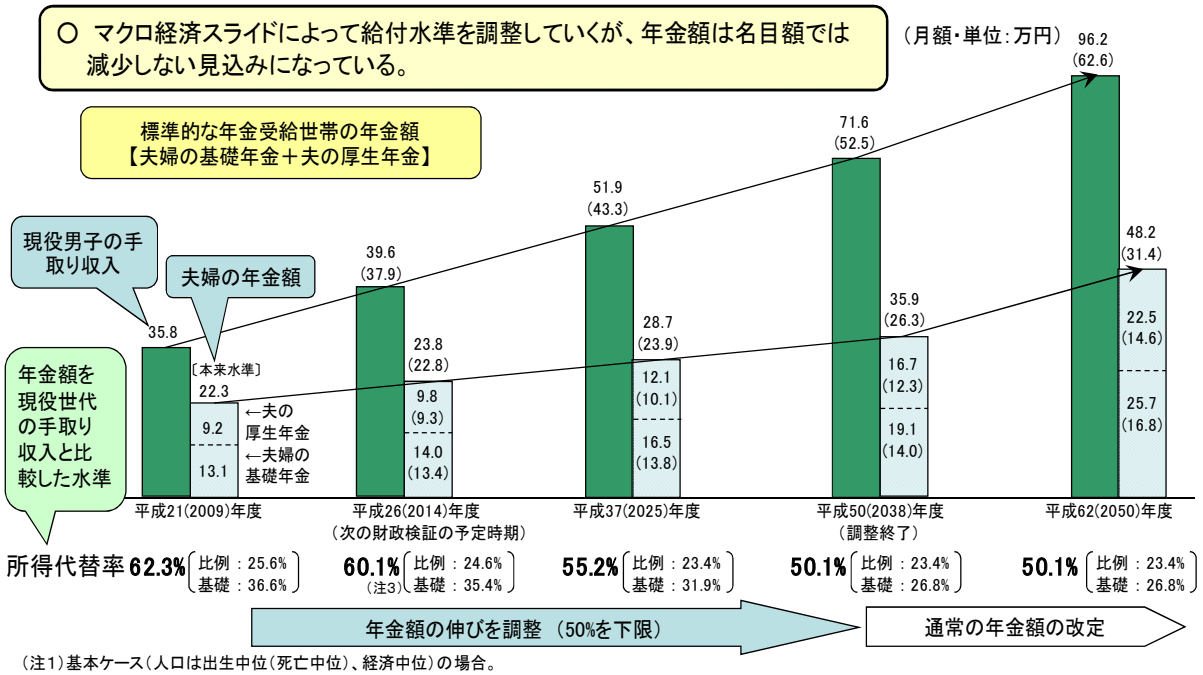

（注1）基本ケース（人口は出生中位（死亡中位）、経済中位）の場合。
（注2）マクロ経済スライドによる給付水準の調整は平成24（2012）年度に開始する見込み。
（注3）次の財政検証までに所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずることとされているが、今回の財政検証はこれに該当していない。
（次の財政検証の予定時期（平成26(2014)年度）における所得代替率は50%を下回る見込みとはなっていない。）
（注4）報酬比例部分の給付水準の調整は、図中の調整終了年度（平成50(2038)年度）よりも早い平成31(2019)年度に終了する見込み。
（注5）図中の数値は各時点における名目額。（　）内の数値は、物価で現在価値に割り戻した額。
（注6）年金額はスライド特例によるかさ上げ分のない本来水準。平成21年度に実際に支給される基礎年金額は夫婦で13.2万円（スライド特例によりかさ上げ）。
（注7）年金をもらい始めた年以降の年金額（名目額）は物価上昇率で改定されるが、通常は物価上昇率よりも賃金上昇率の方が大きいため、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていくことになる。

③　世帯（夫婦）所得別の年金月額及び所得代替率

世帯の所得と年金額及び所得代替率との関係を示したものが第２－５－10 図である。世帯（夫婦）の合計所得が同じである場合、世帯類型（夫のみ就労、夫婦共働きなど）が異なっていても年金額や所得代替率は等しくなる。報酬比例部分があるため、世帯（夫婦）の合計所得が高いほど年金額は増加するが、所得の高低によらない定額の基礎年金部分があるため、その世帯における手取り賃金との比率である所得代替率は、合計所得が高いほど低下することを示している。

2009（平成 21）年水準と 2050（令和 32）年水準を比較すると、マクロ経済スライドによる給付水準調整を行うことにより、所得代替率は低下することになる。ただし、一定の経済成長（実質１％、名目２％程度）があれば、物価で現在の価値に割り戻した年金額についても増加することとなる。

第２－５－10 図　世帯（夫婦）所得別の年金月額及び所得代替率
－2009（平成 21）年財政検証－

○ 世帯（夫婦）の合計所得が増加すると、所得代替率は低下するが、年金額は増加する。

○ マクロ経済スライドによる給付水準調整を行えば、所得代替率は低下する。ただし、名目年金額は減少しない調整方法をとることとしており、一定の経済成長（実質１%、名目２%程度）があれば、物価で現在の価値に割り戻した年金額についても増加することとなる。

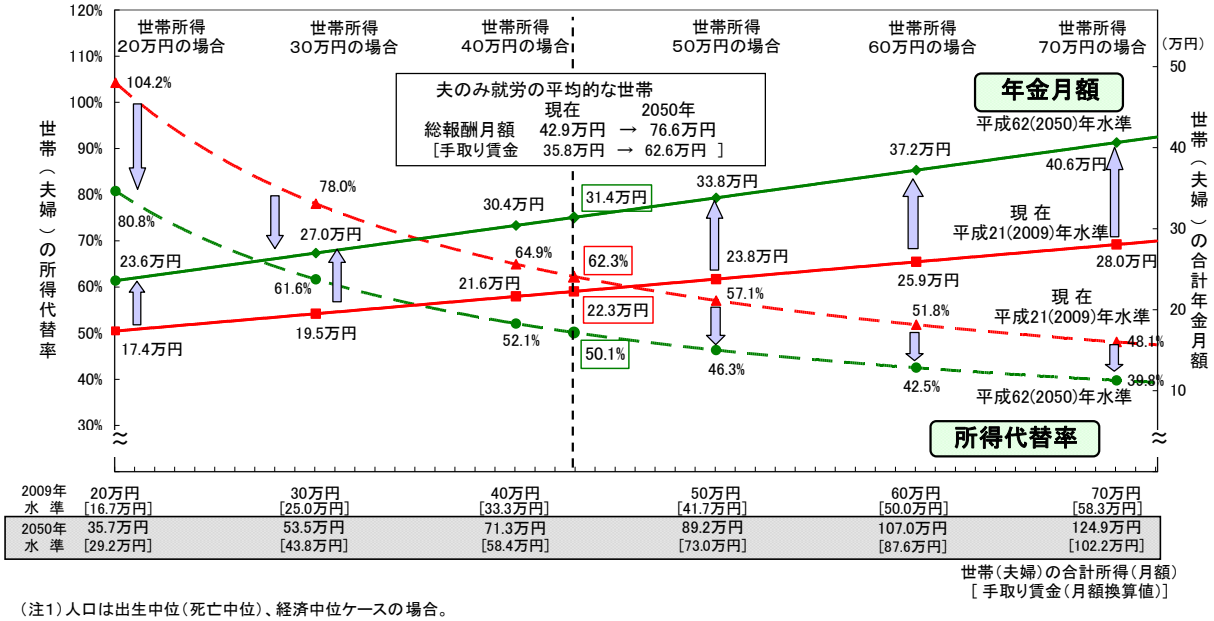

（注1）人口は出生中位（死亡中位）、経済中位ケースの場合。
（注2）世帯（夫婦）の合計所得の[ ]内は、手取り賃金（ボーナス込み年収の月額換算値）である。
（注3）年金額は、スライド特例によるかさ上げ分のない本来水準。
（注4）2050年水準の年金月額及び世帯の合計所得は、物価で2009年度価値に割り戻した値である。
　　所得代替率　＝　年金月額　÷　手取り賃金（ボーナス込み年収の月額換算値）

３．2014(平成 26)年財政検証とオプション試算

（１）主な前提

①　将来推計人口（少子高齢化の状況）の前提

国立社会保障・人口問題研究所が 2012(平成 24)年１月に公表した「日本の将来推計人口」を用いている。合計特殊出生率及び死亡率について中位、高位、低位の３通りをそれぞれ設定している（第２－５－11 表）。

第２－５－11 表　合計特殊出生率及び平均寿命（2014(平成 26)年財政検証）

合計特殊出生率			平均寿命			
2010年(実績)		2060年	2010年(実績)		2060年	
1.39	→	出生高位 1.60	男 79.55 女 86.30	→	死亡高位	男 83.22 女 89.96
		出生中位 1.35			死亡中位	男 84.19 女 90.93
		出生低位 1.12			死亡低位	男 85.14 女 91.90

②　労働力率の前提

2014(平成 26)年２月に独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT）がまとめた「労働力需給の推計」の「労働市場への参加が進むケース」と「労働市場への参加が進まないケース」を用いている。労働力率の動向は経済成長と密接な関係があるため経済前提に応じて使い分けている（第２－５－12 図）。なお、この推計の推計期間は 2030(令和 12)年までであるため、それ以降は 2030(令和 12)年の数値で一定としている。

第２－５－12 図　労働力率の前提（2014(平成 26)年財政検証）

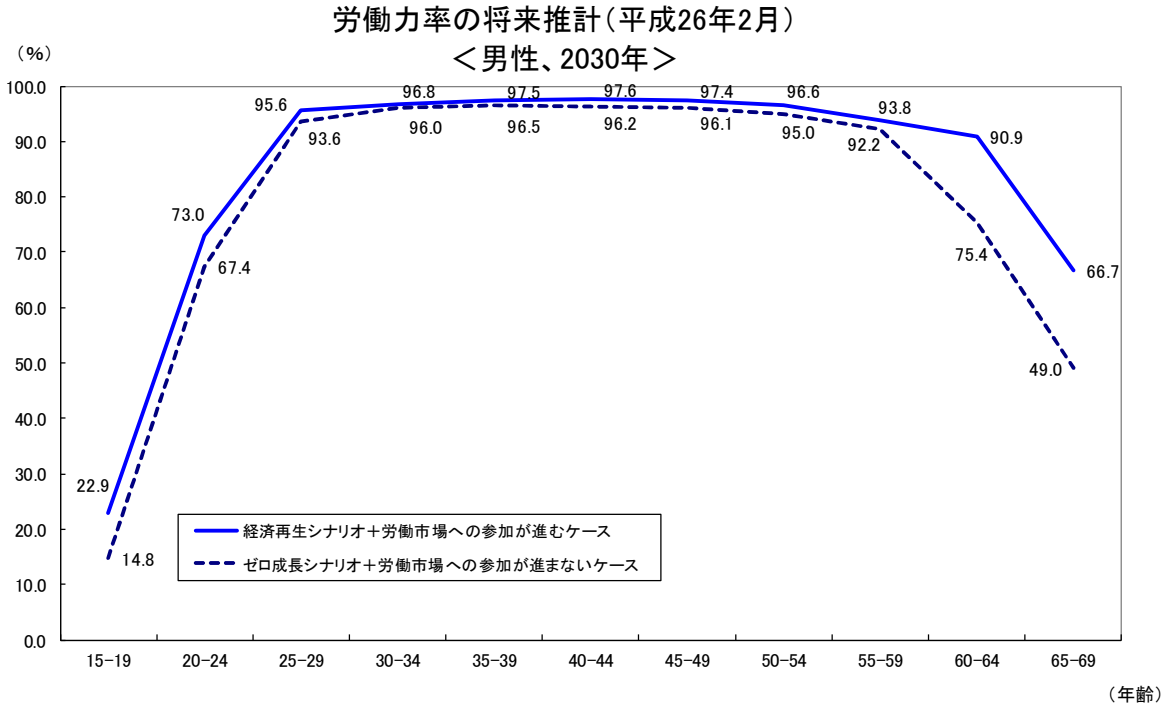

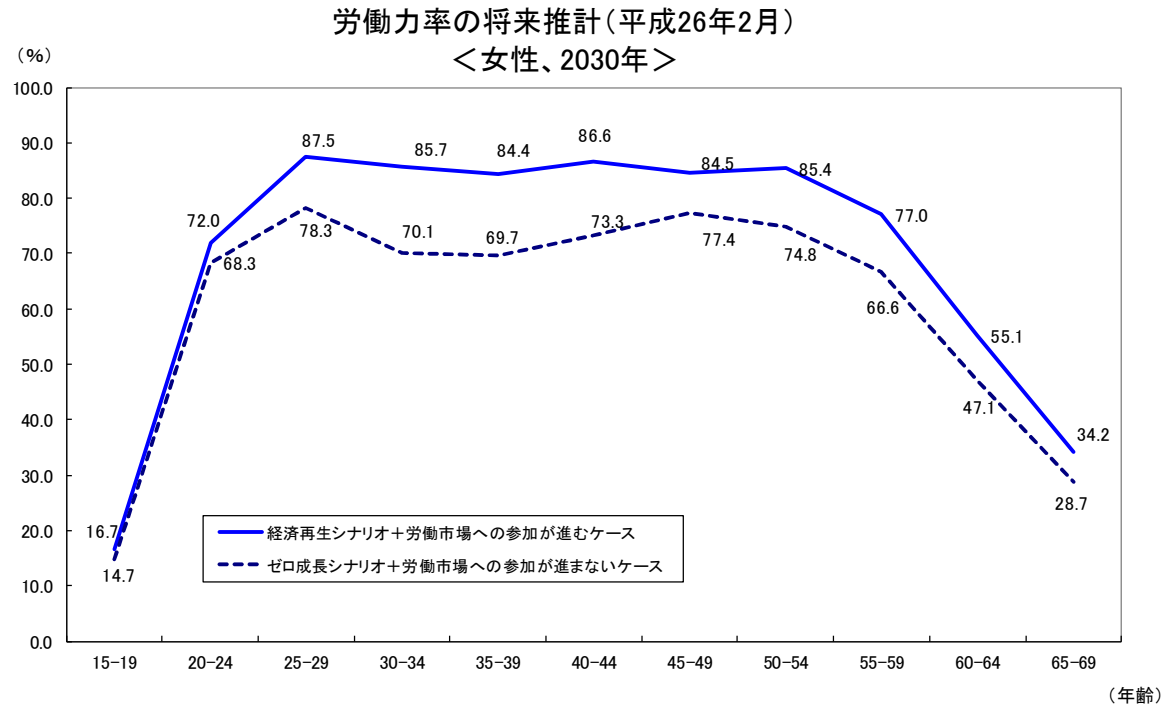

③　経済前提

経済・金融の専門家で構成された「年金財政における経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会」を設置し、２年半、17 回にわたる公開の場における議論を経て取りまとめられた検討結果の報告（2014(平成 26)年３月 12 日）に基

づき、幅広い８ケースの前提が設定された。

2023(令和５)年度以前の経済前提は、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」(2014(平成 26)年１月 20 日）の「経済再生ケース」、「参考ケース」それぞれに準拠して設定している。

2024(令和６)年度以降の長期の経済前提は、専門委員会における検討結果の報告で示された範囲の中央値をとって幅の広い８ケースの経済前提を設定した(第２－５－13 表)。長期の経済前提の設定にあたっては、コブ・ダグラス型生産関数を用いたマクロ経済に関する試算の枠組みに基づき、８通りのシナリオを設定して実質経済成長率等の推計を行った。

第２－５－13 表　長期の経済前提（2014(平成 26)年財政検証）

		将来の経済状況の仮定		経済前提				（参考）
		労働力率	全要素生産性(TFP)上昇率	物価上昇率	賃金上昇率(実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率(実質<対物価>)2024年度以降20～30年
						実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	
ケースA	内閣府試算「経済再生ケース」に接続するもの	労働市場への参加が進むケース	1.8%	2.0%	2.3%	3.4%	1.1%	1.4%
ケースB			1.6%	1.8%	2.1%	3.3%	1.2%	1.1%
ケースC			1.4%	1.6%	1.8%	3.2%	1.4%	0.9%
ケースD			1.2%	1.4%	1.6%	3.1%	1.5%	0.6%
ケースE			1.0%	1.2%	1.3%	3.0%	1.7%	0.4%
ケースF	内閣府試算「参考ケース」に接続するもの	労働市場への参加が進まないケース	1.0%	1.2%	1.3%	2.8%	1.5%	0.1%
ケースG			0.7%	0.9%	1.0%	2.2%	1.2%	▲0.2%
ケースH			0.5%	0.6%	0.7%	1.7%	1.0%	▲0.4%

④　その他の前提

有遺族率、障害年金発生率、納付率など、制度の状況等に関する前提は、被保険者及び年金受給者等の実績データ等を基礎として設定した。このうち国民年金保険料の納付率については、「今後の取組強化等により 2018(平成 30)年度に 65％まで向上した場合」を基本に、「現状の納付率 60％で推移した場合」についても設定した。

（２）給付水準の将来見通し

①　幅広い経済前提における所得代替率の見通し

人口が中位推計で推移した場合に、幅広く設定した経済前提に応じて、マクロ経済スライドの終了年度及び終了後の所得代替率がどのようになるかを示したものが第２－５－14 図である。

８ケース設定した経済前提のうち、女性や高齢者の労働市場への参加が進み、日本経済が再生するケース（ケースＡ～ケースＥ）では、所得代替率 50％以上を確保する結果となった。

一方、女性や高齢者の労働市場への参加が進まず、低成長となるケース（ケースＦ～Ｈ）においては、財政の均衡を図るためには、給付水準の下限（所得代替率 50%）を超えて給付水準調整が必要との結果となった。特に最も低成長のケースＨでは､物価や賃金の伸び率が低いためマクロ経済スライドが十分に機能せず、給付水準調整の途上である 2055(令和 37)年度に国民年金の積立金がなくなり完全な賦課方式に移行する見込みとなった。完全な賦課方式に移行した場合、保険料と国庫負担のみで賄うことのできる給付水準は所得代替率 35～37%であり、最も厳しい経済前提では給付水準はこの水準まで低下する見通しである。

また、どのケースでも報酬比例年金に比べて基礎年金の調整期間が長く、基礎年金の水準低下が大きくなっている。

第２－５－14 図　幅広い経済前提における所得代替率の見通し
(2014(平成 26)年財政検証)

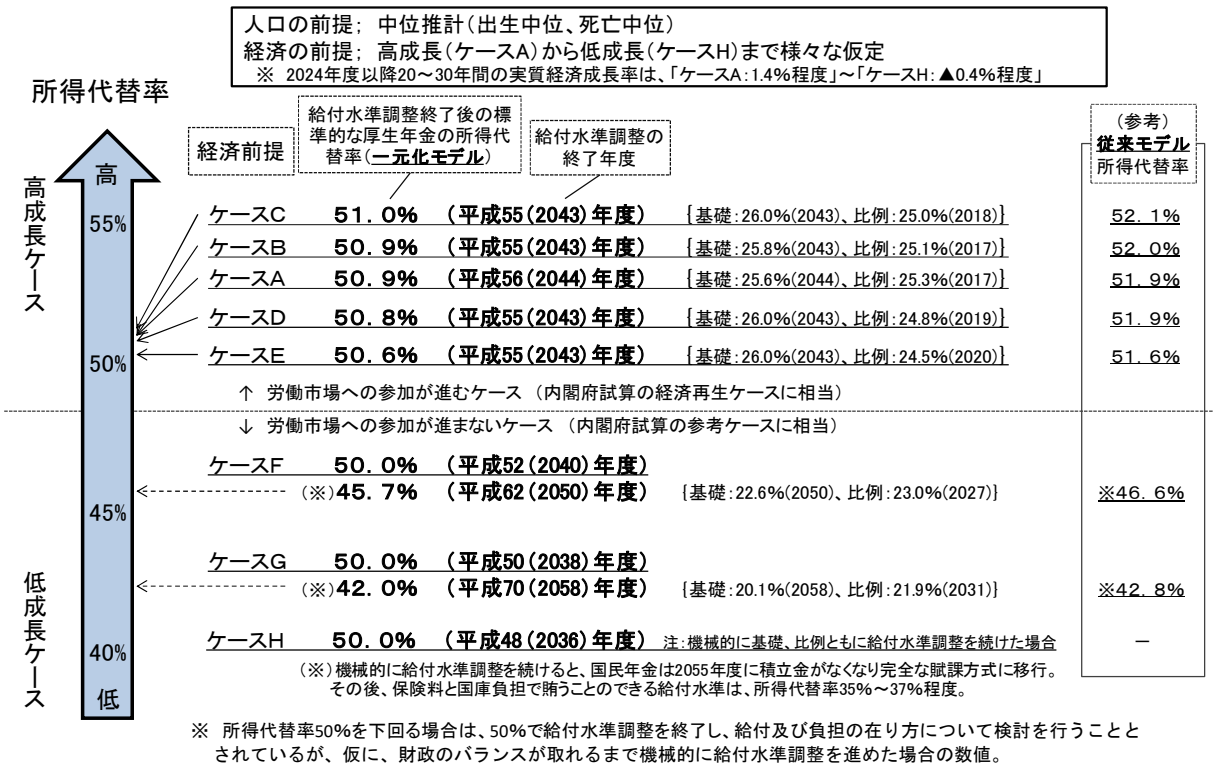

2014(平成 26)年財政検証以降は、被用者年金の一元化を踏まえた一元化モデルによる所得代替率を示している。基準となる厚生年金男子の平均賃金は共済年金の男子組合員も含めて算出され、この賃金水準で計算される 2014(平成 26)年度の所得代替率は 62.7%（基礎 36.8%、比例 25.9%）となっている。なお、2014(平成 26)年財政検証より前に用いていた従来モデルでは、2014(平成 26)年度の所得代替率は 64.1%（基礎 38.2%、比例 25.9%）であり、一元化モデルに比べ、平

均手取り賃金が従来モデルよりも低く、所得代替率は見かけ上高いことに注意が必要である。

②　人口等の前提が変動した場合の所得代替率の見通し

出生率の前提を中位推計から高位推計にすると調整期間は５～９年短縮し所得代替率は３～５％上昇する結果となり、低位推計とすると調整期間は４～14 年延長し所得代替率は４～７％低下する見通しである。賦課方式を基本とする公的年金において出生率の動向が与える影響は大きいことが分かる。

死亡率の前提を高位推計、低位推計に変化させた場合は、調整期間は３～７年変化し、所得代替率は２～３％変化する見通しである。

国民年金の納付率が変化した場合については、現在 60％程度の納付率を維持したと仮定しても、2018(平成 30)年度に 65％まで上昇する前提の場合と比べ、所得代替率への影響は 0.1～▲0.1％ポイントであり、影響は極めて軽微である。

③　標準的な年金額の見通し（出生中位、経済中位のケース）

新規裁定時の標準的な年金について、購買力でみた実質額の将来見通しを示したのが、第２－５－15 図である。

2014(平成 26)年度に 21.8 万円のモデル年金（モデル世帯の新規裁定時の年金額）は、ケースＣ及びケースＥでは実質額で増加し、2050(令和 32)年度で、ケースＣが 30.4 万円、ケースＥが 26.6 万円となるが、ケースＧは、実質額が概ね横ばいとなり、給付水準調整が終了する 2058(令和 40)年度で 21.6 万円となる。年金の購買力はケースＣ及びケースＥでは上昇し、ケースＧでも概ね横ばいとなっている。

ただし、基礎年金の購買力をみるとケースＣ及びケースＥでは 2050(令和 32)年度でも 2014(平成 26)年度を上回る購買力を確保しているが、ケースＧでは 2014(平成 26)年度に 12.8 万円の夫婦２人分の基礎年金は、給付水準調整が終了する 2058(令和 40)年度には 10.4 万円まで低下しており、低成長ケースでは基礎年金の購買力の低下が課題となることが示されている。

第２－５－15 図　年金額の将来見通し（人口：出生中位、死亡中位）
－2014（平成 26）年財政検証－

【経済：ケースＣ】

○ マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で平成55年度』、『厚生年金で平成30年度』で終了し、それ以後、『所得代替率51.0%』が維持される。

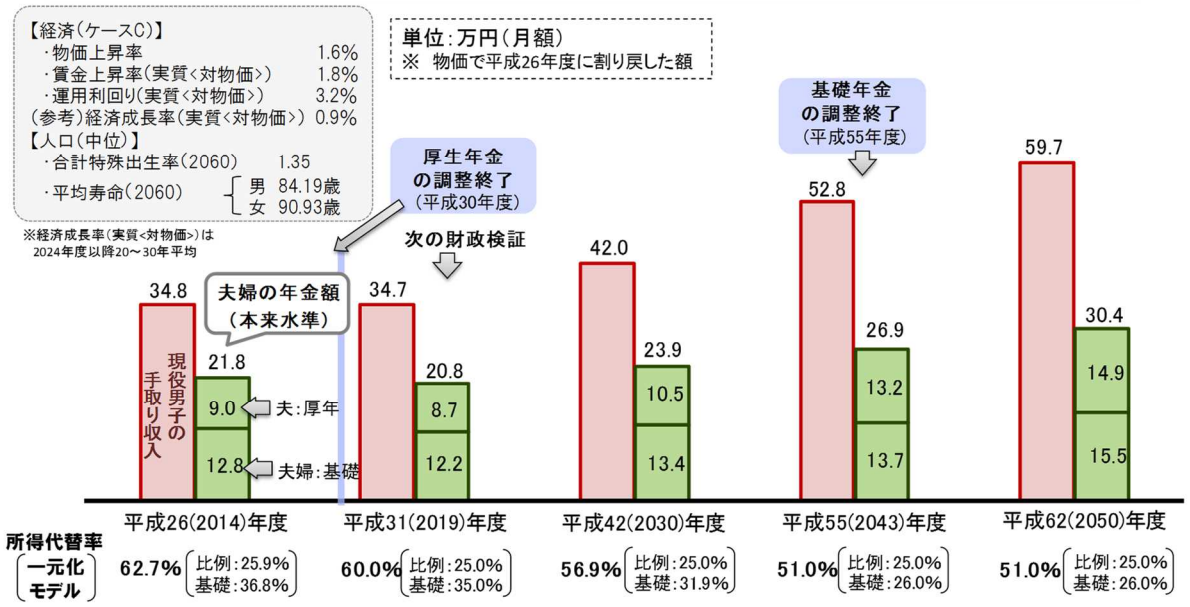

※ 既裁定者の年金額は物価で改定されるが、通常は物価上昇率＜賃金上昇率となるため、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

【経済：ケースＥ】

○ マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で平成55年度』、『厚生年金で平成32年度』で終了し、それ以後、『所得代替率50.6%』が維持される。

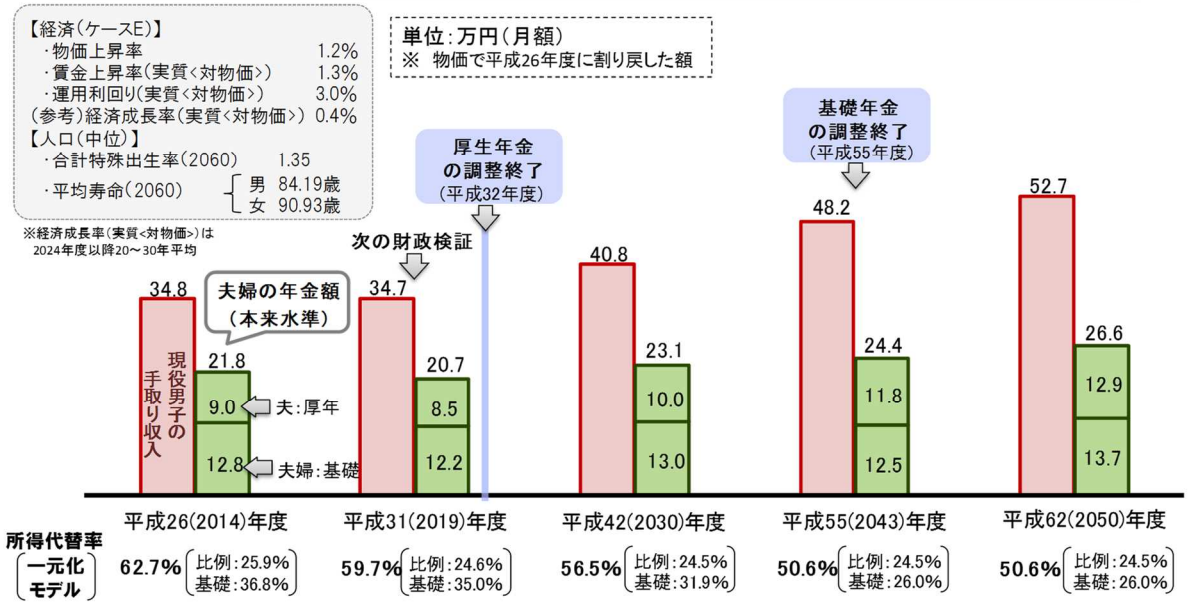

※ 既裁定者の年金額は物価で改定されるが、通常は物価上昇率＜賃金上昇率となるため、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

【経済：ケースＧ】

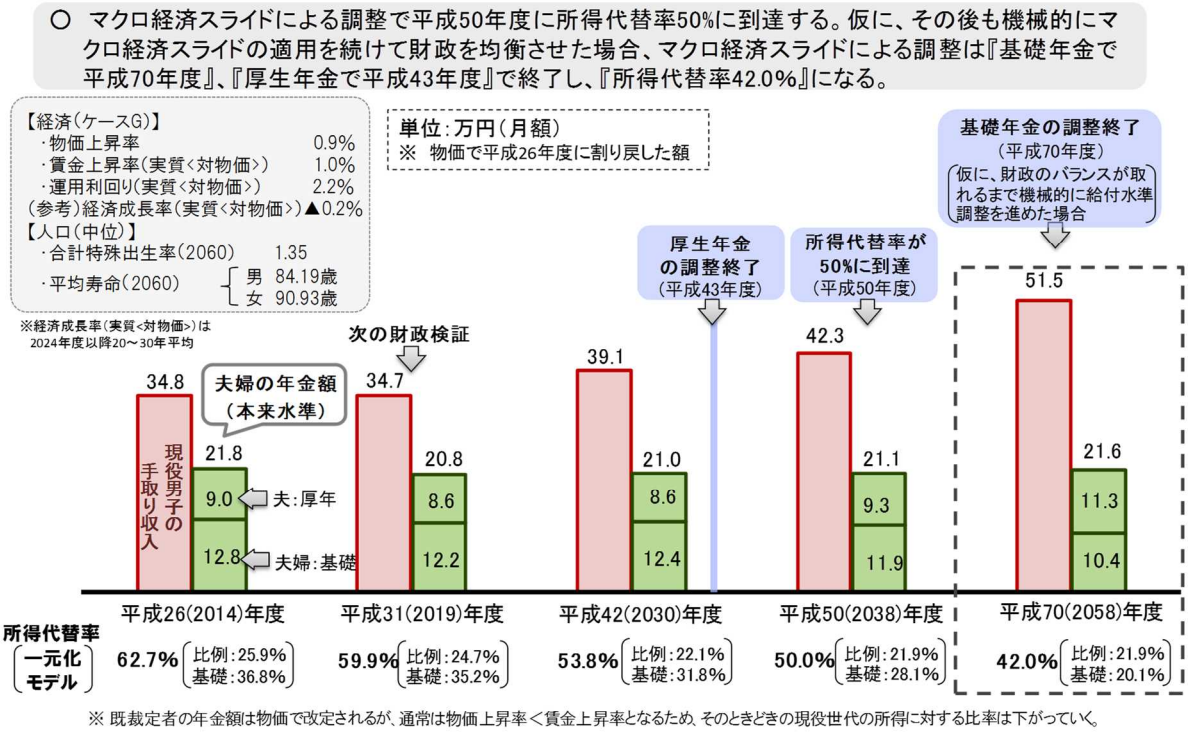

④　世帯（夫婦）の賃金水準別の年金月額及び所得代替率

世帯の賃金水準に応じて、年金額及び所得代替率がどのような見通しとなるかを示したものが第２－５－16図である。

2014(平成 26)年水準と 2050(令和 32)年水準を比較すると、マクロ経済スライドによる給付水準調整を行うことにより、所得代替率は低下することになるが、実質賃金上昇により、ケースＣ及びケースＥにおいては、物価上昇率を用いて現在の価値に割り戻した年金額は増加することとなる。また、この変化は賃金水準による年金額や所得代替率の違いを維持したまま、一律に変化することとなる。

第２－５－16 図　賃金水準別の年金月額及び所得代替率

【経済：ケースＣ】

・ 世帯（夫婦）の賃金水準が同じであれば、40年加入の年金月額、所得代替率は同じ。
・ 賃金水準が高いほど年金月額は高くなるが、所得代替率は低くなる。

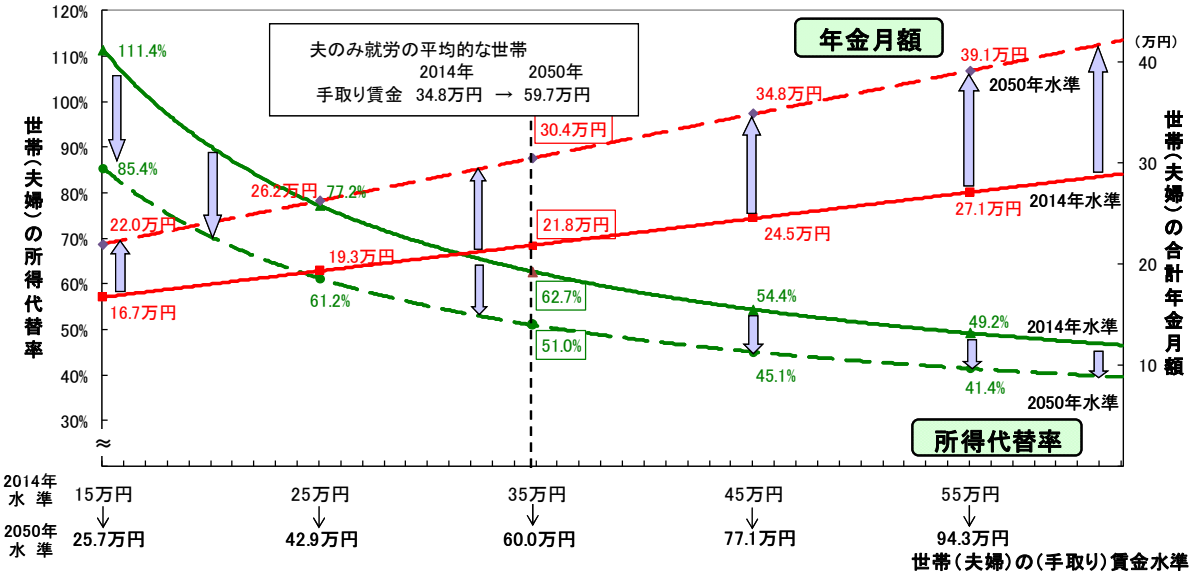

注1：年金月額は、新規裁定者の本来水準。
　2：2050年水準の年金月額及び手取り賃金は、物価で2014年水準に割り戻した値である。

【経済：ケースＥ】

・ 世帯（夫婦）の賃金水準が同じであれば、40年加入の年金月額、所得代替率は同じ。
・ 賃金水準が高いほど年金月額は高くなるが、所得代替率は低くなる。

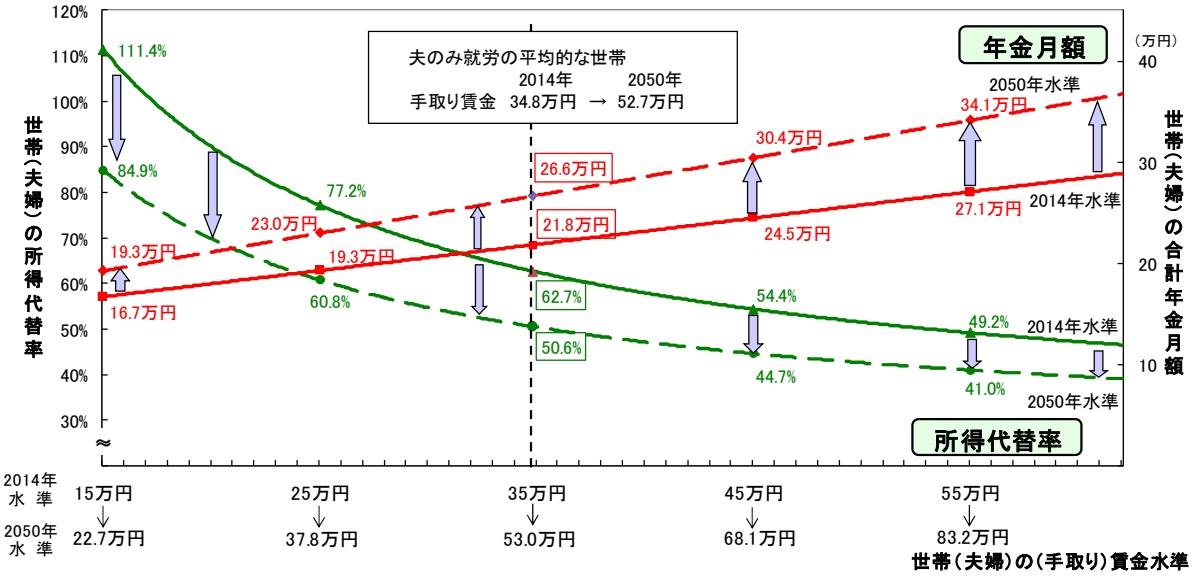

注1：年金月額は、新規裁定者の本来水準。
　2：2050年水準の年金月額及び手取り賃金は、物価で2014年水準に割り戻した値である。

（３）オプション試算

オプション試算は、「社会保障制度改革国民会議報告書」(2013(平成 25)年８月)やこの報告書を受けて成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」(2013(平成 25)年法律第 112 号）において指摘された年金制度の課題について、今後の検討に資するよう、一定の制度改正を仮定して実施した試算である。この試算内容がそのまま制度化されることを前提としたものではない。

具体的には、次の３種類のオプション試算を実施している。

①　マクロ経済スライドの仕組みの見直し

物価、賃金の伸びが低い場合には、マクロ経済スライドは十分に発動せず、給付水準調整が遅れた場合、今の受給者の給付の低下を抑えるために、将来の受給者の給付をより抑制することとなる。どのような経済状況であったとしても、マクロ経済スライドがフルに発動する仕組みとした場合、将来の給付水準がどの程度上昇するか等について試算した。

この際、経済前提については、経済の変動を仮定し、2018(平成 30)年度以降、物価や賃金が景気の波により、４年周期、変動幅±1.2%の変動を繰り返すものと仮定した。このような経済前提の下では、景気の底で物価や賃金の伸びが低いときに、現行の仕組みではマクロ経済スライドの発動が不十分となる。

この前提のもと給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率がどの程度上昇するかを試算した結果が第２－５－17 図である。いずれのケースも給付水準調整終了後の給付水準は改善するが、一定の成長を仮定するケースＣやケースＥに比べ、低成長のケースＧにおいてより改善幅が大きくなっている。

第２－５－17 図　オプション試算結果（マクロ経済スライドの仕組みの見直し）

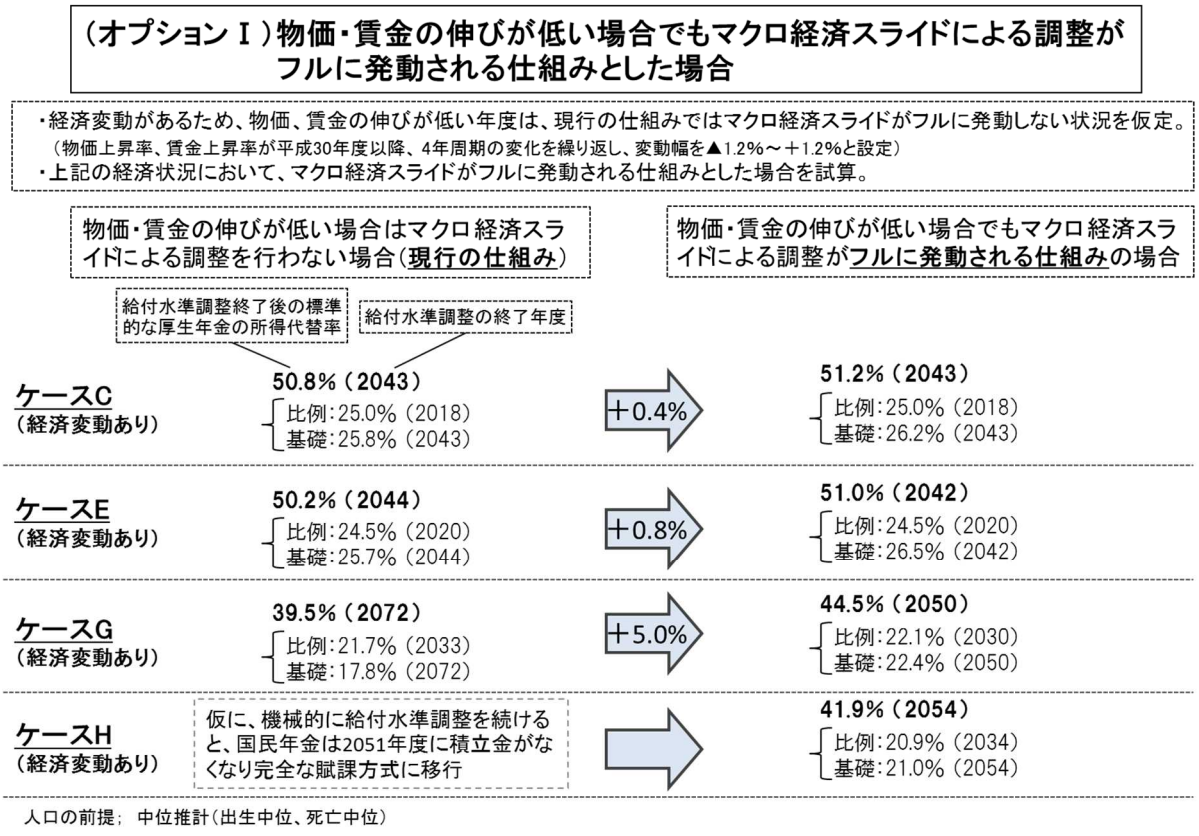

②　被用者保険の更なる適用拡大

社会保障・税の一体改革において 2016(平成 28)年 10 月に適用拡大が実施されているが、これを更に拡大すると仮定した場合の試算である。適用拡大の対象範囲として、①学生、雇用契約期間 1 年未満、年収 70 万円未満の者を除く 220 万人を新たに適用する場合、②年収 70 万円未満の者を除く全ての雇用者を適用対象とし 1,200 万人を新たに適用する場合の２通りを仮定した。

試算結果は第２－５－18 図のとおりである。いずれの場合も、マクロ経済スライドによる調整終了後の所得代替率の改善がみられ、その改善幅は、適用拡大①で 0.5%程度、適用拡大②では経済前提により４～７%ポイント程度となっており、1,200 万人ベースで適用拡大を行う適用拡大②で大幅な改善がみられた。また、いずれの場合においても基礎年金の給付水準が改善し、報酬比例年金は横ばいか若干の低下となり、1 階と 2 階の調整期間のバランスの改善が図られている。

第２－５－18 図　オプション試算結果（被用者保険の更なる適用拡大）

（オプションⅡ－①）被用者保険の更なる適用拡大を行った場合
① 週20時間以上の短時間労働者を適用（**約220万人拡大**）

＜適用拡大の前提＞
一定以上の収入（月5.8万円以上）のある、所定労働時間週20時間以上の短時間労働者に適用拡大（220万人ベース）
・月収5.8万円未満の者、学生、雇用期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者については適用拡大の対象外
・平成28年10月に社会保障と税の一体改革による適用拡大（25万人ベース）を実施した後、平成36年4月に更なる適用拡大を実施（220万人ベース）

	【現行の仕組み（25万人）】 給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率／給付水準調整の終了年度		【適用拡大した場合（220万人）】
ケースC	51.0%（2043） 比例：25.0%（2018） 基礎：26.0%（2043）	＋0.5%	51.5%（2042） 比例：24.9%（2018） 基礎：26.5%（2042）
ケースE	50.6%（2043） 比例：24.5%（2020） 基礎：26.0%（2043）	＋0.5%	51.1%（2042） 比例：24.5%（2020） 基礎：26.6%（2042）
ケースG	42.0%（2058） 比例：21.9%（2031） 基礎：20.1%（2058）	＋0.5%	42.5%（2056） 比例：21.9%（2031） 基礎：20.6%（2056）
【マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合】 **ケースH** **（経済変動あり）**	41.9%（2054） 比例：20.9%（2034） 基礎：21.0%（2054）	＋0.3%	42.2%（2054） 比例：20.9%（2034） 基礎：21.3%（2054）

※　人口の前提：　中位推計（出生中位、死亡中位）
注1：現行の仕組みには、社会保障と税の一体改革によるパートの適用拡大（25万人ベース）を反映。
　2：国民年金の納付率は、納付率の低い短時間労働者が厚生年金適用となるため0.3%程度上昇する前提。

（オプションⅡ－②）被用者保険の更なる適用拡大を行った場合
② 一定以上の収入のある全雇用者を適用（**約1,200万人拡大**）

＜適用拡大の前提＞
一定以上の収入（月5.8万円以上）のある、全ての雇用者に適用拡大（1,200万人ベース）
・雇用者の中で月収5.8万円未満の者のみ適用拡大の対象外。 学生、雇用期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者についても適用拡大の対象。
・平成28年10月に社会保障と税の一体改革による適用拡大（25万人ベース）を実施した後、平成36年4月に更なる適用拡大を実施（1,200万人ベース）

	【現行の仕組み（25万人）】 給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率／給付水準調整の終了年度		【適用拡大した場合（1,200万人）】
ケースC	51.0%（2043） 比例：25.0%（2018） 基礎：26.0%（2043）	＋6.3%	57.3%（2032） 比例：24.7%（2019） 基礎：32.7%（2032）
ケースE	50.6%（2043） 比例：24.5%（2020） 基礎：26.0%（2043）	＋6.9%	57.5%（2029） 比例：24.1%（2022） 基礎：33.3%（2029）
ケースG	42.0%（2058） 比例：21.9%（2031） 基礎：20.1%（2058）	＋5.1%	47.1%（2046） 比例：21.9%（2034） 基礎：25.2%（2046）
【マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合】 **ケースH** **（経済変動あり）**	41.9%（2054） 比例：20.9%（2034） 基礎：21.0%（2054）	＋3.9%	45.8%（2047） 比例：20.9%（2036） 基礎：24.9%（2047）

※　人口の前提：　中位推計（出生中位、死亡中位）
注1：現行の仕組みには、社会保障と税の一体改革によるパートの適用拡大（25万人ベース）を反映。
　2：国民年金の納付率は、納付率の低い短時間労働者等が厚生年金適用となるため3.3%程度上昇する前提。

③　保険料拠出期間と受給開始年齢の選択制

寿命が伸長する中でより長く働き保険料を拠出することを進めるため、高齢期の保険料拠出がより年金額に反映するよう、基礎年金の仕組みを改め、45 年まで保険料を拠出することを可能とし、拠出期間の延びに合わせ基礎年金が増額する仕組みに改めた場合の影響を試算した。さらに、65 歳を超えて働く者が繰り下げ受給を選んだ際、繰り下げ受給が年金額の増加に結びつくよう、65 歳以上の在職老齢年金を廃止することも仮定した。

試算結果は第２－５－19 図のとおりである。保険料拠出が 40 年から 45 年に５年間延びた影響により、おおむね 45／40 給付水準が上昇する結果となっている。これによりケースＧやケースＨのような低成長ケースにおいても 40％台後半の給付水準を確保することができる見通しとなった。

また、以上の制度改正を前提とした上で、個人の選択として 65 歳以降も就労し、それに合わせて受給開始年齢を繰り下げた場合に、どの程度の給付水準を確保できるかも試算した結果も第２－５－19 図に示している。

第２－５－19図　オプション試算結果

（オプションⅢ）高齢期の保険料拠出がより年金額に反映する仕組みとした場合

＜年金制度の見直しの前提＞
○基礎年金給付算定の時の納付年数の上限を現在の40年（20～60歳）から45年（20～65歳）に延長し、納付年数が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みに変更。
・平成30年度より納付年数の上限を3年毎に1年延長。
・スライド調整率は、現行の仕組みの場合と同じものを用いている。
○65歳以上の在職老齢年金を廃止。

	現行の仕組み 40年拠出モデル（65歳受給開始） 給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率		拠出期間の延長に合わせて基礎年金を増額 45年拠出モデル（65歳受給開始） 給付水準調整の終了年度
ケースC	51.0%（2043） 比例：25.0%（2018） 基礎：26.0%（2043）	＋6.6%	57.6%（2042） 比例：27.6%（2020） 基礎：30.0%（2042）
ケースE	50.6%（2043） 比例：24.5%（2020） 基礎：26.0%（2043）	＋6.5%	57.1%（2042） 比例：27.2%（2022） 基礎：30.0%（2042）
ケースG	42.0%（2058） 比例：21.9%（2031） 基礎：20.1%（2058）	＋6.4%	48.4%（2053） 比例：24.1%（2033） 基礎：24.3%（2053）
【マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合】			
ケースH（経済変動あり）	41.9%（2054） 比例：20.9%（2034） 基礎：21.0%（2054）	＋6.0%	47.9%（2051） 比例：23.0%（2035） 基礎：24.9%（2051）

※　人口の前提；　中位推計（出生中位、死亡中位）

（オプションⅢ）退職年齢と受給開始年齢を65歳以上とした場合の給付水準の上昇

○　65歳以上の就労者の増加が見込まれることから、65歳を超えて就労した者が、厚生年金の適用となり、これに伴い受給開始年齢の繰下げを選択した場合、給付水準がどれだけ上昇するかを試算。
○　高齢で働く者の保険料拠出がより年金額に反映するよう、次の制度改正を前提とした。
・基礎年金給付算定の時の納付年数の上限を現在の40年（20～60歳）から45年（20～65歳）に延長し、納付年数が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みに変更。
・65歳以上の在職老齢年金を廃止。

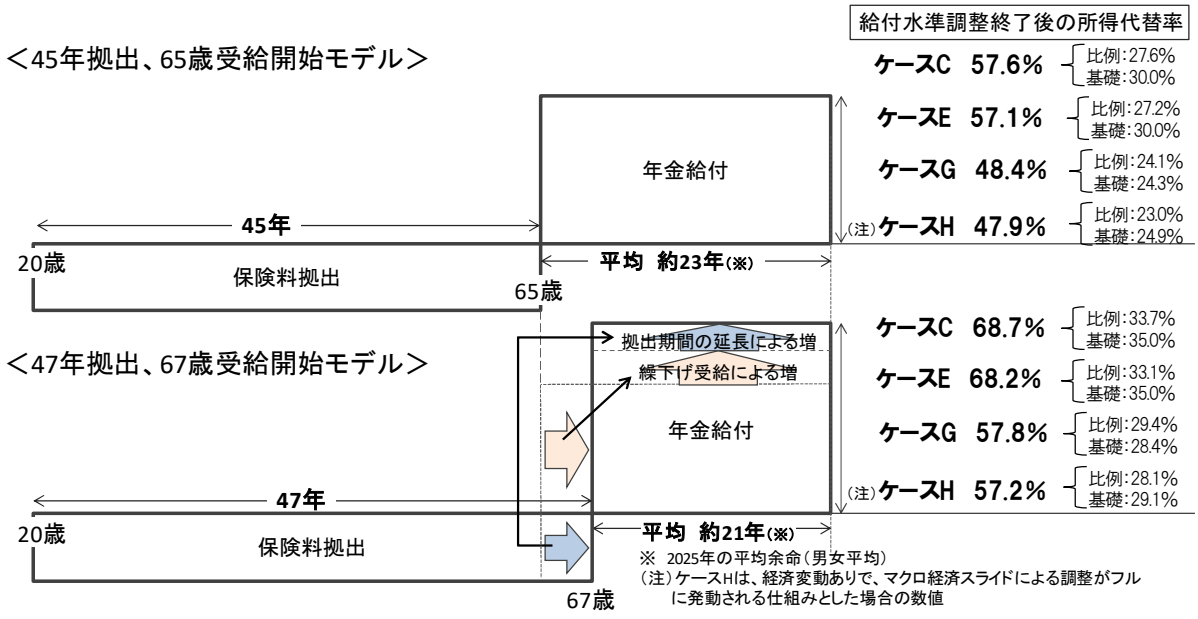

※　2025年の平均余命（男女平均）
（注）ケースHは、経済変動ありで、マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合の数値

４．2014(平成 26)年以降の制度改正

2014(平成 26)年以降の年金制度改正として、年金財政に影響を与えるものとして、「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」(2016(平成 28)年法律第 114 号）が挙げられる。この法律の概要は第２－５－20 図のとおりであるが、これにより、短時間労働者への厚生年金の適用拡大を促進するものとして、500 人以下の企業も労使の合意に基づき企業単位で適用拡大を可能とする改正が 2017(平成 29)年４月に施行されている。また、同法により、国民年金第１号被保険者の産前産後期間の保険料の免除及びこれに伴う国民年金保険料の引上げ（月額 100 円（2004(平成 16)年度価格)、2019(令和元)年４月施行）や、年金額の改定ルールの見直しとして、①マクロ経済スライドについて、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を含めて調整（2018(平成 30)年４月施行)、②賃金変動に合わせて年金額を改定する考え方の徹底（2021(令和３)年４月施行）といった改正が行われている。

第２－５－20 図　公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の概要

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の概要

公的年金制度について、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化、より安全で効率的な年金積立金の管理及び運用のための年金積立金管理運用独立行政法人の組織等の見直し等の所要の措置を講ずる。

概要

１．短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進(平成29年４月施行)

500人以下の企業も、労使の合意に基づき、企業単位で短時間労働者への適用拡大を可能とする。

（国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする。）

※平成28年10月から、501人以上の企業等で働く短時間労働者への適用拡大を開始している。

２．国民年金第１号被保険者の産前産後期間の保険料の免除(平成31年４月施行)

次世代育成支援のため、国民年金第１号被保険者の産前産後期間の保険料を免除し、免除期間は満額の基礎年金を保障。この財源として、国民年金保険料を月額100円程度引上げ。

３．年金額の改定ルールの見直し((1)は平成30年４月、(2)は令和3年４月施行)

公的年金制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額の改定に際して、以下の措置を講じる。

（１）マクロ経済スライドについて、年金の名目額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を含めて調整。

（２）賃金変動が物価変動を下回る場合に賃金変動に合わせて年金額を改定する考え方を徹底。

４．年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の組織等の見直し(平成29年10月(一部平成29年３月)施行)

合議制の経営委員会を設け、基本ポートフォリオ等の重要な方針に係る意思決定を行うとともに、執行機関の業務執行に対する監督を行うほか、年金積立金の運用に関し、リスク管理の方法の多様化など運用方法を追加する措置を講ずる。

５．日本年金機構の国庫納付規定の整備(平成28年12月27日施行)

日本年金機構に不要財産が生じた場合における国庫納付に係る規定を設ける。

第６節　国民年金・厚生年金の財政方式

１．財政方式の考え方

年金制度では、制度が発足した当初は、受給者が少なく、受給者１人当たりの年金額も加入期間が短いことから一般的に少額である。したがって、年金給付費は、制度発足当初は比較的少額であるものの、時間の経過とともに急速に増大する。このような状況下で、長期的な財政均衡を図るため、どのような制度運営を行うかということが財政方式と呼ばれるものである。厚生年金・国民年金における財政方式は次のように捉えることができる。2004(平成 16)年改正前においては、給付水準があらかじめ決められた中で、保険料（率）をどう設定するかということが財政方式の主要な論点であった。しかし、2004(平成 16)年改正以降においては、将来の保険料（率）があらかじめ固定されている中で、給付水準がどの程度確保されるのかという将来見通しを示すことにより、年金制度の運営にあたっての指針を与えることが財政方式の主要な論点であると考えられる。このような問題を考える際、積立水準をどう設定するかがひとつの重要な点であり、これに関し、以下に説明する賦課方式と積立方式の議論がなされることが多い。

（１）賦課方式

賦課方式とは、年金給付に必要な費用を、その都度、被保険者（加入者）からの保険料で賄っていく財政方式である。保険料（率）は受給者と被保険者（加入者）の人数比に依存するので、将来に向けて、受給者数や被保険者（加入者）数が変化していけば、その影響をそのまま受けることとなる。したがって、我が国のように少子高齢化が進行すれば、人口構成の変化に伴い、保険料（率）は上昇することとなる。

一方、賃金や物価の上昇に対応して年金額を改定した場合には、保険料収入も賃金の上昇に従って大きくなるという意味で、保険料（率）はあまり影響を受けないこととなる。また、積立金を保有していないことから、金利変動があったとしても保険料（率）は影響を受けない。

賦課方式の場合、制度発足当初は、一般的に、受給者数の被保険者（加入者）数に対する比率が小さいことから低い保険料（率）ですむものの、時間の経過とともに年金給付費は増加し、保険料（率）もそれにあわせて引上げていくことと

なる。さらに、実際には、制度発足当初において高い年齢で制度に加入した者については少額の保険料負担で一定水準の年金給付を支給することが多いことから、生涯を通じた平均的な給付額と保険料負担額の比率については、世代によって差が生じることとなる。

（２）積立方式

積立方式とは、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ保険料で積み立てていく財政方式である。積立方式の場合、将来、受給者・被保険者（加入者）の年齢構成や利回り等が見通しどおりに推移する限り、人口の高齢化が進んでも保険料（率）を変更する必要は生じない。

最終的には、年金給付を保険料と積立金からの運用収入により賄う仕組みであり、保険料（率）は実質的な利回り（利回りと年金改定率の差）に依存する。このことから、将来に向けて、予想していた以上に賃金や物価が上昇し、それに伴い年金額が改定された場合でも、その上昇に見合った利回りの上昇があれば、保険料（率）はあまり影響を受けないこととなる。もっとも、利回りの上昇が賃金や物価の上昇に及ばない場合には、その差から積立不足が生じ、この不足分については、例えばそれ以降の被保険者（加入者）が保険料により負担することとなる。

年金給付費は、一般的に、制度発足後、時間の経過とともに増加するが、積立方式の場合、制度発足当初から将来の給付に見合った水準の保険料（率）としていることから、当初の保険料（率）は賦課方式の場合よりも高いが、見通し通り推移すれば保険料（率）を引上げていく必要はなく、最終的には、積立金からの運用収入の分だけ保険料（率）は賦課方式の場合よりも低くなることとなる。また、生涯を通じた平均的な給付額と保険料負担額の比率が、世代により大きく異なることはない。

第２－６－１表　財政方式（賦課方式と積立方式）についての理念的な分類

積立方式（funding）	賦課方式（pay-as-you-go）
≪理論的な定義≫ 将来の給付に必要な費用(の現在価値)に相当する積立金を保有し、これを原資に給付を賄う方式	**≪理論的な定義≫** その時々の給付に必要な費用を、その時々の保険料で賄う方式
≪一般的に指摘される特徴≫ ○　支払った保険料が積立金として蓄積され、そこから得られる運用収入も活用した年金給付	**≪一般的に指摘される特徴≫** ○　給付の財源を後代の負担に求めることで、経済環境の変化(インフレや賃金水準の上昇)に対して、実質的な価値を維持した年金給付
≪直面した(している)問題≫ ○　経済環境が大きく変化した場合(急激なインフレや資本市場の変動)に、給付の価値が目減りしたり、積立金が不足して年金の運営が困難になる	**≪直面した(している)問題≫** ○　保険料を支払う側(現役世代)と給付を受ける側(高齢世代)のバランスが変わると制度を変更して保険料負担の増加や給付の削減を行うことが必要になる

（注）しばしば積立方式は「自分の納めた保険料が積み立てられて、運用収益とともに自分に年金給付として戻ってくる仕組み」と説明されることがあるが、これは「拠出建て(確定拠出)」の年金の説明である。

２．国民年金・厚生年金の財政方式の推移

厚生年金の場合、1942(昭和 17)年の制度発足当初（当時は労働者年金保険）には、財政方式として積立方式の一つである平準保険料方式が採用された。ここでの平準保険料（率）とは、将来にわたって一定（率）で収支均衡が図られるような保険料（率）のことである。しかし、戦後の 1948(昭和 23)年、急激なインフレのなかで、インフレによる積立金の目減りや負担能力などを考慮し、平準保険料率よりも低い暫定的な保険料率が設定された。その後、1954(昭和 29)年に抜本的な法律改正が行われた際にも、急激な保険料負担の増加を避けるため、再度、平準保険料率よりも低い保険料率が設定された。ただし、この時以降、保険料率を将来に向けて段階的に引上げていく段階保険料方式を採用し、財政再計算においては、単に当面の保険料率を設定するだけではなく保険料率の将来見通しを作成することとなった。

1973(昭和 48)年に、物価や賃金の上昇に応じ、年金額の改定を行う仕組み（物価スライド・賃金再評価）が導入されたが、これ以降の財政再計算においては、スライドを考慮した将来見通しを作成し、この将来見通しに基づいて保険料

率を設定することとなった。国民年金の場合も、制度発足当初の 1961(昭和 36)年、財政方式としては平準保険料方式が採用されたが、その後は厚生年金と同様、段階保険料方式がとられることとなった。なお、基礎年金給付を行うのに必要な費用は、毎年度、各公的年金制度からの拠出金で賦課方式的に賄うこととなっているが、厚生年金、国民年金（自営業者等の第 1 号被保険者に係る国民年金勘定）等の各制度は、将来の支出に備え、完全な賦課方式ではなく段階保険料方式によりその費用を準備してきている。

第２－６－２図　財政方式と保険料（率）のイメージ

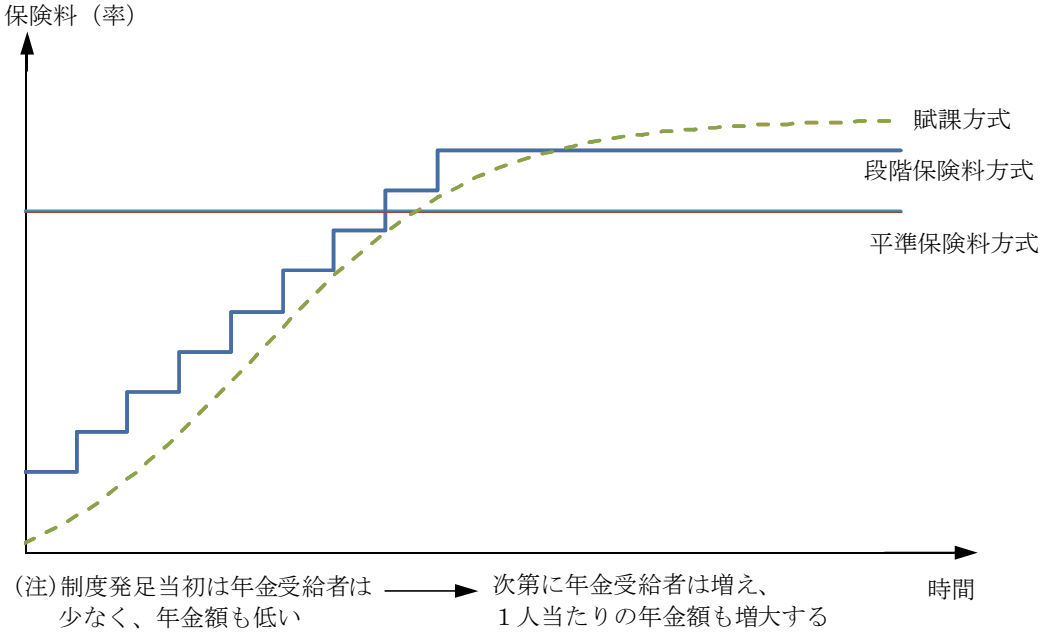

第２－６－３表　厚生年金の財政方式の推移

保険料改定時期	保険料率（%）			平準保険料率（%）			最終保険料率（%）	財政方式	
	男子	女子	坑内員	男子	女子	坑内員			
1942(昭和17)年 6月	6.4	－	8.0	6.4	－	8.0		平準保険料方式	
1944(昭和19)年10月	11.0	11.0	15.0	11.0	11.0	15.0		〃	
1947(昭和22)年 9月	9.4	6.8	12.6	9.4	6.8	12.6		〃	
1948(昭和23)年 8月	3.0	3.0	3.5	9.4	5.5	12.3		〃	インフレによる積立金の減少等を考慮して、暫定保険料率を設定
1954(昭和29)年 5月 (注2)	3.0	3.0	3.5	5.0 4.1	3.6 3.1	6.0 4.9		段階保険料方式	急激な保険料の増を避けるため、保険料率の将来見通しを作成し、段階的保険料方式を採用 少なくとも５年ごとの財政再計算を行うことを法定
1960(昭和35)年 5月	3.5	3.0	4.2	4.4	3.1	5.2		〃	
1965(昭和40)年 5月	5.5	3.9	6.7	6.9	5.3	15.8		〃	保険料は段階的に引き上げられることが法定
1969(昭和44)年11月	6.2	4.6	7.4	8.5	6.4	20.4		〃	
1973(昭和48)年 4月	7.6	5.8	8.8	昭和48年財政再計算 10.5	13.9	46.9	19.6[2010(平成22)]	スライドを考慮した将来見通しに基づく段階保険料方式	物価スライド制・標準報酬の再評価（賃金スライド）制の導入 保険料率はスライドを考慮した将来見通しに基づいて算定（平準保険料率は参考として算定）
1976(昭和51)年 8月	9.1	7.3	10.3	昭和51年財政再計算 13.9	20.0	61.5	20.7[2010(平成22)]	〃	
1980(昭和55)年10月	10.6	8.9	11.8	昭和55年財政再計算 19.1	26.4	65.6	35.4[2021(平成33)]	〃	
1985(昭和60)年10月	12.4	11.3	13.6	昭和59年財政再計算 －	－	－	28.9[2021(平成33)]	〃	
1990(平成 2)年 1月	14.3	13.8	16.1	平成元年財政再計算 －	－	－	65歳支給：26.1 60歳支給：31.5 [2020(令和 2)]	〃	
1994(平成 6)年11月	16.5		18.3	平成6年財政再計算 －	－	－	29.8[2024(令和 6)]	〃	
1996(平成 8)年10月	17.35		19.15	平成11年財政再計算 －	－	－	国庫負担1/2：19.8 [2019(令和元)]	〃	
2003(平成15)年 4月	13.58		14.96				国庫負担1/3：21.6 [2024(令和 6)]		
2004(平成16)年10月	13.934		15.208	平成16年財政再計算 ・将来にわたる保険料水準を設定 ・2017(平成29)年まで毎年0.354%ずつ引上げ ・2017(平成29)年度以降18.3%で固定					

注1)昭和44年財政再計算以前の最終保険料率及び平準保険料率は、財政再計算の計算基準時点における物価水準、賃金水準や給付水準等が将来に向かって一定との仮定の下に計算されている。

注2)1954(昭和29)年5月の平準保険料率の上段は、予定利回りを当初10年間につき5%、それ以降につき4.5%としたもので、下段は、予定利回りを全期間につき5.5%としたもの

注3)平成11年財政再計算以降の最終保険料率、および2003(平成15)年4月以降の保険料率は総報酬ベース、それ以外は標準報酬月額ベース

第２－６－４表　国民年金の財政方式の推移

保険料改定時期	保険料	平準保険料	段階保険料	財政方式	
1961(昭和36)年 4月	20歳～34歳：100円 35歳以上　：150円	128.3円	－	平準保険料方式	少なくとも５年ごとの財政再計算を行うことを法定
1967(昭和42)年 1月	20歳～34歳：200円 35歳以上　：250円	403円	昭和41年財政再計算 1981(昭和56)年度以降 508円	段階保険料方式	急激な保険料の増を避けるため、保険料の将来見通しを作成し、段階保険料方式を採用 保険料は段階的に引き上げられることが法定
1969(昭和44)年 1月	20歳～34歳：250円 35歳以上　：300円				
1970(昭和45)年 7月	450円	862円	昭和44年財政再計算 2010(平成22)年度以降 1,640円	〃	
1972(昭和47)年 7月	550円				
1974(昭和49)年 1月	900円	(2,661円)	昭和48年財政再計算 2010(平成22)年度 35,800円（名目額）	スライドを考慮した将来見通しに基づく段階保険料方式	物価スライド制の導入 保険料はスライドを考慮した将来見通しに基づいて算定（平準保険料は参考として算定）
1975(昭和50)年 1月	1,100円				
1976(昭和51)年 4月	1,400円	(5,040円)	昭和51年財政再計算 2010(平成22)年度 8,650円(昭和51年度価格)	〃	
1977(昭和52)年 4月	2,200円				
1978(昭和53)年 4月	2,730円				
1979(昭和54)年 4月	3,300円				
1980(昭和55)年 4月	3,770円	(7,980円)	昭和55年財政再計算 2013(平成25)年度以降 15,700円（昭和55年度価格）	〃	
1981(昭和56)年 4月	4,500円				
1982(昭和57)年 4月	5,220円				
1983(昭和58)年 4月	5,830円				
1984(昭和59)年 4月	6,220円				
1985(昭和60)年 4月	6,740円				
1986(昭和61)年 4月	7,100円	(10,989円)	昭和59年財政再計算 2007(平成19) 年度以降 13,000円（昭和59年度価格）	〃	
1987(昭和62)年 4月	7,400円				
1988(昭和63)年 4月	7,700円				
1989(平成元)年 4月	8,000円				
1990(平成 2)年 4月	8,400円	－	平成元年財政再計算 2010(平成22)年度以降 16,100円（平成元年度価格）	〃	
1991(平成 3)年 4月	9,000円				
1992(平成 4)年 4月	9,700円				
1993(平成 5)年 4月	10,500円				
1994(平成 6)年 4月	11,100円				
1995(平成 7)年 4月	11,700円	－	平成6年財政再計算 2015(平成27)年度以降 21,700円（平成6年度価格）	〃	
1996(平成 8)年 4月	12,300円				
1997(平成 9)年 4月	12,800円				
1998(平成10)年 4月	13,300円	－	平成11年財政再計算 2020(令和 2)年度以降 国庫負担1/2：18,500 国庫負担1/3：25,200 （平成11年度価格）	〃	
2005(平成17)年 4月	13,580円	平成16年財政再計算 ・将来にわたる保険料水準を設定 ・2017(平成29)年まで毎年280円（平成16年度価格）ずつ引上げ ・2017(平成29)年度以降16,900円（平成16年度価格）で固定（注2）			

注1)昭和44年財政再計算以前の段階保険料及び平準保険料は、財政再計算の計算基準時点における物価水準、賃金水準や給付水準等が将来に向かって一定との仮定の下に計算されている。

注2)2019(平成31)年4月から、国民年金1号被保険者に対して、産前産後期間の保険料免除制度が施行されることに伴い、2019(平成31)年4月より、保険料が100円（平成16年度価格）引き上がる。

３．段階保険料方式の考え方

厚生年金及び国民年金においては、保険料水準を将来に向けて、段階的に引上げていくこととしていた。このように、保険料水準を将来に向けて段階的に引上げていくことをあらかじめ想定して将来見通しを作成し、財政運営を行う財政方式のことを段階保険料方式という。

2004(平成 16)年年金制度改正では、保険料水準を段階的に引上げて、2017(平成 29)年度以降、一定の水準で固定し、給付水準を自動調整するという保険料固定方式がとられたが、この財政方式についても、保険料水準の引上げをあらかじめ想定し財政運営を行うという観点からは、段階保険料方式の一形態と考えることができる。

段階保険料方式は、制度の成熟や少子高齢化の進行に並行して保険料（率）が引上がる場合は、賦課方式の要素を持つと言える。一方、制度の成熟段階で積立金を形成し、将来、これを活用することにより一定の保険料水準で運営を行うところは積立方式の要素を持つ。

積立金の水準をみると、段階保険料方式は、制度発足当初、低い保険料水準に抑えられていることから、積立方式と比べ、積立金の形成が緩やかなものとなる。

どれだけの積立金が形成されるかについては、保険料水準の引上げペースにより決定されることとなり、賦課方式の保険料水準に近いペースで引上げればほとんど積立金は形成されず、より早く引上げればより大きな積立金が形成されることとなる。積立水準からみてどちらの方式に近いかは、成熟段階の保険料と引上げペースに大きく依存する。

厚生年金、国民年金は、現在の積立金の水準からみれば賦課方式を基本とした方式であり、また、2004(平成 16)年年金制度改正では、100 年後の積立金を支出の 1 年分とする財政方式が取られたことから、今後も積立金水準から見ると、賦課方式を基本とした財政方式といえる。

また、2004(平成 16)年年金制度改正では、2017(平成 29)年度以後、保険料水準を一定としたところである。給付水準については、今回の財政検証では、今後 30 年程度で調整を終了する見通しとなっているが、給付水準調整を終了した後は、その後も少子高齢化が進展し、人口構成の変化が続くにもかかわらず、一定の給付水準を保つことができる見通しとなっている。このようなことが可能となるのは、積立金を活用しているからであり、当初から全く積立金を保有しない完全な賦課方式であった場合には不可能なことである。

公的年金の財政方式にとって、積立方式、賦課方式のどちらが適切なのかということを論じるのではなく、どのように組み合わせ、両者の長所を生かしていくかという視点が重要である。

厚生年金、国民年金は積立金水準としては、賦課方式に近い積立金水準を維持することで、積立方式における運用リスクを軽減する一方、一定の積立金を保有し活用することで、将来の保険料水準や給付水準を平準化するとともに、賦課方式における少子高齢化に伴う急激な負担の上昇や給付の低下を回避する財政方式をとっている。

４．段階保険料方式と後代負担

厚生年金、国民年金は、上記のように歴史的には制度発足当初から段階保険料方式がとられていたというわけではない。制度発足当初は、平準保険料方式により計算された保険料（率）が設定されていた。しかしながら、当時の給付水準は、現在と比べ低い水準にあったことから、当然、保険料水準も現在の給付水準から計算されるものより低い水準で保険料（率）が設定されていた。

その後、厚生年金については、1948(昭和 23)年、急激なインフレのなかで、インフレによる積立金の目減りや負担能力などを考慮し、平準保険料率よりも低い暫定的な保険料率が設定され、賦課方式に近い保険料水準に引き下げられた。

また、厚生年金、国民年金は、制度発足後の制度改正、特に、1973(昭和 48)年改正で物価スライド・賃金再評価が導入されたことにより、大幅な給付改善が行われたが、給付改善により新たに発生した費用は、後代負担により賄うこととされた。

このようなことから、過去、公的年金は必要な負担を求めてきておらず、「給付改善の費用等を後代負担に回してきた」と言われることがあるが、ここで、「必要な費用負担」といわれるのは、積立方式的な財政運営を行った場合に「必要な費用負担」であることに注意が必要である。

厚生年金、国民年金は、近年まで、おおむね積立金を積み増してきており、過去の保険料は、現行の保険料水準よりは低いものの、賦課方式のもと必要な保険料水準よりは高い保険料負担を求めてきたことになる。

また、過去の保険料水準が低かった理由として負担能力との関係が取り上げられることがある。過去の負担能力を考える上で、当時の経済状況や生活水準を考慮することは当然であるが、その他、私的扶養との関係についても考慮する必要がある。

年金制度発足当初の現役世代は、その親世代は、公的年金を受給していないか、受給していてもわずかな金額である。このような状況では、現役世代は、親世代を私的に扶養する必要があり、私的に親を扶養しながら、公的年金の保険料をまるまる納める必要が生じることとなる。

賦課方式的な考え方では、親世代が受け取る年金に相当する分しか、保険料を払う必要はないことから負担の重複という問題は生じないが、積立方式的な考え方では、私的に親を扶養しながら自分の老後のための保険料を拠出することとなり、私的扶養も含めて考えると負担の重複が発生することとなる。

すなわち、親世代が十分な年金を受給できない制度成熟期間中においては、私的扶養との関係から、負担能力が低下することとなることに留意して考える必要がある。

第２－６－５図　公的年金制度の成熟過程における社会全体で見た「私的な扶養負担」と「年金保険料負担」の関係（イメージ図）

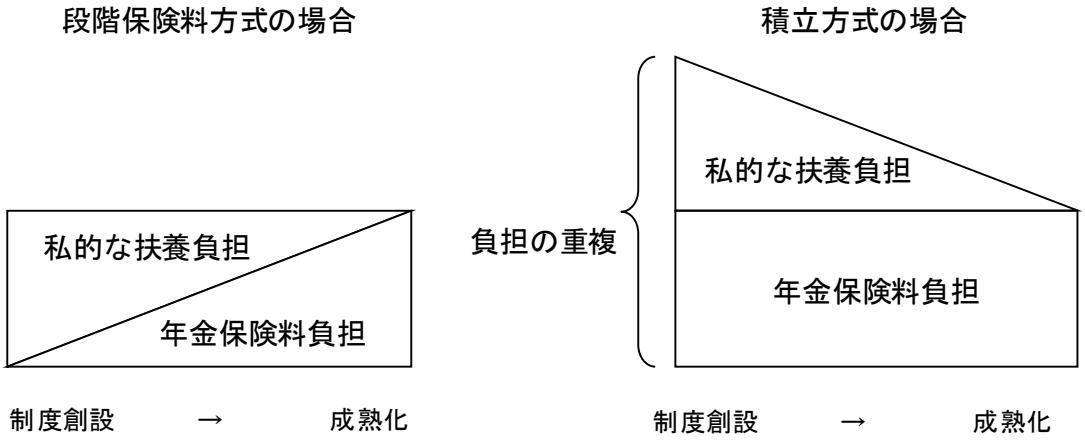

５．公的年金における世代間の給付と負担の関係

我が国の公的年金は賦課方式を基本とした財政方式となっているが、このような財政方式においては、世代によって保険料負担の累計額と年金給付の累計額の関係が異なることとなるため、世代間の不公平を指摘されることがしばしばある。

公的年金における世代間の公平性については、平成 25 年 8 月に取りまとめられた社会保障制度改革国民会議の報告書においても考え方の整理が行われており、①私的扶養との代替性、②保険機能の評価の 2 点について考慮が必要との指摘がなされている。以下、この２点について、解説する。

（１）私的扶養との代替性

年金制度が創設されるまでは、老親の扶養は家族内で（多くは同居により）行われていた。産業構造の変化による雇用労働者の増加と都市化、核家族化が進む中で、公的年金制度が整備され、制度が成熟化するにつれて、老親の扶養が私的な扶養から年金制度を通じた社会的な扶養に徐々に置き換わっていったと考えられる。

既に高齢世代となっている世代が現役期に負担した保険料の水準は現在より低かったが、彼らが現役の頃は制度も未成熟で給付水準もそれほど高くなく、三世代同居にみられるように私的な扶養と社会的な扶養が混在した状態にあった。すなわち、私的な扶養負担を行いながら社会的な扶養のための年金保険料を拠出していたと考えることができる。

国民年金制度が創設されてから既に半世紀以上を経過し、今日では年金制度も成熟化し、かつての私的な扶養が社会的な扶養に相当程度置き換わった状態にある。公的年金の保険料負担と年金給付の比較だけをもって世代間の公平を論じることは、私的扶養による貢献を考慮しておらず、社会の変化を踏まえない一面的な見方といえる。

なお、今日の社会で進行している長寿化と少子化はいずれも、社会的な扶養、私的な扶養の別を問わず、現役世代にかかる老親の扶養負担そのものを高める方向に作用する。つまり、仮に年金制度がなくても、少子化の進行で子どもの数が減少する一方、長寿化が進行して老親が長生きするようになれば、子ども１人当たりの扶養負担が高まることとなる。公的年金において給付と負担の関係が少子高齢化により厳しくなることは、少子高齢化により高まった老親の扶養負担を私的扶養に替わって社会的扶養である公的年金が担っているためとも言える。

第２－６－６図　私的な扶養から社会的な扶養への移行について

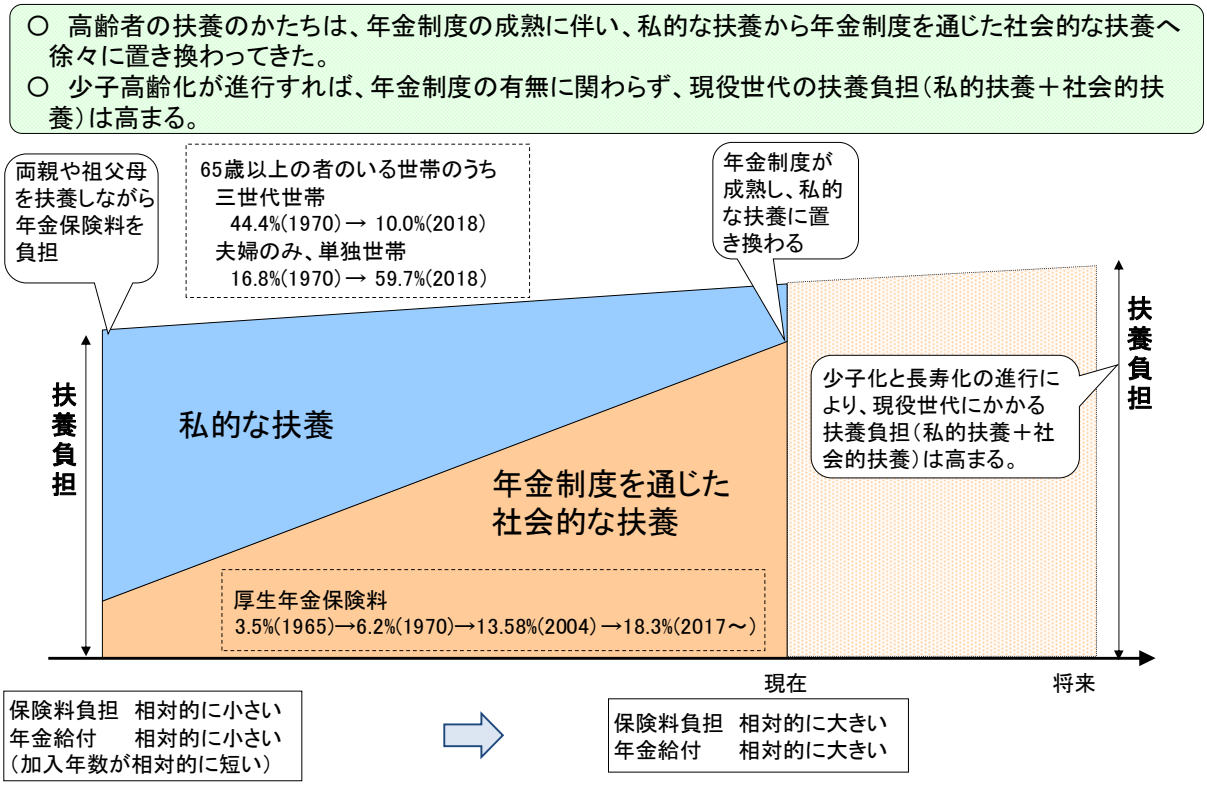

（２）公的年金の保険機能の評価

公的年金の重要な意義は、長い人生において発生するリスクに対応し安心を得ることにある。例えば、

・　引退するときいつまで長生きできるか前もって分からないが、どれだけ長生きしても老齢年金を終身受けることができる（終身の保障）

・　終身の保障を現役世代からみると、老親が長生きした場合にも社会的扶養により支えてくれる（扶養負担の平準化）

・　物価や賃金の変動に応じて給付額がスライドされるため、実質的な価値を保障された年金を受けることができる（実質価値の保障）

・　けがや病気などで障害を負って働けなくなった場合は、障害年金を受け取ることができる。また、一家の大黒柱が子どもを残して亡くなってしまい収入が得られなくなった場合は、遺族年金を受けることができる（遺族・障害など現役期からの保障）

といったリスクに対応することで、生涯を通じた安心のメリットがある。これ

は、保険機能によるリスクヘッジによるメリットといえるものであり、年金の本質的な機能である。

このように、社会保険のひとつである公的年金は、あくまでも保険であり、預金・株式等の金融商品による貯蓄とは異なる。したがって、公的年金における世代ごとの給付と負担の関係について、機械的に払った保険料に対して平均的にどれだけの給付が受け取れるか機械的に「計算」されることがあるが、それは、あくまでも「平均値」としての期待値を示したものに過ぎず、公的年金制度があることでリスクが軽減されることによるメリット（期待効用の増加）について考慮されていない。

第２－６－７図　公的年金の意義

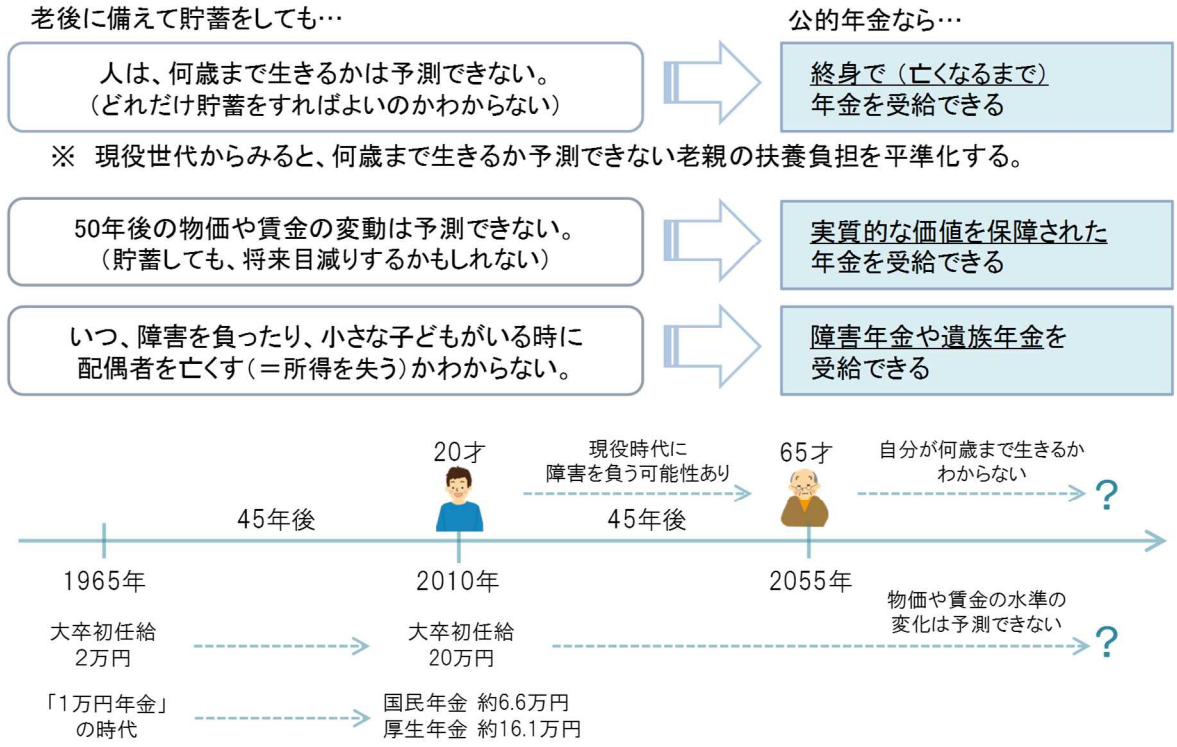

払った保険料に対して平均的にどれだけの給付が受けられるかという指標は、金融商品と同様の見方により、拠出に対するリターンの平均がどの程度であるかを見るものであるが、これは、年金の本質的機能であるリスクヘッジによる安心のメリットを全く考慮しておらず、これだけで年金制度の価値を判断できるものではない。

すなわち、仮に給付総額の期待値が、払った保険料総額を下回るとの計算結果となったとしても、安心のメリットという年金の本質的機能が考慮されていないことから、これをもって年金制度に加入する価値がないと判断できるものではない。

なお、先述の社会保障制度改革国民会議の報告書においては、世代間の公平論に関しての留意点を論じた上で、

『　一方で、世代間の不公平の主張の背景には、給付は高齢世代中心で負担は現役世代中心という日本の社会保障の構造や、必要な給付の見直しに対する抵抗感の強さ、制度に対する信頼感の低下や不安感の増加があることも忘れてはならない。（中略）日本においても、次世代支援など未来への投資の拡充による「全世代対応型」への転換を進めるとともに、持続可能性と将来の給付の確保に必要な措置を着実に進めるメカニズムを制度に組み込んでいくことも求められるところである。』（社会保障制度改革国民会議報告書）

との指摘も行っており、年金制度の中における世代間の給付と負担の関係の比較のみで年金制度の評価を行うことは問題視しつつも、社会保障全体として必要な見直しが進まないことで世代間の不公平の度合いが増すことは強く戒めている。

（補論）積立方式と人口構造の変化について

伝統的な説明では、給付に必要な費用をあらかじめ積立金として保有している「積立方式」の方が「賦課方式」よりも人口構造の変化の影響を受けにくいとされていた。

※　サミュエルソン＝アーロンのパラドックス
　　人口成長率 ＋ 所得増加率　＞　利回り　・・・　賦課方式が有利
　　人口成長率 ＋ 所得増加率　＜　利回り　・・・　積立方式が有利

そうした議論をもとに、高度成長期には賦課方式が有利であったが、低成長経済への移行・少子高齢化の進行により積立方式が有利な状況になったと主張された（フェルドシュタインなど)。

しかし、1990 年代（世界銀行が年金の積立方式化・民営化を推奨した時期）以降、積立方式も賦課方式と同様に人口構造の変化の影響から逃れられるものではないとの理解が世界の年金論議において共有されるようになっている。

※　積立方式が有利という主張への批判（Ｊ・Ｅ・スティグリッツやニコラス・バーなど）
　○　少子高齢化の影響で生産力が低下すると、結果的に利回りが低下するとの指摘
　○　積立方式への移行費用（既に受給世代となっている者への給付費用）が考慮されておらず、これを考慮に入れると、賦課方式・積立方式どちらでも負担の面では同等となるとの指摘

2013(平成 25)年１月にＩＭＦの主催で開催された「世界危機後のアジアにおける財政的に持続可能かつ公平な年金制度の設計」と題した会合においても、
① 年金制度で鍵になる変数は将来の生産物であり、積立方式と賦課方式は、単に、将来の生産物に対する請求権を制度化するための財政的な仕組みが異なるにすぎず、積立方式は、人口構造の変化の問題を自動的に解決するわけではないこと
② 年金財政問題の解決策は、（ⅰ）平均年金月額の引下げ、（ⅱ）支給開始年齢の引上げ、（ⅲ）保険料の引上げ、（ⅳ）国民総生産の増大政策の 4 つしかなく、これらのアプローチが含まれていない年金財政改善方策はいずれも幻想にすぎないこと
がプレゼンテーションされている。

なお、積立方式の年金とは、積立金を債券や株式の形で投資し、利子や配当等の資本収益によりその時々の経済成長の果実を年金という形で高齢者に配分するやり方であるが、年金の財政方式が積立方式であろうが賦課方式であろうが、その時々に現役世代が生み出した付加価値を、現役世代と高齢者で分かち合う構造には変わりがない。

したがって、積立方式であったとしても、現役世代の人口減少の結果、その時々の生み出す付加価値が減少するならば、利子や配当等の資本収益も減少し、高齢者に配分されることとなる年金の水準も低下することになる。

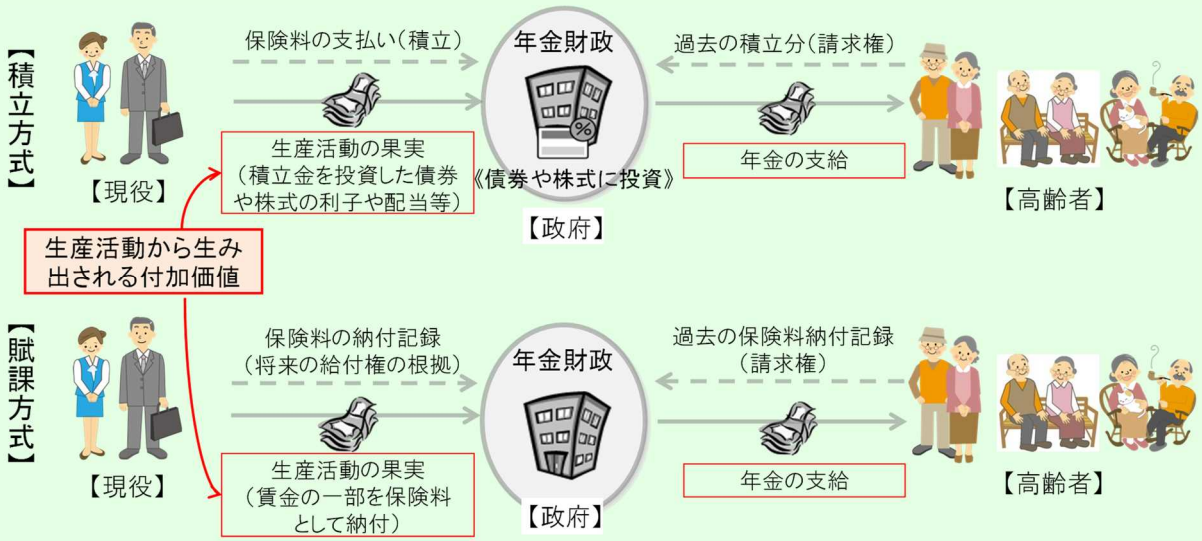

現在、世界の年金論議は、「積立方式」か「賦課方式」のどちらが望ましいか、「積立方式」に移行すべきか、という議論ではなく、経済や社会の変化の影響をそれぞれに異なる経路で受けることとなる両方式をどう組み合わせて制度をデザインするか、という議論に移っている。

【ＯＥＣＤ】

賦課方式主体で運営されている公的年金が持続可能性確保のために給付水準を削減することは避けられないとし、それを積立方式の私的年金で補完する対策の重要性を指摘している。

Pensions at a Glance 2011 より抜粋

公的年金は、ＯＥＣＤ諸国における高齢者の所得保障の基軸であり、平均で高齢者所得の 60%を占めている。残りの 40%は、「私的年金やその他の貯蓄」と「勤労収入」が均等に占めている。老後の所得の提供という公共部門の役割は、未だに非常に重要であるが、将来的に減少する。就労期間の延長と私的年金は、必然的にそのギャップを埋めなければならない。(中略) 長期的な展望に立つと、公的制度と私的制度を、また財政的には賦課方式と積立方式を組み合わせた「多様化した」年金制度が最も現実的な見込みであるだけでなく、最善の政策である。

【世界銀行】

1994 年に民営の拠出建て積立制度への移行を推奨したレポートを発表したが、2005 年に発表されたレポートでは、考え方を修正し、賦課方式の年金や概念上の拠出建て方式も選択肢に加えた多柱型（multi-pillar）の制度設計構想を打ち出している。

第３章　国民年金・厚生年金の財政の見通し

第１節　財政検証作業の全体像

第２節　基礎数（初期データ）の設定

第３節　基礎率の設定

第４節　経済前提の設定

第５節　被保険者数の将来推計の作成方法

第６節　給付水準の将来見通し及び財政見通しの作成方法

第７節　2019(令和元)年財政検証結果

第８節　マクロ経済スライドによる基礎年金の給付水準調整の
長期化の要因と影響

第１節　財政検証作業の全体像

厚生年金及び国民年金の財政検証を行うにあたっては、直近の社会・経済情勢等を踏まえて設定した基礎数値を使用し、制度内容に沿った上で将来の財政見通しを作成している。財政検証の過程の全体像については、第３－１－１図に示したとおり、被保険者数の推計を行い、これに対応する給付の推計を行い、最後にこれらを踏まえた収支の見通しを作成するという流れになっている。

以下では、この図に従って、財政検証作業の過程を解説する。

１．基礎数（初期データ）及び基礎率の設定

年金制度の財政検証で使用する基礎的な数値として、被保険者の現在及びこれまでの間の年金制度への加入状況や、年金受給者の受給状況を示す「基礎数」と、被保険者や年金受給者の将来における年々の変化を推計するための前提条件である「基礎率」とがある。

基礎数としては、被保険者、年金受給者についての直近の統計を性・年齢別、その他の項目別に分類集計したものを用いている。今回の財政検証においては、2016(平成 28)年度末における、被保険者は、旧厚生年金については 50 分の１抽出統計、国民年金については 100 分の１抽出統計、共済組合については全数統計、受給者は全て全数統計を使用している。財政検証においては、これらの基礎数を初期データとして推計を行っている。

一方、基礎率には、被保険者や年金受給者等の人数が年々どのように変化していくのかを推計するためのものや、障害年金受給者を障害等級別に区分する場合のように、被保険者や年金受給者等の集団を、いくつかの集団に区分するために用いられるもの等がある。また、被保険者の年齢に応じて標準報酬がどのように変化するのかを表わす率（標準報酬指数）もある。これら基礎率の作成にあたっては、被保険者や年金受給者等に関する統計資料を基礎としつつ生命表や国勢調査などの各種統計資料等をも参考として、第３－１－２表にあるような種々の基礎率を作成している。

第３－１－１図　財政検証作業の全体像（概要）

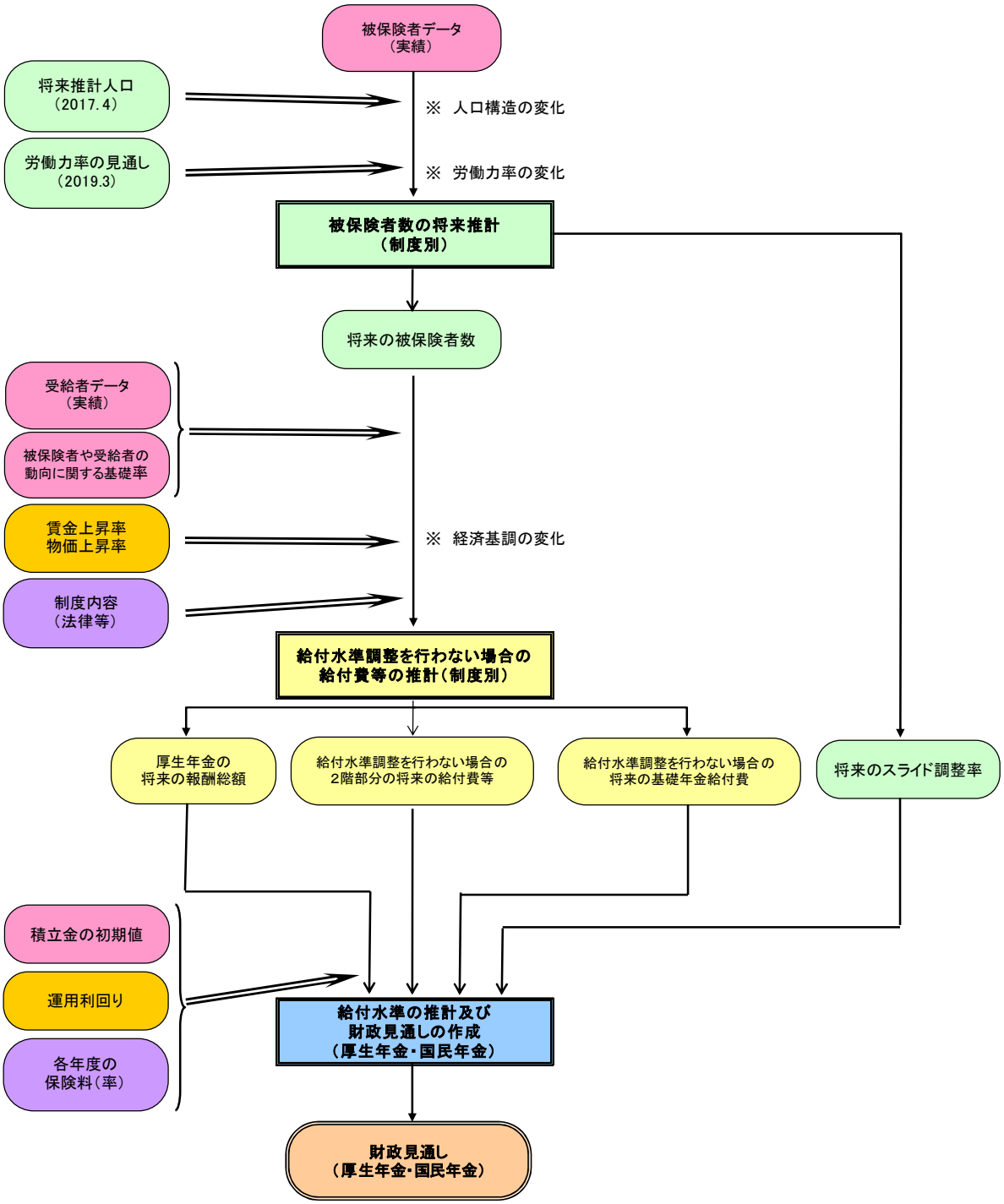

第３－１－２表　財政検証の基礎となる数値について

１．将来推計人口

・日本の将来推計人口（2017年4月、国立社会保障・人口問題研究所）

２．労働力率の見通し

・「労働力需給の推計」（2019年3月、独立行政法人労働政策研究・研修機構）における
「経済成長と労働参加が進むケース」、「経済成長と労働参加が一定程度進むケース」、
「経済成長と労働参加が進まないケース」に準拠して設定

３．経済前提

・社会保障審議会年金部会年金財政における経済前提に関する専門委員会の検討結果の報告に基づいて設定

① 賃金上昇率
② 物価上昇率
③ 運用利回り

４．基礎数（被保険者・年金受給者の初期データ）

・国民年金及び厚生年金の直近の実績に基づき設定

（主要項目）

① 年齢・被保険者期間別被保険者数
② 年齢・被保険者期間別平均被保険者期間
③ 年齢・被保険者期間別標準報酬額
④ 年金の種類・年齢別受給者数
⑤ 年金の種類・年齢別年金額
⑥ 厚生年金・国民年金の積立金額

５．被保険者や受給者の動向に関する基礎率

（被保険者数、年金受給者数が今後どのように変化していくのかを推計するための仮定条件）

・国民年金及び厚生年金の直近の実績及び各種統計資料等を用いて設定

（主要項目）

① 被保険者総脱退力
② 被保険者死亡脱退力
③ 障害年金発生力
④ 標準報酬指数（昇給指数）…定期昇給分
⑤ 老齢年金失権率
⑥ 障害年金失権率
⑦ 遺族年金失権率
⑧ 遺族年金発生割合（被保険者死亡時に、妻、子等を有する割合）
⑨ 年齢相関（死亡した被保険者の年齢と遺族の年齢の関係）

２．経済前提の設定

経済前提については、経済状態に対応した報酬の上昇や物価スライド等を将来推計に織り込むため、賃金上昇率、物価上昇率、運用利回りについて一定の前提を置くものである。今回の財政検証においては、社会保障審議会年金部会のもとに設置した「年金財政における経済前提に関する専門委員会」の「年金財政における経済前提について（検討結果の報告）」（2019（平成 31）年３月 13 日）及び「2019（令和元）年財政検証に用いる経済前提における内閣府の「中長期の経済財政に関する試算（2019 年７月）」の取扱いについて」をもとに、ケースⅠ～Ⅵの６つのケースを設定した数値を用いている。

３．被保険者数の将来推計

財政検証を行うにあたって、まず、将来の加入制度別の被保険者数の推計を行う。我が国は国民皆年金の制度であるため、公的年金の全被保険者数は人口の動向に大きく影響を受ける。また、このうち厚生年金の被保険者数は、労働力人口の影響を大きく受ける。そこで、2018（平成 30）年度末における加入制度別の被保険者数の見込みを基礎に、「日本の将来推計人口」（2017（平成 29）年推計、合計特殊出生率及び死亡率について、中位、高位、低位のそれぞれ３通り）、国立社会保障・人口問題研究所）及び労働力率の見通し（「労働力需給の推計」（2019（平成 31）年３月）における「経済成長と労働参加が進むケース」、「経済成長と労働参加が一定程度進むケース」及び「経済成長と労働参加が進まないケース」、独立行政法人労働政策研究・研修機構）を用いて将来の動向を推計し、将来の加入制度・性・年齢別の被保険者数を算出している。

このようにして、年金財政に最も大きな影響を与える要因である将来の人口構成や労働力率の将来見通しが織り込まれる。

４．給付水準を維持した場合の給付費等の将来推計

次に、被保険者数推計や経済前提、設定した基礎数・基礎率の下で、将来の報酬総額の見通しや給付水準調整を行わない場合の給付費、基礎年金拠出金の見通しを作成する。

報酬総額の推計は、被保険者数推計に基づく被保険者数に平均報酬額を性・年

齢別に乗じ、その合計をとることにより作成される。ここで、毎年度の性・年齢別の平均報酬額は、標準報酬指数や賃金上昇率等により、毎年度、シミュレーションを行うことにより作成される。また、被保険者のシミュレーションの際、年金裁定時における報酬比例部分の年金額算定の基礎として必要となる性・年齢・加入期間別の報酬累積を再評価等しながら作成していく。

給付費の推計は、新規裁定の老齢年金についていえば、支給開始年齢到達時に生存している被保険者もしくは受給待期者（制度は脱退したが、支給開始年齢等の支給要件を満たしていない者）の性・年齢・加入期間別の人数と現役時代に加入していた期間の報酬（再評価等を行ったもの）累計から、制度内容に基づいた報酬比例部分の年金や基礎年金等の年金額が性･年齢別に算定されることになる。裁定後の受給者に係る給付費の推計については、性・年齢別に、年金失権率に従い前年度から残存している受給者数を推計しつつ、毎年度の年金改定を行う方法により、翌年度の性・年齢別の受給者数や給付額が算出されるという方法でシミュレーションが行われる。

このように算出した給付費のうち、基礎年金勘定により取り扱う給付分については、各制度の拠出金算定対象者数で按分することにより、制度別の基礎年金拠出金を算出する。

５．給付水準調整及び年金財政の将来推計

次に、年金財政の均衡を図るためのマクロ経済スライドによる給付水準を自動調整する期間を推計する。

具体的には、国民年金、厚生年金それぞれにおいて、給付水準調整前の給付費等を用いて、マクロ経済スライドの適用をある年度まで続けた場合の財政均衡期間の終期における積立度合を算出し、その積立度合が支出の１年分となるようにするためには何年間マクロ経済スライドの適用を続ける必要があるか逆算する。

給付水準の調整期間及び最終的な給付水準調整割合が決まれば、給付水準調整前の給付費等の年度毎の推計値に給付水準調整割合を乗じることにより財政均衡期間における各年度の給付水準調整後の給付費等が定まるため、これにより財政均衡期間における年金財政の財政見通しが定まる。

（補論）年金数理の基礎

年金制度の基本的な仕組みは、一定の期間にわたり保険料を拠出した者が一定の年齢に到達したり（老齢）、障害の状態となったり、死亡した場合に、所定の年金を支給するということになっている。これは、一種の保険のシステムである。

したがって、年金数理で用いられる基本的な考え方や手法は、保険数学が基礎となっている。保険数学は数学の一分野である確率論や統計学を基礎としているため、年金数理もこれらの数学に基礎を置いているといえる。

なお、年金数理は財政方式、すなわち長期的な財政均衡を図るための制度運営の仕組みという概念も基礎となっている。

ここでは、「大数の法則」や「収支相等の原則」といった公的年金にも用いられている年金数理の基本的な考え方について解説する。

（１）現価の考え方

厚生年金・国民年金といった年金制度は、保険料を拠出する期間や年金給付を受給する期間がそれぞれ数十年という長期にわたる制度である。このような時間が経過するなかで、保険料や給付額等といった金額を取り扱う場合には、必ず利息を考慮に入れておく必要がある。そこで、一定の時点を定め、いったんこの時点における価値に換算した上で取り扱おうというのが現価の考え方である。

いま、仮に 10,000 円の元金があり、これに対して１年間に生ずる利息の割合（年利率）を２％とする。年金数理では一般に単利ではなく複利が用いられており、時間の経過とともに元金と利息の合計(元利合計)は次のようになる。

１年後　10,000 円×(１＋0.02)　＝ 10,200 円
２年後　10,000 円×(１＋0.02)^{2}　＝ 10,404 円　、……、
５年後　10,000 円×(１＋0.02)^{5}　＝ 11,041 円　、……、

ここで、単利とは、常に元金に対してのみ利息を計算し、利息は再投資しないという方法である。一方、複利とは、一定の期間ごとに利息を元金に繰り入れ、この合計を元金として利息を計算する方法である。単利では利息から生じる利息は計算しないのに対して、複利では利息から生じる利息も計算することになる。現在の商取引では一般に複利が用いられている。

同じ利息の条件のもとで、仮に５年後に 10,000 円の支払いが必要になった場合、現在手もとにいくらの現金を持っていれば良いかを考える。現在手もとに 10,000 円持っていたとすると、５年後には利息がつき、その利息分だけ金

額が余るため、10,000 円では多すぎることになる。５年後の元利合計がちょうど 10,000 円になる金額が現在必要であり、この額をＡ円とすると、

Ａ円×（１＋0.02）^{5} ＝ 10,000 円

という関係が成り立つことから、

$$A = 10{,}000\text{ 円} \times \left(\frac{1}{1+0.02}\right)^{5} = 9{,}057\text{ 円}$$

となり、現在手もとに 9,057 円あれば５年後に 10,000 円の支払いができることになる。この場合に、「５年後に支払う 10,000 円の現価は 9,057 円である」と表現する。すなわち、現価率は終価率の逆数ということである。複利計算の例でみたように、元利合計（終価）は期間が長くなるほど急速に大きな値となり、その逆数である現価は急速に小さな値となる。

年金数理では、将来において支払うべき給付費等の規模を測る際に、現価という考え方が重要であり、現価で評価することが有用である。

また、このような価格換算の考え方は、将来の年金額の見通しを物価で現在価値に置き換えて表現する際にも用いられている。

例えば、仮に物価上昇率を年平均１％とすると、現在 10,000 円の品物が、

１年後には、10,000 円×（１＋0.01） ＝ 10,100 円に、

２年後には、10,000 円×（１＋0.01）^{2} ＝ 10,201 円に、……、

５年後には、10,000 円×（１＋0.01）^{5} ＝ 10,510 円に、……、

というように値上がりすることとなる。逆に５年後に 10,000 円である品物は、現在の価格では、$10{,}000\text{ 円} \times \left(\frac{1}{1+0.01}\right)^{5} = 9{,}514\text{ 円}$ に相当するものであるということである。

（２）大数の法則

年金制度は一種の保険のシステムであるが、保険というシステムを成り立たせていくためには、一定数以上の者が集まって一つの集団を構成し、その中で互いに助け合っていくという形を取らなければならない。例えば、老齢年金については、年金を受給する老後の期間の長さは個人ごとに異なるが、老後期間の長い者は結果的に給付総額が大きくなり、老齢に達しないうちに死亡した者には給付が行われないという形で、集団内の助け合いが行われる形となっているのである。

このような保険システムを成り立たせ、適切に運営していくためには、老齢年金をどの程度の期間受給するかという割合や、障害が発生する割合といった年金の受給権が発生する割合等を、ある程度の精度をもって予測出来なければならない。このためには集団の規模がある程度以上でなければならないが、そ

の根拠となっているのが「大数の法則」である。

大数の法則とは確率論における法則の一つで、「標本を十分大きくとればその事象の発生する経験的頻度は理論的確率に限りなく近くなる」というものである。この法則は、例えば、ゆがみや偏りのないコインを放り投げて落ちた結果、それが表面である頻度は、放り投げる回数が少なければ２分の１とはならないことが考えられるが、回数を限りなく増やせば２分の１に近づいていくというものである。

年金数理においては、被保険者や受給者といった年金制度の構成者について、障害や死亡等の事象が発生する実際の割合は、その人数が多くなればなるほどその発生確率である一定の数値に近づくという形でこの法則が用いられる。いいかえれば、実際に財政検証において、例えば新規に障害年金を受給する者の数は被保険者数に障害者となる発生割合を乗じることにより見込んでいるが、これは大数の法則が成り立つことを前提とした手法である。

しかしながら、実際の発生頻度がその発生確率から大きく外れることが少なくなるということであり、その発生確率に一致することを保証するものではない。ただし、将来の発生確率を設定する際に、過去の実績に基づく推定を行う場合、標本数が十分大きくなれば、算定された発生確率の信頼度はそれだけ高まるということになる。

（３）収支相等の原則

収支相等の原則とは、保険のシステムを運営する際に、集団全体での保険料収入や積立金の利息等の収入の合計が給付費等の支出と等しくなるような制度設計を行わなければならないという原則である。ごく普通のことを意味しているようにも考えられるが、年金数理を扱う上で留意しなければならない点がいくつかある。

まず、収支相等の原則でいう収入や支出は単なる金額ではなく、確率論的な意味を持っているという点である。例えば、年金制度の支出のうち障害年金の給付費について考えると、将来において障害状態が発生する割合に、障害年金の年金額を乗じて得られる値の合計として推計されるものであり、確率論における期待値にあたるものである。

第二に、収支相等の原則は集団全体で考えるものであり、集団を構成している個人ごとに収支が均衡しているわけではないということである。個人保険では加入者の健康状態等によっては割増保険料を徴収するなどして個人ごとの収支の均衡を図る考え方があるが、一般に公的年金制度の場合は、集団全体で収支が均衡するような保険料を年齢等に関係なく一律に適用するものである。

第三に、収支相等の原則を考える期間について、通常の会計決算のように必

ずしも単年度だけで考えるわけではないということである。これは年金制度が人の一生にわたる非常に長期の制度であるため、たとえある一つの年度で収支が均衡していなくとも、長期でみて収支相等の原則が満たされるように運営していけば良いのである。また、年金制度においては、制度発足当初は年金受給者は少なく、年金給付費も少ないが、時間の経過とともに増大して、ある程度の年数を経て、はじめて一定の水準に近づいていくという性質がある（第３－１－３図）。このように、年金受給者数や年金給付費が増大して、最終的に到達する水準に近い状態になっていくことを、「制度が成熟する」と呼んでいる。ある一時点での収入と支出の規模の相対関係は、制度の成熟がどの程度かによって変わってくるため、やはり収支相等の原則は長期的な期間で考えることが重要である。現在の厚生年金・国民年金においては、現在既に生まれている者が年金の受給を終えるおおむね 100 年後までの期間を視野に入れて収支相等の原則を考慮している。

第３－１－３図　年金制度の成熟

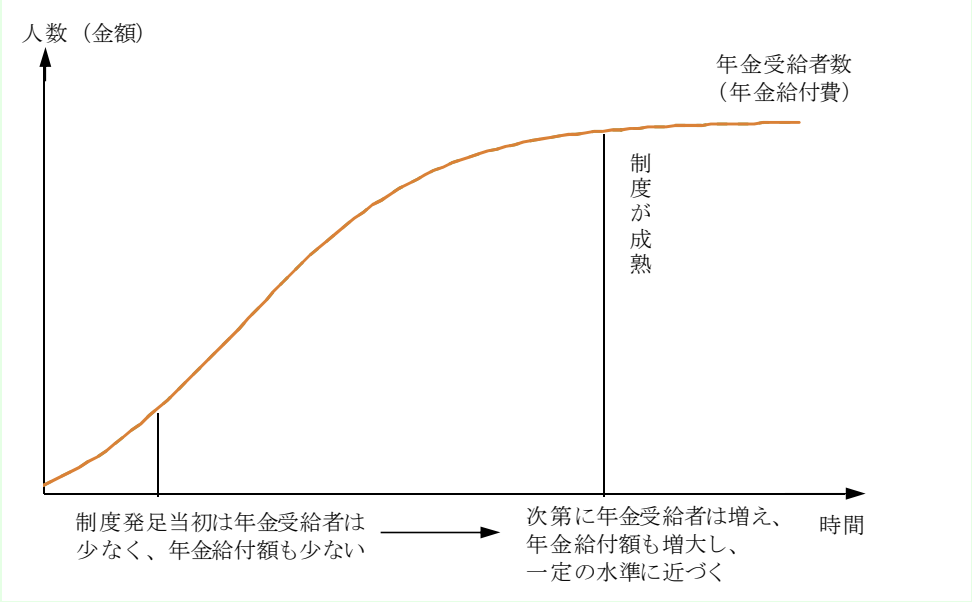

（４）積立金が非負であることの必要性

年金制度を運営していく過程で、給付に対して積立金が枯渇し年金の支払いに支障を来すような事態は、たとえ一時的でもあってはならない。

現在の厚生年金・国民年金においては、おおむね 100 年間にわたる財政均衡期間において収支均衡を図る仕組みであり、賦課方式を基本としつつ、積立金を保有し活用することで、少子高齢化に伴う急激な保険料上昇や給付の低下を回避する財政方式をとっており、一時的にも積立金が枯渇するような事態は起こらない見通しとなっている。

第２節　基礎数（初期データ）の設定

第１節で述べた各過程について、以下、その詳細を解説する。

財政検証作業は、被保険者及び受給者に関するデータの整備から始まる。年金制度の将来の姿をより正確に描くためには膨大なデータが必要となるが、その際、個票データを管理する日本年金機構及び各共済組合の協力を得て、財政検証に必要な各種情報が集約されたデータの提供を受け、提供データと他の統計との整合性を検討するなどのデータ整備を行った上で、2019(令和元)年財政検証における初期値を設定している。

それらの基礎データのうち、2019(令和元)年財政検証における初期値となる被保険者の性・年齢・被保険者期間別のデータ、年金受給者の性・年齢別データ等は、旧厚生年金、国民年金及び共済組合については 2016(平成 28)年度末の被保険者統計及び受給権者統計を基礎としている。

被保険者統計については、旧厚生年金は無作為に 50 分の 1、国民年金は 100 分の１で抽出した個票データを性・年齢・被保険者期間別に集計することにより作成される。個票データについては、例えば、厚生年金でいえば、財政検証で必要となる現在の標準報酬月額、標準賞与額、過去の被保険者期間、標準報酬額累計をはじめ、育児休業関係等各種情報を集約したものとなっている。なお、基礎年金給付費等を算出するため、1961(昭和 36)年４月１日以降の 20 歳以上かつ 60 歳未満であった被保険者期間に関するデータも使用している。

一方、受給権者統計については、日本年金機構で管理している受給権者裁定原簿から年金の種類・年齢別に受給権者数や年金額、過去の被保険者期間などの集計を行ったものである。

また、現在、被用者年金は一元化されており、厚生年金には共済年金の１・２階部分を含むこととなるが、旧厚生年金と共済組合では集団の属性が異なる部分が多いことから、報酬や年金給付費等についてのシミュレーションはそれぞれで行った後に合算することにより、厚生年金全体の財政検証を実施している。このため、基礎数は原則として旧厚生年金と共済年金はそれぞれの属性に応じて基礎数を作成している。なお、共済組合に係る統計については被保険者統計、受給者統計ともに全数統計となっており、各共済組合を所管する各省を経由して各共済組合から提供を受けているところである。

以下、被保険者及び受給者の初期データについて、旧厚生年金、国民年金、共済組合別に解説を行う。

１．被保険者の初期データ

2016(平成 28)年度末における第１号厚生年金被保険者（旧厚生年金の被保険者）及び第２号～第４号厚生年金被保険者（共済組合の組合員）の年齢構成は第３－２－１図（１）のとおりである。このような５歳階級別でみた場合、男子では 40～44 歳が 386 万人、女子では 40～44 歳が 215 万人で最も多く、以降、年齢が高くなるにつれて減少する。

なお、2019(令和元)年財政検証では、厚生年金被保険者のうち短時間被保険者に係る基礎数を作成しており、その年齢構成は第３－２－１図（２）のとおりである。このような５歳階級別でみた場合、男子では 60～64 歳が 2.9 万人と最も多く、女子では 45～49 歳が 3.2 万人で最も多い。

第３－２－１図　厚生年金被保険者の年齢構成

（１）厚生年金被保険者の年齢構成（短時間被保険者を含む全体）

（2016（平成 28）年度末）

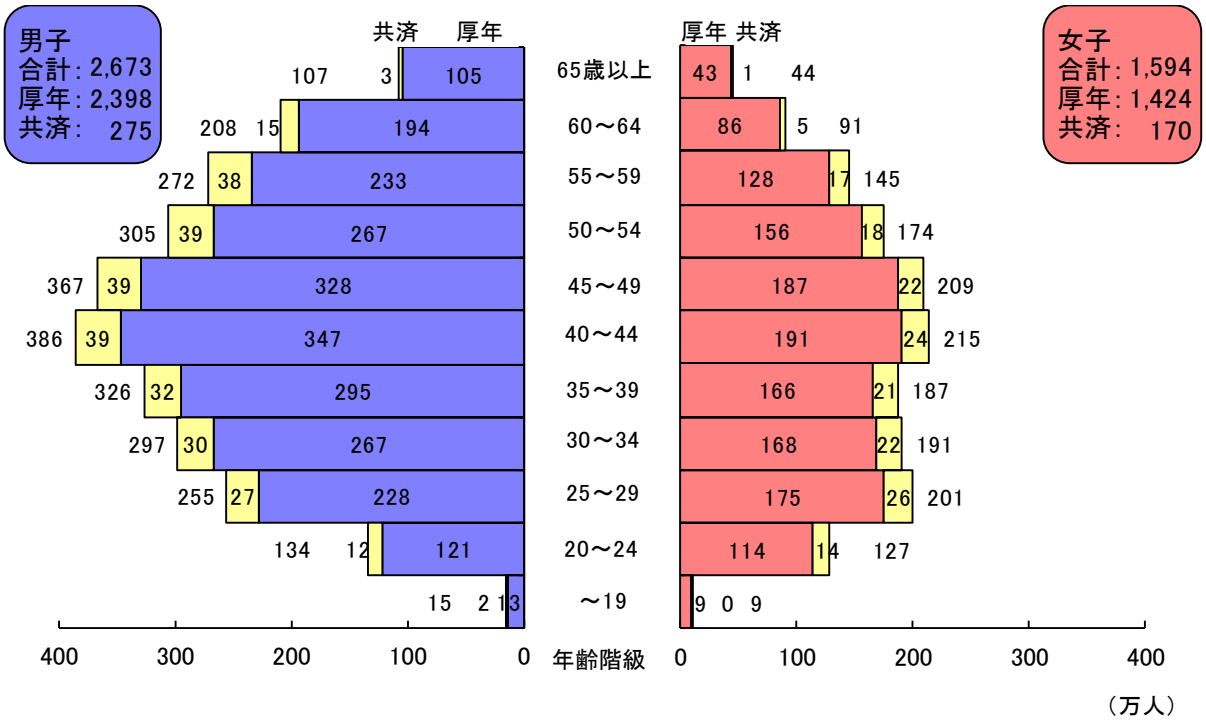

（２）短時間被保険者の年齢構成

（2016（平成 28）年度末）

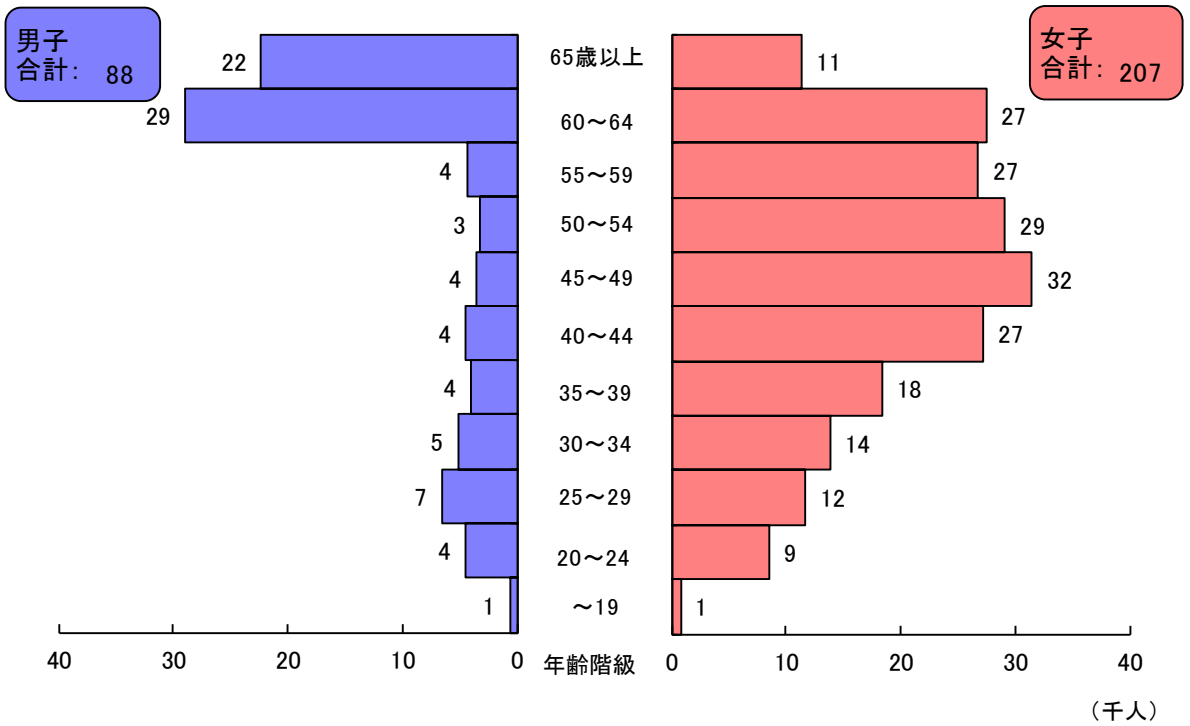

2016(平成 28)年度末における国民年金第１号（任意加入被保険者を含む。以下同じ。）及び第３号被保険者の年齢構成は第３－２－２図のとおりである。このような５歳階級別でみた場合、男子では 20～24 歳が 180 万人、女子では 40～44 歳が 257 万人で最も多くなっている。また、第３号被保険者は、被用者年金被保険者の被扶養配偶者であることから、男子では第３号被保険者 11 万人に対し第１号被保険者が 816 万人と第１号被保険者が大部分を占めるが、女子では第３号被保険者 878 万人に対し第１号被保険者 759 万人と、第３号被保険者の方が若干多くなっている。

第３－２－２図　国民年金（第１号・第３号）被保険者の年齢構成

(2016(平成 28)年度末)

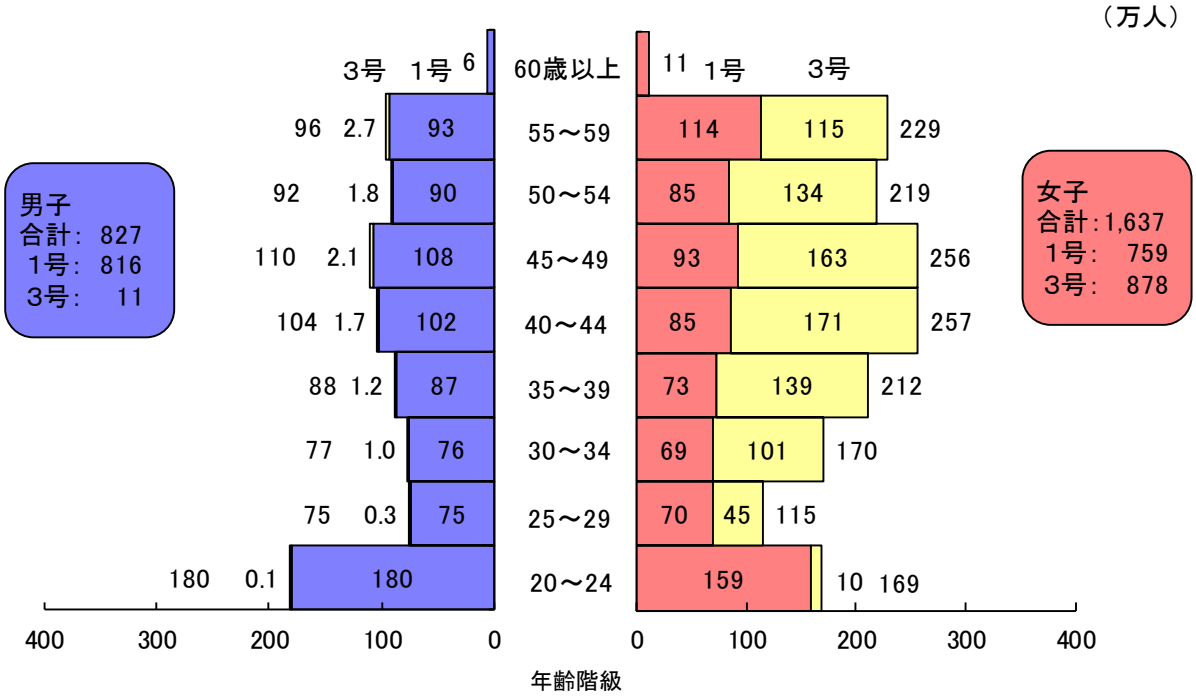

2016(平成 28)年度末における厚生年金被保険者の年齢階級別の平均被保険者期間は第３－２－３図及び第３－２－４図のとおりである。男女ともに基本的に年齢が高くなるにつれて長くなっているが、共済組合員では 60～64 歳において男子、女子ともに最も長くなっている。旧厚生年金被保険者と共済組合員の平均被保険者期間を 65 歳未満において比較すると、男子ではほぼ同じ傾向であるが、女子の 40 歳以上においては、共済組合の平均組合員期間の方が長くなっている。特に女子では旧厚生年金被保険者に比べて、共済組合の平均組合員期間は非常に長いことがわかる。なお、ここでいう期間には、20 歳未満及び 60 歳以上に係る期間も含んだものとなっている。

第３－２－３図　旧厚生年金被保険者の平均被保険者期間月数

（2016（平成 28）年度末）

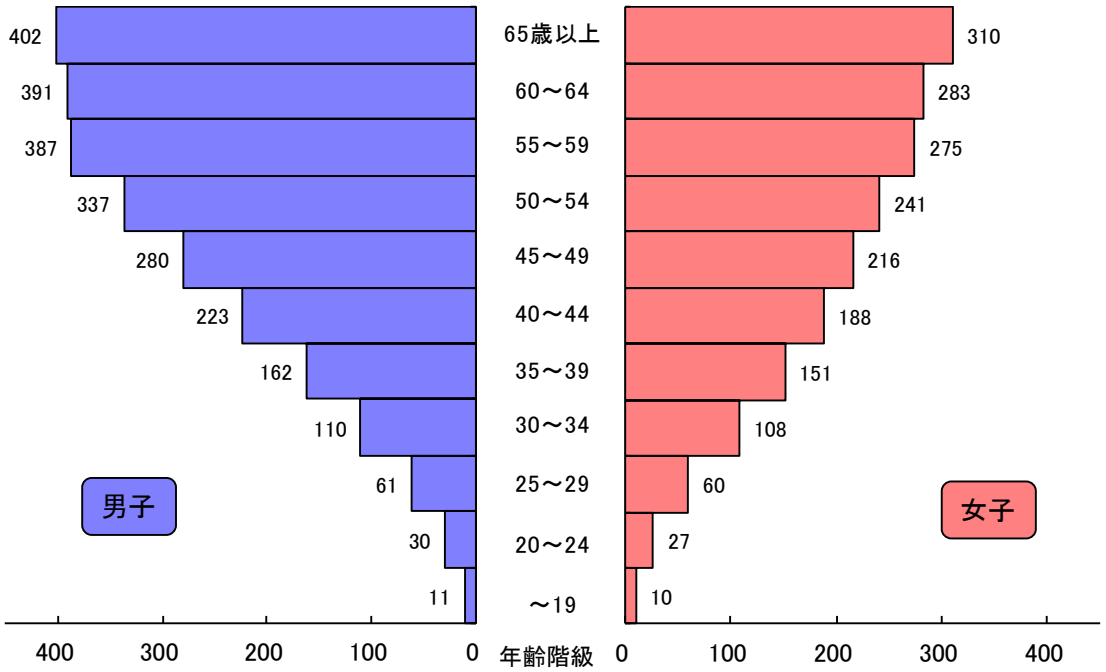

第３－２－４図　共済組合員の平均組合員期間月数

（2016（平成 28）年度末）

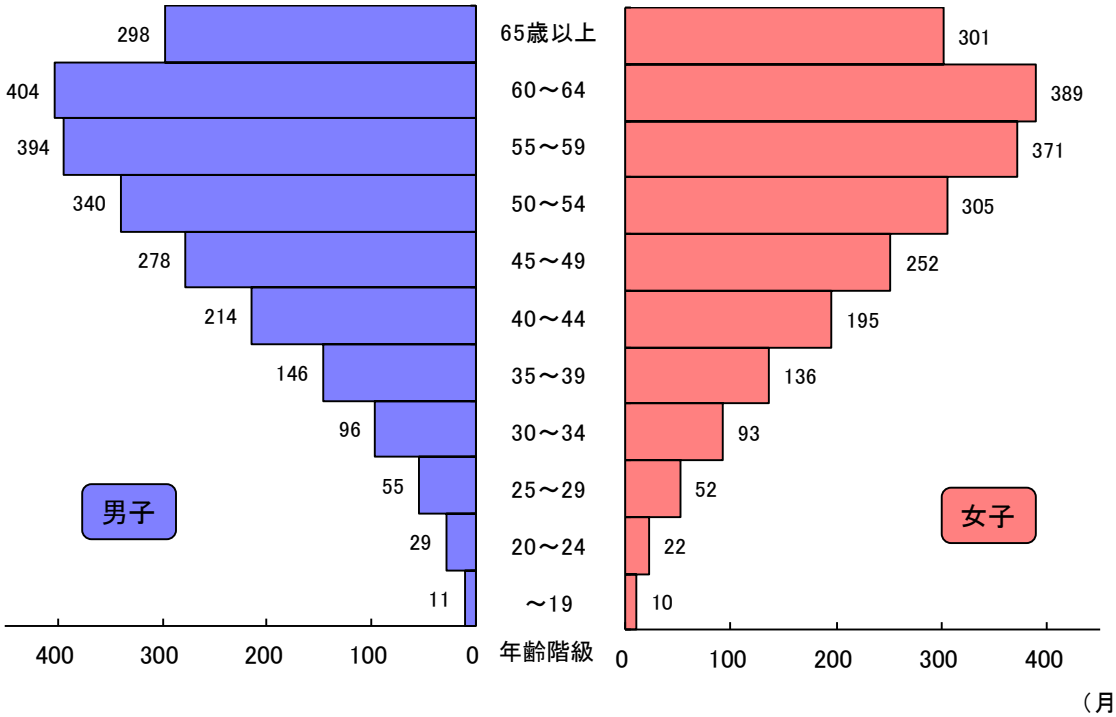

2016(平成 28)年度末における国民年金第１号被保険者及び第３号被保険者の年齢階級別の平均被保険者期間は、それぞれ第３－２－５図及び第３－２－６図のとおりである。ここでいう被保険者期間は、第１号被保険者であれば 2016(平成 28)年度末に第１号被保険者であった者における新法の第１号被保険者期間及び旧法の国民年金被保険者期間の月数を意味しており、第３号被保険者であれば 2016(平成 28)年度末に第３号被保険者であった者における新法の第３号被保険者期間の月数を意味している。つまり、ここでいう被保険者期間は、第１号被保険者期間と第３号被保険者期間の合算ではないことに注意を要する。

国民年金第１号被保険者の平均被保険者期間は年齢が高くなるにつれて長くなっており、60 歳以上において男子では 296 月、女子では 236 月となっている。国民年金第３号被保険者の平均被保険者期間は、男子では 50～54 歳において、女子では 55～59 歳において最も長くなっており、男子では 77 月、女子では 294 月となっている。他の年齢階級を見ても、国民年金第３号被保険者の平均被保険者期間は男女で大きく異なっていることが分かる。

第３－２－５図　国民年金第１号被保険者の平均被保険者期間月数

（2016（平成 28）年度末）

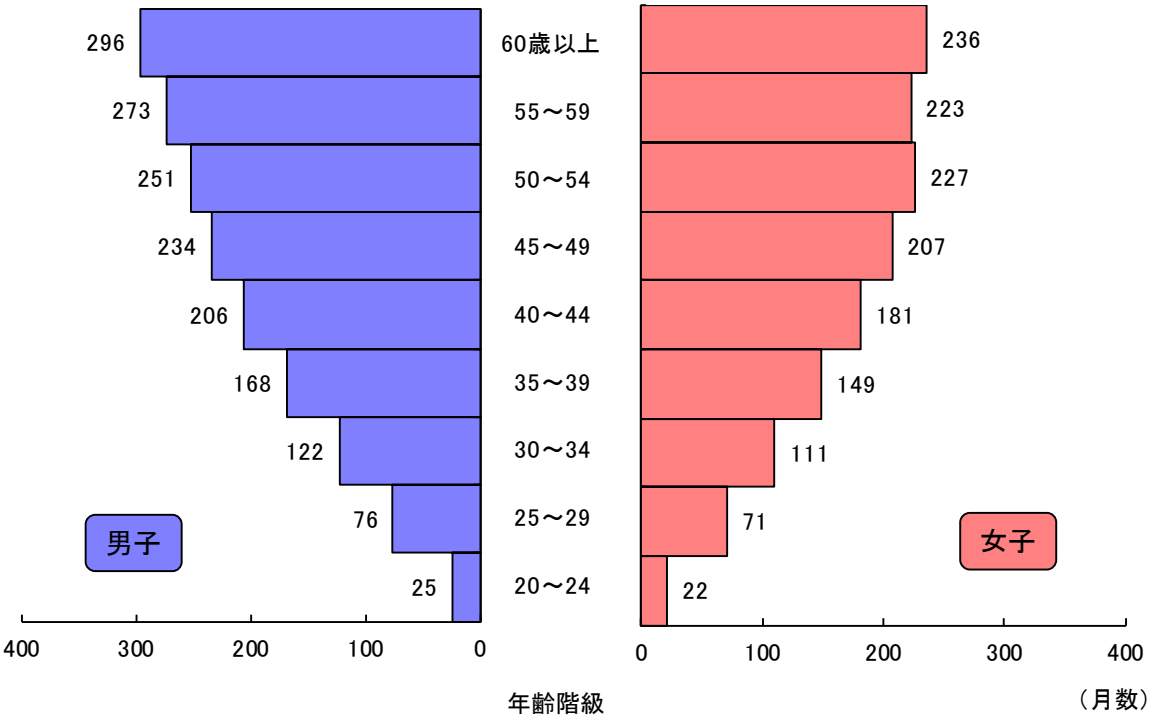

第３－２－６図　国民年金第３号被保険者の平均被保険者期間月数

（2016（平成 28）年度末）

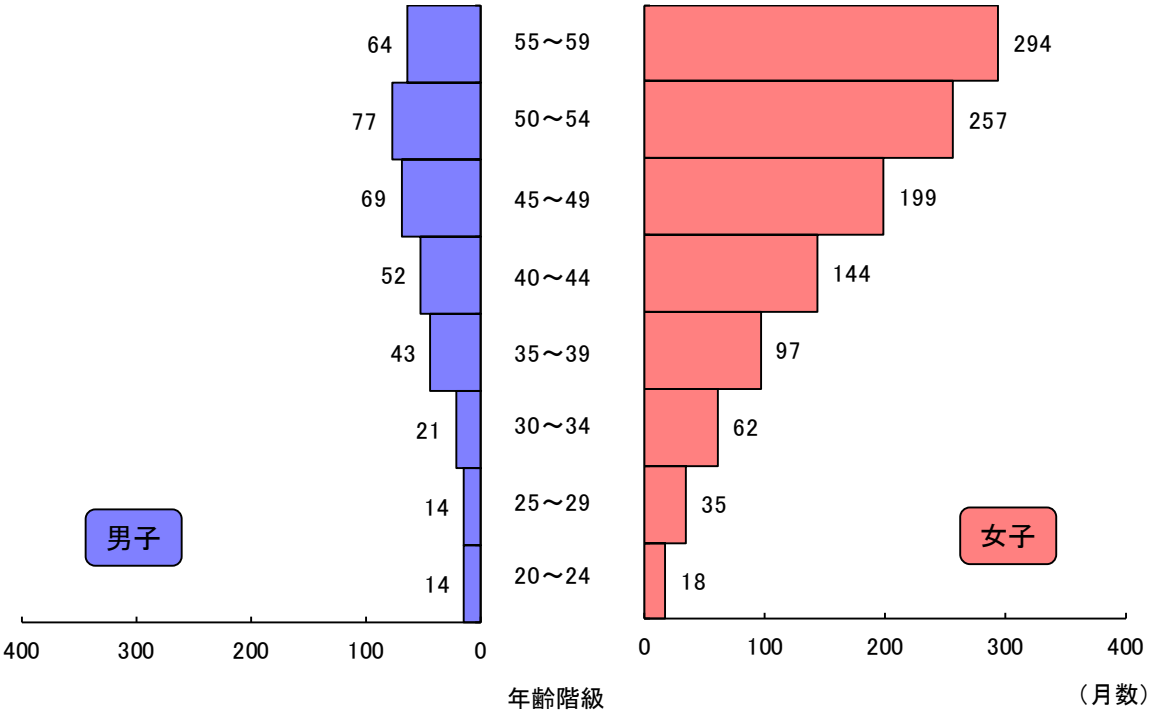

２．受給者の初期データ

2016(平成 28)年度末における老齢厚生年金及び退職共済年金受給権者の年齢構成は第３－２－７図のとおりである。ここでいう老齢厚生年金とは、旧法厚生年金の老齢年金、旧法船員保険の老齢年金及び老齢厚生年金のうち原則として被保険者期間 25 年以上の年金のことである。また、ここでいう退職共済年金とは、旧法退職年金（旧法減額退職年金を含む。）及び退職共済年金のうち原則として組合員期間 25 年以上の年金のことである。

老齢厚生年金及び退職共済年金ともに、男女とも 65～69 歳の受給権者が最も多く、合計で男子は 348 万人、女子は 146 万人となっており、以降、年齢が高くなるにしたがって徐々に減少している。

第３－２－７図　老齢厚生年金及び退職共済年金受給権者の年齢構成

(2016(平成 28)年度末)

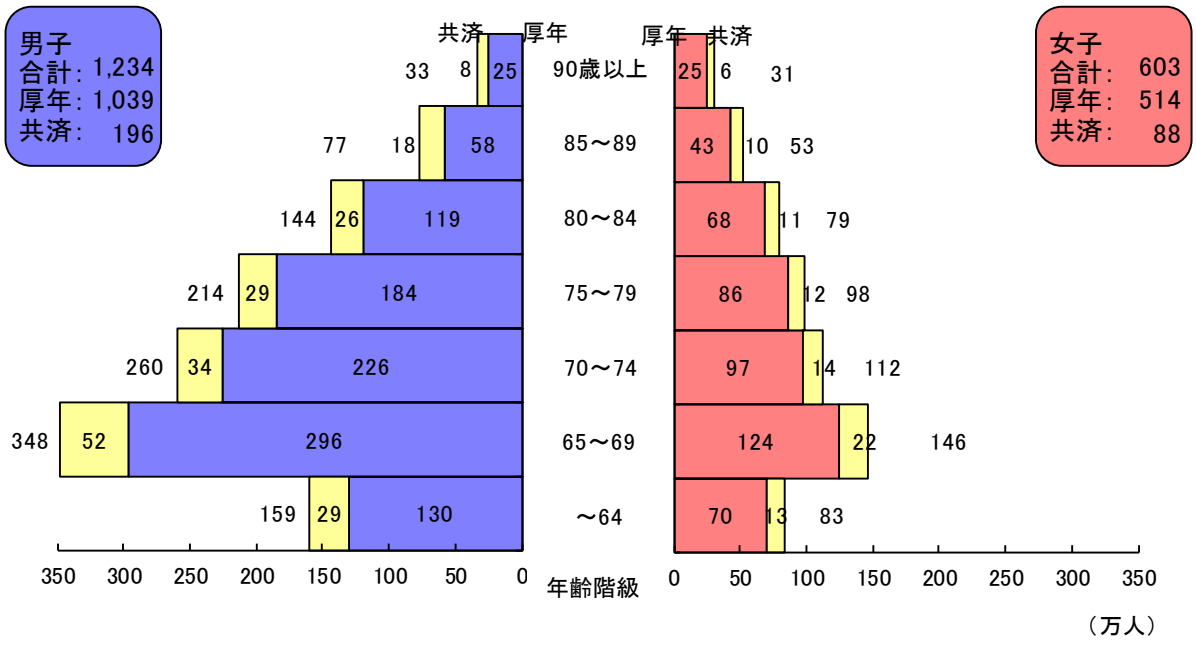

2016(平成 28)年度末における国民年金の老齢年金受給権者の年齢構成は第３－２－８図のとおりである。ここでいう老齢年金とは、旧法老齢年金、通算老齢年金及び老齢基礎年金のことである。男女とも 65～69 歳の受給権者が最も多く、男子は 434 万人、女子は 476 万人となっている。なお、90 歳未満の者については、1986（昭和 61)年４月以降に 60 歳に到達した老齢基礎年金受給権者で構成されており、国民年金第１号被保険者であった者に加え、第２号被保険者であった者も含まれている。

第３－２－８図　国民年金老齢年金受給権者の年齢構成

（2016（平成 28）年度末）

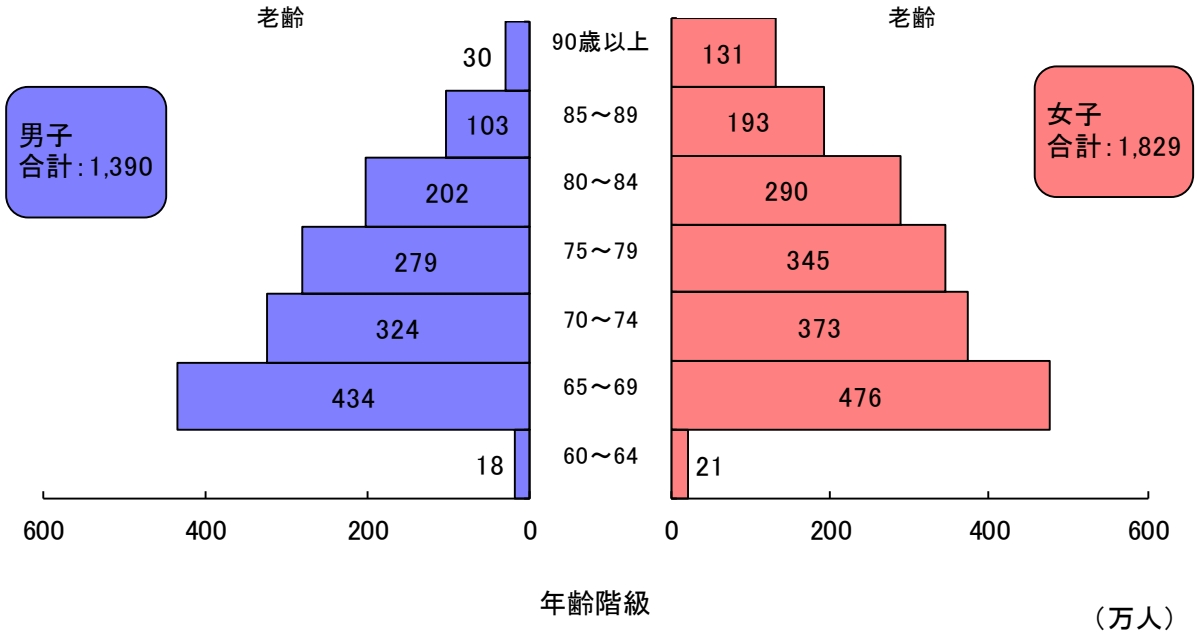

第３節　基礎率の設定

財政検証を行うにあたっては、被保険者や年金受給者等の状態が今後どのように変化していくのかを示す仮定値を設定する必要がある。この仮定値のことを基礎率という。広い意味での基礎率には、物価上昇率、賃金上昇率、運用利回りの経済関係の仮定値も含まれるが、これらは年金財政に大きな影響を及ぼすものでもあり、「経済前提」と呼ばれ他の基礎率と区別されることも多い。本節においては単に「基礎率」というと経済前提を含まない狭義の意味とする。

基礎率には、被保険者数の変化を推計するための総脱退力、死亡脱退力や、被保険者の標準報酬の変化（定期昇給分）を推計するための標準報酬指数、受給者数の変化を推計するための年金失権率や障害年金発生力、障害年金受給者を障害等級別に分けるための障害等級割合等があり、財政検証の都度、最近の制度運営の実績等を踏まえて見直しが行われる。

今回の財政検証において使用した基礎率は、基本的には、2014(平成 26)年度から 2016(平成 28)年度にかけての被保険者統計及び年金受給権者統計に基づいて性・年齢別に作成したものである。

なお、厚生年金と国民年金（第１・３号被保険者のみ。以下同様。）は集団の属性が異なる部分が多いことから、原則として別の基礎率を作成している。

また、現在、被用者年金は一元化されており、厚生年金には共済組合の１・２階部分を含むこととなるが、旧厚生年金と共済組合では集団の属性が異なる部分が多いことから、報酬や年金給付費等についてのシミュレーションはそれぞれで行った後に合算することにより、厚生年金全体の財政検証を実施している。このため、基礎率は原則として旧厚生年金と共済組合はそれぞれの属性に応じて基礎率を作成している。なお、共済組合については、各共済組合を所管する各省を経由して各共済組合から提供を受けた組合員及び受給権者に関するデータに基づいて、基礎率を作成している。

以下、2019(令和元)年財政検証において使用した主な基礎率について解説する。

１．厚生年金

旧厚生年金と共済組合は、それぞれの属性に応じて基礎率を作成しているが、ここでは、旧厚生年金の基礎率を中心に解説する。

旧厚生年金の総脱退力は第３－３－１図及び第３－３－２図のとおりである。

総脱退力とは、各年齢において被保険者が制度から脱退する確率のことであり、性・年齢別に 2016(平成 28)年度の年度内脱退者数を年度平均被保険者数で割り、一定の平滑化を行うことにより設定している。旧厚生年金では、男女とも会社間の移動の多い若年齢層や 50 歳台後半以降において値が大きくなっており、さらに、女子については、結婚・出産による脱退であると思われる 20 歳台後半に山がみられる。

旧厚生年金の死亡脱退力は第３－３－３図及び第３－３－４図のとおりである。死亡脱退力とは、各年齢において被保険者が死亡する確率のことであり、死亡時に遺族年金の支給要件を満たす被扶養者がいれば遺族年金の発生につながる。死亡脱退力は、性・年齢別に過去３年間平均で捉えた年度内死亡者数を年度平均被保険者数で割ったものを基に、生命表の死亡率を参考にして設定している。旧厚生年金の死亡脱退力は、全般的に男女とも全人口の死亡率に比べて低い値となっている。

旧厚生年金の障害年金発生力は第３－３－５図及び第３－３－６図のとおりである。障害年金発生力とは、各年齢において被保険者が障害者となり障害年金を受給し始める確率のことであり、性・年齢別に過去３年間平均で捉えた年度中新規裁定障害年金受給権者数を年度平均被保険者数で割り、一定の平滑化を行うことにより設定している。旧厚生年金の障害年金発生力は、男女共通して年齢とともに高くなる傾向にある。

旧厚生年金の老齢年金失権率は第３－３－７図及び第３－３－８図のとおりである。老齢年金失権率とは、その年齢の老齢年金受給権者が向こう１年間に失権する確率のことである。老齢年金受給権者が失権するのは受給権者が死亡したときのみであることから、老齢年金失権率は老齢年金受給権者の死亡率であるといえる。老齢年金失権率は、性・年齢別に過去３年間平均で捉えた年度中年金失権者数を年度平均年金受給権者数で割ったものを基に、生命表の死亡率を参考として設定している。なお、以下解説する障害年金失権率、遺族年金失権率についてもほぼ同様の方法で算出しているが、65 歳以上の老齢年金失権率については、被用者化が進む等により旧厚生年金、国民年金の当該率に大きな差がなくなってきていることに鑑み、旧厚生年金と国民年金を合わせた全体の失権率として作成している。

旧厚生年金の障害年金失権率は第３－３－９図及び第３－３－10 図のとおりである。障害年金失権率とは、その年齢の障害年金受給権者が失権する確率のことである。障害年金の受給権者が失権するのは、障害から回復して 65 歳に到達したとき（ただし、65 歳時点で障害回復後３年を経過していない場合は３年を経過したとき。)、または老齢年金同様、受給権者が死亡したときであるが、障害年金受給権者の死亡率は生命表の死亡率と比較して高いため、結果として、障害

年金失権率は老齢年金失権率よりも高くなっている。

遺族である妻及び夫についての旧厚生年金の遺族年金失権率は第３－３－11図及び第３－３－12図のとおりである。遺族年金失権率とは、その年齢の遺族年金受給権者が失権する確率のことである。遺族年金受給権者が失権するのは、受給者が死亡した場合の他に、婚姻をした場合等などがある。ここでいう妻、夫とは、受給権者（遺族）の状態を表すものであり、男子が死亡した場合は妻に、女子が死亡した場合は子及び夫に受給権が付与されるとして推計を行っている。旧厚生年金についていえば、妻の失権率は、35歳前後で段差があるが、これは、受給権を取得した当時30歳未満である妻については、遺族基礎年金の受給権を有しない場合に5年を経過すると失権するためである。その後、40歳頃までは年齢とともに低くなる傾向にあり、その後低いまま推移、60歳台後半から高くなるというU字型をしている。これは45歳頃までは、遺族となっても再び婚姻をする場合が多いためと考えられる。また、夫の失権率は、年齢とともに高くなっている。夫に支給される遺族厚生年金については、被保険者である妻が死亡当時、夫が55歳以上でなければ受給権が発生しないため、失権率も55歳からのみ作成している。

妻、子または夫への旧厚生年金の遺族年金発生割合は第３－３－13図及び第３－３－14図のとおりである。遺族年金発生割合とは、当該年齢の被保険者及び老齢年金・障害年金受給権者が死亡した場合に、遺族年金が支給される遺族が存在する確率のことである。ここでいう妻、子または夫とは、遺族年金失権率と同様、受給権者（遺族）の状態を表している。旧厚生年金の遺族年金発生割合の作成にあたっては、妻または夫への場合は、旧厚生年金の被保険者及び遺族年金受給権者に関する実績統計の他、「平成27年国勢調査」の配偶者状況及び「日本の世帯数の将来推計（全国推計)」(2018(平成30)年１月推計、以下、本節では「世帯数推計」という。世帯数推計については、第３章第５節参照。）における将来の有配偶割合を参考にして作成している。また、子への場合は、旧厚生年金の被保険者及び遺族年金受給権者に関する実績統計を参考として作成している。この結果、妻への遺族年金発生割合は若年層では年齢とともに高くなるが、高年齢層では年齢とともに低くなる逆U字型となっている。一方、死亡した者が女子である場合には、子への発生及び夫への発生と２つの率を作成している。子への発生については、遺族が子である場合、夫への発生については、遺族が夫である場合である。夫への場合、妻への場合ともに世帯数推計における将来の有配偶割合を用いて、将来の未婚化・晩婚化の影響を織り込んでいる。

旧厚生年金の標準報酬指数は第３－３－15 図及び第３－３－16 図のとおりである。標準報酬指数とは、被保険者の各年齢の標準報酬の水準について、20.5歳を１として指数化したものである。標準報酬指数は、過去３年間の性・年齢別の

標準報酬総額（ボーナス込み）の平均値に基づき作成している。男子では年齢とともに高くなり 50 歳頃にピークを迎えた後、低くなっているが、女子では、若年層においては年齢とともに高くなるものの 50 歳台後半までほぼ横ばいで推移し、その後、若干低くなっている。

その他、旧厚生年金の将来推計において使用している基礎率として再加入率がある。被保険者の動向については、毎年度、制度から脱退する者もいれば、加入してくる者もいる。加入してくる者については、厚生年金制度に初めて加入してくる者もいれば、過去に厚生年金制度に加入していたが脱退し、その後、再び加入してきたという者もいる。将来推計上は、加入者を、制度に初めて加入してくる者と再加入者に分けて計算を行っている。再加入率は、加入者のうちの再加入者である者の割合を、実績統計をもとに作成している。再加入率は、第３－３－17 図及び第３－３－18 図にあるとおり、若年層では年齢とともに高くなるが、30 歳台頃から７～８割でほぼ一定となる。

第３－３－１図　厚生年金総脱退力（男子）

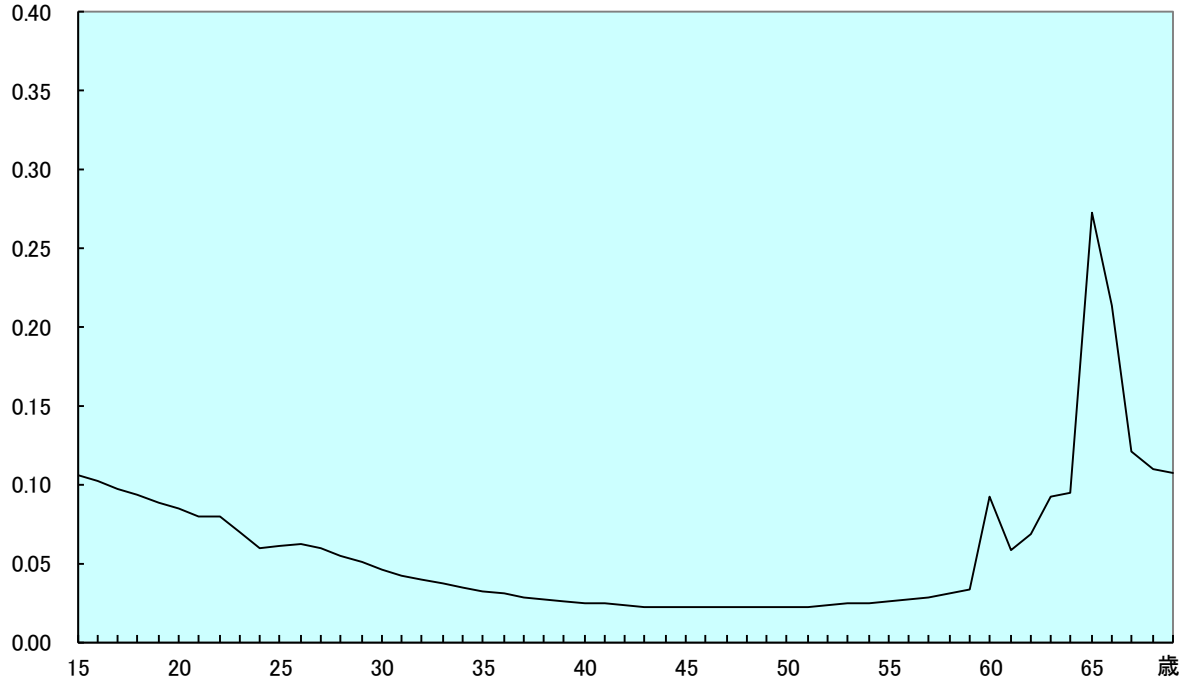

第３－３－２図　厚生年金総脱退力（女子）

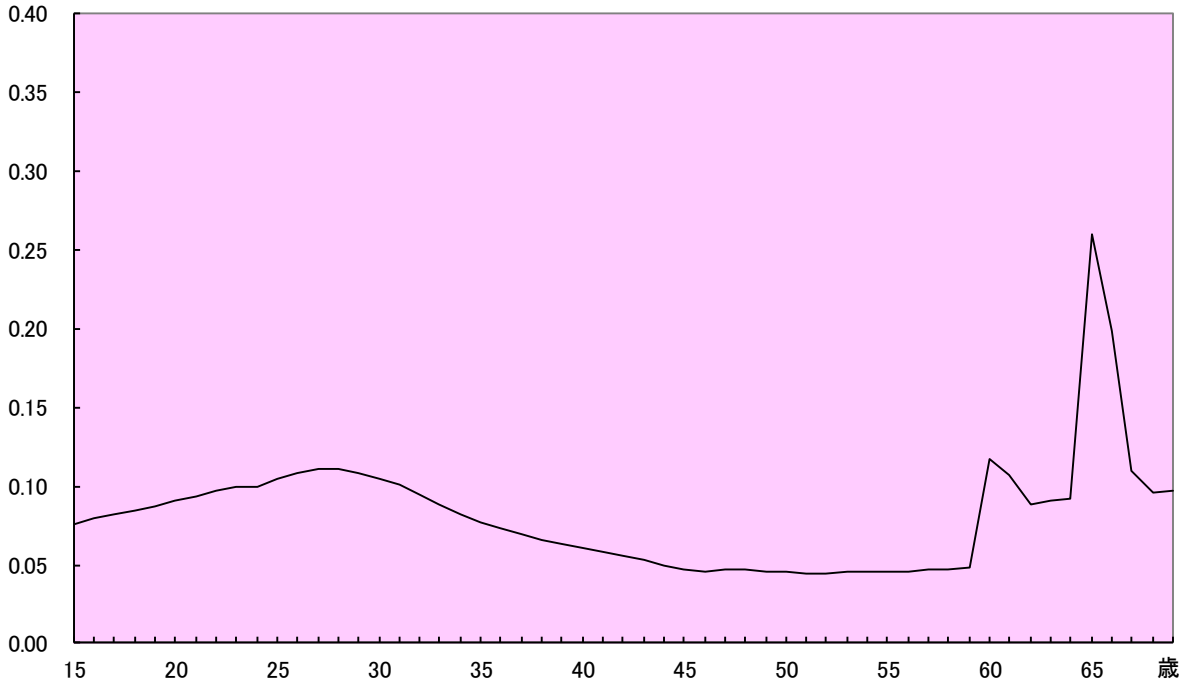

第３－３－３図　厚生年金死亡脱退力（男子）

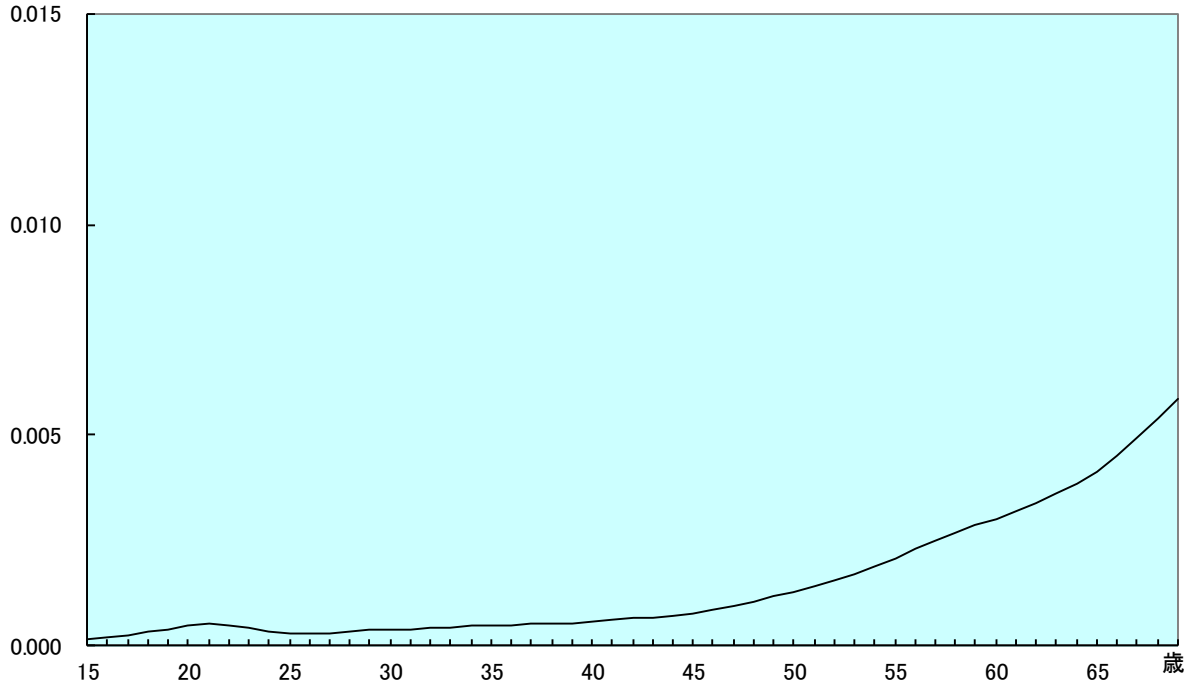

第３－３－４図　厚生年金死亡脱退力（女子）

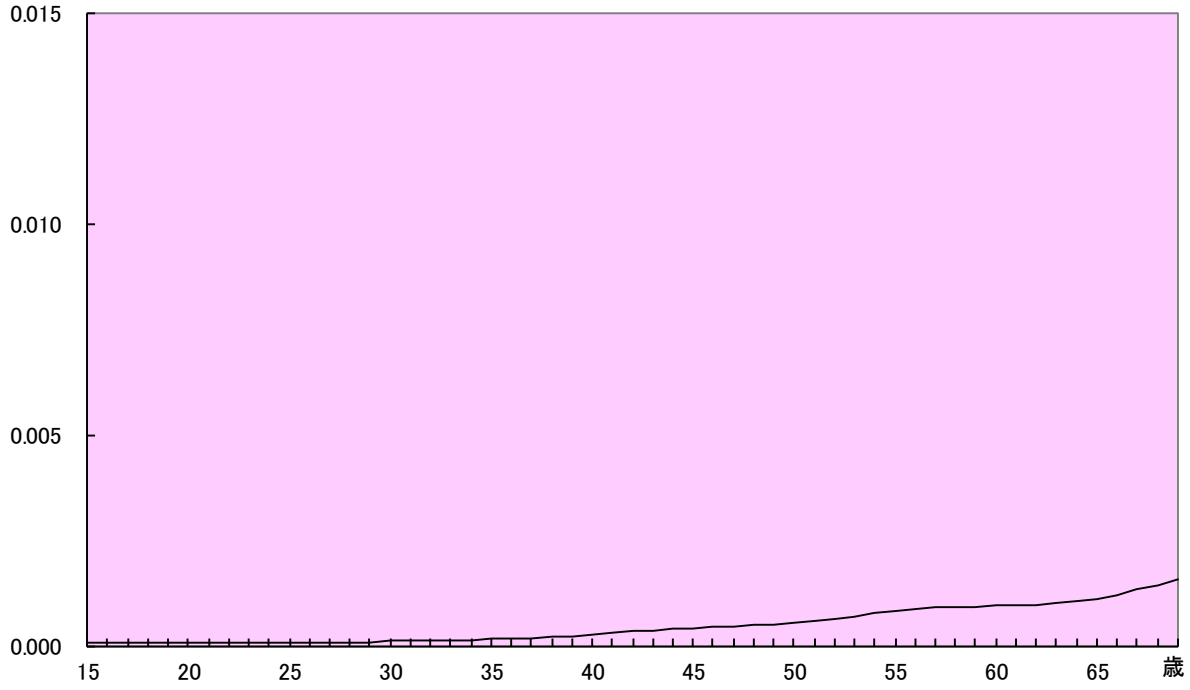

第３－３－５図　厚生年金障害年金発生力（男子）

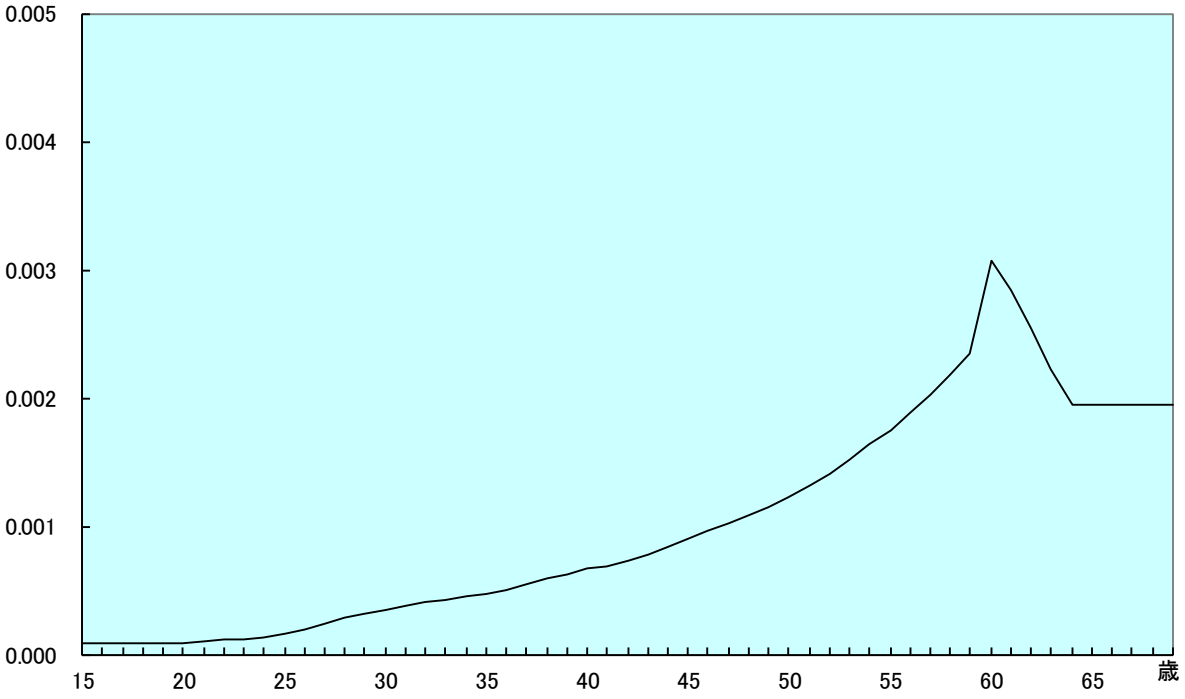

第３－３－６図　厚生年金障害年金発生力（女子）

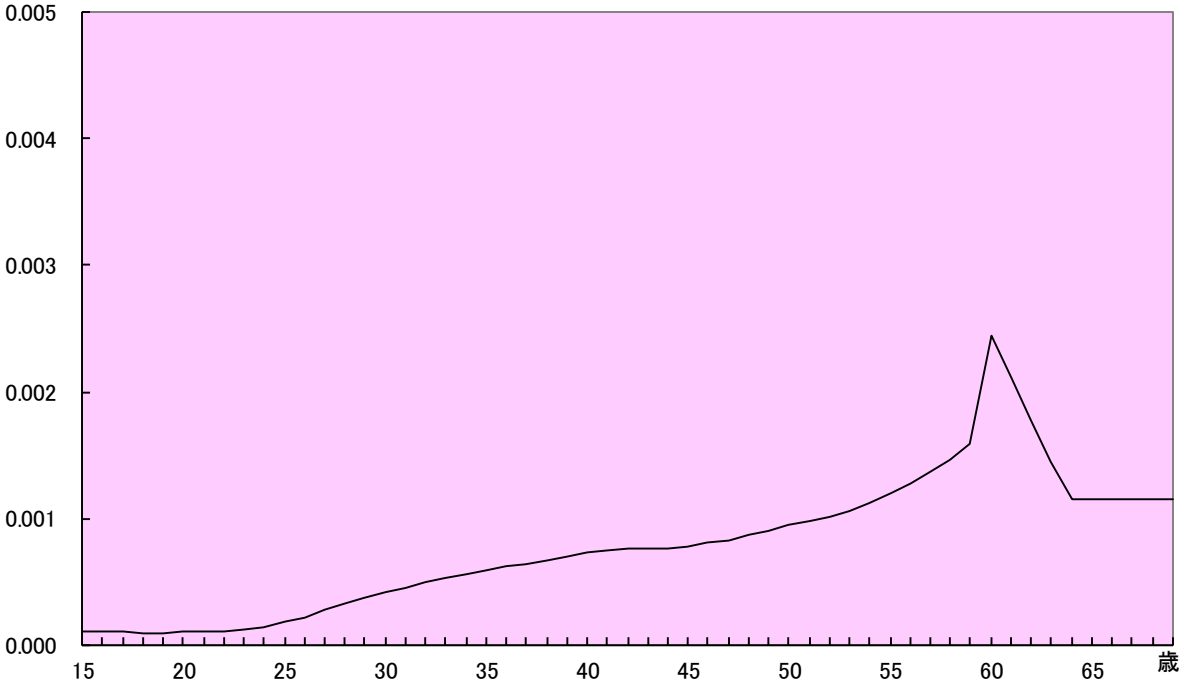

第３－３－７図　厚生年金老齢年金失権率（男子）

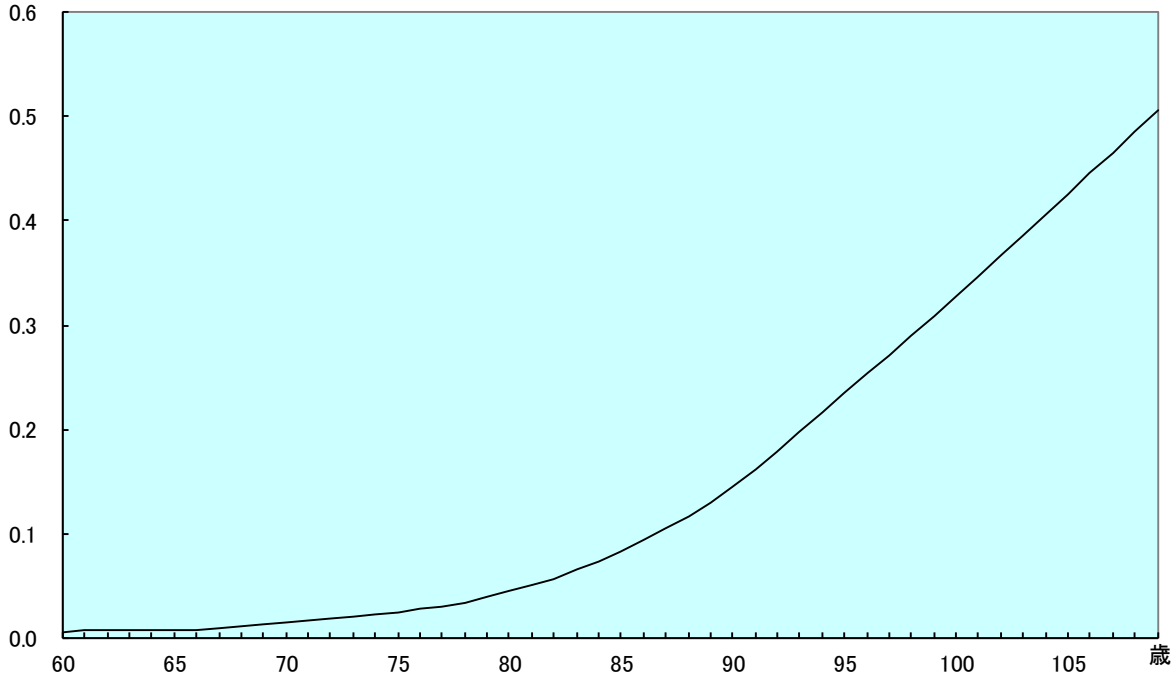

第３－３－８図　厚生年金老齢年金失権率（女子）

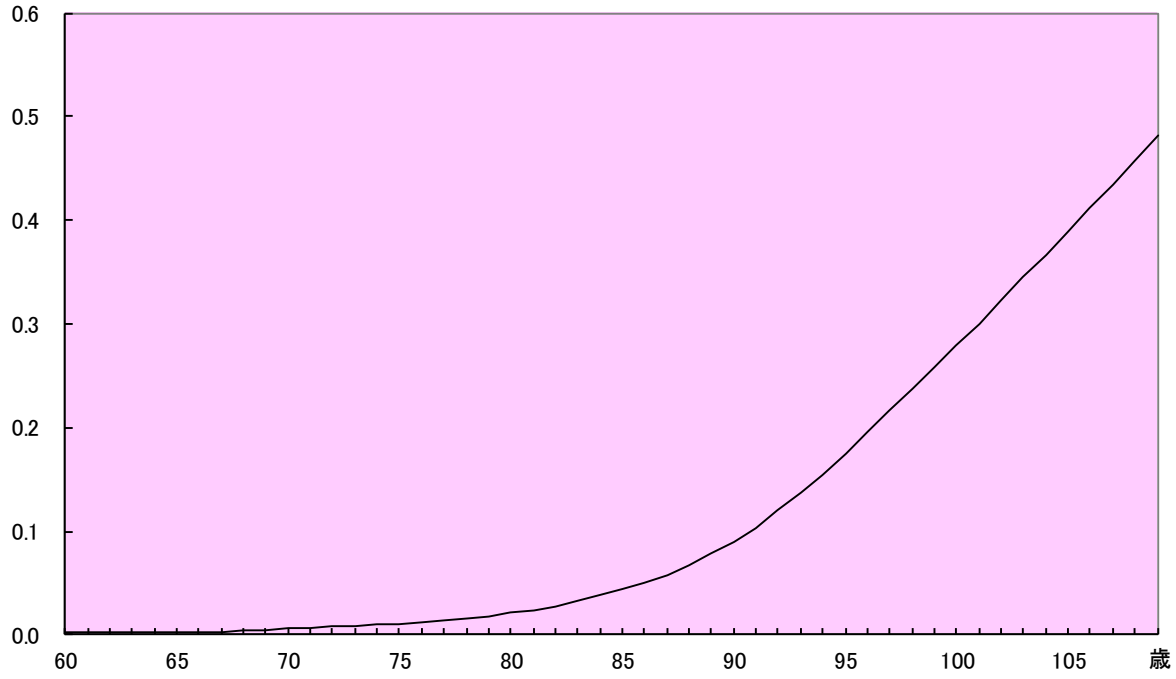

第３－３－９図　厚生年金障害年金失権率（男子）

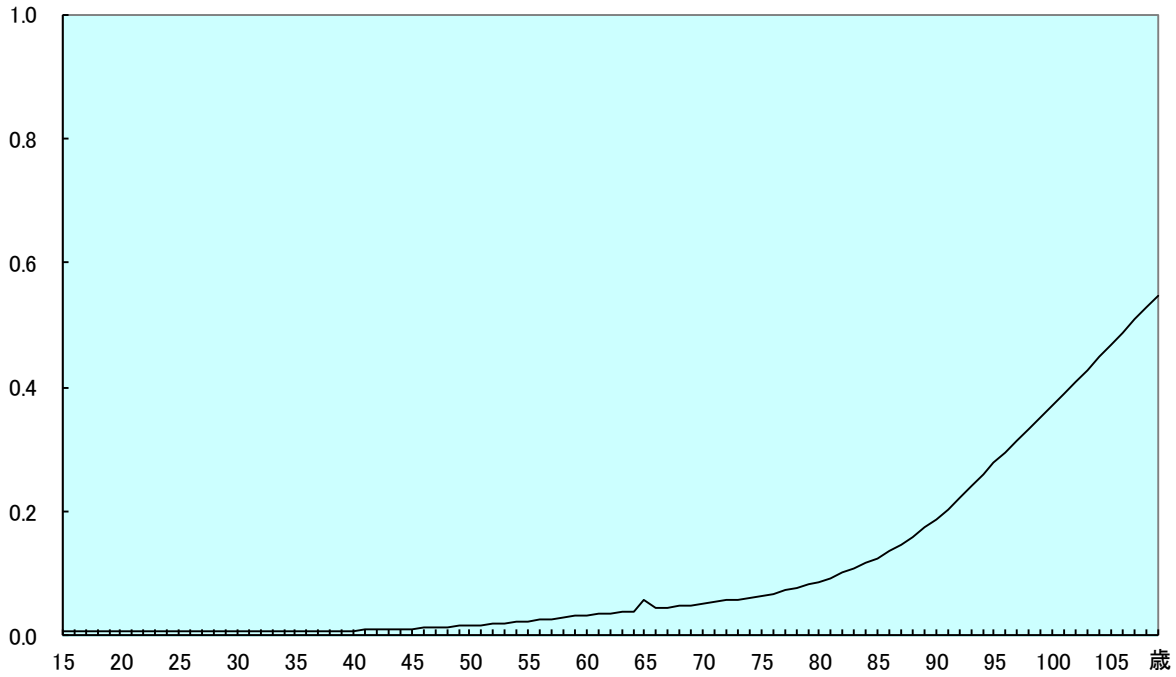

第３－３－10 図　厚生年金障害年金失権率（女子）

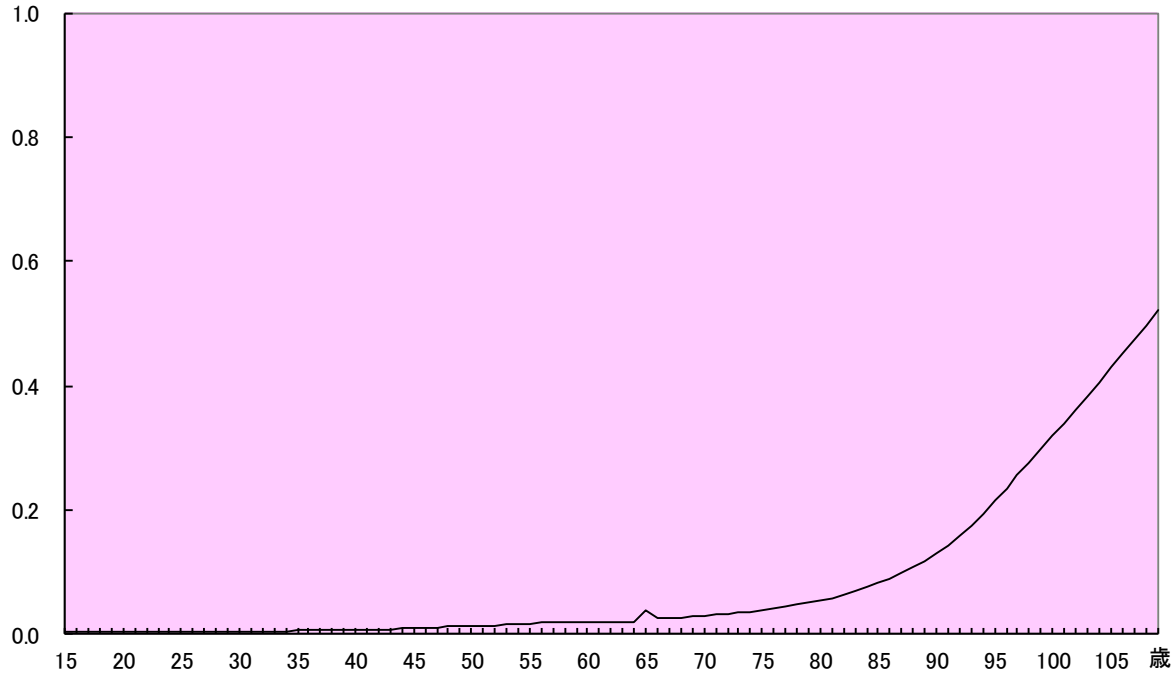

第３－３－11図　厚生年金遺族年金失権率（妻）

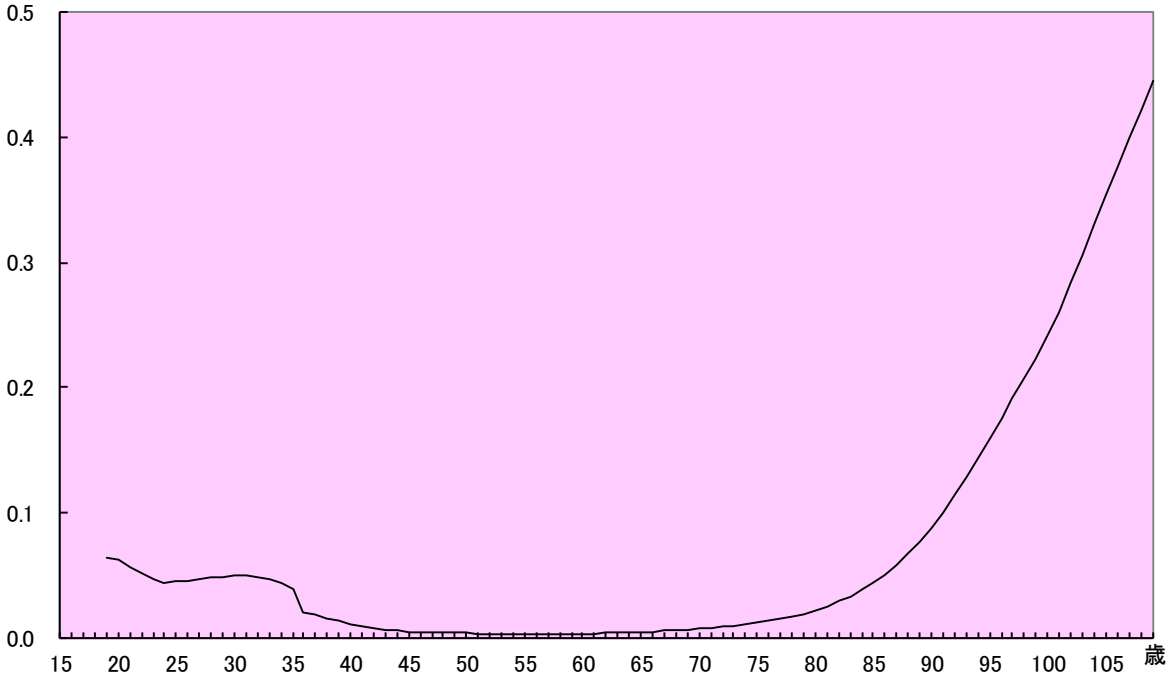

第３－３－12図　厚生年金遺族年金失権率（夫）

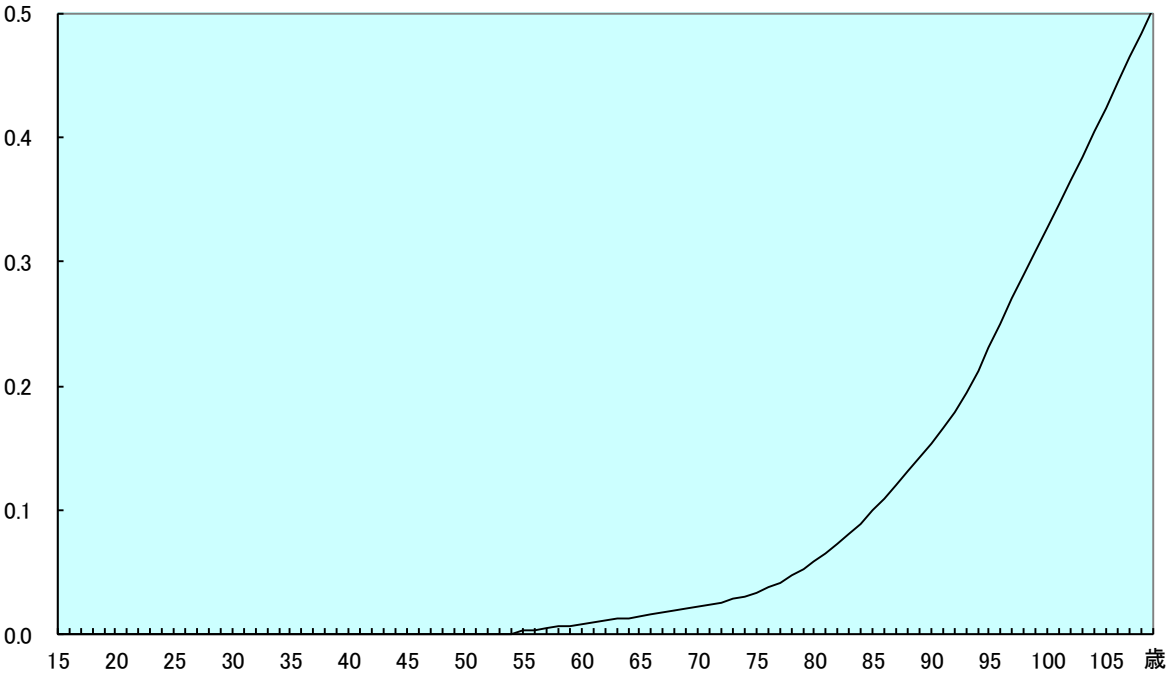

第３－３－13 図　厚生年金遺族年金発生割合（妻）

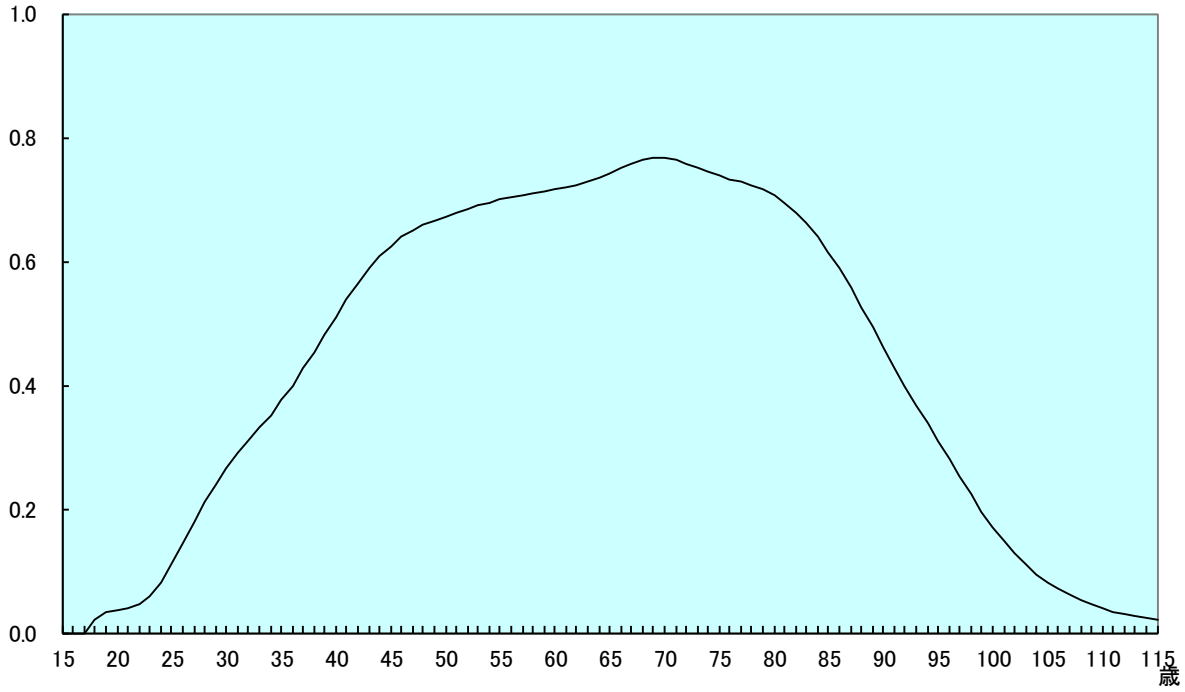

第３－３－14 図　厚生年金遺族年金発生割合（夫、子）

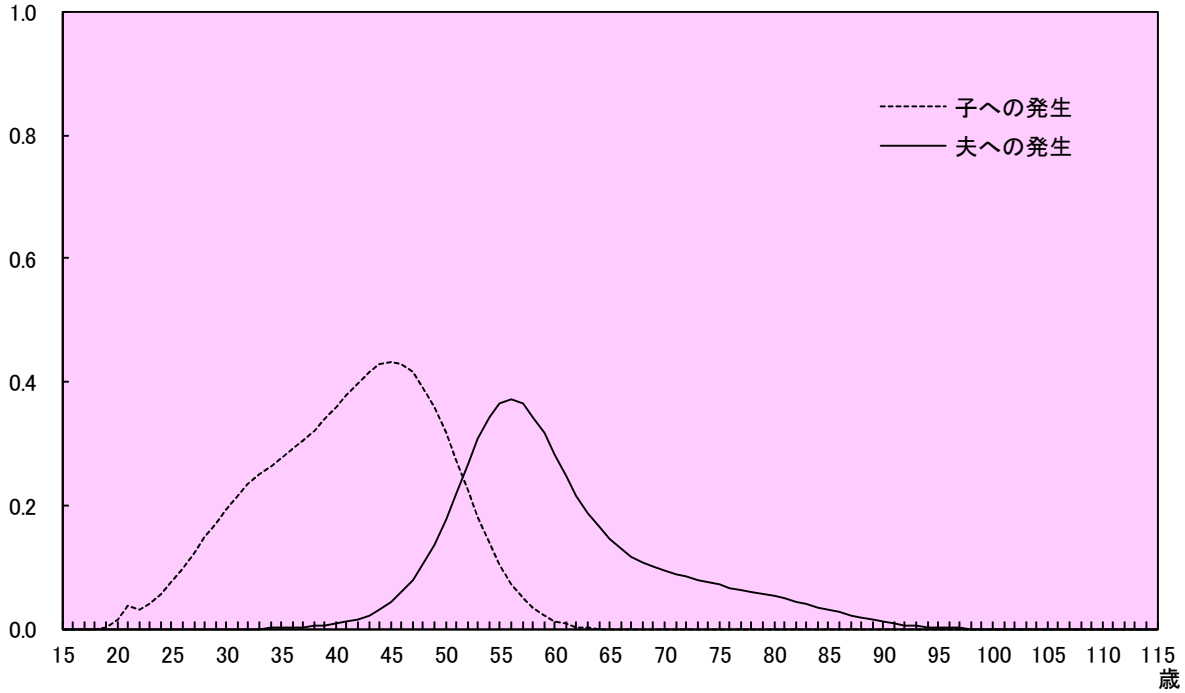

第３－３－15図　厚生年金標準報酬指数（男子）

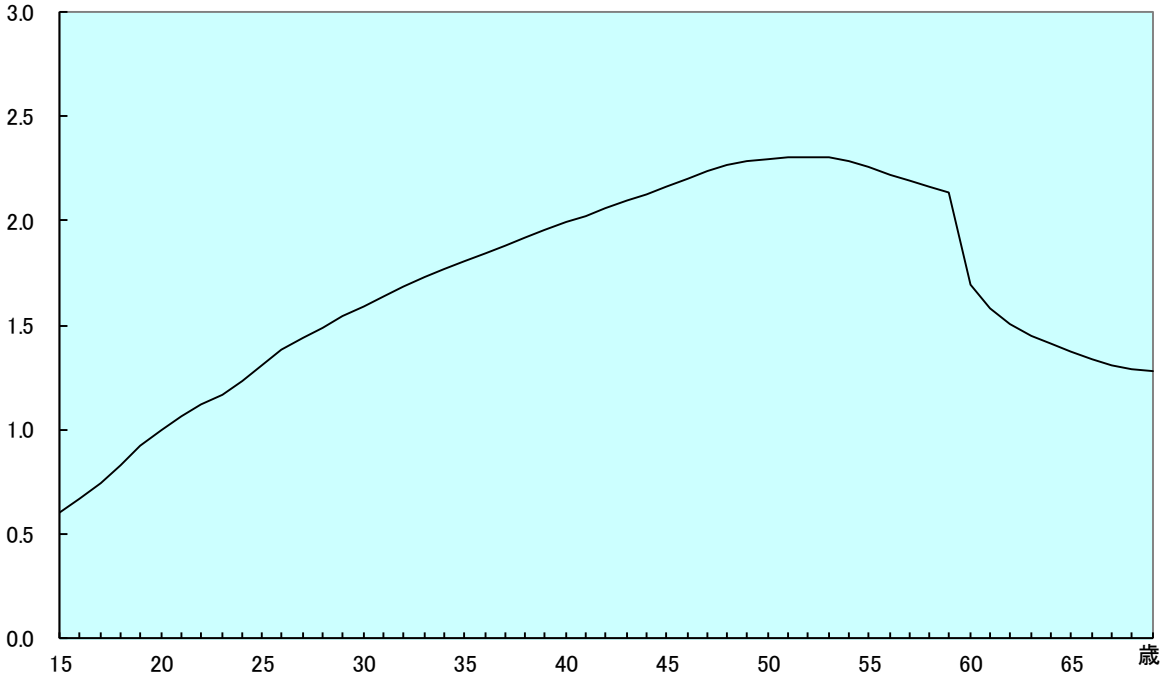

第３－３－16図　厚生年金標準報酬指数（女子）

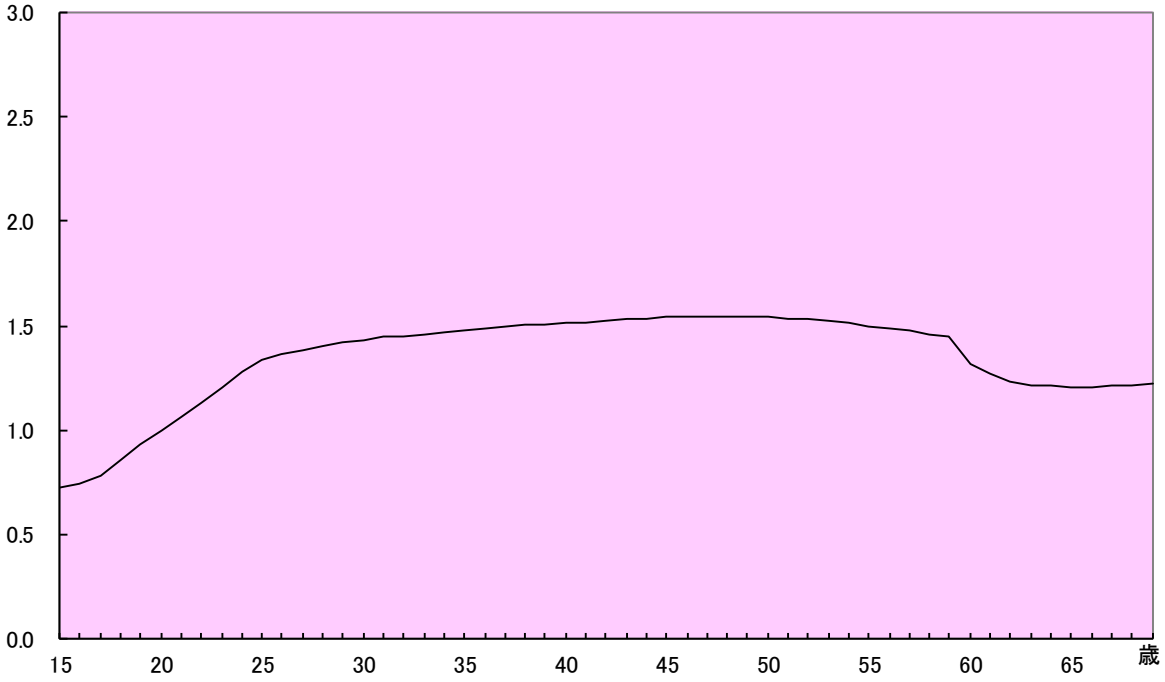

第３－３－17 図　再加入率（男子）

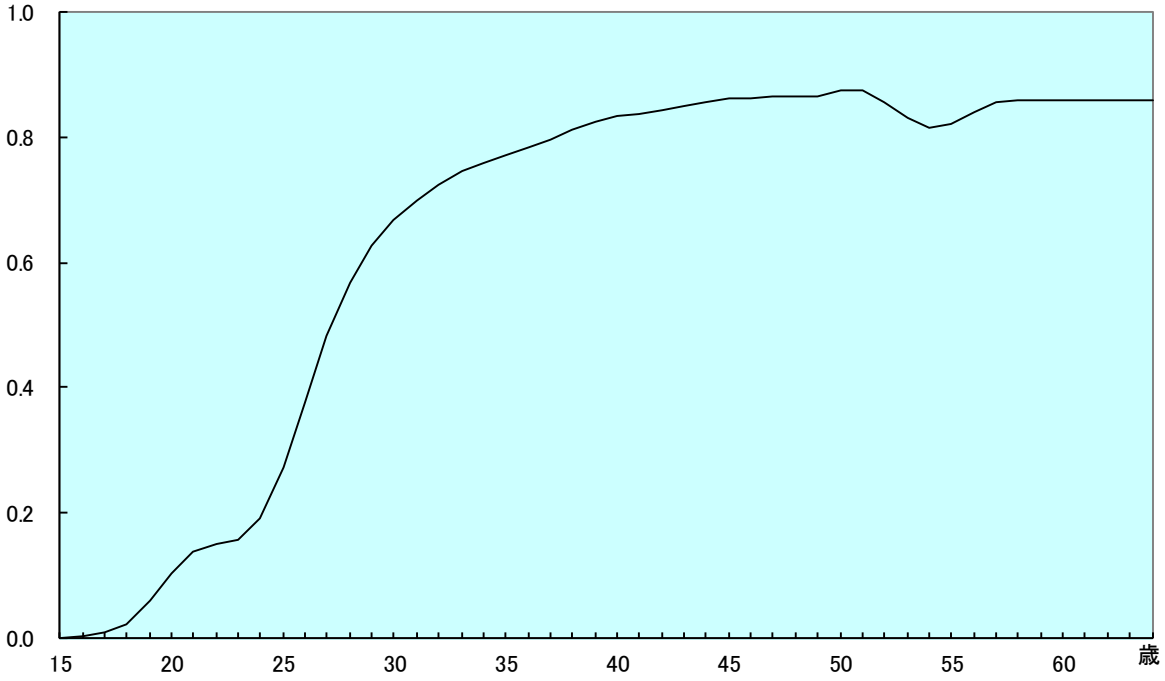

第３－３－18 図　再加入率（女子）

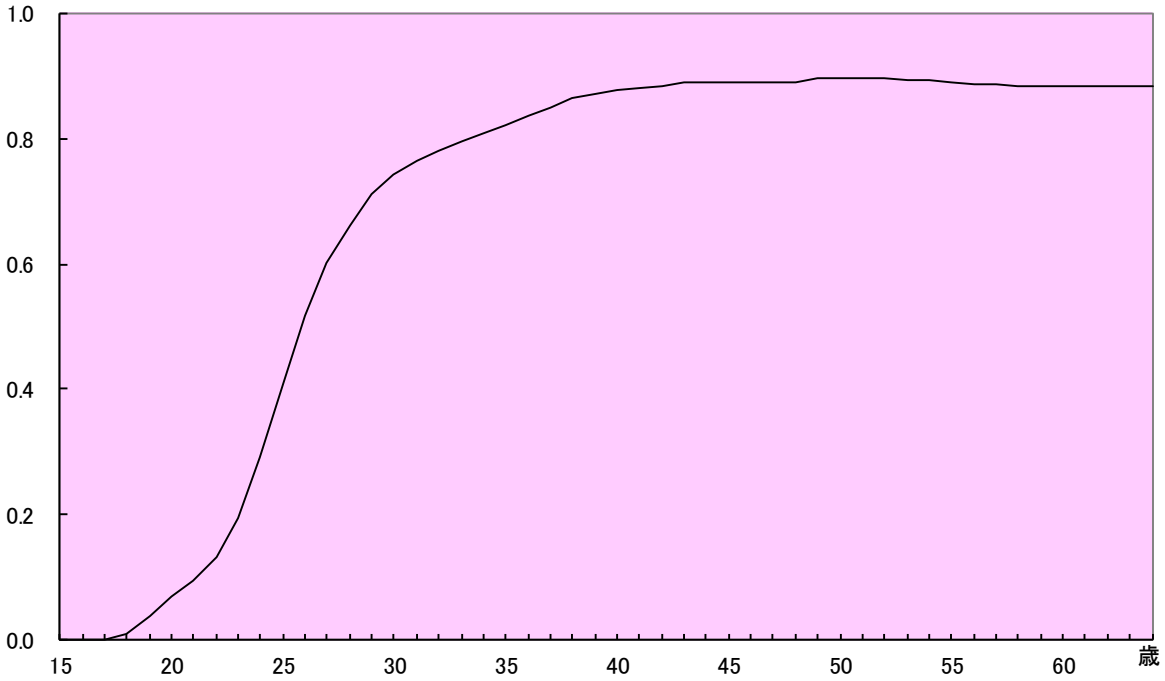

２．国民年金

第１号被保険者の総脱退力は第３－３－19 図及び第３－３－20 図のとおりであり、第３号被保険者の総脱退力は第３－３－21 図及び第３－３－22 図のとおりである。第１号被保険者については、男子、女子ともに 20 歳代半ばが高くなっているが、これは第１号被保険者である学生が就職することにより第１号被保険者から第２号被保険者に移るためと考えられる。第３号被保険者の女子については、50 歳代後半で上昇しているが、これは配偶者がサラリーマンを退職したために第３号被保険者から第１号被保険者に移ることによるものと考えられる。

第１号被保険者の死亡脱退力は第３－３－23 図及び第３－３－24 図のとおりであり、第３号被保険者の死亡脱退力は第３－３－25 図及び第３－３－26 図のとおりである。死亡脱退力は、遺族年金、寡婦年金、死亡一時金の発生につながることとなるものであり、第１号被保険者、第３号被保険者ともに年齢とともに高くなる傾向にある。

国民年金の障害年金発生力は、一般障害年金発生力と 20 歳前障害年金発生力とに分けて作成しており、一般障害年金発生力は第３－３－27 図及び第３－３－28 図のとおりであり、20 歳前障害年金発生力は第３－３－29 図及び第３－３－30 図のとおりである。一般障害年金発生力の算定方法は厚生年金と同じであるが、20 歳前障害年金発生力は 20 歳に到達して被保険者になる前に初診日のある傷病に対してのものであり、過去３年平均の新規裁定障害年金受給権者数を過去３年平均の 10 月１日現在総人口数で割ることにより算定している。このように算定しているのは、一般障害年金発生が国民年金の被保険者である間に発生した障害について給付が行われるのに対し、20 歳前障害年金の発生は、国民年金の被保険者となる前の障害の発生に対するものであり、総人口に比例すると考えられるためである。一般障害年金発生力については、男子、女子ともに年齢とともに大きくなる傾向にあり、20 歳前障害年金発生力については、男子、女子ともに 20 歳到達をもって受給者になることが多いため、20 歳に大きな山がある。

国民年金の老齢年金失権率は第３－３－31 図及び第３－３－32 図のとおりである。国民年金の老齢年金失権率は、老齢年金受給者の死亡率であり、全人口の死亡率と同じ傾向となる。

国民年金の一般障害年金失権率は第３－３－33 図及び第３－３－34 図のとおりであり、国民年金の 20 歳前障害年金失権率は第３－３－35 図及び第３－３－36 図のとおりである。国民年金の場合も厚生年金の場合と同様、障害年金失権率は老齢年金失権率よりも高くなっており、また、年齢が高くなるとともに高くなる傾向にある。

国民年金の遺族年金失権率（妻、夫）は第３－３－37 図及び第３－３－38 図のとおりである。遺族年金失権率（妻）とは、妻に支給される遺族基礎年金が失権する確率のことである。遺族年金受給者（妻）が失権するのは、受給者が死亡した場合と再婚をした場合のほかに、遺族年金（妻）は 18 歳未満の子（子が１級または２級の障害の状態にあるときは 20 歳未満）のある妻にしか支給されないことから、末子が 18 歳の誕生日の属する年度を越えたという場合がある。20 歳台においてほぼ横ばいで 30 歳台前半においてやや減少し、その後、40 歳頃から年齢とともに高くなっているのは、再婚の影響及び子の成長による失権が多いためと考えられる。また、夫に支給される遺族基礎年金についても同様である。

国民年金の遺族年金発生割合（妻、夫、子）は第３－３－39 図から第３－３－41 図のとおりである。国民年金の遺族年金発生割合も厚生年金と同様、被保険者が死亡した場合に、遺族年金が支給される遺族がいる確率のことであるが、妻については、子のある妻の確率を表している。国民年金の遺族年金発生割合は、一年間を通じて一様に遺族年金受給者が発生するものとして、過去３年間で捉えた平均新規裁定遺族年金受給権者数（妻の場合は子のある妻、子の場合は第１子）を男子の年度中死亡脱退者数で割ることにより算定している。また、将来においては厚生年金の場合と同様､世帯数推計における将来の有配偶割合を用いている。国民年金の遺族年金発生割合は、妻、夫、子の場合ともに、被保険者の死亡時に 18 歳未満の子（子が１級または２級の障害の状態にあるときは 20 歳未満）がいることが支給要件であることから、30 歳代半ばから 40 歳代半ばで山型になっている。遺族年金発生割合（夫）については、妻が１号被保険者であるか３号被保険者であるかによって、子のある夫である確率が異なると考えられるため、別々に設定している。

第１号被保険者の保険料納付状況については、まず保険料の納付を要するかどうかについて、免除や納付の特例の対象となる者の割合を作成している。具体的には、性別に、保険料の全額免除、部分免除（４分の１免除、半額免除、４分の３免除)、学生納付特例、及び若年者納付猶予の対象となる者の割合をそれぞれ作成した上で、女子の場合はそれぞれから産前産後期間の保険料免除となる者を出生率を基に見込んでいる。さらに、保険料の納付を要する者に対する納付率を、納付区分（免除非対象、４分の１免除、半額免除、４分の３免除）別、性別に作成している。なお、保険料の免除や納付特例等に関する基礎率については、直近の実績に準拠しているが、納付率については、直近の年齢別納付率の実績を、日本年金機構の取り組み強化等を参考にして設定した納付率の前提を基に、年度ごとに補正した後の年齢別納付率を用いている。

保険料の全額免除対象者の割合は、第３－３－42 図及び第３－３－43 図のとおりである。20 代の若年層については、学生免除の適用となる者の割合が高いこ

とから全額免除者の割合は低くなっているが、45 歳にかけて上昇していき、その後、男子は緩やかに増加し、女子は緩やかな減少に転じている。学生納付特例対象者の割合は、第３－３－44 図及び第３－３－45 図のとおりであり、大学生である者の割合が多いと考えられる 20 代前半で非常に高くなっている。また、免除の対象となっていない者の納付率は、直近の実績では、第３－３－46 図及び第３－３－47 図のとおりとなっている。これを見ると、20 代前半については学生納付特例制度によって支払い能力が低い者が納付対象となっていないことから１つの山となっているが、これを除けば基本的には年齢が高いほど納付率も高くなっている。なお、先ほど述べたとおり、今回の財政検証においてはこの直近の実績をそのまま使用しているわけではなく、年齢計納付率について、日本年金機構の取り組み強化等を参考にして設定した納付率の前提を基に補正した後のものを用いていることに留意が必要である。

第３－３－19図　国民年金総脱退力（１号男子）

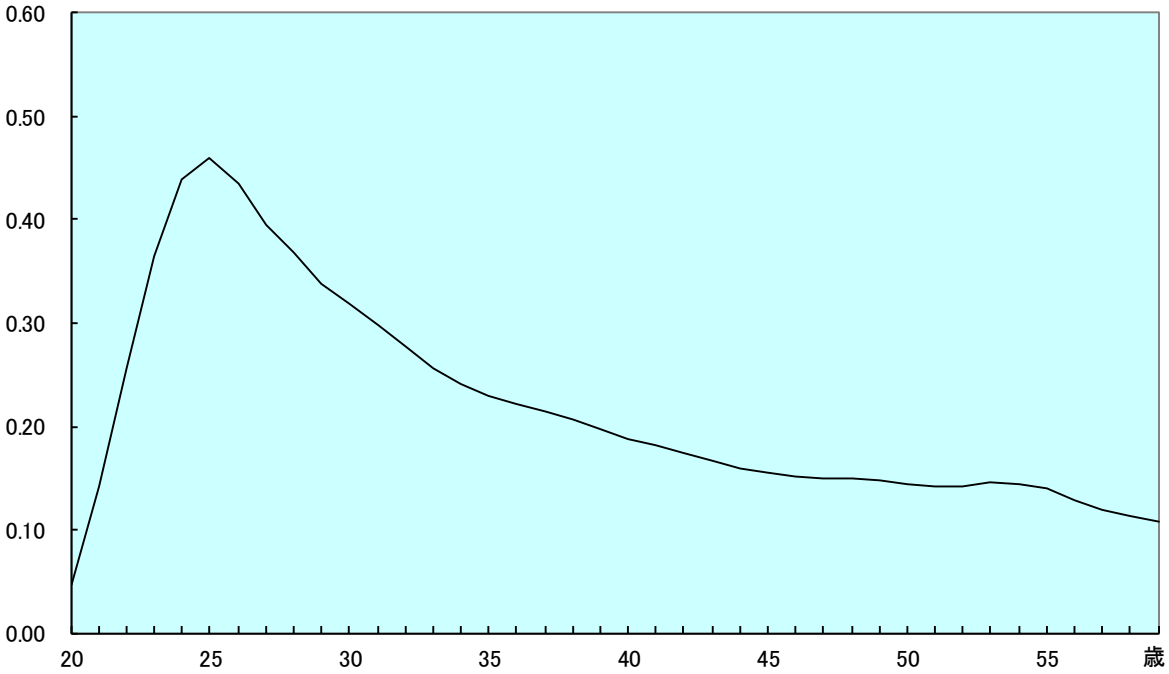

第３－３－20図　国民年金総脱退力（１号女子）

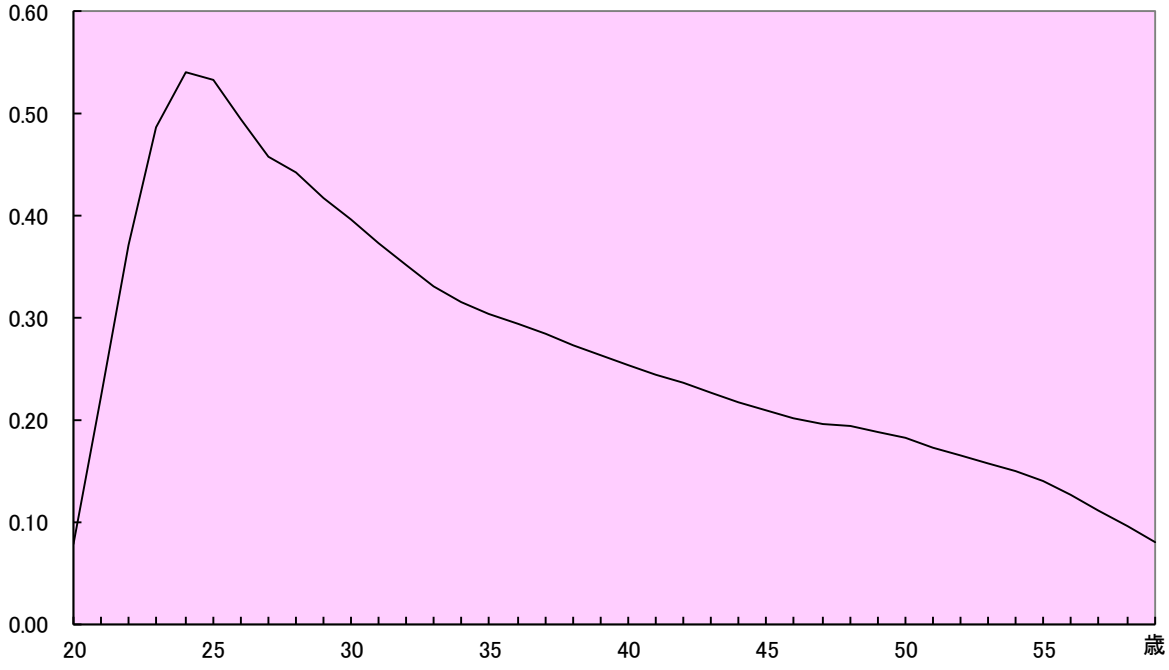

第３－３－21図　国民年金総脱退力（３号男子）

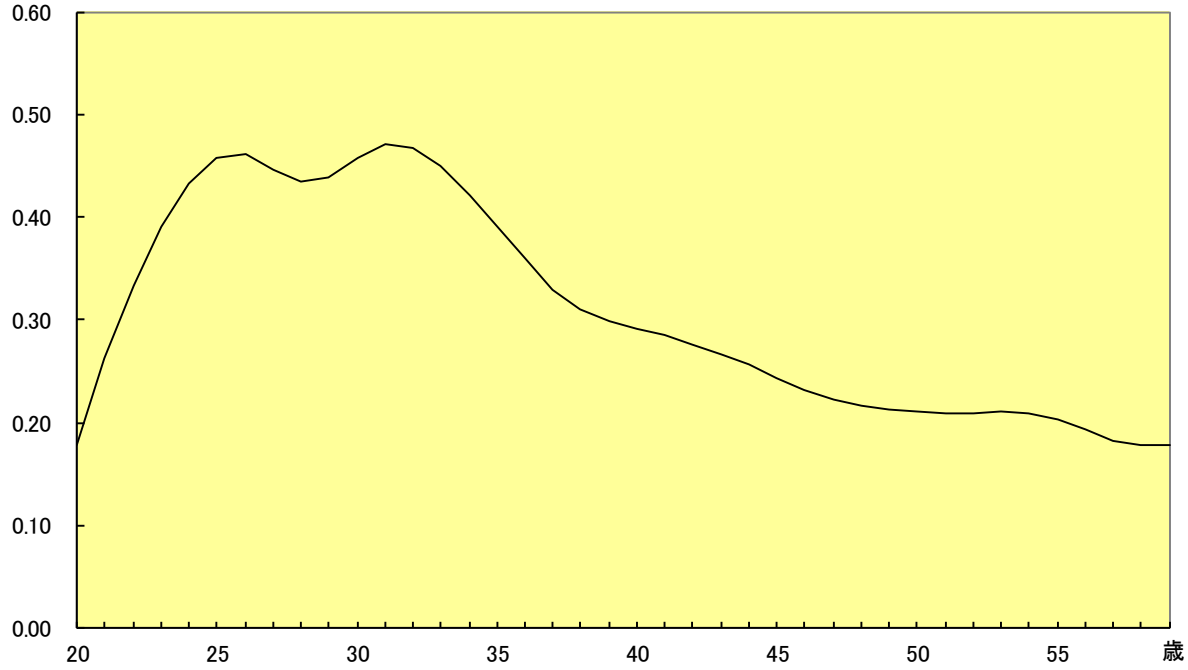

第３－３－22図　国民年金総脱退力（３号女子）

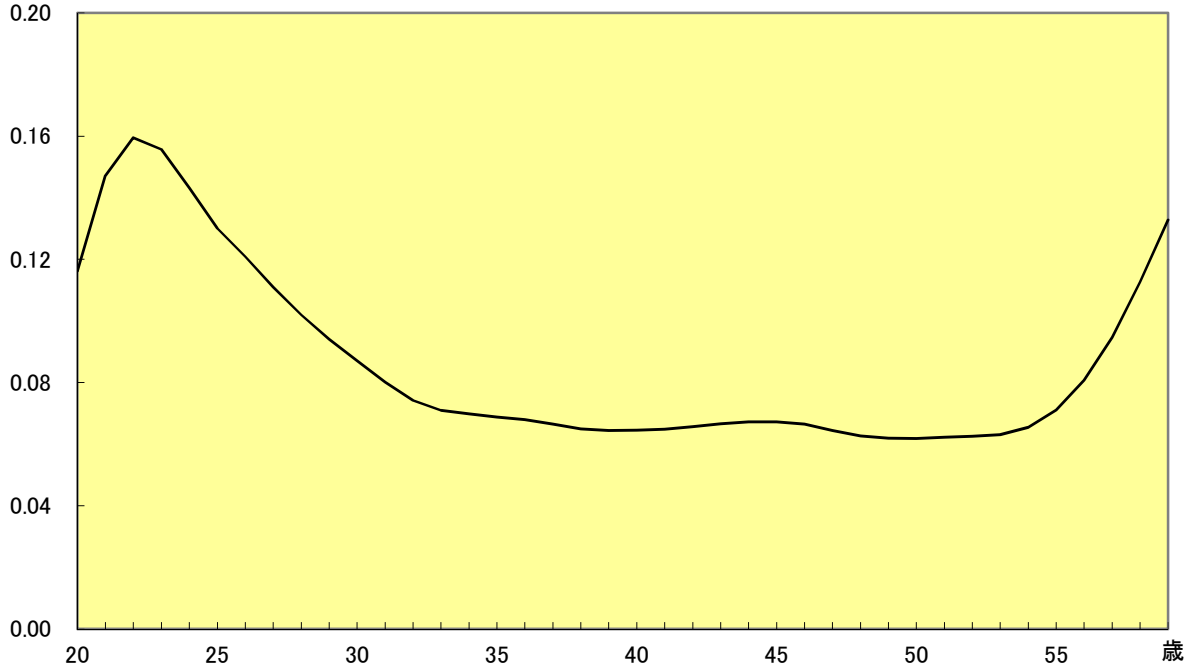

第３－３－23 図　国民年金死亡脱退力（１号男子）

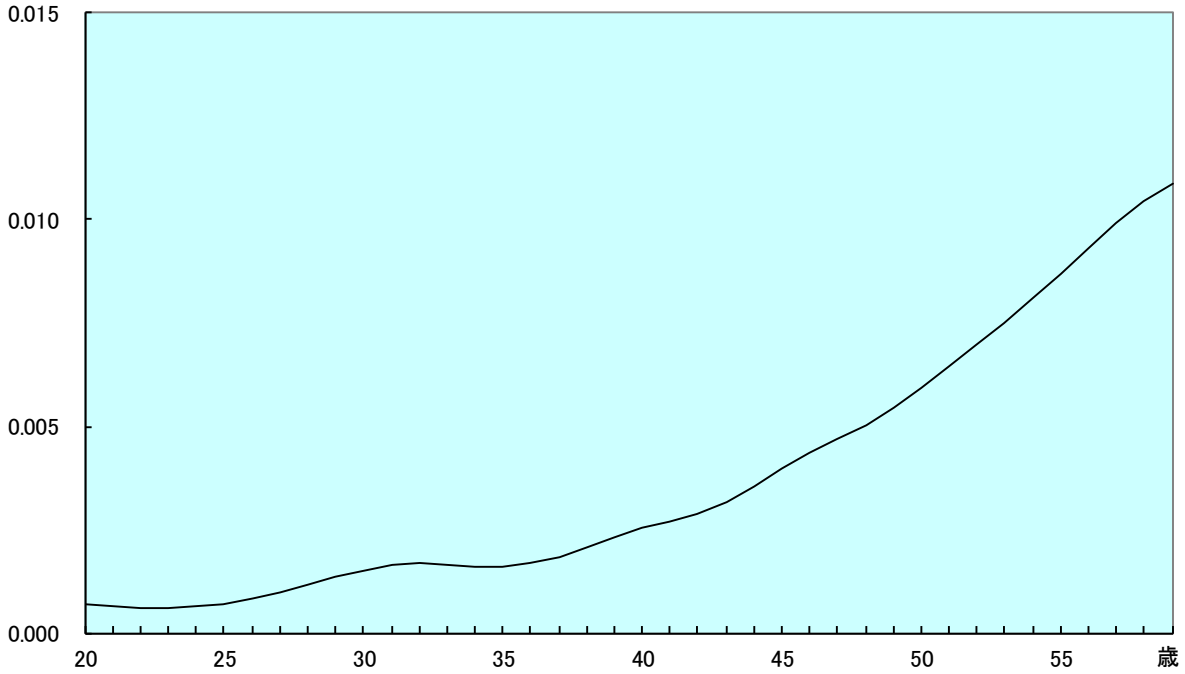

第３－３－24 図　国民年金死亡脱退力（１号女子）

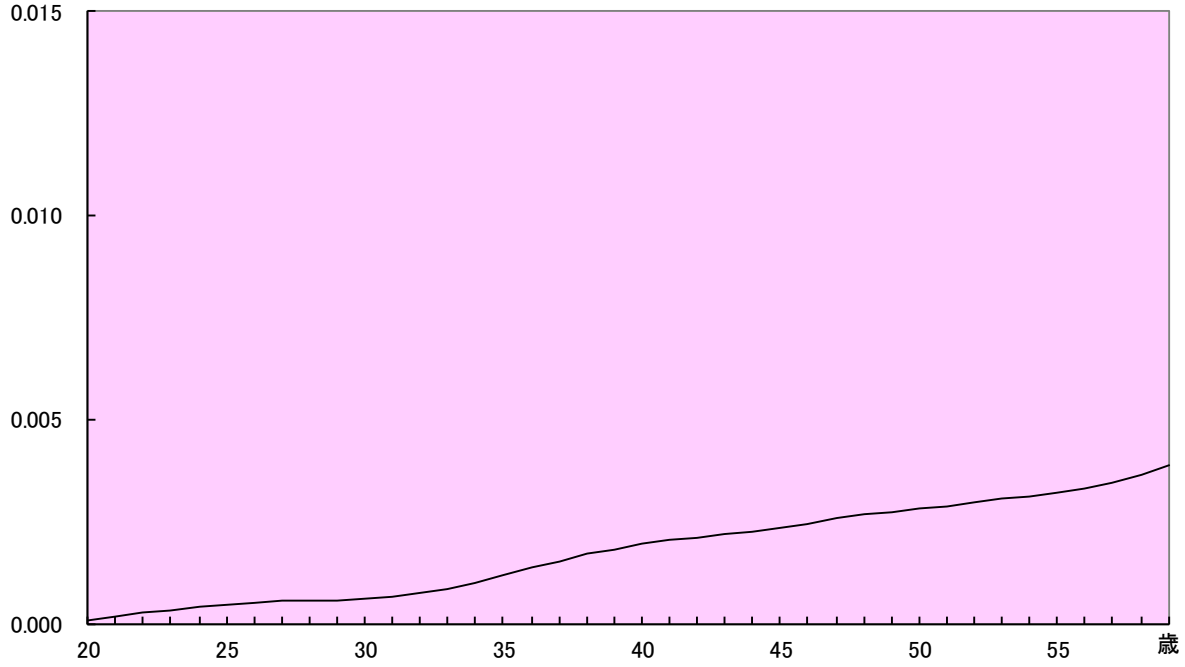

第３－３－25 図　国民年金死亡脱退力（３号男子）

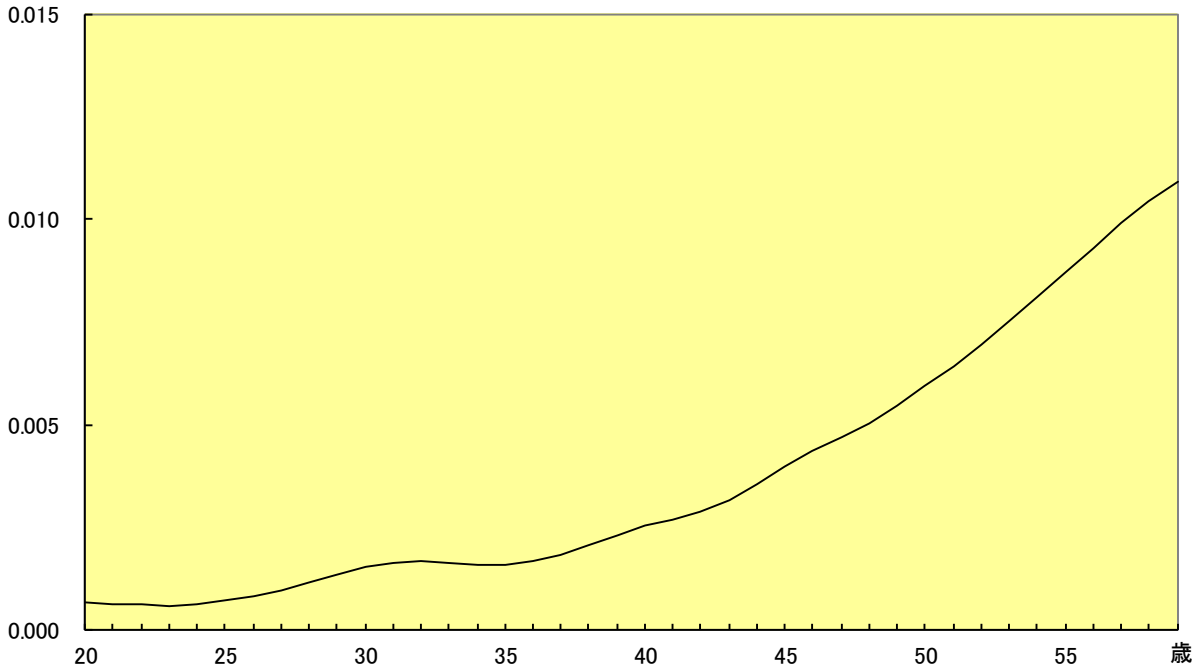

第３－３－26 図　国民年金死亡脱退力（３号女子）

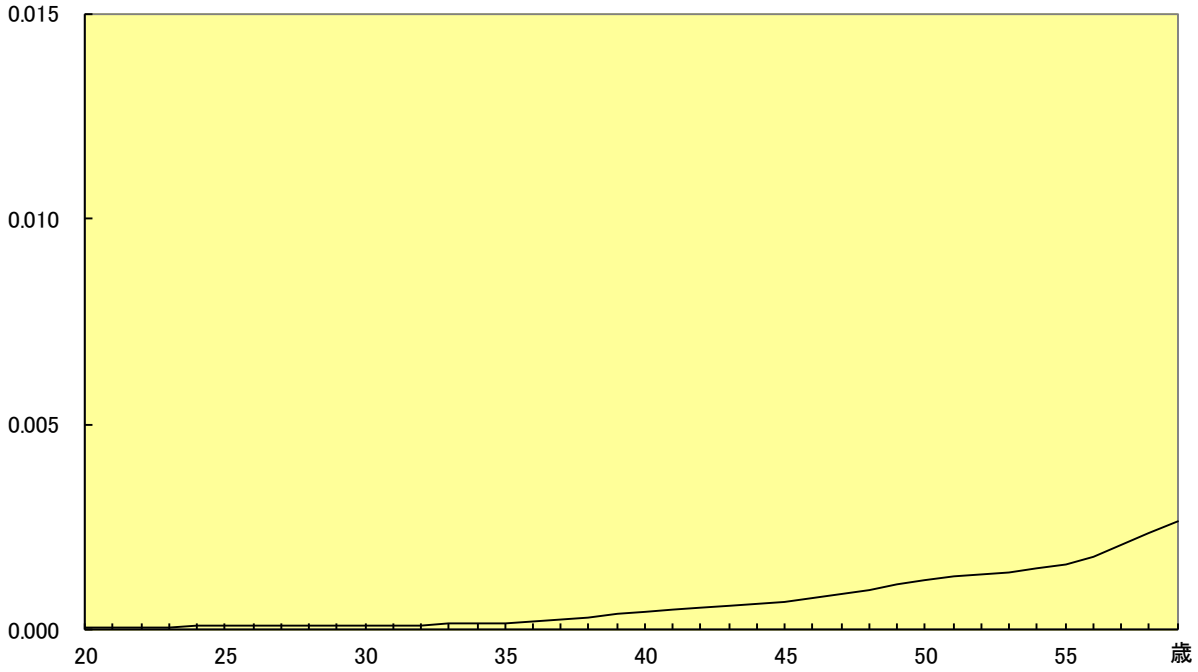

第３－３－27図　国民年金一般障害年金発生力（男子）

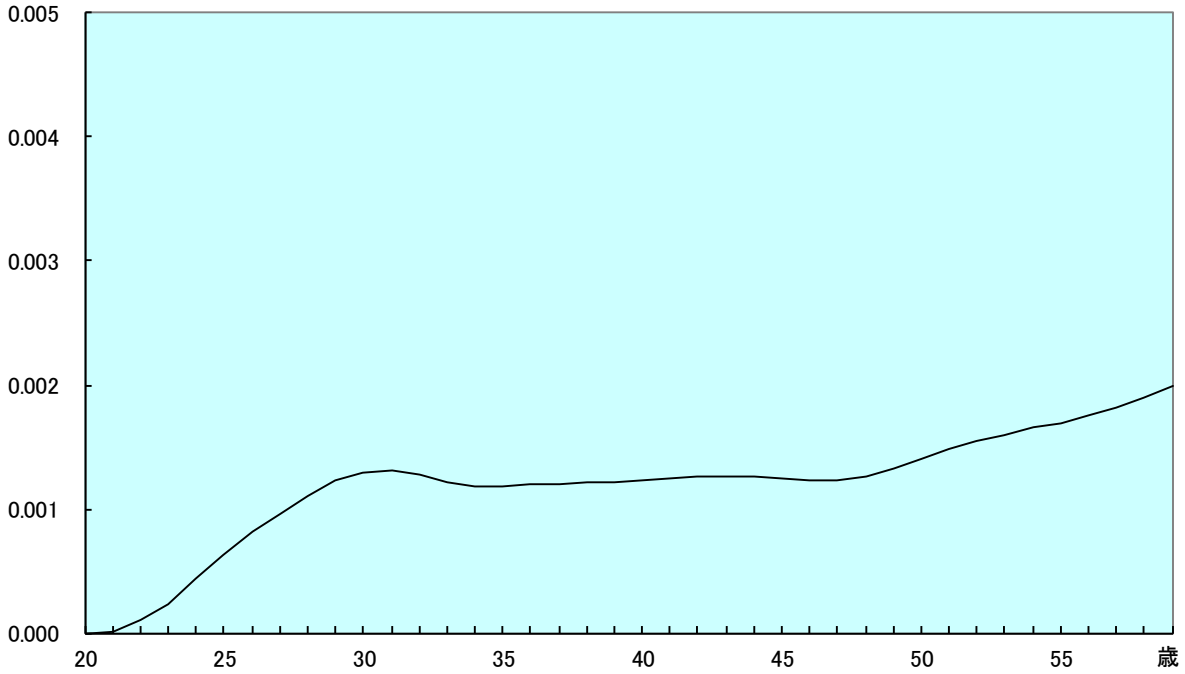

第３－３－28図　国民年金一般障害年金発生力（女子）

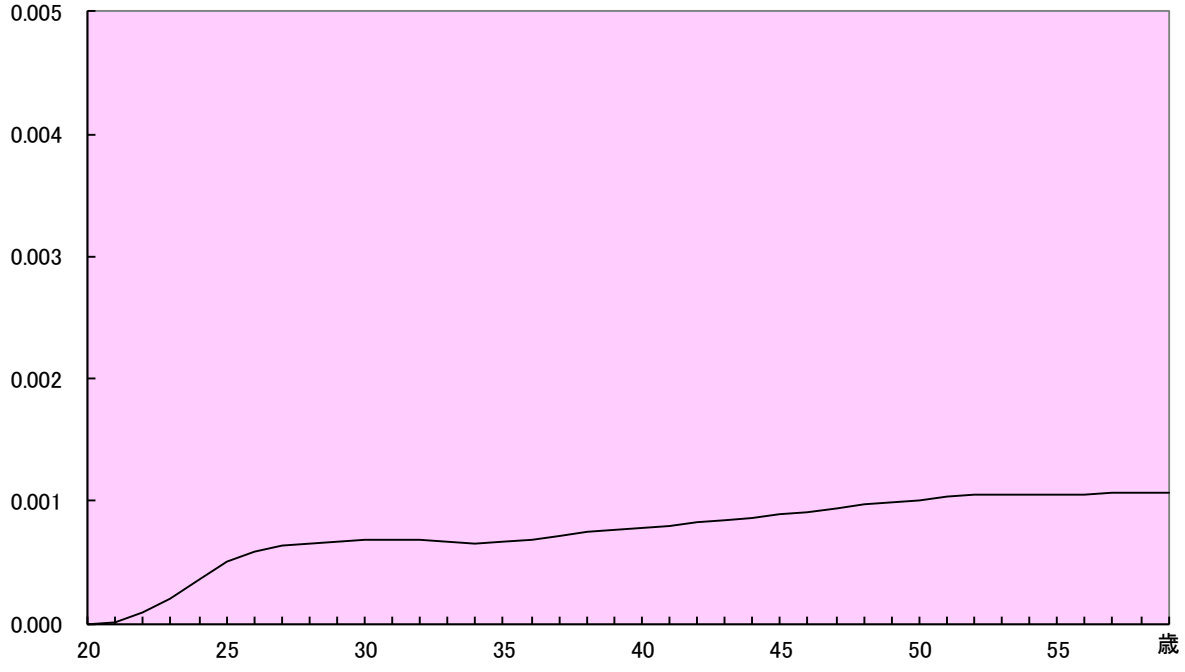

第３－３－29 図　国民年金 20 歳前障害年金発生力（男子）

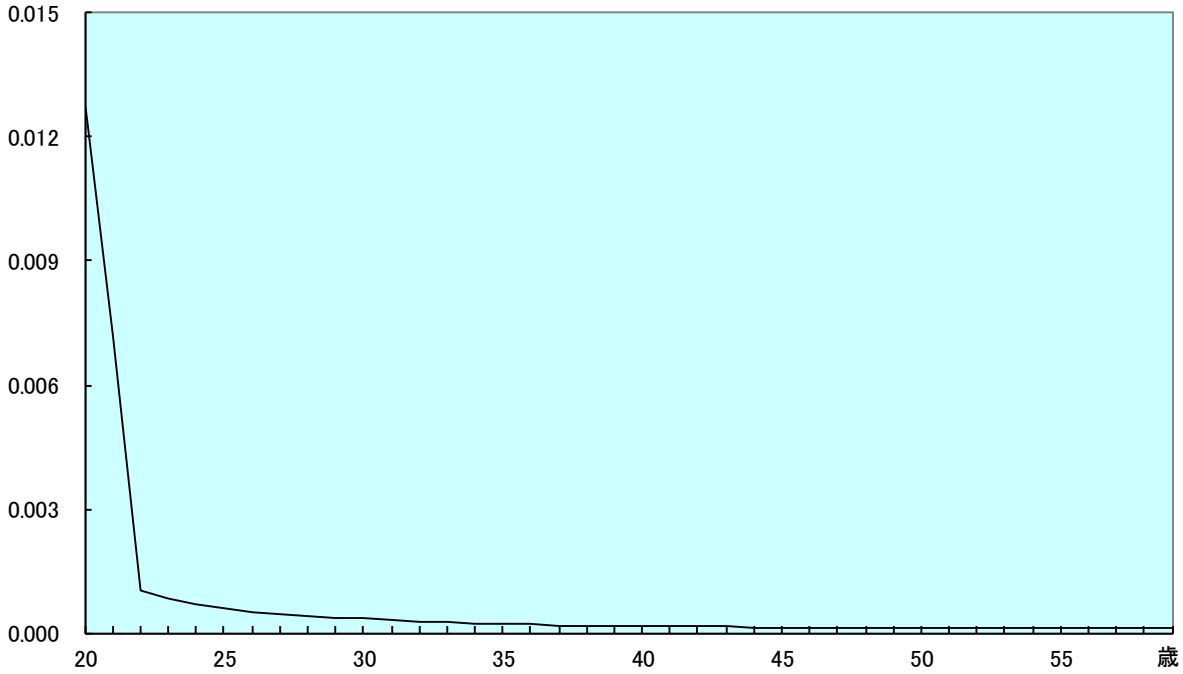

第３－３－30 図　国民年金 20 歳前障害年金発生力（女子）

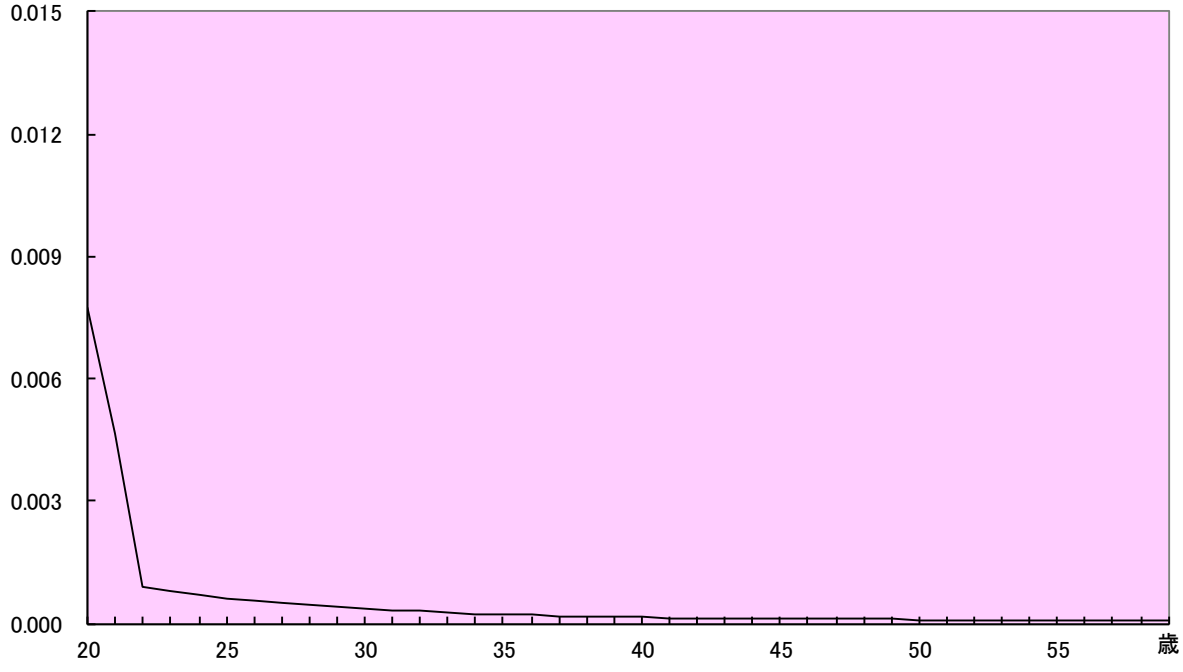

第３－３－31図　国民年金老齢年金失権率（男子）

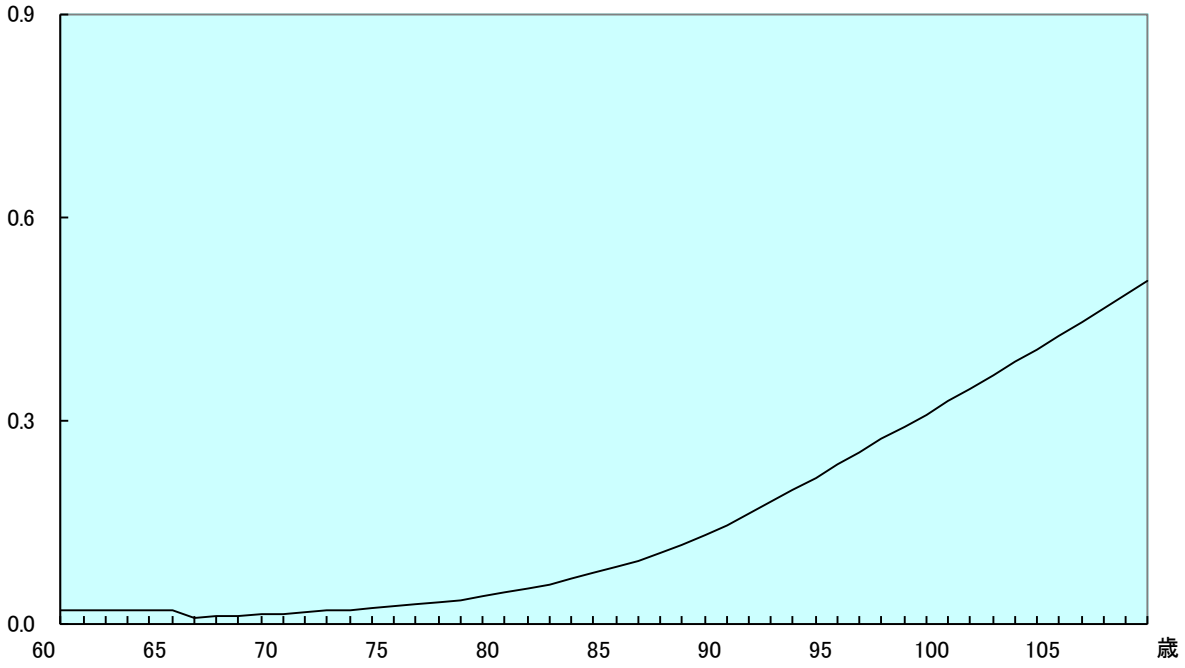

第３－３－32図　国民年金老齢年金失権率（女子）

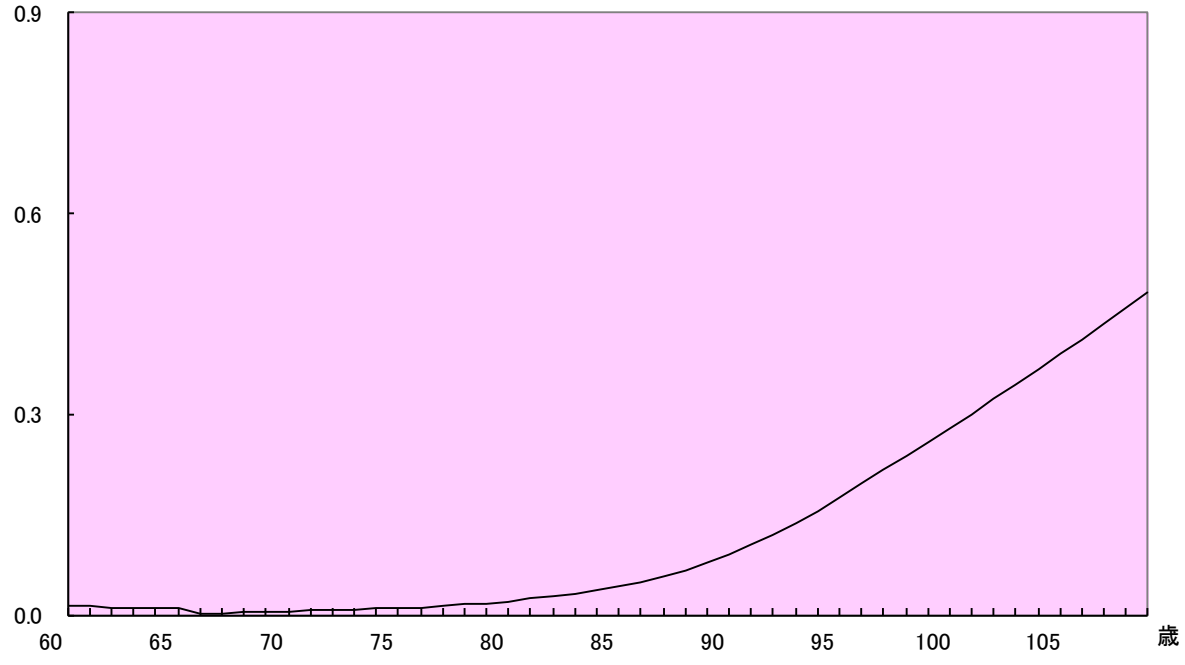

第３－３－33 図　国民年金一般障害年金失権率（男子）

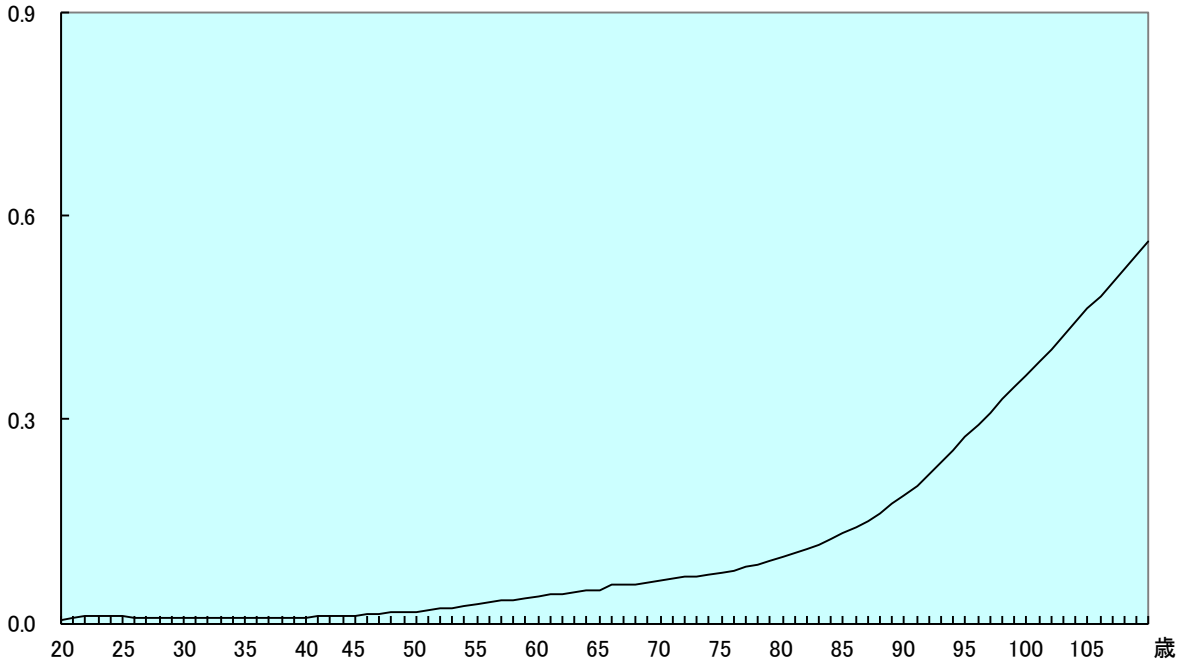

第３－３－34 図　国民年金一般障害年金失権率（女子）

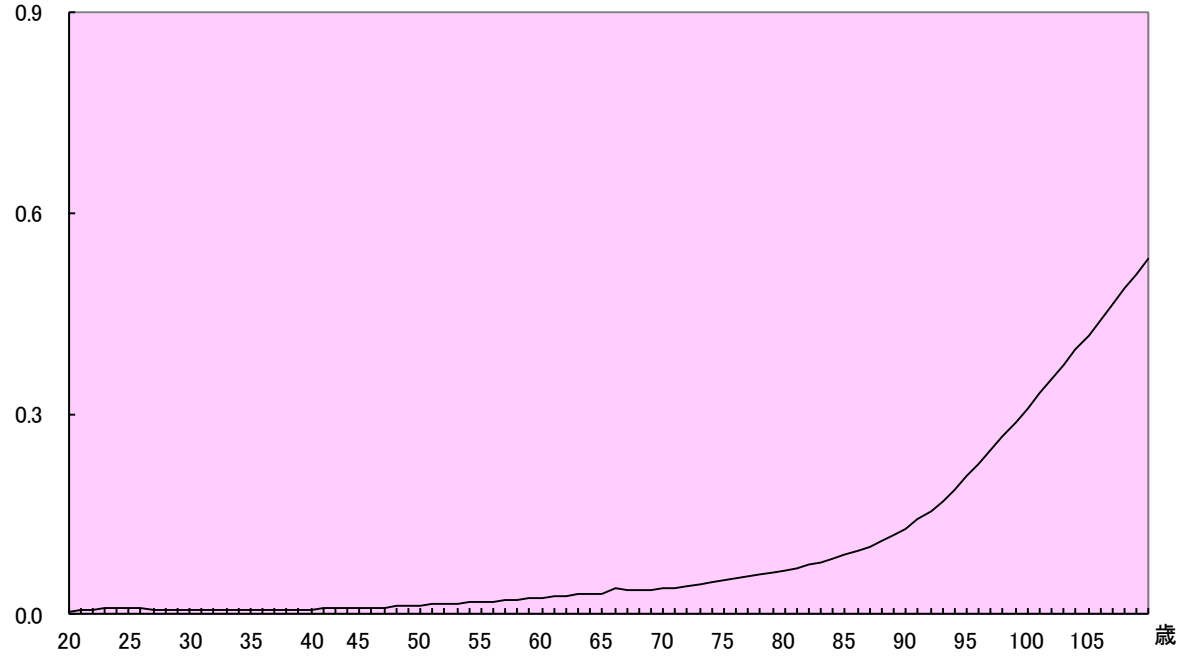

第３－３－35図　国民年金20歳前障害年金失権率（男子）

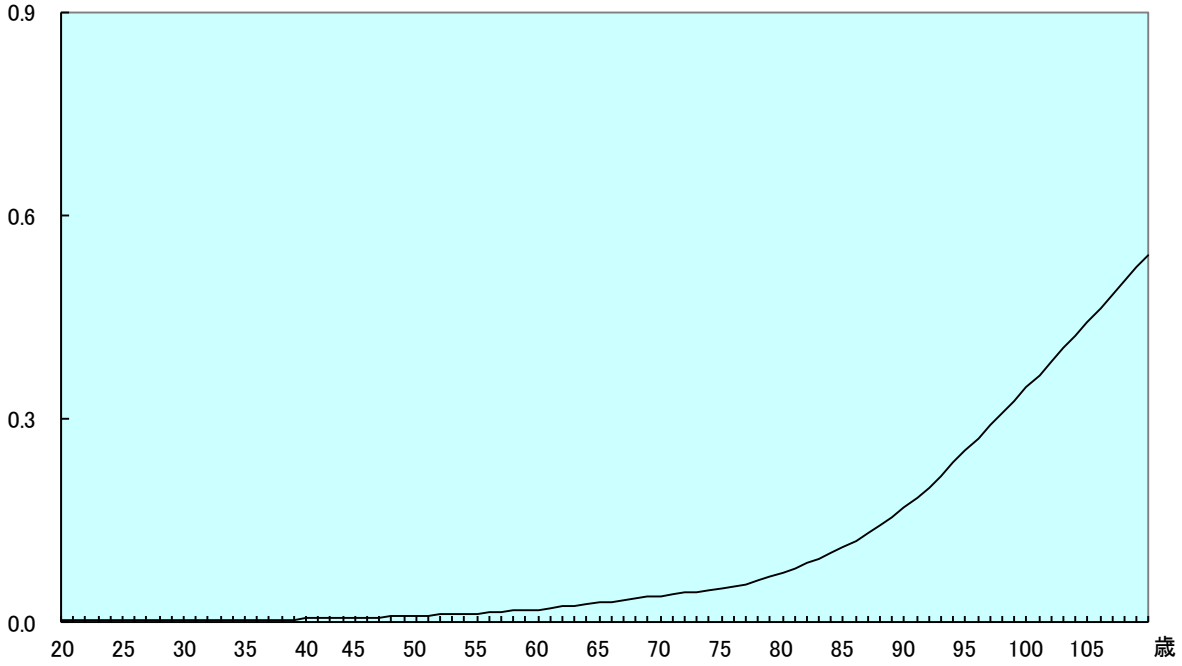

第３－３－36図　国民年金20歳前障害年金失権率（女子）

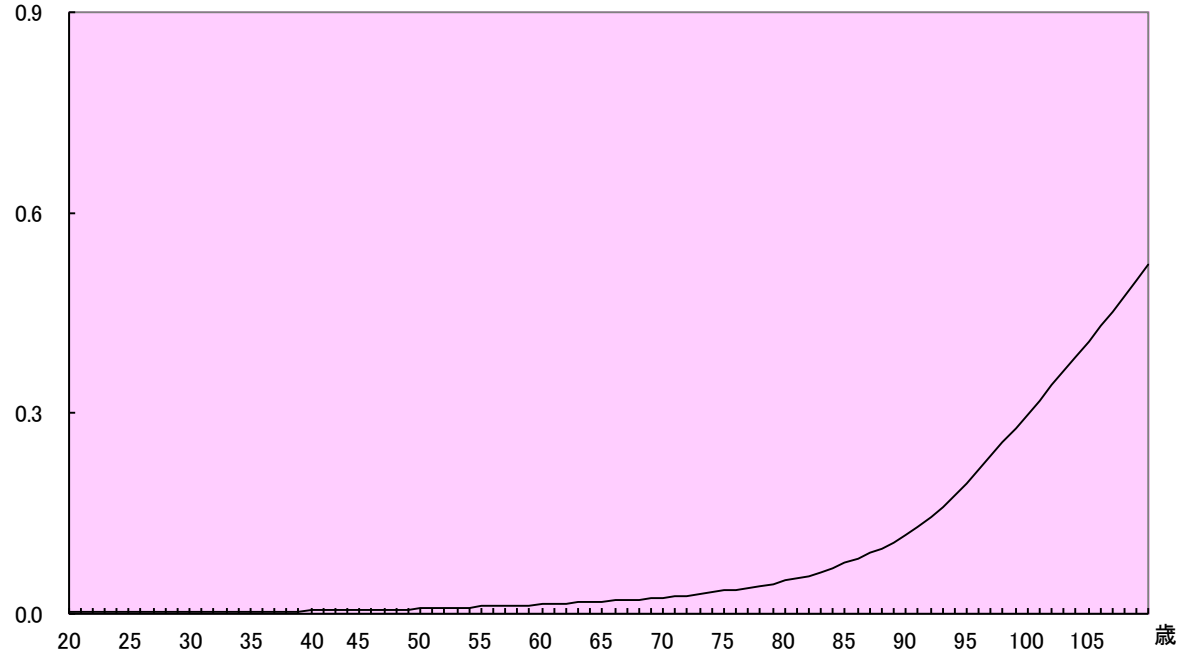

第３－３－37図　国民年金遺族年金失権率（妻）

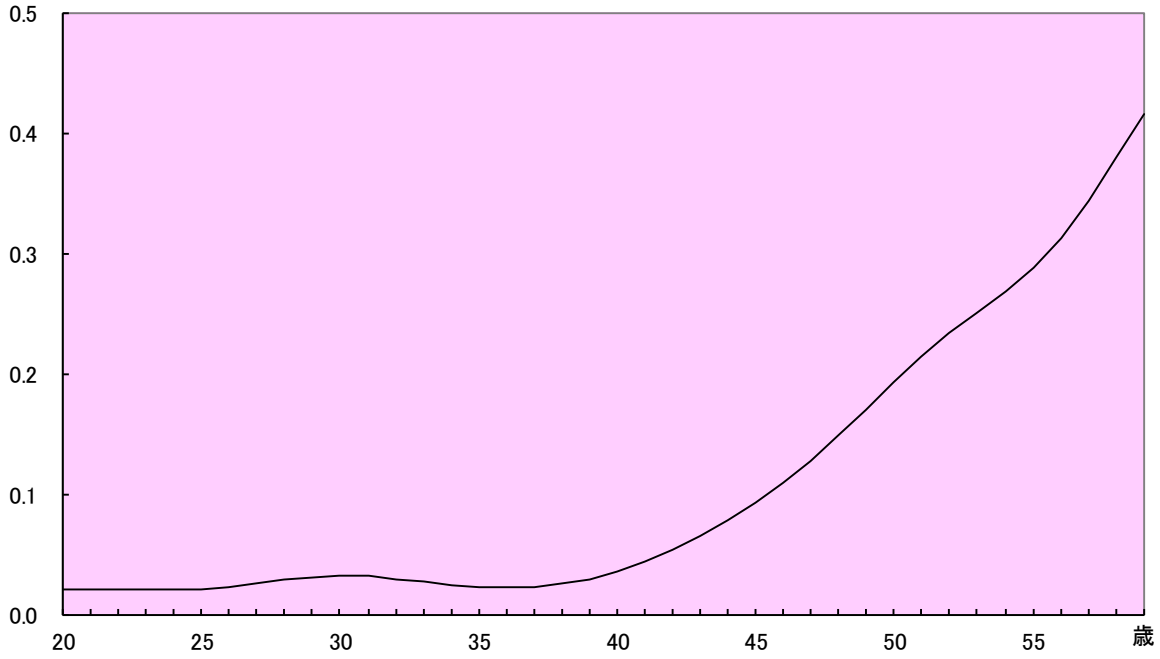

第３－３－38図　国民年金遺族年金失権率（夫）

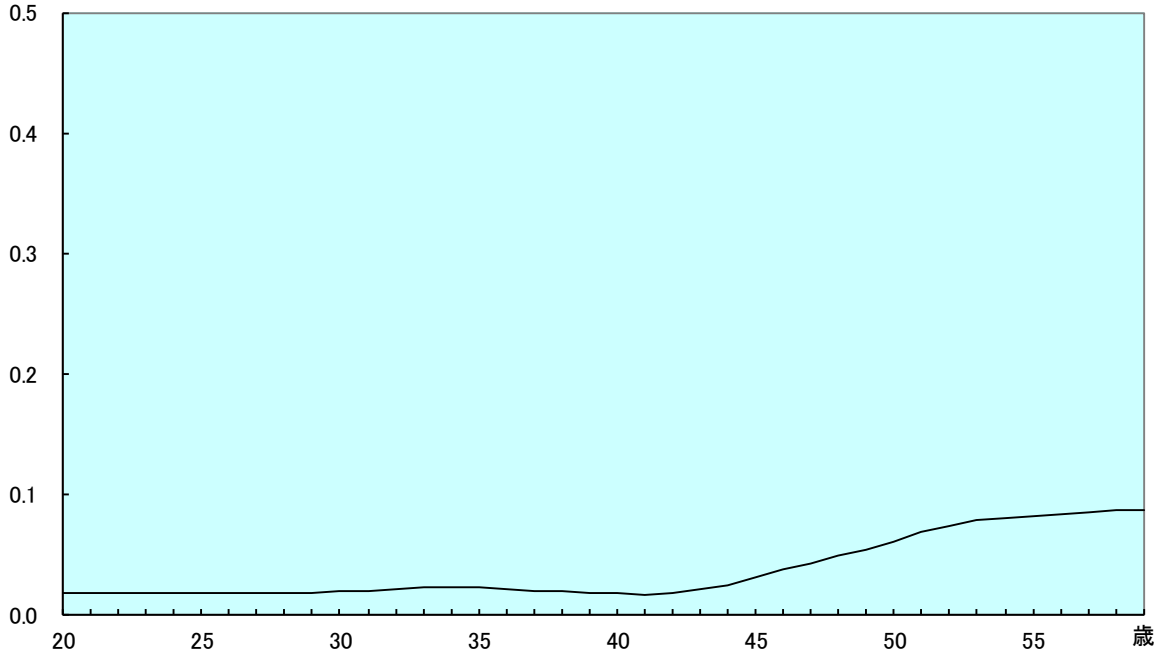

第３－３－39 図　国民年金遺族年金発生割合（妻）

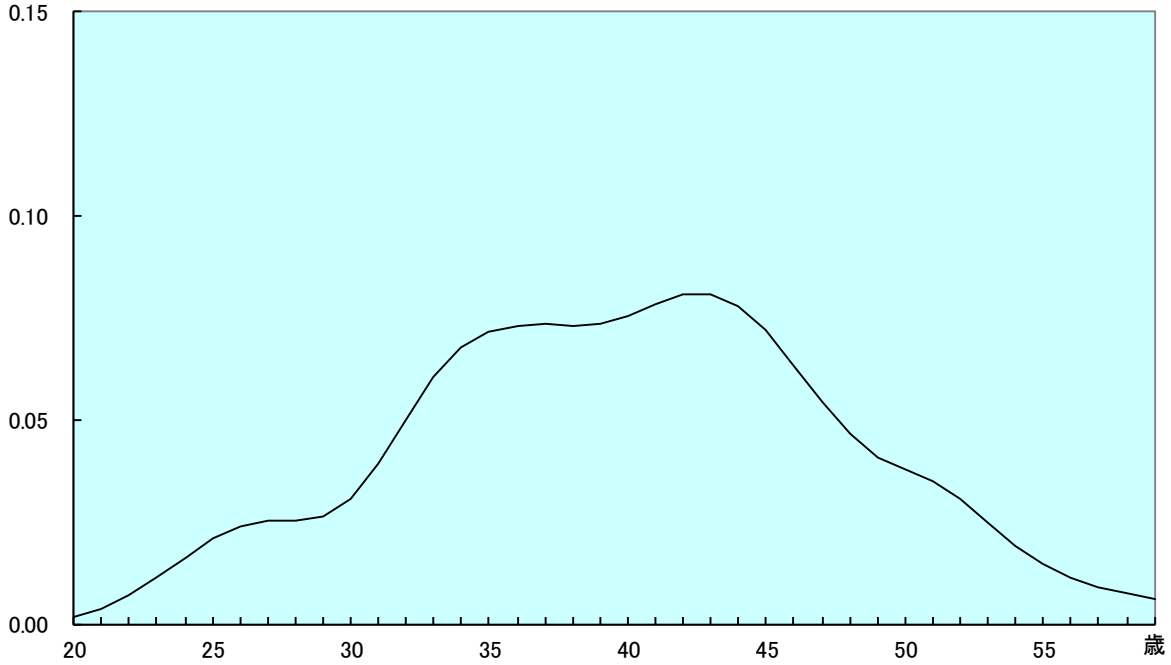

第３－３－40 図　国民年金遺族年金発生割合（夫）

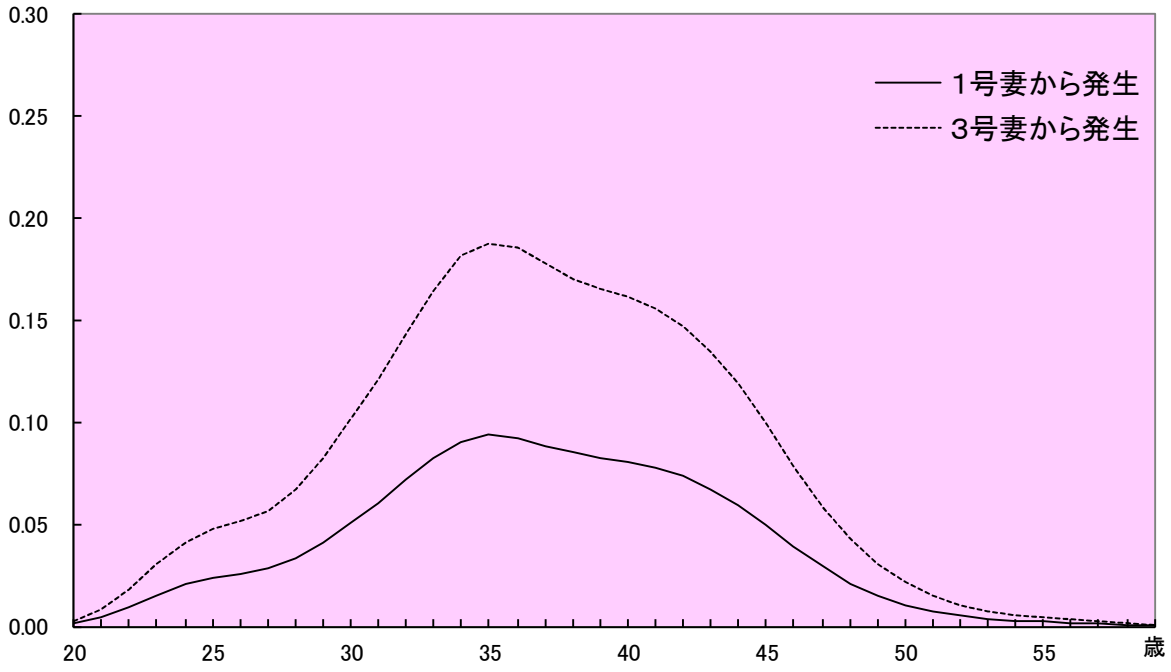

第３－３－41図　国民年金遺族年金発生割合（子）

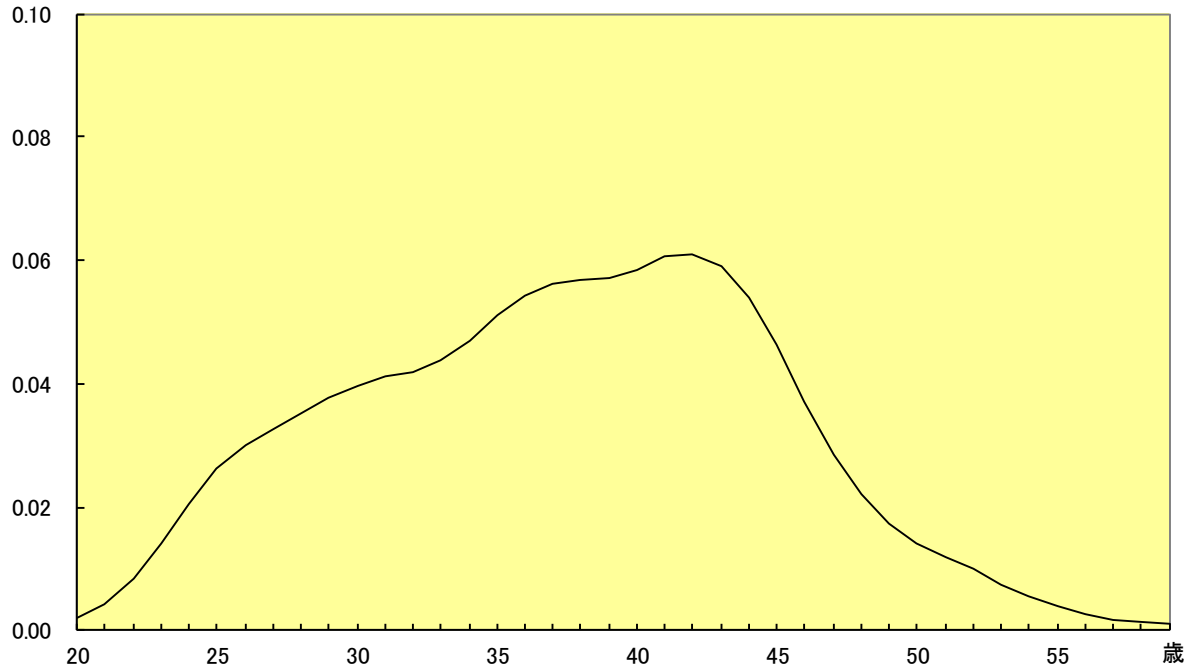

第３－３－42 図　国民年金保険料全額免除者割合（男子）

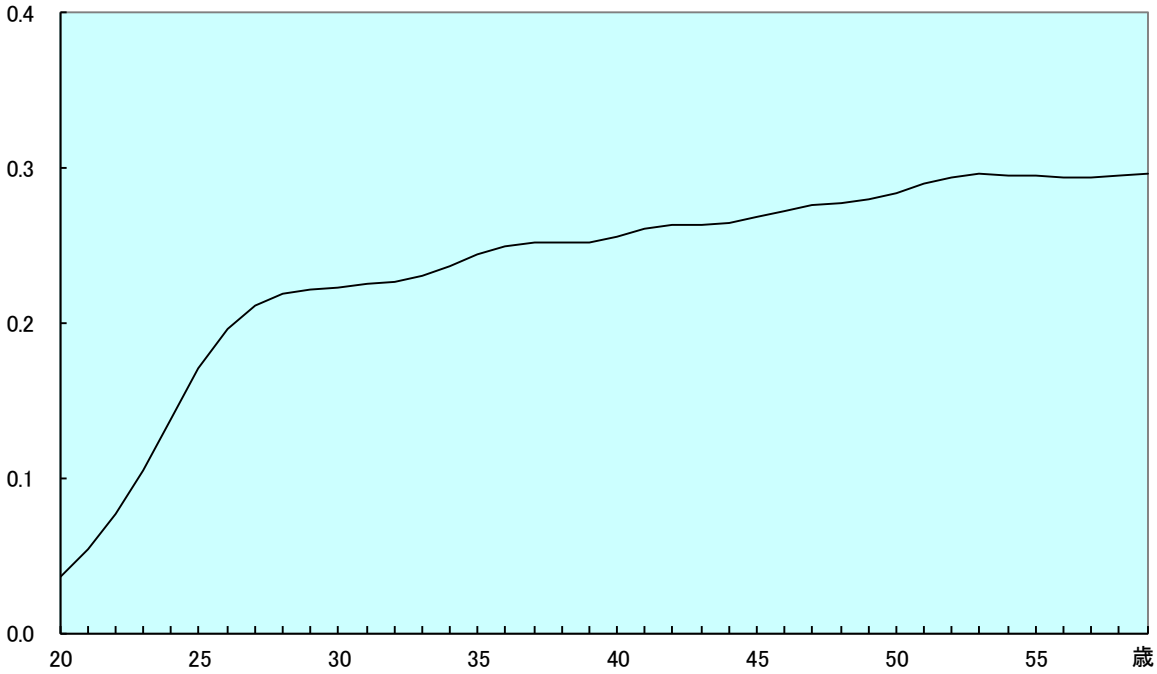

第３－３－43 図　国民年金保険料全額免除者割合（女子）

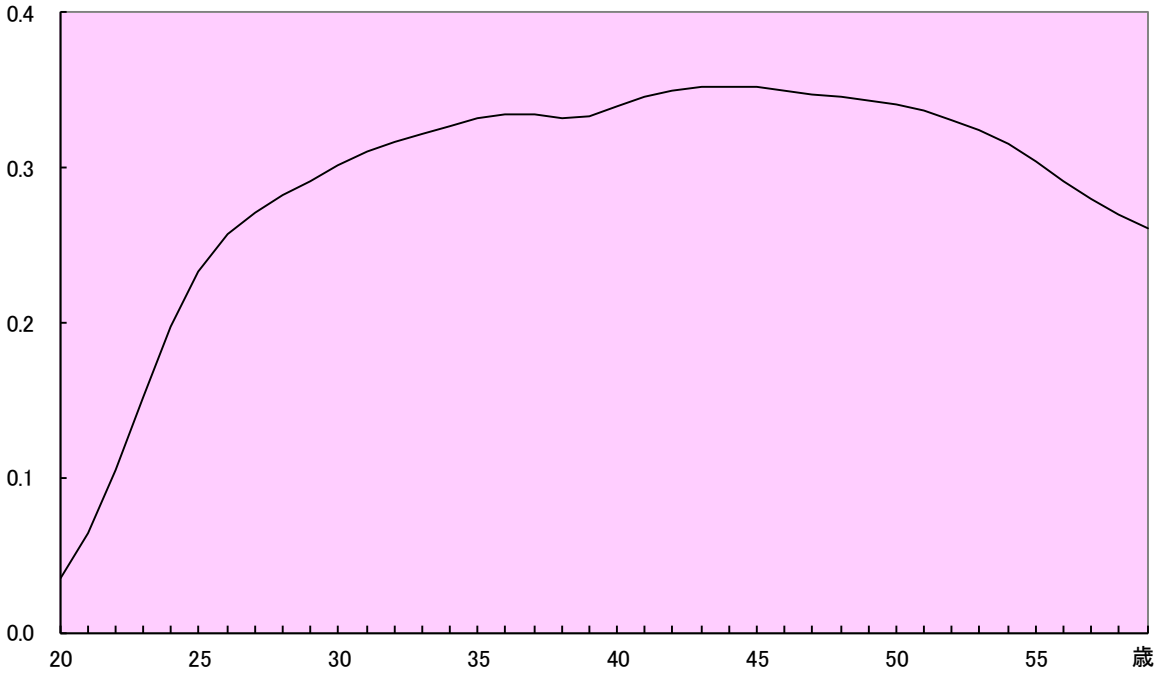

第３－３－44 図　国民年金学生納付特例対象者割合（男子）

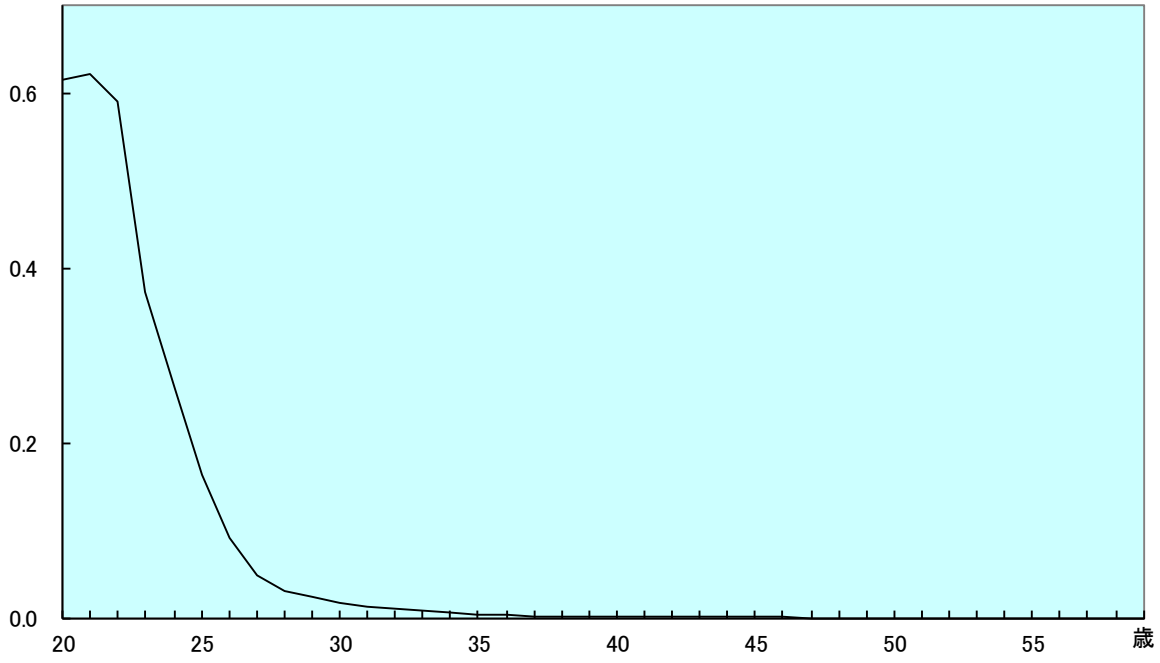

第３－３－45 図　国民年金学生納付特例対象者割合（女子）

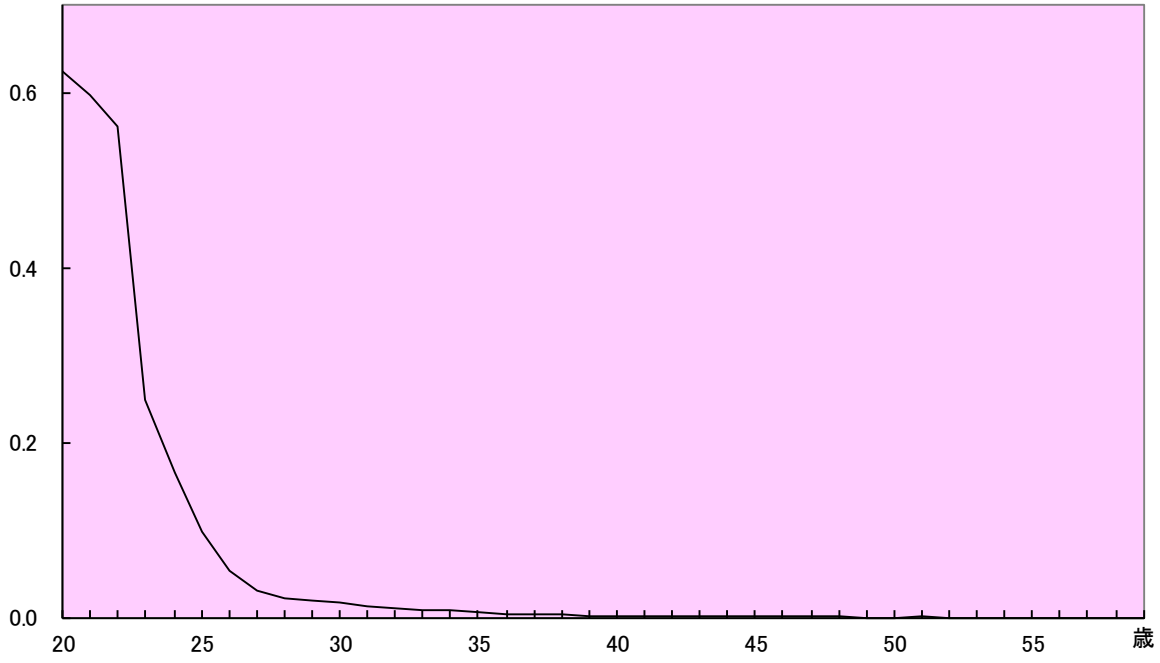

第３－３－46図　国民年金保険料納付率（男子）

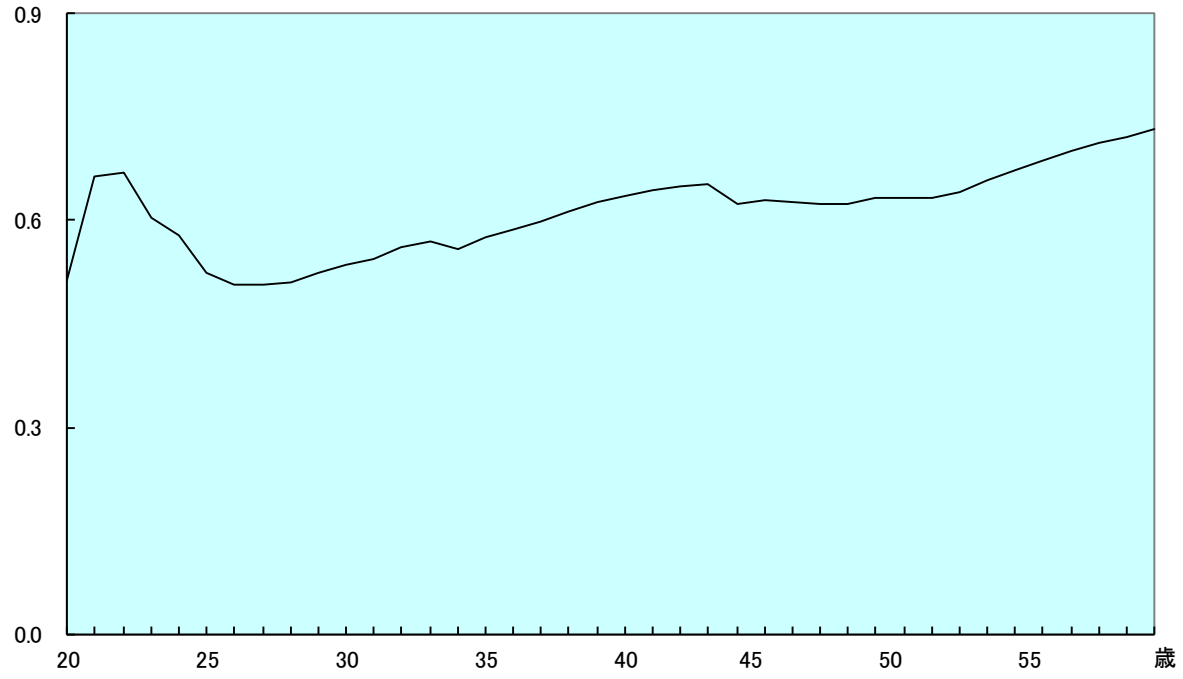

第３－３－47図　国民年金保険料納付率（女子）

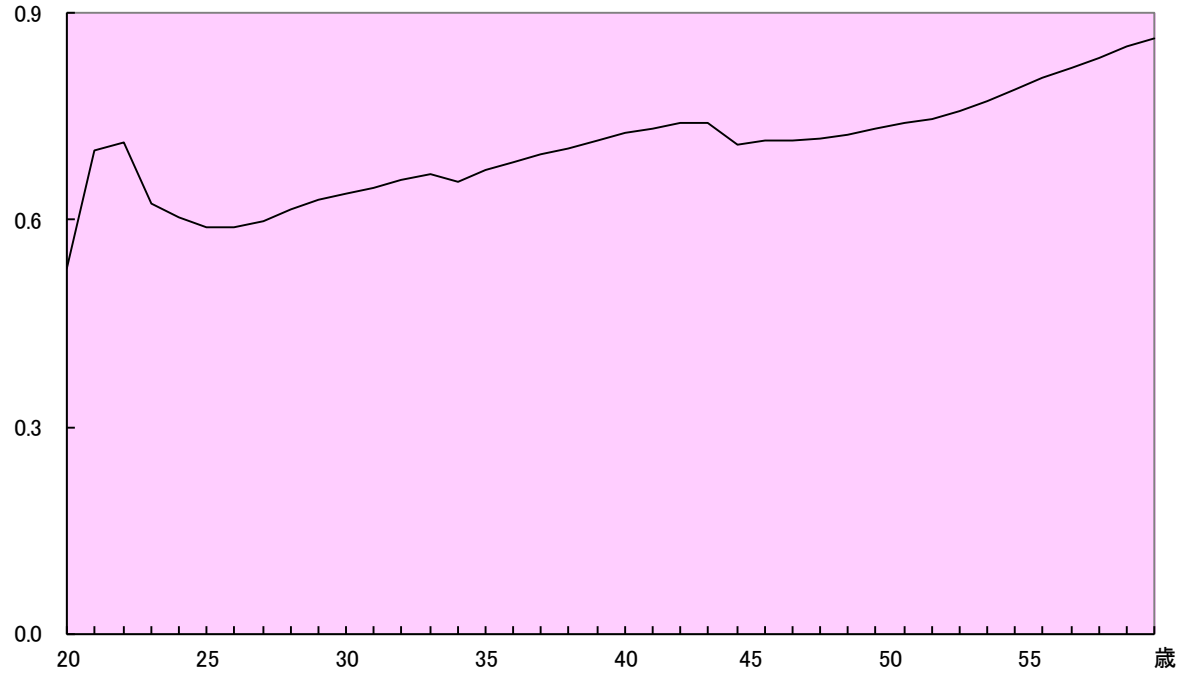

第４節　経済前提の設定

１．経済要素と年金財政

公的年金の財政の将来見通しを作成するにあたっては、人口に関する前提のほか、経済状態に対応した報酬の上昇や賃金、物価スライド等を将来推計に織り込むため、物価上昇率、賃金上昇率、運用利回りの３つ経済要素を経済前提として設定する必要がある。

（１）収入、支出の計算スキームにおける経済前提の役割

年金給付の将来見通しの作成に当たって、年金額は毎年度、物価、賃金の変動に応じて改定されることが基本であるため、年金改定率の将来見通しのため物価上昇率、賃金上昇率が用いられる。また、２階部分の報酬比例年金は被保険者であった期間の標準報酬に比例し支給される仕組みであるため、標準報酬の将来推計のためにも賃金上昇率が用いられる。

第３－４－１図　収入、支出の計算スキームにおける経済前提の役割（概要）

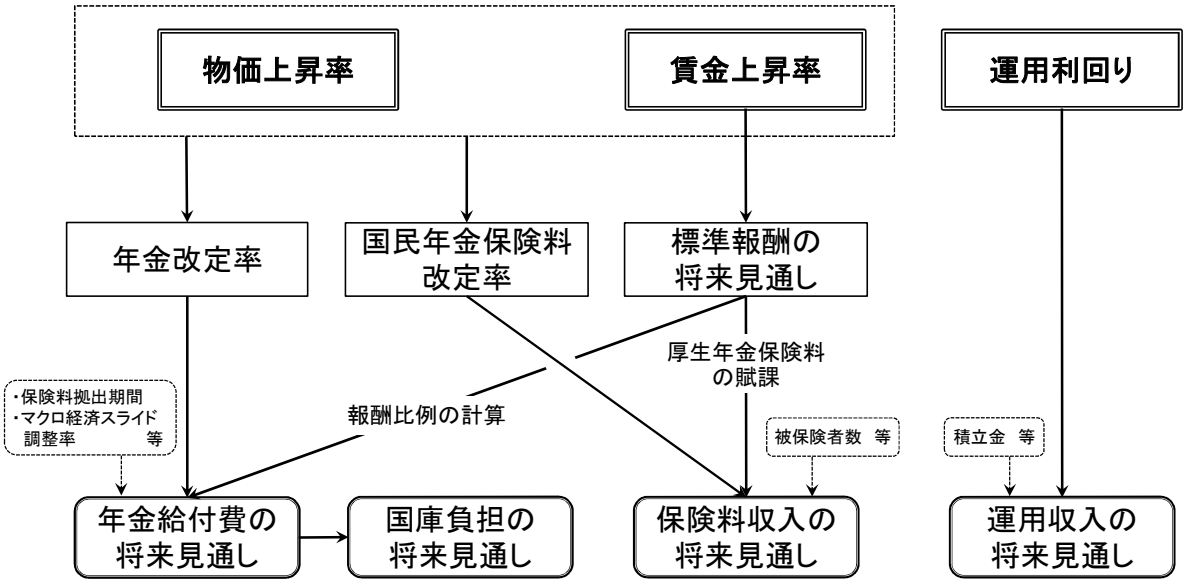

保険料収入の将来見通しについてみると、厚生年金は被保険者の標準報酬の一定割合（18.3%）で保険料が賦課されるため、報酬比例年金と同様に標準報酬の

将来推計にあたって賃金上昇率が用いられる。また、国民年金の保険料は賃金スライドする仕組みであるため、ここでも賃金上昇率、物価上昇率が用いられる。

さらに、国庫負担の将来見通しは年金給付の一定割合で計算され、運用利回りを用いて積立金の運用収入の将来見通しが計算されている。このようにして公的年金の収入、支出の将来見通しが作成される。

（２）公的年金の財源構成と積立金の役割

公的年金は、毎年の年金給付をそのときの現役世代の保険料で賄う賦課方式を基本とした財政方式を採用している。したがって、保険料が財源の基本であるものの国庫負担、積立金（運用収入含む）も活用して費用を賄っている。それぞれの財源規模について今後概ね 100 年間の総額を運用利回りで現在価値に換算した一時金でみると厚生年金と国民年金の合算で保険料約７割、国庫負担約２割、積立金約１割となっている。

第３－４－２図　年金財政における積立金の役割

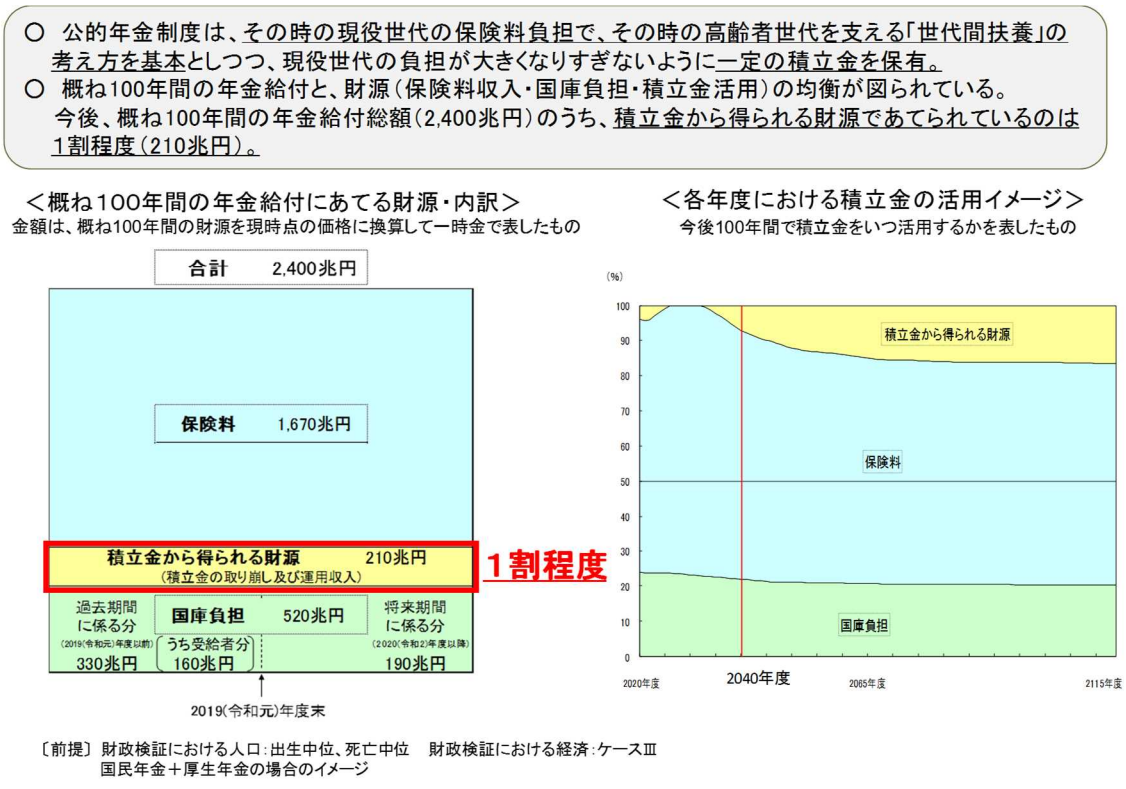

〔前提〕財政検証における人口：出生中位、死亡中位　財政検証における経済：ケースⅢ
国民年金＋厚生年金の場合のイメージ

年度毎に財源構成をみると、積立金を充てる割合は変化しており、足元では給付水準調整によりその割合が減少していくものの、2040(令和 22)年度前後よりその割合が大きく増加している。これは、2040(令和 22)年度前後より人口規模の大

きい団塊ジュニア世代が段階的に引退し年金受給者となっていくことに伴い被保険者数と受給者数の比率の変化の影響を受けたものであり、被保険者数の減少による保険料収入の伸びの鈍化を積立金の活用により補い、一定の給付水準を確保しているものである。すなわち、積立金は主に少子高齢化がさらに進行する現在の若年世代や将来世代の給付水準を確保するために活用されることを示している。

（３）賃金を基準とした財政構造（年金財政において重要な経済要素）

公的年金は収入、支出ともに基本的に賃金水準の変化に応じて変動する仕組みとなっており、公的年金は賃金を基準とした財政構造を有している。

第３－４－３図　経済変動が年金財政に与える影響

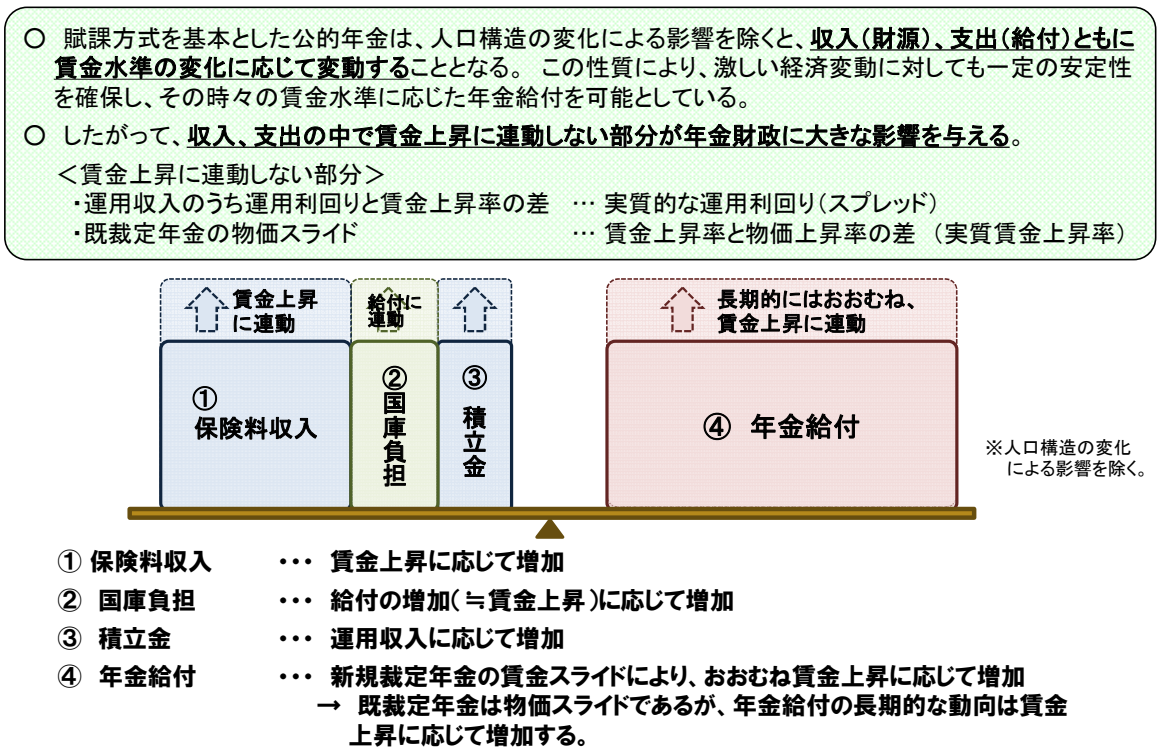

支出の年金給付費は、新規裁定時の年金が賃金スライド、裁定後は物価スライドする仕組みであり、この仕組みの下、年金給付費は長期的には賃金水準に応じて変化する仕組みとなっている。収入のうち保険料収入については、厚生年金は賃金の一定割合で賦課し、国民年金は賃金スライドする仕組みであるため賃金に連動する。また、国庫負担は年金給付費の一定割合で定められているので給付と同様に国庫負担も賃金に連動する。なお、ここでは経済の影響を考えるため、人口の影響は考えていない。このように賦課方式を基本とした公的年金財政において収支の大半は賃金に連動しており、この性質により公的年金は急激なインフレ

など激しい経済変動があったときも、その時の現役の賃金水準に応じた財源を確保するということが可能となっている。この結果、その時の賃金水準に応じて一定の価値のある年金水準を確保できる構造となっている。つまり、賦課方式を基礎とした年金財政の下、賃金を基準とした財政構造が公的年金の実質価値の維持に寄与しており、これは積立方式の年金制度にはない賦課方式のメリットと考えられるものである。

賃金を基準とした公的年金の財政構造を踏まえると、収入、支出の中で賃金に連動しない経済要素が公的年金の財政に大きな影響を与えることとなる。具体的には２つの経済要素により収支が賃金に連動しない。１つ目は運用利回りと賃金上昇率の差となる実質的な運用利回り（一般的に「スプレッド」と呼ばれる）であり、運用収入が賃金と連動しない要因となる。２つめの要素は賃金上昇率と物価上昇率の差となる実質賃金上昇率であり、受給開始後（裁定後）の年金が賃金上昇率でなく物価上昇率で改定されることから年金給付費が賃金と連動しない要因となる。

すなわち、経済前提において「実質的な運用利回り（スプレッド)」と「実質賃金上昇率」が、年金財政にとって重要な要素となる。

２．過去の財政再計算・財政検証における経済前提の設定

賃金再評価・物価スライドの仕組みが導入された 1973(昭和 48)年以後の財政再計算・財政検証においては、年金財政の将来見通しを作成するにあたって、基本的に物価上昇率､賃金上昇率､運用利回りの３つの経済前提が設定されてきた。

1973(昭和 48)年財政再計算では、それ以前の時期が高度成長期にあり、標準報酬上昇率の実績値が 20%を超えるような時期があったが､将来の賃金上昇率の設定としてこのような実績値にのみ基づくのではなく、当時の政府の経済計画における実質経済成長率の見通しを参考に賃金上昇率を段階的に下げるような設定とされた。1976(昭和 51)年財政再計算も同様に、高度成長やその後のオイルショックによる状況の変化を勘案し、過去の実績だけでなく経済計画における経済成長率の見通し等を踏まえて設定された。1980(昭和 55)年以降の財政再計算においては、過去の実績と当時の政府による経済成長率の見通し等を総合的に勘案するという考え方のもとで経済前提が設定されてきた。

2004(平成 16)年以後の財政再計算及び財政検証においては、足元の経済前提は内閣府による経済成長率等の試算に準拠して設定され、長期的な経済前提は、将来、労働力人口が長期的に減少していくことが見込まれている中で、過去の実績

をそのまま延長するという手法を採らず、過去の実績を基礎としつつ、日本経済の潜在成長率の見通しや労働力人口の見通し等を踏まえてマクロ経済の観点から整合性のとれた推計に基づいて設定されている。

第３－４－４表　過去の財政再計算・財政検証における経済前提

＜平成16年財政再計算前＞

実施年度	名目賃金上昇率	名目運用利回り	物価上昇率
昭和48(1973)年	13%（昭和48～52） 10%（昭和53～57） 8%（昭和58～62） 7%（昭和63～　）	6．2%	5%
昭和51(1976)年	10%（昭和51～55） 8%（昭和56～60） 6%（昭和61～　）	6．5%（昭和51～55） 6．2%（昭和56～60） 6%（昭和61～　）	
昭和55(1980)年	7%	6%	5%
昭和59(1984)年	5%	7%	3%
平成元(1989)年	4．1%	5．5%	2．0%
平成6(1994)年	4．0%	5．5%	2．0%
平成11(1999)年	2．5%	4．0%	1．5%

＜平成16年財政再計算以後＞

実施年度		賃金上昇率 実質〈対物価〉	運用利回り		物価上昇率
			実質 〈対物価〉	スプレッド 〈対賃金〉	
平成16(2004)年 (2009年度以降の長期の前提)		1．5%～0．8% (1．1%)	2．3%～2．1% (2．2%)	1．3%～0．8% (1．1%)	1．0%
平成21(2009)年 (2016年度以降の長期の前提)		1．1%～1．9% (1．5%)	2．9%～3．2% (3．1%)	1．8%～1．3% (1．6%)	1．0%
平成26(2014)年 (2024年度以降の長期の前提)	ケースA～E	2．3%～1．3%	3．4%～3．0%	1．7%～1．1%	2．0%～1．2%
	ケースF～H	1．3%～0．7%	2．8%～1．7%	1．5%～1．0%	1．2%～0．5%

(注)平成16年財政再計算、平成21年財政検証の(　)内は標準的なケース

３．経済前提の設定の基本的考え方

財政検証に用いる経済前提は客観性、透明性の確保が必要であることから、経済、金融の専門家により構成された「年金財政における経済前提に関する専門委員会」（以下、「専門委員会」という。）を社会保障審議会年金部会に設置し、専門的・技術的な検討結果「年金財政における経済前提について（検討結果の報告）」（2019(平成 31)年３月）に基づき設定されている。これは、2004(平成 16)年以後の財政再計算、財政検証と同様である。

今回の経済前提は、専門委員会における検討の結果、足元の 10 年間（2028(令

和 10)年度まで）は内閣府が作成した「中長期の経済財政に関する試算」(2019(令和元)年７月 31 日、以下、「内閣府試算」という。）に準拠して設定され、長期的な経済前提は、将来、日本経済の潜在成長率の見通しや労働力人口の見通し等を踏まえてマクロ経済の観点から整合性のとれた推計に基づいて設定されている。

また、検討結果の報告においては、基本的な考え方として、

「財政検証の結果は、人口や経済を含めた将来の状況を正確に見通す予測（forecast）というよりも、人口や経済等に関して現時点で得られるデータを一定のシナリオに基づき将来の年金財政へ投影（projection）するものという性格に留意が必要である。このため、財政検証に当たっては、長期的に妥当と考えられる複数のシナリオを幅広く想定した上で、長期の平均的な姿として複数ケースの前提を設定し、その結果についても幅を持って解釈する必要がある」ことや、

「長期的な前提の幅を設定するに当たっては、財政検証がおおむね 100 年にわたる超長期の推計であることを踏まえ、足下の一時的な変動にとらわれず超長期の視点に立ち妥当と考えられる範囲において設定する必要がある」

ことが記載されており、これらの基本的考え方に基づき、今回の財政検証に用いる経済前提は、将来の不確実性を視野に入れて幅広く６ケースの前提が設定されている。

４．長期の設定に用いるマクロ経済に関する試算の枠組み

（１）マクロ経済に関する試算の枠組み（経済モデルの建て方）

これまでの財政検証において用いられてきたマクロ経済に関する試算に基づく設定方法は、諸外国における経済前提の設定方法と比べても工夫されたものとなっていること、また、スタンダードな成長会計のモデルとして他に代わるものがないとの議論もあったことから、今回の財政検証に用いる経済前提においても基本的には同様の手法を用いることとされた。

マクロ経済に関する試算とは具体的には、成長経済学の分野で長期間における一国経済の成長の見込み等について推計を行う際に用いられる標準的な生産関数であるコブ・ダグラス型生産関数に基づいて経済成長率等の推計を行うものである。

コブ・ダグラス型生産関数とは、GDP の資本と労働に対する分配率が一定という仮定の下で、GDP を資本と労働の関数として表すものである。コブ・ダグラス型生産関数の下では、経済成長率（実質 GDP 成長率）は、「資本成長

による寄与（資本成長率×資本分配率)」、「労働成長による寄与（労働成長率×労働分配率)」、「生産技術等の進歩による寄与（全要素生産性（TFP）上昇率)」の合計で定義されている。

経済成長率（実質 GDP 成長率）
＝　資本成長率×資本分配率（資本成長による寄与）
＋ 労働成長率×労働分配率（労働成長による寄与）
＋ 全要素生産性（TFP）上昇率（生産技術等の進歩による寄与）

ここで、労働単位を総労働時間と捉え、労働成長率を総労働時間の変化率と考えると、労働時間当たりの実質 GDP 成長率（労働生産性上昇率）は、実質 GDP 成長率から労働成長率を差し引いたものであることから、以下の式で表される。

労働時間当たり実質 GDP 成長率（労働生産性上昇率）
＝　実質 GDP 成長率 － 労働成長率
＝（資本成長率－労働成長率）×資本分配率 ＋ 全要素生産性上昇率
＝　労働単位当たり資本成長率×資本分配率 ＋ 全要素生産性上昇率

（注）労働分配率－1＝－資本分配率
資本成長率－労働成長率＝労働単位あたり資本成長率

また、資本成長率は、総投資率と資本減耗率を用いて、以下のように表される。

資本成長率 ＝ 総投資率× GDP ／資本ストック－資本減耗率

さらに、日本経済の利潤率は資本分配率と資本減耗率を用いて、以下のように表される。

利潤率 ＝ 資本分配率× GDP ／資本ストック－資本減耗率
＝ 資本分配率／資本ストックの GDP 比－資本減耗率

これらの式を用いると、ａ． 全要素生産性上昇率、ｂ． 資本分配率、ｃ．資本減耗率、ｄ．総投資率の４つのパラメータを設定すれば、マクロ経済の観点から整合性のとれた

ア　労働時間当たり実質 GDP 成長率
イ　利潤率

の値を推計できる。

（２）実質賃金上昇率の設定の枠組み

実質賃金上昇率の設定における基本的考え方は、長期的にみると労働時間当たりの賃金は、労働生産性の上昇（労働時間当たり実質 GDP 成長率）に伴い上昇するというものである。

ただし、年金制度で用いる実質賃金上昇率は、消費者物価指数により実質化されたものであるが、マクロ経済に関する試算で計算される GDP は GDP デフレーターにより実質化されているため、実質化に用いるデフレーターに違いがある。このため、今回の財政検証に用いる経済前提においては、この違いが考慮されている。また、財政検証に用いる実質賃金上昇率は、労働時間あたりでなく厚生年金の被保険者１人当たりの実質賃金上昇率であることから、厚生年金被保険者の平均労働時間の変化も考慮されており、実質賃金上昇率は以下のように設定されている。

労働時間当たり実質賃金上昇率
＝　労働時間当たり実質 GDP 成長率
＋（GDP デフレーター上昇率－CPI 上昇率）

実質賃金上昇率（被保険者１人あたり実質賃金上昇率）
＝　労働時間当たり実質賃金上昇率
＋　厚生年金被保険者の平均労働時間の変化率

（３）実質運用利回り及びスプレッド（実質的な運用利回り）の設定の枠組み

年金財政において重要な要素の一つとして、賃金上昇率を上回る部分に相当するスプレッド（実質的な運用利回り＜対賃金＞）があるが、マクロ経済に関する試算は物価（GDP デフレーター）により実質化された国民経済計算の数値を基礎に計算されていることから、設定の手順としては、まず実質運用利回り＜対物価＞を設定し、スプレッドは実質運用利回りから実質賃金上昇率を控除することにより算出されている。

今回の財政検証においては、実質運用利回りの設定方法を見直し、年金積立金の市場運用を行っている年金積立金管理運用独立行政法人（以下、「GPIF」という。）の運用実績を活用して設定（※）することとされた。

（※）最も低い経済成長を想定したケースⅥは設定方法が異なる。

前回の 2014(平成 26)年財政検証においては、将来の実質長期金利の長期的な平均値を推計したうえで、内外の株式等による分散投資効果を上積みするという考え方で設定していたが、

・近年、長期金利は中央銀行の政策の影響も大きく受けるなど、マクロ経済に関する試算の中での位置づけがわかりにくくなっている
・年金積立金の市場運用を開始した 2001(平成 13)年度から 17 年以上が経過し、GPIF の運用実績（2005(平成 17)年度以前は年金資金運用基金の運用実績。以下同様。）を活用する環境が整った

ことから、設定方法が変更されたものである。

また、GPIF の運用実績を活用するに当たっては、

・単に過去の実績をそのまま利用するのでなく、経済モデルによるフォワードルッキングな視点も導入し、経済モデルから設定される経済前提と整合的に設定すべきである
・運用収益の源泉は資本に分配される利潤であり、運用収益と利潤は深い関係があると考えられる
・利潤率は長期金利のみならず、上場企業の収益率（※）とも一定の相関があることも確認された

ことから、債券・株式を含めた将来の運用利回りを利潤率から推計する方法が採用された。

（※）利潤率と総資産収益率（ROA）、自己資本収益率（ROE）との相関が確認されている。

具体的には、実質運用利回りは、次式のとおり、GPIF の実質運用利回りの実績を基礎に、経済モデルから推計される利潤率の変化率を乗じて推計し設定されている。

実質運用利回り（対物価（CPI 上昇率））
＝　GPIF 実質運用利回り（対物価（CPI 上昇率））の実績
×　将来の利潤率の推計値　／　利潤率の実績

第３－４－５図　長期の経済前提の設定に用いる経済モデル
（概念図・フローチャート）

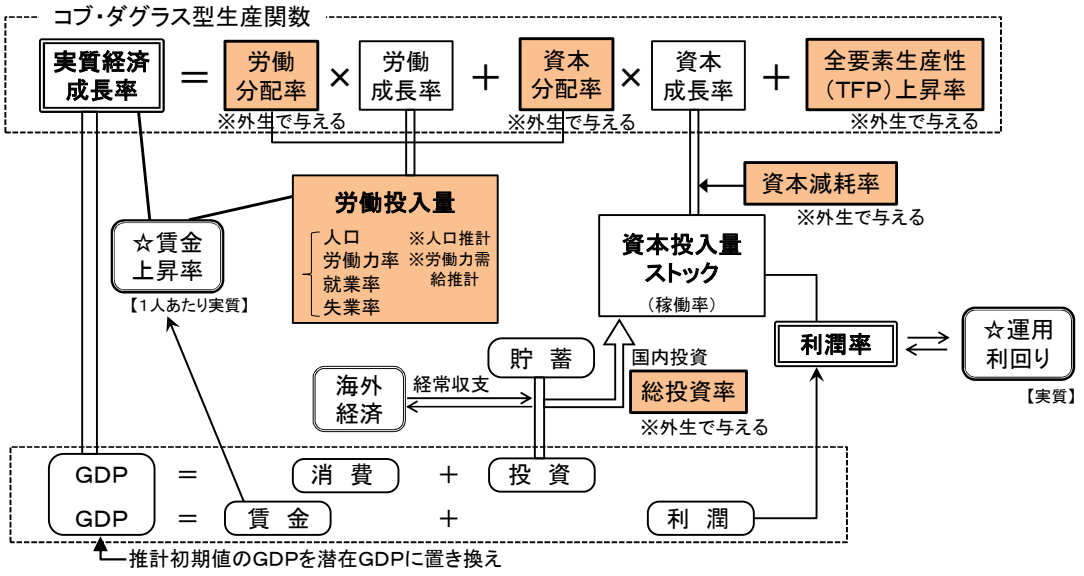

※　経済モデルは実質ベースで推計され、物価上昇率を外生で与えて名目値が計算される。

第３－４－６図　長期の設定に用いるマクロ経済に関する推計の枠組み

過去の実績を基礎としつつ、日本経済の潜在成長率の見通しや労働力人口の見通し等を反映した、マクロ経済に関する試算に基づいて設定。
マクロ経済に関する試算とは具体的には、成長経済学の分野で20～30年の長期の期間における一国経済の成長の見込み等について推計を行う際に用いられる新古典派経済学の標準的な生産関数であるコブ・ダグラス型生産関数に基づいて経済成長率等の推計を行うものである。

経済成長率（実質GDP成長率）
＝　資本成長率×資本分配率　＋　労働成長率×労働分配率
＋　全要素生産性（TFP）上昇率

単位労働時間当たり実質GDP成長率　　（注）労働分配率－1　＝　－資本分配率であることを用いた。
＝　実質GDP成長率　－　労働成長率
＝（資本成長率－労働成長率）×資本分配率　＋　全要素生産性上昇率

資本成長率　＝　総投資率×GDP／資本ストック－資本減耗率

利潤率　＝　資本分配率×GDP／資本ストック－資本減耗率

単位労働時間当たり実質賃金上昇率
＝　単位労働時間当たり実質GDP成長率　＋　（GDPデフレーター上昇率　－　CPI上昇率）
被用者年金被保険者1人あたり実質賃金上昇率
＝　単位労働時間あたり実質賃金上昇率　＋　被保険者の平均労働時間の変化率

（４）実質 GDP 成長率と潜在成長率

コブ・ダグラス型生産関数による経済成長率等の推計は供給側からのアプローチによるモデルとなっている。しかし、実際の実質 GDP は、供給力だけで決定されるものでなく需要側の影響を受け、景気の循環等により雇用や資本の稼働率が調整され、供給力と差（GDP ギャップ）が生じることとなる。

供給力を示す潜在 GDP の実績については、内閣府において、経済の過去のトレンドからみて平均的な水準で生産要素を投入した時に実現可能な GDP と定義し、コブ・ダグラス型生産関数を用いて推計されている。また、併せて実質 GDP と潜在 GDP の乖離率を示す GDP ギャップ、潜在成長率（潜在 GDP の伸び率)、潜在成長率の構成要素として全要素生産性（TFP）上昇率等が内閣府により推計し公表されている。

GDP ギャップ　＝（実際の GDP－潜在 GDP）／潜在 GDP
潜在成長率（潜在 GDP の伸び率）
＝　全要素生産性（TFP）上昇率
＋　労働投入量の寄与　＋　資本投入量の寄与

専門委員会のマクロ経済に関する試算においては、幅広い６ケースを設定しているが、それぞれのケースの軸となる TFP 上昇率のパラメータ設定に当たっては内閣府の公表値が参照されている。また、シミュレーションの足元の GDP は、GDP ギャップを考慮した潜在 GDP が用いられている。

マクロ経済に関する試算においては、供給側からのアプローチによるモデルを用い、潜在 GDP を初期値とし、TFP 上昇率等のパラメータ設定は長期の平均的な水準やトレンドにより設定されている。このため、推計結果は景気循環による需要の変動を均した平均的な稼働率を前提とした供給力（潜在 GDP）の成長を推計したものと理解できる。

５．パラメータの設定

（１）労働投入量の設定

専門委員会のマクロ経済に関する試算では、労働投入について、労働力人口という人数の要素だけではなく、短時間雇用者の増加や１人あたり平均労働時間の変化を織り込んだ延べ労働時間が労働投入量として用いられている。すなわち、労働力人口といったマンベースではなく、総労働時間というマンアワーベースが 2009(平成 21)年財政検証より採用されている。

今回も基本的に同様の手法を採ることとされ、マンアワーベースの労働投入量の推計値が設定された。具体的な推計については、「日本の将来推計人口」や「労働力需給の推計」を基軸としており、厚生年金被保険者数の推計とも密接な関係にあることから、これらはまとめて次節（第３章第５節）で取り上げることとする。総労働時間の推移は第３－４－７図のとおりとなっており、男女計で 2017（平成 29）年度には 1,240 億時間程度であるものが、人口の減少に伴い、2060（令和 42）年度には労働市場への参加が進むケース（参加進展シナリオ）で 859 億時間程度、労働市場への参加が一定程度進むケース（参加漸進シナリオ）で 833 億時間程度、労働市場への参加が進まないケース（参加現状シナリオ）で 784 億時間程度との見通しとなっている。

第３－４－７図　総労働時間（マンアワー）の推移

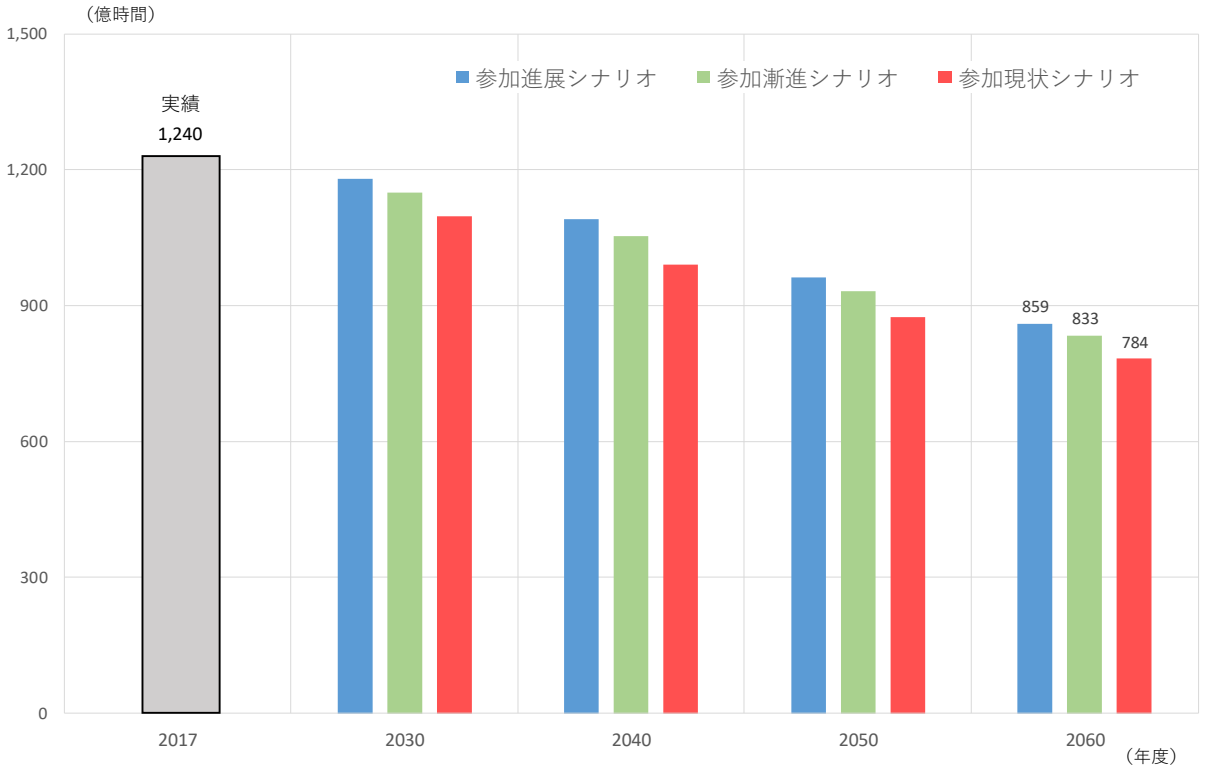

（２）全要素生産性上昇率を基礎とした複数ケースの設定

長期的な経済状況を見通す上で重要な要素である全要素生産性（TFP）上昇率（技術進歩等）は、将来の不確実性が大きいと考えられることから幅広く６ケースが設定されており、経済前提の設定の軸となっている。また、設定に当たっては内閣府試算の仮定、過去 30 年の実績の分布、バブル崩壊後の 1990 年代後半以降の実績の範囲（1.2～0.3%）が踏まえられている。

第３－４－８図　経済前提の設定の基本的考え方

- 財政検証に用いる経済前提(※)については、透明性を確保するため、経済金融の専門家による専門委員会を設け、公開の場における長期間の議論(第1回2017年7月～第10回2019年3月)の結果を基に設定
  ※ 物価上昇率、賃金上昇率、年金積立金の運用利回り
- 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(2019年1月及び7月)や労働力需給の推計(2019年3月)に整合的に設定
- 足下(2028年度まで)の経済前提は内閣府試算(2019年7月)に準拠して設定
- 長期(2029年度以降)の経済前提はマクロ経済に関する試算(コブ・ダグラス型生産関数を用いた長期的な経済成長率等の推計)に基づいて設定
  ※　長期的な経済状況を見通す上で重要な全要素生産性(TFP)上昇率(技術進歩等)を軸に幅の広い6ケースを設定。TFP上昇率は、内閣府試算の仮定、過去30年の実績の分布、バブル崩壊後の1990年代後半以降の実績の範囲(1.2%～0.3%)を踏まえ設定。

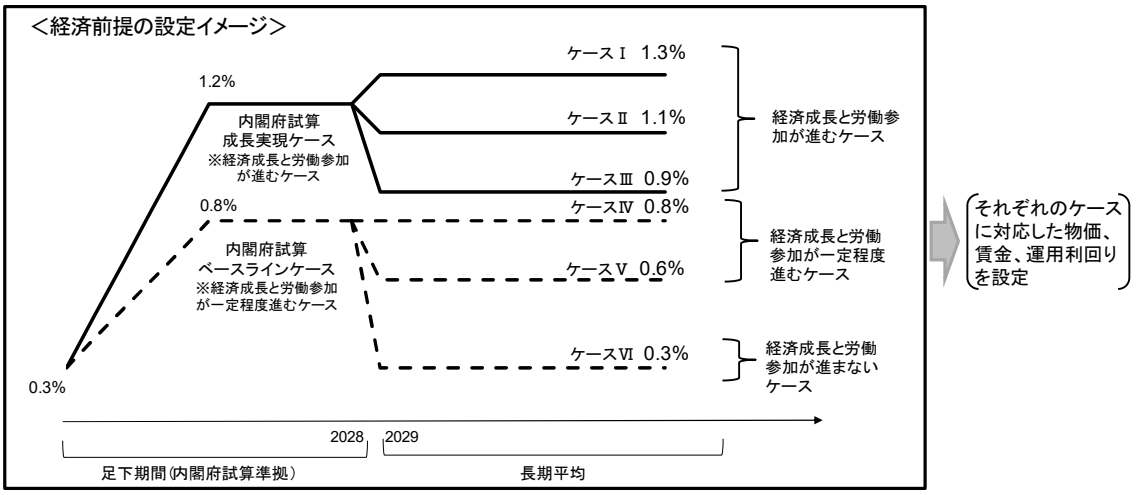

具体的には、内閣府試算の対象期間である 2028(令和 10)年度までは 2019(令和元)年７月の内閣府試算に準拠（※）した設定とし、足下の 0.3%から、成長実現ケースでは 1.3%まで、ベースラインケースでは 0.8%までそれぞれ上昇する設定とした。

2029(令和 11)年度以降の長期の設定は

- 成長実現ケースに接続するものとして、2029(令和 11)年度以降 1.3%(※)で推移するケース（ケースⅠ）の他、内閣府試算よりも下方に設定するケースとして、1.1%で推移するケース（ケースⅡ）、0.9%で推移するケース（ケースⅢ）が設定され、
- ベースラインケースに接続するものとしては、2029(令和 11)年度以降 0.8%で推移するケース（ケースⅣ）の他、内閣府試算よりも下方に設定するケースとして、0.6%で推移するケース（ケースⅤ）、0.3%で推移するケース（ケースⅥ）が設定された。

(※)　専門委員会において検討結果の報告（2019(平成 31)年３月）を取りまとめたときの直近の内閣府試算（2019(平成 31)年１月）においては、成長実現ケースの TFP 上昇率は 1.3%まで上昇することとされていたこと等からケースⅠの長期の設定が 1.3%とされた。その後、2019(令和元)年７月に新しい内閣府試算が公表されたため専門委員会を持ち回り開催し、2029(令和 11)年度以降の長期の設定につては見直す必要はないものの、2028(令和 10)年度までの足元の経済前提については 2019(令和元)年７月の内閣府試算に置き換えることも差し支えないと整理された。

また、労働投入量とのシナリオの組み合わせについては、内閣府試算との整合性を踏まえつつ、内閣府試算で想定されていない労働参加が進まないケースについても仮定された。具体的には、

- 内閣府試算の成長実現ケースに接続するケースⅠ～Ⅲについては「労働力需給の推計」の経済成長と労働参加が進むケース、
- 内閣府試算のベースラインケースに接続するケースのうち、ケースⅣ、Ⅴについては「労働力需給の推計」の経済成長と労働参加が一定程度進むケース、
- ケースⅥについては「労働力需給の推計」の経済成長と労働参加が進まないケース

を組み合わせることとされた。

潜在成長率とその内訳の推移をみると、潜在成長率は 1990 年代からリーマン・ショックのあった 2008(平成 20)年度まで低下傾向にあり、2008(平成 20)年度及び 2009(平成 21)年度にはゼロまで低下したが、その後は上昇傾向に転じ１％に近づきつつある。その内訳をみると労働投入量は 1991(平成３)年度以後、資本投入量は 2009(平成 21)年度以後マイナスに寄与していたが、2014(平成 26)年度以降は双方ともプラスに転じている。全要素生産性(TFP)上昇率は、1990(平成２)年以前は 1.5%以上の水準にあったが 1990 年代後半以降は 1.2～0.3%の間を推移しており、今回の財政検証の設定(1.3～0.3%)は概ねこの範囲で設定された。

第３－４－９図　潜在成長率とその内訳の推移

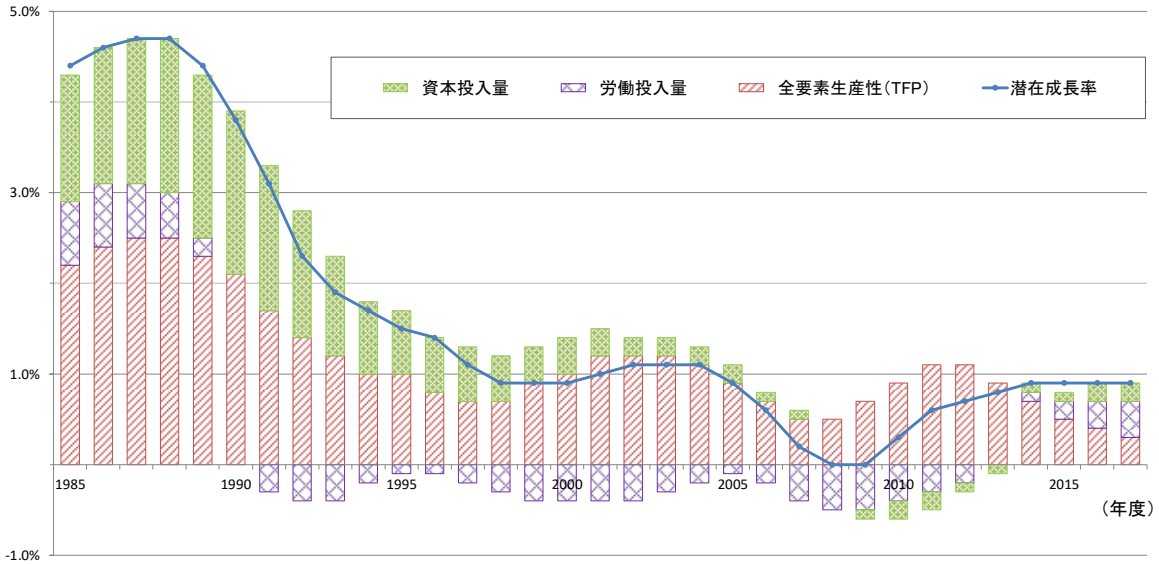

【資料】2018年10－12月期四半期別ＧＤＰ速報（１次速報値）ベースの内閣府推計

第３－４－10 図　全要素生産性（TFP）上昇率の推移（1981～2017 年度）

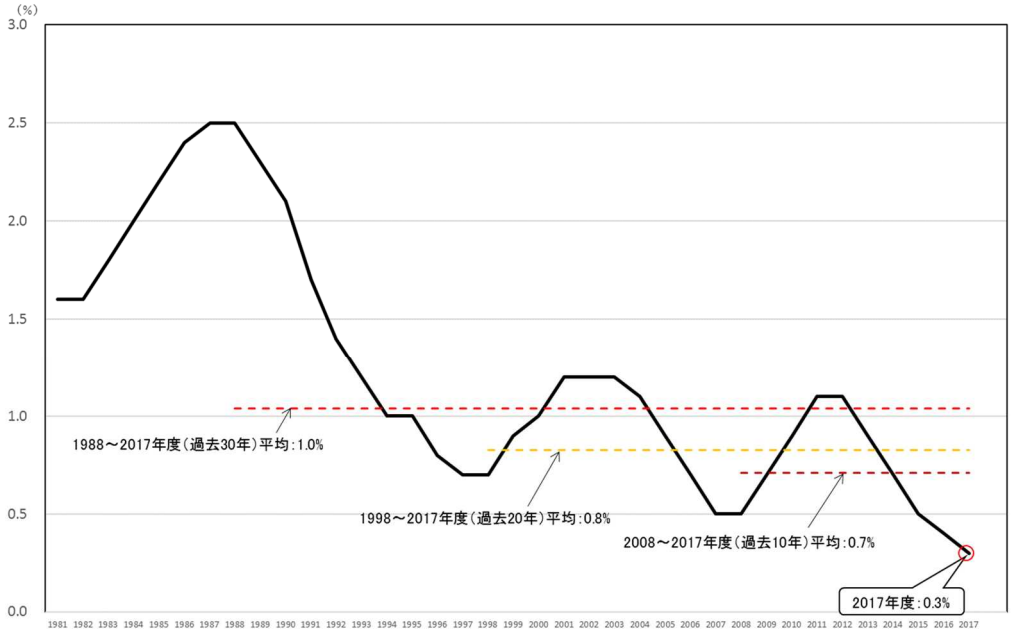

（出典）月例経済報告（内閣府）の2018年10－12月期四半期別GDP速報（1次速報値）
（注）過去平均は該当年度の年度値を単純平均したもの
なお、1988～1997年度平均は1.5%、1998～2007年度平均は0.9%となっている。

第３－４－11 図　全要素生産性（TFP）上昇率の分布（1988～2017 年度）

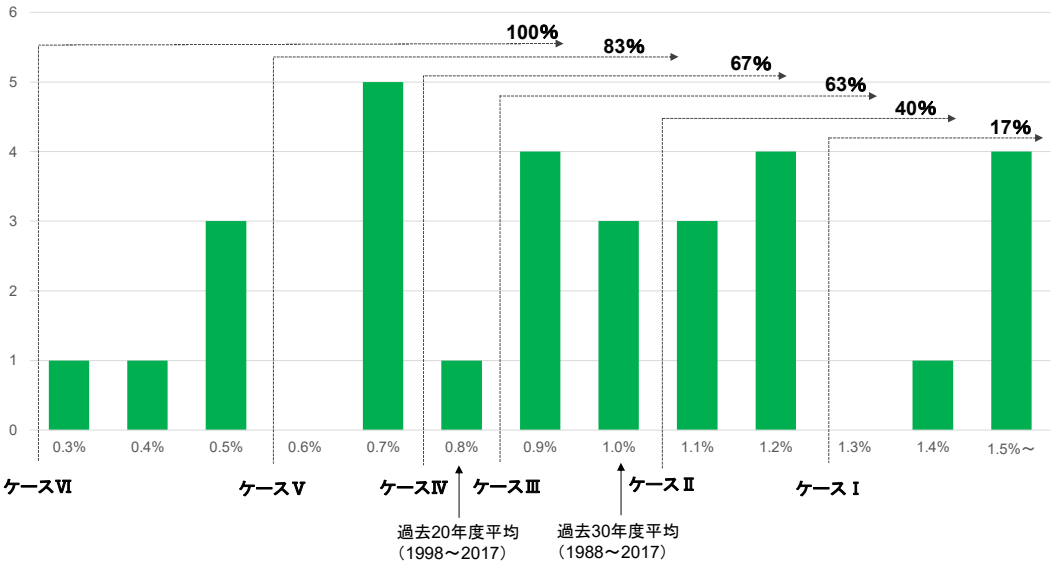

（出典）月例経済報告（内閣府）の2018年10－12月期四半期別GDP速報（1次速報値）

また、全要素生産性（TFP）上昇率の過去 30 年間の分布をみると、ケースⅠの前提 1.3%を上回るのは約２割（17%）であり、ケースⅠは過去 30 年間の実績の約２割（17%）をカバーするシナリオに相当する。同様に、ケースⅡの 1.1%は約４割（40%）、ケースⅢの 0.9%は約６割（63%）、ケースⅣの 0.8%は約７割（67%）、ケースⅤの 0.6%は約８割（83%）、ケースⅥの 0.3%は 10 割（100%）がカバーされるシナリオに相当する。

（３）資本分配率、資本減耗率の設定

資本分配率、資本減耗率の実績は、国民経済計算をもとに次式により算出される。

資本分配率　＝　１－雇用者報酬／（営業余剰（総）＋雇用者報酬）

資本減耗率　＝　固定資本減耗／固定資産

資本分配率、資本減耗率の設定については、2014(平成 26)年の財政検証ではシナリオに応じた複数ケースの設定が行われており、今回も同様の方法によるものとされた。具体的には、全要素生産性（TFP）上昇率の過去 30 年平均は 1.0%、過去 10 年平均は 0.7%であることから、全要素生産性（TFP）上昇率の水準に応じ次のとおり設定した。

（資－ア）：ケースⅠ～Ⅲは過去 30 年平均（1988～2017 年）により
資本分配率 42.7%、資本減耗率 7.3%と設定

（資－イ）：ケースⅣ～Ⅵは過去 10 年平均（2008～2017 年）により
資本分配率 43.4%、資本減耗率 7.0%と設定

第３－４－12 図　資本分配率の推移と設定

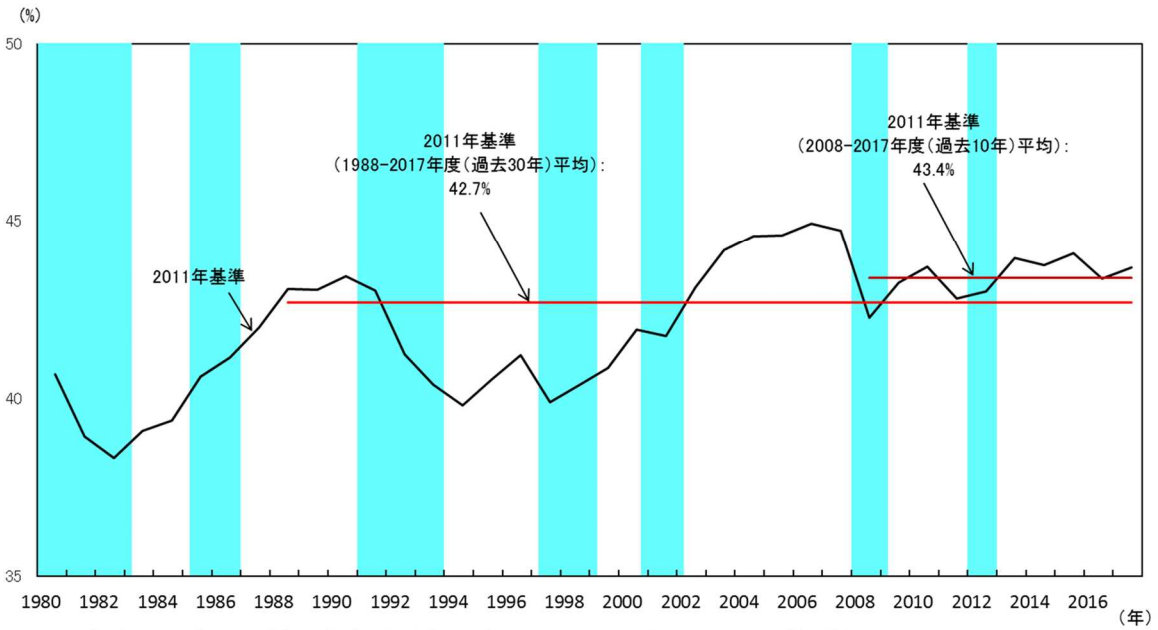

（出典）資本分配率は内閣府「国民経済計算」を基に作成。ただし、1993年以前は過去への遡及推計値を用いている。
（注）資本分配率は年度値。また、シャドー部分は景気後退期を表す。

第３－４－13 図　資本減耗率の推移と設定

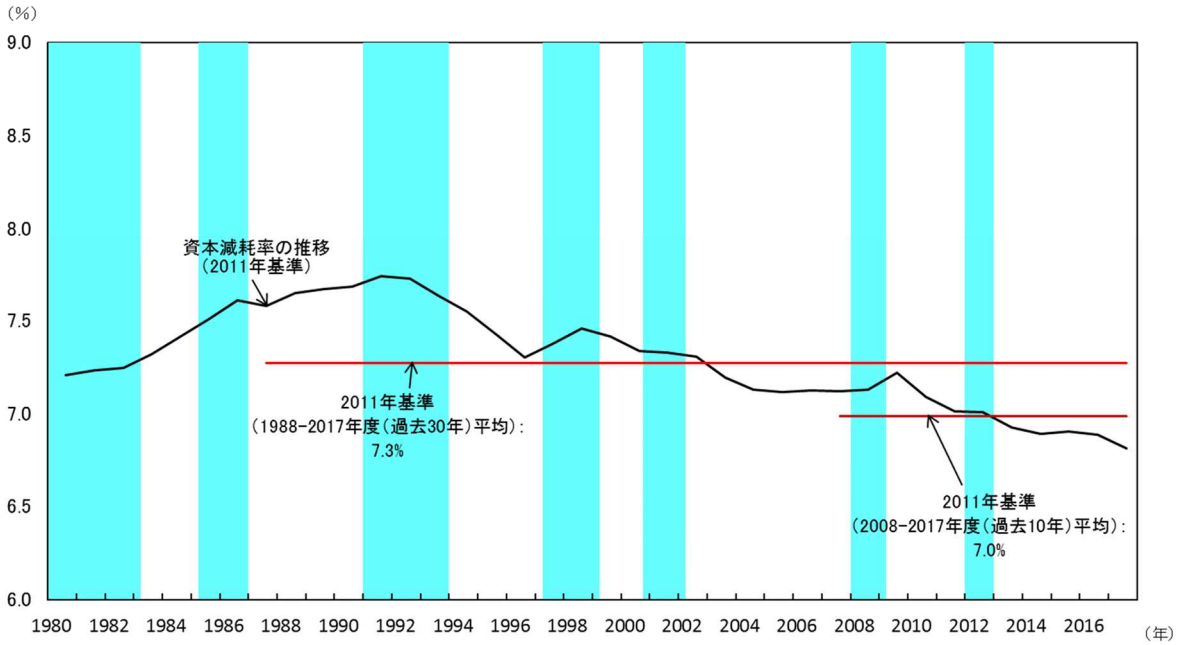

（出典）内閣府「国民経済計算」を基に作成。ただし、1993年以前は過去への遡及推計値を用いている。
（注） 資本分配率は年度値。また、シャドー部分は景気後退期を表す。

（４）総投資率の設定

総投資率、総貯蓄率の実績は、国民経済計算をもとに次式により算出される。

総投資率　＝　総固定資本形成／名目 GDP

総貯蓄率　＝　総貯蓄／名目 GDP

総投資率の設定については、長期的な低下傾向を織り込みつつ、2014(平成26)年財政検証では海外経済との関係を考慮する観点から総投資と総貯蓄の差に着目したケースも設定し結果を幅で示すこととされた。今回も同様の方法によるものとされ、具体的には、次の２ケースを設定した。なお、長期的な低下傾向の外挿は対数正規曲線を当てはめることにより行われている。

（投－α）：総投資率の長期的な低下傾向を外挿したものから、総貯蓄率の長期的な低下傾向を外挿したものへ 30 年間かけて緩やかに遷移するようなケース

（投－β）：総投資率の長期的な低下傾向を外挿して設定するケース

総投資と総貯蓄の差が一国全体の経常収支に相当することから、総貯蓄に遷移するケース（投－α）は経常黒字の縮小を想定している。ただし、経常収支の先行きには様々な見方があることから、全てのシナリオについて、両方のケースについて推計を行い両方の結果を幅で示すこととされた。

このように設定した結果、今回の財政検証の（投－α）のケースでは総投資率がおおむね横ばいで推移する結果となっている。

第３－４－14 図　総投資率の推移と設定

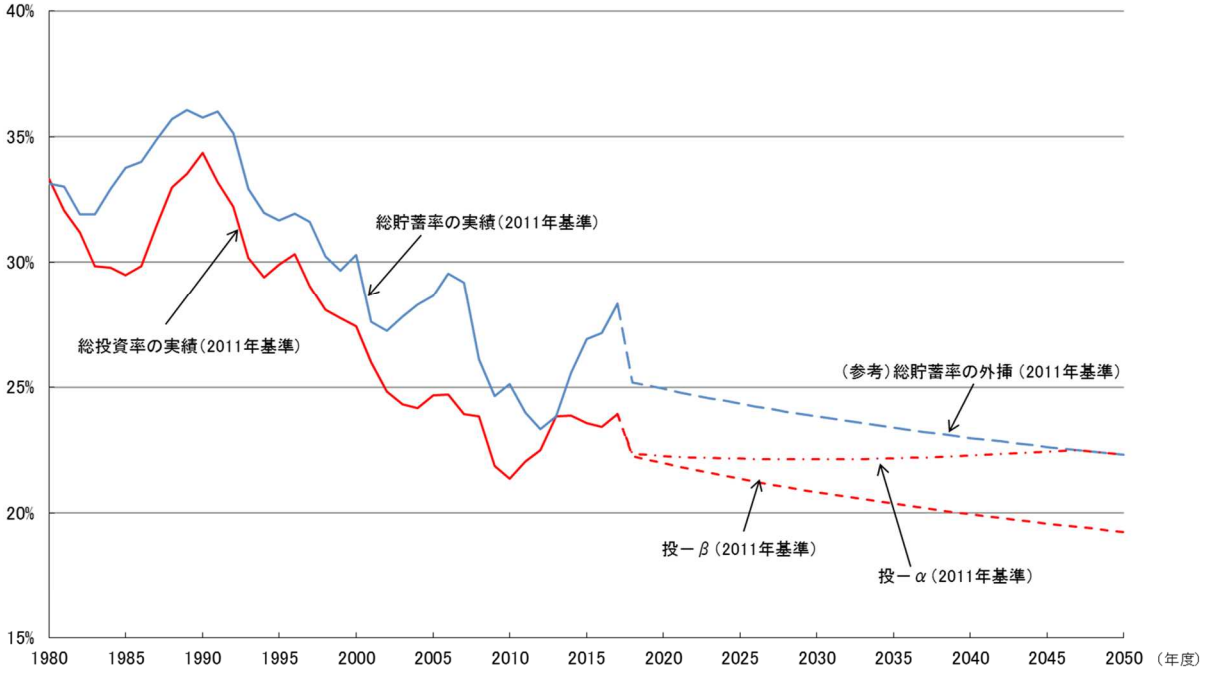

年度		1992	1997	2002	2007	2012	2017	2022	2027	2032	2037	2042	2047	2052
2011年基準	総投資率　実績値	32.2%	29.0%	24.8%	23.9%	22.5%	23.9%							
	（参考）総貯蓄率　実績値	35.1%	31.6%	27.2%	29.2%	23.3%	28.3%							
	（投－α）の設定値						23.9%	22.2%	22.1%	22.1%	22.2%	22.3%	22.5%	22.2%
	（投－β）の設定値						23.9%	21.7%	21.1%	20.6%	20.2%	19.8%	19.4%	19.1%
	（参考）総貯蓄率　推計値						28.3%	24.7%	24.1%	23.6%	23.2%	22.8%	22.5%	22.2%

（５）物価上昇率の設定

物価上昇率については、前回の財政検証と同様に経済モデルの外生値として、日本銀行の物価安定の目標（2.0%）、過去 30 年間の実績の平均値（0.5%）、内閣府試算の推計値（2019(平成 31)年１月、成長実現ケース 2.0%、ベースラインケース 1.1%）を参考に設定された。設定にあたっては、実質経済成長率が高いほど物価上昇率も高くなるという関係となるように設定されている。

具体的な設定は、次のとおりである。

ケースⅠ（TFP 上昇率 1.3%）：	２．０％	内閣府試算の成長実現ケースに接続
ケースⅡ（TFP 上昇率 1.1%）：	１．６％	
ケースⅢ（TFP 上昇率 0.9%）：	１．２％	
ケースⅣ（TFP 上昇率 0.8%）：	１．１％	内閣府試算のベースラインケースに接続
ケースⅤ（TFP 上昇率 0.6%）：	０．８％	
ケースⅥ（TFP 上昇率 0.4%）：	０．５％	

（補論）国民経済計算の基準改定への対応と遡及推計

＜基準改定＞

国民経済計算は、我が国の経済の全体像を国際比較可能な形で体系的に記録することを目的に、国連の定める国際基準に準拠しつつ、統計法に基づく基幹統計として、国民経済計算の作成基準及び作成方法に基づき作成されている。また、５年ごとに「産業連関表」「国勢調査」等の基礎統計の最新版を取り込む基準改定が行われており、最新の 2011 年基準においては、加えて最新の国際基準である「2008SNA」に対応するよう作成方法等の見直しも行われている。2011 年基準の国民経済計算では、2008SNA の対応として研究・開発の資本化が行われ、フローの総固定資本形成、ストックの固定資産に研究・開発が含まれることとなった。これらの基準改定により名目 GDP や資本ストックの水準が上昇している。

専門委員会のマクロ経済に関する試算では、シミュレーションの初期値としての GDP、資本ストックは国民経済計算の数値を基礎としている他、 外生変数として与える資本減耗率、資本分配率、総投資率等の各種パラメータについても国民経済計算の系列を基礎に設定されている。今回の専門委員会においては、2011 年基準に合わせて資本ストックを有形固定資産から研究開発等を含む固定資産に見直すなど、基準改定に対応している。

＜遡及推計＞

2011 年基準の国民経済計算においては、1994 年以降の計数を正式系列としており、1993 年以前については一部の系列（支出側 GDP 系列、固定資本等）について 1980 年までの参考系列が公表されている。各種パラメータの設定には過去 30 年程度の計数が必要となるが、固定資本減耗、雇用者報酬、営業余剰等については 1993 年以前の計数が公表されていないため、専門委員会において遡及推計が行われている。

固定資本減耗については、2011 年基準では実効償却率を用いた定率法により算出されていることから、参考系列として公表されている資本財別の固定資産に実効償却率を乗じることにより遡及推計されている。

表章分類	実効償却率
住宅	0.05
住宅以外の建物	0.076
構築物	0.025
輸送用機械	0.199
情報通信機器	0.262
その他の機械・設備	0.177

表章分類	実効償却率
防衛装備品	0.074
育成生物資源	0.273
研究・開発	0.157
鉱物探査・評価	0.165
コンピュータソフトウェア	0.33

その他の必要な系列（雇用者報酬、営業余剰、その他の経常移転（純）、海外からの資本移転等（純））については、2000 年基準の国民経済計算において 1980 年までの計数が公表されていることから、これを用いて遡及推計されている。具体的には、1994～1998 年度の 5 年間の系列から 2011 年基準と 2000 年基準の乖離率を求め、2000 年基準の 1980～1993 年度の計数に乖離率を乗じることで 2011 年基準の遡及推計が行われている。

$$\text{N年度の遡及推計値(2011年基準)} = \text{N年度の値(2000年基準)} \times \frac{\text{1994～1998年度の平均値(2011年基準)}}{\text{1994～1998年度の平均値(2000年基準)}} \quad (\text{N=1980～1993})$$

このようにして、マクロ経済に関する試算に必要な計数が全て 1980 年まで遡及推計され各種パラメータの設定などが行われている。具体的な計数は次表の通りである。

第３－４－15 表　国民経済計算を用いて算出される各種指標（計数表）

	固定資産	固定資本減耗	（参考）					各種指標				
			名目GDP	雇用者報酬	営業余剰(総)	総固定資本形成	総貯蓄	資本分配率	資本減耗率	利潤率	総投資率	総貯蓄率
	（暦年末、10億円）	（年度、10億円）	（年度、10億円）	（年度、10億円）	（年度、10億円）	（年度、10億円）	（年度、10億円）	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
昭和55（1980）	681,579	*49,155*	256,153	*130,756*	*89,647*	85,304	*84,895*	40.7	7.2	8.1	33.3	33.1
56（1981）	727,362	*52,635*	272,557	*140,909*	*89,823*	87,374	*89,950*	38.9	7.2	7.4	32.1	33.0
57（1982）	772,595	*55,999*	285,246	*148,999*	*92,661*	89,010	*90,992*	38.3	7.2	6.9	31.2	31.9
58（1983）	799,645	*58,567*	299,017	*156,002*	*100,138*	89,244	*95,456*	39.1	7.3	7.3	29.8	31.9
59（1984）	842,853	*62,510*	317,792	*164,637*	*106,994*	94,677	*104,669*	39.4	7.4	7.4	29.8	32.9
60（1985）	874,973	*65,738*	338,999	*172,532*	*117,985*	99,971	*114,424*	40.6	7.5	8.2	29.5	33.8
61（1986）	896,096	*68,214*	353,082	*178,699*	*124,939*	105,343	*120,065*	41.1	7.6	8.6	29.8	34.0
62（1987）	950,121	*72,034*	374,417	*185,561*	*134,336*	117,672	*130,500*	42.0	7.6	9.0	31.4	34.9
63（1988）	1,013,064	*77,508*	400,430	*196,861*	*148,894*	132,048	*142,926*	43.1	7.7	9.4	33.0	35.7
平成元（1989）	1,114,361	*85,526*	427,272	*211,584*	*159,946*	143,225	*154,037*	43.1	7.7	8.8	33.5	36.1
2（1990）	1,233,796	*94,803*	462,964	*229,410*	*176,061*	159,128	*165,605*	43.4	7.7	8.6	34.4	35.8
3（1991）	1,323,375	*102,461*	487,343	*246,321*	*186,106*	161,767	*175,433*	43.0	7.7	8.1	33.2	36.0
4（1992）	1,380,329	*106,691*	496,682	*252,790*	*177,484*	159,970	*174,552*	41.2	7.7	7.1	32.2	35.1
5（1993）	1,418,078	*108,305*	494,916	*258,584*	*175,280*	149,304	*162,983*	40.4	7.6	6.5	30.2	32.9
6（1994）	1,456,355	110,008	502,751	262,258	173,508	147,880	160,703	39.8	7.6	6.2	29.4	32.0
7（1995）	1,483,808	110,284	516,202	266,521	181,630	154,462	163,434	40.5	7.4	6.7	29.9	31.7
8（1996）	1,543,273	112,767	528,843	272,333	191,019	160,448	168,889	41.2	7.3	6.8	30.3	31.9
9（1997）	1,578,985	116,524	533,393	278,419	184,824	154,833	168,593	39.9	7.4	6.1	29.0	31.6
10（1998）	1,578,952	117,776	526,004	272,756	184,704	147,808	159,032	40.4	7.5	6.0	28.1	30.2
11（1999）	1,584,295	117,547	521,924	268,604	185,614	144,817	154,886	40.9	7.4	6.0	27.7	29.7
12（2000）	1,605,032	117,797	528,447	270,210	195,231	144,922	160,042	41.9	7.3	6.5	27.4	30.3
13（2001）	1,597,180	117,108	519,189	264,138	189,318	134,939	143,262	41.8	7.3	6.2	26.0	27.6
14（2002）	1,591,364	116,323	514,855	256,296	194,326	127,805	140,220	43.1	7.3	6.6	24.8	27.2
15（2003）	1,604,117	115,476	517,720	253,177	200,347	125,887	144,041	44.2	7.2	7.1	24.3	27.8
16（2004）	1,623,696	115,797	521,349	254,587	204,791	126,084	147,542	44.6	7.1	7.2	24.2	28.3
17（2005）	1,647,412	117,294	525,643	258,606	208,209	129,705	150,598	44.6	7.1	7.1	24.7	28.7
18（2006）	1,680,714	119,802	529,034	261,446	213,242	130,752	156,326	44.9	7.1	7.0	24.7	29.5
19（2007）	1,714,858	122,175	530,923	263,593	213,281	126,987	154,988	44.7	7.1	6.7	23.9	29.2
20（2008）	1,734,755	123,743	509,482	263,284	192,747	121,485	133,008	42.3	7.1	5.3	23.8	26.1
21（2009）	1,674,934	121,006	491,957	251,689	191,855	107,633	121,293	43.3	7.2	5.5	21.9	24.7
22（2010）	1,668,756	118,403	499,429	252,847	196,235	106,648	125,524	43.7	7.1	6.0	21.4	25.1
23（2011）	1,655,543	116,193	494,043	254,611	190,520	108,895	118,577	42.8	7.0	5.8	22.0	24.0
24（2012）	1,644,071	115,277	494,370	253,773	191,586	111,172	115,360	43.0	7.0	5.9	22.5	23.3
25（2013）	1,682,773	116,583	507,255	255,930	200,649	120,987	120,905	43.9	6.9	6.3	23.9	23.8
26（2014）	1,724,010	118,894	518,235	260,744	202,694	123,775	132,609	43.7	6.9	6.3	23.9	25.6
27（2015）	1,737,003	120,014	532,983	264,714	208,690	125,689	143,516	44.1	6.9	6.6	23.6	26.9
28（2016）	1,744,253	120,186	536,795	271,108	207,508	125,745	145,842	43.4	6.9	6.5	23.4	27.2
29（2017）	1,779,267	121,321	547,409	276,167	214,260	130,957	155,056	43.7	6.8	6.6	23.9	28.3

（出典）内閣府「国民経済計算」（2011（平成23）年基準）
なお、1993年度以前は、内閣府で公表している参考系列を用いているが、参考系列が公表されていない項目（斜体字の部分）は、本専門委員会において遡及推計を行った計数である。

６．マクロ経済に関する試算

先に述べた複数の計算式及びパラメータの設定をもとに、労働時間当たり実質経済成長率や利潤率などが逐次的に毎年度算出される。推計過程の例として、「ケースⅢ（全要素生産性上昇率 0.9%、労働参加が進む)、(資－ア)、(投－α)」の組合せの場合、「ケースⅤ(全要素生産性上昇率 0.7%、労働参加が一定程度進む)、(資－イ)、(投－β)」の組合せの場合を第３－４－16 表に示している。

2028(令和 10)年度までは内閣府試算に準拠するため、マクロ経済に関する試算結果は 2029(令和 11)年度以降の長期の前提の設定に活用される。長期の前提の設定にあたっては、一時的な変動にとらわれず長期の平均値で設定する必要があること、コブ・ダグラス型生産関数に基づく経済モデルは、20～30 年の期間における経済成長の見込み等について推計する際に用いられることから、内閣府試算の推計期間後の 2029(令和 11)年度から 20 年間 (2029～2048 年度)、25 年間 (2029～2053 年度)、30 年間 (2029～2058 年度) の推計を行い、それぞれの期間における労働時間当たり実質経済成長率や利潤率の平均値を基礎に長期の設定を行うこととされた。

第３－４－16 表　マクロ経済に関する推計過程（例）

ケースⅢ（TFP上昇率0. 9%、労働参加が進む）、（資－ア）、（投－α） の場合

年度		総労働時間	伸び率	全要素生産性上昇率(TFP)	資本分配率	資本減耗率	総投資率	実質GDP（平成23年度基準）潜在ベース ⑦	資本	資本成長率	実質経済成長率	労働時間あたり実質経済成長率	利潤率	被用者年金被保険者の平均労働時間	被用者年金被保険者の平均労働時間伸び率	資本係数（資本のGDP比）
		①	②	③	④	⑤	⑥		⑧	⑨	⑩	⑪	⑫			
		億時間、年度						兆円	兆円					週時間、年度		
29	(2017)	1,240		0.40%	42.7%	7.3%	23.9%	550.7	1,779.3					176.4		323%
30	(2018)	1,241	0.0%	0.40%	42.7%	7.3%	22.4%	553.3	1,781.6	0.1%	0.5%	0.44%	6.0%	175.7	−0.4%	322%
31	(2019)	1,240	−0.1%	0.60%	42.7%	7.3%	22.3%	555.5	1,775.6	−0.3%	0.4%	0.50%	6.1%	174.9	−0.5%	320%
32	(2020)	1,238	−0.1%	0.80%	42.7%	7.3%	22.3%	558.8	1,770.4	−0.3%	0.6%	0.73%	6.2%	174.1	−0.5%	317%
33	(2021)	1,233	−0.4%	1.00%	42.7%	7.3%	22.2%	562.6	1,766.0	−0.2%	0.7%	1.06%	6.3%	173.6	−0.3%	314%
34	(2022)	1,228	−0.4%	1.20%	42.7%	7.3%	22.2%	567.6	1,762.6	−0.2%	0.9%	1.28%	6.5%	173.2	−0.3%	311%
35	(2023)	1,223	−0.4%	1.30%	42.7%	7.3%	22.2%	573.4	1,760.5	−0.1%	1.0%	1.42%	6.6%	172.7	−0.3%	307%
36	(2024)	1,218	−0.4%	1.30%	42.7%	7.3%	22.2%	579.3	1,759.6	0.0%	1.0%	1.47%	6.8%	172.2	−0.3%	304%
37	(2025)	1,213	−0.4%	1.30%	42.7%	7.3%	22.2%	585.5	1,760.0	0.0%	1.1%	1.49%	6.9%	171.7	−0.3%	301%
38	(2026)	1,207	−0.5%	1.30%	42.7%	7.3%	22.1%	591.8	1,761.7	0.1%	1.1%	1.54%	7.1%	171.3	−0.3%	298%
39	(2027)	1,200	−0.6%	1.30%	42.7%	7.3%	22.1%	597.9	1,764.5	0.2%	1.0%	1.61%	7.2%	170.8	−0.3%	295%
40	(2028)	1,193	−0.6%	1.30%	42.7%	7.3%	22.1%	604.3	1,768.5	0.2%	1.1%	1.65%	7.3%	170.3	−0.3%	293%
41	(2029)	1,186	−0.6%	0.90%	42.7%	7.3%	22.1%	608.4	1,773.5	0.3%	0.7%	1.28%	7.4%	169.8	−0.3%	292%
42	(2030)	1,179	−0.5%	0.90%	42.7%	7.3%	22.1%	612.8	1,779.1	0.3%	0.7%	1.27%	7.4%	169.3	−0.3%	290%
43	(2031)	1,171	−0.7%	0.90%	42.7%	7.3%	22.1%	616.7	1,785.3	0.3%	0.6%	1.35%	7.5%	169.1	−0.1%	289%
44	(2032)	1,163	−0.7%	0.90%	42.7%	7.3%	22.1%	620.7	1,791.9	0.4%	0.6%	1.36%	7.5%	169.0	−0.1%	289%
45	(2033)	1,155	−0.7%	0.90%	42.7%	7.3%	22.2%	624.8	1,799.0	0.4%	0.7%	1.37%	7.5%	168.9	−0.1%	288%
46	(2034)	1,146	−0.8%	0.90%	42.7%	7.3%	22.2%	628.8	1,806.5	0.4%	0.6%	1.40%	7.6%	168.7	−0.1%	287%
47	(2035)	1,137	−0.8%	0.90%	42.7%	7.3%	22.2%	632.9	1,814.4	0.4%	0.7%	1.41%	7.6%	168.6	−0.1%	287%
48	(2036)	1,128	−0.8%	0.90%	42.7%	7.3%	22.2%	637.1	1,822.8	0.5%	0.7%	1.42%	7.6%	168.5	−0.1%	286%
49	(2037)	1,120	−0.8%	0.90%	42.7%	7.3%	22.2%	641.3	1,831.5	0.5%	0.7%	1.44%	7.7%	168.4	−0.1%	286%
50	(2038)	1,110	−0.8%	0.90%	42.7%	7.3%	22.2%	645.3	1,840.7	0.5%	0.6%	1.47%	7.7%	168.3	−0.1%	285%
51	(2039)	1,101	−0.9%	0.90%	42.7%	7.3%	22.3%	649.4	1,850.3	0.5%	0.6%	1.49%	7.7%	168.2	−0.1%	285%
52	(2040)	1,091	−0.9%	0.90%	42.7%	7.3%	22.3%	653.5	1,860.2	0.5%	0.6%	1.50%	7.7%	168.1	0.0%	285%
53	(2041)	1,078	−1.2%	0.90%	42.7%	7.3%	22.3%	656.5	1,870.4	0.6%	0.5%	1.64%	7.7%	168.1	0.0%	285%
54	(2042)	1,065	−1.2%	0.90%	42.7%	7.3%	22.3%	659.4	1,880.8	0.6%	0.4%	1.66%	7.7%	168.2	0.0%	285%
55	(2043)	1,052	−1.2%	0.90%	42.7%	7.3%	22.4%	662.2	1,891.2	0.6%	0.4%	1.67%	7.7%	168.2	0.0%	286%
56	(2044)	1,038	−1.3%	0.90%	42.7%	7.3%	22.4%	664.9	1,901.7	0.6%	0.4%	1.68%	7.6%	168.2	0.0%	286%
57	(2045)	1,025	−1.3%	0.90%	42.7%	7.3%	22.4%	667.5	1,912.2	0.6%	0.4%	1.69%	7.6%	168.2	0.0%	286%
58	(2046)	1,012	−1.2%	0.90%	42.7%	7.3%	22.5%	670.4	1,922.8	0.6%	0.4%	1.66%	7.6%	168.3	0.0%	287%
59	(2047)	999	−1.3%	0.90%	42.7%	7.3%	22.5%	673.0	1,933.5	0.6%	0.4%	1.69%	7.6%	168.3	0.0%	287%
60	(2048)	986	−1.3%	0.90%	42.7%	7.3%	22.4%	675.7	1,944.2	0.6%	0.4%	1.68%	7.6%	168.3	0.0%	288%
61	(2049)	974	−1.3%	0.90%	42.7%	7.3%	22.4%	678.4	1,954.3	0.5%	0.4%	1.66%	7.5%	168.3	0.0%	288%
62	(2050)	962	−1.2%	0.90%	42.7%	7.3%	22.3%	681.0	1,963.9	0.5%	0.4%	1.64%	7.5%	168.3	0.0%	288%
63	(2051)	950	−1.2%	0.90%	42.7%	7.3%	22.2%	683.7	1,972.9	0.5%	0.4%	1.62%	7.5%	168.4	0.0%	289%
64	(2052)	939	−1.2%	0.90%	42.7%	7.3%	22.2%	686.4	1,981.4	0.4%	0.4%	1.60%	7.5%	168.4	0.0%	289%
65	(2053)	927	−1.2%	0.90%	42.7%	7.3%	22.1%	689.1	1,989.5	0.4%	0.4%	1.58%	7.5%	168.4	0.0%	289%
66	(2054)	917	−1.2%	0.90%	42.7%	7.3%	22.1%	691.9	1,997.2	0.4%	0.4%	1.56%	7.5%	168.4	0.0%	289%
67	(2055)	906	−1.1%	0.90%	42.7%	7.3%	22.0%	694.7	2,004.6	0.4%	0.4%	1.54%	7.5%	168.4	0.0%	289%
68	(2056)	896	−1.1%	0.90%	42.7%	7.3%	22.0%	697.6	2,011.6	0.4%	0.4%	1.53%	7.5%	168.4	0.0%	288%
69	(2057)	887	−1.1%	0.90%	42.7%	7.3%	21.9%	700.3	2,018.4	0.3%	0.4%	1.52%	7.5%	168.4	0.0%	288%
70	(2058)	877	−1.1%	0.90%	42.7%	7.3%	21.8%	703.1	2,024.9	0.3%	0.4%	1.52%	7.5%	168.4	0.0%	288%
							推計方法	前年度の⑦×(1+当年度の⑩)	前年度の⑧×(1+当年度の⑨)	前年度の(⑥×⑦／⑧－⑤)	③+④×⑨+(1−④)×②	⑩−②	④×⑦／⑧−⑤			⑧／⑦
											0.56%	1.51%	7.60%	168.5	−0.06%	
											0.53%	1.53%	7.59%	168.5	−0.04%	
											0.51%	1.53%	7.58%	168.5	−0.04%	

2029～2048年度（20年間）平均
2029～2053年度（25年間）平均
2029～2058年度（30年間）平均

ケースⅤ（TFP上昇率0. 6%、労働参加が一定程度進む）、（資－イ）、（投－β） の場合

年度		総労働時間	伸び率	全要素生産性上昇率(TFP)	資本分配率	資本減耗率	総投資率	実質GDP（平成23年度基準）潜在ベース ⑦	資本	資本成長率	実質経済成長率	労働時間あたり実質経済成長率	利潤率	被用者年金被保険者の平均労働時間	被用者年金被保険者の平均労働時間伸び率	資本係数（資本のGDP比）
		①	②	③	④	⑤	⑥		⑧	⑨	⑩	⑪	⑫			
		億時間、年度						兆円	兆円					週時間、年度		
29	(2017)	1,240		0.40%	43.4%	7.0%	23.9%	550.7	1,779.3					176.4		323%
30	(2018)	1,239	−0.1%	0.40%	43.4%	7.0%	22.3%	553.7	1,786.6	0.4%	0.5%	0.61%	6.5%	176.4	0.0%	323%
31	(2019)	1,239	0.0%	0.60%	43.4%	7.0%	22.1%	556.6	1,784.9	−0.1%	0.5%	0.58%	6.5%	176.3	0.0%	321%
32	(2020)	1,238	−0.1%	0.60%	43.4%	7.0%	22.0%	559.4	1,783.1	−0.1%	0.5%	0.60%	6.6%	176.3	0.0%	319%
33	(2021)	1,230	−0.6%	0.70%	43.4%	7.0%	21.8%	561.2	1,781.4	−0.1%	0.3%	0.92%	6.7%	176.3	0.0%	317%
34	(2022)	1,223	−0.6%	0.70%	43.4%	7.0%	21.7%	562.9	1,779.4	−0.1%	0.3%	0.92%	6.7%	176.3	0.0%	316%
35	(2023)	1,215	−0.6%	0.80%	43.4%	7.0%	21.6%	565.1	1,777.2	−0.1%	0.4%	1.02%	6.8%	176.3	0.0%	315%
36	(2024)	1,207	−0.7%	0.80%	43.4%	7.0%	21.5%	567.1	1,775.0	−0.1%	0.4%	1.04%	6.9%	176.3	0.0%	313%
37	(2025)	1,199	−0.7%	0.80%	43.4%	7.0%	21.4%	569.3	1,772.7	−0.1%	0.4%	1.03%	6.9%	176.3	0.0%	311%
38	(2026)	1,190	−0.7%	0.80%	43.4%	7.0%	21.2%	571.2	1,770.3	−0.1%	0.3%	1.05%	7.0%	176.3	0.0%	310%
39	(2027)	1,180	−0.8%	0.80%	43.4%	7.0%	21.1%	572.7	1,767.9	−0.1%	0.3%	1.10%	7.1%	176.3	0.0%	309%
40	(2028)	1,170	−0.9%	0.80%	43.4%	7.0%	21.0%	574.2	1,765.3	−0.1%	0.2%	1.11%	7.1%	176.3	0.0%	307%
41	(2029)	1,160	−0.9%	0.60%	43.4%	7.0%	20.9%	574.3	1,762.6	−0.2%	0.0%	0.92%	7.1%	176.2	0.0%	307%
42	(2030)	1,150	−0.9%	0.60%	43.4%	7.0%	20.8%	574.5	1,759.6	−0.2%	0.0%	0.90%	7.2%	176.2	0.0%	306%
43	(2031)	1,141	−0.8%	0.60%	43.4%	7.0%	20.7%	575.0	1,756.2	−0.2%	0.1%	0.86%	7.2%	176.2	0.0%	305%
44	(2032)	1,132	−0.8%	0.60%	43.4%	7.0%	20.6%	575.3	1,752.6	−0.2%	0.1%	0.86%	7.2%	176.2	0.0%	305%
45	(2033)	1,122	−0.8%	0.60%	43.4%	7.0%	20.5%	575.5	1,748.7	−0.2%	0.0%	0.86%	7.3%	176.1	0.0%	304%
46	(2034)	1,113	−0.9%	0.60%	43.4%	7.0%	20.5%	575.6	1,744.7	−0.2%	0.0%	0.87%	7.3%	176.1	0.0%	303%
47	(2035)	1,103	−0.9%	0.60%	43.4%	7.0%	20.4%	575.6	1,740.4	−0.2%	0.0%	0.87%	7.4%	176.1	0.0%	302%
48	(2036)	1,094	−0.8%	0.60%	43.4%	7.0%	20.3%	575.7	1,735.9	−0.3%	0.0%	0.85%	7.4%	176.1	0.0%	302%
49	(2037)	1,084	−0.9%	0.60%	43.4%	7.0%	20.2%	575.6	1,731.2	−0.3%	0.0%	0.86%	7.4%	176.1	0.0%	301%
50	(2038)	1,074	−0.9%	0.60%	43.4%	7.0%	20.1%	575.4	1,726.4	−0.3%	0.0%	0.88%	7.5%	176.1	0.0%	300%
51	(2039)	1,064	−0.9%	0.60%	43.4%	7.0%	20.0%	575.0	1,721.4	−0.3%	−0.1%	0.89%	7.5%	176.1	0.0%	299%
52	(2040)	1,054	−1.0%	0.60%	43.4%	7.0%	20.0%	574.6	1,716.2	−0.3%	−0.1%	0.88%	7.5%	176.1	0.0%	299%
53	(2041)	1,041	−1.2%	0.60%	43.4%	7.0%	19.9%	573.4	1,710.8	−0.3%	−0.2%	0.98%	7.5%	176.1	0.0%	298%
54	(2042)	1,029	−1.2%	0.60%	43.4%	7.0%	19.8%	572.1	1,705.1	−0.3%	−0.2%	0.98%	7.6%	176.2	0.0%	298%
55	(2043)	1,016	−1.2%	0.60%	43.4%	7.0%	19.7%	570.6	1,699.2	−0.4%	−0.2%	0.98%	7.6%	176.2	0.0%	298%
56	(2044)	1,003	−1.2%	0.60%	43.4%	7.0%	19.7%	569.1	1,692.9	−0.4%	−0.3%	0.98%	7.6%	176.2	0.0%	297%
57	(2045)	991	−1.3%	0.60%	43.4%	7.0%	19.6%	567.5	1,686.4	−0.4%	−0.3%	0.98%	7.6%	176.2	0.0%	297%
58	(2046)	979	−1.2%	0.60%	43.4%	7.0%	19.5%	566.1	1,679.6	−0.4%	−0.3%	0.94%	7.6%	176.2	0.0%	297%
59	(2047)	967	−1.3%	0.60%	43.4%	7.0%	19.4%	564.4	1,672.6	−0.4%	−0.3%	0.96%	7.6%	176.3	0.0%	296%
60	(2048)	955	−1.2%	0.60%	43.4%	7.0%	19.4%	562.8	1,665.3	−0.4%	−0.3%	0.95%	7.7%	176.3	0.0%	296%
61	(2049)	943	−1.2%	0.60%	43.4%	7.0%	19.3%	561.2	1,657.9	−0.4%	−0.3%	0.94%	7.7%	176.3	0.0%	295%
62	(2050)	932	−1.2%	0.60%	43.4%	7.0%	19.2%	559.6	1,650.4	−0.5%	−0.3%	0.92%	7.7%	176.3	0.0%	295%
63	(2051)	920	−1.2%	0.60%	43.4%	7.0%	19.2%	558.1	1,642.7	−0.5%	−0.3%	0.92%	7.7%	176.3	0.0%	294%
64	(2052)	910	−1.2%	0.60%	43.4%	7.0%	19.1%	556.6	1,634.9	−0.5%	−0.3%	0.90%	7.8%	176.3	0.0%	294%
65	(2053)	899	−1.2%	0.60%	43.4%	7.0%	19.1%	555.1	1,626.9	−0.5%	−0.3%	0.89%	7.8%	176.3	0.0%	293%
66	(2054)	889	−1.1%	0.60%	43.4%	7.0%	19.0%	553.7	1,619.0	−0.5%	−0.3%	0.88%	7.8%	176.3	0.0%	292%
67	(2055)	879	−1.1%	0.60%	43.4%	7.0%	18.9%	552.3	1,611.0	−0.5%	−0.2%	0.86%	7.9%	176.3	0.0%	292%
68	(2056)	870	−1.1%	0.60%	43.4%	7.0%	18.9%	551.0	1,602.9	−0.5%	−0.2%	0.86%	7.9%	176.3	0.0%	291%
69	(2057)	860	−1.1%	0.60%	43.4%	7.0%	18.8%	549.7	1,594.9	−0.5%	−0.2%	0.86%	8.0%	176.3	0.0%	290%
70	(2058)	851	−1.1%	0.60%	43.4%	7.0%	18.8%	548.3	1,586.8	−0.5%	−0.2%	0.86%	8.0%	176.3	0.0%	289%
							推計方法	前年度の⑦×(1+当年度の⑩)	前年度の⑧×(1+当年度の⑨)	前年度の(⑥×⑦／⑧－⑤)	③+④×⑨+(1−④)×②	⑩−②	④×⑦／⑧−⑤			⑧／⑦
											−0.10%	0.91%	7.45%	176.2	0.00%	
											−0.14%	0.91%	7.51%	176.2	0.00%	
											−0.15%	0.91%	7.58%	176.2	0.00%	

2029～2048年度（20年間）平均
2029～2053年度（25年間）平均
2029～2058年度（30年間）平均

マクロ経済に関する試算結果について、第３－４－17 表が「実質経済成長率」、「労働時間当たり実質経済成長率（労働生産性上昇率）」及び「利潤率」の長期の平均値の一覧である。

第３－４－17 表　マクロ経済に関する試算結果（一覧）

内閣府試算との接続	長期の前提					推計値								
	労働力に関する設定	ケース	全要素生産性上昇率（2029年度以降）	資本分配率資本減耗率の設定	総投資率の設定	実質経済成長率（一国経済、年率）			労働時間当たり実質経済成長率			利潤率		
						経済モデルの適用期間			経済モデルの適用期間			経済モデルの適用期間		
						20年間（2029-2048）	25年間（2029-2053）	30年間（2029-2058）	20年間（2029-2048）	25年間（2029-2053）	30年間（2029-2058）	20年間（2029-2048）	25年間（2029-2053）	30年間（2029-2058）
成長実現ケースに関連するもの	経済成長と労働参加が進むケース	ケースⅠ	1.3％	（資－ア）	（投－α）	1.06%	1.04%	1.04%	2.01%	2.05%	2.06%	8.09%	8.15%	8.21%
					（投－β）	0.84%	0.82%	0.82%	1.79%	1.82%	1.84%	8.66%	8.86%	9.05%
		ケースⅡ	1.1％	（資－ア）	（投－α）	0.81%	0.79%	0.77%	1.76%	1.79%	1.80%	7.84%	7.86%	7.89%
					（投－β）	0.60%	0.57%	0.56%	1.54%	1.57%	1.58%	8.40%	8.55%	8.70%
		ケースⅢ	0.9％	（資－ア）	（投－α）	0.56%	0.53%	0.51%	1.51%	1.53%	1.53%	7.60%	7.59%	7.58%
					（投－β）	0.35%	0.31%	0.29%	1.30%	1.31%	1.32%	8.14%	8.25%	8.36%
ベースラインケースに関連するもの	経済成長と労働参加が一定程度進むケース	ケースⅣ	0.8％	（資－イ）	（投－α）	0.35%	0.33%	0.32%	1.36%	1.38%	1.38%	7.20%	7.19%	7.19%
					（投－β）	0.14%	0.12%	0.11%	1.16%	1.17%	1.17%	7.69%	7.79%	7.90%
		ケースⅤ	0.6％	（資－イ）	（投－α）	0.10%	0.07%	0.05%	1.12%	1.12%	1.11%	6.97%	6.92%	6.89%
					（投－β）	−0.10%	−0.14%	−0.15%	0.91%	0.91%	0.91%	7.45%	7.51%	7.58%
	経済成長と労働参加が進まないケース	ケースⅥ	0.3％	（資－イ）	（投－α）	−0.38%	−0.41%	−0.43%	0.73%	0.72%	0.70%	6.38%	6.29%	6.22%
					（投－β）	−0.58%	−0.61%	−0.63%	0.54%	0.52%	0.50%	6.82%	6.83%	6.86%

なお、ケースⅠ～Ⅵのそれぞれについて、総投資率の設定が２通り（（投－α）または（投－β））及び、適用期間が３通り（20 年間、25 年間、30 年間）であるため、６通りの試算結果が得られているが、これらの結果を幅（最小値～最大値）で示すこととされた。実際に長期の経済前提として用いる数値については、幅で示されたものの中央値を採ることとした。

幅で示された実質経済成長率の中央値は、第３－４－18 表のとおりでありケースⅠ～Ⅳは実質プラス成長を想定しているものの、ケースⅤはゼロ成長、ケースⅥは実質マイナス成長と厳しい経済状況が想定されている。

第３－４－18 表　実質経済成長率の想定（2029 年度以降 20～30 年間）

ケースⅠ	0.9％
ケースⅡ	0.6％
ケースⅢ	0.4％
ケースⅣ	0.2％
ケースⅤ	0.0％
ケースⅥ	▲0.5％

試算結果について、実質経済成長率の推計結果を全要素生産性（TFP)、資本投入量、労働投入量に要素分解したのが、第３－４－19 図である。なお、2017(平成 29)年度までは 2018 年 10-12 月期四半期別 GDP 速報（1 次速報値）ベースの内閣府推計であり、総投資率は概ね横ばいで推移する（投－α）のケースである。

長期の前提の基礎となる 2029(令和 11)年度以降についてみると、実質経済成長率の見通しはケースⅠが足元の潜在成長率（0.9%）とおおむね同じ、ケースⅡ～Ⅵは足元の潜在成長率より低くなっている。要素分解をみると、いずれのケースも労働投入量がマイナスに寄与しており実質成長率を引き下げていることが分かる。一方資本投入量は実質プラス成長を想定しているケースⅠ～Ⅳではプラスに寄与しているが、マイナス成長を想定しているケースⅥではマイナスに寄与している。

第３－４－19図　潜在性成長率の推移と実質経済成長率の推計結果

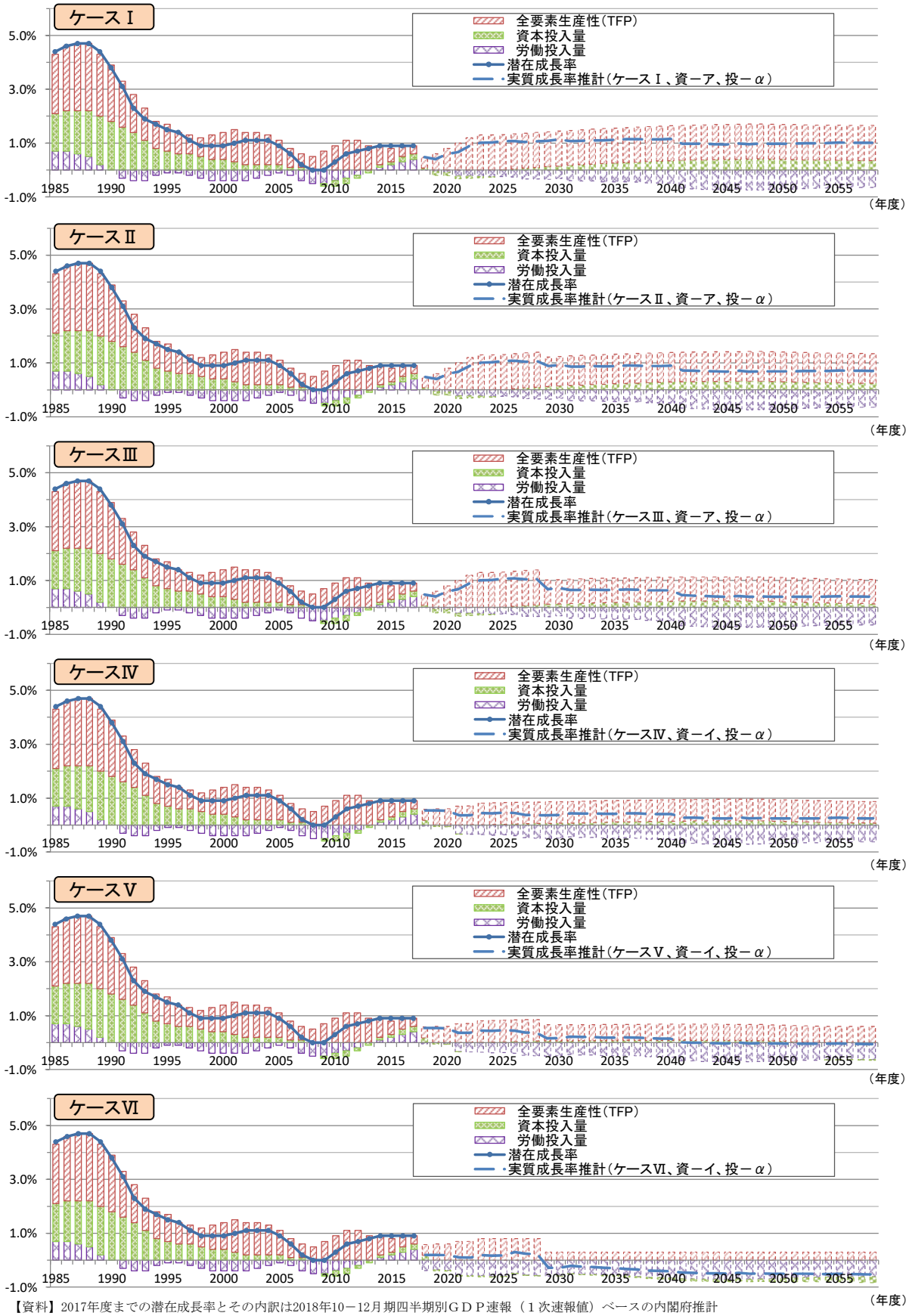

【資料】2017年度までの潜在成長率とその内訳は2018年10－12月期四半期別ＧＤＰ速報（１次速報値）ベースの内閣府推計
2018年度以降の棒グラフは、実質経済成長率の推計結果を全要素生産性、資本投入量、労働投入量に要素分解したもの

マクロ経済に関する試算における利潤率の結果（第３－４－20 図）をみると総投資率の設定により様相が異なっている。総投資率が横ばいの（投－α）の場合、実質経済成長率が高いケースほど利潤率は高く、ケースに応じて一定の水準に収束して行く様子が見られる。一方、総投資率が低下していく設定の（投－β）の場合、実質経済成長率の高いケースほど利潤率が高いのは同様であるが、一定の水準に収束せず足元から上昇していく様子が見られる。

総投資率が横ばいの（投－α）と低下する（投－β）の試算結果と対比してみると、総投資率の設定が利潤率の試算結果に大きく影響していることが分かる。

マクロ経済に関する試算において利潤率は次式により計算されるが、資本分配率、資本減耗率は固定されているため、利潤率は資本係数（固定資産の対 GDP 比）により水準が決定されることとなる。

利潤率 ＝ 資本分配率× GDP ／固定資産－資本減耗率
＝ 資本分配率／資本係数（固定資産の対 GDP 比）－資本減耗率

（投－β）の設定の場合、総投資率が低下していくため、資本係数が低下していく試算結果となっており、この結果、利潤率が上昇していく結果となっている。

第３－４－20 図　利潤率の推移と試算結果

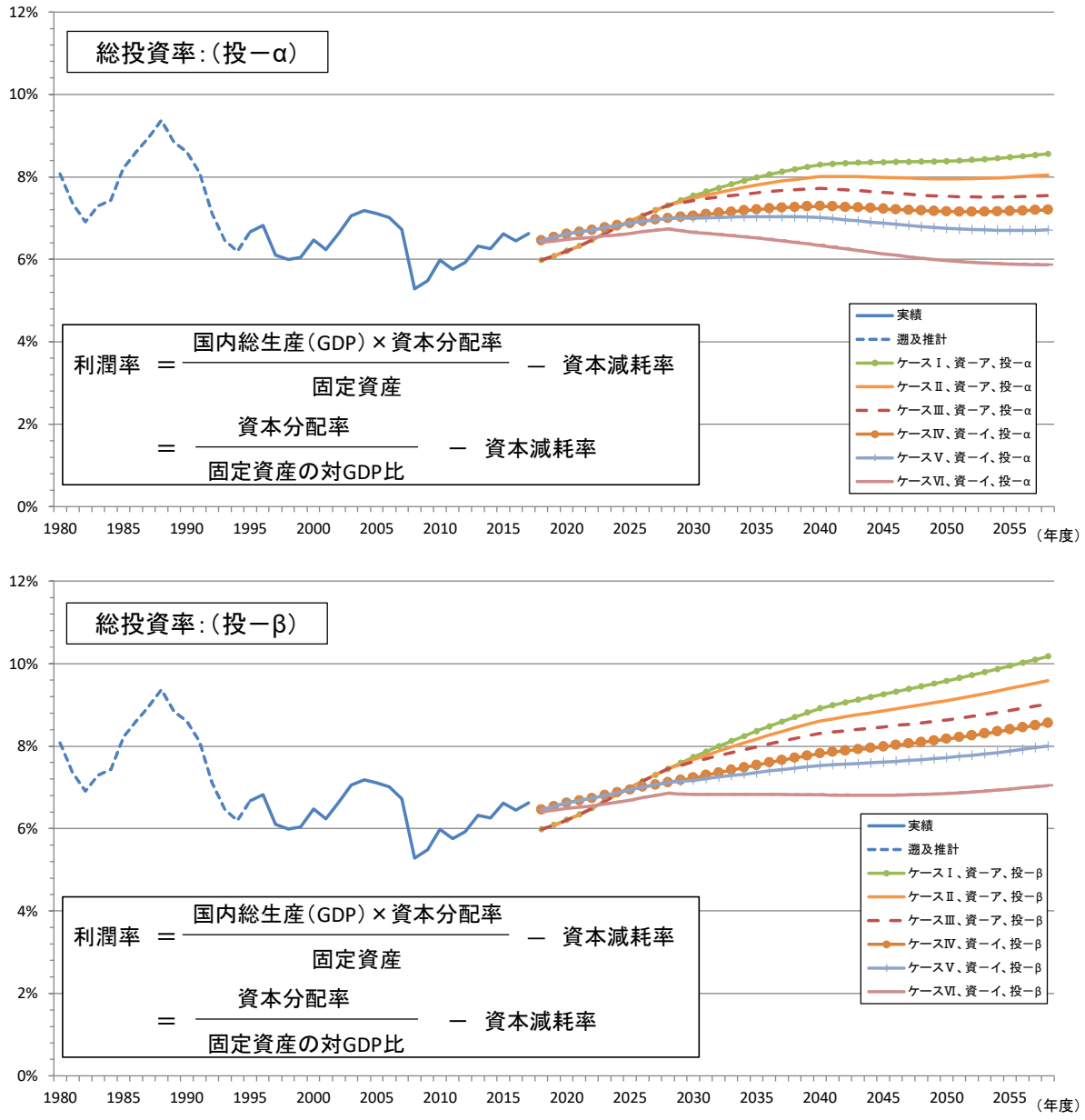

（注）実績は「2017（平成29）年度国民経済計算（2011年基準・2008SNA）」（内閣府）、遡及推計は本専門委員会において遡及推計を行った計数である。

７．近年の我が国経済の中長期的動向と実質賃金上昇率の設定

（１）近年の我が国経済の中長期的動向

実質賃金上昇率は、長期的にみると労働生産性の上昇（労働時間当たり実質GDP 成長率）に伴い労働時間当たりの賃金も上昇するという考え方に基づき設定される。しかしながら、バブル崩壊後の我が国の経済状況を顧みると必ずしも実質経済成長が賃金上昇に結びついていない。実際、1996～2015 年の 20 年

間でみると、実質経済成長率は年平均0.8%、就業者1人あたりで0.9%とプラス成長となっているが、民間給与実態統計でみると名目賃金上昇率は年平均▲0.6%、消費者物価指数で実質化すると実質▲0.7%とマイナスとなっている。そこで、専門委員会において、この差の要因について分析を行い、実質賃金上昇率の設定にあたって考慮すべき要素については織り込まれることとなった。要因分析の結果をまとめたのが第３－４－21図である。

第３－４－21図　過去20年間の平均伸び率の比較（1996～2015年）

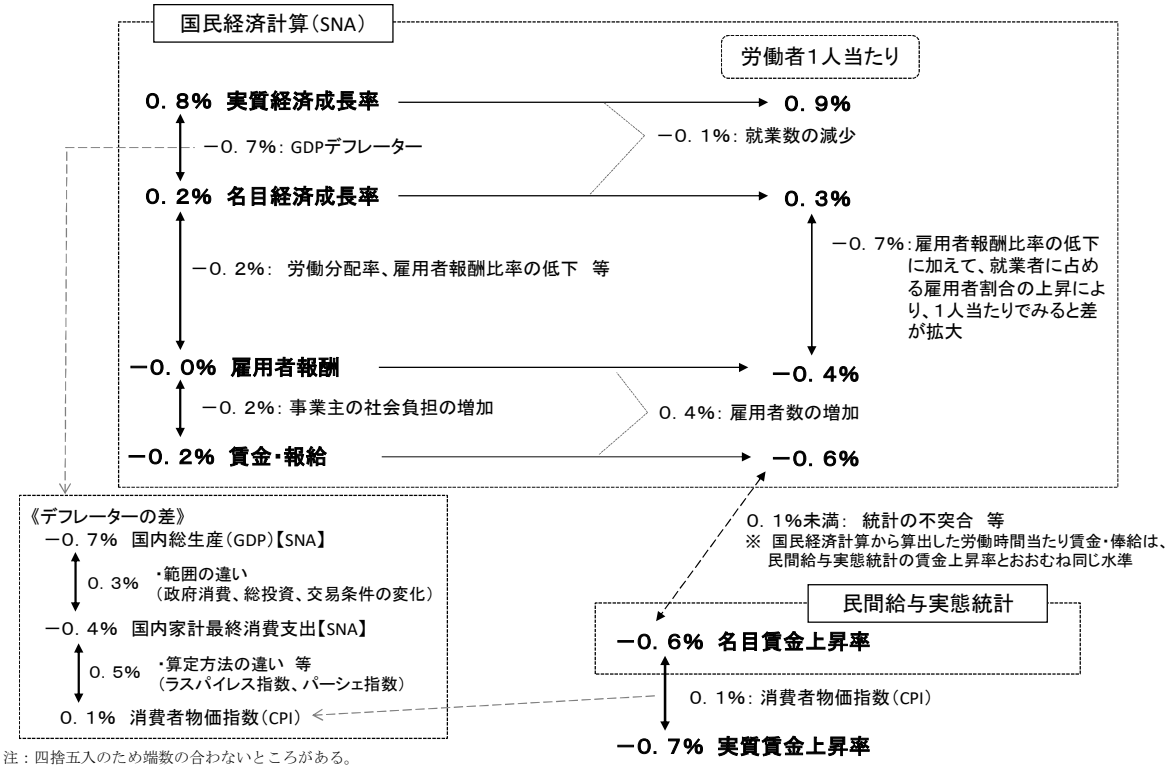

注：四捨五入のため端数の合わないところがある。

20年間の年平均でみた1人当たり実質経済成長率（0.9%）と実質賃金上昇率（▲0.7%）の差は1.6%あるが、この差の要因のおよそ半分はデフレーターの差である。国民経済計算で計算されるGDPはGDPデフレーターにより実質化されるが、賃金上昇率は消費者物価指数（CPI）により実質化される。したがって、名目で比較すると1人当たり実質経済成長率（0.3%）と名目賃金上昇率（▲0.6%）の差は0.9%と約半分になる。

デフレーターの差の要因として、さらに内訳をみていくと次の2つの要因が考えられる。

① 消費者物価指数は家計消費に対象を限定しているのに対し、GDPデフレーターは設備投資や輸出入の影響も考慮しており対象範囲が異なる。

② 消費者物価指数はラスパイレス算式、GDP デフレーターはパーシェ算式を採用していることによる算式の違いがある。

そこで、①の影響を見るため、GDP デフレーター上昇率について、対象範囲を消費者物価指数（CPI）に近い国内家計最終消費支出に限定すると、消費者物価指数（CPI）上昇率とおおむね同様の傾向で推移するが、水準は消費者物価指数（CPI）上昇率の方が高い。平均上昇率をみると GDP デフレーターが▲0.7%、国内家計最終消費支出デフレーターが▲0.4%、消費者物価指数（CPI）が 0.1%となる。GDP デフレーターと国内家計最終消費支出デフレーターの差（0.3%）が①の対象範囲の違いとなり、国内家計最終消費支出デフレーターと消費者物価指数（CPI）の差（0.5%）が概ね②の算式の違いに相当すると考えられる。

第３－４－22 図　GDP デフレーターと消費者物価指数（CPI）の変化率の推移

○ GDPデフレーターの上昇率について、対象範囲を国内家計最終消費支出に限定すると、消費者物価指数上昇率とほぼ同様の傾向で推移するが、消費者物価指数上昇率の方が水準が高い。

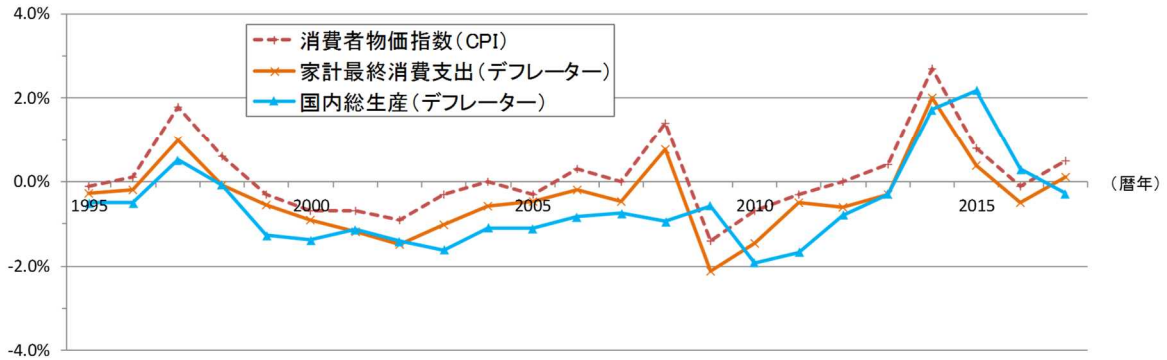

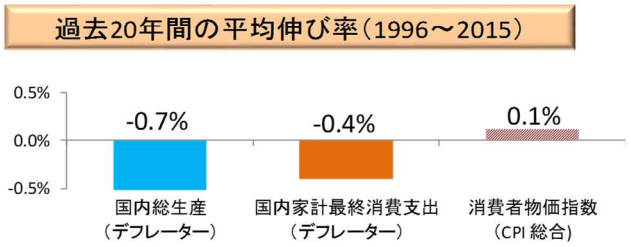

【GDPデフレーターの内訳（1996～2015 平均伸び率）】

1. 民間最終消費支出	−0. 4%
うち国内家計最終消費支出	−0. 4%
2. 政府最終消費支出	−0. 3%
3. 総資本形成	−0. 5%
4. 財貨・サービスの輸出	−0. 6%
5.（控除）財貨・サービスの輸入	+1. 5%
国内総生産（1. +2. +3. +4. −5. ）	−0. 7%

【資料】　「2017（平成29）年度国民経済計算（2011年基準・2008SNA）」（内閣府）、「消費者物価指数」（総務省）

算式の違いについては、ラスパイレス算式を採用する消費者物価指数の方が高い水準となっているが、これは、加重平均をとる時点の違い（数量ウエイトをラスパイレス算式は基準時点で固定し、パーシェ算式は直近の比較時点を採用）の影響と考えられる。一般に指数が下落した品目のウエイトは拡大するため、直近の比較時点を採用するパーシェ算式の方が指数は低くなるといわれている。

範囲の違いについては、国内家計最終消費支出と比較し輸出物価の下落が大きく、輸入物価が上昇していること（輸出は控除項目であるためマイナスに影響）が影響している。すなわち、範囲の違いによる差は、交易条件の悪化による GDP デフレーターの低下の影響を受けている。

次に、名目で比較した差の内訳を見ると、1 人当たり経済成長率 0.3%であるが、雇用者に労働分配される雇用者報酬の 1 人当たり伸び率は▲0.4%と低く労働分配率の低下の影響を受けている。さらに労働分配された雇用者報酬から雇主の社会負担を除いた賃金・俸給の 1 人当たり伸び率は▲0.6%とさらに低くなっており、社会保険料の事業主負担の増加等の影響を受けていると考えられる。また、国民経済計算から計算された賃金・俸給の 1 人当たり伸び率は▲0.6%は、民間給与実態統計の名目賃金上昇率▲0.6%と同水準である。

国民経済計算における GDP の構成割合の変化（第３－４－23 図）を 1995(平成７)年から 2015(平成 27)年の間でみると、労働分配に相当する雇用者報酬の構成割合は▲2.5%減少しており、特に、雇主の社会負担の除いた賃金・俸給の構成割合は▲3.8%減少している。これに対し、資本分配に相当する固定資本減耗、営業余剰の構成割合はそれぞれ 1.1%、2.9%上昇しており、労働分配率の低下、雇主の社会負担の増加が賃金を押し下げていることが分かる。

第３－４－23 図　国内総生産（GDP）の構成割合の変化

○ GDPの構成割合をみると、自営業者の減少に伴い混合所得が減少する中、資本分配に相当する営業余剰、固定資本減耗が増加する一方、労働分配に相当する雇用者報酬は減少している。
○ 雇用者報酬の内訳をみると、雇主の社会負担（社会保険の事業主負担）が増加する一方、賃金・俸給は雇用者報酬よりも減少している。

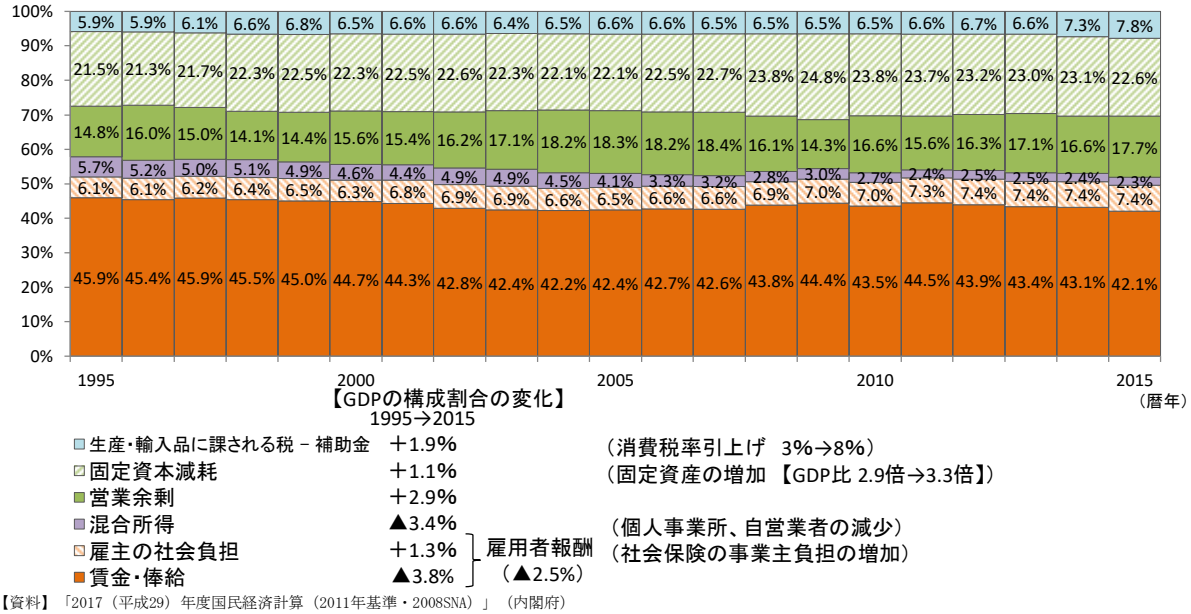

【資料】「2017（平成29）年度国民経済計算（2011年基準・2008SNA）」（内閣府）
注：構成割合は、統計上の不突合を分母から控除して計算。

第３－４－24 図　労働分配率、資本分配率の推移

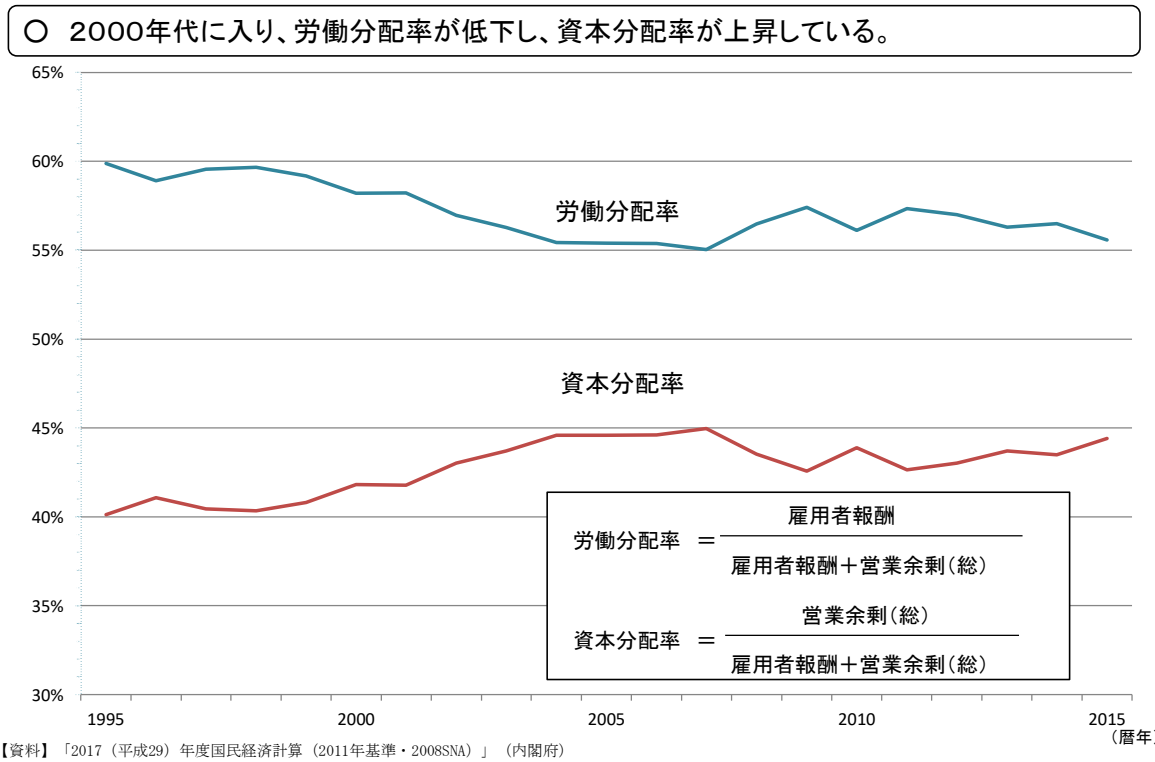

【資料】「2017（平成29）年度国民経済計算（2011年基準・2008SNA）」（内閣府）

以上の要因分析をまとめると、バブル崩壊後 20 年間の我が国において、就業者 1 人当たり実質経済成長率の上昇（労働生産性の向上）に関わらず雇用者 1 人当たり実質賃金が低下しているのは、「デフレーターの違い」、「労働分配率の低下」、「雇主の社会負担の増加」によりおおむね説明でき、デフレーターの違いは「交易条件の悪化」、「算式の違い」の影響を受けていることが確認された。

（２）実質賃金上昇率の設定

近年の我が国の実質経済成長と実質賃金上昇率の動向を調べたところ、「労働分配率の低下」、「雇主の社会負担の増加」、「交易条件の悪化」、「デフレーターの算定式の違い」の影響を受け差が生じていることが確認された。専門委員会においては、この要因分析を踏まえ、財政検証が

「おおむね 100 年にわたる超長期の推計であることを踏まえると、足下の一時的な変動にとらわれず設定する必要があり、この観点からは「労働分配率の低下」、「雇主の社会負担の増加」、「交易条件の悪化」という状態の変化が、将来にわたり一定方向に続くと仮定することは必ずしも適切ではない。」

と整理された。一方、「デフレーターの算式の違い」については、将来にわたり続く可能性も考えられるため、今回の財政検証から一定程度考慮することと整

理された。具体的には、

・範囲が概ね同じとなる「家計最終消費支出のデフレーター」と「消費者物価指数（CPI)」の伸び率の差が、実績がとれる 1981～2017 年の 37 年間の平均が▲0.4％である

・アメリカ、カナダの年金財政の見通しにおいてもデフレーターの違いが考慮され、アメリカ▲0.4％、カナダ 0.0％と設定されている

ことを踏まえて幅を持って▲0.4～0.0％とされた。なお、実際に長期の経済前提として用いる数値については、幅で示されたものの中央値を採ることとしたため、デフレーターの差としては結果として▲0.2％が考慮されていることとなる。

以上より、実質賃金上昇率は、長期的にみると労働生産性の上昇（労働時間当たり実質 GDP 成長率）に伴い労働時間当たりの賃金も上昇するという考え方に基づき設定されものの、算式の違いによるデフレーターの差も考慮することとし、次式により設定することとされた。

労働時間当たり実質賃金上昇率
＝　労働時間当たり実質 GDP 成長率
＋（GDP デフレーター上昇率－消費者物価指数（CPI）上昇率）

実質賃金上昇率（被保険者１人あたり実質賃金上昇率）
＝　労働時間当たり実質賃金上昇率
＋　厚生年金被保険者の平均労働時間の変化率

８．実質運用利回り及びスプレッド（実質的な運用利回り）の設定

（１）GPIF の実績を活用する設定方法（ケースⅠ～Ⅴ）

今回の財政検証においては、実質運用利回りの設定方法は、ケースⅠ～Ⅴについては、GPIF の運用実績を活用して設定するように見直された。また、活用にあたっては、単に過去の GPIF の運用実績をそのまま利用するのでなく、経済モデルから設定される実質賃金上昇率と整合的に設定する観点から、将来の動向について、経済モデルから算出される利潤率の動向を踏まえて設定することとされた。具体的には、次式のとおり、GPIF の実質運用利回りの実績を基礎に、経済モデルから推計される利潤率の変化率を乗じて推計し設定されている。

> 実質運用利回り（対物価（CPI 上昇率））
> ＝　GPIF 実質運用利回り（対物価（CPI 上昇率））の実績
> 　　×　将来の利潤率の推計値　／　利潤率の実績

なお、利潤率の変化を踏まえることについては、専門委員会において、

・運用収益の源泉は資本に分配される利潤であり、運用収益と利潤は深い関係があると考えられる
・利潤率は長期金利のみならず、上場企業の収益率（総資産収益率（ROA)、自己資本収益率（ROE））とも一定の相関がある

ことが整理されている。

第３－４－25 図　利潤率と総資産収益率（ROA）の相関（1988～2017 年）

過去15年～30年の期間でみると、利潤率と総資産収益率(ROA)との間に相関関係がある。

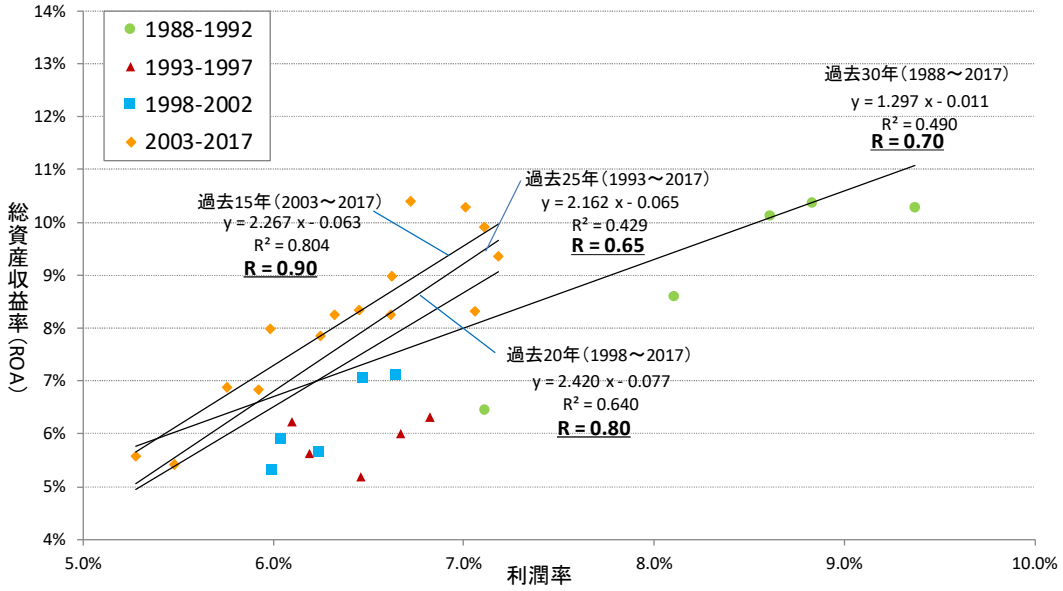

（注） 2017（平成29）年度国民経済計算（2011年基準・2008SNA、内閣府）、ＲＯＡは厚生労働省年金局の委託により東証一部上場企業（除く金融）のデータから野村證券作成
また、1993年以前の利潤率は、本専門委員会において遡及推計した値である。

第３－４－26 図　利潤率と自己資本収益率（ROE）の相関（1988～2017 年）

過去15年～30年の期間でみると、自己資本収益率(ROE)と利潤率との間に相関関係がある。

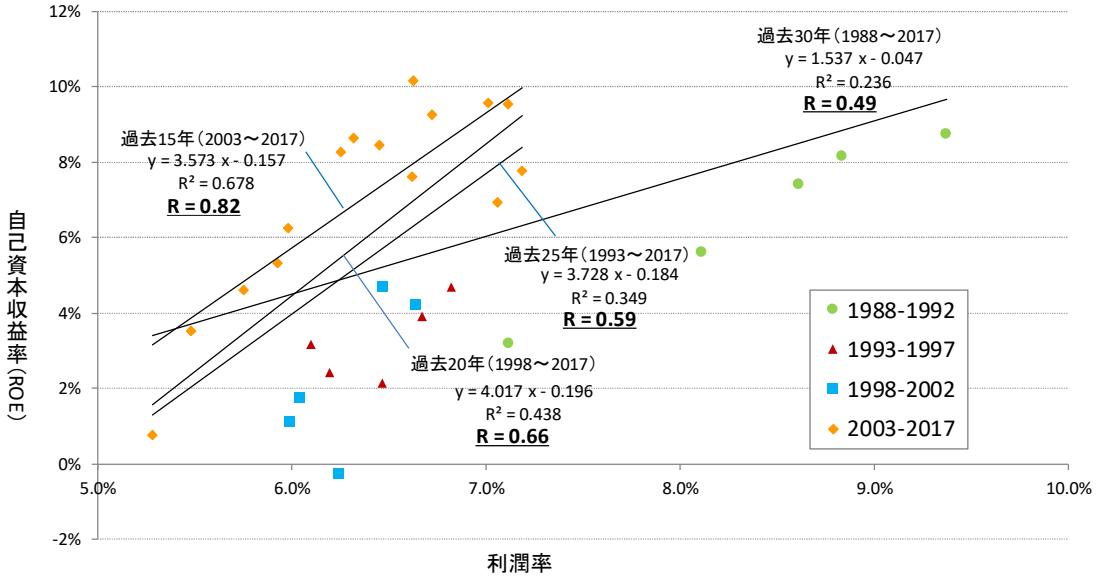

（注） 2017（平成29）年度国民経済計算（2011年基準・2008SNA、内閣府）、ＲＯＡは厚生労働省年金局の委託により東証一部上場企業（除く金融）のデータから野村證券作成
また、1993年以前の利潤率は、本専門委員会において遡及推計した値である。

第３－４－27図　利潤率と実質長期金利の相関
（実質長期金利算出の際のCPIを移動平均（5年）とした場合）

○ 2011年基準のSNAにより利潤率と実質長期金利の相関をみると、異次元の金融緩和導入（2012年）以前では一定の相関がみられる。
○ 異次元の金融緩和導入（2013.4）後の2014～2017年度は、相関関係から大きく外れている。

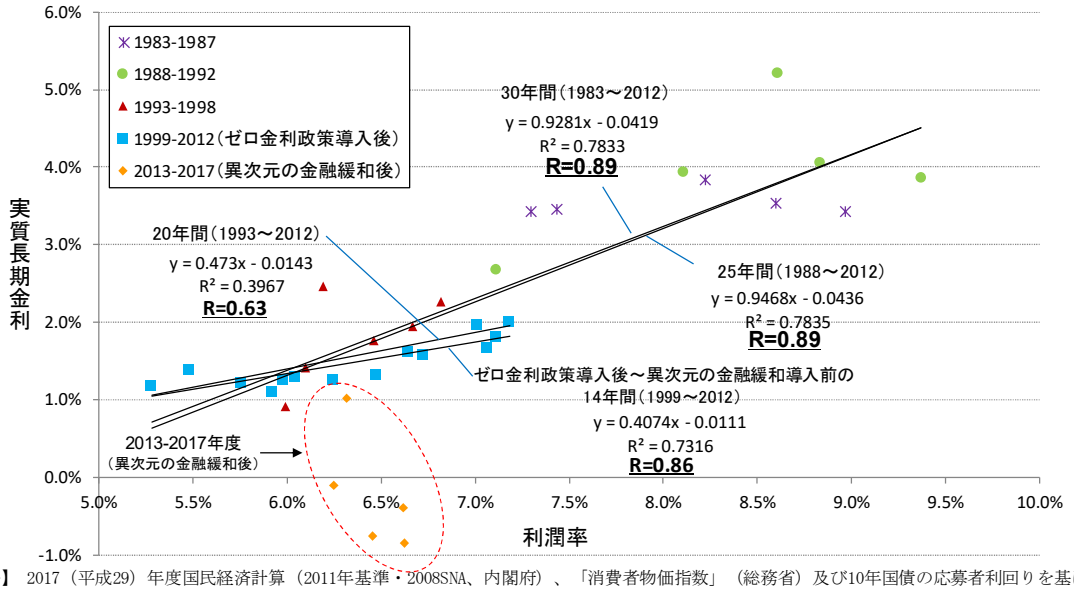

【資料】 2017（平成29）年度国民経済計算（2011年基準・2008SNA、内閣府）、「消費者物価指数」（総務省）及び10年国債の応募者利回りを基に作成
注：ゼロ金利政策は、2000.8～2001.2及び2006.7～2010.10は解除されている。1993年以前の利潤率は、本専門委員会において遡及推計した値である。

第３－４－28図はGPIFの実質運用利回りの単年度、５年移動平均、10年移動平均を示している。単年度の実績は市場の激しい動きを受け、10.2～▲8.9%の幅で大きく変動しているものの、５年間、10年間の平均をとると変動の幅は小さくなり、10年間の平均をとると変動の幅は3.8～0.9%とプラスの範囲に収まっている。

第３－４－28 図　GPIF の実質運用利回り（対物価）の実績

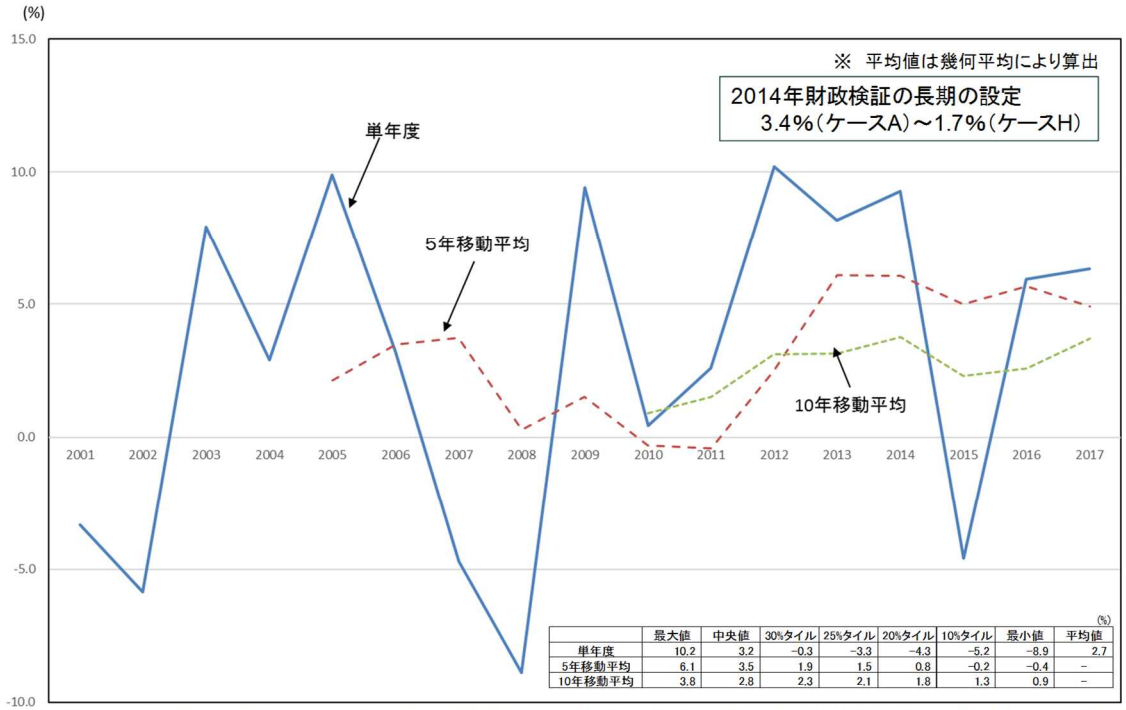

（注）「平成29年度　業務概況書」（GPIF）における名目運用利回り（借入金利息及び運用手数料等控除後）及び「消費者物価指数」（総務省）における対前年比を基に作成。　名目運用利回りは、運用手数料等（2010（平成22）年度までは承継資金運用勘定における借入金利息を含む。）控除後の収益率である。

この結果を踏まえ、専門委員会においては、GPIF 実質運用利回りの実績の活用にあたっては、年金積立金の市場運用開始後 17 年間の平均値を活用するのでなく、実績の過去 10 年移動平均の変動の幅を踏まえ、保守的に平均値より低めの値を用いることとされた。保守的に設定するとの取り扱いは、GPIF の運用実績は運用目標や基本ポートフォリオの設定に依存する一方、GPIF の運用目標は財政検証の経済前提に基づき設定されていることを踏まえてのことである。

具体的には、それぞれのケースの全要素生産性（TFP）上昇率の前提が過去の実績をどの程度カバーするか（※）を参考に、内閣府試算の

・成長実現ケースに接続するケースⅠ～Ⅲは、過去 10 年移動平均の 30%タイル値（上位 70%カバー）の 2.3%、

・ベースラインケースと接続するケースⅣ、Ⅴは、20%タイル値（上位 80%カバー）の 1.8%

を用いることとされた。

（※）　過去 30 年（1988～2017 年度）の実績で、TFP 上昇率 0.9%（ケースⅢ）を下回るのは 37%（上位 63%カバー）、TFP 上昇率 0.8%（ケースⅣ）を下回るのは同じく 33%（上位 67%カバー）、TFP 上昇率 0.6%（ケースⅤ）を下回るのは約 17%（上位 83%カバー）

（２）イールドカーブを活用する設定方法（ケースⅥ）

最も低い成長を仮定するケースⅥにおいては、前記（１）の方法をとらず、債権利回りのイールドカーブを用いる方法が採用された。

専門委員会においては、

「現在のイールドカーブは中央銀行の政策の影響も受けており、市場の声を反映するというメリットが低下していると考えられることから、イールドカーブを用いた推計については、2014(平成 26)年財政検証時よりも慎重に考えていくべきである。」

との意見もあったが、低金利が長期化している現状を踏まえ、最も低い成長を仮定するケースⅥにおいてイールドカーブを用いる方法が採用された。

フォワードレートの算出に用いるイールドカーブは、現在時点で得られる将来に関する全ての情報が織り込まれている直近（2019(平成 31)年１月 31 日）のスポットレート・イールドカーブを採用し、その 10 年国債の 15～30 年後におけるフォワードレートにより名目長期金利の範囲を 1.1～1.2％と設定することとされた。

なお、前回 2014(平成 26)年財政検証では、10～30 年後におけるフォワードレートの範囲を基に設定したが、10 年国債フォワードレートがイールドカーブコントロールの影響を直接受けない期間として、今回は 15～30 年後フォワードレートの範囲を基に設定することとされた。

第３－４－29 図　国債のスポットレート・イールドカーブ

○ 国債の市場価格から導出した2013年4月3日から2019年1月31日のスポットレート・イールドカーブは、下のグラフのとおり。

○ スポットレート・イールドカーブには、各年限の国債の需給関係や金融政策、経済環境に関する投資家全体の期待が織り込まれており、スポットレート・イールドカーブから将来の金利に対する投資家の平均的な予想をとらえることができる。（純粋期待仮説）

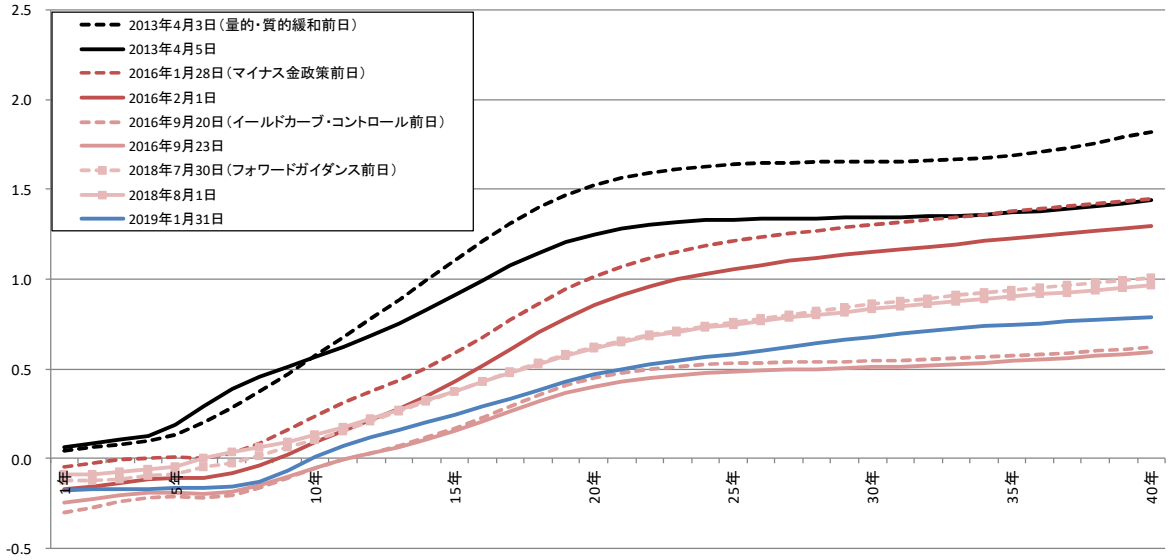

（出所）財務省及び野村證券金融工学研究センターのデータをもとに野村證券フィデューシャリー・マネジメント部作成

第３－４－30 図　イールドカーブから導出される 10 年国債フォワードレート

○ 下のグラフは、純粋期待仮説に基づき2013年4月3日から2019年1月31日のスポットレート・イールドカーブから導出した10年国債のフォワードレート。

○ 直近の2019年1月31日の10年国債のフォワードレートのグラフをみると、将来の10年国債の金利について、15～30年後には1.1～1.2%で安定的に推移すると予想していることがわかる。

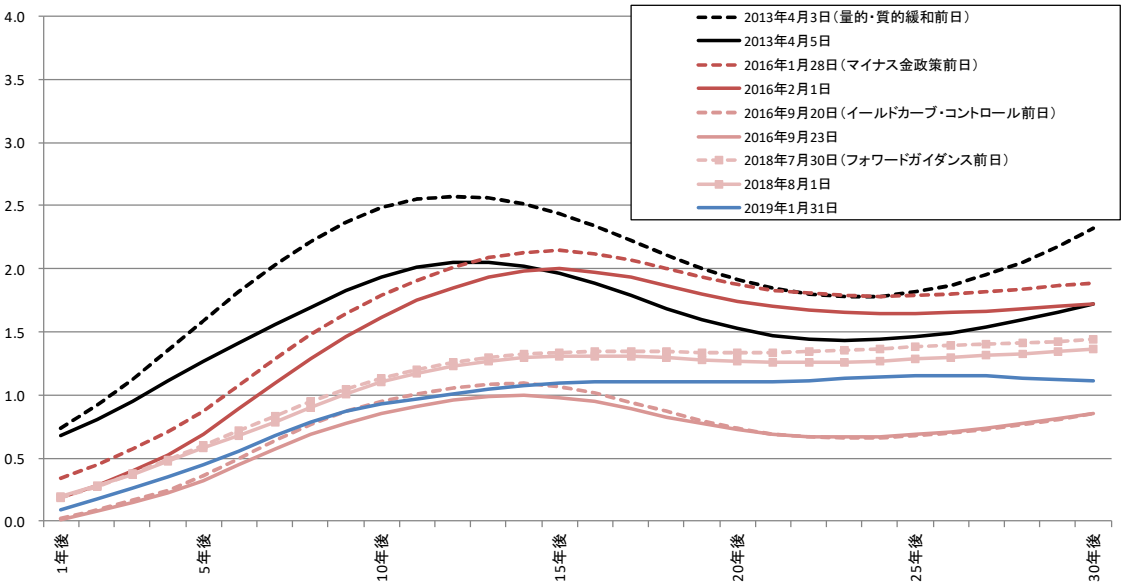

（出所）財務省及び野村證券金融工学研究センターのデータをもとに野村證券フィデューシャリー・マネジメント部作成

第３－４－31 図　GPIF の国内債券を上回る収益率の実績

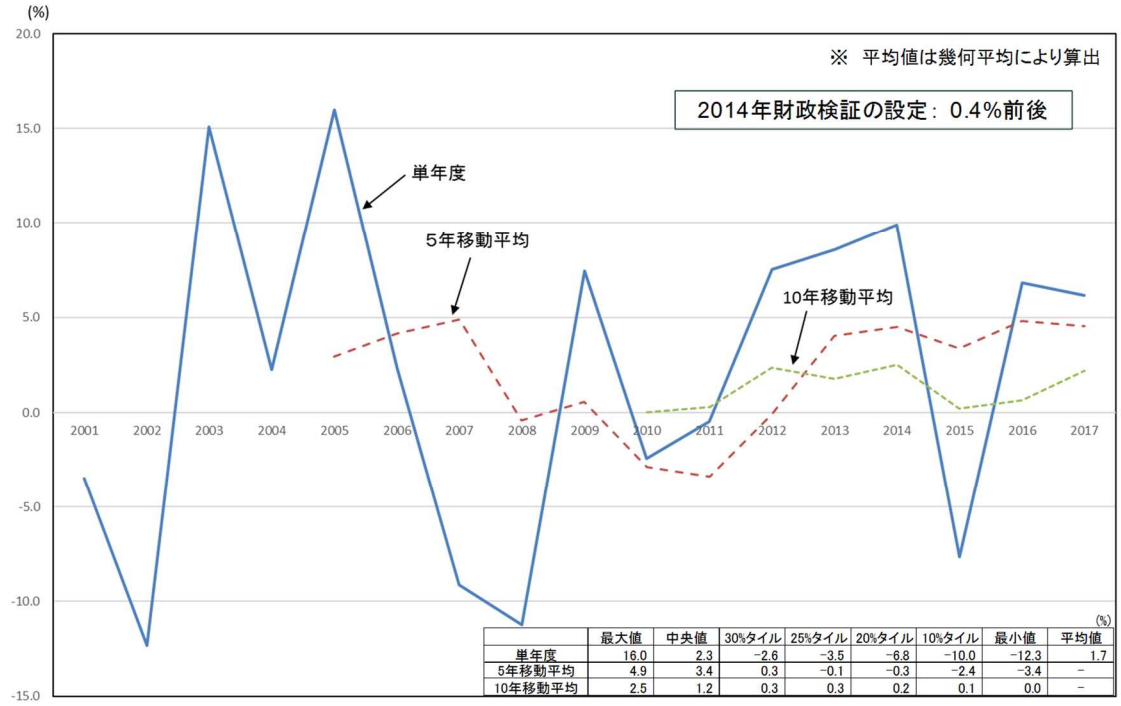

	最大値	中央値	30%タイル	25%タイル	20%タイル	10%タイル	最小値	平均値
単年度	16.0	2.3	−2.6	−3.5	−6.8	−10.0	−12.3	1.7
5年移動平均	4.9	3.4	0.3	−0.1	−0.3	−2.4	−3.4	−
10年移動平均	2.5	1.2	0.3	0.3	0.2	0.1	0.0	−

(%)

（注）「平成29年度 業務概況書」（GPIF）における市場運用分の時間加重収益率及び国内債券の時間加重収益率（いずれも運用手数料等控除前）を基に作成

年金積立金は、債券のみで運用されているわけではなく、内外の債券、株式に分散投資されている。このため、財政検証で用いる運用利回りは、次式のとおり、長期金利に内外の株式等の分散投資による効果（以下、「分散投資効果」という。）を加えたものとなる

運用利回り（実質〈対物価〉）＝ 実質長期金利（対物価）＋分散投資効果

分散投資効果については、GPIF の運用実績を活用する環境が整ったことから、GPIF における国内債券を上回る運用利回りの実績を活用することとされた。

この実績についても実質運用利回りの実績と同様、単年度の実績は大きく変動するが、５年、10 年の平均をとると変動の幅は小さくなり、10 年間の平均を取ると 0.0～2.5%の幅となりゼロ以上の範囲に収まる。この実績を踏まえ、専門委員会においては、市場運用過去 10 年移動平均の幅を踏まえ保守的に低めの値を設定することとされ、具体的には、過去 10 年移動平均の 20%タイル値により 0.2%と設定された。

９．足下の経済前提の設定

足下の経済前提の設定については、2004(平成 16)年財政再計算より内閣府試算に準拠して設定されており、今回の財政検証においても同様に、2028(令和 10)年度までの足元の経済前提については内閣府が作成した「中長期の経済財政に関する試算」(2019(令和元)年７月 31 日）に準拠して設定することとされた。

内閣府が 2019(令和元)年７月に公表した「中長期の経済財政に関する試算」は、経済財政諮問会議の審議のための参考として、内閣府が作成し提出したものである。経済・財政・社会保障を一体的にモデル化した内閣府の計量モデル（「経済財政モデル」）を基礎としている。したがって、成長率、物価及び金利などはモデルから試算されるものであり、あらかじめ設定したものではない。また、試算の内容は、種々の不確実性を伴うため相当な幅を持って理解される必要があるとされている。

経済に関するシナリオについては、以下のように記載されている。

＜成長実現ケース＞

アベノミクスで掲げたデフレ脱却・経済再生という目標に向けて、政策効果が過去の実績も踏まえたペースで発現する姿を試算したものである。具体的には、成長実現ケースでは以下の前提を置いている。

- 全要素生産性（TFP）上昇率が、日本経済がデフレ状況に入る前に実際に経験した上昇幅とペースで足元の水準（0.3%程度）から 1.2%程度まで上昇する。
- 労働参加率が、2018(平成 30)年度雇用政策研究会において示された「経済成長と労働参加が進むケース」の「労働力需給の推計」を踏まえて推移する。
- 特定技能の在留資格に係る外国人労働者の受入れが 2019～2023 年度の５年間で 34.5 万人程度拡大する。

＜ベースラインケース＞

経済が足元の潜在成長率並みで将来にわたって推移する姿を試算したものである。具体的には、ベースラインケースでは、以下の前提を置いている。

- 全要素生産性（TFP）上昇率が将来にわたって 0.8%程度で推移する。
- 労働参加率が 2018(平成 30)年度雇用政策研究会において示された「経済成長と労働参加が一定程度進むケース」の「労働力需給の推計」を踏まえて推移する。
- 特定技能の在留資格に係る外国人労働者の受入れが 2019～2023 年度の５年間で 34.5 万人程度拡大する。

また、本試算は 2028(令和 10)年度までが対象期間とされており、この期間におけるマクロ経済の姿（経済成長率、物価上昇率、失業率、長期金利等)、国・地方の財政の姿（基礎的財政収支、財政収支、公債等残高）及び国の一般会計の姿（基礎的財政収支対象経費、国債費、税収、その他収入等）が試算されている。

2028(令和 10)年度までの足下の経済前提は、内閣府試算の成長実現ケース及びベースラインケースのそれぞれに準拠して設定されたが、賃金上昇率、運用利回りについては内閣府試算において推計、公表されていないことから、

・賃金上昇率は、労働生産性上昇率や GDP デフレーターと消費者物価指数との差を基に、

・運用利回りについては、内閣府試算の長期金利に内外の株式等による分散投資効果を加味するとともに、長期金利上昇による国内債券への影響を考慮し設定された。

この際、分散投資効果については、ケースⅥにおける分散投資効果の設定と同様に GPIF の国内債券を上回る運用利回りの実績が活用されている。具体的には、長期金利が０％程度と推計されている足下の状況では、GPIF が市場運用を開始して以降の 17 年間の平均 1.7%により設定し、金利の上昇に伴い逓減し、2028(令和 10)年度では、成長実現ケースは過去 10 年移動平均の 30%タイル値の 0.3%、ベースラインケースは同 20%タイル値の 0.2%により設定することとされた。

第３－４－32 表　2028(令和 10)年度までの足下の経済前提

○内閣府　成長実現ケースに接続するケース(ケースⅠ～ケースⅢ)

年度		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
物価上昇率(※1)		0.7 %	0.8 %	1.0 %	1.4 %	1.7 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %
賃金上昇率 (実質<対物価>)(※2)		0.4 %	0.4 %	0.4 %	0.8 %	1.2 %	1.3 %	1.4 %	1.3 %	1.3 %	1.3 %
運用利回り(※3)	実質<対物価>	1.0 %	0.9 %	0.7 %	0.3 %	0.0 %	▲0.3 %	0.0 %	0.3 %	0.5 %	0.6 %
	スプレッド<対賃金>	0.6 %	0.5 %	0.3 %	▲0.5 %	▲1.2 %	▲1.6 %	▲1.4 %	▲1.0 %	▲0.8 %	▲0.7 %
(参考)全要素生産性(TFP)上昇率		0.4 %	0.6 %	0.8 %	1.0 %	1.2 %	1.2 %	1.2 %	1.2 %	1.2 %	1.2 %

○内閣府　ベースラインケースに接続するケース(ケースⅣ～ケースⅥ)

年度		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
物価上昇率(※1)		0.7 %	0.8 %	0.7 %	0.7 %	0.8 %	0.8 %	0.8 %	0.8 %	0.8 %	0.8 %
賃金上昇率 (実質<対物価>)(※2)		0.4 %	0.4 %	0.1 %	0.3 %	0.5 %	0.7 %	0.7 %	0.7 %	0.7 %	0.7 %
運用利回り(※3)	実質<対物価>	1.0 %	0.9 %	1.0 %	1.0 %	0.7 %	0.6 %	0.7 %	0.9 %	0.9 %	0.8 %
	スプレッド<対賃金>	0.6 %	0.5 %	0.9 %	0.7 %	0.2 %	▲0.1 %	0.0 %	0.2 %	0.2 %	0.1 %
(参考)全要素生産性(TFP)上昇率		0.4 %	0.6 %	0.7 %	0.7 %	0.8 %	0.8 %	0.8 %	0.8 %	0.8 %	0.8 %

（※１）　内閣府「中長期の経済財政に関する試算」の公表値は年度ベースであるが、年金額の改定等に用いられる物価上昇率は暦年ベースである。上表は暦年ベースである。
（※２）　賃金上昇率は、内閣府試算に準拠して労働生産性上昇率を基に設定。
（※３）　運用利回りは、内閣府試算の長期金利に、内外の株式等の分散投資による効果を加味し、長期金利上昇による国内債券への影響を考慮して設定。

また、2029(令和 11)年度以降の長期の経済前提との組み合わせについては、ケースⅠ～Ⅲのそれぞれについては成長実現ケースに準拠する経済前提と接続するものとし、ケースⅣ～Ⅵのそれぞれについては内閣府参考ケースに準拠する経済前提と接続するものとされた。

10. 経済変動を織り込んだ経済前提の設定

2016(平成 28)年の年金制度改革においては、年金額改定ルールの見直しが行われたが、その改正法「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」(2016(平成 28)年法律第 114 号。以下「2016(平成 28)年改正法」という。)の附帯決議により、

「景気循環等の影響で新たな改定ルールが実際に適用される可能性も踏まえた上で、国民が将来の年金の姿を見通すことができるよう、現実的かつ多様な経済前提の下で将来推計を示すべく、その準備を進めること」

とされており、今回の財政検証においては、2016(平成 28)年改正法による新たな改定ルールが発動されるような経済前提の設定が求められた。

第３－４－33 図　2016(平成 28)年改正法による年金額の改定ルールの見直し

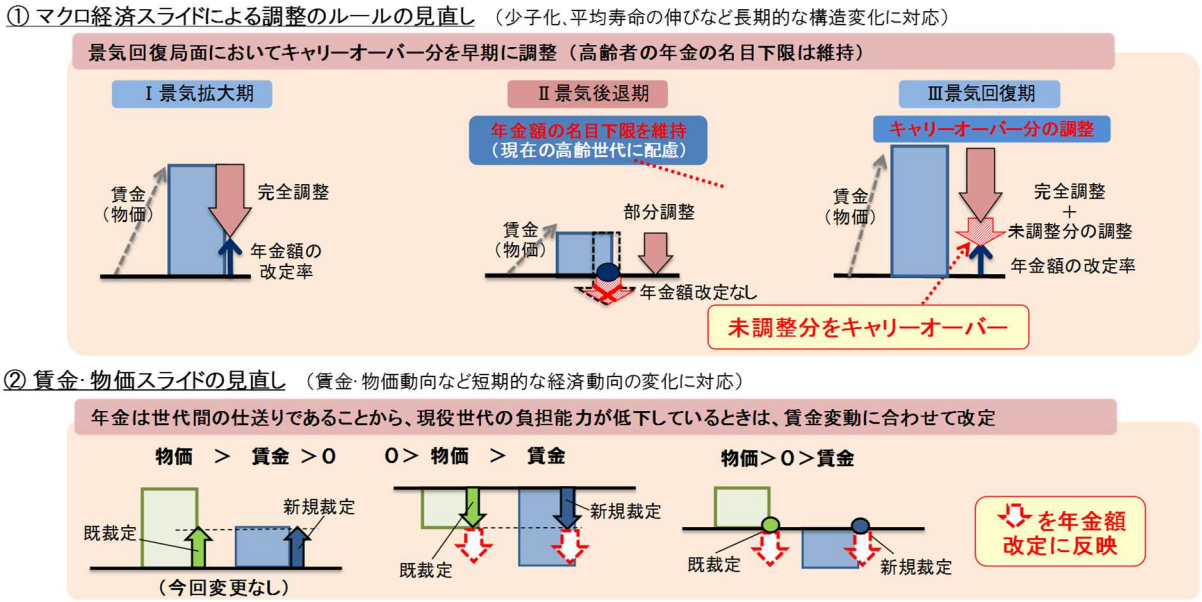

2016(平成 28)年改正法においては、制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額改定に際し以下の見直しが行われた。

① マクロ経済スライドについて、現在の高齢世代に配慮しつつ、できる限り早期に調整する観点から、名目下限措置を維持し、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を調整。 【2018(平成 30)年４月施行】

② 賃金・物価スライドについて、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底。 【2021(令和３)年４月施行】

これらの改正の効果をみるためには、年金額改定率の計算に用いる実質賃金上昇率、名目賃金上昇率及び物価上昇率が全て一時的にマイナスとなるように設定する必要があった。また、年金額改定率の計算に用いる実質賃金上昇率は３年度平均を用いることから、３年度平均がマイナスとなるような十分に長い周期を設定する必要もあった。

2014(平成 26)年財政検証においても経済変動を織り込んだケースを設定したが、2014(平成 26)年財政検証の設定は物価や名目賃金は変動するものの、周期が４年と短く実質賃金の変動も仮定していなかったため、2016(平成 28)年改正法による年金額の改定ルールの見直しの効果をみることはできないものであった。

第３－４－34 図 経済変動を仮定するケース

変動周期：１０年
物価上昇率の変動幅：１．１％（過去30年間（1988～2017年度）の物価上昇率の標準偏差）
名目賃金上昇率の変動幅：２．９％（高度成長期後の過去30年について、３年移動平均で名目賃金上昇率最も高い時期の４．５％（1991年度）と最も低い時期の▲１．３％（2009年度）の下落幅の半分）
※ 1997～2015年の物価上昇率は、消費税調整済み指数を使用

物価上昇率・名目賃金上昇率の変動イメージ

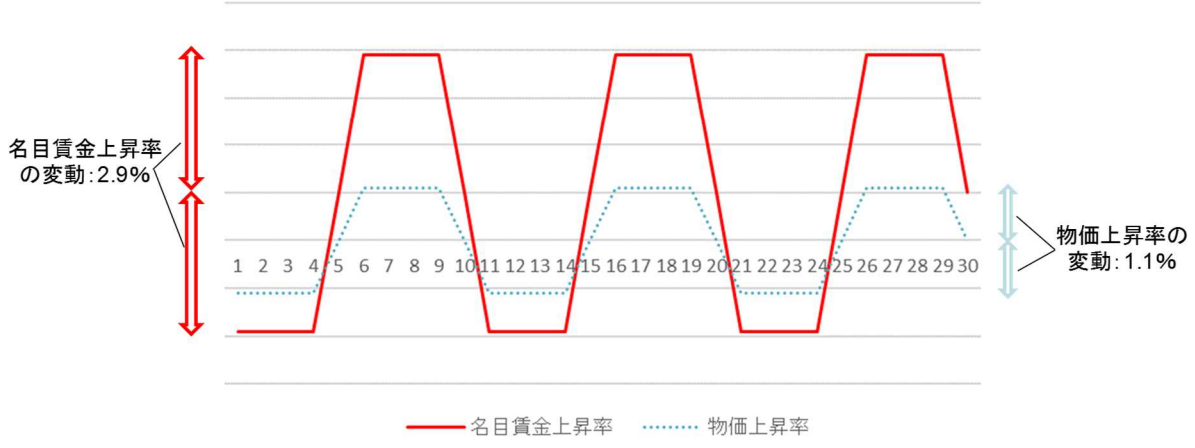

そこで、今回の財政検証においては、効果を確認することができるよう、

・ 周期については、景気循環論において、３～４年の周期を持ち在庫循環として知られるキッチンサイクルの次に、設備投資循環として７～12 年の周期を持つジュグラーサイクルが知られていること、日本の景気循環の周期をみると平均は約４年であるが、最長が約７年強、アメリカでは 10 年超の周期もみられることから、10 年の周期を設定

・ 物価上昇率の変動幅については、過去 30 年間の物価上昇率の標準偏差より 1.1%と設定

・ 名目賃金上昇率の変動幅については、高度成長期後の過去 30 年をみて名目賃金上昇率の最も高かったバブル期と最も低かったリーマン・ショック後の差を基に 2.9%と設定

することとされた。

第３－４－35 図　名目賃金上昇率（1978～2017 年度）の推移

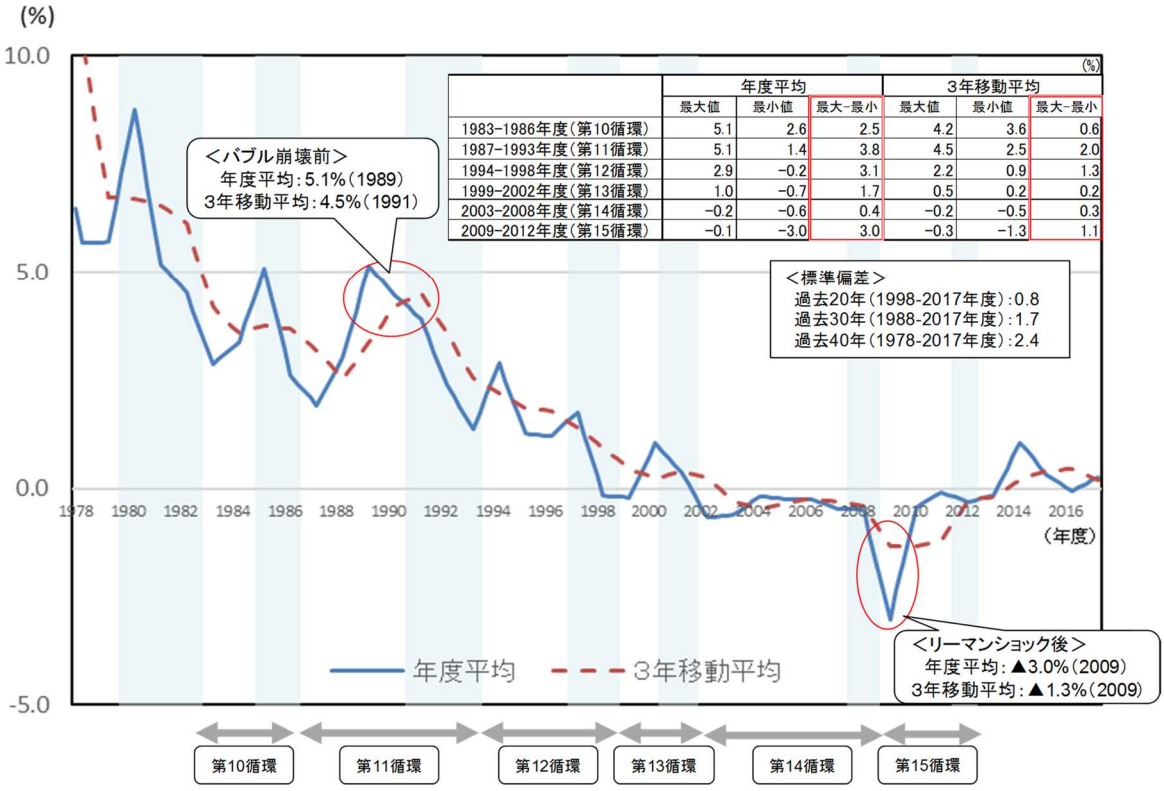

(注)標準報酬上昇率は、平成12年度以前は年末(12月)の平均標準報酬月額の対前年同月比の伸び率である。
平成13年度以降は、性・年齢構成の変動による影響を控除した名目標準報酬上昇率である。(平成15年度以前は月収ベース)

11. 諸外国の公的年金の財政見通しに用いる経済前提

専門委員会では、経済前提の設定に関する議論にあたり、諸外国における公的年金の財政見通しに用いられている経済前提についても参考とされた。

公的年金は、いずれの国においても長期にわたる持続可能性を確保する観点から、財政見通しの作成が行われており、その前提となる「経済前提」が設定されている。ただし、国により、制度の内容、財政見通しの期間、積立水準及び積立金の運用方法等が異なっているため、それぞれの状況に応じて「経済前提」が設定されている。

第３－４－36 表は諸外国の公的年金の財政見通しに用いる経済前提を表にしたものである。

財政見通しを行うときの対象期間については、我が国の場合はおおむね 100 年間となっている。アメリカ、カナダ、スウェーデンでは 75 年間となっており、比較的長期間となっている。イギリスが概ね 65 年、フランスが概ね 50 年となっており、ドイツは 15 年間という比較的短い期間を対象としているなど、国により差がみられる。

経済前提の設定値のうち、物価上昇率については、諸外国においておおむね２～３％程度となっている。賃金上昇率については、名目で設定されている国もあれば実質で設定されている国もある。イギリスは名目 4.3%、ドイツは名目 2.9%と名目で設定されているが、他の国はおおむね実質で設定されており、中位の設定が概ね１％台で設定され、高位及び低位の設定も行っている場合が多い。運用利回りについては、おおむね実質で設定されており、３％台前後の水準を中位と設定して、高位及び低位の設定を行っている。

諸外国の経済前提は、基本的には過去の実績を基礎に設定されていると想定されるが、アメリカやカナダにおいては、賃金上昇率の前提の設定にあたり、労働生産性の上昇率を基礎に複数の要素の組み合わせにより設定されており、比較的詳細な設定が行われている。

なお、労働生産性上昇率を基礎に賃金上昇率を設定しているところは我が国の財政検証における設定と同様の考え方である。また、今回の経済前提の専門委員会での議論と同様に、要素の一つとして GDP デフレーター上昇率と消費者物価（CPI）上昇率の違いが考慮されている。

第３－４－36表　諸外国の公的年金の財政見通しに用いる経済前提

	アメリカ	カナダ	イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン	日本
参照対象報告書	2017年信託理事会報告書	第27次数理報告書（2015年12月31日時点）	2015年国民保険基金長期財政見通し	2012年12月公表第18次報告書	2017年年金保険報告書	2016年年金制度年次報告書	平成26年　財政検証結果レポート
財政見通し期間	75年間（短期は10年間）	75年間	概ね65年間	概ね50年間	15年間（短期は5年間）	75年間	概ね100年間
経済前提（最終的な数値）	低コスト 中位 高コスト					楽観 基本 悲観	８通り
物価上昇率	3.2% 2.6% 2.0%	2.0%	2.0%			2.0%	2.0%～0.6%
賃金上昇率（名目）	5.02% 3.80% 2.58%		4.3%		2.9%		
（実質）	1.82% 1.20% 0.58%	1.1%		1.8% 1.5% 1.3%		2.0% 1.8% 1.0%	2.3%～ 0.7%
運用利回り（名目）			1.65%				
（実質）	3.2% 2.7% 2.2%	4.0%				5.5% 3.25% 1.0%	3.4%～ 1.7%
積立水準 （前期末積立金÷期中支出）	OASDI 3.05 （2016年）	CPP 6.39 （2015年度）	国民保険 0.244 （2015年度）	賦課方式を基本に運営されており、積立金はわずか。	一般年金保険 1.77月分 （2015年）	所得比例年金 4.4 （2016年）	厚生年金 5.2 （2015年度）
積立金運用方法	全額財務省特別債券	債券・株式等				債券・株式等	債券・株式等

注1．各国政府が作成した公的年金の財政報告書を基に、独自に作成したものである。
注2．イギリスの積立水準はGAD資料、ドイツの積立水準は連邦保険庁〈Bundesversicherungsamt〉資料に基づく。他の国の積立水準は年次報告書を参照して独自に計算を行っている。

第３－４－37 図　アメリカの公的年金（OASDI）財政見通しにおける賃金上昇率の設定（中位前提）

・ 名目賃金上昇率は、以下の５つの要素に分解できる。
名目賃金上昇率 = 労働生産性上昇率 + 平均労働時間上昇率 + 報酬比率上昇率 + 所得比率上昇率 + GDPデフレーター上昇率

・ 上記の関係から、中位前提の平均的な名目賃金上昇率は3.8%程度となる。

※ **GDPデフレーター上昇率（2.2%）と消費者物価上昇率（2.6%）の差は▲0.4%となっている。**

	労働生産性〈productivity〉上昇率	平均労働時間〈average hours worked〉上昇率	GDPに対する報酬比率〈ratio of total compensation to GDP〉上昇率	報酬に対する所得比率〈ratio of earnings to total compensation〉上昇率	GDPデフレータ〈GDP deflator〉上昇率
中位最終値	1.68%	▲0.05%	GDPに対する報酬比率はほぼ一定で推移	▲0.06%	2.20%
過去41年間の平均（1966年から2007年まで）注1	1.73%	▲0.27%	景気循環により変化	▲0.20%	4.03%

注１．1966年～2007年は、直近５回の景気循環の期間
注２．消費者物価上昇率の前提は2.6%であるので、実質賃金上昇率は1.2%となる。

（出典）“THE 2017 ANNUAL REPORT OF THE BOARD OF TRUSTEES OF THE FEDERAL OLD-AGE AND SURVIVORS INSURANCE AND FEDERAL DISABILITY INSURANCE TRUST FUNDS” を基に作成

第３－４－38 図　カナダの公的年金（CPP）の財政見通しにおける賃金上昇率の設定

実質賃金上昇は主に労働生産性の増加に関連している。

実質賃金上昇率 = 労働生産性の上昇率 + 報酬比率の上昇率 + 所得比率の上昇率 + 平均労働時間の上昇率 + GDPデフレーター ÷ CPI の変動率

労働生産性　全労働時間に対する実質国内総生産（GDP）の比率
報酬比率　名目GDPに対する労働者が受け取る総報酬の比率
所得比率　総報酬に対する労働所得（全ての賃金、給与支出及び全自営業者の所得の和）の比率。

実質賃金上昇率の要因分解

	1961年から2014年までの平均値	1990年から2014年までの平均値	2000年から2014年までの平均値	最終的な前提値
労働生産性の上昇率	1.7%	1.3%	0.9%	1.2%
＋ 報酬比率の上昇率	▲0.1%	▲0.2%	0.0%	0.0%
＋ 所得比率の上昇率	▲0.2%	▲0.2%	▲0.2%	▲0.1%
＋ 平均労働時間の上昇率	▲0.3%	▲0.2%	▲0.3%	0.0%
＋ GDPデフレーター ÷ CPI の変動率	0.1%	0.1%	0.3%	0.0%
実質賃金上昇率	1.2%	0.7%	0.7%	1.1%

（出典）“The 27th Actuarial Report (Revised) on the Canada Pension Plan as at 31 December 2015” を基に作成

第５節　被保険者数の将来推計の作成方法

将来の被保険者数は、各制度における現在の被保険者集団から、今後どのように脱退者が発生し、また、被保険者が加入してくるのかということの帰結である。このような将来の被保険者数の動向を見込むにあたっては、人口の推移、産業構造及び雇用構造の変化、高齢者雇用・女子雇用の動向等、社会経済情勢の全般にわたる諸要素を考慮しなければならない。

被保険者数の将来推計を行うにあたり、人口の推移については、国立社会保障・人口問題研究所の直近の推計である「日本の将来推計人口」(2017(平成 29)年４月推計)を基礎データとして使用している。また、労働力率の見通しについては、独立行政法人労働政策研究・研修機構による「労働力需給の推計」(2019(平成 31)年３月）を基礎データとして使用している。

さらに、労働力率の見通しが女性については有配偶者と無配偶者等に分けて行われていること等により、今回の被保険者数の推計では、女性については有配偶者と無配偶者等（未婚及び死離別）に分けて行っており、この基礎となる配偶関係別人口の見通しは国立社会保障・人口問題研究所による「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(2018(平成 30)年１月推計)を基礎データとして使用している。

以下では、被保険者数推計の基礎となった将来推計人口、配偶関係別人口及び労働力率の見通しについて取り上げる。その後、厚生年金被保険者数の推計についてこれと密接な関係にある労働投入量の推計と合わせて解説し、これらを踏まえた公的年金全体の被保険者数推計について解説する。

１．将来推計人口及び配偶関係別人口

今回の財政検証で被保険者数推計の基礎とした 2017(平成 29)年４月将来推計人口と、2014(平成 26)年財政検証で基礎とした 2012(平成 24)年１月将来推計人口の主な内容について示したものが第３－５－１表である。今回の推計（2017(平成 29)年４月推計）は前回の推計（2012(平成 24)年１月推計）と比べ、出生率は高く見込まれている一方、寿命のさらなる伸びも見込まれている。

今回の人口推計における合計特殊出生率は、中位推計では 2015(平成 27)年の 1.45 から 2024(令和６)年の 1.42 までいったん低下した後は緩やかに上昇し、

2065(令和 47)年には 1.44 になるものと見込まれている。また、高位推計では2015(平成 27)年の 1.45 から上昇に転じ 2065(令和 47)年には 1.65、低位推計では 2015(平成 27)年の 1.45 から低下を続け 2065(令和 47)年には 1.25 となるものとそれぞれ見込まれている。

第３－５－１表　将来推計人口の新旧比較

	2019(令和元)年財政検証			平成26年財政検証		
人口推計	平成29年4月推計 (出生中位、死亡中位)			平成24年1月推計 (出生中位、死亡中位)		
合計特殊出生率	2015年実績 1.45 ↓ 2065年 1.44			2010年実績 1.39 ↓ 2060年 1.35		
平均余命(年)	2065年			2060年		
		0歳	65歳		0歳	65歳
	男	84.95	22.60	男	84.19	22.33
	女	91.35	27.94	女	90.93	27.72
65歳以上人口のピーク	2042年 3,935万人			2042年 3,878万人		
65歳以上人口比率	2065年 38.4%			2060年 40.4%		

(注)総人口のピークはいずれも推計初年度となっている。
平成29年4月推計:12,709万人(2015年)
平成24年1月推計:12,806万人(2010年)

なお、ここでいう合計特殊出生率は厳密には「期間合計特殊出生率」のことであり、ある時点における 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別の出生率を合計したものである。また、この合計特殊出生率は、日本人女性の出生数のほか、外国籍女性が生んだ日本国籍児（日本人を父とする）の数を含めて算出される出生率としており、これは人口動態統計における出生率と同様の定義である。

一方、ある生まれ年（コーホート）の女性が一生の間に生む子供の数の平均を「コーホート合計特殊出生率」と呼ぶ。外国籍女性が生んだ日本国籍児を含めない「期間合計特殊出生率」と「コーホート合計特殊出生率」との関係については、晩産化が進行し、平均的な出産年齢が上昇傾向にある間は、産み終えた世代と出産を先送りしている世代との出生率を合計することで得られる期間合計特殊出生率は、コーホート合計特殊出生率よりも低くなる。また、晩産化の進行が止まって出生構造が定常的になれば両者はおおむね一致することとなる。

今回の人口推計における中位推計では、日本人女性のコーホート合計特殊出生率は 1964(昭和 39)年生まれコーホートの実績 1.63 から一貫して下がり続け、2000(平成 12)年生まれコーホートで 1.40 に達するものと仮定されている。これに外国籍女性が生む日本国籍児を考慮し、人口動態統計と同定義の期間合計特殊出生率に読み替えると、いったん低下した後に緩やかに上昇して 1.44 に達する見込みとなる（第３－５－２表及び第３－５－３図）。

第３－５－２表　実績及び仮定された女子 2000(平成 12)年出生コーホートの結婚・出産変数値、合計特殊出生率

仮定の種類	50歳時未婚率（%） ①	平均初婚年齢（歳）	夫婦完結出生児数 ②=(A)×(B)	期待夫婦完結出生児数 (A)	結婚出生力変動係数 (B)	離死別再婚効果係数 ③	調整済み離死別再婚効果係数 ④	コーホート合計特殊出生率（日本人女性出生率） (1-①)×②×③
実績値（1964年生まれ）	12.0	26.3	1.96	2.03	0.963	0.959	0.945	1.63
中位の仮定（2000年生まれ）	18.8	28.6	1.79	1.87	0.957	0.955	0.960	1.40
高位の仮定（2000年生まれ）	13.2	28.2	1.91	1.91	1.000	0.955	0.960	1.59
低位の仮定（2000年生まれ）	24.7	29.0	1.68	1.85	0.909	0.955	0.960	1.21

第３－５－３図　合計特殊出生率の推移と将来人口推計（2017(平成 29)年推計）における仮定値

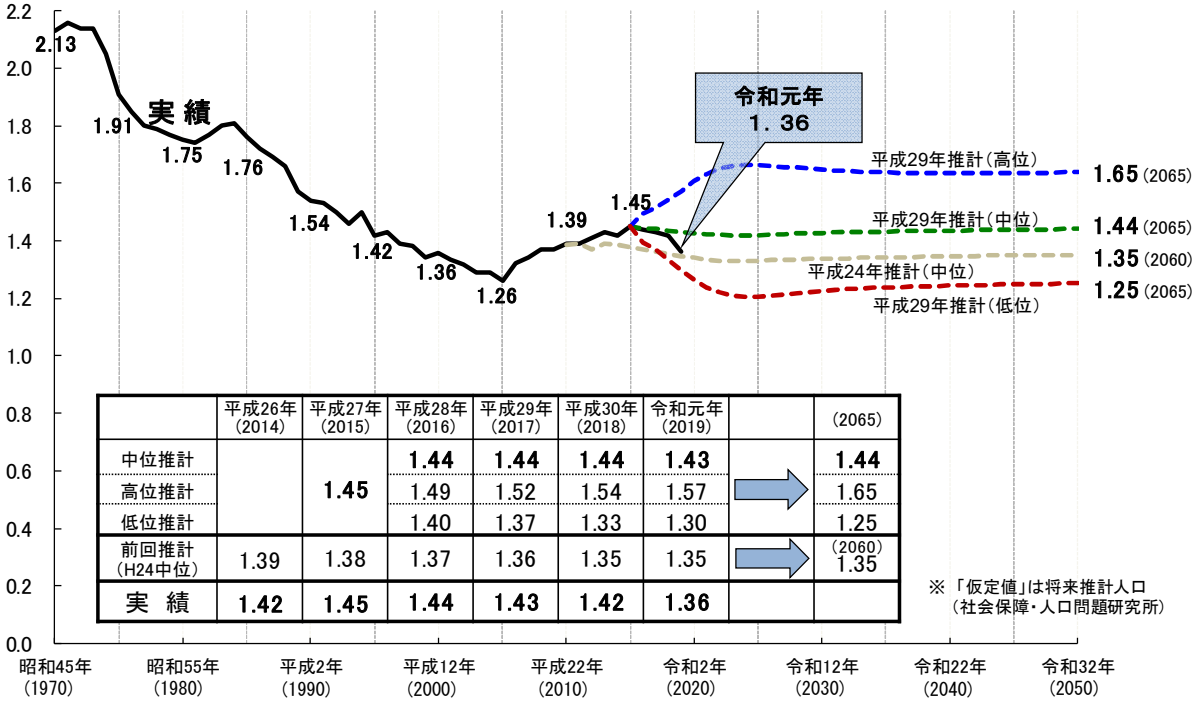

	平成26年(2014)	平成27年(2015)	平成28年(2016)	平成29年(2017)	平成30年(2018)	令和元年(2019)		(2065)
中位推計		1.45	1.44	1.44	1.44	1.43	→	1.44
高位推計			1.49	1.52	1.54	1.57	→	1.65
低位推計			1.40	1.37	1.33	1.30		1.25
前回推計(H24中位)	1.39	1.38	1.37	1.36	1.35	1.35	→	(2060) 1.35
実　績	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36		

※「仮定値」は将来推計人口（社会保障・人口問題研究所）

次に、前回の推計と同様、今後の死亡率の推移については不確実性が高いものと考えられるため、複数の仮定（死亡高位、死亡中位及び死亡低位）に基づく推計が行われている。

寿命について比較してみると、今回の推計での死亡中位の仮定における2065(令和47)年の平均寿命の見込みは、男性84.95年（前回の死亡中位の仮定における2060(令和42)年の見込みは84.19年)、女性91.35年（前回の死亡中位の仮定における2060(令和42)年の見込みは90.93年）となっている（第３－５－４表)。

第３－５－４表　死亡の仮定の違いによる平均余命の比較

		今回の推計（平成29年4月推計）				前回の推計（平成24年1月推計）死亡中位の仮定
		死亡高位の仮定	死亡中位の仮定	死亡低位の仮定		
平均寿命（0歳の平均余命）（年）	2015年		男性 80.75 女性 86.99		2010年	男性 79.64 女性 86.39
	↓		↓		↓	↓
	2065年	男性 83.83 女性 90.21	男性 84.95 女性 91.35	男性 86.05 女性 92.48	2060年	男性 84.19 女性 90.93
65歳の平均余命（年）	2015年		男性 22.84 女性 28.37		2010年	男性 18.86 女性 23.89
	↓		↓		↓	↓
	2065年	男性 21.75 女性 26.96	男性 22.60 女性 27.94	男性 23.46 女性 28.91	2060年	男性 22.33 女性 27.72

以上のような出生率と死亡率の状況を踏まえ、少子高齢化の状況の見通しをみると、今回推計は前回推計とほぼ同様の傾向がみられる。被保険者の年齢層に相当する20歳以上65歳未満人口や20歳以上60歳未満人口は、今後も減少傾向が続くと見込まれる一方、年金受給者層に相当する65歳以上人口は、2040(令和22)年頃にピークを迎え、その後は現役世代と同様に減少すると見込まれている。このことから、65歳以上人口の20歳以上65歳未満人口または20歳以上60歳未満人口に対する比率は、第３－５－６図からもわかるように、今回推計も前回推計と同様の傾向となっており、今後、これらの比率は上昇する推計結果となっている。

この結果は、年金制度における被保険者数に対する年金受給者数の割合の急増を示すものであり、世代間扶養の賦課方式を基本とする公的年金の財政にとって、将来きわめて厳しい状況となるとの見通しは変わっていない。

第３－５－５図　人口の推移
—2017(平成 29)年４月推計と 2012(平成 24)年１月推計の比較—

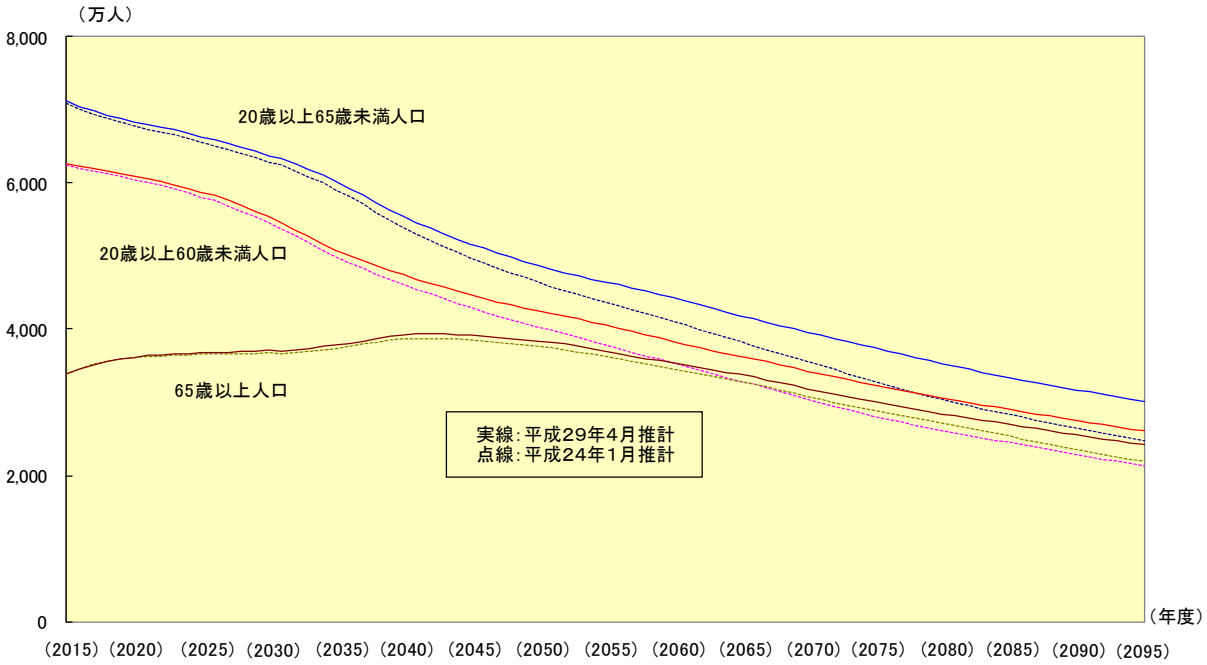

第３－５－６図　65 歳以上人口の 20 歳以上 65 歳未満人口及び 20 歳以上 60 歳未満人口に対する比率
—2017(平成 29)年４月推計と 2012(平成 24)年１月推計の比較—

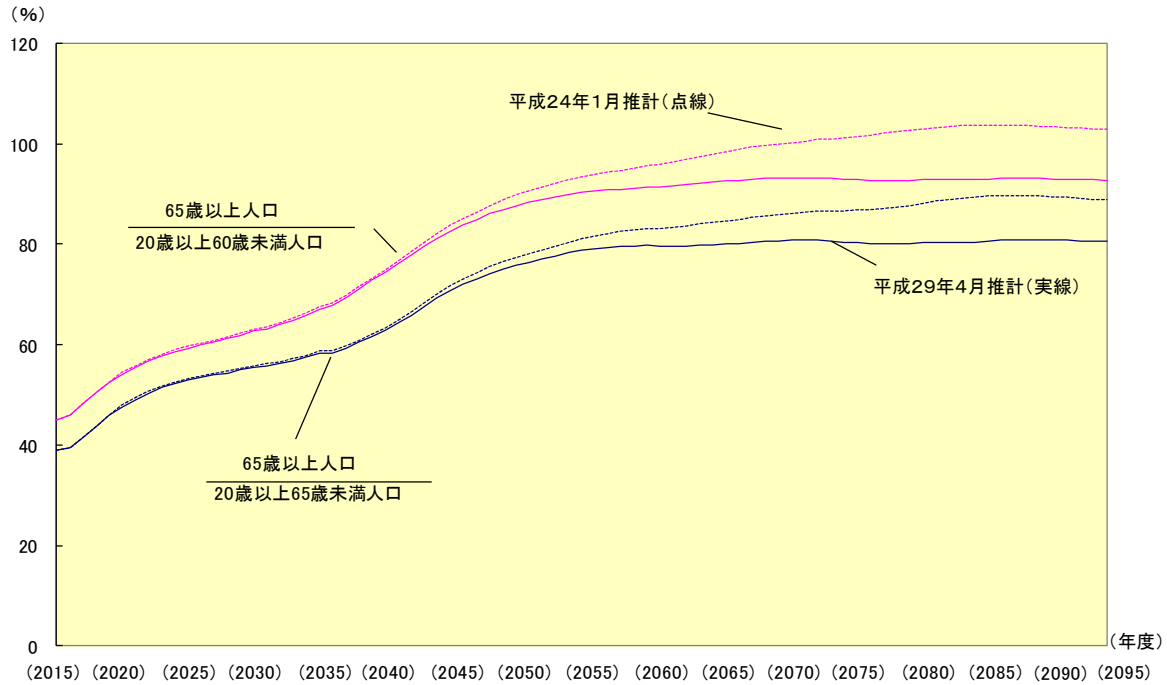

次に、「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（2018（平成 30）年１月推計）における、女性の配偶関係別人口の推計結果について解説する。

本推計の主要な部分は世帯推移率法が用いられている。これは、推計の出発点における男女別年齢別配偶関係別の分布をもとに、別途設定する配偶関係間の推移確率行列を用いて将来の分布を推計する方法である。配偶関係間の推移確率行列は、「日本の将来推計人口」（2017（平成 29）年推計、出生中位・死亡中位推計）で用いられた女性の初婚・再婚・離婚確率をベースとして設定されている。これを用いて、2040（令和 22）年までの 25 年間にわたる将来の配偶関係別人口が推計されている。

推計結果として、女性人口に占める女性有配偶人口の割合を５歳階級別にみたものが第３－５－７図である。将来推計人口における生涯未婚率の上昇等が反映されていることから、35～39 歳では 2015（平成 27）年の 68.1％から 2040（令和 22）年には 65.6％まで低下し、55～59 歳では 2015（平成 27）年の 76.2％から 2040（令和 22）年の 66.3％まで低下するなど、どの年齢層においても有配偶者の割合は低下するものと推計されている。

第３－５－７図　年齢階級別にみた女性人口に占める有配偶者の比率

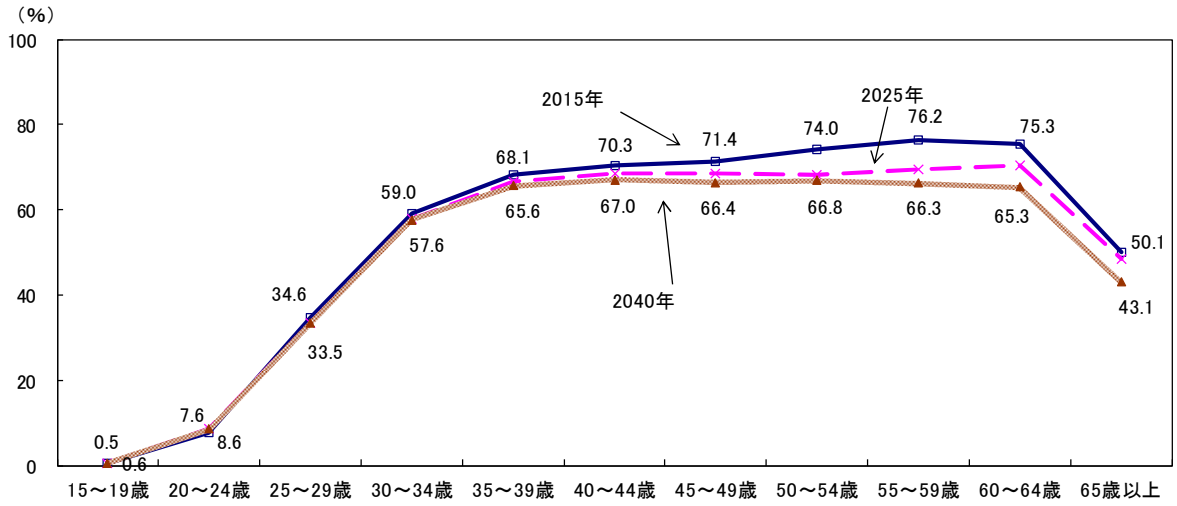

２．労働力率の将来推計

今回の財政検証において被保険者数の将来推計を行う上で、労働力率や就業率は独立行政法人労働政策研究・研修機構による「労働力需給の推計」（2019(平成31)年３月）における見通しを基礎としている。この見通しは、同機構が労働力需給に関する計量経済モデルを構築し、将来推計を 2040(令和 22)年まで行ったものである。

労働力率については、性・年齢階級別（女性はさらに有配偶・無配偶他別）それぞれについて、①一般的な就業環境、②若者の就労に影響を与える変数、③女性の就労に影響を与える変数、④高齢者の就労に影響を与える変数といった説明変数によって推計されている。将来推計に際しては、経済成長と労働力供給について「経済成長と労働参加が進むケース」（以下、「労働参加が進むケース」という。）、「経済成長と労働参加が一定程度進むケース」（以下、「労働参加が一定程度進むケース」という。）及び「経済成長と労働参加が進まないケース」（以下、「労働参加が進まないケース」という。）が設定されている。

労働力需給の推計では、労働力率のほか、人口に占める就業者数の割合である就業率についても将来推計が行われている。これらの推計結果を第３－５－８表から第３－５－10 図に示している。

「労働参加が進むケース」とは、各種経済・雇用政策を適切に講ずることにより、経済成長と若者、女性、高齢者等の労働市場への参加が進むケースである。労働力率、就業率ともに、2040(令和 22)年に向けて、全ての層において上昇する見通しとなっているが、男性の労働力率は 60 歳台が比較的大きく上昇し、女性については 30 歳台が比較的大きく上昇し、いわゆるM字カーブが解消する見通しとなっている。

「労働参加が一定程度進むケース」とは、各種経済・雇用政策をある程度講ずることにより、経済成長と若者、女性、高齢者等の労働市場への参加が一定程度進むケースである。

「労働参加が進まないケース」とは、ゼロ成長に近い経済成長で、性・年齢階級別の労働力率が現在（2017(平成 29)年）と同じ水準で推移すると仮定したケースである。

第３－５－８表　労働力率、就業率の推移と見通し

（１）労働力率の推移と見通し

（労働参加が進むケース）

性・年齢	年	実績	推計			
		2017	2020	2025	2030	2040
男性	１５～１９歳	16.5	16.4	16.2	16.0	15.6
	２０～２４歳	70.8	69.2	69.0	68.8	68.6
	２５～２９歳	93.8	94.0	94.0	94.0	93.9
	３０～３４歳	95.6	95.6	95.7	95.7	95.7
	３５～３９歳	96.3	96.3	96.5	96.6	96.6
	４０～４４歳	96.0	97.1	97.1	97.1	97.2
	４５～４９歳	95.6	95.7	96.2	96.2	96.2
	５０～５４歳	95.1	95.0	95.2	95.4	95.4
	５５～５９歳	93.7	93.8	94.2	94.2	94.2
	６０～６４歳	81.7	83.4	85.0	86.6	89.4
	６５～６９歳	56.5	60.3	62.7	65.5	71.6
女性	１５～１９歳	17.1	17.2	17.2	17.2	17.2
	２０～２４歳	72.1	72.5	72.3	72.0	71.9
	２５～２９歳	82.1	85.2	86.3	86.8	88.5
	３０～３４歳	75.2	79.5	81.5	83.2	86.3
	３５～３９歳	73.4	79.6	83.5	86.5	92.0
	４０～４４歳	77.0	81.6	85.6	88.5	93.6
	４５～４９歳	79.4	81.9	84.8	87.2	91.7
	５０～５４歳	78.1	79.6	82.9	85.7	90.3
	５５～５９歳	72.1	76.5	78.9	81.6	87.1
	６０～６４歳	54.9	58.3	63.8	67.5	75.2
	６５～６９歳	35.0	37.9	42.7	46.4	54.1
女性有配偶	１５～１９歳	35.4	35.4	35.4	35.4	35.4
	２０～２４歳	61.9	61.9	61.9	61.9	61.9
	２５～２９歳	65.5	73.6	75.5	77.3	82.5
	３０～３４歳	65.6	71.0	73.6	75.8	80.3
	３５～３９歳	67.1	74.2	78.8	82.6	89.5
	４０～４４歳	73.2	78.2	82.8	86.2	92.4
	４５～４９歳	77.0	79.1	82.0	84.5	89.5
	５０～５４歳	75.8	77.9	80.6	83.0	87.6
	５５～５９歳	70.2	75.1	77.5	79.8	85.2
	６０～６４歳	52.8	55.5	62.0	66.4	74.6
	６５～６９歳	33.0	34.9	38.2	41.8	49.8
女性無配偶他	１５～１９歳	17.1	17.1	17.1	17.1	17.1
	２０～２４歳	72.9	73.5	73.3	73.0	72.8
	２５～２９歳	91.4	91.0	91.7	91.5	91.5
	３０～３４歳	90.4	91.6	92.3	93.2	94.5
	３５～３９歳	89.2	90.7	92.9	94.1	96.6
	４０～４４歳	87.3	89.3	91.6	93.3	96.2
	４５～４９歳	86.2	88.2	90.9	93.0	96.2
	５０～５４歳	85.0	83.5	87.7	91.4	95.8
	５５～５９歳	78.8	80.1	82.2	85.4	90.8
	６０～６４歳	62.2	66.1	68.2	69.9	76.2
	６５～６９歳	40.5	45.6	53.4	55.8	61.4

（１）労働力率の推移と見通し

（労働参加が一定程度進むケース）

性・年齢	年	実績	推計			
		2017	2020	2025	2030	2040
男性	１５～１９歳	16.5	16.4	16.1	15.9	15.6
	２０～２４歳	70.8	69.2	68.8	68.6	68.3
	２５～２９歳	93.8	94.0	94.0	93.9	93.8
	３０～３４歳	95.6	95.6	95.7	95.7	95.7
	３５～３９歳	96.3	96.3	96.5	96.6	96.5
	４０～４４歳	96.0	97.1	96.6	96.2	96.3
	４５～４９歳	95.6	95.7	96.2	95.8	95.6
	５０～５４歳	95.1	95.0	95.1	95.2	94.9
	５５～５９歳	93.7	93.8	94.1	94.0	94.0
	６０～６４歳	81.7	82.4	82.2	82.1	82.1
	６５～６９歳	56.5	58.9	58.2	57.6	57.5
女性	１５～１９歳	17.1	17.2	17.2	17.2	17.2
	２０～２４歳	72.1	72.5	72.0	71.6	71.4
	２５～２９歳	82.1	84.5	84.7	84.6	86.5
	３０～３４歳	75.2	78.5	80.1	81.5	84.6
	３５～３９歳	73.4	78.7	82.2	84.8	90.1
	４０～４４歳	77.0	81.3	85.2	87.6	92.2
	４５～４９歳	79.4	81.5	83.8	85.4	88.8
	５０～５４歳	78.1	78.7	80.6	82.2	84.5
	５５～５９歳	72.1	75.3	75.0	75.4	77.8
	６０～６４歳	54.9	57.2	60.3	62.3	67.3
	６５～６９歳	35.0	36.6	39.0	40.2	43.0
女性有配偶	１５～１９歳	35.4	35.4	35.4	35.4	35.4
	２０～２４歳	61.9	61.9	61.9	61.9	61.9
	２５～２９歳	65.5	71.5	71.2	71.8	77.7
	３０～３４歳	65.6	69.2	71.4	73.4	78.0
	３５～３９歳	67.1	72.7	76.9	80.1	87.1
	４０～４４歳	73.2	77.8	82.2	85.0	90.6
	４５～４９歳	77.0	78.5	80.4	81.8	85.3
	５０～５４歳	75.8	76.7	77.3	77.7	79.1
	５５～５９歳	70.2	73.5	72.0	70.7	71.7
	６０～６４歳	52.8	54.0	57.2	59.2	63.3
	６５～６９歳	33.0	33.0	33.0	32.9	33.0
女性無配偶他	１５～１９歳	17.1	17.1	17.1	17.1	17.1
	２０～２４歳	72.9	73.5	73.0	72.5	72.3
	２５～２９歳	91.4	91.0	91.5	91.1	90.9
	３０～３４歳	90.4	91.6	92.1	92.7	93.7
	３５～３９歳	89.2	90.7	92.7	93.6	95.8
	４０～４４歳	87.3	89.3	91.7	93.1	95.6
	４５～４９歳	86.2	88.2	91.1	93.0	95.7
	５０～５４歳	85.0	83.5	87.8	91.6	95.5
	５５～５９歳	78.8	80.0	81.7	84.9	89.9
	６０～６４歳	62.2	66.1	67.7	68.6	74.8
	６５～６９歳	40.5	45.6	53.4	55.1	59.8

（１）労働力率の推移と見通し

（労働参加が進まないケース）

性・年齢	年	実績	推計			
		2017	2020	2025	2030	2040
男性	１５～１９歳	16.5	16.5	16.5	16.5	16.5
	２０～２４歳	70.8	70.8	70.8	70.8	70.8
	２５～２９歳	93.8	93.8	93.8	93.8	93.8
	３０～３４歳	95.6	95.6	95.6	95.6	95.6
	３５～３９歳	96.3	96.3	96.3	96.3	96.3
	４０～４４歳	96.0	96.0	96.0	96.0	96.0
	４５～４９歳	95.6	95.6	95.6	95.6	95.6
	５０～５４歳	95.1	95.1	95.1	95.1	95.1
	５５～５９歳	93.7	93.7	93.7	93.7	93.7
	６０～６４歳	81.7	81.7	81.7	81.7	81.7
	６５～６９歳	56.5	56.5	56.5	56.5	56.5
女性	１５～１９歳	17.1	17.2	17.2	17.2	17.2
	２０～２４歳	72.1	71.9	71.9	71.9	71.9
	２５～２９歳	82.1	82.8	82.7	82.7	82.7
	３０～３４歳	75.2	75.9	76.1	76.1	76.1
	３５～３９歳	73.4	74.4	74.5	74.7	74.7
	４０～４４歳	77.0	77.5	77.6	77.7	77.8
	４５～４９歳	79.4	79.9	79.9	80.0	80.1
	５０～５４歳	78.1	78.5	78.7	78.8	78.9
	５５～５９歳	72.1	72.5	72.8	73.0	73.1
	６０～６４歳	54.9	55.2	55.5	55.8	56.0
	６５～６９歳	35.0	35.1	35.2	35.4	35.8
女性 有配偶	１５～１９歳	35.4	35.4	35.4	35.4	35.4
	２０～２４歳	61.9	61.9	61.9	61.9	61.9
	２５～２９歳	65.5	65.5	65.5	65.5	65.5
	３０～３４歳	65.6	65.6	65.6	65.6	65.6
	３５～３９歳	67.1	67.1	67.1	67.1	67.1
	４０～４４歳	73.2	73.2	73.2	73.2	73.2
	４５～４９歳	77.0	77.0	77.0	77.0	77.0
	５０～５４歳	75.8	75.8	75.8	75.8	75.8
	５５～５９歳	70.2	70.2	70.2	70.2	70.2
	６０～６４歳	52.8	52.8	52.8	52.8	52.8
	６５～６９歳	33.0	33.0	33.0	33.0	33.0
女性 無配偶	１５～１９歳	17.1	17.1	17.1	17.1	17.1
	２０～２４歳	72.9	72.9	72.9	72.9	72.9
	２５～２９歳	91.4	91.4	91.4	91.4	91.4
	３０～３４歳	90.4	90.4	90.4	90.4	90.4
	３５～３９歳	89.2	89.2	89.2	89.2	89.2
	４０～４４歳	87.3	87.3	87.3	87.3	87.3
	４５～４９歳	86.2	86.2	86.2	86.2	86.2
	５０～５４歳	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0
	５５～５９歳	78.8	78.8	78.8	78.8	78.8
	６０～６４歳	62.2	62.2	62.2	62.2	62.2
	６５～６９歳	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5

（２）就業率の推移と見通し

（労働参加が進むケース）

性・年齢 ＼ 年		実績	推計			
		2017	2020	2025	2030	2040
男性	１５～１９歳	15.9	15.7	15.3	15.1	14.8
	２０～２４歳	67.4	65.9	65.2	64.9	64.7
	２５～２９歳	89.8	89.7	89.3	89.1	89.1
	３０～３４歳	92.3	92.4	92.3	92.2	92.2
	３５～３９歳	93.5	94.0	94.0	93.9	94.0
	４０～４４歳	93.8	95.1	94.9	94.7	94.9
	４５～４９歳	93.5	94.0	94.2	94.1	94.1
	５０～５４歳	92.6	93.2	93.1	93.2	93.2
	５５～５９歳	91.0	91.5	91.6	91.5	91.6
	６０～６４歳	79.1	81.1	82.3	83.7	86.5
	６５～６９歳	54.8	59.1	61.4	64.1	70.1
女性	１５～１９歳	16.4	16.4	16.3	16.3	16.3
	２０～２４歳	68.8	69.6	69.0	68.6	68.5
	２５～２９歳	78.9	81.9	82.6	83.0	84.6
	３０～３４歳	72.9	77.2	78.8	80.3	83.4
	３５～３９歳	71.4	77.3	80.9	83.7	88.9
	４０～４４歳	75.1	79.8	83.5	86.2	91.2
	４５～４９歳	77.5	80.0	82.7	85.0	89.4
	５０～５４歳	76.4	78.1	81.2	83.9	88.5
	５５～５９歳	70.5	75.2	77.5	80.0	85.4
	６０～６４歳	53.6	57.3	62.6	66.2	73.7
	６５～６９歳	34.4	37.7	42.4	46.0	53.7
女性有配偶	１５～１９歳	－	33.8	33.6	33.5	33.6
	２０～２４歳	59.1	59.4	59.1	59.0	59.0
	２５～２９歳	62.9	70.7	72.3	73.9	78.9
	３０～３４歳	63.6	68.9	71.2	73.2	77.5
	３５～３９歳	65.3	72.0	76.3	79.8	86.6
	４０～４４歳	71.4	76.5	80.7	84.0	90.0
	４５～４９歳	75.2	77.2	80.0	82.3	87.2
	５０～５４歳	74.1	76.5	79.0	81.3	85.8
	５５～５９歳	68.6	73.8	76.0	78.2	83.6
	６０～６４歳	51.5	54.6	60.8	65.1	73.2
	６５～６９歳	32.4	34.7	37.9	41.5	49.4
女性無配偶他	１５～１９歳	16.3	16.3	16.2	16.2	16.2
	２０～２４歳	69.5	70.6	70.0	69.5	69.4
	２５～２９歳	87.8	87.4	87.8	87.5	87.5
	３０～３４歳	87.7	88.9	89.2	89.9	91.3
	３５～３９歳	86.7	88.0	89.9	91.0	93.4
	４０～４４歳	85.1	87.4	89.4	90.9	93.7
	４５～４９歳	84.1	86.1	88.7	90.6	93.7
	５０～５４歳	83.1	82.0	86.0	89.5	93.9
	５５～５９歳	77.1	78.7	80.7	83.7	89.1
	６０～６４歳	60.8	65.0	66.9	68.5	74.7
	６５～６９歳	39.8	45.4	53.1	55.4	61.0

（２）就業率の推移と見通し

（労働参加が一定程度進むケース）

性・年齢	年	実績	推計			
		2017	2020	2025	2030	2040
男性	１５～１９歳	15.9	15.6	15.1	14.7	14.4
	２０～２４歳	67.4	65.8	64.4	63.6	63.5
	２５～２９歳	89.8	89.6	88.7	88.2	88.2
	３０～３４歳	92.3	92.4	91.9	91.5	91.6
	３５～３９歳	93.5	94.0	93.6	93.3	93.3
	４０～４４歳	93.8	95.1	94.0	93.3	93.4
	４５～４９歳	93.5	93.9	93.8	93.2	93.0
	５０～５４歳	92.6	93.1	92.6	92.4	92.1
	５５～５９歳	91.0	91.4	91.1	90.6	90.7
	６０～６４歳	79.1	80.1	79.0	78.4	78.5
	６５～６９歳	54.8	57.7	56.8	56.1	56.1
女性	１５～１９歳	16.4	16.4	16.2	16.1	16.1
	２０～２４歳	68.8	69.5	68.2	67.4	67.2
	２５～２９歳	78.9	81.1	80.8	80.4	82.2
	３０～３４歳	72.9	76.1	77.1	78.1	81.1
	３５～３９歳	71.4	76.3	79.2	81.4	86.5
	４０～４４歳	75.1	79.5	82.7	84.6	89.1
	４５～４９歳	77.5	79.6	81.4	82.8	86.1
	５０～５４歳	76.4	77.3	78.8	80.1	82.4
	５５～５９歳	70.5	74.0	73.4	73.6	76.0
	６０～６４歳	53.6	56.2	58.9	60.7	65.7
	６５～６９歳	34.4	36.4	38.7	39.8	42.6
女性有配偶	１５～１９歳	－	33.7	33.4	33.2	33.2
	２０～２４歳	59.1	59.3	58.6	58.2	58.3
	２５～２９歳	62.9	68.6	67.9	68.2	73.8
	３０～３４歳	63.6	67.1	68.7	70.3	74.7
	３５～３９歳	65.3	70.6	74.1	77.0	83.6
	４０～４４歳	71.4	76.1	79.7	82.1	87.5
	４５～４９歳	75.2	76.7	78.2	79.2	82.7
	５０～５４歳	74.1	75.3	75.6	75.8	77.1
	５５～５９歳	68.6	72.2	70.4	69.1	70.0
	６０～６４歳	51.5	53.1	55.9	57.8	61.8
	６５～６９歳	32.4	32.8	32.7	32.6	32.7
女性無配偶他	１５～１９歳	16.3	16.3	16.1	16.0	16.1
	２０～２４歳	69.5	70.5	69.1	68.2	68.1
	２５～２９歳	87.8	87.4	87.2	86.5	86.4
	３０～３４歳	87.7	88.8	88.6	88.8	89.8
	３５～３９歳	86.7	88.0	89.3	89.9	92.0
	４０～４４歳	85.1	87.4	89.0	89.9	92.4
	４５～４９歳	84.1	86.2	88.6	90.1	92.8
	５０～５４歳	83.1	81.9	85.7	89.2	93.1
	５５～５９歳	77.1	78.7	80.0	82.9	87.8
	６０～６４歳	60.8	65.0	66.2	66.9	73.0
	６５～６９歳	39.8	45.3	52.9	54.6	59.3

（２）就業率の推移と見通し

（労働参加が進まないケース）

性・年齢	年	実績	推計			
		2017	2020	2025	2030	2040
男性	１５～１９歳	15.9	15.7	15.0	14.8	15.1
	２０～２４歳	67.4	67.2	64.9	64.3	65.1
	２５～２９歳	89.8	89.3	87.5	87.0	87.6
	３０～３４歳	92.3	92.3	91.0	90.7	91.1
	３５～３９歳	93.5	93.8	92.6	92.2	92.7
	４０～４４歳	93.8	93.9	92.7	92.3	92.8
	４５～４９歳	93.5	93.6	92.5	92.2	92.6
	５０～５４歳	92.6	93.1	91.9	91.5	92.0
	５５～５９歳	91.0	91.2	89.8	89.4	89.9
	６０～６４歳	79.1	79.2	77.3	76.7	77.5
	６５～６９歳	54.8	55.3	54.9	54.8	55.0
女性	１５～１９歳	16.4	16.4	16.0	15.9	16.0
	２０～２４歳	68.8	68.8	67.1	66.6	67.2
	２５～２９歳	78.9	79.3	78.2	77.9	78.3
	３０～３４歳	72.9	73.5	72.5	72.2	72.6
	３５～３９歳	71.4	72.1	71.2	71.1	71.5
	４０～４４歳	75.1	75.7	74.5	74.2	74.8
	４５～４９歳	77.5	77.9	77.2	77.0	77.4
	５０～５４歳	76.4	77.0	76.5	76.3	76.7
	５５～５９歳	70.5	71.2	70.9	70.9	71.2
	６０～６４歳	53.6	54.2	54.0	54.1	54.5
	６５～６９歳	34.4	34.9	34.8	34.9	35.3
女性有配偶	１５～１９歳	－	33.7	32.9	32.7	33.0
	２０～２４歳	59.1	59.2	57.7	57.3	57.8
	２５～２９歳	62.9	62.7	61.9	61.6	61.9
	３０～３４歳	63.6	63.5	62.5	62.2	62.6
	３５～３９歳	65.3	65.1	64.2	63.9	64.2
	４０～４４歳	71.4	71.5	70.2	69.9	70.4
	４５～４９歳	75.2	75.2	74.4	74.2	74.5
	５０～５４歳	74.1	74.4	73.6	73.4	73.7
	５５～５９歳	68.6	68.9	68.3	68.1	68.4
	６０～６４歳	51.5	51.8	51.2	51.1	51.3
	６５～６９歳	32.4	32.8	32.6	32.5	32.6
女性無配偶他	１５～１９歳	16.3	16.3	15.9	15.8	15.9
	２０～２４歳	69.5	69.7	67.9	67.5	68.1
	２５～２９歳	87.8	87.6	86.4	86.1	86.5
	３０～３４歳	87.7	87.5	86.2	85.8	86.3
	３５～３９歳	86.7	86.4	85.2	84.9	85.3
	４０～４４歳	85.1	85.2	83.8	83.4	83.9
	４５～４９歳	84.1	84.1	83.2	83.0	83.3
	５０～５４歳	83.1	83.4	82.5	82.3	82.6
	５５～５９歳	77.1	77.4	76.7	76.6	76.8
	６０～６４歳	60.8	61.1	60.4	60.3	60.5
	６５～６９歳	39.8	40.2	40.0	39.9	40.0

第３－５－９図　労働力率の推移と見通し（労働参加が進むケース）

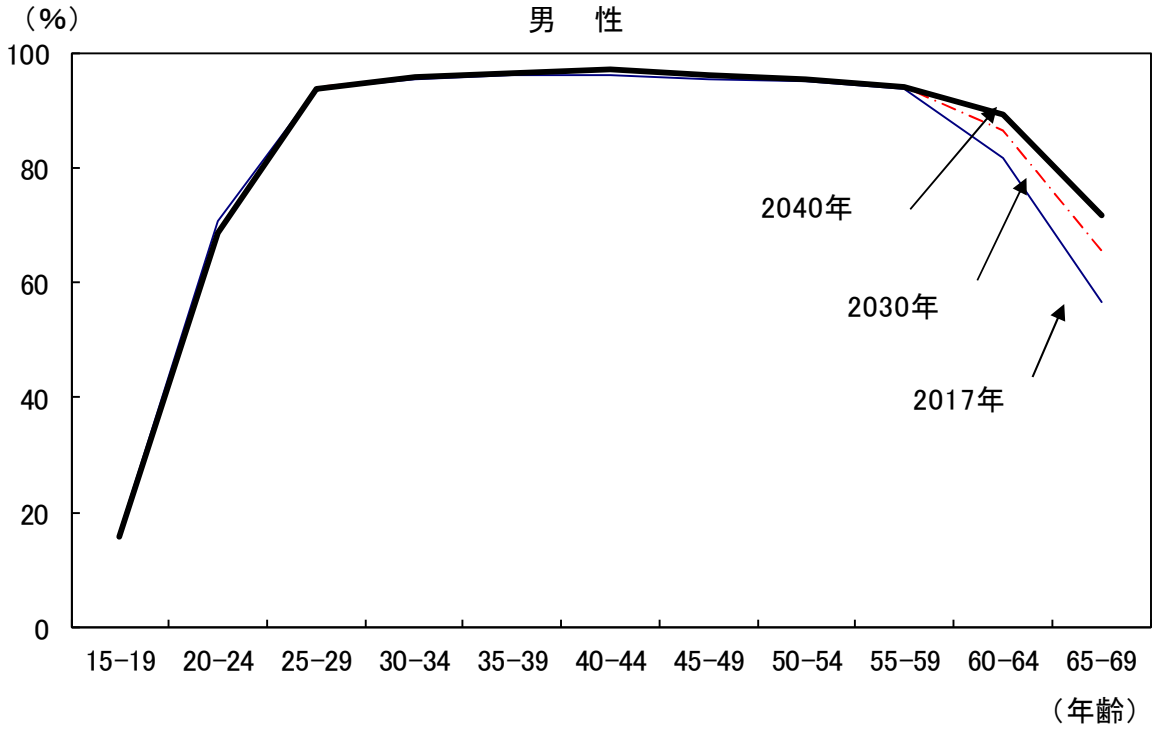

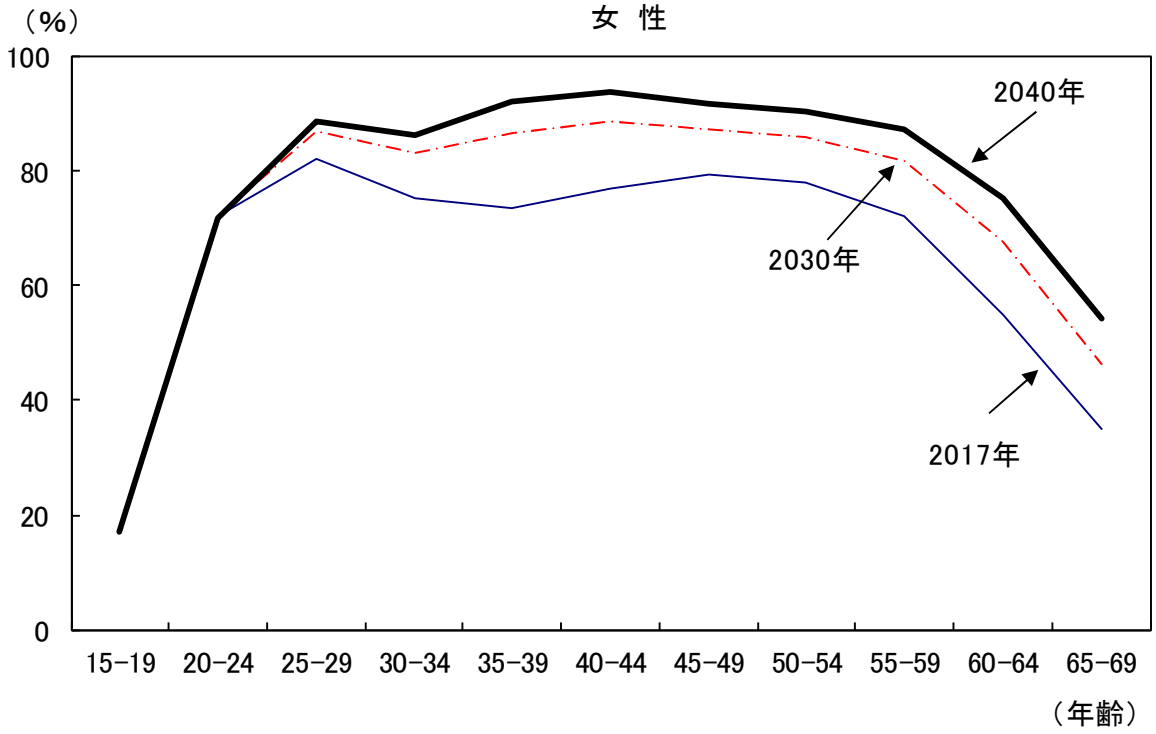

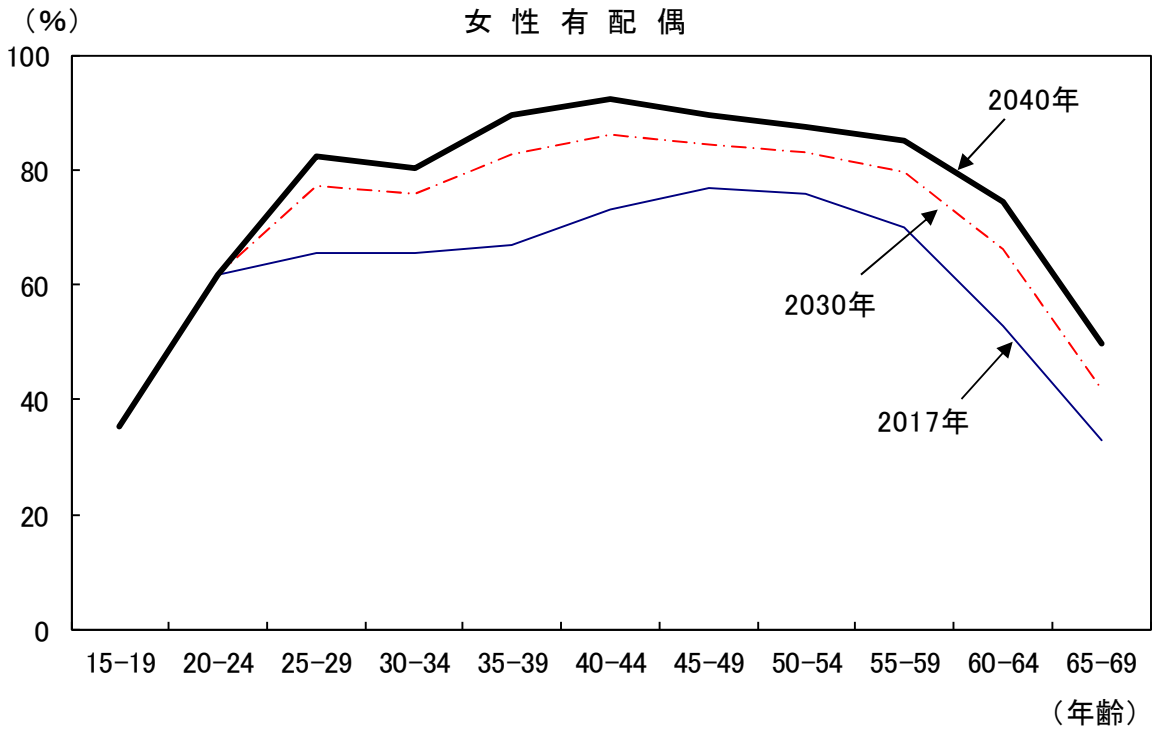
女 性 有 配 偶
（%）
100
80
60
40
20
0
2040年
2030年
2017年
15-19
20-24
25-29
30-34
35-39
40-44
45-49
50-54
55-59
60-64
65-69
（年齢）

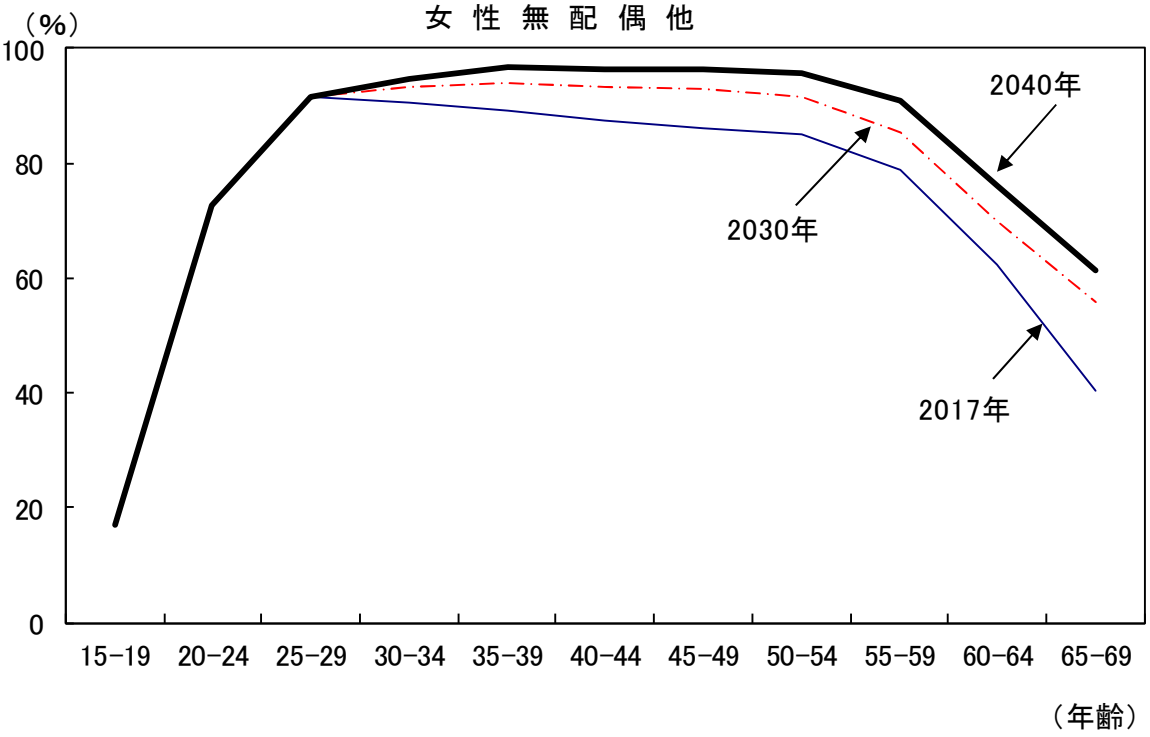
女 性 無 配 偶 他
（%）
100
80
60
40
20
0
2040年
2030年
2017年
15-19
20-24
25-29
30-34
35-39
40-44
45-49
50-54
55-59
60-64
65-69
（年齢）

第３－５－10図　就業率の推移と見通し（労働参加が進むケース）

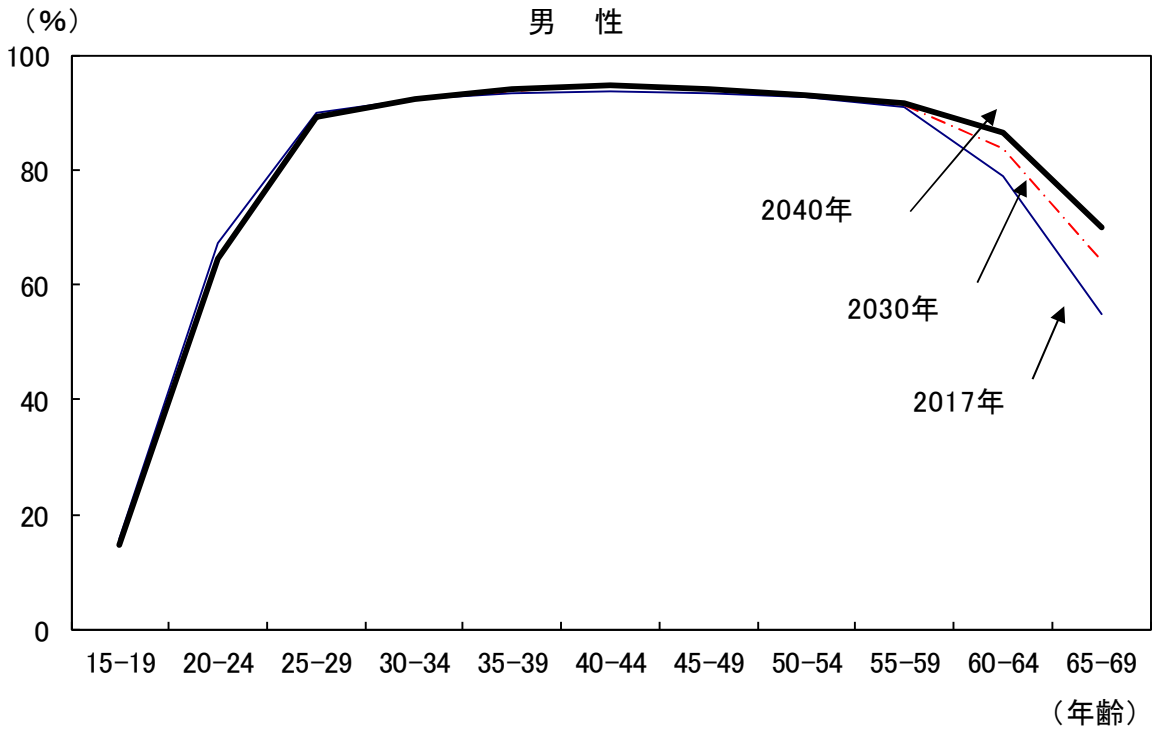

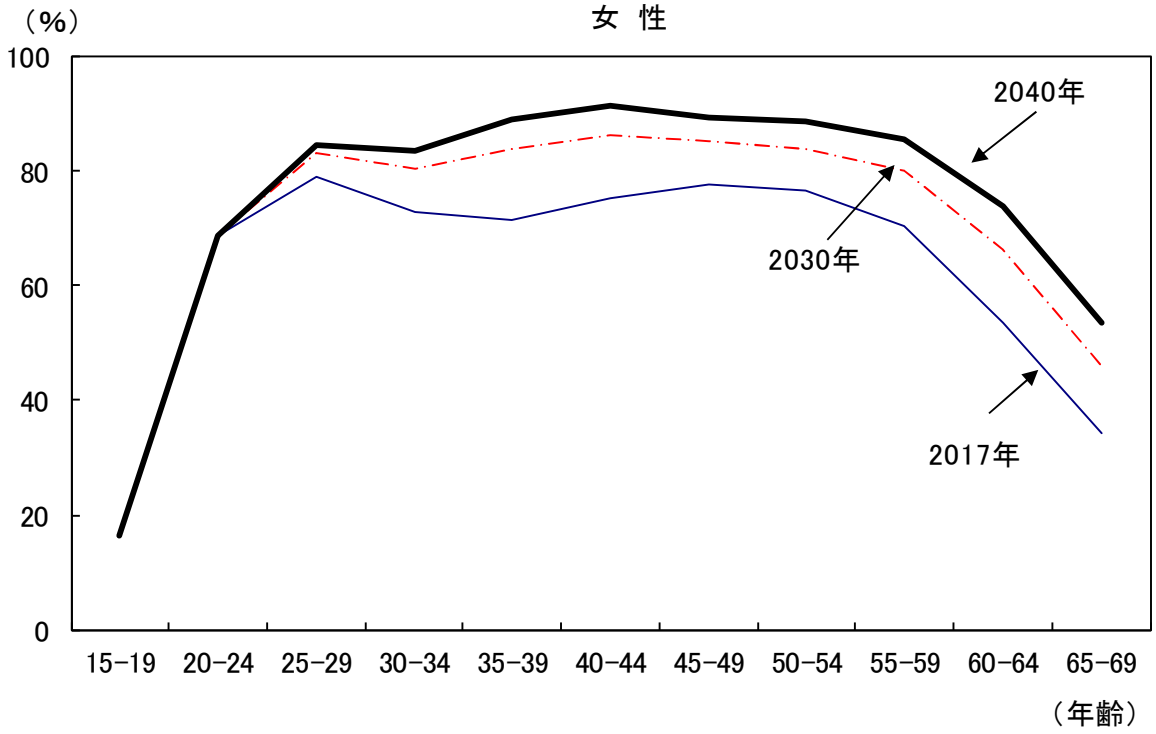

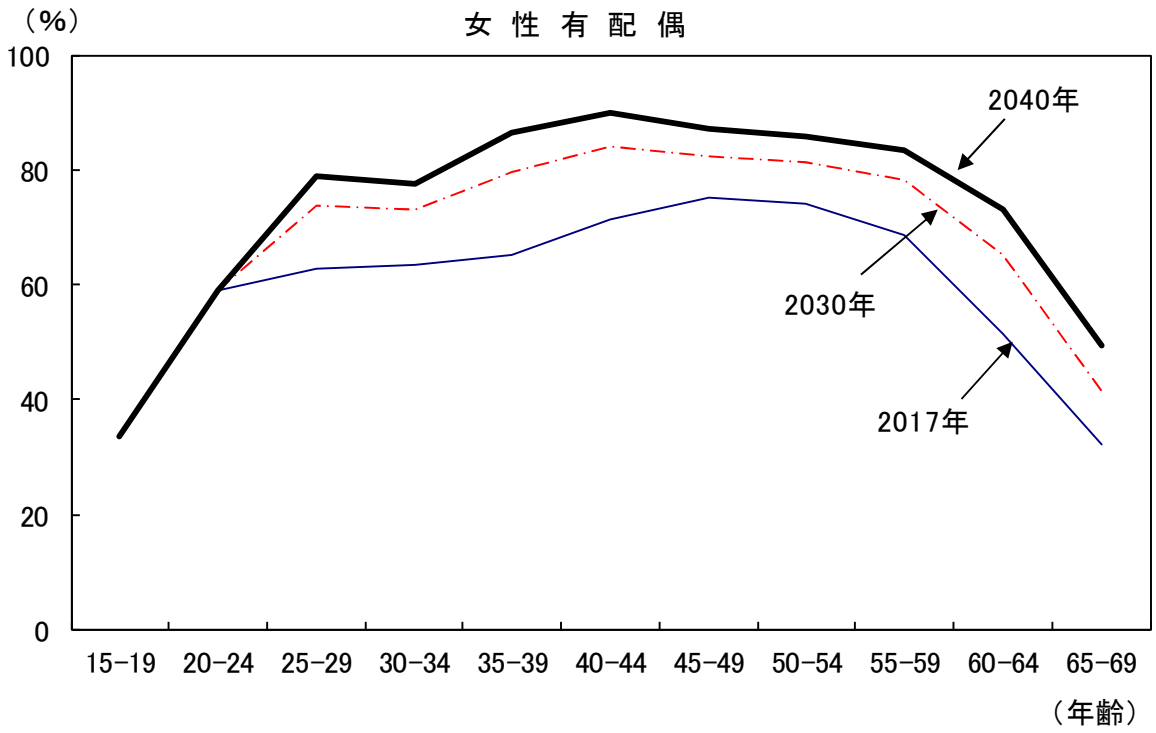
女 性 有 配 偶
（%）
100
80
60
40
20
0
2040年
2030年
2017年
15-19
20-24
25-29
30-34
35-39
40-44
45-49
50-54
55-59
60-64
65-69
（年齢）

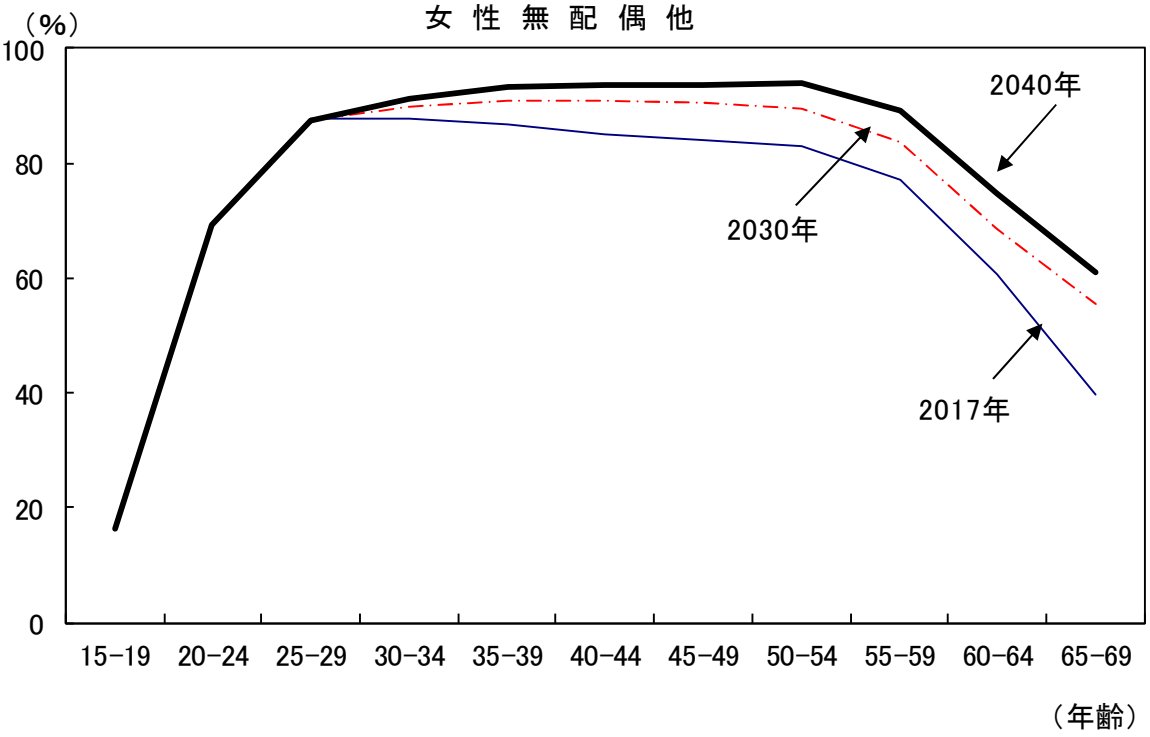
女 性 無 配 偶 他
（%）
100
80
60
40
20
0
2040年
2030年
2017年
15-19
20-24
25-29
30-34
35-39
40-44
45-49
50-54
55-59
60-64
65-69
（年齢）

３．厚生年金被保険者数及び労働投入量の推計

長期の経済前提を設定する際に用いられたマクロ経済に関する試算では、パラメータの１つである労働投入量として総労働時間（マンアワーベース）が採用されたことを前節で述べている。

また、公的年金被保険者数、特に厚生年金被保険者数については、労働投入量の具体的な推計と密接な関係にあり、前項までに詳述した、将来推計人口、配偶関係別人口及び労働力需給の推計を用いることから、本節ではそれらの具体的な推計手法について解説する。

推計手順をフローチャートとして示したものが第３－５－11 図である。この流れに沿って解説する。

第３－５－11 図　厚生年金被保険者数及び労働投入量の推計手順

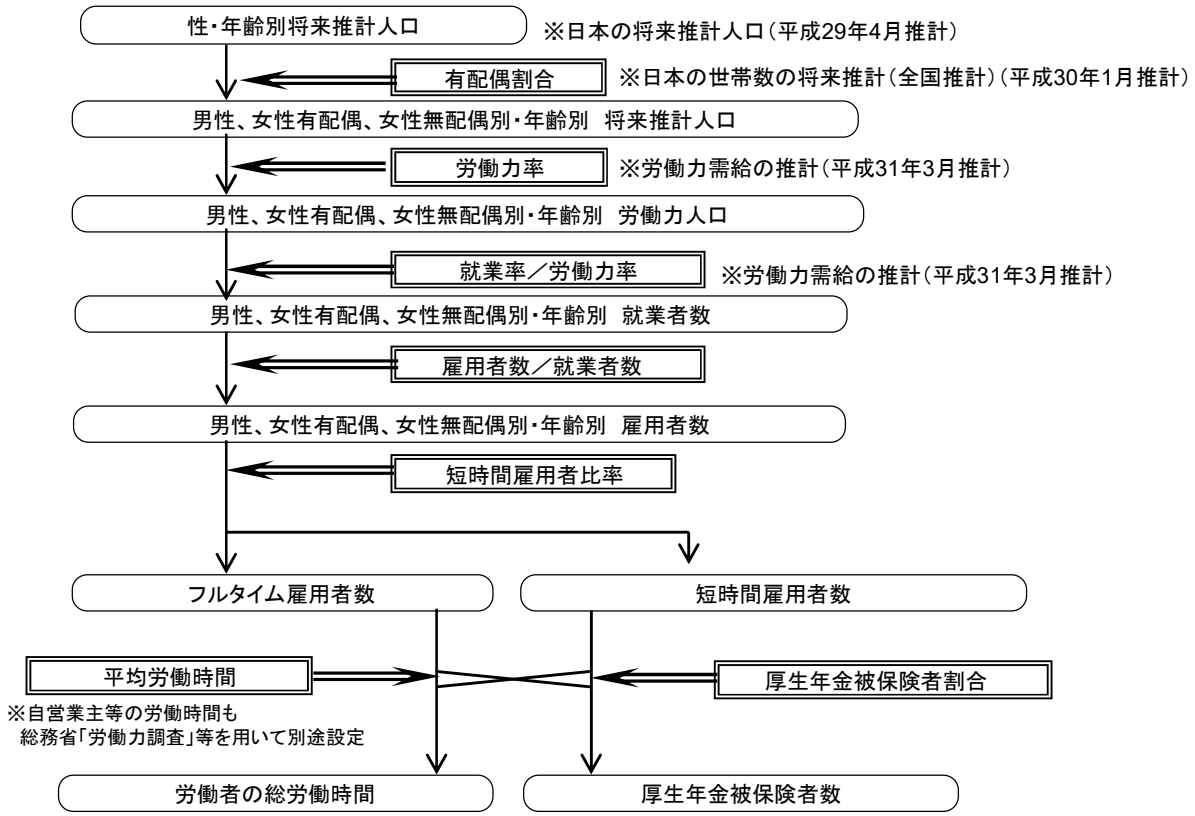

（１）人口の設定

推計の基礎となる人口については、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」(2017(平成 29)年推計）が用いられている。また、女性有配偶、女性無配偶の人口を「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」(2018(平成 30)年１月推計）における女性人口に占める有配偶者の割合を用いて以下のとおり算出している。

女性有配偶人口の将来推計
＝ 将来推計人口の女性人口 × 女性人口に占める有配偶者の割合
女性無配偶人口の将来推計
＝ 将来推計人口の女性人口 － 女性有配偶人口

（２）労働力人口及び就業者数

人口に占める労働力人口や就業者数の割合である労働力率や就業率については、独立行政法人労働政策研究・研修機構による「労働力需給の推計」（2019(平成 31)年３月）が用いられている。これらを用いて、労働力人口及び就業者数について、それぞれ男性、女性有配偶、女性無配偶別かつ年齢別に以下のとおり算出している。

労働力人口の将来推計 ＝ 将来推計人口 × 労働力率の将来推計
就業者数の将来推計 ＝ 労働力人口の将来推計
×（ 就業率の将来推計／労働力率の将来推計 ）

（３）雇用者数の設定

次に、就業者に占める雇用者の割合を設定し、就業者数に乗じることにより雇用者数を算出している。

雇用者数の将来推計 ＝ 就業者数の将来推計
× 就業者に占める雇用者の割合の将来推計

就業者に占める雇用者の割合（以下、「雇用者比率」という。）を設定するにあたって、過去実績の推移をみると、男性、女性ともに上昇傾向にあるが、足下（2017(平成 29)年）で男性は 87.9%、女性は 90.6%の水準まで高まっており、今後、頭打ち傾向に転ずるものと考えられる（第３－５－15 図を参照)。

また、これを年齢階級別にみたものが第３－５－12 図である。男性は、年

齢が高くなると割合が低下する傾向にあるものの、長期的にみれば一様に上昇している様子がみられる。女性については、20 歳代前半までの若年層の割合は 30 年前から既に高水準にあり、20 歳代後半から 60 歳代にかけてはどの階級においても顕著な上昇傾向が見られる。

第３－５－12 図　年齢階級別にみた雇用者比率の推移

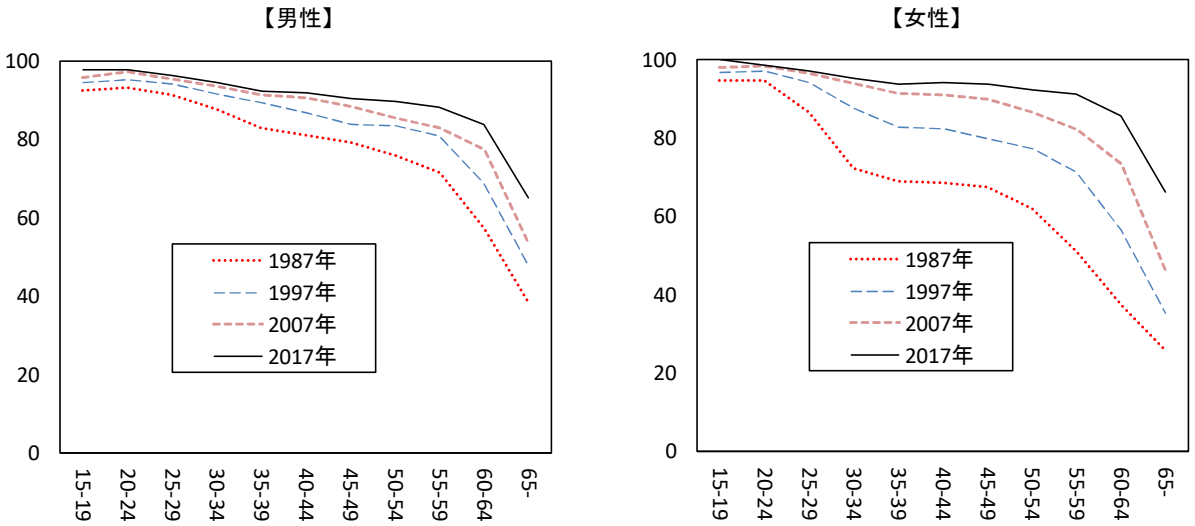

以上の状況を踏まえつつ、将来の雇用者比率は 2014(平成 26)年財政検証と同様の方法を用いて設定することとされた。設定方法のイメージを第３－５－13 図に示している。若い世代における年齢ともに生じる雇用者比率の低下度合について、それよりも年上の世代における度合と同じであるとして若い世代における雇用者比率を延長推計するものである。具体的には、2017(平成 29)年の実績値を足元にして、以下の計算式に基づいて算出した。

$$E_x^t = E_{x-1}^{t-1} \times \frac{1}{5}\sum_{i=1}^{5}\left(\frac{E_x^{t-i}}{E_{x-1}^{t-1-i}}\right)$$

（Ｅ：就業者に対する雇用者の割合
ｘ：年齢、ｔ：年）

また、労働参加が進むケース及び労働参加が一定程度進むケースのように、就業率が上昇する場合の 60 歳以上の男性については、就業率が現在の水準よりも高まる分、雇用者比率が高まることを仮定している。

第３－５－13 図　雇用者比率の設定方法（イメージ）

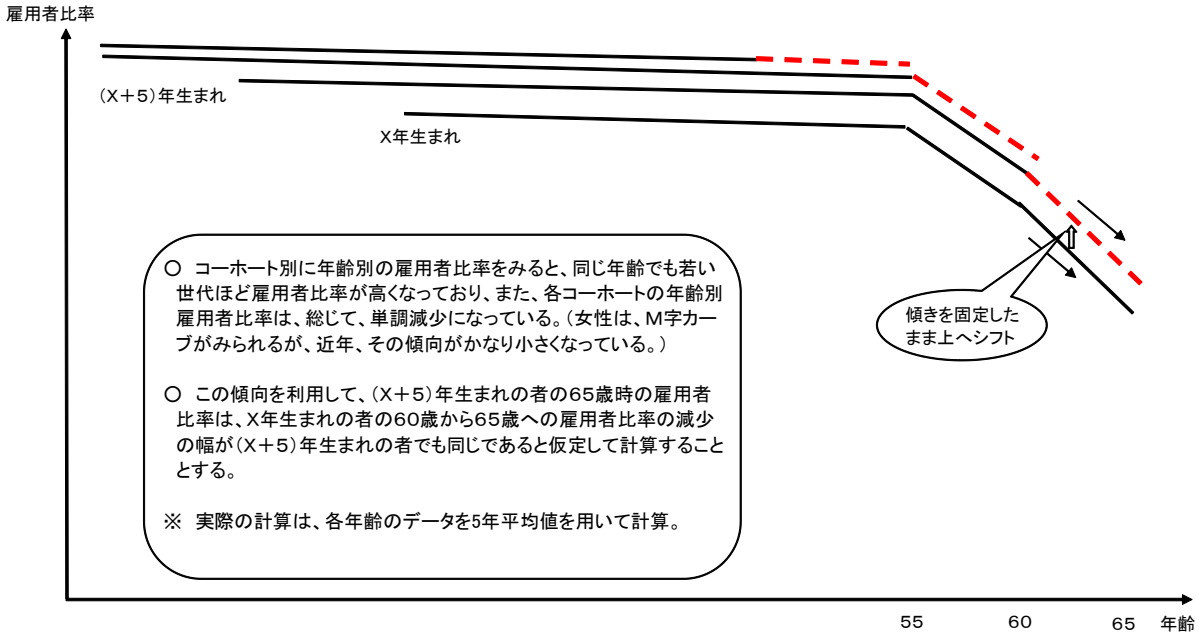

このような方法によるコーホート別の雇用者比率を示したものが第３－５－14 図であり、これに基づく男女別の雇用者比率は第３－５－15 図のとおりとなっている。

以上のように推計した就業者数、雇用者数は第３－５－16 表のとおりである。

第３－５－14 図　コーホート別にみた雇用者比率

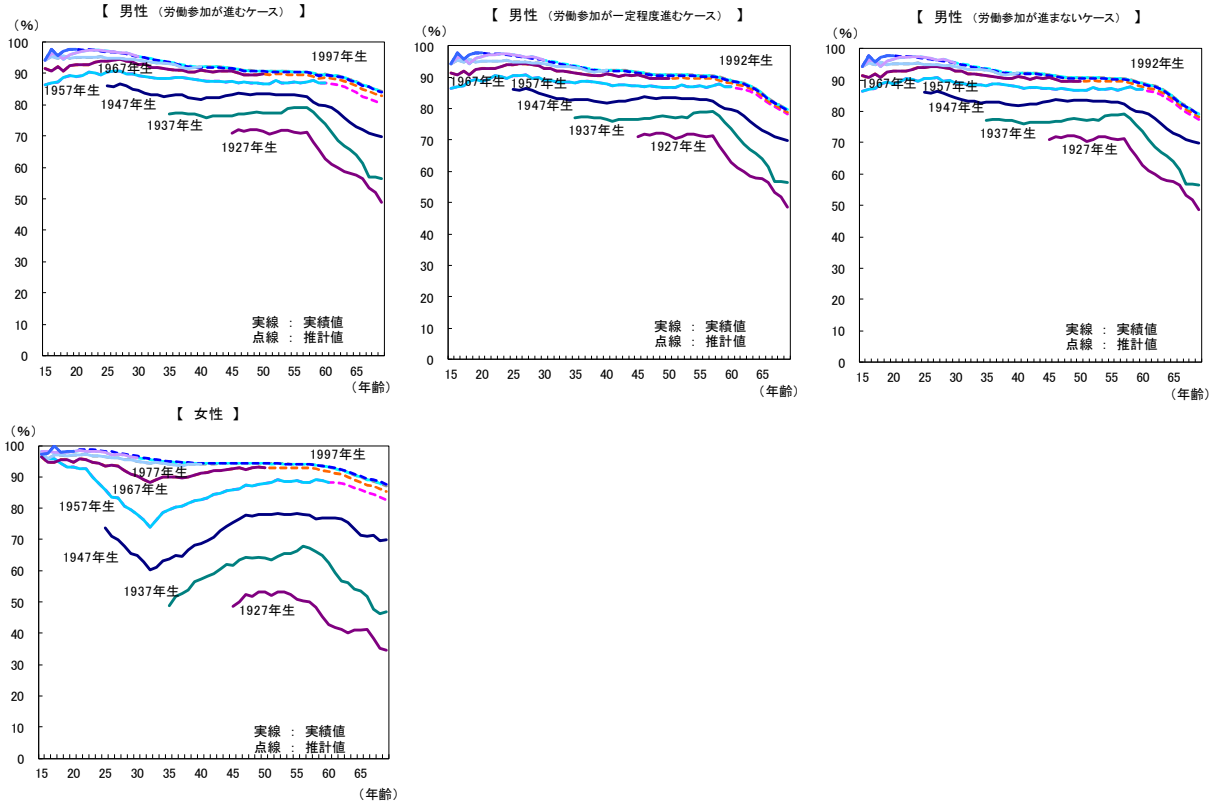

第３－５－15 図　雇用者比率の推移と見通し

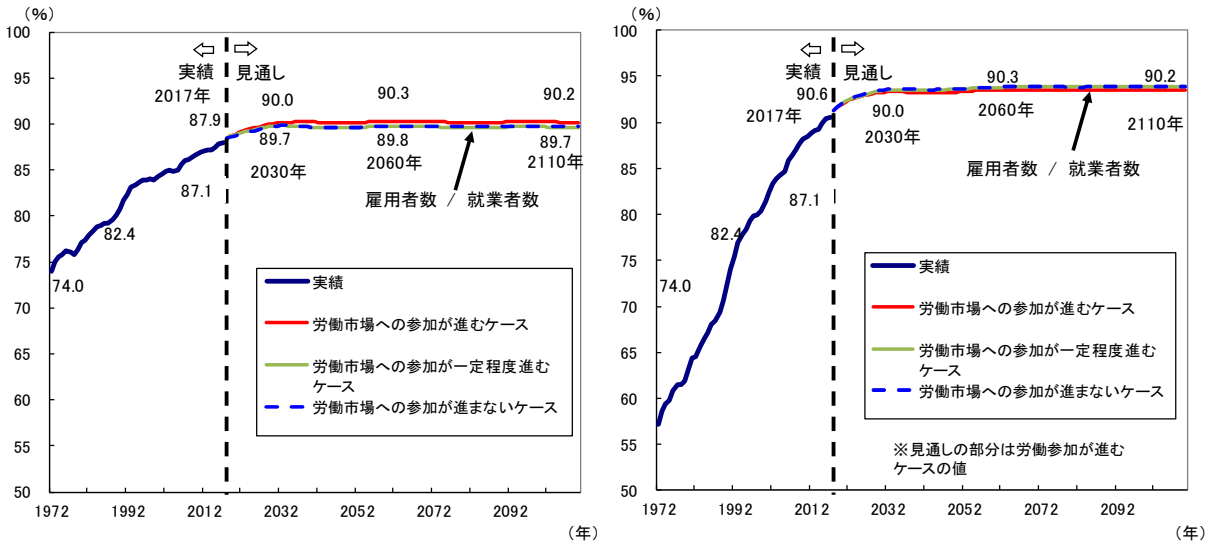

第３－５－16表　就業者数、雇用者数の見通し（70歳未満）

（労働参加が進むケース）　　（万人）

		男女計	（再掲）65歳以上	男性	（再掲）65歳以上	女性	（再掲）65歳以上
就業者数	2019年	6,142	408	3,394	243	2,748	165
	2020年	6,135	397	3,374	237	2,761	160
	2021年	6,106	385	3,347	228	2,759	157
	2022年	6,081	374	3,322	220	2,758	154
	2023年	6,058	370	3,300	216	2,758	153
	2024年	6,037	373	3,279	217	2,758	156
	2025年	6,015	374	3,258	216	2,757	158
	2030年	5,884	415	3,157	237	2,727	178
	2040年	5,441	564	2,867	315	2,574	250
	2050年	4,725	424	2,492	236	2,233	188
	2060年	4,265	359	2,252	202	2,013	156
	2070年	3,834	340	2,025	191	1,809	149
	2080年	3,422	306	1,808	172	1,614	134
	2090年	3,062	265	1,617	149	1,445	116
	2100年	2,752	245	1,454	138	1,298	107
	2110年	2,457	221	1,298	124	1,159	96
	2115年	2,322	207	1,227	117	1,095	90
雇用者数	2019年	5,633	315	3,071	185	2,562	130
	2020年	5,641	312	3,059	183	2,582	129
	2021年	5,626	308	3,040	179	2,586	128
	2022年	5,611	303	3,022	176	2,589	128
	2023年	5,596	304	3,005	175	2,591	129
	2024年	5,582	309	2,989	176	2,594	132
	2025年	5,566	312	2,971	177	2,594	135
	2030年	5,452	352	2,883	198	2,569	155
	2040年	5,043	490	2,620	268	2,423	222
	2050年	4,386	369	2,282	202	2,104	167
	2060年	3,961	312	2,062	173	1,899	139
	2070年	3,560	297	1,853	164	1,707	133
	2080年	3,177	266	1,654	147	1,523	119
	2090年	2,843	231	1,480	128	1,363	103
	2100年	2,556	213	1,331	118	1,225	95
	2110年	2,281	192	1,188	106	1,093	86
	2115年	2,156	180	1,123	100	1,033	81

（労働参加が一定程度進むケース）　　（万人）

		男女計	（再掲）65歳以上	男性	（再掲）65歳以上	女性	（再掲）65歳以上
就業者数	2019年	6,114	400	3,387	240	2,727	161
	2020年	6,093	386	3,362	231	2,731	155
	2021年	6,047	370	3,328	220	2,718	150
	2022年	6,004	355	3,297	210	2,707	145
	2023年	5,964	348	3,268	205	2,695	143
	2024年	5,925	347	3,241	203	2,685	144
	2025年	5,886	344	3,213	200	2,673	144
	2030年	5,676	362	3,079	207	2,597	154
	2040年	5,146	451	2,748	252	2,398	198
	2050年	4,487	339	2,398	189	2,090	150
	2060年	4,054	288	2,167	162	1,886	125
	2070年	3,641	273	1,947	153	1,694	120
	2080年	3,250	245	1,738	138	1,512	108
	2090年	2,909	213	1,556	120	1,353	93
	2100年	2,614	197	1,398	111	1,215	86
	2110年	2,333	177	1,248	100	1,085	77
	2115年	2,205	166	1,180	93	1,026	73
雇用者数	2019年	5,607	308	3,063	181	2,544	127
	2020年	5,603	302	3,047	178	2,555	124
	2021年	5,572	294	3,022	172	2,549	123
	2022年	5,540	286	2,998	166	2,543	121
	2023年	5,509	284	2,974	163	2,535	121
	2024年	5,478	285	2,951	162	2,527	123
	2025年	5,445	285	2,927	161	2,518	124
	2030年	5,257	303	2,807	168	2,450	135
	2040年	4,767	384	2,502	206	2,264	178
	2050年	4,164	290	2,189	155	1,975	135
	2060年	3,763	246	1,979	133	1,785	113
	2070年	3,379	234	1,777	126	1,603	108
	2080年	3,016	210	1,586	113	1,430	97
	2090年	2,701	182	1,420	98	1,281	84
	2100年	2,426	169	1,276	91	1,150	78
	2110年	2,166	152	1,139	82	1,026	70
	2115年	2,047	142	1,076	77	970	66

（労働参加が進まないケース）　　（万人）

		男女計	（再掲）65歳以上	男性	（再掲）65歳以上	女性	（再掲）65歳以上
就業者数	2019年	6,047	389	3,374	233	2,672	156
	2020年	5,995	370	3,345	222	2,651	148
	2021年	5,929	353	3,306	212	2,623	142
	2022年	5,867	338	3,271	202	2,596	135
	2023年	5,807	329	3,237	197	2,570	132
	2024年	5,750	327	3,204	196	2,545	131
	2025年	5,691	323	3,171	193	2,519	129
	2030年	5,453	338	3,043	203	2,409	136
	2040年	4,872	412	2,733	247	2,139	165
	2050年	4,252	309	2,386	186	1,866	124
	2060年	3,842	262	2,157	159	1,685	103
	2070年	3,449	249	1,937	150	1,512	98
	2080年	3,078	223	1,729	135	1,348	88
	2090年	2,757	194	1,548	117	1,208	76
	2100年	2,476	179	1,391	108	1,085	71
	2110年	2,210	161	1,242	98	968	63
	2115年	2,089	151	1,174	92	915	60
雇用者数	2019年	5,544	297	3,051	174	2,493	123
	2020年	5,511	287	3,031	168	2,480	119
	2021年	5,461	278	3,001	163	2,460	116
	2022年	5,412	270	2,972	158	2,439	112
	2023年	5,362	266	2,944	155	2,418	110
	2024年	5,313	266	2,917	155	2,397	111
	2025年	5,262	264	2,888	154	2,374	110
	2030年	5,048	281	2,773	164	2,274	117
	2040年	4,509	347	2,489	201	2,020	146
	2050年	3,942	261	2,178	152	1,764	110
	2060年	3,564	222	1,969	130	1,595	92
	2070年	3,198	210	1,767	123	1,431	87
	2080年	2,854	189	1,578	110	1,276	79
	2090年	2,557	164	1,413	96	1,144	68
	2100年	2,296	151	1,269	89	1,027	63
	2110年	2,049	136	1,133	80	916	57
	2115年	1,937	128	1,071	75	866	53

（４）短時間雇用者割合及び平均労働時間の設定

労働投入量や厚生年金被保険者数を推計する上で、雇用者に占める短時間労働者の割合が上昇している傾向を織り込むことが適切であると考えられる。そこで、雇用者を正規の職員や週間就業時間が 35 時間以上である「フルタイム雇用者」とそれ以外（35 時間未満）の「短時間雇用者」に分けて推計を行った。

「労働力需給の推計」においては、雇用者に占める短時間雇用者の割合及び平均労働時間に関する前提が置かれており、それを示したものが第３－５－17 表である。

第３－５－17 表　労働力需給の推計に用いられた短時間雇用者比率と平均労働時間の前提

		労働参加が進むケース	労働参加が一定程度進むケース 労働参加が進まないケース
短時間雇用者比率		短時間雇用者比率をロジスティック曲線により延長。2017年時点で27.9%、2040年時点で42.7%。	2017年の短時間雇用者比率27.9%で一定
平均労働時間	フルタイム	2017年の月間178時間から2020年175.6時間、2030年に172.1時間になるように減少 （2030年以降は将来一定）	2017年の月間178時間で一定
	短時間雇用者	2017年の月間85.3時間から2030年に108.5時間になるように増加	2017年の月間85.3時間で一定

（注）ここでの短時間雇用者とは、週就業時間が35時間未満の者をいう。

足下の短時間雇用者比率及び平均労働時間については、2017(平成 29)年の労働力調査を基礎データとして、性、年齢別の短時間雇用者比率（第３－５－18 表）を設定し、さらに、フルタイム雇用者、短時間雇用者それぞれの平均労働時間を設定した。

将来の性、年齢別の短時間雇用者比率及び平均労働時間については、第３－５－17 表の将来の前提の変化を考慮して設定し、2040(令和 22)年以降については一定としている。なお、短時間雇用者については、設定した将来の平均労働時間を考慮して、将来の各年次における労働時間分布を設定した。すなわち、労働参加が進むケースでは第３－５－19 図の実線から点線に推移するように設定し、労働参加が一定程度進むケース及び進まないケースでは第３－５－19 図における実線（2017(平成 29)年）で将来にわたり一定となるように設定した。

労働参加が進むケースにおける短時間雇用者比率の上昇は、就業率が上昇する男性の 60 歳以上、女性の全年齢を対象として変化させている。

第３－５－18 表　労働力調査による年齢階級別短時間雇用者比率
（2017(平成 29)年）

（%）

性 年齢	男性	女性
１５～１９歳	56.8	69.3
２０～２４歳	26.3	28.5
２５～２９歳	5.5	16.4
３０～３４歳	3.5	24.7
３５～３９歳	2.7	31.7
４０～４４歳	2.0	36.1
４５～４９歳	2.1	38.1
５０～５４歳	2.2	37.8
５５～５９歳	2.7	38.9
６０～６４歳	15.2	50.0
６５～　歳	33.1	53.7

（注１）総務省「労働力調査」（2017年）の特別集計により作成。
（注２）就業者（休業者を除く）のうち正規の職員以外で
　　週間就業時間が35時間未満である者の割合である。

第３－５－19 図　短時間雇用者の平均労働時間と労働時間分布

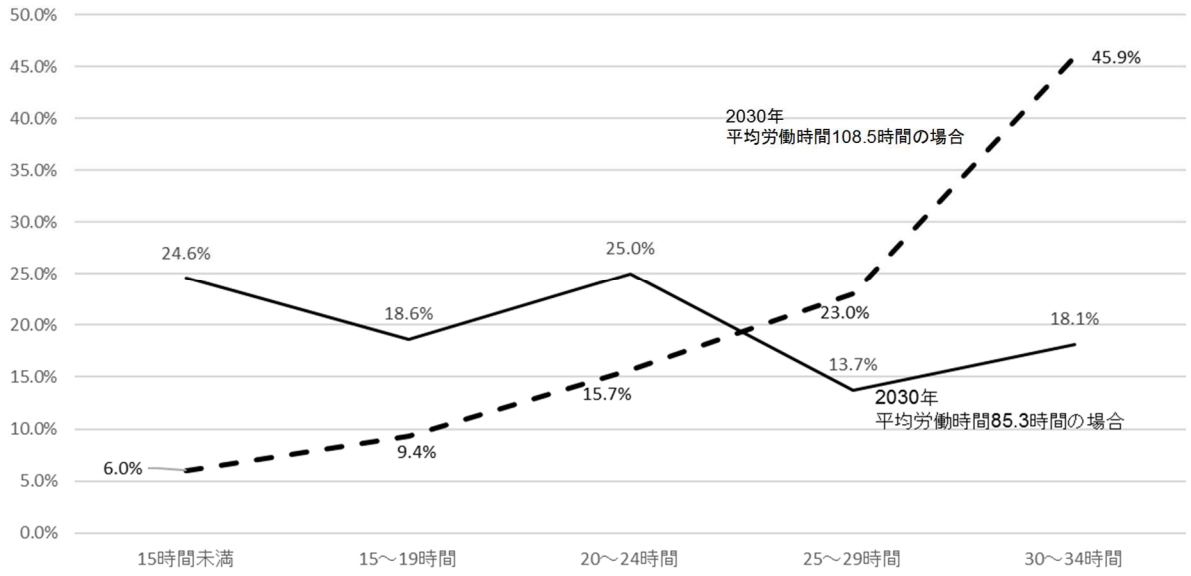

また、就業者のうち雇用者でない者の平均労働時間については、労働力調査における自営業主と家族従業者の平均就業時間を加重平均したもの（2017(平成 29)年で月 149 時間）に基づいて設定している。

（５）厚生年金被保険者数の推計

前項までの手順で推計されるフルタイム雇用者、短時間雇用者それぞれについて、雇用者に占める厚生年金被保険者の割合（以下、「厚生年金被保険者割合」という。）を設定して乗じることにより将来の厚生年金被保険者数を推計している。

すなわち、男性、女性有配偶、女性無配偶別及び年齢別に次式で計算している。

厚生年金被保険者数
＝ ｛ フルタイム雇用者数×厚生年金被保険者割合（フルタイム）
＋ 短時間雇用者数×厚生年金被保険者割合（短時間）｝× 調整率

ここでの厚生年金被保険者とは、第１号～第４号厚生年金被保険者を含んだものであり、また、2016(平成 28)年 10 月に施行された年金機能強化法等による短時間労働者に対する適用拡大により適用となった短時間被保険者も含んだものである。

ここで、厚生年金被保険者割合は性、年齢にはよらずに設定しており、第３－５－20 表に示す「平成 28 年公的年金加入状況等調査」の特別集計結果をもとに設定している。

第３－５－20 表　労働時間別にみた雇用者に占める厚生年金被保険者の割合

（%）

週実労働時間	20時間未満	20～24時間	25～29時間	30～34時間	35時間以上・フルタイム	正規の職員
厚生年金被保険者割合	12.7	15.3	38.7	68.4	76.4	92.4

（出典）厚生労働省「平成28年公的年金加入状況等調査」の特別集計結果

なお、厚生年金被保険者数の算出にあたっては、足下の厚生年金被保険者数が実績値と一致するようにするために調整率を乗じている。また、第２号厚生年金被保険者～第４号厚生年金被保険者（共済組合の被保険者）は、すべてフルタイム雇用者であるものとみなして推計を行っている。

（６）労働投入量（マンアワーベース）の推計

ここまでの手順で推計される労働投入量（マンアワーベース）である総労働時間の推移は第３－５－21 図に示すとおりである。男女計で 2017(平成 29)年度には 1,240 億時間程度であるものが、人口の減少に伴い、2060(令和 42)年度には労働参加が進むケースで 860 億時間程度、労働参加が一定程度進む

ケースで 830 億時間程度、労働参加が進まないケースで 780 億時間程度との見通しとなっている。

第３－５－21 図　総労働時間（マンアワー）の推移



４．公的年金被保険者数の将来推計の方法

前項では厚生年金被保険者数の将来推計について示したが、公的年金全体としての被保険者数の将来推計の手順について示したものが、第３－５－22 図である。

第３－５－22 図　公的年金被保険者数の将来推計の方法

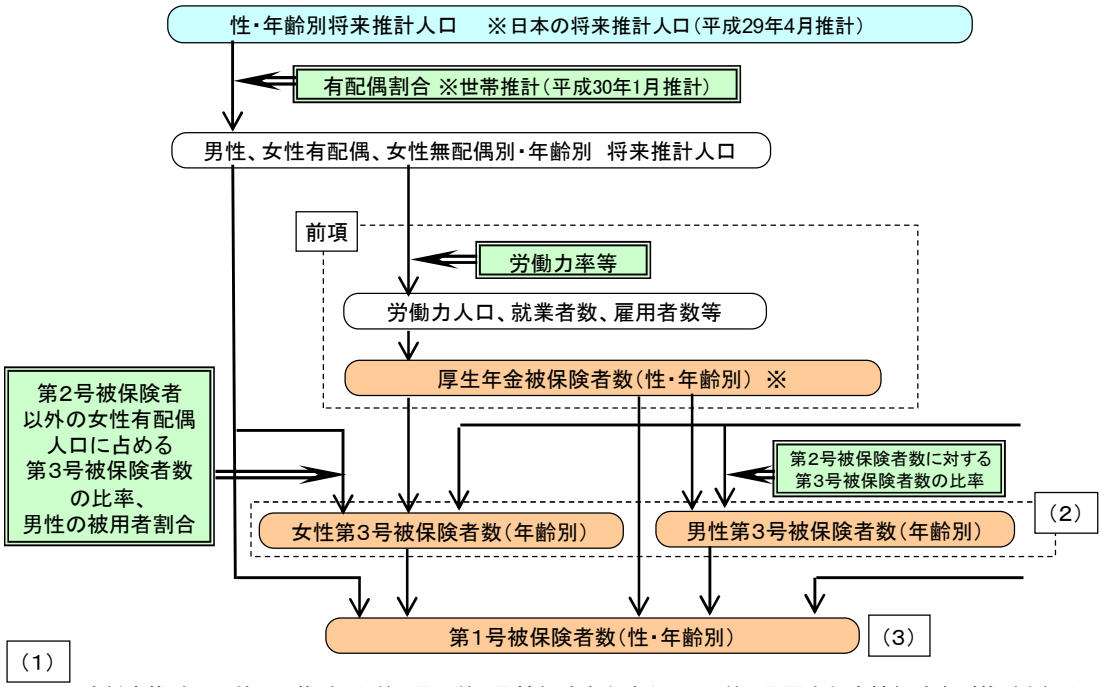

※別途将来推計人口等から推計した第2号～第4号被保険者を除くことで、第1号厚生年金被保険者が推計される。

（１）第１号～第４号厚生年金被保険者数の推計

第２号～第４号厚生年金被保険者（各共済組合等の組合員）数の推計については、それぞれの被保険者数の動向をもとに推計された被保険者数の将来見通しを用いている。

第２号厚生年金被保険者（国家公務員共済組合の組合員）数及び第３号厚生年金被保険者（地方公務員共済組合の組合員）数については、総人口に占める被保険者数の割合に着目し、この比率の実績値を将来へ投影することによって、被保険者数を推計するという考え方が採られたものとなっている。

第４号厚生年金被保険者（私立学校教職員共済の加入者数）については、学種別（小学校、中学校などの種別）の加入者数に着目して推計される。当初５年程度は過去の実績値の傾向を延長するという考え方で推計し、以後は学種別の加入者数と学齢対象人口（小学校ならば６～11 歳人口、中学校ならば 12～14 歳人口など）の比率に着目して、加入者数を推計するという考え方が採られたものとなっている。

就業者等から推計した厚生年金被保険者全体から上記のように推計された第２号～第４号厚生年金被保険者を除くことで、第１号厚生年金被保険者を推計している。

（２）第３号被保険者数の推計

女性の第３号被保険者数については、有配偶でない第３号被保険者は皆無であること及び人口や厚生年金被保険者の推計が女性については、有配偶者とそれ以外の者に分けて行われていることに着目して推計している。女性の有配偶者から厚生年金被保険者を除いたものは、第１号被保険者と第３号被保険者の合計に相当することから、実績統計から年齢別に、厚生年金被保険者を除く女性有配偶者に対する女性の第３号被保険者数の比率を作成し、この比率が男性における人口に占める厚生年金被保険者の割合の上昇に伴って高まるものとして将来の女性の第３号被保険者数を推計している。具体的には下記のとおりである。

女性第３号被保険者数（年齢別）
＝ 厚生年金被保険者を除く女性有配偶人口（推計値）
× {女性第３号被保険者数（実績統計）
／ 厚生年金被保険者を除く女性有配偶人口（実績統計)}
× 男性における人口に占める厚生年金被保険者の割合
の実績値からの変化率（推計値）

一方、男性の第３号被保険者数については、実績統計から年齢別に、女性有配偶者の第２号被保険者数に対する男性の第３号被保険者数の比率を作成し、これが将来にわたり一定であるとして将来の男性の第３号被保険者数を推計している。

（３）第１号被保険者数の推計

第１号被保険者数については、人口から厚生年金被保険者数及び第３号被保険者数の推計値を控除することにより推計している。

60 歳以上の高齢任意加入の被保険者数については、実績統計より性・年齢別に人口に対する被保険者の比率を算出し、それが将来にわたり一定であるとして推計している。

第６節　給付水準の将来見通し及び財政見通しの作成方法

財政検証においては、被保険者数の将来推計結果から、将来の厚生年金被保険者に係る報酬等の推計を行い、給付費・受給者数等の推計を行っている。ここでは、この一連の過程について解説する。

将来の給付費や受給者数を算出するためには、いくつかのステップを踏むこととなるが、以下、主に厚生年金の場合を例にしてシミュレーションの基本的な構造について解説する。

１．被保険者の区分、報酬及び保険料の推計方法

被保険者数の推計が将来推計人口の内訳として決定されていく方式を述べたが、給付費・受給者数の将来推計では、基礎数を出発点とし、基礎率を使用して、将来の制度の状態を実際に起きるかのように一年一年作り出していくシミュレーション方式をとっている。このようなシミュレーションにおいては、性・年齢・被保険者期間別等に分解された要素を年次毎に作り出していく必要があり、膨大な計算量を伴うものであるが、制度の将来の姿を忠実かつ精密に予測し、年金財政の検討を行う上では欠かせないものである。

ここでは、被保険者の加入、脱退、報酬及び保険料の推計方法について解説する。

（１）被保険者の区分

被保険者数推計において、将来の各年度の性・年齢別の人数が推計されるが、この際、過去の加入歴が長い者、短い者、その年度内に加入する者、脱退する者など、様々な状態の者がいる。この状態が異なれば、将来、受給者になったときの年金額等が異なってくることから、被保険者数推計での情報以上に緻密なシミュレーションを行う必要がある。

そこで、シミュレーションでは、性・年齢・被保険者期間別に保有している前年度末の被保険者データから、基礎率を使用して、当年度末の性・年齢・被保険者期間別の被保険者データを作り出している。

①　前年度末から引き続き加入する者（残存者）

前年度末から引き続き加入する者は、年齢が１歳、被保険者期間が１年増え

るが、その人数は次式のとおり、前年度末の被保険者数と総脱退力により算出される。同時に、総脱退者数(a)も得られる。

$$zanzonh(x,t) = hiho(x-1,t-1) \times \exp(-u(x,0))$$
［前年度末］

$$(a) = hiho(x-1,t-1) - zanzonh(x,t)$$
［前年度末］

② 前年度末に受給待期者であり、当年度末に生存している者

前年度末から引き続き待期している者は、被保険者期間は増加しないが、年齢が１歳増えることとなる。

$$zantaiki(x,t) = taiki(x-1,t) \times (1 - q(x))$$
［前年度末］

③ 新たに加入する者（新規加入者）、加入歴はあるが前年度は加入しておらず再び加入することとなる者（再加入者）

被保険者数推計上の数値と①の残存者数との差が新規加入者または再加入者の対象となることから、これを再加入率により、新規加入者と再加入者に分解する。

$$saikanyu(x,t) = (waku(x) - \Sigma_t zanzonh(x,t)) \times sair(x) \times zantaiki(x,t) / \Sigma_t zantaiki(x,t)$$

$$shinki(x) = waku(x) - \Sigma_t zanzonh(x,t) - \Sigma_t saikanyu(x,t)$$

④ 脱退する者（脱退者）

脱退者は、(1)サラリーマンを辞めるなど、厚生年金から生存脱退する者、(2)厚生年金の加入期間中に障害状態となり障害年金受給者となる者、(3)厚生年金の加入期間中に死亡する者に分けられる。

$$(2) = \{hiho(x-1,t-1) + zanzonh(x,t)\} / 2 \times u(x,1)$$
［前年度末］

$$(3) = \{hiho(x-1,t-1) + zanzonh(x,t)\} / 2 \times u(x,2)$$
［前年度末］

$$(1) = (a) - (2) - (3)$$

まず、①、③の結果から、当年度末における被保険者 hiho(x,t)が次の算式により生成される。

t＝0 の時　$hiho(x,0) = shinki(x)$
［当年度末］

t＞0 の時　$hiho(x,t) = zanzonh(x,t) + saikanyu(x,t)$
［当年度末］

なお、Σ_{t} hiho(x,t) = waku(x) となっている。
［当年度末］

また、②、③、④の結果から、当年度末における待期者 taiki(x,t)が次の算式により生成される。

taiki(x,t) = zantaiki(x,t) - saikanyu(x,t) + (1)
［当年度末］

（注）記号等の説明

x：年齢

t：被保険者期間が t 年（ここでは「t 年以上(t＋1)年未満」を意味するものとする。）

waku(x)　：被保険者数推計における当年度末に満 x 歳である被保険者数

hiho(x,t)　：年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者数

taiki(x,t)　：年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の受給待期者数

zanzonh(x,t)　：当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者であって、前年度末から引き続き被保険者である者（残存者）の人数

zantaiki(x,t)：前年度末に被保険者期間 t 年の受給待期者であった者のうち、当年度末に満 x 歳で生存している者の人数

shinki(x)　：当年度中の新規加入者であって、当年度末に満 x 歳である者の人数

saikanyu(x,t)：当年度中の再加入者であって、当年度末に満 x 歳、被保険者期間 t 年である者の人数

u(x,0)　：x 歳の被保険者の総脱退力

u(x,1)　：x 歳の被保険者の障害年金発生力

u(x,2)　：x 歳の被保険者の死亡脱退力

sair(x)　：当年度末に満 x 歳となる当年度中加入者の再加入率（過去の加入歴がある者の割合）

q(x)　：前年度末に満 x-1 歳である受給待期者の当年度中における死亡率

（２）被保険者の報酬

財政見通しの作成上、保険料収入や受給者になったときの報酬比例部分の年金額を算定するため、被保険者の報酬についてシミュレーションが必要となる。

・男女別の賃金上昇率の算定

賃金上昇率については、男女の賃金水準の差が過去（2012～2017 年度）の傾向で 2030(令和 12)年度まで縮小（男女の差が約 10%解消）するものと仮定しており、ここではその推計方法を説明する。

○　2017≦k≦2030 の場合

$$dnhoshu(k,x,1) = dnhoshu(k-1,x,1) - waku(k,x,2) / \{waku(k,x,1) + waku(k,x,2)\} \times \alpha \times \{dnhoshu(k-1,x,1) - dnhoshu(k-1,x,2)\}$$

$$dnhoshu(k,x,2) = dnhoshu(k-1,x,2) + waku(k,x,1) / \{waku(k,x,1) + waku(k,x,2)\} \times \alpha \times \{dnhoshu(k-1,x,1) - dnhoshu(k-1,x,2)\}$$

○　k＞2030 の場合

$$dnhoshu(k,x,s) = dnhoshu(k-1,x,s)$$

また、昇給指数 shokyu(k,x,s)は次の通りとなる。

$$shokyu(k,x,s) = dnhoshu(k,x,s) / dnhoshu(2016,20,s)$$

・報酬の算定

残存者（前年度末から引き続き被保険者である者）の報酬に昇給率（定期昇給分）と賃金上昇率を適用したものと、当年度中の加入者の報酬の全平均が当年度末の 1 人あたり報酬となる。

$$hoshu(k,x,t) = \{dnhoshu(k,x,s) \times \prod_{m=2017}^{k} (1 + h(m)) \times kanyu(x,t) + hoshu(k-1,x-1,t-1) \times shokyu(k,x,s) / shokyu(k-1,x-1,s) \times (1 + h(k)) \times zanzonh(x,t)\} / hiho(x,t)$$

・報酬累計の算定

受給者になったときの報酬比例部分の年金額を算定するため、被保険者及び受給待期者の 1 人当たり報酬累計について、再評価や物価スライドをしつつ、シミュレーションを行っている。

残存者の他、当年度中加入者、当年度中生存脱退者、受給待期者についての前年度までの報酬累計に対して、まず、当年度分のスライドを行ったものを算定する。

$$(A) = \{kanyu(x,t) \times \underset{[前年度末]}{ruikeit(x-1,t)} + zanzonh(x,t) \times \underset{[前年度末]}{ruikeih(x-1,t-1)}\} \times slide(k)$$

$$(B) = \{zanzont(x,t) \times ruikeit(x-1,t) + dattai(x,t) \times ruikeih(x-1,t-1)\} \times slide(k)$$

［前年度末］　　［前年度末］

このようにして算定された額に対して、次に、被保険者の状態毎に当年度に累加されるべき報酬を加算する。

① 当年度中加入者については、加入時報酬の 1/2 分：

$$dnhoshu(k,x,s) \times \prod_{m=2017}^{k}(1 + h(m)) / 2 \times kanyu(x,t) \times htoc(k)$$

② 残存者については、前年度末の報酬に賃金上昇率を適用したものと当年度末の報酬の和半：

$$\{hoshu(k-1,x-1,t-1) \times (1 + h(k)) + hoshu(k,x,t)\} / 2 \times zanzonh(x,t) \times htoc(k)$$

③ 当年度中生存脱退者については、前年度末の報酬に賃金上昇率を適用したものの 1/2 分：

$$hoshu(k-1,x-1,t-1) \times (1 + h(k)) / 2 \times dattai(x,t) \times htoc(k)$$

当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者の報酬累計は、「(A)＋①＋②」、当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の受給待期者の報酬累計は、「(B)＋③」により算出される。

これらを被保険者数、受給待期者数でそれぞれ除すと 1 人当たり報酬累計が得られ、次年度のシミュレーションに用いる ruikeih(x,t)あるいは ruikeit(x,t)となる。

（注）記号等の説明

k：年度、　x：年齢、　s:性別

t：被保険者期間が t 年（ここでは「t 年以上(t＋1)年未満」を意味するものとする。）

waku(k,x,s)　：k 年度末における満 x 歳、性別 s である被保険者数

hoshu(k,x,t)：k 年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者の 1 人当たり報酬

ruikeih(x,t)：年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者の 1 人当たり報酬累計

ruikeit(x,t)：年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の受給待期者の 1 人当たり報酬累計

dnhoshu(k,x,s)：k 年度末における満 x 歳、性別 s である加入者（新規加入者及び再加入者）の 1 人当たり報酬（2016(平成 28)年度末基準）

kanyu(x,t)　：当年度中の加入者(新規加入者及び再加入者)であって、当年度末に満 x 歳、被保険者期間 t 年である者の人数

dattai(x,t)　：厚生年金からの生存脱退者であって、当年度末に満 x 歳、被保険者期間 t 年である者の人数

zanzonh(x,t)：当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者であって、前年度末から引き続き被保険者である者(残存者）の人数

zanzont(x,t)：当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の受給待期者であって、前年度末から引き続き受給待期者である者の人数

hiho(x,t)　：当年度末における満 x 歳、被保険者期間 t 年の被保険者数 (= kanyu(x,t) + zanzonh(x,t))

h(k)　：k 年度の賃金上昇率

slide(k)　：k 年度の年金改定率（スライド調整前）

htoc(k)　：スライド調整がないとした場合の k 年度の報酬を再評価する率

shokyu(k,x,s)：k 年度末に満 x 歳、性別 s である者の昇給指数 (2016(平成 28)年度末基準)

α　：男女間における賃金格差の 1 年あたり縮小率

（３）国民年金保険料の推計方法

財政見通しの作成上、国民年金の保険料収入を算定するため、被保険者の保険料納付についてのシミュレーションが必要となる。被保険者には全額納付対象者及び各免除区分の免除者がいるため、保険料収入の算定にあたり、全額納付者数及び免除者数の算定を行っている。また、国民年金保険料（当年度価格）の算定も必要となる。

・全額納付者数及び免除者数の算定

被保険者のシミュレーションにおいて、年度末時点での年齢別の被保険者数が推計されるが、これに納付率または各免除区分の免除率を乗じることにより、全額納付者数及び各免除区分 d の免除者数を推計している。すなわち、

Noufusha(x) = Hiho(x) × noufuritu(x)

Menjosha(d,x) = Hiho(x) × menjoritu(d,x)

である。

・国民年金保険料の算定

各年度における保険料については、第２章第４節で述べた国民年金保険料（2004(平成 16)年度価格）に、名目賃金上昇率から計算される保険料改定率を乗じることにより算定している。N 年度の保険料改定率 kaitei(N)については、保険料改定率の改定率 k_tannen を 2005(平成 17)年度から累積したものとして計算している。

$$kaitei(N) = \begin{cases} 1 & N=2004 \\ kaitei(N-1) \times k\_tannen(N) & N \geqq 2005 \end{cases}$$

ここで、

$$k\_tannen(N) = \begin{cases} 1 & N=2005 \\ CPI(N-2) & N=2006 \sim 2007 \\ CPI(N-2) \times CH(N-4) & N \geqq 2008 \end{cases}$$

である。

N 年度の保険料月額は、保険料月額（2004(平成 16)年度価格）$hokenryo_{H16}(N)$と保険料改定率によって次のように計算される。

$$hokenryo(N) = hokenryo_{H16}(N) \times kaitei(N)$$

以上を踏まえると、N 年度の保険料収入は、

$$hokenryo(N-1) \times \{Noufusha(x)_{[前年度末]} + \Sigma_d Menjosha(d,x)_{[前年度末]} \times h\_wariai(d)\}$$
$$+ 11 \times hokenryo(N) \times \{Noufusha(x) + \Sigma_d Menjosha(d,x) \times h\_wariai(d)\}$$

と算定される。なお、国民年金保険料の納付期限は翌月末であるため、前年度３月分の保険料納付は当年度４月に行われるとして計算している。

（注）記号等の説明

N：年度
x：年齢
d：免除区分（全額免除、四分の三免除、半額免除、四分の一免除）
Hiho(x)　　：年度末時点での x 歳の被保険者数
noufuritu(x)：x 歳の被保険者に対する全額納付者の割合
menjoritu(d,x)：免除区分 d における、x 歳の被保険者に対する免除者の割合

Noufusha(x) ：年度末時点での x 歳の全額納付者数
Menjosha(d,x)：年度末時点での免除区分 d における x 歳の免除者数
h_wariai(d) ：各免除区分の保険料負担割合。すなわち、全額免除については 0、四分の三免除については 1/4、半額免除については 1/2、四分の一免除については 3/4 である。
k_tannen(N) ：N 年度における保険料改定率の改定率
kaitei(N) ：N 年度における保険料改定率
$hokenryo_{H16}(N)$：N 年度の保険料月額（2004(平成 16)年度価格）
hokenryo(N) ：N 年度の保険料月額（当年度価格）
CPI(N) ：N 年の物価上昇率（N 年の消費者物価指数／(N-1)年の消費者物価指数）
CH(N) ：N-1 年度～N+1 年度の実質賃金上昇率の平均（３乗根）

２．受給者数及び給付水準を維持した場合の給付費の推計方法

（１）受給者の新規裁定

被保険者のシミュレーションにおいて、性・年齢・被保険者期間別に、被保険者や受給待期者の報酬累計が推計されていくこととなるが、被保険者が老齢年金、障害年金、遺族年金のいずれかの年金の受給者としての支給要件を満たした段階で、受給者として年金額等が算定されることとなる。

これらは、シミュレーション上、年金の種類毎に次のような新規裁定の手続きがなされることとなる。

① 老齢年金

老齢年金の場合、被保険者または年金受給待期者が支給開始年齢に到達した時点もしくは支給開始年齢到達後の退職時において、次の作業を行う。

・支給開始年齢
被保険者種別毎に、支給開始年齢に到達しているかどうかを判定する。
なお、繰上げ請求率に基づき、繰上げ年数毎に受給者数を区別する。

・被保険者期間
加給年金の支給要件である 20 年以上の判定等を行う。

・退職、在職の区別
在職者（被保険者）については、平均的な年金支給割合を乗じた分の年金額を支給する方法で計算を行う。

なお、老齢年金の受給資格要件として、国民年金の保険料未納期間を除く公的年金制度の加入期間と外国に居住していた期間等のいわゆるカラ期

間を通算して原則として 10 年を要することとされているが、制度別に行っているシミュレーションにおいては、厚生年金以外の加入期間等を通算して 10 年以上となるかどうか判定できないことや、大部分の加入者が受給資格要件を満たすものと想定されることから、被保険者期間は全て、将来の年金受給に反映されるものとして計算を行っている。

② 障害年金

厚生年金の加入期間中に障害の状態となり、障害年金受給者となる者については、次の作業を行う。

・障害等級

障害等級割合により、１級、２級、３級に区分する。

・被保険者期間

被保険者期間が 300 月に満たない場合には、300 月とみなして計算を行う。

③ 遺族年金

遺族年金受給者数は、被保険者、受給待期者もしくは老齢年金、障害年金の受給者が死亡した場合に、その人数に遺族年金発生割合を乗じることにより得ている。なお、受給者の年齢は、死亡した被保険者等との年齢相関によって決定する。また、遺族厚生年金受給者のうち遺族基礎年金受給者は、配偶者である遺族年金受給者の人数に有子割合を乗じたものと、子どもである遺族年金受給者数の和となる。

遺族年金の新規裁定は、死亡した者の状態により取扱いが異なる。

・死亡した者が被保険者であった場合

被保険者期間が 300 月に満たない場合には、300 月とみなして計算を行う。

・死亡した者が受給待期者であった場合

受給待期者については、原則として公的年金の加入期間等が通算して 25 年以上あるときに遺族厚生年金が支給されるが、シミュレーションにおいては老齢年金と同様に 25 年の受給資格要件の判定を行っていない。

・死亡した者が受給者であった場合

死亡した配偶者の老齢厚生年金と遺族厚生年金受給者本人の老齢厚生年金の併給を考慮して年金額が決定される。なお、旧法老齢年金、障害年金受給者の場合についても適宜処理を行っている。

新規裁定時の要素毎の年金額の算出方法をまとめると、基本的に次のようになる。

・報酬比例部分 = 報酬累計 × 給付乗率

・特別支給の老齢年金の定額部分（老齢）

= 被保険者期間 × 定額単価

・経過的加算（老齢年金の場合）

= 特別支給の老齢年金の定額部分

− 基礎年金（厚生年金の加入期間分）

（ただし、マイナスとなる場合は支給なし）

ここで、

基礎年金（厚生年金の加入期間分）

= 基礎年金単価 ×（被保険者期間 / 加入可能年数）

・加給年金 = 加給年金額 × 加給対象者割合

（右辺の加給年金額は、加給年金単価をもとに、全て新規裁定として計上したもの）

・経過的寡婦加算、中高齢寡婦加算（遺族年金の場合）:

それぞれの単価（経過的寡婦加算においては年齢に応じた単価）をもとに算出

（２）年金額改定と受給者の失権

受給者になって以降は、性・年齢・年金種別毎に、年金額や受給者数について年金失権率を基に推計することによりシミュレーションを行っている。

$$jukyusha(x,I) = jukyusha(x-1,I) \times (1 - q(x,I)) + shinki(x,I)$$

［当年度末］ ［前年度末］

$$nenkin(x,I) = nenkin(x-1,I) \times slide(k) \times (1 - q(x,I)) + shinnenkin(x,I)$$

［当年度末］ ［前年度末］

厳密にいえば、年金失権率 q(x,I)は年度 k の関数でもあり、将来推計人口における将来の死亡率改善が織り込まれたものとなっている。また、年金改定率 slide(k)は、2000(平成 12)年改正において 65 歳までの賃金が年金改定率に反映され、以降は物価スライドとされていること、また、2004(平成 16)年改正により年金改定に反映される賃金上昇率は３年平均を使用することなどから、年度や年齢によってスライド率の取扱いが異なってくることに留意する必要がある。

さらに、1961(昭和 36)年４月前の期間に係る年金給付費についてもシミュレーションを行い、厚生年金の独自給付に係る国庫負担額も算定している。

（注）記号等の説明

k：年度、　x：年齢、　I：年金種別（老齢、障害、遺族）

slide(k)　：k 年度の年金改定率

q(x,I)　：前年度末に満 x-1 歳である受給者の当年度中における年金失権率

jukyusha(x,I)　：年度末における満 x 歳の受給者数

shinki(x,I)　：当年度中の新規裁定者であって、当年度末に満 x 歳である者の人数

nenkin(x,I)　：jukyusha(x,I)に係る年金額総額

shinnenkin(x,I)：shinki(x,I)に係る年金額総額

※　I については記述を省略した。

以上の作業を将来の各年度にわたり繰り返し行った後、各年度においてそれらを集計することにより、毎年度の報酬総額、給付費総額及び厚生年金の独自給付に係る国庫負担額等、厚生年金の収支見通しを作成する上で使用するデータに加えて、厚生年金の加入期間分の基礎年金給付費等、基礎年金拠出金算定システムに入力するデータも作成されることとなる。

３．給付水準の将来見通し及び財政見通しの作成方法

ここでは、年金財政の均衡を図るために行われる、マクロ経済スライドによる給付水準を自動調整する期間の推計方法について解説する。

具体的には、国民年金、厚生年金それぞれにおいて、給付水準調整前の給付費等に対して、ある年度までマクロ経済スライドの適用を続けた場合の給付水準調整割合を乗じることにより、給付水準調整後の給付費等を算出し、それをもとに作成した財政見通しにおいて財政均衡期間の終了時における積立度合が支出の１年分以上となるかどうかを確認することにより、何年間マクロ経済スライドの適用を続ける必要があるか推計するものである。

以下では、説明が煩雑になることを避けるため、過去の物価スライド特例の処理等の附随的な事項は捨象して推計の基本的な骨格を述べる。

（１）　マクロ経済スライドによる給付水準の調整

以下、①～③においては、特に基礎年金におけるマクロ経済スライドによる給付水準調整の求め方を解説するが、報酬比例部分についても考え方は同様である。

①　本来の年金スライドの仕組み

マクロ経済スライドによる給付水準調整について解説する前に、本来の年金スライドについて解説する。

公的年金のスライドの原則は、65 歳で年金を受け取り始めるときの年金（新規裁定年金）の水準は、前年度における現役の被保険者の１人当たり賃金（可処分所得）の水準に応じてスライドし、受給開始後の年金（既裁定年金）の水準は、前年の物価水準に応じてスライドするという考え方を基本としている。ただし、実質賃金上昇分の年金スライドへの反映については、実績の変動をならすために３年平均をとることとしていることから、年金の受給開始後も 67 歳までスライド率に賃金上昇を反映させることにより、実質的に 65 歳到達の前年度の賃金水準を年金額に反映させる仕組みとなっている。

以下では、

CPI(N)：N 年の物価上昇率（N 年の消費者物価指数／(N-1)年の消費者物価指数）

CH(N)　：N-1 年度～N+1 年度の実質賃金上昇率の平均（３乗根）

KASHO(N)：N 年の可処分所得割合変化率（N 年の可処分所得割合／(N-1)年の可処分所得割合）

とする。なお、簡単のため、CPI(N)及び CH(N)は 1 以上の値（百分率においてはマイナスとならない）とする。このときの各年齢の N 年度における年金額は、X 歳 N 年単年度の改定率を RV(N,X)とすると

$$\text{年金額（X 歳）} = \begin{cases} \text{前年度の算定方式で計算した新規裁定年金額} \times \text{RV(N,X)} & \text{新規裁定者} \\ \text{各受給者の前年度の年金額（X-1 歳）} \times \text{RV(N,X)} & \text{既裁定者} \end{cases}$$

となる。なお、改定率 RV は

$$\text{RV(N,X)} = \begin{cases} \text{CPI(N-1)} \times \text{CH(N-3)} \times \text{KASHO(N-3)} & \text{X}\leqq 67\text{ 歳} \\ \text{CPI(N-1)} & \text{X}\geqq 68\text{ 歳} \end{cases}$$

である。

②　給付水準調整期間中の年金スライド

給付水準調整期間中は、公的年金被保険者総数の減少率の実績と平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率（0.3%）に基づいて当該年度におけるスライド調整率を設定し、スライド調整率に相当する分、年金の伸び率を抑制することとされている。なお、2018(平成 30)年度以降は、前年度分までの未調整分の調整も行うこととされている。

以下では、スライド調整率 CHO(N)を

CHO(N)：N-4 年度～N-2 年度の公的年金被保険者総数の対前年変化率の平均（3 乗根）×0.997

とする。このときの各年齢の N 年度における給付水準調整を加味した年金額は、X 歳 N 年単年度の改定率 RV_macro(N,X)とすると

$$\text{年金額（X 歳）} = \begin{cases} \text{前年度の算定方式で計算した新規裁定年金額} \times \text{RV\_macro(N,X)} & \text{新規裁定者} \\ \text{各受給者の前年度の年金額（X-1 歳）} \times \text{RV\_macro (N,X)} & \text{既裁定者} \end{cases}$$

となる。なお、改定率 RV_macro は

$$\text{RV\_macro(N,X)} = \begin{cases} \max(\ \text{RV(N,X)} \times \text{CHO(N)},\ 1\ ) & \text{N}\leqq 2017 \\ \max(\ \text{RV(N,X)} \times \text{CHO(N)} \times \text{CAR(N-1,X-1)},\ 1\ ) & \text{N}\geqq 2018 \end{cases}$$

となる。max をとるのは、賃金水準や物価水準が上昇した場合でも、機械的にスライド調整率を減ずると年金の改定率がマイナスとなる場合には、年金の名目額を引き下げないこととされていることによるものである。ここで、CAR (N,X)はスライド調整率の前年度分までの未調整分であり、

$$\text{CAR(N,X)} = \begin{cases} 1 & \text{N}=2017 \\ \min(\ \text{RV(N,X)} \times \text{CHO(N)} \times \text{CAR(N-1,X-1)},\ 1\ ) & \text{N}\geqq 2018 \end{cases}$$

となる。min をとるのは、年金の改定率がプラスになる場合には、未調整分が解消されていることによるものである。

③　年度、年齢別の調整率の計算

2019(令和元)年度から KE 年度まで給付水準調整を続けた場合、2019(令和元)年度以降の年金給付が年度（N）別、受給者の年齢（X）別に、給付水準を維持した場合と比べ、どれだけ調整されているかを計算する。

以下、KE 年度まで給付水準調整を続けた場合の年度（N）別、受給者の年齢（X）別の給付費の調整前の給付費に対する比率を R(N,X)とする。すなわち、

$$\text{R(N,X)} = \frac{\text{KE 年度までの給付水準調整による給付水準調整後の N 年度末における満 X 歳の給付費}}{\text{給付水準調整前の N 年度末における満 X 歳の給付費}}$$

この R(N,X)は、給付水準調整中の年金改定率が②のように設定されることに基づき、次のように N,X を用いて再帰的に定まる。

$$R(N,X) = \begin{cases} 1 & N \leqq 2019 \\ R(N-1,X-1) \times \dfrac{RV\_macro(N,X)}{RV(N,X)} & 2020 \leqq N \leqq KE \\ R(N-1,X-1) & N \geqq KE+1 \end{cases}$$

④　給付水準調整を行った場合の各年度の給付費等の推計

厚生年金及び国民年金において、給付水準調整後の各年度の収支状況を作成するためには、③において推計したR(N,X)を用いて給付費等の年度間値を推計する必要があるため、以下ではこの推計方法について解説する。

○厚生年金

KYU2(N,X)　：N年度末における満X歳の給付水準調整前の厚生年金の報酬比例部分の給付費

KYOS2(N,X)　：N年度末における満X歳の給付水準調整前の厚生年金の基礎年金拠出金

R1(N,X)　　：基礎年金部分の給付水準調整割合

R2(N,X)　　：報酬比例部分の給付水準調整割合

とすると、給付水準調整後における年度末値の各給付費及び国庫負担額はそれぞれ

・給付水準調整後のN年度末における満X歳の厚生年金の報酬比例部分の給付費

　= KYU2(N,X) × R2(N,X)

・給付水準調整後のN年度末における満X歳の厚生年金の基礎年金拠出金

　= KYOS2(N,X) × R1(N,X)

となる。

なお、給付水準調整終了年度を決めるための推計方法については、次の（２）以降において詳細に解説するが、一般的には、基礎年金部分の給付水準調整期間と報酬比例部分の給付水準調整期間は必ずしも一致するものではなく、ここでは基礎年金部分についてはKE1年度まで、一方、報酬比例部分についてはKE2年度まで給付水準調整を行うと仮定する。

年度間値の推計については、厚生年金の報酬比例部分の給付費を例に解説することとするが（他も同様)、

T(N,X)　：N年度末における満X歳の厚生年金の報酬比例部分の給付水準調整後の給付費
（ = KYU2(N,X) × R2(N,X)）

D(N,X)　：N年度におけるN年度末に満X歳の厚生年金の報酬比例部分の給付水準調整後の給付費

RV(N,X)　：スライド調整がないとした場合におけるN年度末に満X歳のN年度の年金改定率

とすれば、前年度末の状況と当年度末の状況から、具体的にはT(N-1,X-1)及びT(N,X)から、支払時期も考慮し（２か月分)、D(N,X)を

$$D(N,X) = \frac{2}{12} \times T(N-1,X-1)$$ （前年度の２か月分）

$$+ \frac{6}{12} \times T(N-1,X-1) \times \left(RV(N,X) \times \frac{R2(N,X)}{R2(N-1,X-1)} \right)$$ （当年度の前半６か月分）

$$+ \frac{4}{12} \times T(N,X)$$ （当年度の後半４か月分）

と推計している。

○国民年金

KYU1(N,X)　：N年度末における満X歳の給付水準調整前の国民年金の独自給付費

KYOS1(N,X)　：N年度末における満X歳の給付水準調整前の国民年金の基礎年金拠出金

KOKKO1(N,X)　：N年度末における満X歳の給付水準調整前の国民年金の独自給付費に対する国庫負担

KYOSKOKKO1(N,X)　：N年度末における満X歳の給付水準調整前の国民年金の基礎年金拠出金に対する国庫負担

R1(N,X)　：基礎年金部分の給付水準調整割合

とすると、給付水準調整後における年度末値の各給付費及び国庫負担額はそれぞれ

・N 年度末における満 X 歳の国民年金の給付水準調整後の独自給付費
= KYU1(N,X) × R1(N,65)

・N 年度末における満 X 歳の国民年金の給付水準調整後の基礎年金拠出金
= KYOS1(N,X) × R1(N,X)
・N 年度末における満 X 歳の国民年金の給付水準調整後の独自給付費に対する国庫負担
= KOKKO1(N,X) × R1(N,65)
・N 年度末における満 X 歳の国民年金の給付水準調整後の基礎年金拠出金に対する国庫負担
= KYOSKOKKO1(N,X) × R1(N,X)

となる。さらに、これをもとに、年度間値を推計する必要があるが、推計方法については厚生年金と同様である。

以上の作業により、厚生年金、国民年金それぞれにおいて、給付水準調整を行った場合の年度（N）別、年齢（X）別の給付費等が算出され、さらに、これらを年齢（X）について足し上げることにより、給付水準調整後の各年度（N）における給付費等が推計される。

（２） マクロ経済スライドによる給付水準調整期間の推計方法

マクロ経済スライドによる給付水準調整は、固定した保険料水準、国庫負担及び積立金による財源により、今後、おおむね 100 年間の財政均衡期間で年金財政が均衡すると見込まれる給付水準に到達するまで続けるものであり、財政検証において、給付水準調整の終了が可能かどうか判断することとなっている。給付水準調整が終了すると、本来の賃金、物価による年金の改定に復帰することとなる。

また、財政単位の異なる「国民年金」と「厚生年金」の双方において、年金財政が均衡するまで給付水準調整を行う必要があり、国民年金と厚生年金で財政状況が異なることから、１階部分の基礎年金と２階部分の報酬比例年金で給付水準調整の終了年度が異なることになっている。

マクロ経済スライドによる給付水準調整期間を推計する方法を示したのが第３－６－１図である。

国民年金については、支出の大部分が基礎年金拠出金であるため、基礎年金の給付水準調整により財政の均衡を図る必要がある。このため、給付水準調整は、

STEP１　国民年金の長期的な財政が均衡するように、基礎年金の給付水準調整期間を決定し、

STEP２　STEP１で決定した基礎年金部分の給付水準を踏まえ、厚生年金の財政が均衡するように報酬比例部分の給付水準調整期間を決定する

という、２つのステップに分けて推計を行っている。

このように基礎年金と報酬比例部分の給付水準調整の終了年度をそれぞれ決定することにより、国民年金、厚生年金共に財政の均衡を図ることが可能となるものである。

この結果、基礎年金の給付水準は、国民年金の財政状況に影響を受けることとなり、報酬比例部分の給付水準は、基礎年金の給付水準と厚生年金の財政状況に影響を受けることとなる。

第３－６－１図　給付水準調整期間の推計の流れ

〔STEP1〕国民年金法第十六条の二の規定に基づき、国民年金財政において、財政均衡期間（財政検証を行う年からおおむね100年間）の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金(注)を保有しつつ均衡が保たれるように、基礎年金部分のマクロ経済スライドの終了年度の見通しを決定。これにより、将来における基礎年金の水準の見通しが決まる。

↓

〔STEP2〕STEP1による将来の基礎年金の水準を踏まえて、厚生年金保険法第三十四条の規定に基づき、厚生年金財政において、財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金(注)を保有しつつ均衡が保たれるように、報酬比例部分のマクロ経済スライドの終了年度の見通しを決定。これにより、将来の給付水準（所得代替率）の見通しが作成される。

○ したがって、一般的には、基礎年金のスライド調整期間と報酬比例部分のスライド調整期間は必ずしも一致するわけではない。

（注）2019年財政検証においては、財政均衡期間を2115（令和97）年度までとし、「給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金」の規模を支出の１年分としている。

（３）　基礎年金部分の給付水準調整期間の推計

①　給付水準調整を行った場合の国民年金財政の各年度の収入額、支出額、年度末積立金の推計

国民年金財政が均衡するための基礎年金部分の給付水準を推計するには、はじめに、毎年の拠出金算定対象者数及び保険料月額から推計される保険料収入の額、また、（１）の方法により推計された給付水準調整後における独自給付費、基礎年金拠出金及びそれに応じた国庫負担額、さらに、

積立金の初期値や運用利回り等の前提に基づいて、各年度の収入、支出及び年度末積立金を推計する必要がある。

各年度の当年度末の積立金については、

・当年度末の積立金

= 前年度末の積立金 + 当年度の収入額 - 当年度の支出額

として推計し、当年度の収入額のうち運用収入については、

・当年度の運用収入

= 前年度末の積立金 × 当年度の運用利回り

+（当年度の運用収入以外の収入額 - 当年度の支出額）

× 当年度の半期運用利回り

として推計している。

② 基礎年金部分の給付水準調整期間の推計

基礎年金部分の給付水準調整期間の推計は、国民年金の財政がおおむね100 年間にわたり均衡を保つことができるよう調整することとされており、今回の財政検証においては、2115(令和 97)年度の積立度合を１、すなわち、2115(令和 97)年度初の積立金(＝2114(令和 96)年度末の積立金)が 2115(令和 97)年度の支出に一致する水準まで給付水準を調整するという前提で推計を行っている。

推計を行うに当たっては、給付水準調整を終了する年度（KE）を、KE＝2019 から、KE＝2020、KE＝2021、…と伸ばしていくが、１年ずつ増加させるごとに、①までの過程における各年度の収入、支出、年度末積立金を推計するといった計算を繰り返し、2115(令和 97)年度の積立度合が初めて１を超える年度が、基礎年金部分における給付水準調整終了年度（KE1 とする）となる。

なお、給付水準調整終了年度（KE1 年度）においては、国民年金の 2115(令和 97)年度の積立度合が正確に１となるように、KE1 年度に適用されるスライド調整率（CHO(KE1)）を設定し直し、改めて調整終了年度における基礎年金部分の給付水準調整割合 R1(KE1,X)を算定している。

第３－６－２図　給付水準調整終了年度の算出方法

＜給付水準調整終了年度の算出方法＞

給付水準調整を終了する年度（KE）をKE=2019（推計初年度）とする。

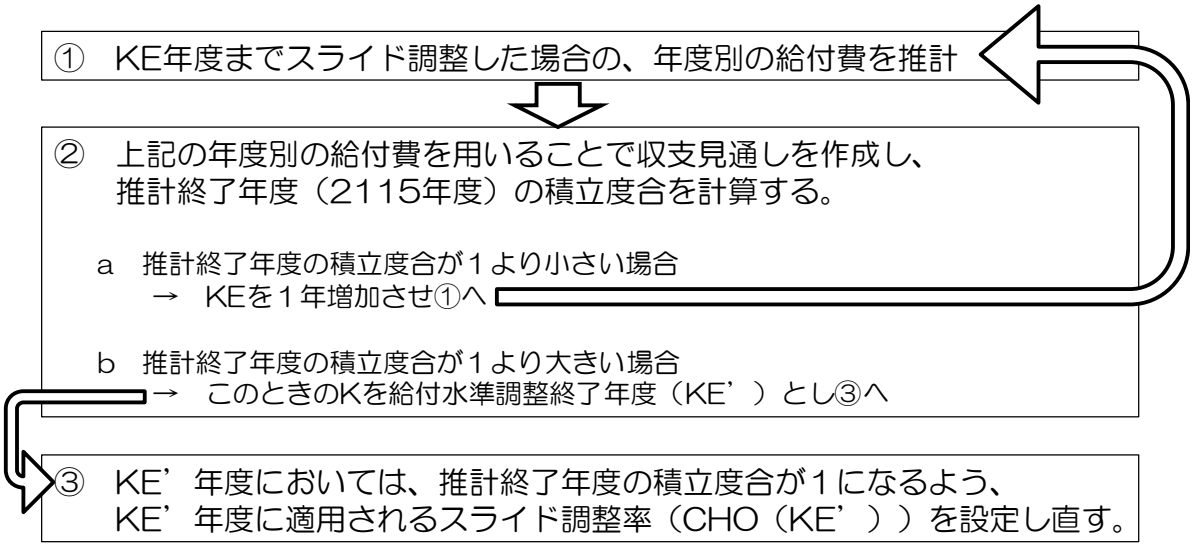

（４） 報酬比例部分の給付水準調整期間の推計

次に、厚生年金財政が均衡するための報酬比例部分の給付水準調整期間を推計する。具体的には、国民年金財政が均衡するための基礎年金部分の給付水準調整割合（R1(N,X)）を踏まえた基礎年金拠出金等をもとに、国民年金財政が均衡するための基礎年金部分における給付水準の推計と同様、厚生年金の2115(令和 97)年度の積立度合が正確に１となるように報酬比例部分の給付水準調整終了年度（KE2 とする）及び給付水準調整割合（R2(N,X)とする）を定めている。(R2(N,X)の適用終了年度を１年ずつ伸ばすごとに厚生年金の収支状況を推計し、2115(令和 97)年度の積立度合が初めて１を超える年度を KE2 と定める。次に、KE2 年度に適用されるスライド調整率（CHO(KE2)）を設定し直すことにより、2115(令和 97)年度の積立度合が正確に１となるように R2(KE2,X)を算定し、報酬比例部分の給付水準調整割合を定める。）

第７節　2019(令和元)年財政検証結果

以下では、前節までで述べた将来見通しの作成方法を踏まえて作成した、給付水準の将来見通し、被保険者数の将来見通し、受給者数の将来見通し及び財政見通し（厚生年金、国民年金、基礎年金）について解説する。また、財政検証で用いている前提は、人口や経済等について複数のケースを設定していることから、これらの前提を変化させた場合の見通しも本節において併せて解説する。

１．所得代替率の将来見通し

（１）厚生年金の給付水準を測るモデル年金の所得代替率

個々の世帯における年金額は、多様な生き方、働き方があるなか、加入期間や標準報酬の多寡によって千差万別であるが、公的年金制度の給付水準を測る指標として、従来から一つのモデル年金を設定し、このモデル年金を受給し始める時点（新規裁定時）における年金額の現役男子の手取り賃金に対する比率である所得代替率が用いられてきている。

第３－７－１図に示すように、2004(平成 16)年改正では、

①　20 歳から 60 歳まで 40 年加入した場合の老齢基礎年金（２人分）

②　平均的な男子賃金で 40 年厚生年金に加入した場合の老齢厚生年金

③　厚生年金男子被保険者の平均的手取り賃金

とすると、③に対する①と②を合算した額の比率として定義される所得代替率が50％を上回ることと法律で定められている。

モデル年金は、現役時代の世帯合計の標準報酬額（賞与を含む月額）が厚生年金の男子被保険者の標準報酬額（賞与を含む月額）の平均額に相当する世帯における 40 年間厚生年金に加入した場合の年金に相当する。これは、例えば、夫（または妻）が 40 年間フルタイムで就労し、配偶者が 40 年間国民年金第３号被保険者であるような同年齢の夫婦世帯が該当する。なお、ここでの国民年金第３号被保険者には専業主婦（夫）のほか、パートとして働いているが厚生年金の適用を受けていない被扶養配偶者の妻（夫）も含まれる。

所得代替率の算出に当たっては、上記のようなモデル年金を計算するための世帯を設定しているが、世帯の賃金水準（１人当たり）が同じであれば所得代替率は同じになり、世帯類型による違いは生じない。詳しくは後述する。

第３－７－１図　2004(平成 16)年改正法に定める給付水準の構造

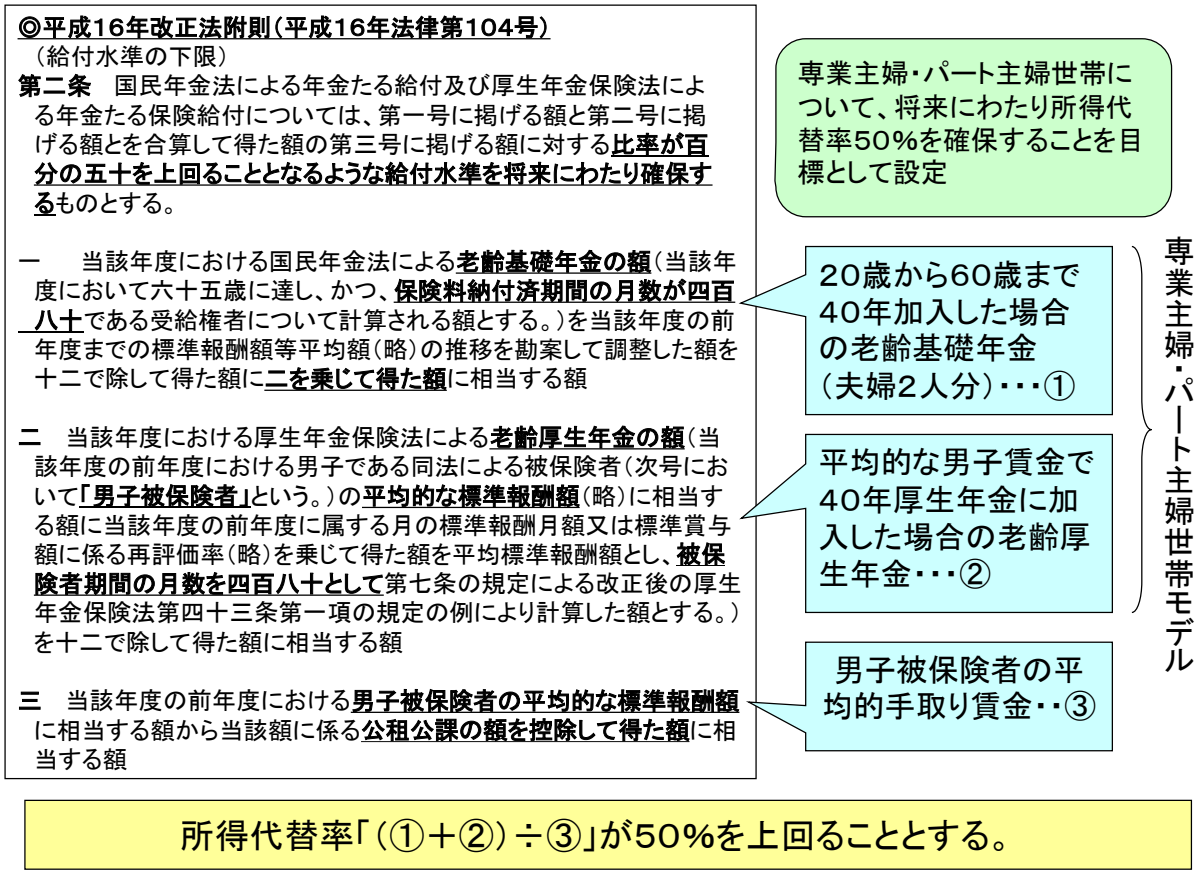

2019(令和元)年度の所得代替率の分母となる厚生年金男子の手取り賃金の平均は 35.7 万円となる。これは、2018(平成 30)年度の平均標準報酬額（賞与を含む月額）の実績見込み 43.9 万円に可処分所得割合 0.814 を乗じることにより算出している。この賃金水準で計算される 2019(令和元)年度のモデル年金の新規裁定時の年金額は、夫婦２人の老齢基礎年金 13.0 万円（１人当たり 6.5 万円）と老齢厚生年金（報酬比例部分）9.0 万円を合わせて 22.0 万円となり、手取り賃金に対する比率である所得代替率は 61.7%となっている。このうち、基礎年金部分は 36.4%、報酬比例部分が 25.3%となっている。これが、2019(令和元)年度の所得代替率であり、今回の財政検証の足下の給付水準となる（第３－７－２図)。

第３－７－２図　2019（令和元）年の所得代替率

$$\text{所得代替率} = \frac{\text{厚生年金の標準的な年金額（＊）}}{\text{現役男子の平均手取り収入額（ボーナス込み）}}$$

（＊）現役男子の平均的な賃金で40年間就業した者の報酬比例年金　＋　夫婦２人分の老齢基礎年金

分子　→　賃金上昇率（ － スライド調整率 ）　により変動
分母　→　賃金上昇率　により変動

		備　考
①　現役男子の平均的な標準報酬額	： 43.9 万円	2018年度の実績見込み（賞与を含む、月額換算）
②　現役男子の手取り収入	： 35.7 万円	：＝①×0.814　（0.814：可処分所得割合）
③　厚生年金の標準的な年金額	： 22.0 万円	
うち 報酬比例年金	： 9.0 万円	：＝①×0.938×5.481/1000×40年　（0.938：再評価率）
うち 基礎年金（夫婦2人分）	： 13.0 万円	
④　所得代替率	： 61.7 %	：＝③÷②

（２）幅広い経済前提における所得代替率の見通し

今回の財政検証において、人口の前提を中位（出生中位、死亡中位）とし、経済の前提をケースⅠからケースⅥまで幅広く設定した場合における所得代替率の見通しを示したものが第３－７－３図である。

第３－７－３図　幅広い経済前提における所得代替率の見通し

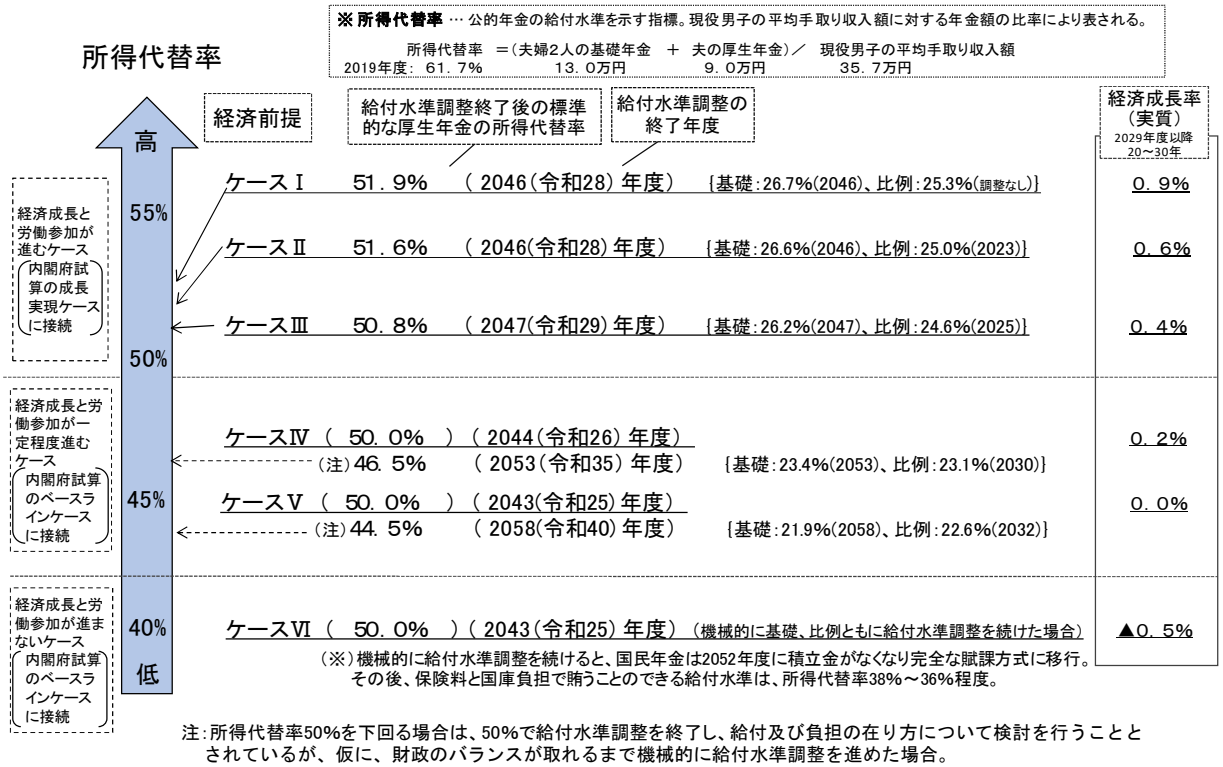

経済成長と労働参加が進むケース（ケースⅠ～Ⅲ）では、現行の年金制度の下で、将来にわたって所得代替率が 50%を上回る給付水準を確保できる見通しとなった。

一方、経済成長と労働参加が一定程度進むケース（ケースⅣ及びケースⅤ）や経済成長と労働参加が進まないケース（ケースⅥ）では、財政のバランスを図るためには所得代替率が 50%を下回っても給付水準調整を続けなければならない見通しとなった。法律上は、次の財政検証までの間に所得代替率が 50%を下回る場合、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、ここでは仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値を示している。特に、ケースⅥでは、機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は 2052(令和 34)年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行することとなる。その後、保険料と国庫負担で賄うことのできる給付水準は、所得代替率で 38～36%程度となる見通しである。

また、ケースⅠ～Ⅵの各ケースについて、将来の所得代替率の推移を示したものが第３－７－４図である。

なお、ケースⅣ～Ⅵの場合については、機械的に給付水準調整を進めた場合であり、ケースⅥの 2052(令和 34)年度以降については、完全な賦課方式のもとでの所得代替率の推移である。

第３－７－４図　所得代替率の見通し（推移）

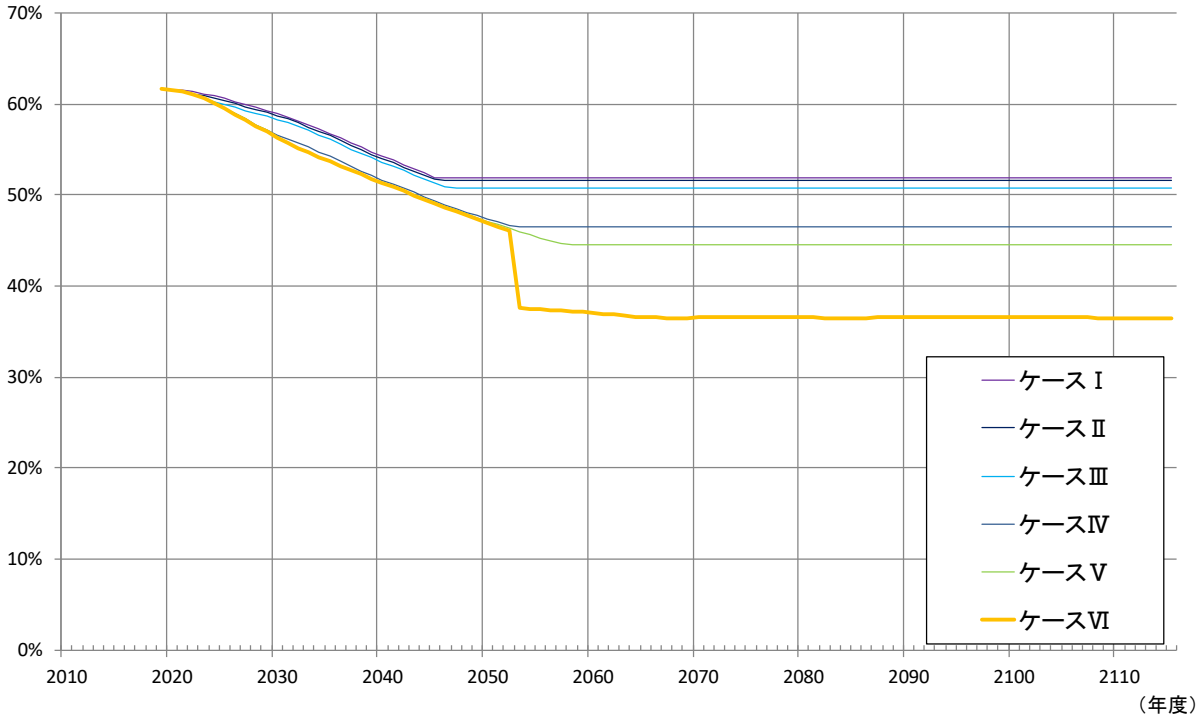

経済成長と労働参加が進むケースⅠ～Ⅲの場合、ほぼ同じような推移となっている。例えばケースⅢでみると、2025(令和７)年度で報酬比例部分の給付水準調整が終了し、基礎年金部分のみの調整となるが、2025(令和７)年度あたりからスライド調整率が大きくなり始めることから、2025(令和７)年度以前と給付水準の低下の度合いにはあまり差がない。その後、2030 年代になるとスライド調整率が大きくなる見通しであるため、給付水準調整がやや厳しくなり、基礎年金部分の給付水準調整が終了する 2047(令和 29)年度以降は、所得代替率 50.8％で一定となる。

一方、経済成長と労働参加が一定程度進む、又は進まないケースⅣ～Ⅵの場合、ケースⅠ～Ⅲの場合と比べると、報酬比例部分の給付水準調整がより長く続くため、ケースⅠ～Ⅲの場合の給付水準から次第に乖離していき、その後、基礎年金の給付水準調整が終了するまで所得代替率は低下していくこととなる。また、ケースⅥの場合、2052(令和 34)年度に国民年金の積立金がなくなり完全な賦課方式に移行することとなるが、その後の所得代替率は 38～36％程度で推移していることが改めて確認できる。

なお、2004(平成 16)年改正法附則の規定により、次の財政の現況及び見通しが作成されるまでの間に所得代替率が 50％を下回ることが見込まれる場合には、マクロ経済スライド調整期間の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずるものとされており、これを講ずる場合には、給

付及び費用負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずるものとされている。しかしながら、次の財政検証の予定時期である 2024（令和６）年度の所得代替率の見通しは 60.9～60.0％となっており、50％を下回る見込みはないため、今回の財政検証はこの規定に該当していない（第３－７－５図）。

第３－７－５図　５年後（2024(令和６)年度）及び調整終了後の所得代替率

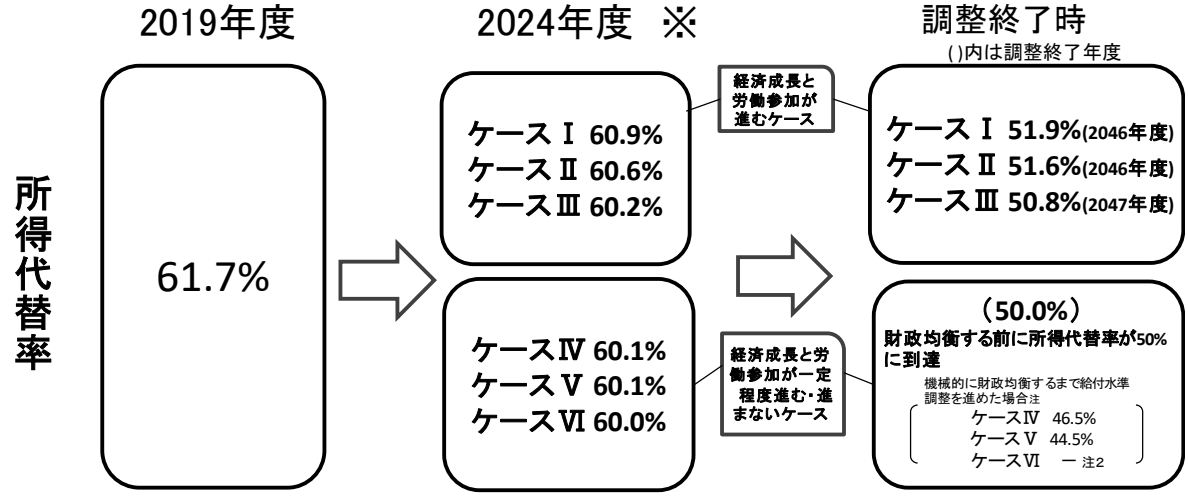

※ 2004(平成16)年改正法附則第2条において、「次期財政検証までの間に所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整を終了し、給付と費用負担の在り方について検討を行う」こととされているが、５年後の2024年度の所得代替率の見通しは60.9%～60.0%となっている。

注 所得代替率50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合。（ケースⅣ・ケースⅤ）

注2 ケースⅥでは、機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2052年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行。その後、保険料と国庫負担で賄うことのできる給付水準は、所得代替率38%～36%程度。

（３）2014(平成 26)年財政検証と 2019(令和元)年財政検証の比較

前回の 2014(平成 26)年財政検証結果と今回の 2019(令和元)年財政検証結果について、足下の所得代替率及びマクロ経済スライドによる給付水準調整終了後の所得代替率の比較を行ったのが第３－７－６図である。

まず、足下の所得代替率を比較する。前回の財政検証結果の足下(2014(平成 26)年度）の所得代替率は 62.7％であったが、今回の財政検証結果の足下（2019(令和元)年度）の所得代替率は 61.7％となり、１％ポイント程度低下している。これは、マクロ経済スライドによって 2015(平成 27)年度に 0.9％、2019(令和元)年度に 0.5％（うち 0.3％は 2018(平成 30)年度のキャリーオーバー分）の調整が行われたことが主な要因である。

次に、マクロ経済スライド調整終了後の所得代替率を比較する。経済前提が前回の財政検証と同じではないため比較にあたっては留意が必要であるが、経済成長と労働参加が進むケースでみると、前回の財政検証における該当ケース（ケー

スＡ～Ｅ）では所得代替率は 51.0～50.6%、今回の財政検証における該当ケース（ケースⅠ～Ⅲ）では 51.9～50.8%と、前回の財政検証の結果とそれほど変わらないものとなっている。これは、前回の財政検証後の５年間の実績と見通しの差や前回と今回の財政検証における人口･経済等の将来についての前提の違いなど、様々な要素が複合的に重なり合った結果である。

具体的には、まず、前回の財政検証後の５年間の実績と見通しの差を見ると、年金制度の支え手である公的年金の被保険者数は、実績が見通しを上回っており年金財政にはプラスに影響している。特に、労働参加が見通しを上回り進んだことなどから､厚生年金の被保険者数の実績は見通しを 500 万人程度上回っており、年金財政のプラス要因となっている。また、実質賃金上昇率や物価上昇率の実績は見通しを下回っており、年金財政のマイナス要因となっているが、実質的な運用利回りの実績は、株価の上昇などにより見通しを上回っており年金財政のプラス要因となっている。

次に、将来の前提について、前回と今回の財政検証とで比較する。将来の前提の設定方法についてはおおむね前回と同様となっており、足下の実績を踏まえたことなどから、基本的に実績の動向と同様に将来の前提も変化している。人口の前提については、５年前の前提と比べ、出生率は上昇、平均余命は延伸し、これから計算される将来の高齢化率は低下(2065(令和 47)年(中位推計)でみて 40.4%から 38.4%に低下)しており､年金財政にプラス要素となっている｡経済前提は、労働参加は足下の状況を踏まえ、前回よりさらに進展する前提となっているため年金財政にプラス要素となる一方、実質賃金上昇率の長期の前提は、該当するケースで比較すると控えめに設定されており、年金財政にマイナス要素となっている。

最後に、給付水準調整期間を比較する。2004(平成 16)年財政検証以後、デフレの影響などにより、マクロ経済スライドの給付水準調整期間については、２階部分の報酬比例部分よりも１階部分の基礎年金部分において長期化しているため、基礎年金について経済成長と労働参加が進むケースを見ることとする。前回の財政検証における該当ケース（ケースＡ～Ｅ）では調整期間は 29～30 年、調整期間終了後の基礎年金の所得代替率は 26.0～25.6%となっている。一方、今回の財政検証における該当ケース（ケースⅠ～Ⅲ）では調整期間は 27～28 年、調整期間終了後の基礎年金の所得代替率は 26.7～26.2%となっている。調整期間が長期化している点は前回の財政検証と変わりはないが、被保険者の増加や運用収益増といった年金財政上プラスの影響があったこともあり、基礎年金の将来の所得代替率の低下に歯止めがかかった結果となっている（第３－７－６図及び第３－７－７図)。なお、基礎年金のマクロ経済スライドが長期化している要因や影響については、第３章第８節において詳述する。

第３－７－６図　マクロ経済スライドによる給付水準調整見通しの変化

所得代替率の見通しの前回財政検証からの変化
（経済成長と労働参加が進むケース）

○　足下の所得代替率は前回検証後にマクロ経済スライド調整が発動（累計1.4%）したこと等により低下。

○　一方、給付水準調整終了後の所得代替率は、経済成長と労働参加が進むケースⅠ～Ⅲと前回財政検証のケースA～E（労働市場への参加が進む経済再生ケース）を比較すると、出生率の改善や労働参加の進展等によりわずかに上昇。

○　一定の経済成長と労働参加が進めば将来的に所得代替率50%を確保できるが、報酬比例に比べ基礎年金の給付水準調整期間が長期化している点は前回財政検証と同様。

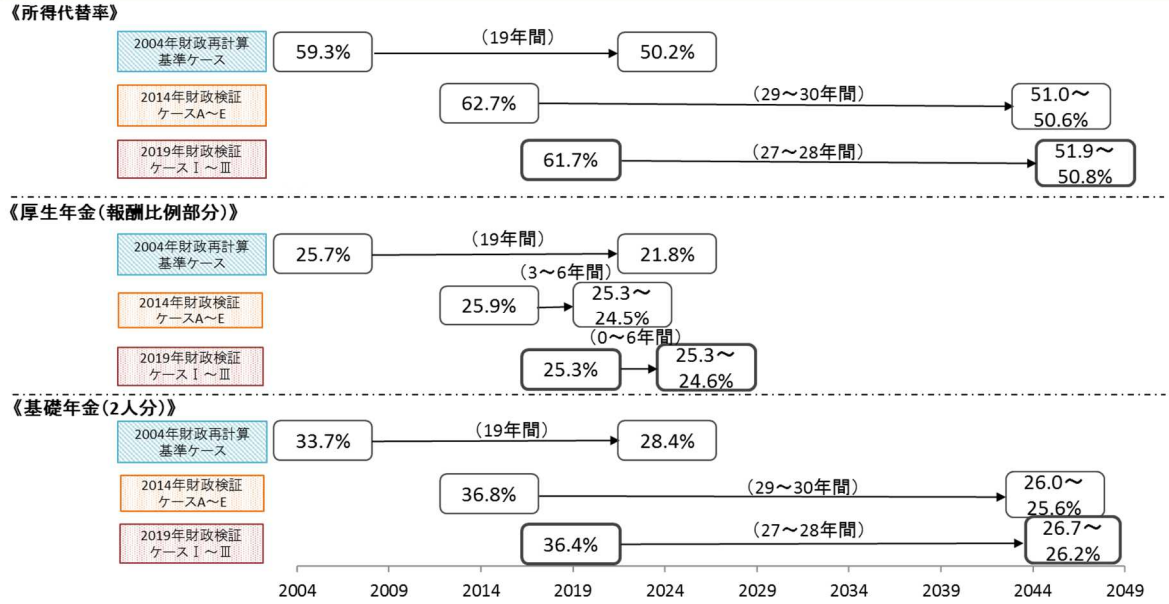

第３－７－７図　2019（令和元）年財政検証の諸前提

人口の前提 ―「日本の将来推計人口」（2017年4月、国立社会保障・人口問題研究所）　**【低位・中位・高位】**

合計特殊出生率		平均寿命		
2015年（実績）	2065年	2015年（実績）		2065年
1．45 →	出生高位　1．65	男　80．75 女　86．99 →	死亡高位（余命の延びが小さい）	男　83．83 女　90．21
	出生中位　1．44		死亡中位	男　84．95 女　91．35
	出生低位　1．25		死亡低位（余命の延びが大きい）	男　86．05 女　92．48

【前回との比較（中位推計）】
- ○出生率は**向上**　1.35(2060) ⇒ 1.44(2065)
- ○平均寿命は**伸長**　男 84.19 / 女 90.93 (2060) ⇒ 男 84.95 / 女 91.35 (2065)
- ○高齢化率**低下**　40.4%(2065)⇒ 38.4%(2065)

労働力の前提 ―「労働力需給の推計」（2019年3月、(独)労働政策研究・研修機構）
【経済成長と労働参加が進むケース、経済成長と労働参加が一定程度進むケース、経済成長と労働参加が進まないケース】

経済の前提 ―社会保障審議会年金部会「年金財政における経済前提に関する専門委員会」での検討
⇒　長期的な経済状況を見通す上で重要な全要素生産性（TFP）上昇率を軸とした**【幅の広い6ケース】**
※　長期の前提のTFP上昇率は、内閣府試算の設定、過去30年の実績、バブル崩壊後の1990年代後半以降の実績の範囲を踏まえ設定

		将来の経済状況の仮定		経済前提				（参考）
		労働力率	全要素生産性（TFP）上昇率	物価上昇率	賃金上昇率（実質<対物価>）	運用利回り 実質<対物価>	運用利回り スプレッド<対賃金>	経済成長率（実質）2029年度以降20～30年
ケースⅠ	内閣府試算「成長実現ケース」に接続するもの	経済成長と労働参加が進むケース	1.3%	2.0%	1.6%	3.0%	1.4%	0.9%
ケースⅡ			1.1%	1.6%	1.4%	2.9%	1.5%	0.6%
ケースⅢ			0.9%	1.2%	1.1%	2.8%	1.7%	0.4%
ケースⅣ	内閣府試算「ベースラインケース」に接続するもの	経済成長と労働参加が一定程度進むケース	0.8%	1.1%	1.0%	2.1%	1.1%	0.2%
ケースⅤ			0.6%	0.8%	0.8%	2.0%	1.2%	0.0%
ケースⅥ		経済成長と労働参加が進まないケース	0.3%	0.5%	0.4%	0.8%	0.4%	▲0.5%

【前回との比較】
- ○労働参加は**進展**（労働参加が進むケース）
  就業率　58.4%(2030)⇒ 60.9%(2040)
- ○経済前提は**控えめ**に設定　（長期の前提）
  - ・TFP上昇率
    1.8%～1.0%（ケースA～E）⇒ 1.3%～0.9%（ケースⅠ～Ⅲ）
  - ・実質賃金上昇率＜対物価＞
    2.3%～1.3%（ケースA～E）⇒ 1.6%～1.1%（ケースⅠ～Ⅲ）
  - ・実質運用利回り＜対物価＞
    3.4%～3.0%（ケースA～E）⇒ 3.0%～2.8%（ケースⅠ～Ⅲ）
  - ・実質的な運用利回り＜スプレッド（対賃金）＞
    1.7%～1.1%（ケースA～E）⇒ 1.7%～1.4%（ケースⅠ～Ⅲ）

その他の制度の状況等に関する前提　―　被保険者及び年金受給者等の実績データ等を基礎として設定

第３－７－８図　2014(平成 26)年財政検証と 2019(令和元)年財政検証の諸前提の比較

		要因	2014年検証	2019年検証	変化
足下の実績		被保険者数	【経済再生ケース】 6,635万人(2014年度)→6,521万人(2017年度)	【実績】 6,722万人(2014年度)→6,743万人(2017年度)	増加
		物価上昇率・実質賃金上昇率	【経済再生ケース】 物価　2.4%(2014～2018年平均) 実質賃金　▲0.2%(2014～2017年度平均)	【実績】 物価　1.0%(2014～2018年平均) 実質賃金　▲0.6%(2014～2017年度平均)	低下
		スプレッド (賃金上昇率を上回る運用利回り)	【経済再生ケース】▲0.4%(2014～2017年度平均)	【実績】　4.5%(2014～2017年度平均)	上昇
将来の仮定	人口要素	出生率	(2010年実績)　(2060年中位推計) 1.39　→　1.35	(2015年実績)　(2065年中位推計) 1.45　→　1.44	高く設定
		平均寿命	(2010年実績)　(2060年中位推計) 男:79.55年　→　男:84.19年 女:86.30年　女:90.93年	(2015年実績)　(2065年中位推計) 男:80.75年　→　男:84.95年 女:86.99年　女:91.35年	長く設定
	経済要素	就業率	【ケースA～E(経済再生・労働参加進展シナリオ)】 (2012年実績)　(2030年推計) 56.5%　→　58.4%	【ケースⅠ～Ⅲ(成長実現・労働参加進展シナリオ)】 (2017年実績)　(2040年推計) 58.8%　→　60.9%	高く設定
		実質賃金上昇率 ＜対物価＞	○2023年度までの前提 【ケースA～E(経済再生ケース)】 (2014年度)　(2019年度)　(2023年度) ▲1.6%　→　1.8%　→　2.1%	○2028年度までの前提 【ケースⅠ～Ⅲ(成長実現ケース)】 (2019年度)　(2023年度)　(2028年度) 0.4%　→　1.2%　→　1.3%	低く設定
			○2024年度以降の前提 【ケースA～E】　2.3～1.3%	○2029年度以降の前提 【ケースⅠ～Ⅲ】　1.6%～1.1%	低く設定
		スプレッド (賃金上昇率を上回る運用利回り)	○2023年度までの前提 【ケースA～E(経済再生ケース)】 (2014年度)　(2019年度)　(2023年度) 0.3%　→　▲0.2%　→　0.8%	○2028年度までの前提 【ケースⅠ～Ⅲ(成長実現ケース)】 (2019年度)　(2023年度)　(2028年度) 0.6%　→　▲1.2%　→　▲0.7%	低く設定
			○2024年度以降の前提 【ケースA～E】1.1～1.7%	○2029年度以降の前提 【ケースⅠ～Ⅲ】1.4%～1.7%	同程度

（４）人口等の前提が変動した場合の所得代替率の見通し

人口の前提について、出生率や死亡率がそれぞれ変化した場合の影響について、ケースⅠ、ケースⅢ及びケースⅤの場合を示したものが第３－７－９図である。

出生高位の場合、所得代替率は２～４％程度上昇し、マクロ経済スライドの終了年度が４～７年早まる見通しである。逆に、出生低位の場合、ケースⅤだけでなくケースⅠやケースⅢの場合でも所得代替率は 50％を下回る見通しとなっており、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めると、所得代替率は３～５％程度低下し、マクロ経済スライドの終了年度が３～11 年遅くなるという結果となっている。

一方、死亡高位の場合、所得代替率は２～３％程度上昇し、マクロ経済スライドの終了年度が４～７年早まる見通しである。逆に、死亡低位の場合、ケースⅤだけでなくケースⅠやケースⅢの場合でも所得代替率は 50％を下回る見通しとなっており、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めると、所得代替率は２～３％程度低下し、マクロ経済スライドの終了年度が３～10 年遅くなるという結果となっている。

このように、出生率や死亡率といった人口の長期的な趨勢は年金財政に大きな

影響を与えることとなる。ただし、年金制度は長期の制度であり、その財政状況を評価する際には、短期的な数値の変動ではなく、人口や経済の長期の趨勢がどのようになるのかが重要であることに留意する必要がある。

第３－７－９図　人口の前提が変化した場合の影響

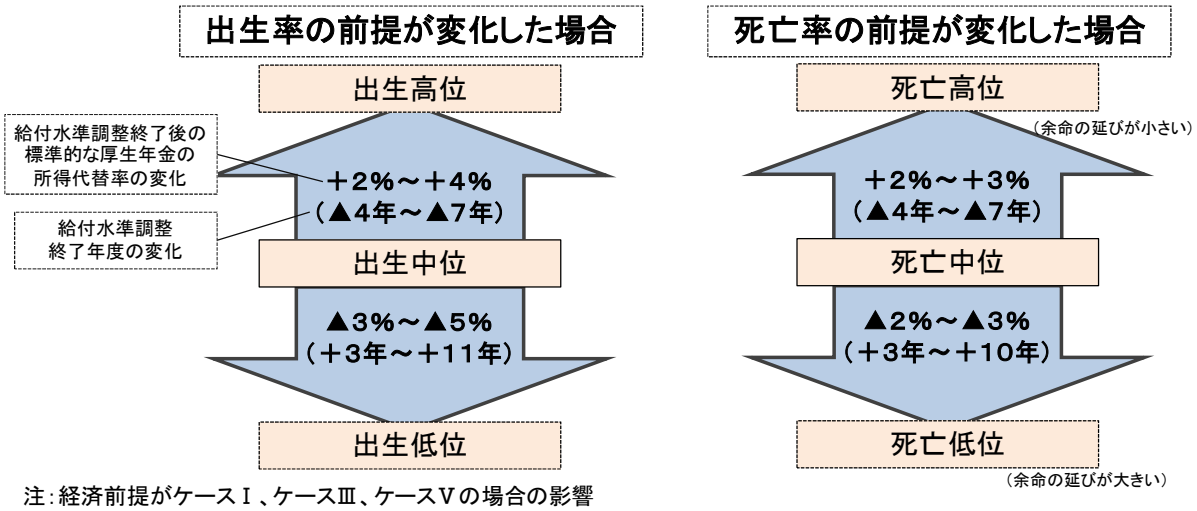

注：経済前提がケースⅠ、ケースⅢ、ケースⅤの場合の影響

合計特殊出生率			平均寿命			
2015年（実績）		2065年	2015年（実績）			2065年
1．45	→	出生高位　1．65	男　80．75 女　86．99	→	死亡高位（余命の延びが小さい）	男　83．83 女　90．21
		出生中位　1．44			死亡中位	男　84．95 女　91．35
		出生低位　1．25			死亡低位（余命の延びが大きい）	男　86．05 女　92．48

人口、経済の前提が変化した場合の所得代替率の将来見通し（2019（令和元）年財政検証）

（人口）／（経済）	中位推計（給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率／給付水準調整の終了年度）	出生の前提が変化した場合（死亡中位）		死亡の前提が変化した場合（出生中位）	
		出生高位	出生低位	死亡高位（余命の延びが小さい）	死亡低位（余命の延びが大きい）
ケースⅠ	51.9%（2046） 比例：25.3%（調整なし） 基礎：26.7%（2046）	53.8%（2042） 比例：25.3%（調整なし） 基礎：28.5%（2042）	（50.0%）（2047） 50.0%を維持すると2104年度に国民年金の積立金がなくなる。 （※）49.2%（2049） 比例：24.3%（2026） 基礎：24.9%（2049）	53.4%（2042） 比例：25.3%（調整なし） 基礎：28.2%（2042）	（50.0%）（2049） 50.0%を維持すると2115年度の積立度合が1を下回る。 （※）49.7%（2049） 比例：24.7%（2024） 基礎：25.0%（2049）
ケースⅢ	50.8%（2047） 比例：24.6%（2025） 基礎：26.2%（2047）	53.4%（2043） 比例：25.3%（調整なし） 基礎：28.2%（2043）	（50.0%）（2046） 50.0%を維持すると2088年度に国民年金の積立金がなくなる。 （※）47.8%（2050） 比例：23.7%（2028） 基礎：24.2%（2050）	53.1%（2043） 比例：25.2%（2021） 基礎：27.9%（2043）	（50.0%）（2047） 50.0%を維持すると2089年度に国民年金の積立金がなくなる。 （※）48.4%（2051） 比例：24.0%（2027） 基礎：24.4%（2051）
ケースⅤ	（50.0%）（2043） 50.0%を維持すると2066年度に国民年金の積立金がなくなる。 （※）44.5%（2058） 比例：22.6%（2032） 基礎：21.9%（2058）	（50.0%）（2047） 50.0%を維持すると2088年度に国民年金の積立金がなくなる。 （※）48.7%（2051） 比例：23.9%（2027） 基礎：24.8%（2051）	（50.0%）（2041） 50.0%を維持すると2061年度に国民年金の積立金がなくなる。 （※）39.7%（2069） 比例：21.3%（2036） 基礎：18.4%（2069）	（50.0%）（2045） 50.0%を維持すると2081年度に国民年金の積立金がなくなる。 （※）47.4%（2051） 比例：23.3%（2029） 基礎：24.1%（2051）	（50.0%）（2042） 50.0%を維持すると2059年度に国民年金の積立金がなくなる。 （※）41.1%（2068） 比例：21.8%（2034） 基礎：19.2%（2068）

（※）次期財政検証までの間に所得代替率50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整を終了し、給付及び費用負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に財政のバランスがとれるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値。

２．年金額の将来見通し

（１）新規裁定時の年金額の見通し

所得代替率は、現役世代の賃金に対する年金の相対的な水準を示すものであるため、所得代替率が同じ場合でも、現役世代の賃金の実質価値が上昇すると（つまり賃金による購買力が上昇し生活水準が上がると）、それに伴い年金の実質価値も上昇し、年金による購買力も増加する。

今後、マクロ経済スライドにより、現役世代の賃金との相対的な水準を示す所得代替率は低下していく見通しであるが、十分な実質賃金上昇がある経済を仮定すると、購買力でみた年金の実質額が低下するとは限らない（第３－７－10 図）。

したがって、将来の年金の給付水準を考えるに当たっては、所得代替率とともに、購買力でみた年金の実質価格がどのようになるかを合わせてみることが重要である。

第３－７－10 図　マクロ経済スライドの考え方

○「賃金再評価」や「物価スライド」の改定率から、現役被保険者の減少率を基本とした「調整率」を控除して、緩やかに年金の給付水準を調整する仕組み

○ 経済成長の果実をすべて年金に反映するのではなく、将来世代の過重な負担の防止や給付水準の確保にその一部を充当する考え方

※ 現役世代の負担する保険料水準は13.58%（～2004.9）から上限の18.3%（2017.9～）に引上げ完了

○ 長期的な年金の給付と負担のバランスを確保するためには、この調整は不可欠であるが、一定水準の経済成長があれば、また、就業者が増加し支え手（被保険者）が増えれば、必要な調整を行った上で年金額を増加することも可能となる。

＜マクロ経済スライドによる調整の具体的な仕組み＞

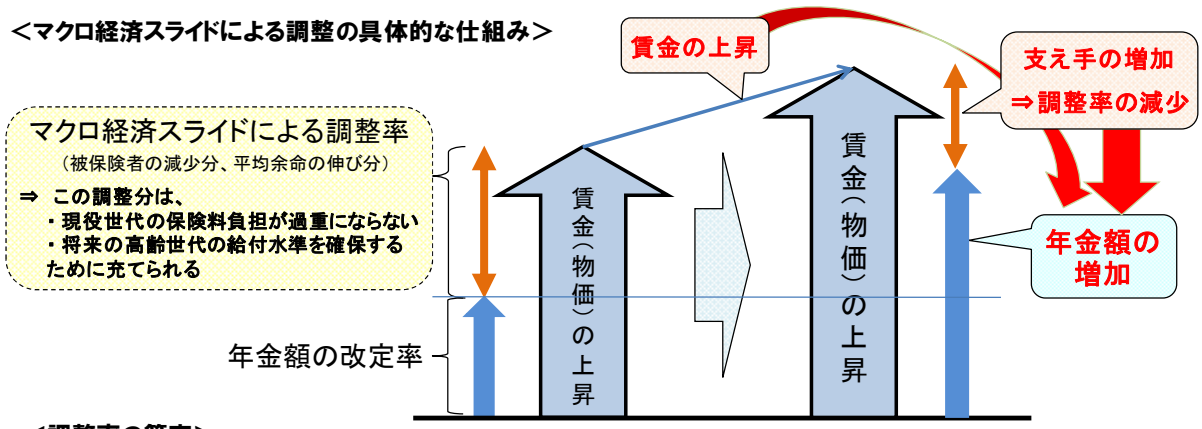

＜調整率の算定＞

調整率は、毎年度、以下の計算式で算定

『公的年金全体の被保険者の減少率（直近3か年度の実績値の平均値）＋ 平均余命の伸びを勘案した一定率（0.3%）』

そこで、新規裁定時のモデル年金における購買力でみた実質額の将来見通しについて、経済前提がケースⅠ～Ⅵまでの場合別について示したものが、第３－７－11 図である。

なお、将来の年金の実質額は、将来の名目年金額を物価上昇率で現在価値に割り引くことで計算される。

第３－７－11図　年金額の将来見通し（2019(令和元)年財政検証）

－経済：ケースⅠ（変動なし）、人口：出生中位、死亡中位－

○ マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で2046(令和28)年度』で終了し、それ以後、『所得代替率51.9%』が維持される。なお、厚生年金は調整なしである。
○ 一方、マクロ経済スライドによる調整期間において、新規裁定時の年金額は、賃金の上昇によってモデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても増加。

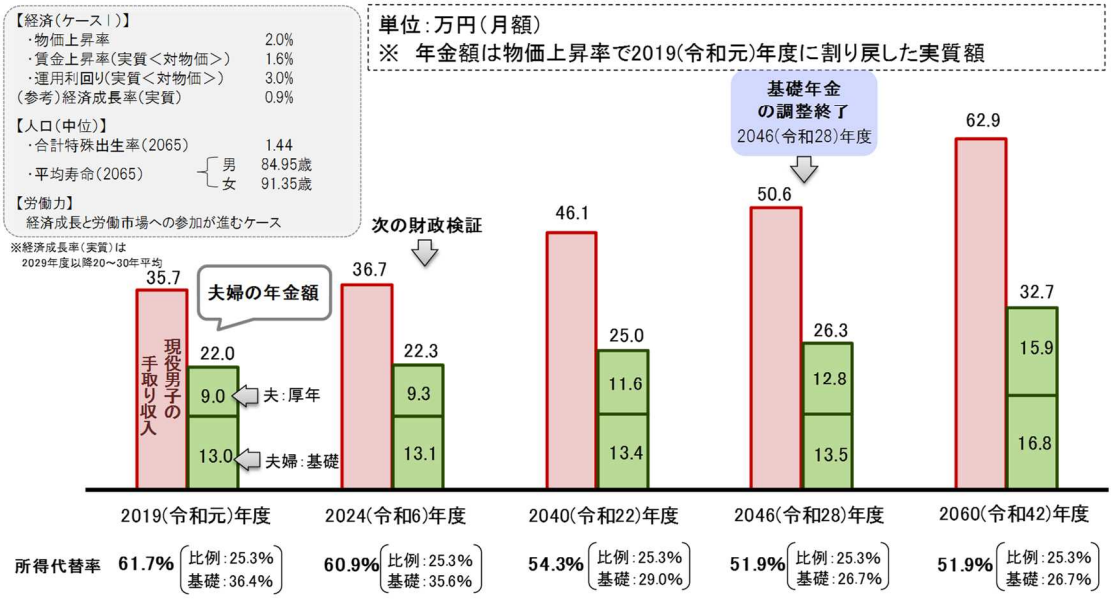

※ 上の図は、新規裁定者の年金について表したもの。
既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率＜名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

－経済：ケースⅡ（変動なし）、人口：出生中位、死亡中位－

○ マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で2046(令和28)年度』、『厚生年金で2023(令和5)年度』で終了し、それ以後、『所得代替率51.6%』が維持される。
○ 一方、マクロ経済スライドによる調整期間において、新規裁定時の年金額は、賃金の上昇によってモデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても増加。

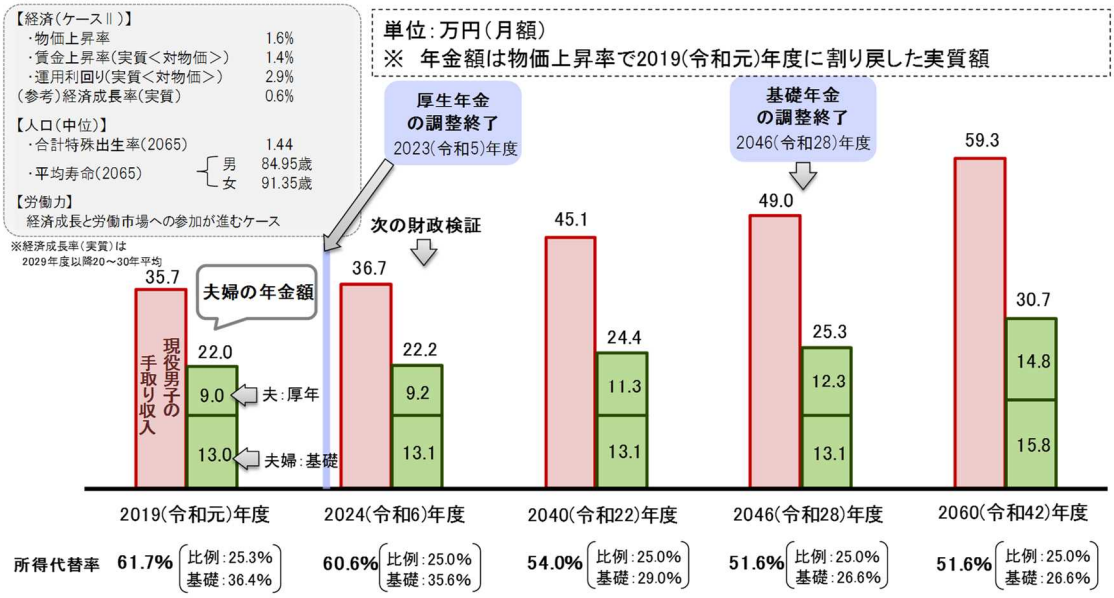

※ 上の図は、新規裁定者の年金について表したもの。
既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率＜名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

－経済：ケースⅢ（変動なし）、人口：出生中位、死亡中位－

○ マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で2047(令和29)年度』、『厚生年金で2025(令和7)年度』で終了し、それ以後、『所得代替率50.8%』が維持される。
○ 一方、マクロ経済スライドによる調整期間において、新規裁定時の年金額は、賃金の上昇によってモデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても増加。

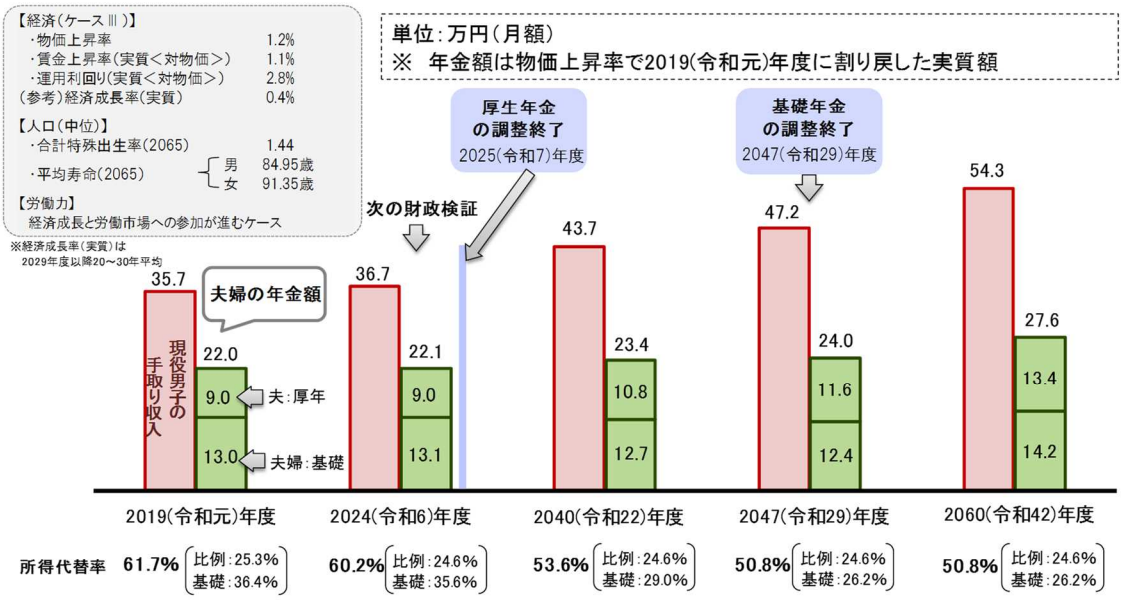

※ 上の図は、新規裁定者の年金について表したもの。
既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率＜名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

－経済：ケースⅣ（変動なし）、人口：出生中位、死亡中位－

○ マクロ経済スライドによる調整で2044(令和26)年度に所得代替率50%に到達する。仮に、その後も機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合、マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で2053(令和35)年度』、『厚生年金で2030(令和12)年度』で終了し、『所得代替率46.5%』になる。
○ 一方、所得代替率が50%に到達する2044(令和26)年度までの新規裁定時の年金額は、賃金の上昇によってモデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても概ね横ばい。

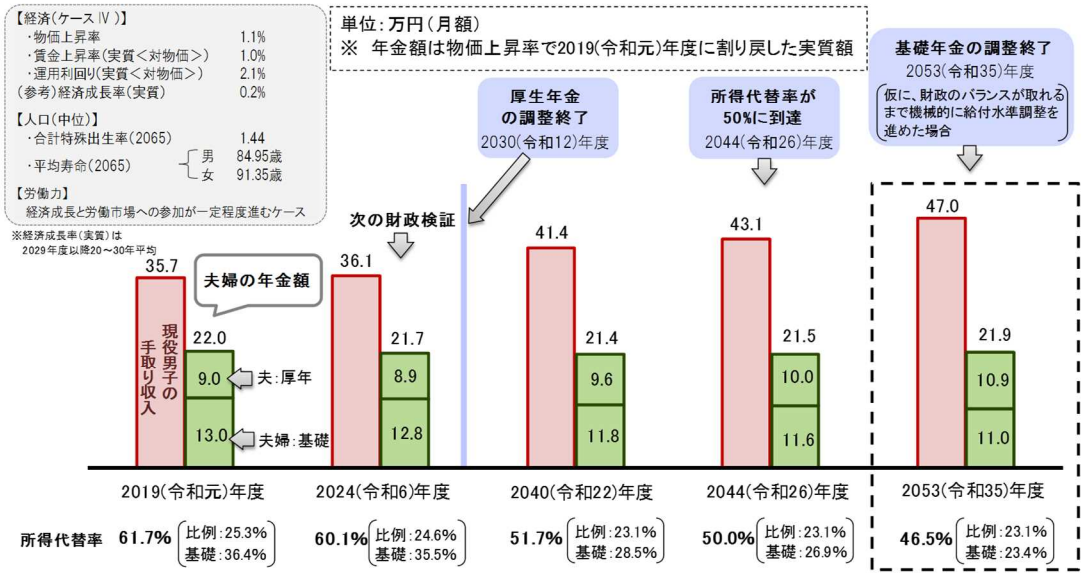

※ 上の図は、新規裁定者の年金について表したもの。
既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率＜名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

－経済：ケースⅤ（変動なし）、人口：出生中位、死亡中位－

○ マクロ経済スライドによる調整で2043(令和25)年度に所得代替率50%に到達する。仮に、その後も機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合、マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で2058(令和40)年度』、『厚生年金で2032(令和14)年度』で終了し、『所得代替率44.5%』になる。
○ 一方、所得代替率が50%に到達する2043(令和25)年度までの新規裁定時の年金額は、賃金の上昇によってモデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いて微減。

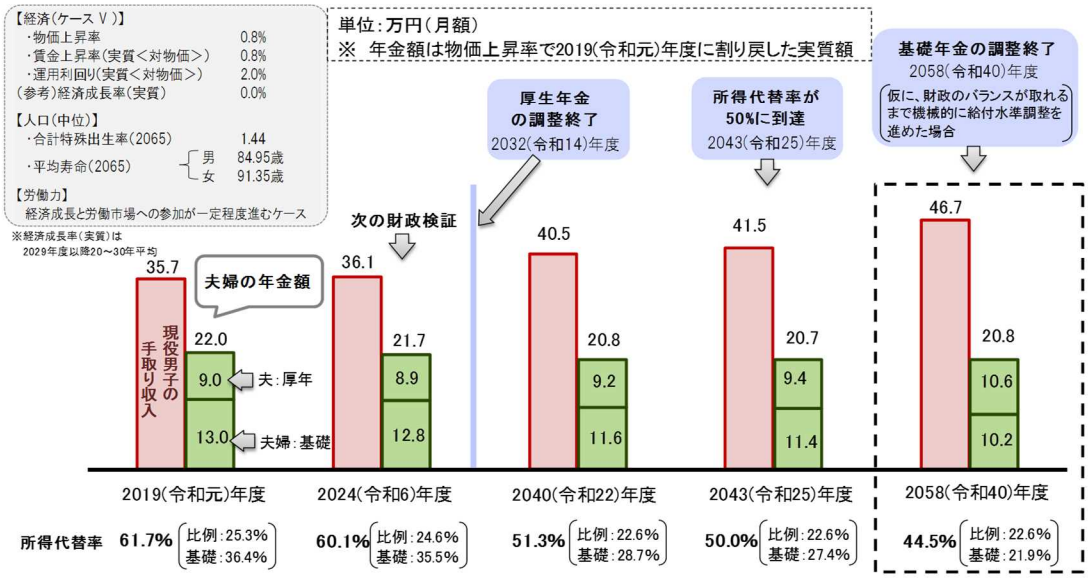

※ 上の図は、新規裁定者の年金について表したもの。
既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率＜名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

－経済：ケースⅥ（変動なし）、人口：出生中位、死亡中位－

○ マクロ経済スライドによる調整を機械的に続けたとしても、国民年金は2052(令和34)年度に積立金がなくなり、完全な賦課方式に移行する。その後、保険料と国庫負担で賄うことのできる給付水準は、所得代替率38%～36%程度。
○ 一方、所得代替率が50%に到達する2043(令和25)年度までの新規裁定時の年金額は、賃金の上昇が小さいためモデル年金ベースでは物価上昇分を割り引くとやや減少。

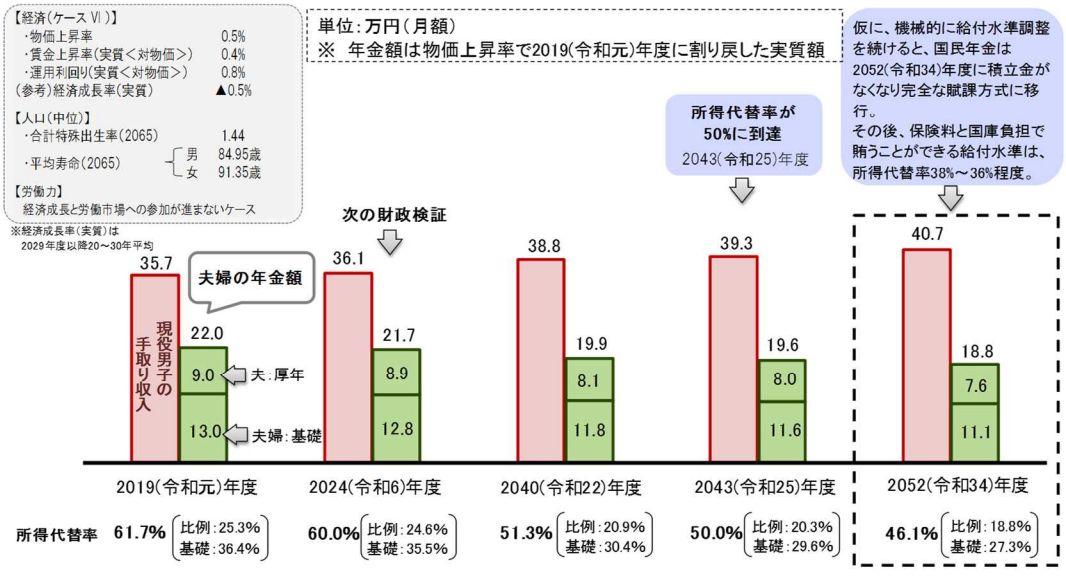

※ 上の図は、新規裁定者の年金について表したもの。
既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率＜名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

まず、それぞれのケースで現役世代の賃金を比べると、2019(令和元)年度に35.7万円の現役世代の手取り賃金は、いずれのケースも実質額が上昇する見通しであるが、賃金上昇率（実質<対物価>）の違いにより、将来の実質額には大きな差が生じる。例えば、2060(令和42)年度でみると、ケースⅠは62.9万円である一方、ケースⅢは54.3万円となっている。

実質経済成長に応じて現役世代の生活水準が変動するなかで、マクロ経済スライドによる給付水準調整を行っているが、年金の購買力は、経済成長と労働参加が進むケースであるケースⅠ～Ⅲでは増加しているが、経済成長と労働参加が一定程度進むケースであるケースⅣでは概ね横ばい、ケースⅤでは微減しており、経済成長と労働参加が進まないケースであるケースⅥではやや減少している。

基礎年金の購買力をみると、2019（令和元)年度に13.0万円の夫婦２人分の基礎年金は、マクロ経済スライドによる給付水準調整が終了する時点でみると、ケースⅠ及びケースⅡでは、それぞれ13.5万円（2046(令和28)年度)、13.1万円（2046(令和28)年度）となっている。一方で、ケースⅢ～Ⅴでは、それぞれ12.4万円（2047(令和29)年度)、11.6万円（2053(令和35)年度)、11.4万円（2058(令和40)年度）まで低下している。

このような結果になったのは、ケースⅠ及びケースⅡでは、賃金上昇率（実質<対物価>）の長期の前提は1.6～1.4％である一方、マクロ経済スライドによるスライド調整率はフルに発動した場合でも2045(令和27)年度までの平均で年1.2％程度、ケースⅢ～Ⅵでは、賃金上昇率（実質<対物価>）の長期の前提は1.1～0.4％である一方、スライド調整率は平均で年 1.3％程度となっており、ケースⅢ以下では賃金上昇率（実質<対物価>）の長期の前提がスライド調整率の年平均を下回るからである。

（２）年金受給後の年金額の見通し

モデル世帯について生年度別に年金受給後の年金額の見通しを示したものが第３－７－12表である。

年金の給付水準の指標として、従来から新規裁定時における現役の平均手取り賃金に対する年金額の比率（所得代替率）が用いられてきたところである。年金を受給し始めた後（既裁定）の年金額は、2000(平成12)年改正において、物価の変動により改定することとし、年金の実質価値の維持すなわち購買力の維持を図る仕組みとなった。このため、既裁定の年金額をその時々の現役の平均手取り賃金と比較すれば、その比率は加齢とともに低下していくこととなる。これは、この比率の分子となる年金額は物価上昇率により改定するが、分母となる手取り賃金の上昇率は物価上昇率に比べ通常は大きいと考えられるからである。ただし、この既裁定者の比率の低下についても、その時点の新規裁定者の比率である所得

代替率の８割を下回らないようにすることとしている。すなわち、８割に到達した後は賃金上昇率により改定することとし、現役の平均手取り賃金に対する比率が維持されるようにしている。

2004(平成 16)年改正によりマクロ経済スライドによる給付水準調整が導入されたが、給付水準調整は、これから受給を開始する世代だけでなく、既に受給している世代に対しても行うこととされた。このため、マクロ経済スライド発動中は年金額の伸びは物価上昇を下回ることとなり、年金の実質価値（購買力）は低下することとなる。

例えば、第３－７－12 表の経済前提がケースⅠの場合で見ると、2034（令和 16）年度時点で年金を受給し始める者（1969(昭和 44)年度生）は所得代替率 57.2％であるが、マクロ経済スライドによる給付水準調整と裁定後は物価スライドで年金額を改定していくため、比率が減少していく。しかしながら、減少し続けるのではなく、途中から 41.5％で一定となっている。これは、マクロ経済スライドが終了した上に、その時点の新規裁定者の所得代替率が 51.9％であるため、この８割の 41.5％で下支えをし、それ以降、賃金上昇率により年金額を改定することにより、引き続き所得代替率 41.5％である水準の年金額を受給することとなるためである。

第３－７－12表　生年度別に見た年金受給後の年金額の見通し
（2019（令和元）年財政検証）

（１）人口：出生中位、死亡中位　　経済：ケースⅠ（変動なし）

①　厚生年金（夫婦２人の基礎年金含む）

	物価上昇率	賃金上昇率（実質<対物価>）	運用利回り		経済成長率（実質<対物価>）2029年度以降20～30年
			実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	
長期の経済前提	2.0%	1.6%	3.0%	1.4%	0.9%

	所得代替率		
		基礎	比例
所得代替率（給付水準調整終了後）	51.9%	26.7%	25.3%
給付水準調整終了年度	2046	2046	調整なし

基礎年金の調整終了（2046(令和28)年度）

生年度(2019(令和元)年度における年齢)	2019年度（令和元）	2024年度（令和6）	2029年度（令和11）	2034年度（令和16）	2039年度（令和21）	2044年度（令和26）	2049年度（令和31）	2054年度（令和36）	2059年度（令和41）	2064年度（令和46）	2069年度（令和51）	2074年度（令和56）
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
現役男子の平均賃金（手取り）	35.7	36.7	38.9	42.0	45.4	49.0	53.0	57.3	61.9	66.9	72.4	78.2
1954年度生　（65歳） [2019(令和元)年度65歳到達]	22.0 61.7% （65歳）	21.7 <59.1%> （70歳）	21.1 <54.1%> （75歳）	20.3 <48.4%> （80歳）	19.9 <43.8%> （85歳）	20.6 <41.9%> （90歳）						
1959年度生　（60歳） [2024(令和6)年度65歳到達]		22.3 60.9% （65歳）	21.7 <55.7%> （70歳）	20.9 <49.8%> （75歳）	20.0 <44.1%> （80歳）	20.6 <41.9%> （85歳）	22.0 <41.5%> （90歳）					
1964年度生　（55歳） [2029(令和11)年度65歳到達]			23.1 59.3% （65歳）	22.2 <53.0%> （70歳）	21.3 <46.9%> （75歳）	20.6 <41.9%> （80歳）	22.0 <41.5%> （85歳）	23.8 <41.5%> （90歳）				
1969年度生　（50歳） [2034(令和16)年度65歳到達]				24.0 57.2% （65歳）	23.0 <50.6%> （70歳）	22.0 <44.8%> （75歳）	22.0 <41.5%> （80歳）	23.8 <41.5%> （85歳）	25.7 <41.5%> （90歳）			
1974年度生　（45歳） [2039(令和21)年度65歳到達]					24.8 54.7% （65歳）	23.8 <48.5%> （70歳）	23.6 <44.4%> （75歳）	23.8 <41.5%> （80歳）	25.7 <41.5%> （85歳）	27.8 <41.5%> （90歳）		
1979年度生　（40歳） [2044(令和26)年度65歳到達]						25.7 52.4% （65歳）	25.5 <48.0%> （70歳）	25.5 <44.4%> （75歳）	25.7 <41.5%> （80歳）	27.8 <41.5%> （85歳）	30.1 <41.5%> （90歳）	
1984年度生　（35歳） [2049(令和31)年度65歳到達]							27.5 51.9% （65歳）	27.5 <48.0%> （70歳）	27.5 <44.4%> （75歳）	27.8 <41.5%> （80歳）	30.1 <41.5%> （85歳）	32.5 <41.5%> （90歳）
1989年度生　（30歳） [2054(令和36)年度65歳到達]								29.7 51.9% （65歳）	29.7 <48.0%> （70歳）	29.7 <44.4%> （75歳）	30.1 <41.5%> （80歳）	32.5 <41.5%> （85歳）

（注1）数値は、各時点の名目額を物価上昇率で2019年度時点に割り戻した実質額を記載した。
（注2）□内は、各世代の65歳新規裁定時における標準的な年金額の所得代替率を記載した。
（注3）〈 〉内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金（手取り）とを比較した比率を記載した。
（注4）既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにするとの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。

②　基礎年金

	物価上昇率	賃金上昇率（実質<対物価>）	運用利回り		経済成長率（実質<対物価>）2029年度以降20～30年
			実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	
長期の経済前提	2.0%	1.6%	3.0%	1.4%	0.9%

	所得代替率		
		基礎	比例
所得代替率（給付水準調整終了後）	51.9%	26.7%	25.3%
給付水準調整終了年度	2046	2046	調整なし

基礎年金の調整終了（2046(令和28)年度）

生年度(2019(令和元)年度における年齢)	2019年度（令和元）	2024年度（令和6）	2029年度（令和11）	2034年度（令和16）	2039年度（令和21）	2044年度（令和26）	2049年度（令和31）	2054年度（令和36）	2059年度（令和41）	2064年度（令和46）	2069年度（令和51）	2074年度（令和56）
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1954年度生　（65歳） [2019(令和元)年度65歳到達]	6.5 （65歳）	6.3 （70歳）	6.0 （75歳）	5.6 （80歳）	5.3 （85歳）	5.3 （90歳）						
1959年度生　（60歳） [2024(令和6)年度65歳到達]		6.5 （65歳）	6.2 （70歳）	5.8 （75歳）	5.4 （80歳）	5.3 （85歳）	5.7 （90歳）					
1964年度生　（55歳） [2029(令和11)年度65歳到達]			6.6 （65歳）	6.2 （70歳）	5.7 （75歳）	5.3 （80歳）	5.7 （85歳）	6.1 （90歳）				
1969年度生　（50歳） [2034(令和16)年度65歳到達]				6.7 （65歳）	6.2 （70歳）	5.7 （75歳）	5.7 （80歳）	6.1 （85歳）	6.6 （90歳）			
1974年度生　（45歳） [2039(令和21)年度65歳到達]					6.7 （65歳）	6.2 （70歳）	6.0 （75歳）	6.1 （80歳）	6.6 （85歳）	7.1 （90歳）		
1979年度生　（40歳） [2044(令和26)年度65歳到達]						6.7 （65歳）	6.5 （70歳）	6.5 （75歳）	6.6 （80歳）	7.1 （85歳）	7.7 （90歳）	
1984年度生　（35歳） [2049(令和31)年度65歳到達]							7.1 （65歳）	7.1 （70歳）	7.1 （75歳）	7.1 （80歳）	7.7 （85歳）	8.3 （90歳）
1989年度生　（30歳） [2054(令和36)年度65歳到達]								7.6 （65歳）	7.6 （70歳）	7.6 （75歳）	7.7 （80歳）	8.3 （85歳）

（注1）数値は、各時点の名目額を物価上昇率で2019年度時点に割り戻した実質額を記載した。
（注2）既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにするとの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。

（２）人口：出生中位、死亡中位　　経済：ケースⅢ（変動なし）

①　厚生年金（夫婦２人の基礎年金含む）

	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率 (実質<対物価>) 2029年度以降 20～30年
			実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	
長期の経済前提	1.2%	1.1%	2.8%	1.7%	0.4%

	所得代替率		
		基礎	比例
所得代替率 (給付水準調整終了後)	50.8%	26.2%	24.6%
給付水準調整終了年度	2047	2047	2025

報酬比例の調整終了（2025(令和7)年度）

基礎年金の調整終了（2047(令和29)年度）

生年度(2019(令和元)年度における年齢)	2019年度 (令和元)	2024年度 (令和6)	2029年度 (令和11)	2034年度 (令和16)	2039年度 (令和21)	2044年度 (令和26)	2049年度 (令和31)	2054年度 (令和36)	2059年度 (令和41)	2064年度 (令和46)	2069年度 (令和51)	2074年度 (令和56)
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
現役男子の平均賃金(手取り)	35.7	36.7	38.9	41.0	43.3	45.7	48.2	50.9	53.7	56.7	59.8	63.2
1954年度生　(65歳) [2019(令和元)年度65歳到達]	22.0 61.7% (65歳)	21.4 <58.5%> (70歳)	20.8 <53.5%> (75歳)	20.1 <49.1%> (80歳)	19.5 <45.0%> (85歳)	19.1 <41.7%> (90歳)						
1959年度生　(60歳) [2024(令和6)年度65歳到達]		22.1 60.2% (65歳)	21.4 <55.1%> (70歳)	20.7 <50.6%> (75歳)	20.0 <46.3%> (80歳)	19.4 <42.5%> (85歳)	19.6 <40.7%> (90歳)					
1964年度生　(55歳) [2029(令和11)年度65歳到達]			22.8 58.6% (65歳)	22.1 <53.8%> (70歳)	21.3 <49.3%> (75歳)	20.7 <45.2%> (80歳)	20.4 <42.3%> (85歳)	20.8 <40.9%> (90歳)				
1969年度生　(50歳) [2034(令和16)年度65歳到達]				23.2 56.6% (65歳)	22.4 <51.9%> (70歳)	21.7 <47.6%> (75歳)	21.4 <44.5%> (80歳)	21.4 <42.1%> (85歳)	21.9 <40.8%> (90歳)			
1974年度生　(45歳) [2039(令和21)年度65歳到達]					23.4 54.1% (65歳)	22.7 <49.6%> (70歳)	22.4 <46.4%> (75歳)	22.4 <44.0%> (80歳)	22.4 <41.6%> (85歳)	23.0 <40.6%> (90歳)		
1979年度生　(40歳) [2044(令和26)年度65歳到達]						23.6 51.7% (65歳)	23.3 <48.4%> (70歳)	23.3 <45.9%> (75歳)	23.3 <43.4%> (80歳)	23.3 <41.2%> (85歳)	24.3 <40.6%> (90歳)	
1984年度生　(35歳) [2049(令和31)年度65歳到達]							24.5 50.8% (65歳)	24.5 <48.1%> (70歳)	24.5 <45.6%> (75歳)	24.5 <43.2%> (80歳)	24.5 <40.9%> (85歳)	25.7 <40.6%> (90歳)
1989年度生　(30歳) [2054(令和36)年度65歳到達]								25.9 50.8% (65歳)	25.9 <48.1%> (70歳)	25.9 <45.6%> (75歳)	25.9 <43.2%> (80歳)	25.9 <40.9%> (85歳)

(注1)数値は、各時点の名目額を物価上昇率で2019年度時点に割り戻した実質額を記載した。
(注2)□内は、各世代の65歳新規裁定時における標準的な年金額の所得代替率を記載した。
(注3)< >内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金(手取り)とを比較した比率を記載した。
(注4)既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにするとの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。

②　基礎年金

	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率 (実質<対物価>) 2029年度以降 20～30年
			実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	
長期の経済前提	1.2%	1.1%	2.8%	1.7%	0.4%

	所得代替率		
		基礎	比例
所得代替率 (給付水準調整終了後)	50.8%	26.2%	24.6%
給付水準調整終了年度	2047	2047	2025

基礎年金の調整終了（2047(令和29)年度）

生年度(2019(令和元)年度における年齢)	2019年度 (令和元)	2024年度 (令和6)	2029年度 (令和11)	2034年度 (令和16)	2039年度 (令和21)	2044年度 (令和26)	2049年度 (令和31)	2054年度 (令和36)	2059年度 (令和41)	2064年度 (令和46)	2069年度 (令和51)	2074年度 (令和56)
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1954年度生　(65歳) [2019(令和元)年度65歳到達]	6.5 (65歳)	6.3 (70歳)	6.0 (75歳)	5.7 (80歳)	5.3 (85歳)	5.0 (90歳)						
1959年度生　(60歳) [2024(令和6)年度65歳到達]		6.5 (65歳)	6.2 (70歳)	5.9 (75歳)	5.5 (80歳)	5.2 (85歳)	5.1 (90歳)					
1964年度生　(55歳) [2029(令和11)年度65歳到達]			6.6 (65歳)	6.2 (70歳)	5.9 (75歳)	5.5 (80歳)	5.4 (85歳)	5.4 (90歳)				
1969年度生　(50歳) [2034(令和16)年度65歳到達]				6.6 (65歳)	6.2 (70歳)	5.8 (75歳)	5.7 (80歳)	5.7 (85歳)	5.7 (90歳)			
1974年度生　(45歳) [2039(令和21)年度65歳到達]					6.4 (65歳)	6.0 (70歳)	5.9 (75歳)	5.9 (80歳)	5.9 (85歳)	5.9 (90歳)		
1979年度生　(40歳) [2044(令和26)年度65歳到達]						6.2 (65歳)	6.0 (70歳)	6.0 (75歳)	6.0 (80歳)	6.0 (85歳)	6.3 (90歳)	
1984年度生　(35歳) [2049(令和31)年度65歳到達]							6.3 (65歳)	6.3 (70歳)	6.3 (75歳)	6.3 (80歳)	6.3 (85歳)	6.6 (90歳)
1989年度生　(30歳) [2054(令和36)年度65歳到達]								6.7 (65歳)	6.7 (70歳)	6.7 (75歳)	6.7 (80歳)	6.7 (85歳)

(注1)数値は、各時点の名目額を物価上昇率で2019年度時点に割り戻した実質額を記載した。
(注2)既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにするとの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。

（３）人口：出生中位、死亡中位　　経済：ケースⅤ（変動なし）
－機械的に給付水準調整を進めた場合－
①　厚生年金（夫婦２人の基礎年金含む）

	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率 (実質<対物価>) 2029年度以降 20～30年
			実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	
長期の経済前提	0.8%	0.8%	2.0%	1.2%	0.0%

	所得代替率		
		基礎	比例
所得代替率 （給付水準調整終了後）	44.5%	21.9%	22.6%
給付水準調整終了年度	2058	2058	2032

報酬比例の調整終了（2032(令和14)年度）

基礎年金の調整終了（2058(令和40)年度）

生年度(2019(令和元)年度における年齢)	2019年度 (令和元)	2024年度 (令和6)	2029年度 (令和11)	2034年度 (令和16)	2039年度 (令和21)	2044年度 (令和26)	2049年度 (令和31)	2054年度 (令和36)	2059年度 (令和41)	2064年度 (令和46)	2069年度 (令和51)	2074年度 (令和56)
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
現役男子の平均賃金(手取り)	35.7	36.1	37.2	38.6	40.2	41.8	43.5	45.3	47.1	49.0	51.0	53.0
1954年度生　(65歳) [2019(令和元)年度65歳到達]	22.0 61.7% (65歳)	21.5 <59.4%> (70歳)	20.6 <55.4%> (75歳)	20.0 <51.7%> (80歳)	19.5 <48.6%> (85歳)	19.1 <45.7%> (90歳)						
1959年度生　(60歳) [2024(令和6)年度65歳到達]		21.7 60.1% (65歳)	20.9 <56.1%> (70歳)	20.2 <52.4%> (75歳)	19.8 <49.2%> (80歳)	19.3 <46.2%> (85歳)	18.9 <43.5%> (90歳)					
1964年度生　(55歳) [2029(令和11)年度65歳到達]			21.2 57.1% (65歳)	20.6 <53.3%> (70歳)	20.1 <50.1%> (75歳)	19.7 <47.0%> (80歳)	19.2 <44.2%> (85歳)	18.8 <41.6%> (90歳)				
1969年度生　(50歳) [2034(令和16)年度65歳到達]				20.9 54.2% (65歳)	20.5 <50.9%> (70歳)	20.0 <47.8%> (75歳)	19.6 <45.0%> (80歳)	19.1 <42.3%> (85歳)	18.8 <40.0%> (90歳)			
1974年度生　(45歳) [2039(令和21)年度65歳到達]					20.8 51.8% (65歳)	20.4 <48.7%> (70歳)	19.9 <45.8%> (75歳)	19.5 <43.1%> (80歳)	19.2 <40.8%> (85歳)	19.2 <39.2%> (90歳)		
1979年度生　(40歳) [2044(令和26)年度65歳到達]						20.7 49.6% (65歳)	20.3 <46.6%> (70歳)	19.9 <43.9%> (75歳)	19.6 <41.6%> (80歳)	19.6 <39.9%> (85歳)	19.6 <38.4%> (90歳)	
1984年度生　(35歳) [2049(令和31)年度65歳到達]							20.7 47.5% (65歳)	20.2 <44.7%> (70歳)	19.9 <42.4%> (75歳)	19.9 <40.7%> (80歳)	19.9 <39.1%> (85歳)	19.9 <37.6%> (90歳)
1989年度生　(30歳) [2054(令和36)年度65歳到達]								20.6 45.6% (65歳)	20.3 <43.2%> (70歳)	20.3 <41.5%> (75歳)	20.3 <39.9%> (80歳)	20.3 <38.4%> (85歳)

（注1）数値は、各時点の名目額を物価上昇率で2019年度時点に割り戻した実質額を記載した。
（注2）□内は、各世代の65歳新規裁定時における標準的な年金額の所得代替率を記載した。
（注3）< >内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金（手取り）とを比較した比率を記載した。
（注4）既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにするとの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。

②　基礎年金

	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率 (実質<対物価>) 2029年度以降 20～30年
			実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	
長期の経済前提	0.8%	0.8%	2.0%	1.2%	0.0%

	所得代替率		
		基礎	比例
所得代替率 （給付水準調整終了後）	44.5%	21.9%	22.6%
給付水準調整終了年度	2058	2058	2032

基礎年金の調整終了（2058(令和40)年度）

生年度(2019(令和元)年度における年齢)	2019年度 (令和元)	2024年度 (令和6)	2029年度 (令和11)	2034年度 (令和16)	2039年度 (令和21)	2044年度 (令和26)	2049年度 (令和31)	2054年度 (令和36)	2059年度 (令和41)	2064年度 (令和46)	2069年度 (令和51)	2074年度 (令和56)
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1954年度生　(65歳) [2019(令和元)年度65歳到達]	6.5 (65歳)	6.3 (70歳)	6.1 (75歳)	5.8 (80歳)	5.6 (85歳)	5.4 (90歳)						
1959年度生　(60歳) [2024(令和6)年度65歳到達]		6.4 (65歳)	6.2 (70歳)	5.9 (75歳)	5.7 (80歳)	5.5 (85歳)	5.3 (90歳)					
1964年度生　(55歳) [2029(令和11)年度65歳到達]			6.3 (65歳)	6.0 (70歳)	5.8 (75歳)	5.6 (80歳)	5.4 (85歳)	5.2 (90歳)				
1969年度生　(50歳) [2034(令和16)年度65歳到達]				6.1 (65歳)	5.9 (70歳)	5.6 (75歳)	5.4 (80歳)	5.2 (85歳)	5.1 (90歳)			
1974年度生　(45歳) [2039(令和21)年度65歳到達]					5.9 (65歳)	5.6 (70歳)	5.4 (75歳)	5.2 (80歳)	5.1 (85歳)	5.1 (90歳)		
1979年度生　(40歳) [2044(令和26)年度65歳到達]						5.6 (65歳)	5.4 (70歳)	5.2 (75歳)	5.1 (80歳)	5.1 (85歳)	5.1 (90歳)	
1984年度生　(35歳) [2049(令和31)年度65歳到達]							5.4 (65歳)	5.2 (70歳)	5.1 (75歳)	5.1 (80歳)	5.1 (85歳)	5.1 (90歳)
1989年度生　(30歳) [2054(令和36)年度65歳到達]								5.2 (65歳)	5.1 (70歳)	5.1 (75歳)	5.1 (80歳)	5.1 (85歳)

（注1）数値は、各時点の名目額を物価上昇率で2019年度時点に割り戻した実質額を記載した。
（注2）既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにするとの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。

３．賃金水準に応じた所得代替率及び年金額の将来見通し

わが国の年金制度は、どのような世帯類型、就業形態であっても、世帯の１人あたりの賃金水準が同じであれば、保険料負担、年金額及び所得代替率も同じとなる仕組みとなっている。

例えば、夫婦世帯において、夫のみ就労する世帯か夫婦共働きの世帯かといった世帯類型が異なっていたとしても、世帯の１人あたりの賃金水準が同じであれば保険料負担、年金額及び所得代替率は全て等しくなるということである。すなわち、

・夫の賃金がＷである夫のみ就労の世帯
・夫の賃金（Ｗ１）と妻の賃金（Ｗ２）とを合算（Ｗ１＋Ｗ２）するとＷと等しくなる夫婦共働きの世帯

では所得代替率は等しくなる。

さらに、世帯の構成人数が異なる夫婦世帯と単身世帯の所得代替率を考察するためには、世帯１人当たりの賃金水準をみる必要がある。第３－７－13 図のように、夫婦共働き世帯の賃金水準を夫婦ともに 20 万円ずつであるとし、夫のみ就労の世帯における夫の賃金水準を 40 万円（20 万円の２倍）であるとした場合、どちらの世帯も世帯の賃金水準が 40 万円となり、所得代替率は等しいものとなる。また、夫婦共働き世帯を１人ずつに分割してみると、賃金水準も年金額も半分になるが、年金／現役時所得の比率は変わらず、単身世帯の賃金水準を 20 万円とすれば、単身世帯の構造と、夫婦共働き世帯の１人当たりの構造が同じであるため、所得代替率は等しくなる。したがって、夫のみ就労の世帯、夫婦共働き世帯、単身世帯いずれも世帯１人当たり賃金水準が 20 万円と等しく、所得代替率も全て等しくなっている。これは、世帯１人当たり賃金水準の等しい夫婦世帯と単身世帯は所得代替率も等しくなることを示しており、夫婦世帯でも単身世帯でも、所得代替率は世帯１人当たり賃金水準の高低に依存するものであり、世帯類型には影響を受けない。

第３－７－13 図　公的年金の負担と給付の構造（世帯類型との関係）
＜賃金水準が 20 万円（１人あたり）の場合＞

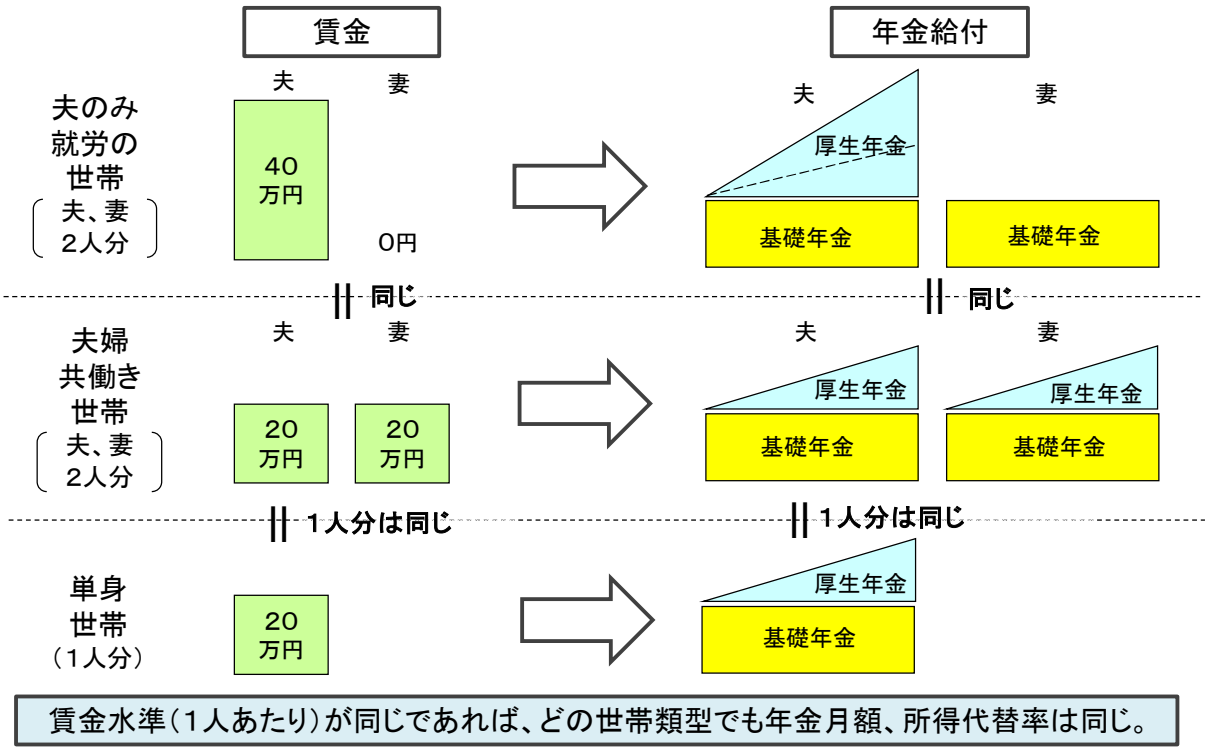

公的年金（厚生年金）の負担と給付の基本的な構造は第３－７－14 図のような概念図で表現できる。厚生年金の保険料は１階部分、２階部分を合わせて賃金に比例した負担となっているため、左側の図に示すように賃金水準が２分の１になれば厚生年金の保険料負担も２分の１になる。一方、右側の図に示すように賃金水準が２分の１になれば厚生年金の報酬比例部分の年金額は２分の１になるが、基礎年金の額は賃金水準によらず一定であるため、報酬比例部分と基礎年金を合わせた年金額は２分の１以上となる。この結果、現役時代の賃金水準が低いほど、その賃金水準に対する年金額（報酬比例部分と基礎年金を合わせた額）の割合は高くなるという構造になっている。

第３－７－14 図　公的年金の負担と給付の構造（所得再分配の仕組み）

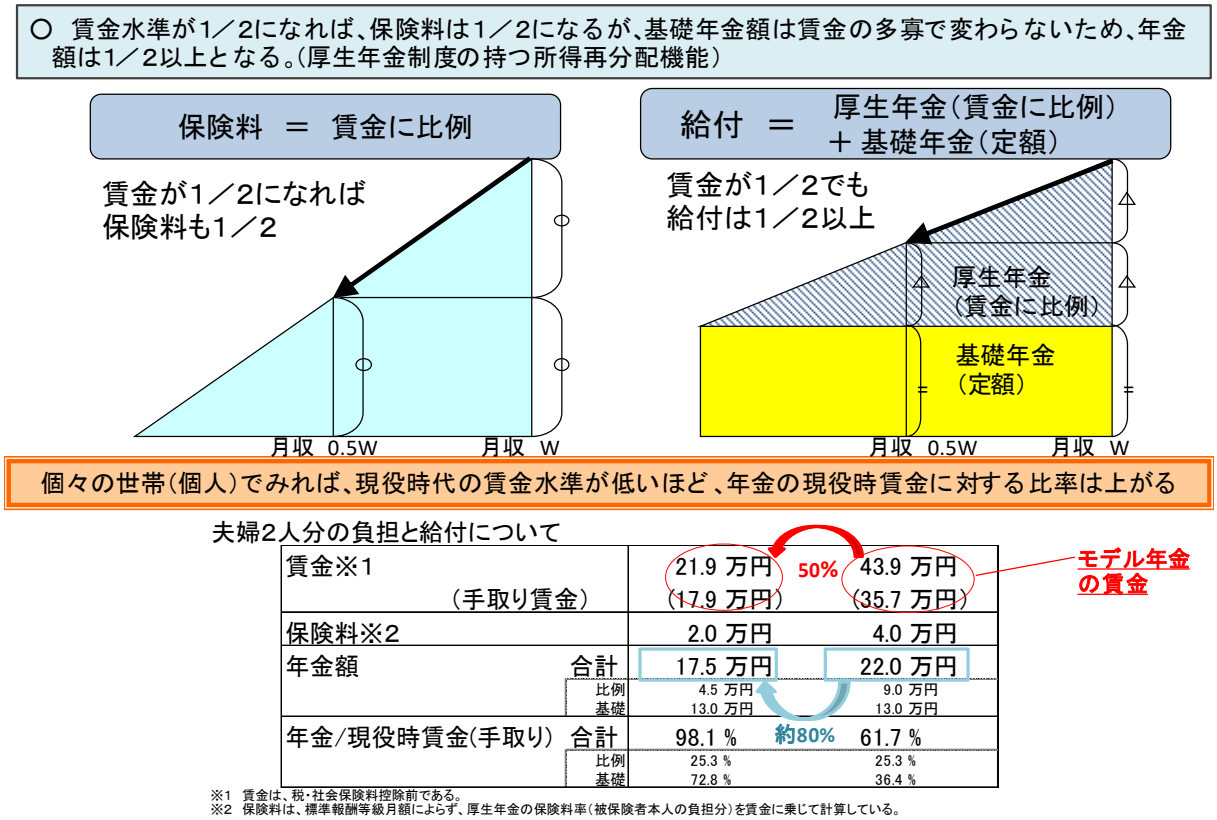

夫婦2人分の負担と給付について

賃金※1 （手取り賃金）		21.9 万円 （17.9 万円）	50%	43.9 万円 （35.7 万円）
保険料※2		2.0 万円		4.0 万円
年金額	合計	17.5 万円		22.0 万円
	比例	4.5 万円		9.0 万円
	基礎	13.0 万円		13.0 万円
年金/現役時賃金(手取り)	合計	98.1 %	約80%	61.7 %
	比例	25.3 %		25.3 %
	基礎	72.8 %		36.4 %

モデル年金の賃金

※1　賃金は、税・社会保険料控除前である。
※2　保険料は、標準報酬等級月額によらず、厚生年金の保険料率（被保険者本人の負担分）を賃金に乗じて計算している。

財政検証では継続的に給付水準を測る指標としてモデル年金の所得代替率を考えているが、世帯の賃金水準をモデル年金の賃金から変化させた場合に、年金額及び所得代替率がどう変化するかを示したのが、第３－７－15 図である。年金額は世帯の賃金水準が高いほど上昇することを反映して右上がりの直線となっている。一方、所得代替率は世帯の賃金水準が高いほど低下することを反映して右下がりの曲線となっている。

なお、2019（令和元）年度と調整終了年度の給付水準を比較すると、マクロ経済スライドによる給付水準調整により、所得代替率は低下するが、ケースⅠやケースⅢのように経済成長と労働参加が進むケースでは、物価上昇率で現在の価値に割り戻した年金額は増加することとなる。

第３－７－15 図　賃金水準（１人あたり）別の年金月額及び現役時の賃金比率
＜現在（2019(令和元)年度）＞

○ 厚生年金の年金月額や所得代替率は、世帯類型によらず世帯の賃金水準(1人当たり)によって決まる。このことから、モデル年金の賃金を中心とし、賃金に対する比率0.5，0.75，1.25，1.75倍の賃金を基準とし、年金月額や所得代替率がどのようになるか示した。
○ 公的年金は所得再分配機能を有することから賃金水準が高い世帯ほど、年金月額は高く所得代替率が低くなる構造となっている。
○ 所得代替率や年金月額の違いは世帯類型でなく賃金水準の違いから生じているものであり、賃金水準に着目することが重要である。

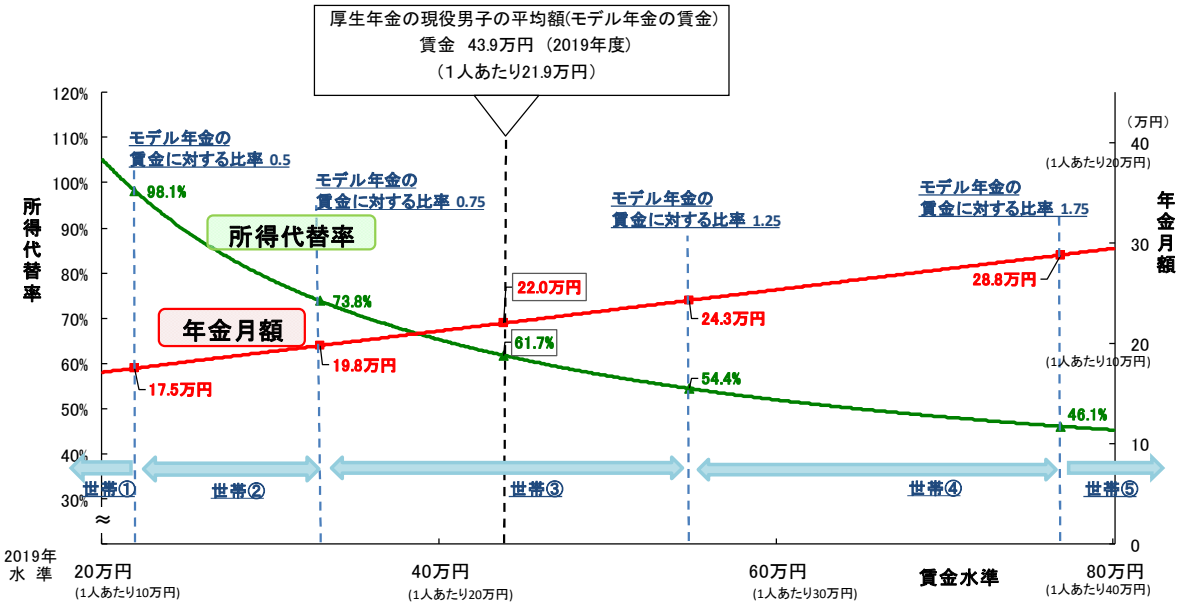

注1： 年金月額は、新規裁定者の水準。
注2： どの世帯類型も、可処分所得割合を0.814として所得代替率を計算している。
注3： 世帯構成は、2016年国民生活基礎調査（所得は2015年１月～12月）の一時点の構成をみているため、生涯の平均賃金の分布を示しているものではない。
このため、将来の所得代替率や年金額の分布を示しているものではないことに留意が必要。

＜ケースⅠ　2046(令和 28)年度（人口中位）＞

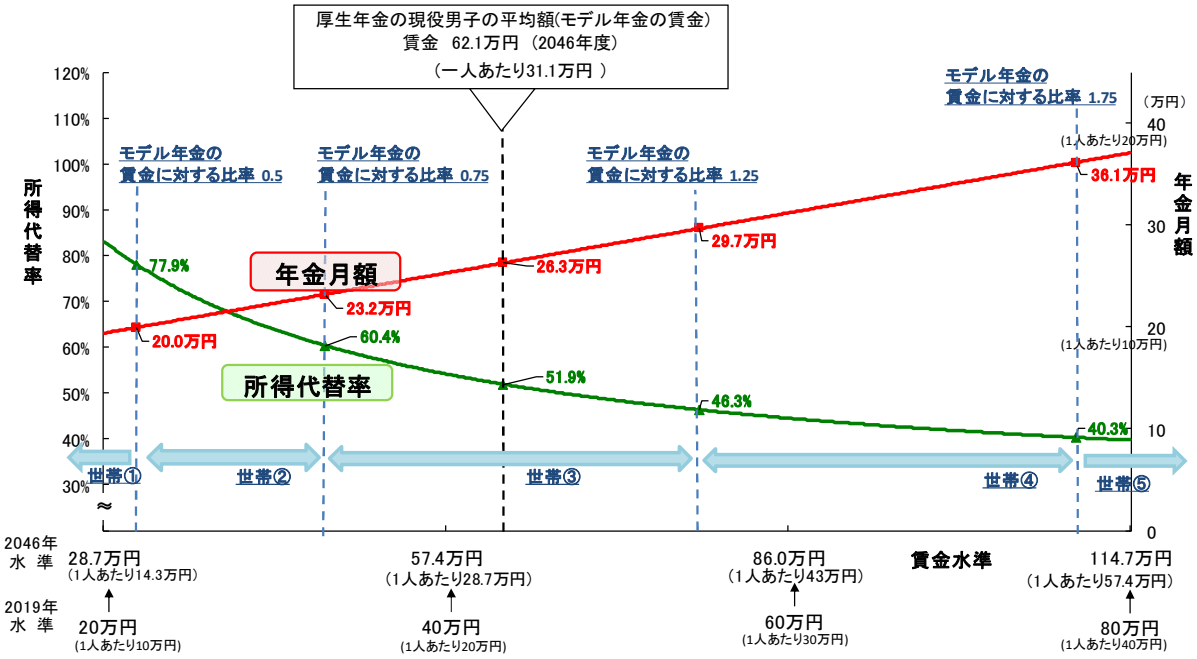

注1： 年金月額は、新規裁定者の水準。
注2： どの世帯類型も、可処分所得割合を0.814として所得代替率を計算している。
注3： 2046年水準の年金月額及び賃金は、物価上昇率で2019年度時点に割り戻した実質額である。

＜ケースⅢ　2047(令和 29)年度（人口中位）＞

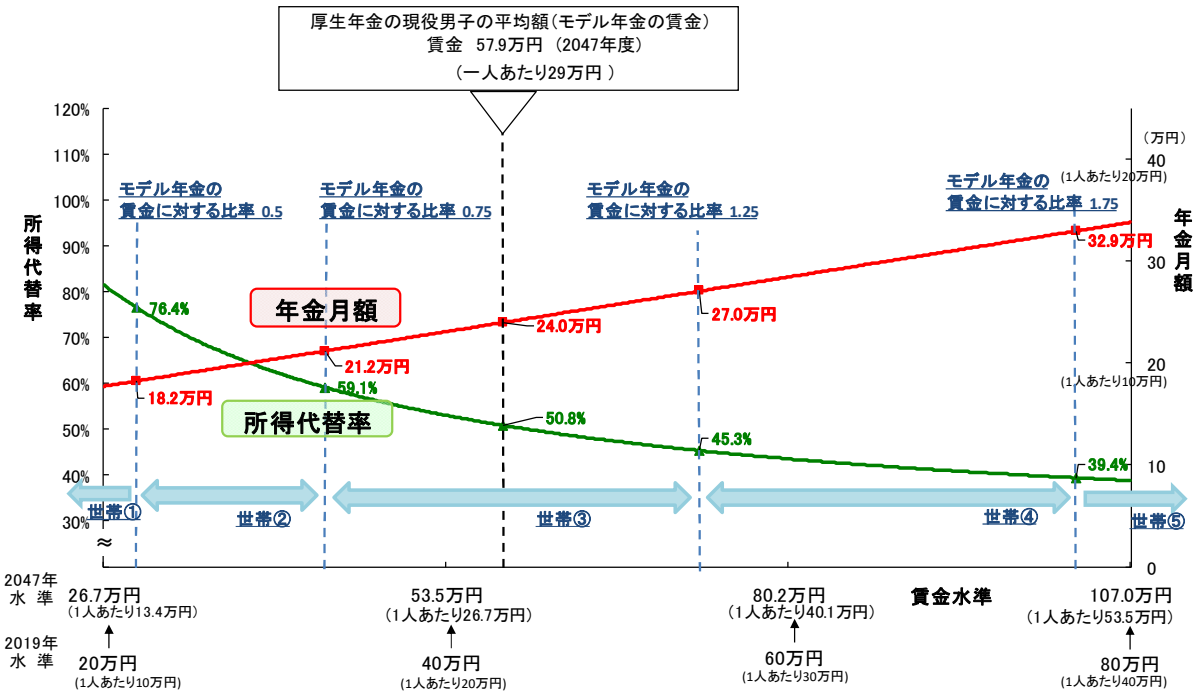

注1：　年金月額は、新規裁定者の水準。
注2：　どの世帯類型も、可処分所得割合を0.814として所得代替率を計算している。
注3：　2047年水準の年金月額及び賃金は、物価上昇率で2019年度時点に割り戻した実質額である。

＜ケースⅤ　2058(令和 40)年度（人口中位）＞

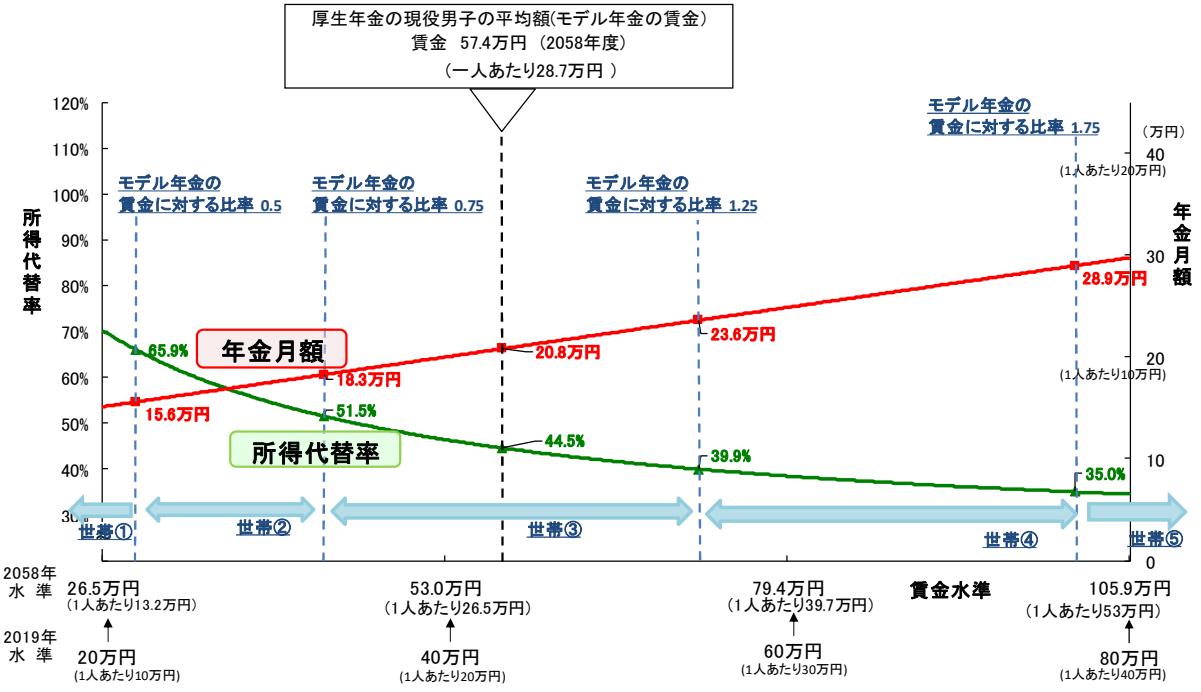

注1：　年金月額は、新規裁定者の水準。
注2：　どの世帯類型も、可処分所得割合を0.814として所得代替率を計算している。
注3：　2058年水準の年金月額及び賃金は、物価上昇率で2019年度時点に割り戻した実質額である。
注4：　2058年度について、次期財政検証までの間に所得代替率50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整を終了し、給付及び費用負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に財政のバランスがとれるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値としている。

また、今回の財政検証では、第３－７－16 図のとおり賃金水準の各階層はどのような世帯類型で構成されているかについて、国民生活基礎調査を用いた分析も行った。国民生活基礎調査により得られる賃金収入額を用いて、賃金水準の階層別に第２号被保険者が含まれる世帯類型別の構成割合をみると、例えば夫婦世帯では、モデル年金の賃金の 1.75 倍を超える賃金水準の高い階層で共働き世帯の割合は 55％と高くなっているが、この層でも 45％は片働き世帯である。また、モデル年金の賃金の 0.5 倍未満である賃金水準の低い階層では、片働き世帯は 92％と高くなっているが、この層でも８％は共働き世帯である。また、夫婦世帯、単身世帯ともに正規雇用以外での就労は賃金水準が低くなるほどその占める割合は高くなっていることもわかる。

さらに、モデル年金の賃金の 0.75 倍以上 1.25 倍未満である世帯収入を有するモデル年金の賃金水準に近い夫婦世帯についてみると、夫婦世帯の約４割を占めており、共働きや片働きの割合をみると片働き世帯は 77％となっている。このようなことからも、給付水準を測る指標として、モデル年金を想定することは一定の合理性があると考えられる。

第３－７－16 図　国民生活基礎調査を使った分析

～賃金水準（１人当たり）に応じた年金月額、所得代替率と世帯構成（2016(平成 28)年）～

※ 所得代替率 … 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。
所得代替率 ＝(夫婦2人の基礎年金 ＋ 夫の厚生年金)／ 現役男子の平均手取り収入額
2019年度：61．7%　　13．0万円　　9．0万円　　35．7万円(注)　　(注)税・社会保険料控除前の賃金は43．9万円

国民生活基礎調査の集計

			世帯①	世帯②	世帯③	世帯④	世帯⑤
賃金水準（モデル年金の賃金に対する比率）			～ 0.5 倍未満	0.5 倍 ～ 0.75 倍	0.5 倍 ～ 0.75 倍 モデル年金に近い水準	1.25 倍 ～ 1.75 倍	1.75 倍以上～
賃金 夫婦２人分			～ 21.9 万円未満	21.9 万円 ～ 32.9 万円	32.9 万円 ～ 54.9 万円	54.9 万円 ～ 76.8 万円	76.8 万円以上
（単身又は１人分）			(～ 11.0 万円未満)	(11.0 万円 ～ 16.5 万円)	(16.5 万円 ～ 27.4 万円)	(27.4 万円 ～ 38.4 万円)	(38.4 万円以上)
年金月額 夫婦２人分			～ 17.5 万円未満	17.5 万円 ～ 19.8 万円	19.8 万円 ～ 24.3 万円	24.3 万円 ～ 28.8 万円	28.8 万円以上
(2019年度（単身又は１人分）			(～ 8.8 万円未満)	(8.8 万円 ～ 9.9 万円)	(9.9 万円 ～ 12.1 万円)	(12.1 万円 ～ 14.4 万円)	(14.4 万円以上)
年金/現役時賃金（手取り）			～ 98.1%	98.1 % ～ 73.8 %	73.8 % ～ 54.4 %	54.4 % ～ 46.1 %	46.1% ～
夫婦世帯の世帯構成	共働き世帯	共に正規雇用で就労	2%	2%	10%	23%	43%
		共に正規雇用以外で就労	3%	2%	1%	1%	0%
		正規雇用と正規雇用以外で就労	3%	6%	12%	15%	12%
	片働き世帯	正規雇用で就労	60%	79%	74%	60%	45%
		正規雇用以外で就労	32%	10%	3%	2%	0%
	計		100%	100%	100%	100%	100%
	【賃金水準別の構成割合】		【 4% 】	【 11% 】	【 37% 】	【 27% 】	【 20% 】
単身世帯の世帯構成	男性	正規雇用で就労	22%	21%	43%	64%	73%
		正規雇用以外で就労	16%	21%	12%	8%	2%
	女性	正規雇用で就労就労	24%	27%	26%	26%	25%
		正規雇用以外で就労	37%	32%	18%	2%	1%
	計		100%	100%	100%	100%	100%
	【賃金水準別の構成割合】		【 8% 】	【 10% 】	【 28% 】	【 24% 】	【 30% 】

注1：世帯の構成は、2016年国民生活基礎調査の特別集計による。学生を除く、「単身世帯」、「夫婦のみの世帯」および「夫婦と未婚の子のみの世帯」を集計対象としている。
共働き世帯は、国民年金第2号被保険者を集計 している。片働き世帯では、いずれかが国民年金第2号被保険者であり、その配偶者は国民年金第3号被保険者を集計しており、
国民年金第3号被保険者の賃金はOとみなしている。単身世帯は、国民年金第2号 被保険者を集計している。
注2：世帯構成は、2016年国民生活基礎調査(所得は2015年1月～12月)の一時点の構成をみているため、生涯の平均賃金の分布を示しているものではない。
このため、将来の所得代替率や年金額の分布を示している ものではないことに留意が必要。
注3：表の賃金は、税・社会保険料控除前である。可処分所得割合を0.814として所得代替率を計算している。

４．年金財政の将来見通し

（１）被保険者数の将来見通し

①　被保険者数の将来見通し

公的年金における被保険者数のこれまでの推移を示したものが、第３－７－17 表である。この表より、生産年齢人口の増加とともに年々増加してきた被保険者数が、近年は概ね減少していることがわかる。これを被保険者種別毎にみると、近年は厚生年金被保険者数が増加し、国民年金第１号被保険者数及び国民年金第３号被保険者数が減少する傾向がみられる。

第３－７－17 表　公的年金被保険者数の実績の推移

（年度末現在）

年　度	計	国民年金 第1号被保険者 （任意加入含む）	厚生年金被保険者			国民年金 第3号被保険者
				第1号 厚生年金	第2～第4号 厚生年金	
平成（西暦）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人
3（1991）	68.4	18.5	37.8	33.0	4.8	12.1
4（1992）	68.9	18.5	38.3	33.5	4.8	12.1
5（1993）	69.3	18.6	38.5	33.6	4.9	12.2
6（1994）	69.5	18.8	38.6	33.7	4.9	12.2
7（1995）	70.0	19.1	38.6	33.8	4.9	12.2
8（1996）	70.2	19.4	38.8	34.0	4.9	12.0
9（1997）	70.3	19.6	38.8	34.0	4.8	11.9
10（1998）	70.5	20.4	38.3	33.4	4.8	11.8
11（1999）	70.6	21.2	37.8	33.0	4.8	11.7
12（2000）	70.5	21.5	37.4	32.7	4.8	11.5
13（2001）	70.2	22.1	36.8	32.0	4.7	11.3
14（2002）	70.5	22.4	36.9	32.1	4.7	11.2
15（2003）	70.3	22.4	36.8	32.1	4.7	11.1
16（2004）	70.3	22.2	37.1	32.5	4.6	11.0
17（2005）	70.4	21.9	37.6	33.0	4.6	10.9
18（2006）	70.4	21.2	38.4	33.8	4.6	10.8
19（2007）	70.1	20.4	39.1	34.6	4.5	10.6
20（2008）	69.4	20.0	38.9	34.4	4.5	10.4
21（2009）	68.7	19.9	38.7	34.2	4.4	10.2
22（2010）	68.3	19.4	38.8	34.4	4.4	10.0
23（2011）	67.7	19.0	38.9	34.5	4.4	9.8
24（2012）	67.4	18.6	39.1	34.7	4.4	9.6
25（2013）	67.2	18.1	39.7	35.3	4.4	9.5
26（2014）	67.1	17.4	40.4	36.0	4.4	9.3
27（2015）	67.1	16.7	41.3	36.9	4.4	9.2
28（2016）	67.3	15.8	42.7	38.2	4.4	8.9
29（2017）	67.3	15.1	43.6	39.1	4.5	8.7
30（2018）	67.5	14.7	44.3	39.8	4.5	8.5

（注）　第1号厚生年金の被保険者は、2014年以前は厚生年金保険の被保険者、2015年以降は第1号厚生年金被保険者を計上している。
（注）　第2～第4号厚生年金の被保険者は、2014年以前は共済組合の組合員、2015年以降は第2～4号厚生年金被保険者を計上している。
（注）　第1号厚生年金には1996年度以前の旧3公社共済組合及び2001年度以前の旧農林共済を含み、第2～第4号厚生年金には含まない。

資料:「事業年報」（厚生労働省年金局）

今回の財政検証における被保険者数の将来見通しは、第５節で述べたとおり「日本の将来推計人口」（2017（平成 29）年推計）や「労働力需給の推計」（2019（平成 31）年３月）に基づいて作成している。65 歳以上人口や労働力人口（70 歳未満）の推移がどのようになっているかを示したものが第３－７－18 図である。

第３－７－18 図　労働力人口と 65 歳以上人口の推移

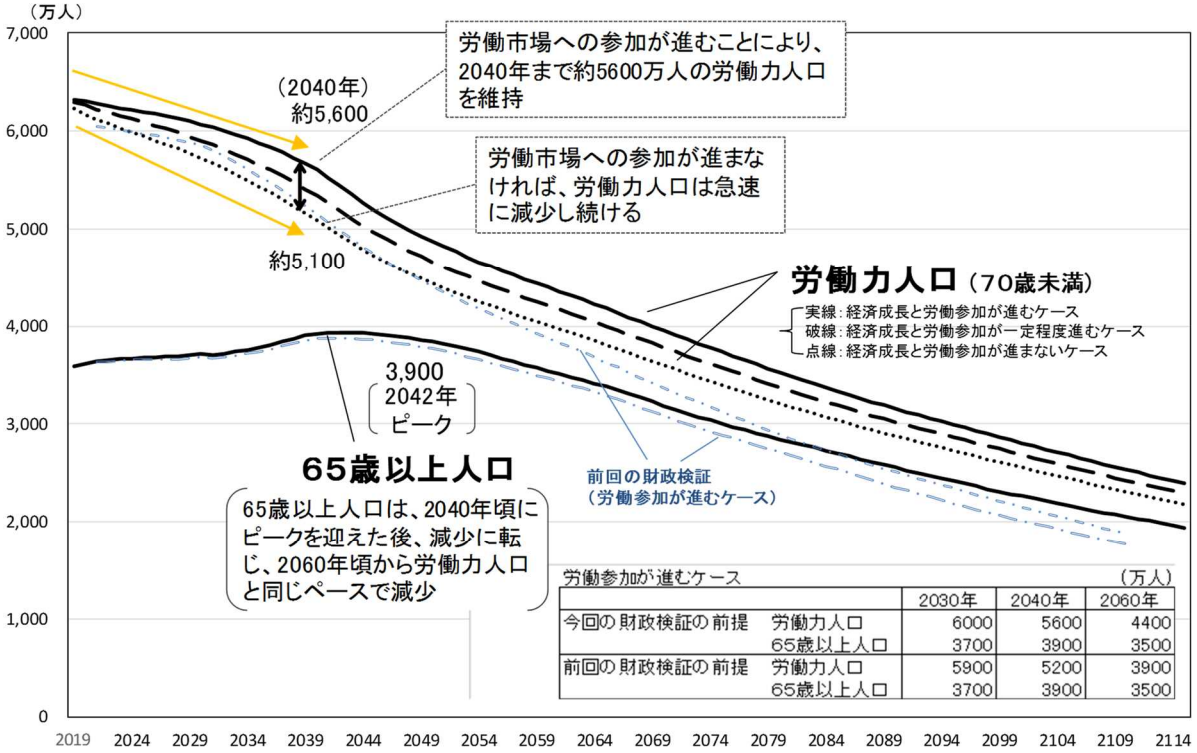

注1：人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位）
　2：労働力人口は、被用者年金の被保険者とならない70歳以上を除く。

労働力人口（70 歳未満）は足下から将来に向かって減少していく見込みであり、労働市場への参加が進む場合には、2030（令和 12）年まで 6,000 万人前後の労働力人口を維持できるものの、労働市場への参加が進まなければ労働力人口は急速に減少し続ける見込みである。

一方、65 歳以上人口は引き続き増加傾向にあり、2042（令和 24）年にピークを迎えた後、減少に転じ、2060（令和 42）年頃から労働力人口と同じペースで減少していく見込みである。

したがって、2040（令和 22）年頃までは受給世代が増加し、現役世代が減少する見込みであることから、年金制度にとっては非常に厳しい変化が生じる時期である。将来にわたって十分な給付水準を確保し、持続可能な制度とするためにも、この間に必要な積立金を確保し、予定どおりに給付水準の調整を進めていくことが重要である。

今回の財政検証において、人口の前提を出生中位・死亡中位として被保険者数の将来推計を行った結果を示したものが第３－７－19 表及び第３－７－20 図である。

公的年金の被保険者数は、労働参加が進むケースでは、2019(令和元)年度で 6,730 万人、以降、生産年齢人口の減少に伴い減少を続け、2030(令和 12)年度には 6,190 万人、2060（令和 42)年度には 4,320 万人となる見込みとなっている。労働市場への参加が一定程度進むケースでは、2019(令和元)年度で 6,720 万人、2030(令和 12)年度には 6,120 万人、2060（令和 42)年度には 4,260 万人となる見込みであり、労働参加が進まないケースでは、2019(令和元)年度で 6,720 万人、2030(令和 12)年度には 6,100 万人、2060（令和 42)年度には 4,230 万人となる見込みとなっている。

さらに、これを被保険者種別毎にみると、労働参加が進むケースでは、第１号被保険者数は、2019(令和元)年度で 1,460 万人、以降、減少を続け、2030(令和 12)年度には 1,210 万人、2060（令和 42)年度には 800 万人となる見込みとなっている。労働市場への参加が一定程度進むケースでは、2019(令和元)年度で 1,460 万人、2030(令和 12)年度には 1,290 万人、2060（令和 42)年度には 850 万人となる見込みであり、労働参加が進まないケースでは、2019(令和元)年度で 1,470 万人、2030 （令和 12)年度には 1,360 万人、2060（令和 42)年度には 900 万人となる見込みとなっている。

厚生年金被保険者数は、労働参加が進むケースでは、2019(令和元)年度で 4,430 万人、以降、2030(令和 12)年度には 4,340 万人、2060（令和 42)年度には 3,110 万人となる見込みとなっている。労働市場への参加が一定程度進むケースでは、2019(令和元)年度で 4,430 万人、2030 （令和 12)年度には 4,140 万人、2060（令和 42)年度には 2,970 万人となる見込みとなっており、労働参加が進まないケースでは、2019(令和元)年度で 4,410 万人、2030(令和 12)年度には 4,020 万人、2060（令和 42)年度には 2,850 万人となる見込みとなっている。

第３号被保険者数は、労働参加が進むケースでは、2019(令和元)年度で 830 万人、以降、2030(令和 12)年度には 630 万人、2060（令和 42)年度には 410 万人となる見込みとなっている。また、労働市場への参加が一定程度進むケースでは、2019(令和元)年度で 840 万人、2030(令和 12)年度には 680 万人、2060（令和 42)年度には 440 万人となる見込みとなっており、労働参加が進まないケースでは、2019(令和元)年度で 840 万人、2030(令和 12)年度には 720 万人、2060（令和 42)年度には 490 万人とそれぞれ減少していく見込みとなっている。

第３－７－19表　公的年金被保険者数の将来見通し
－2019(令和元)年財政検証－
①　人口：出生中位、死亡中位　労働：労働参加が進むケース

年　度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦（令和）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2019（元）	67.3	14.6	44.3	(39.9)	(4.5)	8.3	(7.5)	(0.9)	0.1	−0.2
2020（2）	66.9	14.4	44.4	(39.9)	(4.5)	8.1	(7.3)	(0.9)	0.1	−0.2
2021（3）	66.5	14.2	44.4	(39.9)	(4.4)	8.0	(7.1)	(0.8)	0.0	−0.3
2022（4）	66.1	14.0	44.3	(39.9)	(4.4)	7.8	(7.0)	(0.8)	−0.2	−0.5
2023（5）	65.7	13.8	44.2	(39.8)	(4.4)	7.6	(6.8)	(0.8)	−0.4	−0.7
2024（6）	65.2	13.6	44.2	(39.8)	(4.4)	7.4	(6.7)	(0.8)	−0.6	−0.9
2025（7）	64.7	13.3	44.1	(39.7)	(4.4)	7.3	(6.5)	(0.8)	−0.6	−0.9
2030（12）	61.9	12.1	43.4	(39.2)	(4.2)	6.3	(5.7)	(0.7)	−0.8	−1.1
2035（17）	57.9	10.7	41.6	(37.5)	(4.1)	5.6	(5.0)	(0.6)	−1.3	−1.6
2040（22）	54.2	9.9	39.2	(35.3)	(3.9)	5.1	(4.6)	(0.6)	−1.3	−1.6
2050（32）	47.8	8.8	34.4	(30.8)	(3.6)	4.6	(4.1)	(0.5)	−1.2	−1.5
2060（42）	43.2	8.0	31.1	(27.8)	(3.3)	4.1	(3.6)	(0.5)	−1.0	−1.3
2070（52）	38.7	7.1	27.9	(25.0)	(2.9)	3.7	(3.3)	(0.4)	−1.1	−1.4
2080（62）	34.5	6.3	24.9	(22.3)	(2.6)	3.3	(2.9)	(0.4)	−1.2	−1.5
2090（72）	31.0	5.7	22.3	(19.9)	(2.3)	3.0	(2.6)	(0.3)	−1.1	−1.4
2100（82）	27.8	5.1	20.0	(17.9)	(2.1)	2.6	(2.3)	(0.3)	−1.1	−1.4
2110（92）	24.8	4.6	17.9	(16.0)	(1.9)	2.4	(2.1)	(0.3)	−1.1	−1.4
2115（97）	23.4	4.3	16.9	(15.1)	(1.8)	2.2	(2.0)	(0.3)	−1.1	−1.4

（注1）被保険者数は年度間平均値である。

（注2）①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値（年平均）である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

②　人口：出生中位、死亡中位　労働：労働参加が一定程度進むケース

年　度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦（令和）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2019（元）	67.2	14.6	44.3	(39.8)	(4.5)	8.4	(7.5)	(0.9)	0.1	−0.2
2020（2）	66.8	14.5	44.2	(39.7)	(4.5)	8.2	(7.3)	(0.9)	0.1	−0.2
2021（3）	66.4	14.4	44.0	(39.6)	(4.4)	8.1	(7.2)	(0.8)	0.0	−0.3
2022（4）	66.0	14.3	43.8	(39.3)	(4.4)	7.9	(7.1)	(0.8)	−0.2	−0.5
2023（5）	65.5	14.1	43.5	(39.1)	(4.4)	7.8	(7.0)	(0.8)	−0.5	−0.8
2024（6）	64.9	14.0	43.3	(38.9)	(4.4)	7.7	(6.9)	(0.8)	−0.6	−0.9
2025（7）	64.4	13.8	43.0	(38.6)	(4.4)	7.5	(6.8)	(0.8)	−0.7	−1.0
2030（12）	61.2	12.9	41.4	(37.2)	(4.2)	6.8	(6.1)	(0.7)	−0.9	−1.2
2035（17）	57.1	11.5	39.5	(35.4)	(4.1)	6.0	(5.4)	(0.7)	−1.3	−1.6
2040（22）	53.3	10.5	37.3	(33.4)	(3.9)	5.5	(4.8)	(0.6)	−1.4	−1.7
2050（32）	47.1	9.3	32.8	(29.2)	(3.6)	4.9	(4.3)	(0.6)	−1.2	−1.5
2060（42）	42.6	8.5	29.7	(26.4)	(3.3)	4.4	(3.8)	(0.5)	−1.0	−1.3
2070（52）	38.1	7.6	26.6	(23.7)	(2.9)	3.9	(3.4)	(0.5)	−1.1	−1.4
2080（62）	34.0	6.7	23.8	(21.1)	(2.6)	3.5	(3.1)	(0.4)	−1.2	−1.5
2090（72）	30.5	6.1	21.3	(18.9)	(2.3)	3.1	(2.8)	(0.4)	−1.1	−1.4
2100（82）	27.4	5.4	19.1	(17.0)	(2.1)	2.8	(2.5)	(0.3)	−1.1	−1.4
2110（92）	24.4	4.8	17.1	(15.2)	(1.9)	2.5	(2.2)	(0.3)	−1.1	−1.4
2115（97）	23.1	4.6	16.1	(14.3)	(1.8)	2.4	(2.1)	(0.3)	−1.1	−1.4

（注1）被保険者数は年度間平均値である。

（注2）①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値（年平均）である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

③　人口：出生中位、死亡中位　労働：労働参加が進まないケース

年　度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦（令和）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2019（元）	67.2	14.7	44.1	(39.7)	(4.5)	8.4	(7.5)	(0.9)	0.1	−0.2
2020（2）	66.8	14.6	43.9	(39.4)	(4.5)	8.3	(7.5)	(0.9)	0.1	−0.2
2021（3）	66.3	14.6	43.5	(39.1)	(4.4)	8.2	(7.4)	(0.9)	0.0	−0.3
2022（4）	65.9	14.6	43.1	(38.7)	(4.4)	8.1	(7.3)	(0.9)	−0.3	−0.6
2023（5）	65.3	14.6	42.8	(38.3)	(4.4)	8.0	(7.2)	(0.8)	−0.5	−0.8
2024（6）	64.8	14.5	42.4	(38.0)	(4.4)	7.9	(7.1)	(0.8)	−0.7	−1.0
2025（7）	64.2	14.4	42.0	(37.6)	(4.4)	7.8	(7.0)	(0.8)	−0.7	−1.0
2030（12）	61.0	13.6	40.2	(35.9)	(4.2)	7.2	(6.4)	(0.8)	−0.9	−1.2
2035（17）	56.8	12.1	38.2	(34.1)	(4.1)	6.5	(5.8)	(0.7)	−1.4	−1.7
2040（22）	52.9	11.1	35.8	(31.8)	(3.9)	6.1	(5.4)	(0.7)	−1.4	−1.7
2050（32）	46.8	9.9	31.5	(27.9)	(3.6)	5.4	(4.8)	(0.6)	−1.2	−1.5
2060（42）	42.3	9.0	28.5	(25.2)	(3.3)	4.9	(4.3)	(0.6)	−1.0	−1.3
2070（52）	37.9	8.0	25.5	(22.6)	(2.9)	4.3	(3.8)	(0.5)	−1.1	−1.4
2080（62）	33.8	7.1	22.8	(20.1)	(2.6)	3.9	(3.4)	(0.5)	−1.2	−1.5
2090（72）	30.3	6.4	20.4	(18.1)	(2.3)	3.5	(3.1)	(0.4)	−1.1	−1.4
2100（82）	27.2	5.8	18.3	(16.2)	(2.1)	3.1	(2.7)	(0.4)	−1.1	−1.4
2110（92）	24.3	5.1	16.3	(14.5)	(1.9)	2.8	(2.5)	(0.3)	−1.1	−1.4
2115（97）	22.9	4.9	15.4	(13.7)	(1.8)	2.6	(2.3)	(0.3)	−1.1	−1.4

（注1） 被保険者数は年度間平均値である。

（注2） ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値（年平均）である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

第３－７－20図　公的年金被保険者数の将来見通し
－2019(令和元)年財政検証－

①　人口：出生中位、死亡中位　労働：労働参加が進むケース

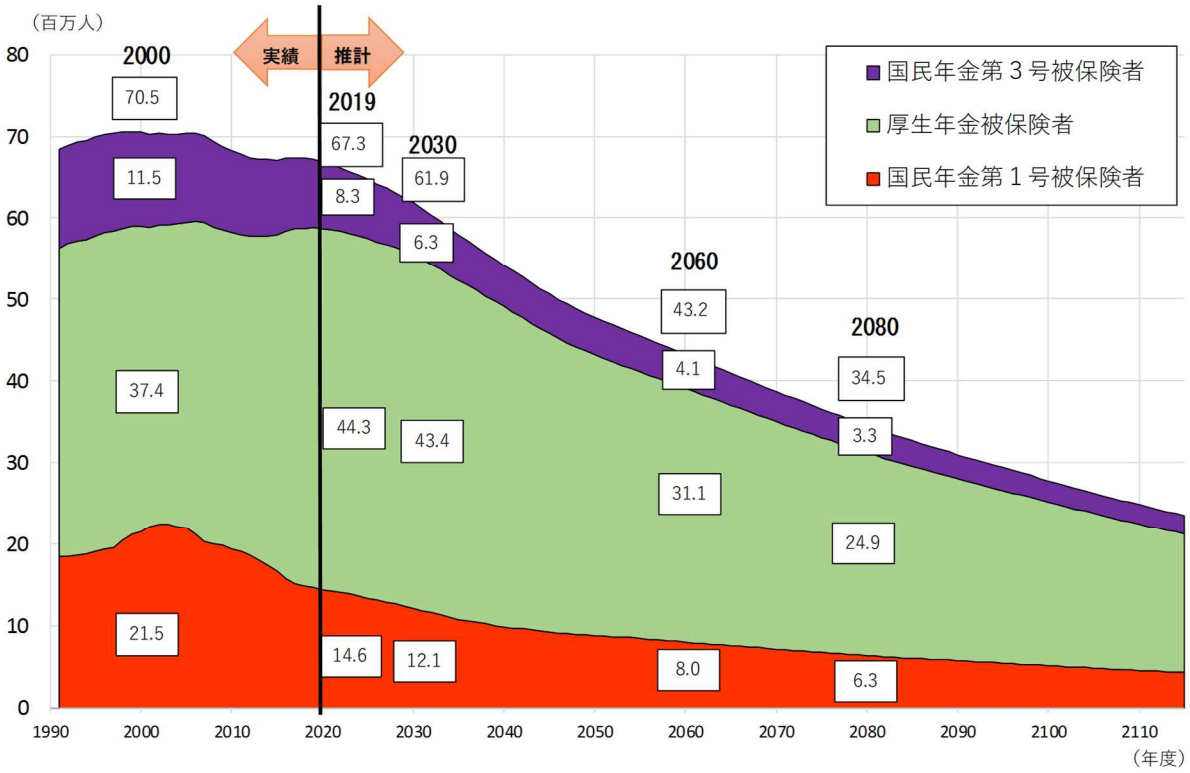

②　人口：出生中位、死亡中位　労働：労働参加が一定程度進むケース

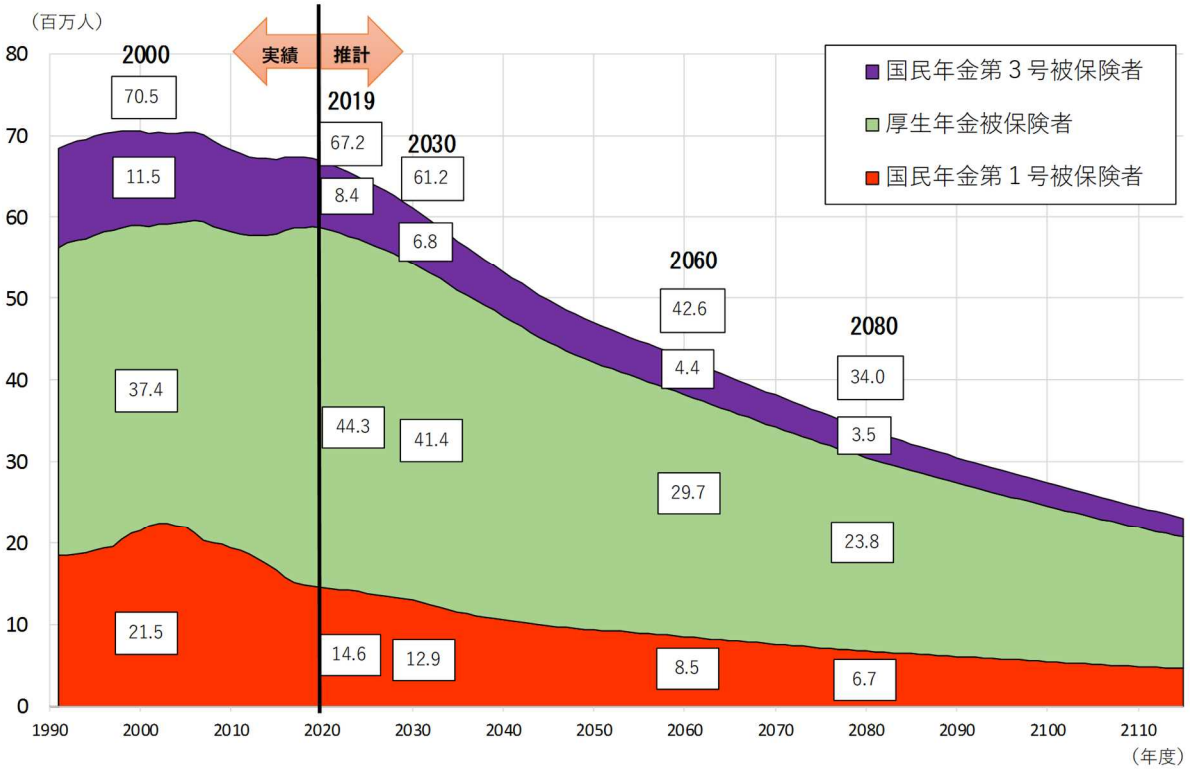

③　人口：出生中位、死亡中位　労働：労働参加が進まないケース

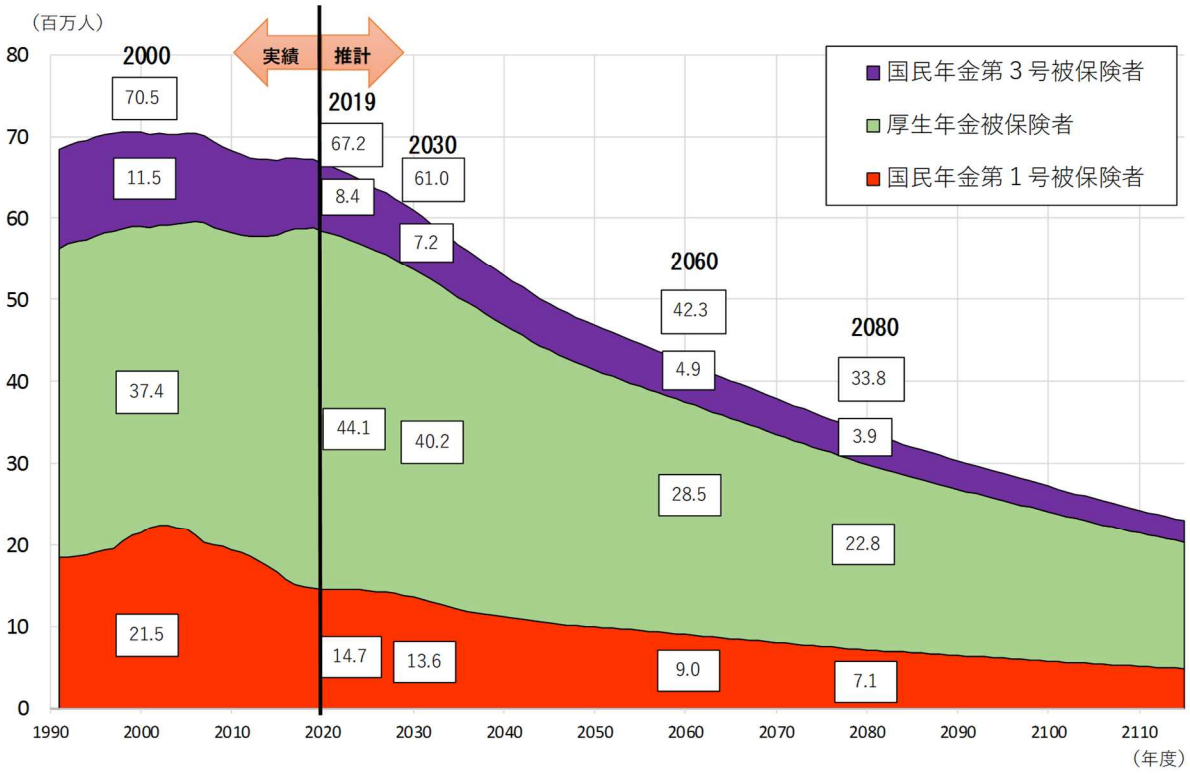

出生の動向が変動した場合の公的年金被保険者数の見通しについて、労働参加が進むケースで、出生高位（出生率が高く、少子化の状況が一定程度改善した場合)、出生低位（出生率が低く、少子化がより進行した場合）の場合のものを示したのが第３－７－21表である。

公的年金被保険者数の動向は、ほぼ人口推計における20歳以上60歳未満人口の動向と同様の傾向となっているが、将来における出生の動向の変動は2016(平成28)年度以降に生まれたコーホートに反映されるため、公的年金被保険者数に差が生じるのは2036(令和18)年度前後以降となる。労働参加が進むケースで見ると、2035（令和17)年度には、出生高位の場合で5,800万人、出生低位の場合で5,790万人とほぼ同程度であるが、2060(令和42)年度には、出生高位の場合で4,620万人、出生低位の場合で4,050万人と出生率の違いが現れている。

したがって、公的年金被保険者数の減少率に寿命の伸びを勘案した一定率（0.3%）を加えたものを基礎として行われるマクロ経済スライドによる給付水準の調整は、少子化の動向の変動が公的年金被保険者数の差異となって現れてくる2035(令和17)年度前後までは同じとなり、給付水準調整のスピ

ードは少子化の動向の前提如何によらずに決まることとなる。その結果、少子化の動向が変動した場合においても、給付と負担の均衡は、基本的には給付水準調整期間の伸縮により図られることとなる。

第３－７－21表　公的年金被保険者数の将来見通し
－2019(令和元)年財政検証－

①　人口：出生高位、死亡中位　労働：労働参加が進むケース

年　度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦（令和）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2019（元）	67.3	14.6	44.3	(39.9)	(4.5)	8.3	(7.5)	(0.9)	0.1	−0.2
2020（2）	66.9	14.4	44.4	(39.9)	(4.5)	8.1	(7.3)	(0.9)	0.1	−0.2
2021（3）	66.5	14.2	44.4	(39.9)	(4.5)	8.0	(7.1)	(0.8)	0.0	−0.3
2022（4）	66.1	14.0	44.3	(39.9)	(4.5)	7.8	(7.0)	(0.8)	−0.2	−0.5
2023（5）	65.7	13.8	44.3	(39.8)	(4.4)	7.6	(6.8)	(0.8)	−0.4	−0.7
2024（6）	65.2	13.6	44.2	(39.8)	(4.4)	7.4	(6.7)	(0.8)	−0.6	−0.9
2025（7）	64.7	13.3	44.1	(39.7)	(4.4)	7.3	(6.5)	(0.8)	−0.6	−0.9
2030（12）	61.9	12.1	43.4	(39.1)	(4.3)	6.3	(5.7)	(0.7)	−0.8	−1.1
2035（17）	58.0	10.7	41.6	(37.4)	(4.2)	5.6	(5.0)	(0.6)	−1.3	−1.6
2040（22）	54.6	10.1	39.4	(35.3)	(4.1)	5.2	(4.5)	(0.6)	−1.2	−1.5
2050（32）	49.6	9.3	35.6	(31.8)	(3.8)	4.7	(4.1)	(0.6)	−0.9	−1.2
2060（42）	46.2	8.6	33.2	(29.6)	(3.5)	4.4	(3.9)	(0.5)	−0.7	−1.0
2070（52）	43.0	8.1	30.8	(27.6)	(3.2)	4.1	(3.6)	(0.5)	−0.7	−1.0
2080（62）	40.4	7.6	29.0	(26.0)	(3.0)	3.8	(3.4)	(0.4)	−0.6	−0.9
2090（72）	37.6	7.0	27.0	(24.2)	(2.8)	3.6	(3.2)	(0.4)	−0.7	−1.0
2100（82）	34.9	6.5	25.1	(22.5)	(2.6)	3.3	(3.0)	(0.4)	−0.7	−1.0
2110（92）	32.7	6.2	23.4	(21.0)	(2.4)	3.1	(2.8)	(0.4)	−0.6	−0.9
2115（97）	31.6	5.9	22.7	(20.3)	(2.3)	3.0	(2.7)	(0.3)	−0.7	−1.0

（注1）被保険者数は年度間平均値である。

（注2）①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値（年平均）である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

②　人口：出生低位、死亡中位　労働：労働参加が進むケース

年　度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦（令和）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2019（元）	67.3	14.6	44.3	(39.9)	(4.5)	8.3	(7.5)	(0.9)	0.1	−0.2
2020（2）	66.9	14.4	44.4	(39.9)	(4.4)	8.1	(7.3)	(0.9)	0.1	−0.2
2021（3）	66.5	14.2	44.4	(39.9)	(4.4)	8.0	(7.1)	(0.8)	0.0	−0.3
2022（4）	66.1	14.0	44.3	(39.9)	(4.4)	7.8	(7.0)	(0.8)	−0.2	−0.5
2023（5）	65.7	13.8	44.2	(39.8)	(4.4)	7.6	(6.8)	(0.8)	−0.4	−0.7
2024（6）	65.2	13.6	44.2	(39.8)	(4.4)	7.4	(6.7)	(0.8)	−0.6	−0.9
2025（7）	64.7	13.3	44.1	(39.7)	(4.3)	7.3	(6.5)	(0.7)	−0.6	−0.9
2030（12）	61.9	12.1	43.4	(39.2)	(4.2)	6.3	(5.7)	(0.7)	−0.8	−1.1
2035（17）	57.9	10.7	41.5	(37.5)	(4.0)	5.6	(5.0)	(0.6)	−1.3	−1.6
2040（22）	53.9	9.7	39.0	(35.2)	(3.8)	5.1	(4.6)	(0.6)	−1.4	−1.7
2050（32）	46.2	8.3	33.3	(29.9)	(3.4)	4.5	(4.0)	(0.5)	−1.5	−1.8
2060（42）	40.5	7.4	29.2	(26.1)	(3.1)	3.9	(3.4)	(0.5)	−1.3	−1.6
2070（52）	34.9	6.3	25.2	(22.6)	(2.7)	3.3	(2.9)	(0.4)	−1.5	−1.8
2080（62）	29.3	5.2	21.3	(19.0)	(2.3)	2.8	(2.5)	(0.3)	−1.7	−2.0
2090（72）	25.3	4.6	18.2	(16.3)	(2.0)	2.4	(2.1)	(0.3)	−1.4	−1.7
2100（82）	21.9	4.0	15.8	(14.1)	(1.7)	2.1	(1.8)	(0.3)	−1.5	−1.8
2110（92）	18.5	3.3	13.4	(12.0)	(1.4)	1.8	(1.5)	(0.2)	−1.7	−2.0
2115（97）	17.1	3.1	12.4	(11.0)	(1.3)	1.6	(1.4)	(0.2)	−1.6	−1.9

（注1）被保険者数は年度間平均値である。

（注2）①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値（年平均）である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

また、出生率の前提が中位かつ労働参加が進むケースのもとでの死亡の動向が変動した場合の公的年金被保険者数の見通しについて、死亡高位（死亡率が高く、寿命の伸びが小さい場合)、死亡低位（死亡率が低く、寿命の伸びが大きい場合）別にそれぞれ示したものが第３－７－22 表である。

公的年金被保険者数の動向に影響を与える 20 歳以上 60 歳未満の年齢層においては、死亡率はそもそも低く、それぞれの前提における死亡率の差も小さくなるため、どの前提でもほぼ同様の見通しとなっている。具体的に労働参加が進むケースで見ると、2030(令和 12)年度が、死亡高位の場合で 6,180 万人、死亡低位の場合で 6,200 万人とほぼ同程度であり、2060(令和 42)年度でみても、死亡高位の場合で 4,310 万人、死亡低位の場合で 4,330 万人とほぼ同程度となっている。

第３－７－22表　公的年金被保険者数の将来見通し
－2019(令和元)年財政検証－

①　人口：出生中位、死亡高位　労働：労働参加が進むケース

年　度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦（令和）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2019（元）	67.3	14.6	44.3	(39.9)	(4.5)	8.3	(7.5)	(0.9)	0.1	−0.2
2020（2）	66.9	14.4	44.4	(39.9)	(4.4)	8.1	(7.3)	(0.9)	0.1	−0.2
2021（3）	66.5	14.2	44.3	(39.9)	(4.4)	8.0	(7.1)	(0.8)	0.0	−0.3
2022（4）	66.1	14.0	44.3	(39.9)	(4.4)	7.8	(7.0)	(0.8)	−0.2	−0.5
2023（5）	65.7	13.8	44.2	(39.8)	(4.4)	7.6	(6.8)	(0.8)	−0.4	−0.7
2024（6）	65.2	13.6	44.1	(39.8)	(4.4)	7.4	(6.7)	(0.8)	−0.6	−0.9
2025（7）	64.6	13.3	44.1	(39.7)	(4.4)	7.3	(6.5)	(0.7)	−0.6	−0.9
2030（12）	61.8	12.1	43.4	(39.2)	(4.2)	6.3	(5.7)	(0.7)	−0.8	−1.1
2035（17）	57.8	10.7	41.5	(37.4)	(4.1)	5.6	(5.0)	(0.6)	−1.3	−1.6
2040（22）	54.1	9.9	39.1	(35.2)	(3.9)	5.1	(4.6)	(0.6)	−1.3	−1.6
2050（32）	47.7	8.8	34.3	(30.8)	(3.6)	4.6	(4.1)	(0.5)	−1.2	−1.5
2060（42）	43.1	8.0	31.0	(27.8)	(3.2)	4.1	(3.6)	(0.5)	−1.0	−1.3
2070（52）	38.6	7.1	27.8	(25.0)	(2.9)	3.7	(3.3)	(0.4)	−1.1	−1.4
2080（62）	34.4	6.3	24.8	(22.2)	(2.6)	3.3	(2.9)	(0.4)	−1.2	−1.5
2090（72）	30.9	5.7	22.2	(19.9)	(2.3)	3.0	(2.6)	(0.3)	−1.1	−1.4
2100（82）	27.7	5.1	20.0	(17.9)	(2.1)	2.6	(2.3)	(0.3)	−1.1	−1.4
2110（92）	24.7	4.5	17.8	(16.0)	(1.8)	2.4	(2.1)	(0.3)	−1.1	−1.4
2115（97）	23.4	4.3	16.8	(15.1)	(1.7)	2.2	(2.0)	(0.3)	−1.1	−1.4

（注1）被保険者数は年度間平均値である。

（注2）①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値（年平均）である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

②　人口：出生中位、死亡低位　労働：労働参加が進むケース

年　度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦（令和）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2019（元）	67.3	14.6	44.3	(39.9)	(4.5)	8.4	(7.5)	(0.9)	0.1	−0.2
2020（2）	66.9	14.4	44.4	(39.9)	(4.5)	8.1	(7.3)	(0.9)	0.1	−0.2
2021（3）	66.6	14.2	44.4	(39.9)	(4.5)	8.0	(7.1)	(0.8)	0.0	−0.3
2022（4）	66.2	14.0	44.3	(39.9)	(4.4)	7.8	(7.0)	(0.8)	−0.2	−0.5
2023（5）	65.7	13.8	44.3	(39.8)	(4.4)	7.6	(6.8)	(0.8)	−0.4	−0.7
2024（6）	65.3	13.6	44.2	(39.8)	(4.4)	7.4	(6.7)	(0.8)	−0.6	−0.9
2025（7）	64.8	13.4	44.1	(39.7)	(4.4)	7.3	(6.5)	(0.8)	−0.6	−0.9
2030（12）	62.0	12.1	43.5	(39.2)	(4.3)	6.4	(5.7)	(0.7)	−0.8	−1.1
2035（17）	58.0	10.8	41.6	(37.5)	(4.1)	5.6	(5.0)	(0.6)	−1.3	−1.6
2040（22）	54.3	9.9	39.3	(35.3)	(4.0)	5.2	(4.6)	(0.6)	−1.3	−1.6
2050（32）	47.9	8.8	34.4	(30.8)	(3.6)	4.6	(4.1)	(0.5)	−1.2	−1.5
2060（42）	43.3	8.0	31.1	(27.8)	(3.3)	4.1	(3.6)	(0.5)	−1.0	−1.3
2070（52）	38.8	7.2	28.0	(25.0)	(3.0)	3.7	(3.3)	(0.4)	−1.1	−1.4
2080（62）	34.6	6.4	24.9	(22.3)	(2.7)	3.3	(2.9)	(0.4)	−1.2	−1.5
2090（72）	31.1	5.7	22.3	(20.0)	(2.4)	3.0	(2.6)	(0.4)	−1.1	−1.4
2100（82）	27.9	5.1	20.1	(17.9)	(2.1)	2.7	(2.3)	(0.3)	−1.1	−1.4
2110（92）	24.9	4.6	17.9	(16.0)	(1.9)	2.4	(2.1)	(0.3)	−1.1	−1.4
2115（97）	23.5	4.3	16.9	(15.1)	(1.8)	2.2	(2.0)	(0.3)	−1.1	−1.4

（注1）被保険者数は年度間平均値である。

（注2）①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値（年平均）である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

②　スライド調整率の将来見通し

マクロ経済スライドによる給付水準の調整を行う際の調整率は、公的年金の全被保険者数の減少率の実績（３年平均）と平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率（0.3%）により設定される。

このうち、公的年金の全被保険者数の減少率の実績は、年金額の改定を行う４月時点で確定している前々年度のものまでの３年平均を用いることとしているが、その減少率の実績値または見通しに平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率（0.3%）を加えた率の実績値及び見通しについて示したものが、例えば人口中位の場合、第３－７－23 図である。

実績値の推移については、2012（平成 24）年度を底として、スライド調整率の値が小さくなっている。これは、近年、60 歳以上の就労者が増加し、厚生年金被保険者が増加していることによると考えられる。

また、将来見通しについては、2040 年代までは労働参加の進展度合いにより、60 歳以上の加入動向が異なることからそれぞれのケースで異なる結果となっているが、2050 年以降については、労働力受給の見通しが 2040 年度以降、一定となることから、ケースによる差が小さくなる。

第３－７－23 図　スライド調整率の実績値及び将来見通し（人口中位）

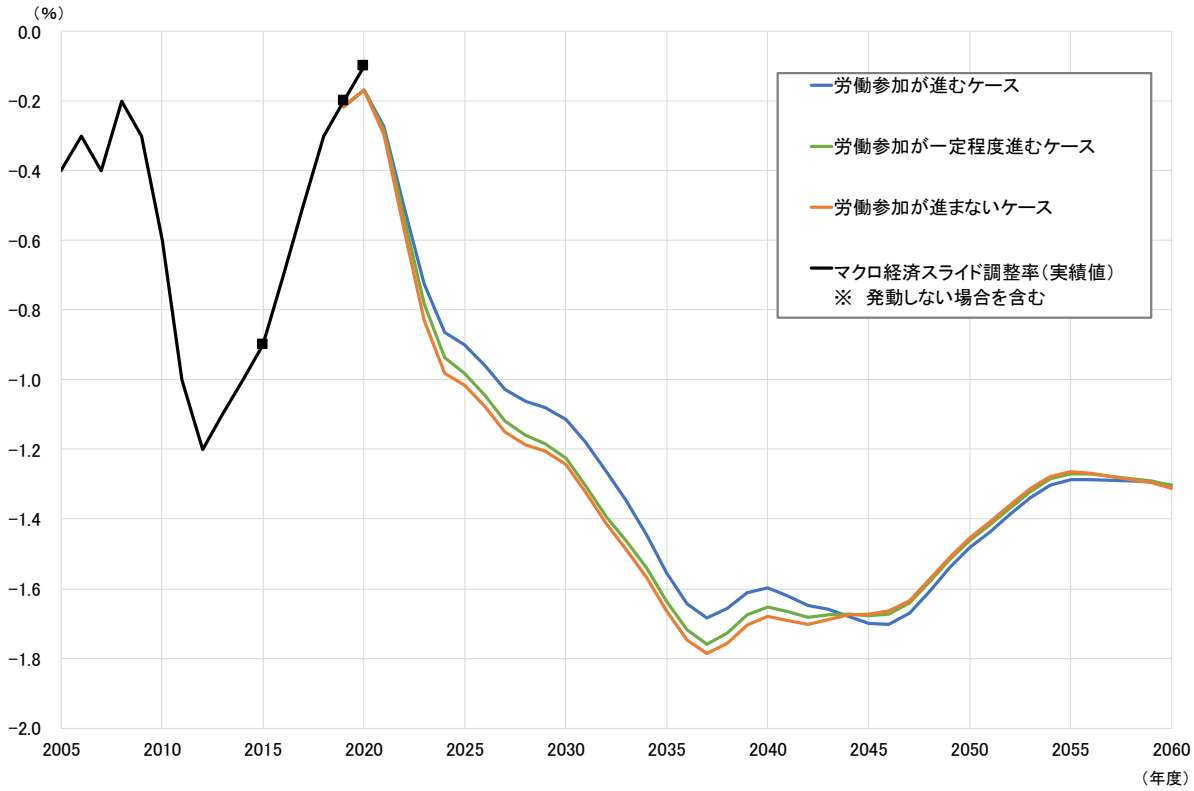

（注）マクロ経済スライドが実際に発動したのは、2015（平成 27）年度、2019（令和元）年度、2020（令和２）年度である。

③　被保険者の年齢構成

被保険者数の将来推計は性・年齢別に行っており、被保険者の年齢構成が将来どのように変化していくかをみることができる。被用者年金の場合を示したものが第３－７－24 図である。男女別に比較した場合、男性と女性の被保険者で年齢構成に違いが見られる。

男性の場合、2019(令和元)年度では、いわゆる団塊の世代は被保険者から抜け終えており、基本的には団塊の世代の子供世代である第２次ベビーブーム世代に対応する 40 歳台後半層をピークとした年齢構成となっている。また、2030(令和 12)年度になると第２次ベビーブーム世代は 50 歳台後半層となり、そこをピークとして、年齢が低くなるにつれ被保険者数が少なくなる年齢構成の傾向が見てとれる。そして、2060(令和 42)年度には、年齢構成上、特異なところがみられなくなり 50 歳台前半を緩やかなピークとする年齢構成となる。男性被保険者の年齢構成の年次推移をみると、団塊の世代、第２次ベビーブーム世代のピークが通り過ぎた後は、出生率が人口を長期的に一定の規模で保持する水準（人口置換水準、合計特殊出生率で 2.07 前後の水準）を大きく割り込んでいるため被保険者数の減少は続くものの、年齢構成としては安定化していく傾向にある。

女性の場合、2019(令和元)年度では、40 歳台後半を１つのピークとしつつも、おおむね 20 歳台後半から 50 歳台前半までの年齢層を中心とした年齢構成となっている。2040(令和 22)年度では、20 歳台後半層を１つのピークとしつつ、40 歳台前半層で谷となり、再び 50 歳台後半層で第２のピークとなるという、いわゆるM字型の年齢構成となっている。このM字型の年齢構成は、労働力率では解消する見通しであるが、厚生年金の被保険者はフルタイムに近い働き方の者に限られるため、20 歳台後半以降、結婚・出産に伴って、短時間労働などに変わり厚生年金の適用から外れるが、子供に手間がかからなくなる中高年齢になると再び労働時間を増やし厚生年金に適用されるという動きを反映しているものと考えられる。また、女性被保険者の将来の年齢構成についても、男性の場合と同様に、おおむね 2060(令和 42)年度には被保険者数の減少は続くものの安定的な年齢構成となる。

第３－７－24 図　厚生年金被保険者の年齢構成の推移
（人口：出生中位、死亡中位　労働：労働参加が進むケース）

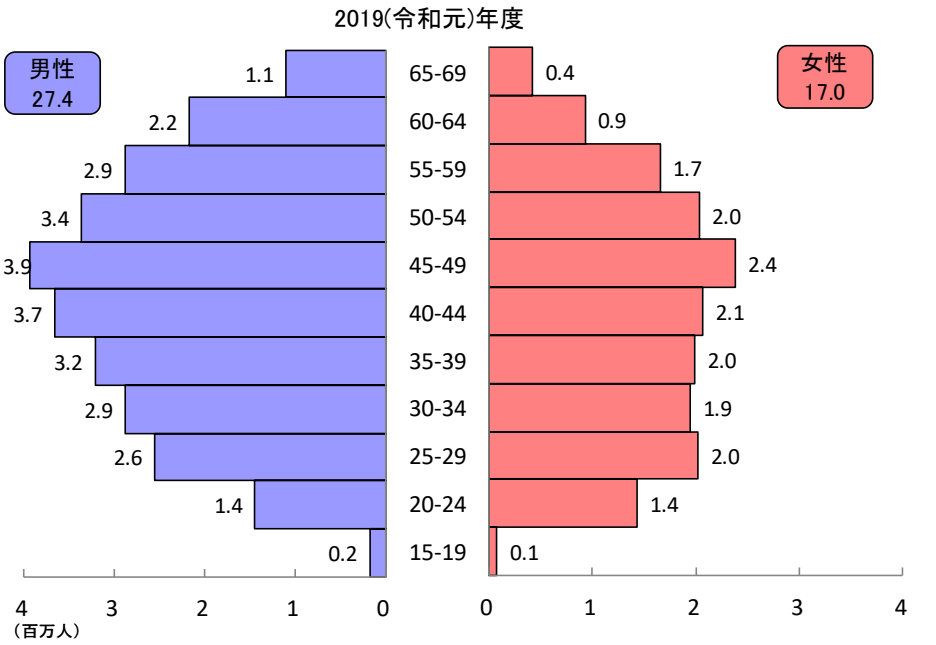

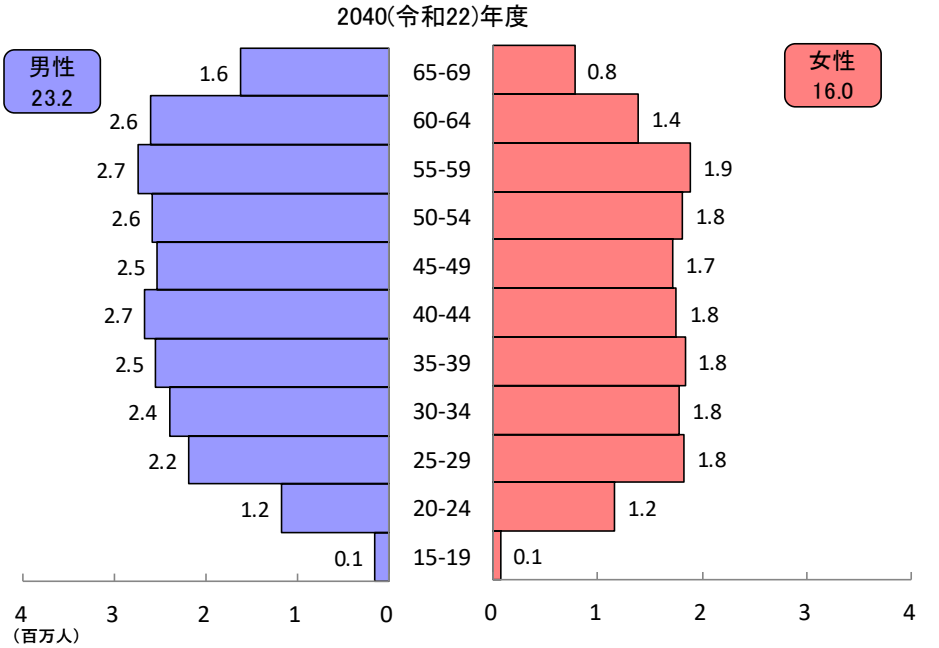

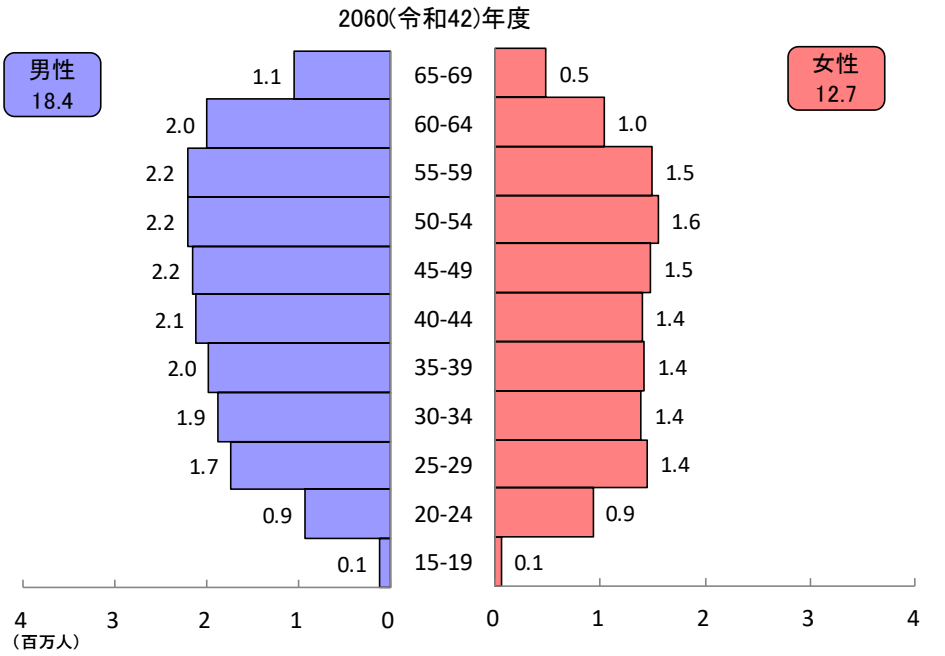

（２）受給者数の将来見通し

基礎年金及び厚生年金における将来の受給者数の見通しについて解説する。以下、基礎年金受給者という場合には、基礎年金という名称で 1986(昭和 61)年４月以降に新規裁定される受給者（老齢年金の場合には、1986(昭和 61)年４月１日における年齢が 60 歳未満の者）の他、基礎年金制度導入前の法律下で被用者年金の給付として裁定された年金のうち 1961(昭和 36)年４月以降の加入期間に基づき 65 歳以降に支給されるものといったように基礎年金給付費の費用負担上、基礎年金に相当する給付とみなされる年金（みなし基礎年金）の支給を受けている者を含む。

①　基礎年金受給者数

老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金それぞれの受給者数及び老齢基礎年金の受給者数に対する公的年金被保険者数の比率の将来見通しは第３－７－25 表のとおりである。

老齢基礎年金受給者数は、2019(令和元)年度で 3,390 万人であるが、2030(令和 12)年度には 3,490 万人と増加し、その後、2040(令和 22)年度で 3,660 万人と、ほぼピークに達した後は減少に転じ、2115(令和 97)年度には 1,800 万人になる見込みとなっている。

次に、老齢基礎年金の受給者数に対する公的年金被保険者数の比率をみると、2019(令和元)年度は 2.0 であるが、2030(令和 12)年度には 1.7～1.8 へと下降し、その後、2050(令和 32)年度頃に 1.3 に達した後は、2115(令

和 97)年度まで同程度の水準で推移する見込みとなっている。

なお、老齢基礎年金受給者数に対する公的年金被保険者数の比率の将来推移は、将来推計人口における 65 歳以上人口に対する 20 歳以上 60 歳未満人口の比率とほぼ同様の傾向を示している。

障害基礎年金受給者数については、2019(令和元)年度で 190 万人であるが、その後やや増加し、2040(令和 22)年度には 220 万人となる。2040(令和 22)年度以降は、人口の減少に応じて減少し、2115(令和 97)年度には 120 万人になる見込みとなっている。

一方、遺族基礎年金受給者数については、今後 10 万人程度で推移し、緩やかに減少する見込みとなっている。遺族基礎年金については、遺族の範囲が子のある配偶者及び子に限定され、遅くとも子供が 20 歳になるまでに失権することもあり、既に成熟状態に達しているものと考えられる。

第３－７－25 表　公的年金被保険者数、基礎年金受給者数の見通し
－2019(令和元)年財政検証－

年度	公的年金被保険者数			基礎年金受給者数			①／④	②／④	③／④
	労働参加が進むケース	労働参加が一定程度進むケース	労働参加が進まないケース	老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金			
(西暦)	①	②	③	④					
	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人			
2019	67.3	67.2	67.2	33.9	1.9	0.1	2.0	2.0	2.0
2020	66.9	66.8	66.8	34.2	1.9	0.1	2.0	2.0	2.0
2021	66.5	66.4	66.3	34.3	1.9	0.1	1.9	1.9	1.9
2022	66.1	66.0	65.9	34.4	1.9	0.1	1.9	1.9	1.9
2023	65.7	65.5	65.3	34.5	2.0	0.1	1.9	1.9	1.9
2024	65.2	64.9	64.8	34.6	2.0	0.1	1.9	1.9	1.9
2025	64.7	64.4	64.2	34.6	2.0	0.1	1.9	1.9	1.9
2026	64.2	63.8	63.6	34.7	2.0	0.1	1.9	1.8	1.8
2027	63.7	63.2	63.0	34.7	2.0	0.1	1.8	1.8	1.8
2028	63.1	62.6	62.4	34.7	2.1	0.1	1.8	1.8	1.8
2029	62.5	61.9	61.7	34.8	2.1	0.1	1.8	1.8	1.8
2030	61.9	61.2	61.0	34.9	2.1	0.1	1.8	1.8	1.7
2035	57.9	57.1	56.8	35.4	2.2	0.1	1.6	1.6	1.6
2040	54.2	53.3	52.9	36.6	2.2	0.1	1.5	1.5	1.4
2050	47.8	47.1	46.8	35.9	2.2	0.0	1.3	1.3	1.3
2060	43.2	42.6	42.3	33.0	2.1	0.0	1.3	1.3	1.3
2070	38.7	38.1	37.9	29.7	1.9	0.0	1.3	1.3	1.3
2080	34.5	34.0	33.8	26.4	1.8	0.0	1.3	1.3	1.3
2090	31.0	30.5	30.3	23.7	1.6	0.0	1.3	1.3	1.3
2100	27.8	27.4	27.2	21.2	1.5	0.0	1.3	1.3	1.3
2110	24.8	24.4	24.3	19.0	1.3	0.0	1.3	1.3	1.3
2115	23.4	23.1	22.9	18.0	1.2	0.0	1.3	1.3	1.3

(注1)年度間平均値である。
(注2)受給者数は、「基礎年金に相当する給付」とみなされる給付の支給を受けている者を含む。

② 厚生年金受給者数

老齢厚生年金は、原則として厚生年金の被保険者であった者が、老齢基礎年金の受給権を取得したときに支給される。この場合、厚生年金の被保険者期間が１月でもあれば、すべて、老齢厚生年金受給者として取り扱われ、かつての基礎年金制度導入前の法律下における老齢年金と通算老齢年金の区別はない。

老齢厚生年金受給者は 1986(昭和 61)年４月以降徐々に発生してくるものであり、1986(昭和 61)年度前の統計との連続性を図る観点から、老齢厚生年金で被保険者期間が 25 年以上の者（経過的に 20～24 年の者や、中高齢の特例による期間短縮を受けている者も含む。）を老齢年金相当受給者（以下、「老齢相当」という。）とし、それ以外（25 年未満）の者を通算老齢年金相当受給者（以下、「通老相当」という。）と区分することとする。さらに、基礎年金制度導入前の法律下における老齢年金受給者は老齢相当、通算老齢年金受給者については通老相当として取り扱うこととする。

老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金受給者数の見通しは第３－７－26 表のとおりである。ここでの受給者数は、被用者年金一元化後の人数であり、旧厚生年金のほか、共済年金各制度の受給者を含む。なお、受給者数は、各被用者年金制度における受給者数を合計したものであり、同時に二以上の制度から年金を受給している者については、重複して計上されている。また、老齢相当と通老相当の被保険者期間については、旧厚生年金、各共済年金制度間での通算は行っておらず、それぞれの制度における期間である。

労働参加が進むケースで見ると、老齢厚生年金のうち老齢相当の受給者数は、2020（令和２）年度で 1,780 万人であり、2030（令和 12)年度では 1,820 万人とほぼ横ばいであるものの、2050（令和 32)年度には 2,220 万人と急速に増加する見込みとなっている。以降は、緩やかに減少し、2115(令和 97)年度には 1,220 万人になる見込みとなっている。ここで、2020（令和２）年度から 2030（令和 12)年度にかけて、受給者数の伸びが鈍化しているのは、2013（平成 25)年度から、60 歳台前半の報酬比例年金の支給開始年齢が 65 歳に向けて引上げられることの影響である。なお、通老相当の受給者数は、2040（令和 22)年度の 1,840 万人をピークに、以降、緩やかに減少する見込みとなっている。

障害厚生年金の受給者数は、2020（令和２）年度で 50 万人であるが、今後、やや増加し、2040（令和 22)年度には 80 万人となる見込みとなっている。その後、人口の減少に応じて減少し、2115（令和 97)年度には 50 万人になる見込みとなっている。

一方、遺族厚生年金受給者数は、2020（令和２）年度で 660 万人であるが、2025（令和７）年度には 720 万人と増加し、2040（令和 22)年度で 780 万人とほぼピークに達した後はなだらかに減少し、2115（令和 97)年度には 370 万人になる見込みとなっている。

第３－７－26表　厚生年金の被保険者数、受給者数の見通し
－2019(令和元)年財政検証－
（人口：出生中位、死亡中位　労働：労働参加が進むケース）

年　度	被保険者数	受給者数			
		老齢厚生年金		障　害	遺　族
		老齢相当	通老相当	厚生年金	厚生年金
令和（西暦）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人
元（2019）	44.3	17.7	15.4	0.5	6.6
2（2020）	44.4	17.8	16.0	0.5	6.7
3（2021）	44.4	18.0	16.7	0.5	6.8
4（2022）	44.3	18.0	17.0	0.6	6.9
5（2023）	44.2	18.0	17.2	0.6	7.0
6（2024）	44.2	18.0	17.2	0.6	7.1
7（2025）	44.1	17.9	17.2	0.6	7.2
12（2030）	43.4	18.2	17.6	0.7	7.5
22（2040）	39.2	20.8	18.4	0.8	7.8
32（2050）	34.4	22.2	15.9	0.8	7.2
42（2060）	31.1	21.7	13.2	0.8	6.7
52（2070）	27.9	20.7	10.9	0.8	6.3
62（2080）	24.9	19.3	8.9	0.7	5.5
72（2090）	22.3	17.8	7.4	0.6	5.0
82（2100）	20.0	16.1	6.2	0.6	4.5
92（2110）	17.9	14.4	5.5	0.5	4.0
97（2115）	16.9	13.7	5.2	0.5	3.7

（注1）年度間平均値である。

（注2）受給者数は、各被用者年金制度における受給者数を合計したものであり、同時に二以上の制度から年金を受給している者については、重複して計上されている。

（注3）老齢厚生年金のうち、

（1）　老齢相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年以上の者（経過的に20～24年の者を含むほか、中高齢の特例による期間短縮を受けている者を含む。）が受給するものをいう。

（2）　通老相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年未満の者（経過的に20～24年の者及び中高齢の特例による期間短縮を受けている者を除く。）が受給するものをいう。

なお、ここでいう被保険者期間とは、旧厚生年金、各共済年金制度間で通算しない、それぞれの制度における期間のことである。

（注4）受給者数には、昭和60年改正前の法律に基づき裁定された受給者数も含む。

（人口：出生中位、死亡中位　労働：労働参加が一定程度進むケース）

年　度	被保険者数	受給者数			
		老齢厚生年金		障　害	遺　族
		老齢相当	通老相当	厚生年金	厚生年金
令和（西暦）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人
元（2019）	44.3	17.7	15.4	0.5	6.6
2（2020）	44.2	17.8	16.0	0.5	6.7
3（2021）	44.0	18.0	16.7	0.5	6.8
4（2022）	43.8	18.0	16.9	0.6	6.9
5（2023）	43.5	18.0	17.2	0.6	7.0
6（2024）	43.3	18.0	17.2	0.6	7.1
7（2025）	43.0	17.9	17.2	0.6	7.2
12（2030）	41.4	18.1	17.6	0.7	7.5
22（2040）	37.3	20.6	18.4	0.8	7.8
32（2050）	32.8	21.6	16.1	0.8	7.2
42（2060）	29.7	20.9	13.7	0.8	6.6
52（2070）	26.6	19.7	11.4	0.7	6.2
62（2080）	23.8	18.3	9.2	0.7	5.4
72（2090）	21.3	16.9	7.6	0.6	4.9
82（2100）	19.1	15.3	6.4	0.5	4.4
92（2110）	17.1	13.7	5.6	0.5	3.9
97（2115）	16.1	13.0	5.3	0.5	3.6

（注1）年度間平均値である。

（注2）受給者数は、各被用者年金制度における受給者数を合計したものであり、同時に二以上の制度から年金を受給している者については、重複して計上されている。

（注3）老齢厚生年金のうち、

（1）　老齢相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年以上の者（経過的に20～24年の者を含むほか、中高齢の特例による期間短縮を受けている者を含む。）が受給するものをいう。

（2）　通老相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年未満の者（経過的に20～24年の者及び中高齢の特例による期間短縮を受けている者を除く。）が受給するものをいう。

なお、ここでいう被保険者期間とは、旧厚生年金、各共済年金制度間で通算しない、それぞれの制度における期間のことである。

（注4）受給者数には、昭和60年改正前の法律に基づき裁定された受給者数も含む。

（人口：出生中位、死亡中位　労働：労働参加が進まないケース）

年　度	被保険者数	受給者数			
		老齢厚生年金		障　害	遺　族
		老齢相当	通老相当	厚生年金	厚生年金
令和（西暦）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人
元（2019）	44.1	17.7	15.4	0.5	6.6
2（2020）	43.9	17.8	16.0	0.5	6.7
3（2021）	43.5	18.1	16.7	0.5	6.8
4（2022）	43.1	18.0	16.9	0.6	6.9
5（2023）	42.8	18.0	17.1	0.6	7.0
6（2024）	42.4	18.0	17.2	0.6	7.1
7（2025）	42.0	17.9	17.1	0.6	7.2
12（2030）	40.2	18.1	17.6	0.7	7.5
22（2040）	35.8	20.4	18.5	0.8	7.8
32（2050）	31.5	21.2	16.4	0.8	7.2
42（2060）	28.5	20.2	14.2	0.8	6.6
52（2070）	25.5	18.8	12.0	0.7	6.2
62（2080）	22.8	17.3	9.9	0.6	5.4
72（2090）	20.4	15.9	8.2	0.6	4.8
82（2100）	18.3	14.3	7.0	0.5	4.3
92（2110）	16.3	12.9	6.2	0.5	3.8
97（2115）	15.4	12.2	5.9	0.4	3.6

（注1）年度間平均値である。

（注2）受給者数は、各被用者年金制度における受給者数を合計したものであり、同時に二以上の制度から年金を受給している者については、重複して計上されている。

（注3）老齢厚生年金のうち、

（1）　老齢相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年以上の者（経過的に20～24年の者を含むほか、中高齢の特例による期間短縮を受けている者を含む。）が受給するものをいう。

（2）　通老相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年未満の者（経過的に20～24年の者及び中高齢の特例による期間短縮を受けている者を除く。）が受給するものをいう。

なお、ここでいう被保険者期間とは、旧厚生年金、各共済年金制度間で通算しない、それぞれの制度における期間のことである。

（注4）受給者数には、昭和60年改正前の法律に基づき裁定された受給者数も含む。

（３）厚生年金・国民年金の財政見通し

我が国の公的年金は賦課方式を基本としているため、厚生年金及び国民年金における毎年度の支出は、保険料収入と国庫負担で賄うことが基本であるものの、財源が不足する場合は、積立金の運用収入が充てられ、それでも財源が不足する場合は、積立金を取り崩し充てられることとなる。すなわち、毎年度の運用収入も含めた収入が支出を上回れば、その差額が積立金に積み立てられ、逆に支出が収入を上回れば、その差額が積立金を取り崩し充当されるものである。

厚生年金及び国民年金の財政見通しを作成するに当たり、2019(令和元)年財政検証においては、保険料水準と国庫負担割合を定めた上で、有限均衡方式により年金財政の均衡を考え、2115(令和 97)年度の積立度合が１になるように給付水準の調整を行うこととしている。

以下では、厚生年金、国民年金の財政見通しの結果について解説するが、詳細な収入や支出の表は、第５章でまとめて示しているので、適宜そちらを参照していただきたい。

また、特に断りの無い限り、将来の所得代替率が 50%を下回るケースは、機械的に給付水準調整を進めた場合のものである。

①　厚生年金・国民年金の財政見通し（人口：出生中位、死亡中位）

厚生年金給付費の将来見通しについて、ケースⅠ、ケースⅢ及びケースⅤを示したものが第３－７－27 表である。

厚生年金給付費は、2019(令和元)年度で 28.7 兆円であるが、2030(令和 12)年度にはケースⅠで 35.6 兆円、ケースⅢで 34.6 兆円、ケースⅤで 30.3 兆円、2060(令和 42)年度にはケースⅠで 92.1 兆円、ケースⅢで 62.9 兆円、ケースⅤで 41.4 兆円に増加する見込みとなっている。これは、物価上昇や賃金上昇等に伴う名目額の増加の影響が大きく反映されているものであり、2019(令和元)年度価格でみると、2022(令和４)年度頃にピークを迎え、その後はなだらかに減少するものと見通される。

年金種別毎にみても、名目額では増加する見込みとなっている。

第３－７－27表　厚生年金給付費の将来見通し

（１）人口中位　経済：ケースⅠ（変動なし）の場合

年度	合計		老齢厚生年金		障害厚生年金	遺族厚生年金
			老齢相当	通老相当		
令和（西暦）	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
元（2019）	28.7	（28.7）	20.0	2.6	0.3	5.7
2（2020）	29.1	（28.8）	20.1	2.8	0.4	5.8
3（2021）	29.7	（29.3）	20.6	3.0	0.4	5.8
4（2022）	30.2	（29.5）	20.8	3.1	0.4	5.9
5（2023）	30.5	（29.4）	21.0	3.2	0.4	5.9
6（2024）	31.1	（29.5）	21.4	3.3	0.5	6.0
7（2025）	31.6	（29.4）	21.7	3.3	0.5	6.2
12（2030）	35.6	（28.2）	24.2	3.9	0.6	6.8
22（2040）	49.6	（27.8）	34.6	6.2	1.0	7.8
32（2050）	69.0	（27.1）	49.0	8.9	1.4	9.5
42（2060）	92.1	（25.4）	65.4	12.2	1.9	12.6
52（2070）	121.3	（23.5）	86.8	15.4	2.6	16.5
62（2080）	155.5	（21.2）	114.2	17.9	3.3	20.1
72（2090）	199.5	（19.1）	148.8	20.9	4.2	25.6
82（2100）	255.0	（17.1）	191.3	25.2	5.4	33.1
92（2110）	325.9	（15.4）	245.3	31.6	6.9	42.1
97（2115）	368.0	（14.5）	277.3	35.6	7.8	47.4

（注1）名目額である。ただし、（）内は令和元年度価格である。

（注2）老齢厚生年金のうち、

（1） 老齢相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年以上の者（経過的に20～24年の者を含むほか、中高齢の特例による期間短縮を受けている者を含む。）が受給するものをいう。

（2） 通老相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年未満の者（経過的に20～24年の者及び中高齢の特例による期間短縮を受けている者を除く。）が受給するものをいう。

なお、ここでいう被保険者期間とは、旧厚生年金、各共済年金制度間で通算しない、それぞれの制度における期間のことである。

（注3）昭和60年改正前の法律に基づき裁定された給付費も含む。

（２）人口中位　経済：ケースⅢ（変動なし）の場合

年度	合計		老齢厚生年金		障害厚生年金	遺族厚生年金
			老齢相当	通老相当		
令和（西暦）	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
元(2019)	28.7	(28.7)	20.0	2.6	0.3	5.7
2(2020)	29.0	(28.8)	20.1	2.8	0.4	5.8
3(2021)	29.6	(29.2)	20.5	2.9	0.4	5.8
4(2022)	30.0	(29.3)	20.7	3.1	0.4	5.8
5(2023)	30.1	(29.1)	20.7	3.1	0.4	5.9
6(2024)	30.5	(28.9)	20.9	3.2	0.4	5.9
7(2025)	30.9	(28.7)	21.2	3.3	0.5	6.0
12(2030)	34.6	(27.4)	23.5	3.8	0.6	6.6
22(2040)	43.8	(27.6)	30.5	5.5	0.9	6.9
32(2050)	53.6	(26.9)	38.1	7.0	1.1	7.4
42(2060)	62.9	(25.1)	44.7	8.4	1.3	8.5
52(2070)	72.8	(23.2)	52.2	9.2	1.5	9.9
62(2080)	82.4	(20.9)	60.6	9.5	1.7	10.6
72(2090)	93.1	(18.8)	69.6	9.8	2.0	11.9
82(2100)	104.9	(16.9)	78.8	10.3	2.2	13.5
92(2110)	118.1	(15.1)	89.1	11.4	2.5	15.1
97(2115)	125.3	(14.3)	94.5	12.1	2.6	16.0

（注1）名目額である。ただし、()内は令和元年度価格である。

（注2）老齢厚生年金のうち、

（1） 老齢相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年以上の者（経過的に20～24年の者を含むほか、中高齢の特例による期間短縮を受けている者を含む。）が受給するものをいう。

（2） 通老相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年未満の者（経過的に20～24年の者及び中高齢の特例による期間短縮を受けている者を除く。）が受給するものをいう。

なお、ここでいう被保険者期間とは、旧厚生年金、各共済年金制度間で通算しない、それぞれの制度における期間のことである。

（注3）昭和60年改正前の法律に基づき裁定された給付費も含む。

（３）人口中位　経済：ケースⅤ（変動なし）の場合

年度	合計		老齢厚生年金		障害厚生年金	遺族厚生年金
			老齢相当	通老相当		
令和（西暦）	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
元（2019）	28.7	（28.7）	20.0	2.6	0.3	5.7
2（2020）	29.0	（28.8）	20.1	2.8	0.4	5.8
3（2021）	29.6	（29.2）	20.5	2.9	0.4	5.8
4（2022）	29.9	（29.2）	20.7	3.0	0.4	5.8
5（2023）	29.8	（28.9）	20.5	3.1	0.4	5.8
6（2024）	30.0	（28.8）	20.6	3.1	0.4	5.8
7（2025）	29.9	（28.4）	20.5	3.2	0.4	5.8
12（2030）	30.3	（26.8）	20.5	3.3	0.5	5.9
22（2040）	34.9	（26.4）	24.1	4.3	0.7	5.8
32（2050）	38.6	（24.9）	27.2	5.1	0.8	5.5
42（2060）	41.4	（22.9）	29.1	5.7	0.8	5.8
52（2070）	44.4	（20.9）	31.4	6.0	0.9	6.1
62（2080）	46.8	（18.8）	33.9	5.7	1.0	6.1
72（2090）	49.3	（16.9）	36.4	5.5	1.0	6.4
82（2100）	51.8	（15.2）	38.5	5.4	1.1	6.8
92（2110）	54.5	（13.6）	40.6	5.6	1.1	7.1
97（2115）	55.9	（12.9）	41.7	5.8	1.2	7.3

（注1）名目額である。ただし、（）内は令和元年度価格である。

（注2）老齢厚生年金のうち、

（1） 老齢相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年以上の者（経過的に20～24年の者を含むほか、中高齢の特例による期間短縮を受けている者を含む。）が受給するものをいう。

（2） 通老相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年未満の者（経過的に20～24年の者及び中高齢の特例による期間短縮を受けている者を除く。）が受給するものをいう。

なお、ここでいう被保険者期間とは、旧厚生年金、各共済年金制度間で通算しない、それぞれの制度における期間のことである。

（注3）昭和60年改正前の法律に基づき裁定された給付費も含む。

次に、当年度の支出に対する保険料収入と国庫負担の比率の見通し示したものが第３－７－28 図である。足下の 2019(令和元)年度で見ると、厚生年金・国民年金ともに１を下回っており、積立金の運用収入なども活用しながら年金給付を賄っていることが分かる。しかしながら、厚生年金における支給開始年齢の引上げやマクロ経済スライド調整による支出（給付）減により、この比率は次第に上昇し、厚生年金のケースⅠ～Ⅲまでについては１を上回り、保険料収入と国庫負担だけで年金給付を賄えるようになる見通しとなっている。その後は、厚生年金・国民年金ともにケースⅠ～Ⅲではこの比率は低下していき、積立金の運用収入や元本を活用する割合が大きくなる。これにより、急速に現役世代が減少し、高齢世代が増加する少子高齢化社会においても一定の給付水準を確保する見通しとなっている。

第３－７－28図　当年度の支出に対する保険料収入と国庫負担の比率の見通し
（人口：出生中位、死亡中位）

（１）厚生年金

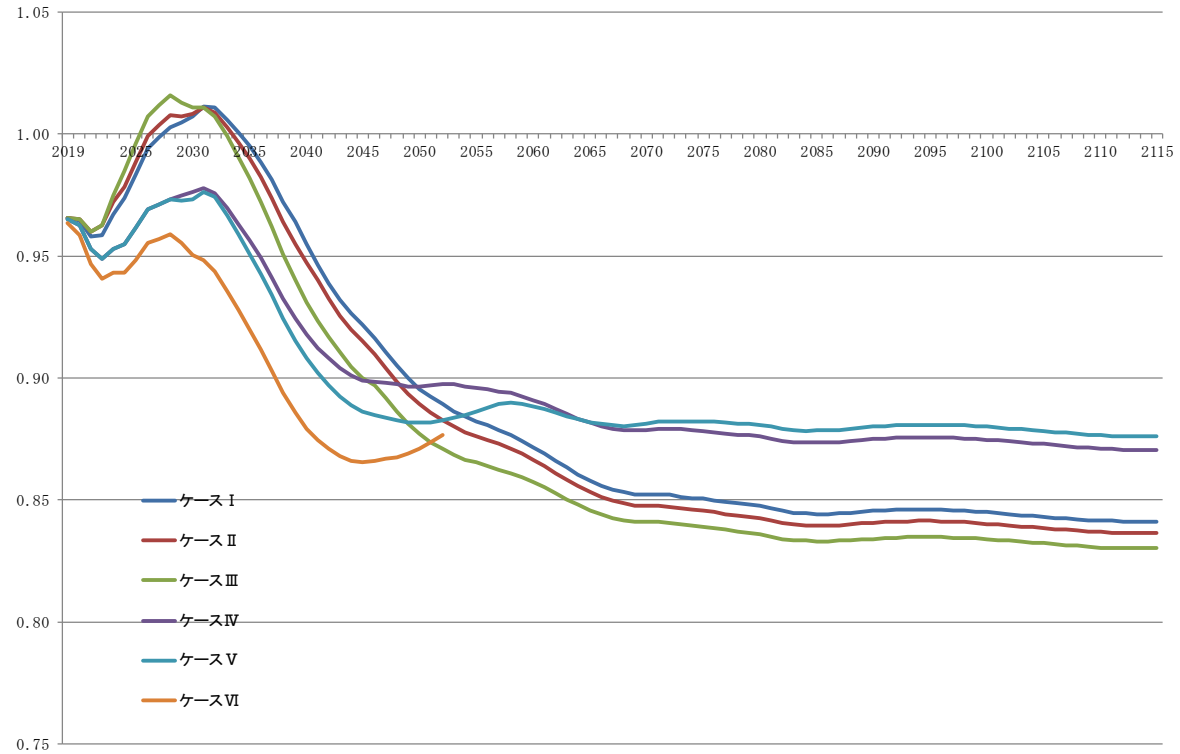

（２）国民年金

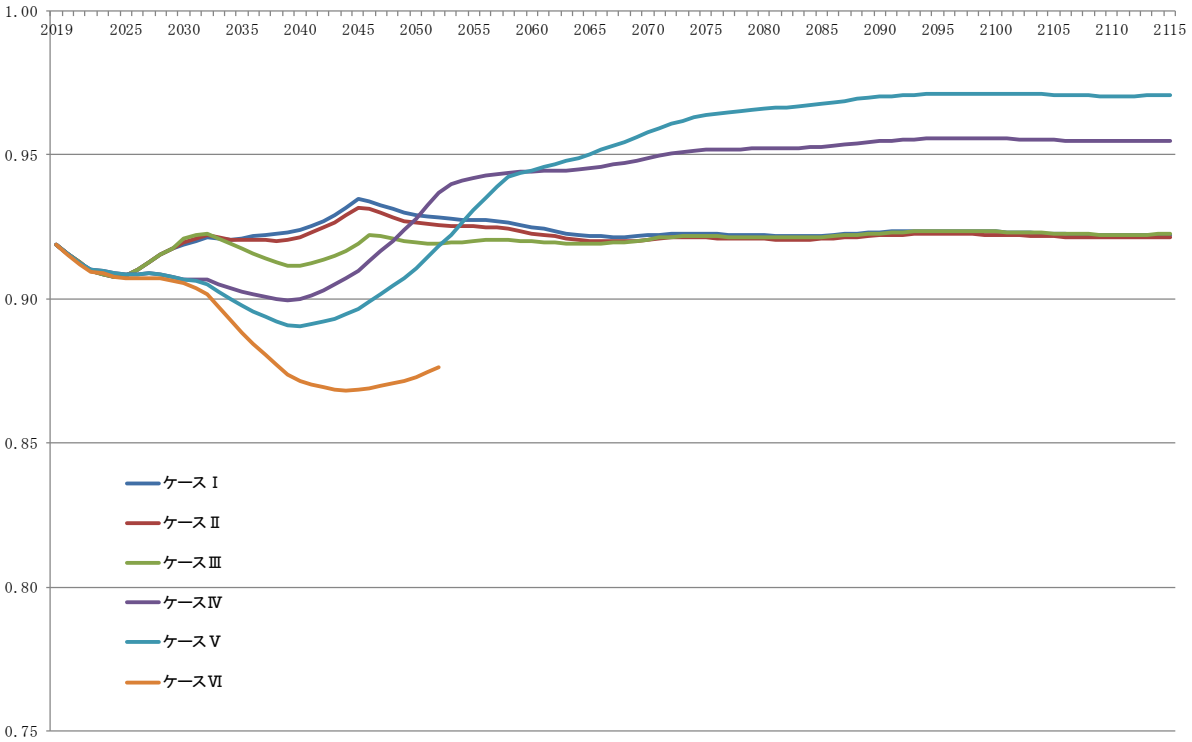

さらに、積立金が支出の何年分に相当するかを表す積立度合の見通しを第３－７－29 図で示している。

厚生年金は、ケースⅠ～Ⅲの場合、ほぼ同様の推移となる見通しであり、足下の数年間程度は減少するものの、その後上昇に転じ、2030(令和 12)年度から 2050(令和 32)年度頃にかけて上昇を続けた後、最終年度に１となるように減少していく。

我が国は世界に先駆けて超高齢社会を迎えており、今後も 65 歳以上の高齢者数は 2040 年代まで増加が見込まれる一方、15～64 歳の生産年齢人口は減少し続ける見通しである。その結果、65 歳以上の高齢者が総人口に占める割合を示す高齢化率は上昇を続け、2050 年代以降は上昇のスピードは緩やかになるものの高止まりする見通しとなっている。

したがって、最も少子高齢化が進むと見込まれる 2050 年代以降においても一定の給付水準を確保するため、それまでの間に積立金を積み増し、その後、その積立金を活用していくことを示している。

国民年金では、2030(令和 12)年度ごろから積立度合の上昇がみられるが、その上昇幅は弱く、足元の 2019(令和元)年の水準を上回ることはない見通しである。

経済が低成長ケースの場合を見ると、特に国民年金では、積立度合が上昇する局面がほぼなく、おおむね 100 年間にわたり低下基調のまま推移している。これは、基礎年金は 2050 年代までマクロ経済スライドによる調整が行われており、2050 年代以降の超高齢社会までに給付水準を財政が均衡する水準まで引き下げることができなかったことによるものである。

第３－７－29図　積立度合の見通し（人口：出生中位、死亡中位）

（１）厚生年金

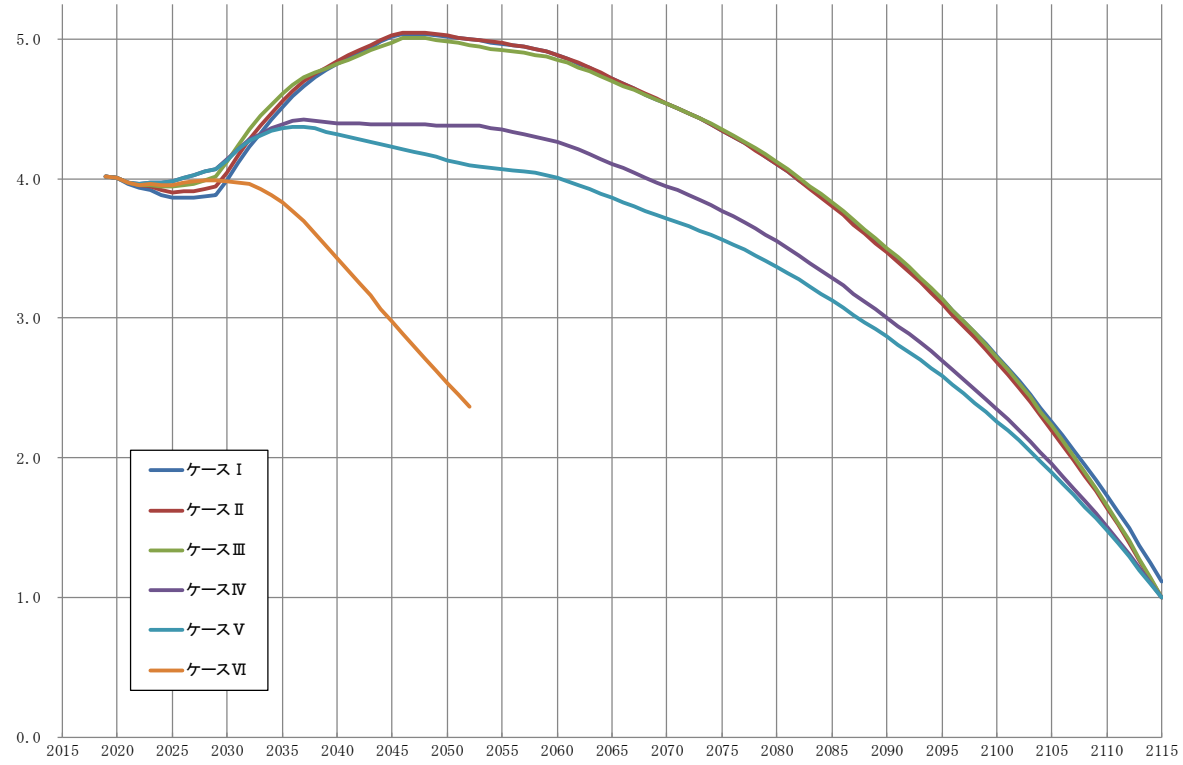

（２）国民年金

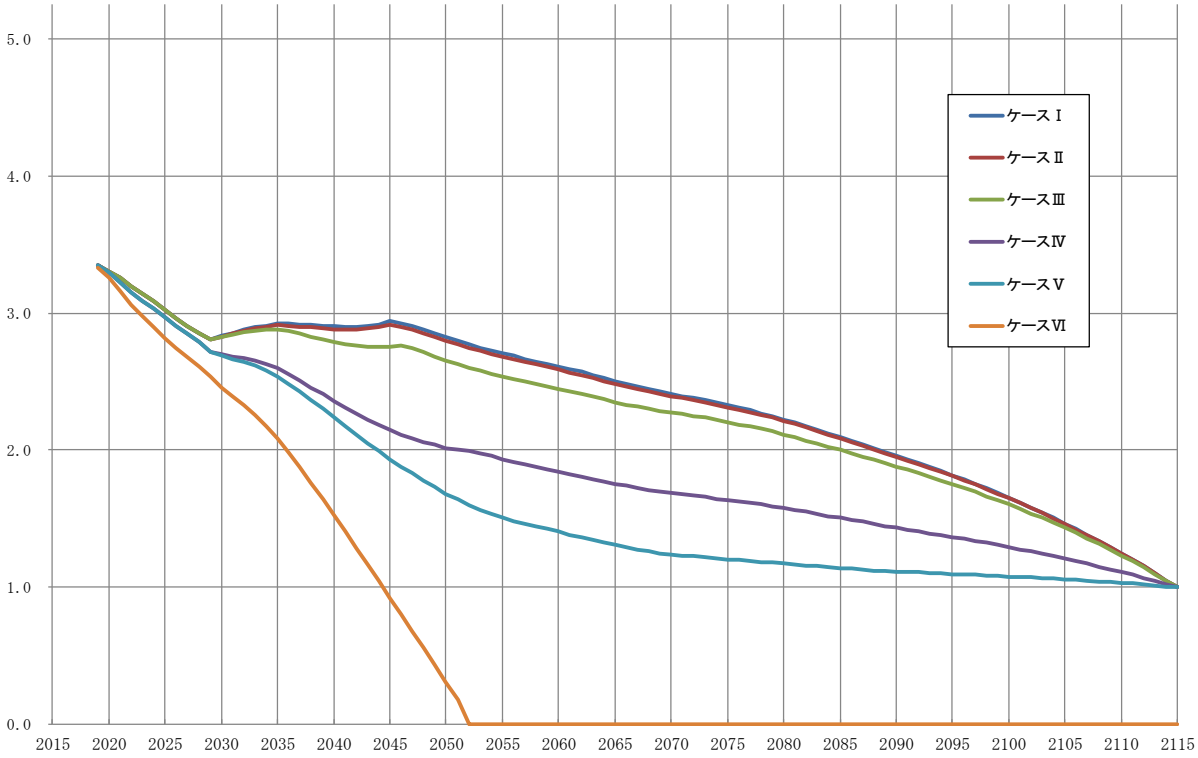

②　厚生年金・国民年金の財政見通し（人口の前提が変化した場合）

出生高位、出生低位の場合の積立度合の見通しを第３－７－30 図で示している。

厚生年金をみると、出生高位の場合は出生中位の場合よりもおおむね低い水準で推移し、出生低位の場合は出生中位の場合よりも高い水準で推移している。なお、出生高位のケースⅠとケースⅢでは、報酬比例部分についてはマクロ経済スライドによる調整を実施しなくても財政の均衡が図れる見通しであるため、マクロ経済スライドは行わず、最終年度の積立度合は１を超える水準となる見通しである。

国民年金をみると、経済が高成長のケースⅠやケースⅢでは、出生高位、出生低位とも出生中位の場合と同様に、足下でいったん積立度合の水準が低下するものの、マクロ経済スライドによる調整が終了するまでの間は水準が上昇ないしは横ばいで推移し、それ以降は１に向かって低下していく。出生低位の方がマクロ経済スライドの終了年度が遅いため、積立度合の水準は高くなっているが、その分積立金に依存する財政運営となっている。

第３－７－30 図　積立度合の見通し（人口：出生高位・低位、死亡中位）

（１）厚生年金

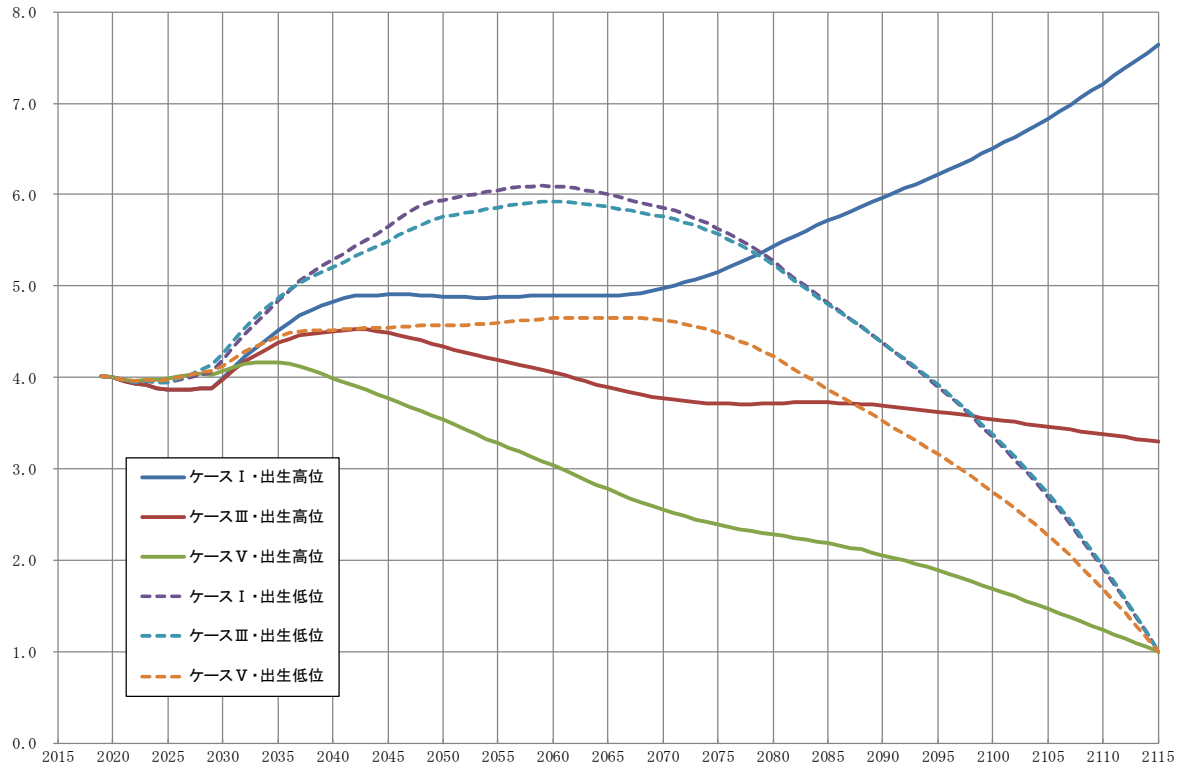

（２）国民年金

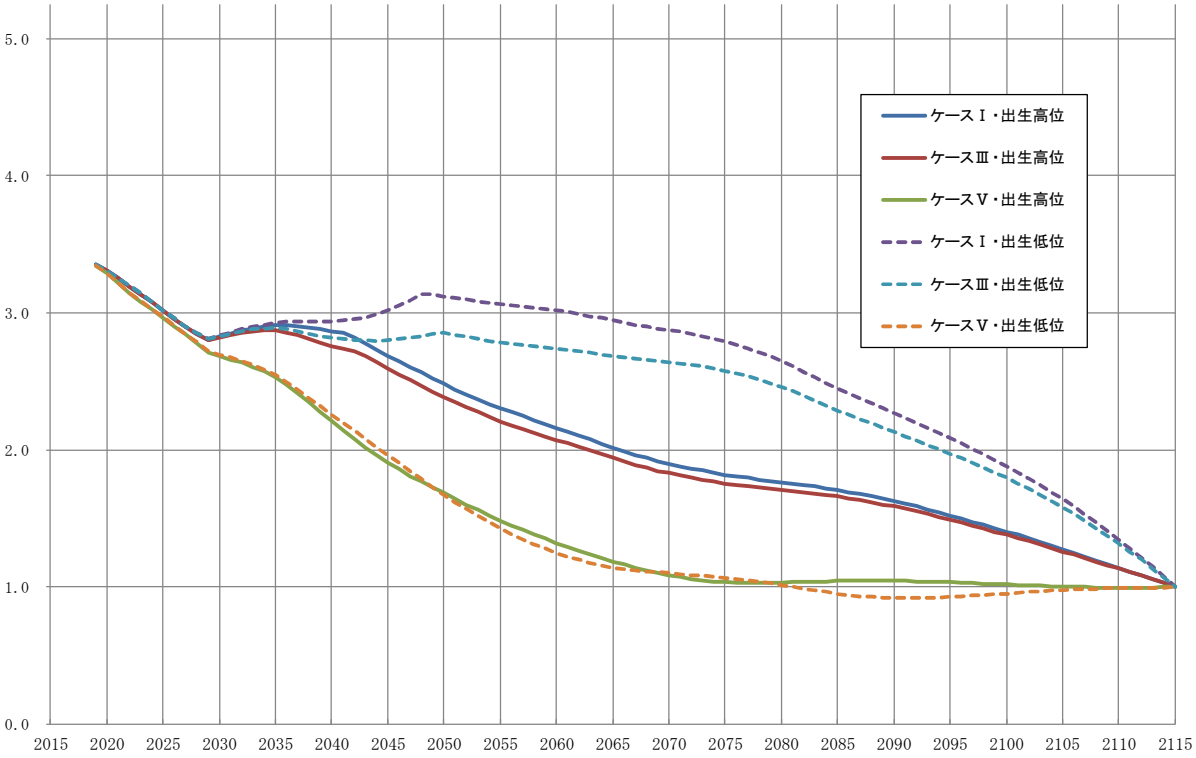

（４）基礎年金の財政見通し

基礎年金は、旧厚生年金、国民年金及び共済組合といった各制度が拠出する基礎年金拠出金を財源として基礎年金給付を行うとともに、各制度が給付する基礎年金に相当する給付に充てる分として基礎年金交付金を交付している。さらに、基礎年金給付費に対しては、特別国庫負担として国民年金の保険料免除期間に係る給付費や20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費等に関する国庫負担のほか、基礎年金給付費から特別国庫負担を控除した額の２分の１が国庫等により負担される。また、特別国庫負担分を除いた基礎年金拠出金については、各制度が毎年度、被保険者及びその被扶養配偶者の総数により按分した額を拠出することにより賄われることとなっている。各制度が拠出する際の按分割合の算定基礎となる被保険者及びその被扶養配偶者を基礎年金拠出金算定対象者といい、その制度の対象者のうち、その被保険者期間が、将来、老齢基礎年金の額に反映する者を範囲とするということで、具体的には次の者を指す。

① 国民年金については、第１号被保険者のうち保険料納付者（任意加入の被保険者及び保険料部分免除期間を有する者を含む)、すなわち、保険料全額免除者及び保険料未納者を除く者

② 被用者年金各制度については、第２号被保険者（被用者年金の被保険者のうち65歳未満の者。ただし、65歳以上の被用者年金の被保険者で老齢又は退職を支給事由とする年金の受給権を有しない者を含む。）のうち20歳以上60歳未満の者及び第３号被保険者(第２号被保険者の被扶養配偶者のうち20歳以上60歳未満の者）の全員

①の人数の推移は、長期的にみると、第１号被保険者数の傾向とほとんど変わらず、②の人数の推移は、長期的にみると被用者年金の被保険者数の傾向とほとんど変わらない。ここでは、基礎年金の財政見通しと併せて基礎年金拠出金算定対象者数の将来見通しを解説するが、厚生年金及び国民年金の見通しと同様、詳細な収入や支出等の表は、第５章でまとめて示しているので、適宜そちらを参照していただきたい。また、特に断りの無い限り、将来の所得代替率が50％を下回るケースは、機械的に給付水準調整を進めた場合のものである。

なお、2004(平成16)年の年金制度改正により、国民年金は、賦課方式を基本としつつ、積立金を活用することにより、保険料水準を 2017(平成 29)年度以降16,900円（2004(平成16)年度価格）に固定し、概ね100年間の財政の均衡を図ることとなった。その後、産前産後期間の保険料免除制度が2019(令和元)年４月に施行されたことに伴い、保険料は月額17,000円（2004(平成16)年度価格）となっている。このため、基礎年金の財政見通しにおける拠出金単価や保険料相当額については、国民年金の保険料月額と比較することができるよう、2004(平成16)年度価格で表示している。

①　基礎年金給付費の将来見通し

基礎年金給付費の推計は、旧厚生年金、国民年金、各共済組合毎に算出されるそれぞれの被保険者期間に係る将来の基礎年金給付費を合算することにより行っている。基礎年金給付費の将来見通しについて、ケースⅠ、ケースⅢ及びケースⅤのそれぞれの場合のものを示したものが第３－７－31 表である。なお、ここでの基礎年金給付費とは、みなし基礎年金給付費を含むものである。

基礎年金給付費は、2019(令和元)年度で 24.2 兆円であるが、2030(令和 12)年度にはケースⅠで 28.6 兆円、ケースⅢで 28.5 兆円、ケースⅤで 26.2 兆円、2060(令和 42)年度にはケースⅠで 61.0 兆円、ケースⅢで 42.5 兆円、ケースⅤで 27.9 兆円に増加するものと見通される。これは、物価上昇や賃金上昇等に伴う名目額の増加の影響が大きく反映されているものであり、2019(令和元)年度価格でみると、2022(令和４)年度頃にピークを迎え、その後はなだらかに減少するものと見通される。

年金種別毎にみると、遺族基礎年金については 0.1～0.4 兆円程度の水準で推移している一方で、障害基礎年金は 2019(令和元)年度に 1.7 兆円であるものが 2030(令和 12)年度にはケースⅠで 2.1 兆円（約 1.3 倍)、ケースⅢで 2.1 兆円（約 1.2 倍)、ケースⅤで 1.9 兆円（約 1.1 倍)、2060(令和 42)年度にはケースⅠで 4.5 兆円（約 2.7 倍)、ケースⅢで 3.1 兆円（約 1.8 倍)、ケースⅤで 1.9 兆円(約 1.1 倍)と増加している。また、老齢基礎年金は 2019(令和元)年度に 22.4 兆円であるものが、2030(令和 12)年度にはケースⅠで 26.4 兆円（約 1.2 倍)、ケースⅢで 26.2 兆円（約 1.2 倍)、ケースⅤで 24.2 兆円（約 1.1 倍)、2060(令和 42)年度にはケースⅠで 56.3 兆円（約 2.5 倍)、ケースⅢで 39.4 兆円（約 1.8 倍)、ケースⅤで 25.9 兆円（約 1.2 倍）と増加する見通しであり、老齢基礎年金と障害基礎年金の伸びがおおむね同程度となる見通しとなっている。

第３－７－31表　基礎年金給付費の将来見通し

（１）人口中位　経済：ケースⅠ（変動なし）の場合

年度	合計		老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金
令和　（西暦）	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
1 (2019)	24.2	(24.2)	22.4	1.7	0.1
2 (2020)	24.5	(24.3)	22.7	1.7	0.1
3 (2021)	24.8	(24.5)	23.0	1.8	0.1
4 (2022)	25.2	(24.6)	23.3	1.8	0.1
5 (2023)	25.5	(24.6)	23.6	1.8	0.1
6 (2024)	25.9	(24.5)	23.9	1.8	0.1
7 (2025)	26.3	(24.4)	24.3	1.9	0.1
12 (2030)	28.6	(22.7)	26.4	2.1	0.1
17 (2035)	31.6	(21.1)	29.1	2.4	0.1
22 (2040)	35.6	(19.9)	32.9	2.6	0.1
27 (2045)	39.4	(18.5)	36.4	2.9	0.1
32 (2050)	46.1	(18.1)	42.7	3.3	0.1
42 (2060)	61.0	(16.8)	56.3	4.5	0.1
52 (2070)	79.2	(15.4)	73.0	6.1	0.1
62 (2080)	100.9	(13.7)	92.8	7.9	0.2
72 (2090)	129.1	(12.3)	118.7	10.1	0.2
82 (2100)	164.6	(11.0)	151.3	13.0	0.3
92 (2110)	210.4	(9.9)	193.5	16.6	0.4
97 (2115)	237.7	(9.4)	218.6	18.7	0.4

（注1）基礎年金給付費には、基礎年金に相当する給付とみなされる給付を含む。
（注2）名目額である。ただし、( )内は2019年度価格である。
（注3）国庫負担には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。

（２）人口中位　経済：ケースⅢ（変動なし）の場合

年度	合計	老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金
令和　（西暦）	兆円　　兆円	兆円	兆円	兆円
1 (2019)	24.2　(24.2)	22.4	1.7	0.1
2 (2020)	24.5　(24.3)	22.7	1.7	0.1
3 (2021)	24.8　(24.5)	23.0	1.8	0.1
4 (2022)	25.2　(24.6)	23.3	1.8	0.1
5 (2023)	25.5　(24.6)	23.6	1.8	0.1
6 (2024)	25.9　(24.5)	23.9	1.8	0.1
7 (2025)	26.3　(24.4)	24.3	1.9	0.1
12 (2030)	28.5　(22.6)	26.2	2.1	0.1
17 (2035)	30.2　(21.3)	27.9	2.3	0.1
22 (2040)	32.8　(20.7)	30.4	2.3	0.1
27 (2045)	34.3　(19.3)	31.9	2.4	0.1
32 (2050)	37.0　(18.6)	34.4	2.6	0.1
42 (2060)	42.5　(17.0)	39.4	3.1	0.1
52 (2070)	48.1　(15.3)	44.4	3.6	0.1
62 (2080)	53.9　(13.7)	49.6	4.2	0.1
72 (2090)	60.8　(12.3)	55.9	4.7	0.1
82 (2100)	68.3　(11.0)	62.8	5.3	0.1
92 (2110)	76.9　(9.9)	70.8	6.0	0.1
97 (2115)	81.6　(9.3)	75.1	6.3	0.1

（注1）基礎年金給付費には、基礎年金に相当する給付とみなされる給付を含む。
（注2）名目額である。ただし、( )内は2019年度価格である。
（注3）国庫負担には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。

（３）人口中位　経済：ケースⅤ（変動なし）の場合

年度	合計		老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金
令和　（西暦）	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
1 (2019)	24.2	(24.2)	22.4	1.7	0.1
2 (2020)	24.5	(24.3)	22.7	1.7	0.1
3 (2021)	24.8	(24.5)	23.0	1.8	0.1
4 (2022)	25.1	(24.5)	23.2	1.8	0.1
5 (2023)	25.2	(24.4)	23.4	1.8	0.1
6 (2024)	25.4	(24.4)	23.5	1.8	0.1
7 (2025)	25.5	(24.2)	23.6	1.8	0.1
12 (2030)	26.2	(23.2)	24.2	1.9	0.1
17 (2035)	27.2	(22.3)	25.2	1.9	0.1
22 (2040)	28.7	(21.7)	26.7	2.0	0.1
27 (2045)	29.2	(20.4)	27.2	1.9	0.1
32 (2050)	29.0	(18.7)	27.0	1.9	0.1
42 (2060)	27.9	(15.4)	25.9	1.9	0.0
52 (2070)	28.3	(13.3)	26.2	2.1	0.0
62 (2080)	29.0	(11.6)	26.7	2.2	0.1
72 (2090)	30.4	(10.4)	28.0	2.3	0.1
82 (2100)	31.8	(9.3)	29.3	2.5	0.1
92 (2110)	33.5	(8.4)	30.8	2.6	0.1
97 (2115)	34.3	(7.9)	31.6	2.6	0.1

(注1) 基礎年金給付費には、基礎年金に相当する給付とみなされる給付を含む。
(注2) 名目額である。ただし、( )内は2019年度価格である。
(注3) 国庫負担には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。

②　基礎年金拠出金の将来見通し

基礎年金給付費は、毎年度、各制度からの拠出金により賄うことにより費用負担を行っている。各制度が拠出すべき額は、基礎年金給付費のうち特別国庫負担の対象となっている額を控除したものである。

基礎年金給付費の額から特別国庫負担額を控除したものが保険料・拠出金算定対象額と呼ばれ、全制度で負担する額となり、拠出金算定対象者数に応じて各制度に按分されることとなる。

被用者年金制度は、この按分額（第２号及び第３号被保険者分）を基礎年金拠出金として負担する。第１号被保険者の負担分は年金特別会計の中で国民年金勘定から基礎年金勘定へ繰り入れられるものであるが、これは各被用者年金制度の基礎年金拠出金と同等の性格を持つことから、ここではこの繰入額も基礎年金拠出金と呼ぶこととしている。

各制度の基礎年金拠出金の将来見通しについて示したものが第３－７－32 表である。基礎年金拠出金の分担割合を見ると、第１号被保険者が減少する見通しであることから国民年金がやや減少し、その結果、被用者年金がやや増加するものと見込まれる。

第３－７－32表　基礎年金拠出金の将来見通し

（１）人口中位　経済：ケースⅠ（変動なし）の場合

年度	合計	国民年金	被用者年金計		
				厚生年金	共済組合
令和　（西暦）	兆円　　兆円	兆円		兆円	兆円
1 (2019)	23.8 (23.8)	2.9	20.9	18.7	2.2
2 (2020)	24.1 (23.9)	2.9	21.2	19.0	2.2
3 (2021)	24.4 (24.1)	2.9	21.5	19.2	2.3
4 (2022)	24.7 (24.2)	3.0	21.8	19.5	2.3
5 (2023)	25.0 (24.2)	3.0	22.1	19.7	2.3
6 (2024)	25.4 (24.1)	3.0	22.4	20.1	2.4
7 (2025)	25.8 (23.9)	3.0	22.8	20.4	2.4
12 (2030)	28.1 (22.3)	3.1	25.0	22.3	2.7
17 (2035)	30.8 (20.6)	3.3	27.6	24.5	3.0
22 (2040)	34.7 (19.4)	3.6	31.1	27.5	3.5
27 (2045)	38.2 (17.9)	3.9	34.3	30.3	4.0
32 (2050)	44.7 (17.6)	4.6	40.1	35.4	4.6
42 (2060)	58.9 (16.3)	6.1	52.8	46.7	6.1
52 (2070)	76.4 (14.8)	7.9	68.5	60.5	8.0
62 (2080)	97.4 (13.3)	10.1	87.3	77.1	10.2
72 (2090)	124.6 (11.9)	12.9	111.7	98.7	13.0
82 (2100)	158.9 (10.7)	16.5	142.4	125.9	16.5
92 (2110)	203.1 (9.6)	21.0	182.1	160.9	21.2
97 (2115)	229.5 (9.1)	23.7	205.7	181.7	24.0

（注）名目額である。ただし、( )内は2019年度価格である。

（２）人口中位　経済：ケースⅢ（変動なし）の場合

年度	合計		国民年金	被用者年金計	厚生年金	共済組合
令和　（西暦）	兆円	兆円	兆円		兆円	兆円
1 (2019)	23.8	(23.8)	2.9	20.9	18.7	2.2
2 (2020)	24.1	(23.9)	2.9	21.2	19.0	2.2
3 (2021)	24.4	(24.1)	2.9	21.5	19.2	2.3
4 (2022)	24.7	(24.2)	3.0	21.8	19.5	2.3
5 (2023)	25.0	(24.2)	3.0	22.1	19.7	2.3
6 (2024)	25.4	(24.1)	3.0	22.4	20.1	2.4
7 (2025)	25.8	(23.9)	3.0	22.8	20.4	2.4
12 (2030)	27.9	(22.1)	3.1	24.8	22.1	2.6
17 (2035)	29.5	(20.8)	3.1	26.4	23.5	2.9
22 (2040)	31.9	(20.1)	3.3	28.6	25.4	3.2
27 (2045)	33.3	(18.7)	3.4	29.9	26.5	3.4
32 (2050)	35.9	(18.0)	3.7	32.2	28.5	3.7
42 (2060)	41.1	(16.4)	4.3	36.8	32.5	4.3
52 (2070)	46.4	(14.8)	4.8	41.6	36.8	4.8
62 (2080)	52.0	(13.2)	5.4	46.7	41.2	5.4
72 (2090)	58.7	(11.9)	6.1	52.6	46.5	6.1
82 (2100)	65.9	(10.6)	6.8	59.1	52.2	6.9
92 (2110)	74.3	(9.5)	7.7	66.6	58.8	7.8
97 (2115)	78.8	(9.0)	8.1	70.6	62.4	8.2

（注）名目額である。ただし、( )内は2019年度価格である。

（３）人口中位　経済：ケースⅤ（変動なし）の場合

年度	合計		国民年金	被用者年金計	厚生年金	共済組合
令和　（西暦）	兆円	兆円	兆円		兆円	兆円
1 (2019)	23.8	(23.8)	2.9	20.9	18.7	2.2
2 (2020)	24.1	(23.9)	2.9	21.2	18.9	2.2
3 (2021)	24.4	(24.1)	3.0	21.4	19.2	2.3
4 (2022)	24.7	(24.1)	3.0	21.7	19.4	2.3
5 (2023)	24.8	(24.0)	3.0	21.8	19.5	2.3
6 (2024)	25.0	(23.9)	3.0	21.9	19.6	2.3
7 (2025)	25.1	(23.8)	3.0	22.0	19.6	2.4
12 (2030)	25.7	(22.7)	3.1	22.6	20.1	2.5
17 (2035)	26.5	(21.8)	3.1	23.5	20.8	2.7
22 (2040)	27.9	(21.2)	3.1	24.8	21.9	2.9
27 (2045)	28.3	(19.8)	3.2	25.2	22.2	3.0
32 (2050)	28.1	(18.2)	3.1	25.0	22.0	3.0
42 (2060)	26.9	(14.8)	3.0	23.9	21.0	2.8
52 (2070)	27.3	(12.9)	3.1	24.2	21.3	2.9
62 (2080)	28.0	(11.2)	3.1	24.8	21.9	3.0
72 (2090)	29.3	(10.0)	3.3	26.0	22.9	3.1
82 (2100)	30.7	(9.0)	3.5	27.2	24.0	3.3
92 (2110)	32.3	(8.1)	3.6	28.7	25.2	3.4
97 (2115)	33.1	(7.6)	3.7	29.4	25.9	3.5

（注）名目額である。ただし、( )内は2019年度価格である。

②　基礎年金交付金の将来見通し

旧国民年金法、旧厚生年金保険法による給付のうち、費用負担上、基礎年金給付費に相当するとみなされる、いわゆる「みなし基礎年金給付費」が当分の間発生することとなるが、この給付は各制度から受給者に支給され、それに要する費用は、基礎年金勘定から各制度に基礎年金交付金として交付さ

れる。基礎年金交付金は、基礎年金制度が成熟していくまでの経過的なものであるため、将来的には減少し、2060(令和 42)年度にはほぼなくなる見通しとなっている（第３－７－33 表)。

第３－７－33 表　基礎年金交付金の将来見通し

（１）人口中位　経済：ケースⅠ（変動なし）の場合

年度	合計		国民年金	被用者年金計	厚生年金	共済組合
令和 （西暦）	兆円	兆円	兆円		兆円	兆円
1 (2019)	0.8	(0.8)	0.3	0.5	0.4	0.1
2 (2020)	0.7	(0.7)	0.3	0.4	0.3	0.1
3 (2021)	0.6	(0.5)	0.2	0.3	0.2	0.1
4 (2022)	0.4	(0.4)	0.2	0.3	0.2	0.1
5 (2023)	0.4	(0.3)	0.1	0.2	0.2	0.1
6 (2024)	0.3	(0.3)	0.1	0.2	0.1	0.1
7 (2025)	0.2	(0.2)	0.1	0.1	0.1	0.0
12 (2030)	0.1	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0
22 (2040)	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0
32 (2050)	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0
42 (2060)	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0

(注)名目額である。ただし、( )内は2019年度価格である。

（２）人口中位　経済：ケースⅢ（変動なし）の場合

年度	合計		国民年金	被用者年金計	厚生年金	共済組合
令和 （西暦）	兆円	兆円	兆円		兆円	兆円
1 (2019)	0.8	(0.8)	0.3	0.5	0.4	0.1
2 (2020)	0.7	(0.7)	0.3	0.4	0.3	0.1
3 (2021)	0.6	(0.5)	0.2	0.3	0.2	0.1
4 (2022)	0.4	(0.4)	0.2	0.3	0.2	0.1
5 (2023)	0.4	(0.3)	0.1	0.2	0.2	0.1
6 (2024)	0.3	(0.3)	0.1	0.2	0.1	0.1
7 (2025)	0.2	(0.2)	0.1	0.1	0.1	0.0
12 (2030)	0.1	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0
22 (2040)	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0
32 (2050)	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0
42 (2060)	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0

(注)名目額である。ただし、( )内は2019年度価格である。

（３）人口中位　経済：ケースⅤ（変動なし）の場合

年度	合計		国民年金	被用者年金計	厚生年金	共済組合
令和　（西暦）	兆円	兆円	兆円		兆円	兆円
1 (2019)	0.8	(0.8)	0.3	0.5	0.4	0.1
2 (2020)	0.7	(0.7)	0.3	0.4	0.3	0.1
3 (2021)	0.6	(0.5)	0.2	0.3	0.2	0.1
4 (2022)	0.4	(0.4)	0.2	0.3	0.2	0.1
5 (2023)	0.4	(0.3)	0.1	0.2	0.2	0.1
6 (2024)	0.3	(0.3)	0.1	0.2	0.1	0.1
7 (2025)	0.2	(0.2)	0.1	0.1	0.1	0.0
12 (2030)	0.1	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0
22 (2040)	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0
32 (2050)	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0
42 (2060)	0.0	(0.0)	0.0	0.0	0.0	0.0

(注)名目額である。ただし、( )内は2019年度価格である。

③　基礎年金拠出金単価の将来見通し

拠出金単価のうち保険料相当額（2004(平成 16)年度価格）の推移を示したのが第３－７－34 図である。

いずれのケースにおいても、2019(令和元)年度から 2025(令和７)年度頃までは上昇し、その後、2030(令和 12)年度頃へ向けて、成長ケースはやや低下し、低成長ケースではやや増加いく見通しとなっている。2020 年代に入ると高齢者の増加が緩やかになり、マクロ経済スライドによる調整が進むため、このような見通しとなっている。その後、成長ケースの場合は、長期的にみて緩やかに上昇する傾向であり、最終的に 21,000 円程度となる見込みである。また、国民年金保険料の上限である 17,000 円（2004(平成 16)年度価格）と比べ相当高い水準となっているが、この差は積立金を活用することによって給付水準を確保している部分である。一方、長期的にみるとケースⅣ及びケースⅤの場合は、20,000 円を下回る水準となっており、特にケースⅤでは 18,000 円に近く、国民年金が賦課方式に近い財政運営となっていることを示している。さらにケースⅥの場合は、2052(令和 34)年度に国民年金の積立金がなくなり、完全な賦課方式に移行する見通しであることから、それ以後は、ほぼ 17,000 円の水準で推移する見込みである。

第３－７－34 図　拠出金単価（保険料相当額）（2004(平成 16)年度価格）の見通し

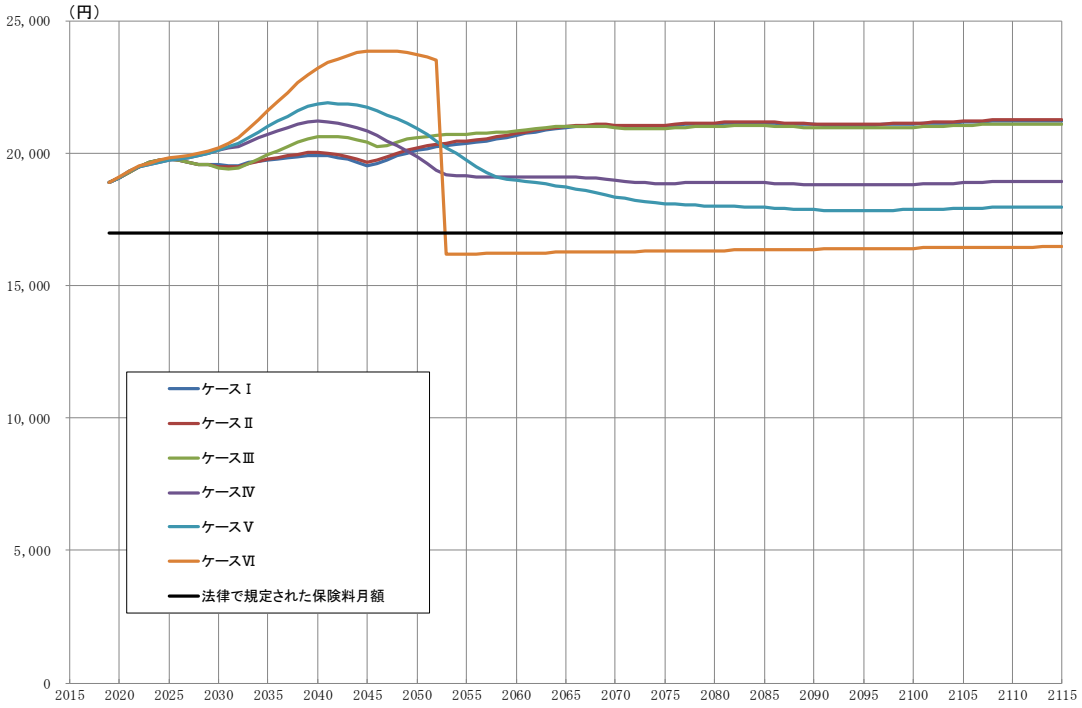

④　基礎年金拠出金算定対象者数の将来見通し

基礎年金拠出金算定対象者数の見通しを示したのが第３－７－35 図である。拠出金算定対象者数は経済前提に依存しないため、ケースⅠ～Ⅲ、ケースⅣ～Ⅴはそれぞれ同じ結果となっており、ケースⅠ～Ⅲ、ケースⅣ～Ⅴ、ケースⅥのそれぞれの違いは労働力率の前提が異なるためである。すでに述べたとおり、基礎年金拠出金算定対象者数は長期的には被保険者数の傾向とほぼ変わらないため、20～59 歳の人口と同様の推移となる見込みである。

第３－７－35 図　基礎年金拠出金算定対象者数の見通し

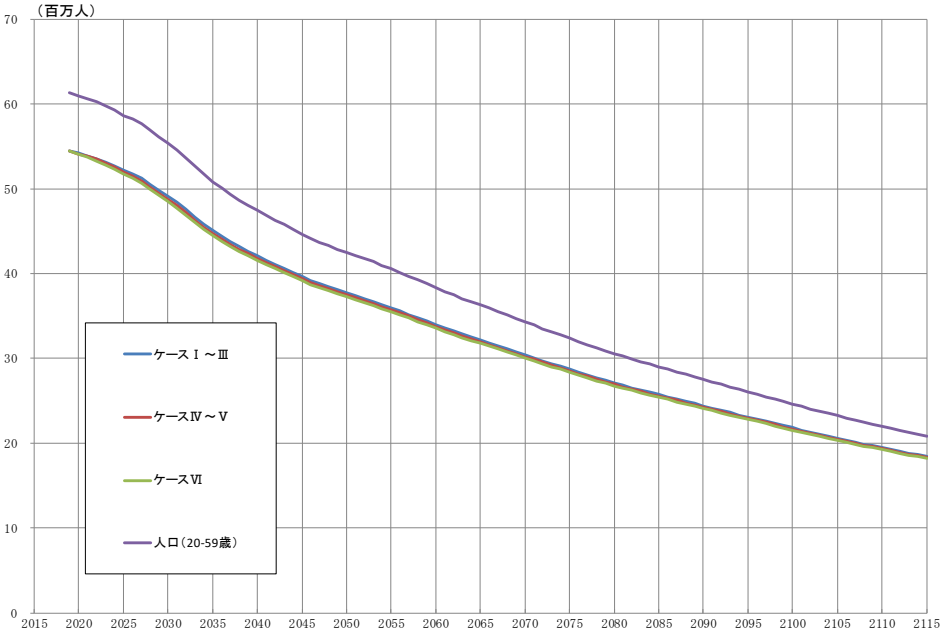

５．経済成長と年金財政

公的年金は、現役世代の保険料をその時の高齢者の給付に充てる、世代間扶養の考え方による賦課方式を基本とした財政方式を採用している。この財政の仕組みについて、国民経済の視点から見たものが第３－７－36 図である。なお、財政規模で考えると国民年金の第 1 号被保険者の保険料は厚生年金の保険料の 4%未満であることから、マクロの視点においては、厚生年金を基本に考えて差し支えない。

第３－７－36 図　国民経済からみた公的年金の給付と負担

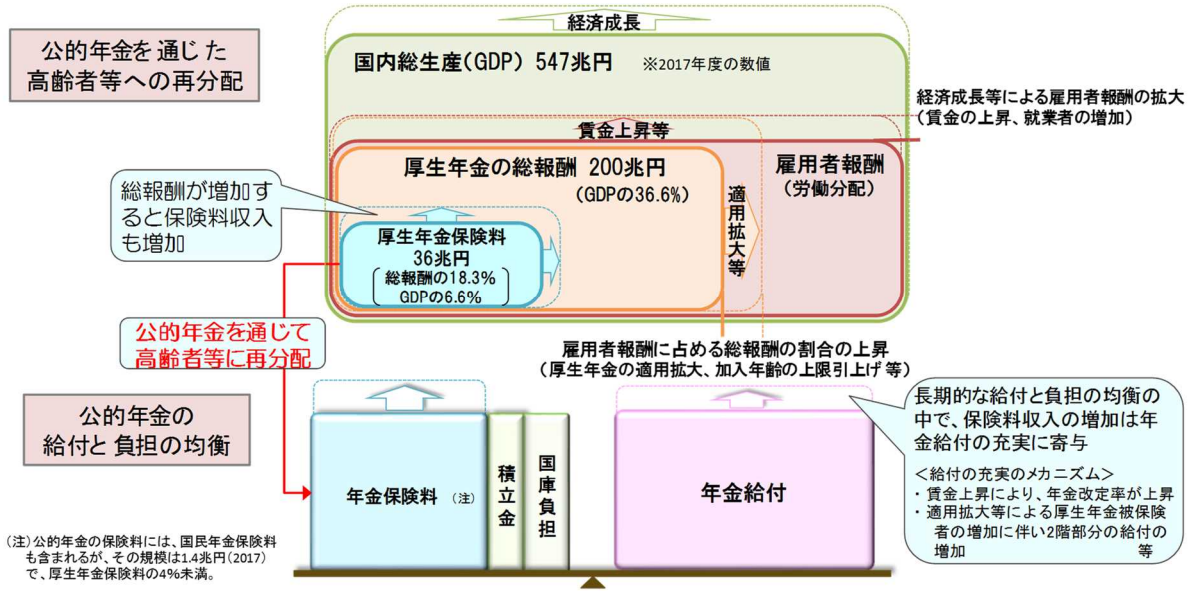

我が国の生産活動から生み出された付加価値（GDP）は 2017(平成 29)年度ベースで 547 兆円、このうち雇用者に分配されるものが雇用者報酬であり、さらにその中で厚生年金の被保険者に賃金として分配されるものが総報酬で、その規模は 200 兆円、GDP の約 37%である。厚生年金は、この総報酬の 18.3%を保険料収入とし、国庫負担と積立金を組み合わせて活用して、その時の年金受給者に年金給付として支給する仕組みである。

厚生年金の保険料率は上限に到達し 18.3%で固定されていることから、保険料収入は、総報酬に 18.3%を乗じて算出されることになり、その GDP 比も同様である。また、総報酬は厚生年金の被保険者への労働分配に相当することから、その GDP 比は一定の水準に収まり、保険料の GDP 比も一定の水準に収まると考えられる。すなわち、保険料水準を固定した結果として、年金の保険料負担は、経済規模対比で一定の水準に収まり、少子高齢化により過重なものとなることはない。

また、年金給付については、マクロ経済スライドにより調整され、保険料収入を基本とする財源に長期的に均衡する水準で決定される仕組みとなっている。このため、年金給付費についても経済規模対比で一定の水準に収まる仕組みとなっており、少子高齢化により過重なものとなることはない。

実際、今回の財政検証結果から年金給付、保険料収入、国庫負担の GDP 比の見通しを確認すると、いずれも足元水準と同程度以下で推移する見通しとなっている（第３－７－37 図）。

第３－７－37 図　公的年金の給付と負担の国民経済に対する大きさ

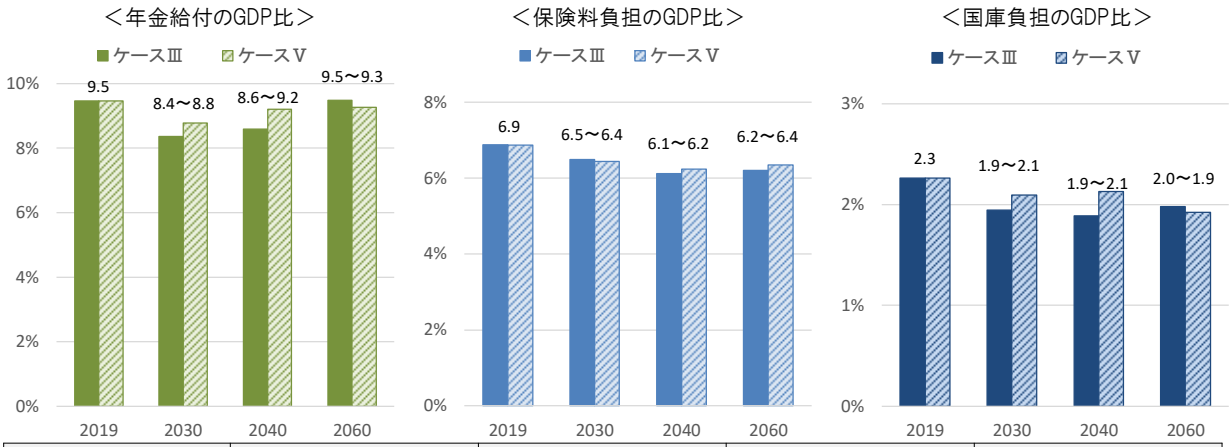

ケースⅢ・ケースⅤ		2019年（令和元年）		2030年（令和12）		2040年（令和22）		2060年（令和42）	
		兆円	（GDP比）	兆円	（GDP比）	兆円	（GDP比）	兆円	（GDP比）
給付費		53	9.5%	63～57	8.4%～8.8%	77～64	8.6%～9.2%	105～69	9.5%～9.3%
負担額		51	9.1%	64～55	8.5%～8.6%	71～58	8.0%～8.4%	91～62	8.2%～8.3%
	保険料負担	39～38	6.9%	49～41	6.5%～6.4%	55～43	6.1%～6.2%	69～48	6.2%～6.4%
	国庫負担	13	2.3%	15～13	1.9%～2.1%	17～15	1.9%～2.1%	22～14	2.0%～1.9%
（参考）名目GDP		560	・	754～644	・	892～691	・	1,111～748	・

※　人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位）
※　GDPは、2028年度までは内閣府「経済財政の中長期試算（H31.7）」、2029年度以降は「年金財政における経済前提に関する専門委員会」のマクロ経済に関する試算に基づき設定
（2029年度以降20～30年間平均の実質経済成長率は、ケースⅢ：0.4%　、　ケースⅤ：0.0%）

すなわち、公的年金については、「今後の更なる少子化、高齢化の進展により給付や負担が過重なものになるのでは」という問題は 2004（平成 16）年改正の財政フレームの導入において一定の解決がなされているといえる。

このことから、2004（平成 16）年改正の財政フレームにおける年金制度の課題は、

① 限られた財源を世代間、世代内でどのように分配していくか、

② 財源の枠組みが固定された中において、如何にして財源を確保していくか

ということとなる。

保険料水準が固定された中で財源を確保するためには、総報酬の拡大が必要である。このためには、経済成長等に伴う賃金上昇や、厚生年金に適用される被保険者を拡大すること等による雇用者報酬に占める総報酬の割合を大きくしていくことが重要な要素となり、少子高齢化が進行する中、将来の年金給付の充実に寄与することとなる。

６．給付と財源の内訳

（１）賦課方式の年金制度における給付と財源の考え方

以下では、まず、賦課方式及び積立方式の年金制度における給付と財源の考え方について、給付を過去期間分と将来期間分に分けて、財源の対応にどのような違いがあるか解説する。その上で、現行の公的年金制度は賦課方式を基本とした財政方式であるから、積立方式の年金制度のように過去期間分の給付に見合った積立金を保有する必要はないが、参考までに財政均衡期間における給付とその財源について、それぞれの内訳を示すこととする。また、いわゆる二重の負担についても併せて解説する。

①　賦課方式の年金制度における財源確保の仕組み

賦課方式の年金制度は、受給世代の年金給付費をその時の現役世代の保険料負担で賄うという世代間扶養の考え方に基づいて運営されている。したがって、現役世代の拠出した保険料はそのまま自分の将来の年金給付の原資となるものではない。

ここで、年金制度において今後支払われる給付費を次の２つに区分して考えることとする。

①　これまでの保険料拠出に対応する給付（過去期間分給付）

②　今後の保険料拠出に対応する給付（将来期間分給付）

①、②のいずれも今後支払いが行われる給付費であるが、過去の加入記録に係る分を①、将来の加入記録に係る分を②として区分する。

すると、賦課方式ではこれから先のどの世代についても、現役時代に負担する保険料は、前世代の給付（過去期間分給付）の財源となり、受給者となったときの年金給付費は、次世代の保険料負担で賄われることとなる。

したがって、一般に、賦課方式の年金制度においては、支払準備金的なものは別として、積立金を保有しない（第３－７－38 図）。

第３－７－38 図　賦課方式の仕組み（概念図）

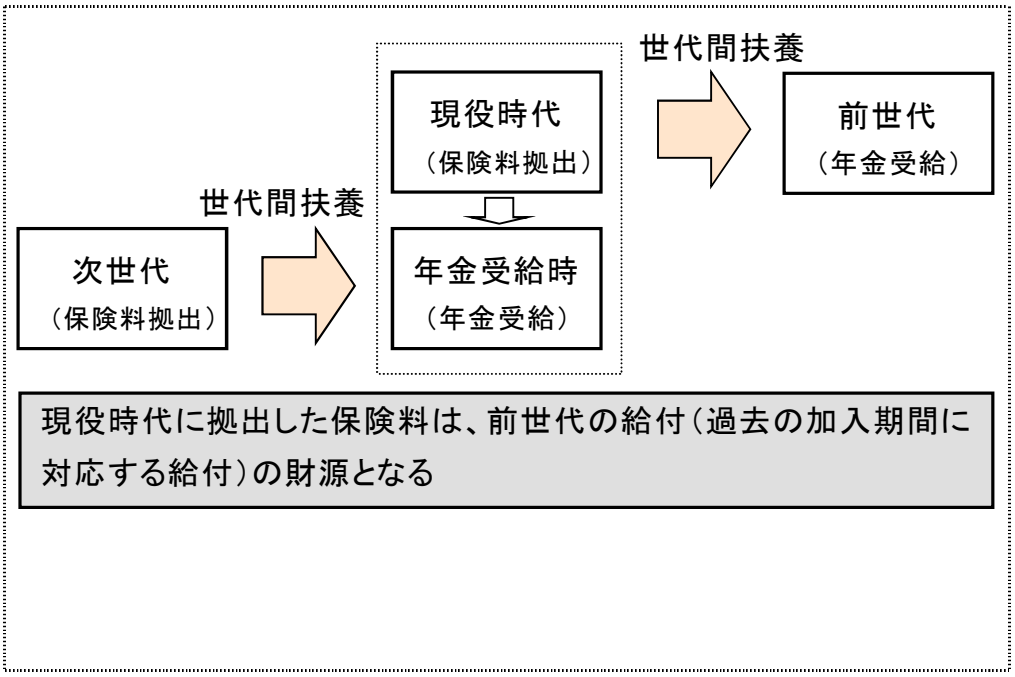

② 給付と財源の対応

今後支払われる給付を将来期間分と過去期間分に区分すると、賦課方式の年金制度においては、いずれの区分についても財源は将来の保険料収入である（第３－７－39 図）。

第３－７－39 図　賦課方式の年金制度における給付と財源

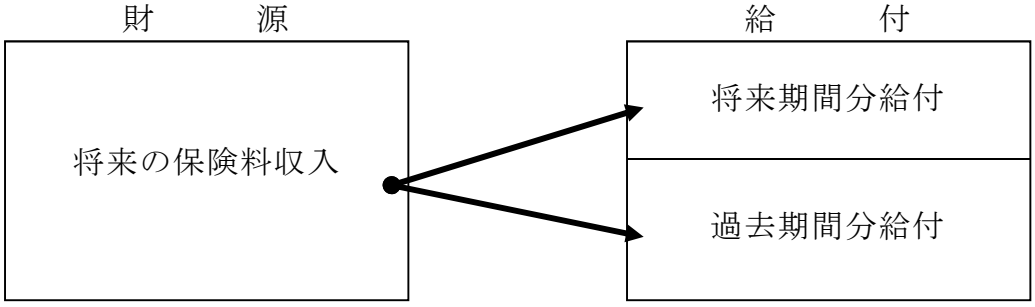

賦課方式の年金制度において、仮に、積立方式と同じ基準で積立不足（詳しくは後述）を計算すると、過去期間分給付に対応する積立金を保有していないことから、過去期間分給付に見合う財源の全額が「積立不足」ということになってしまう。

しかし、この「積立不足」を、財源不足あるいは債務超過と認識することは誤りである。賦課方式の年金制度においては積立金を保有しないため、過

去期間分給付に見合う積立金がないのは当然である。過去期間分に見合う積立金がなくても、今後の収支が均衡する見通しが立っていれば、給付に支障をきたすことはない。

もちろん、賦課方式の年金制度であっても、積立方式の考え方に基づく積立不足の額がどんなに巨額になっても良いというものではない。しかしながら、実現可能な収支計画が作成されているのであれば、機械的に算出した「積立不足」は自ずと許容範囲内に収まっているものと考えられる。

（２）積立方式の年金制度における給付と財源の考え方

①　積立方式の年金制度における財源確保の仕組み

積立方式の年金制度では、基本的に将来の年金給付に必要な財源は、あらかじめ拠出された保険料を積み立てることにより確保される。

通常の年金制度では、ある加入者が保険料を支払うことにより、その者は将来、保険料納付状況に見合った年金を受け取ることになるが、財政方式として積立方式を採用している場合には、基本的にその年金給付の財源が積立金として積み立てられていくことになる。

ここで、全ての加入者と年金受給者について、これまでに支払った保険料に対応する給付を考えると、積立方式の年金制度では、将来におけるこれらの給付の総額に見合った積立金を基本的には保有することになる。

一方、今後、保険料を拠出することによって将来の年金給付額が増加するが、この財源は、基本的に今後の保険料で積み立てられることになる（第３－７－40 図）。

第３－７－40 図　積立方式の仕組み（概念図）

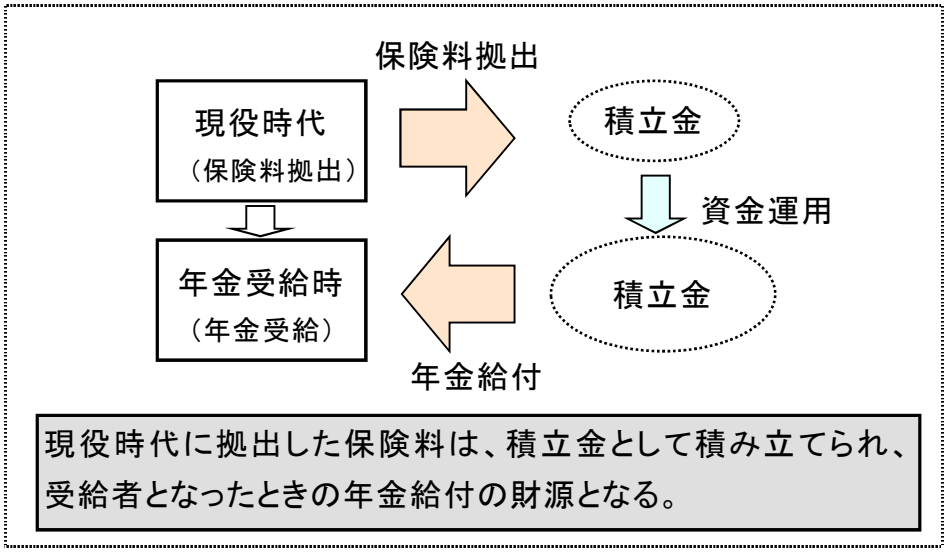

② 給付と財源の対応

積立方式の年金制度においては、過去期間分給付の財源は現在保有する積立金、将来期間分給付の財源は将来の保険料ということになる（第３－７－41 図）。

もしも、積立方式の年金制度において、ある時点での積立金の額が過去期間分の給付に見合う額に達していなければ、その不足分は積立不足ということになる。

第３－７－41 図　積立方式の年金制度における給付と財源

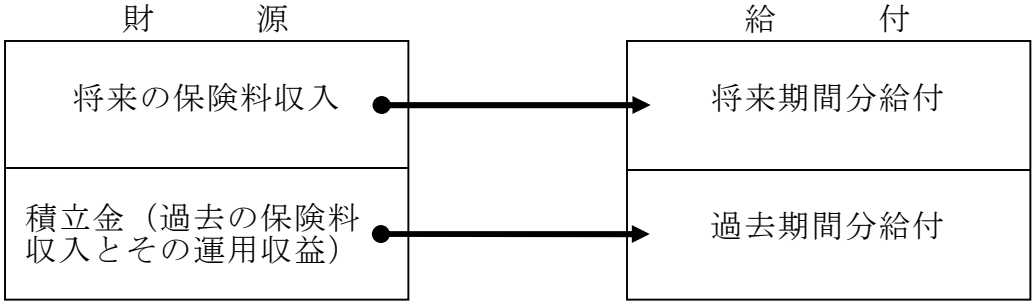

賦課方式の年金制度においては、過去期間分に見合う積立金がなくても、今後の収支が均衡する見通しが立っていれば、給付に支障をきたすことはない。一方、積立方式の年金制度においては、同じ給付を賦課方式で賄う場合に比べて運用収入を活用できるため保険料は低くなるが、積立金が過去期間分給付に見合った額となっていなければ、その不足額に対応する財源を何らかの形で確保しないと将来の給付に支障をきたすことになる。

なお、保有する積立金は、これまでに支払われた保険料とその運用収益が財源となっている。このように考えると、積立方式の年金制度では、過去期間分の給付の財源は過去の保険料、将来期間分の給付の財源は将来の保険料となっており、給付の計算基礎となった加入時点と、その財源となる保険料の払込時点が合致する仕組みとなっている。

（３）公的年金の給付と財源の内訳

現行の国民年金及び厚生年金では、賦課方式を基本とした財政方式をとっており、財政均衡期間の終了時に支払準備金程度の積立金を確保することにより、概ね 100 年間の年金財政の均衡を図ることとしている。したがって、これらの年金制度では、積立方式の年金制度のように過去期間分の給付に見合った積立金を保有する必要はない。

しかしながら、過去期間に係る分の給付規模が現有積立金と比べてどの程度な

のかといった関心もあることなどから、参考までに以後の図表において、人口の前提を出生中位・死亡中位、経済の前提をケースⅠ、ケースⅢ及びケースⅤとした場合について、財政均衡期間における給付とその財源を一時金換算したものを示すこととする。

具体的には、公的年金の給付は、毎年度、「① 保険料収入」、「② 国庫負担」、「③ 積立金（元本の取崩し及び運用収入)」により賄われていることから、これらを、全て現時点（2019(令和元)年度）の価格に換算して一時金で表した。

第３－７－42 図

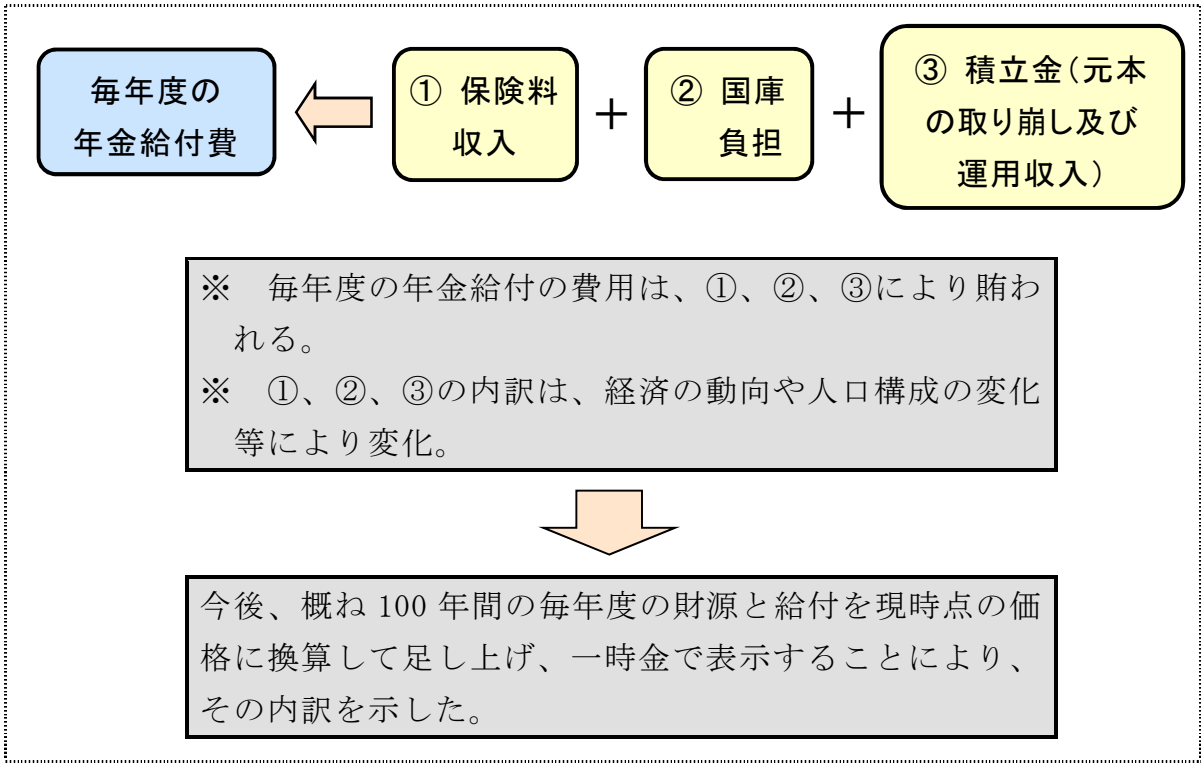

公的年金における財源と給付の内訳の見通しを示したものが第３－７－43 表、第３－７－44 図である。高成長のケースⅠやケースⅢは、2020 年代半ばから 2030 年代半ばにかけて積立金から得られる財源に依存せず、将来に備えて積立金を形成していることがわかる。その後は、積立金から得られる財源の構成割合が上昇し、15%程度で推移する見通しとなっている。一方、低成長のケースⅤでは、将来の積立金から得られる財源の構成割合が 10%程度で推移しており、ケースⅠやケースⅢと比べて、給付財源としての積立金の寄与が少なくなっている。将来世代の給付水準を確保するためには、高齢者の増加がピークを迎える 2040 年代までに十分な積立金を形成していくことが重要である。

第３－７－43表　公的年金の年度別の財源と給付の内訳の見通し

－人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅠ－

財源

年度		計		保険料		国庫負担		積立金から得られる財源	
西暦	令和	兆円		兆円		兆円		兆円	
2020	(2)	53.9	(100%)	39.0	(72%)	12.8	(24%)	2.1	(4%)
2025	(7)	58.2	(100%)	43.4	(74%)	13.6	(23%)	1.2	(2%)
2030	(12)	64.5	(100%)	49.8	(77%)	14.8	(23%)	－	―
2035	(17)	73.2	(100%)	56.3	(77%)	16.2	(22%)	0.7	(1%)
2060	(42)	153.3	(100%)	102.5	(67%)	31.5	(21%)	19.2	(13%)
2090	(72)	328.7	(100%)	212.5	(65%)	66.8	(20%)	49.5	(15%)

※（ ）は構成割合である。

給付

年度		計		過去期間に係る分（2019度以前）		うち受給者分		将来期間に係る分（2020年度以降）	
西暦	令和	兆円		兆円		兆円		兆円	
2020	(2)	53.9	(100%)	53.5	(99%)	52.7	(98%)	0.4	(1%)
2025	(7)	58.2	(100%)	54.6	(94%)	42.9	(74%)	3.6	(6%)
2030	(12)	64.5	(100%)	56.7	(88%)	34.7	(54%)	7.9	(12%)
2035	(17)	73.2	(100%)	58.7	(80%)	26.0	(35%)	14.5	(20%)
2060	(42)	153.3	(100%)	52.4	(34%)	1.5	(1%)	100.9	(66%)
2090	(72)	328.7	(100%)	3.4	(1%)	0.1	(0%)	325.4	(99%)

※（ ）は構成割合である。

－人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅢ－

財源

年度		計		保険料		国庫負担		積立金から得られる財源	
西暦	令和	兆円		兆円		兆円		兆円	
2020	(2)	53.9	(100%)	39.0	(72%)	12.8	(24%)	2.0	(4%)
2025	(7)	57.5	(100%)	43.4	(75%)	13.6	(24%)	0.5	(1%)
2030	(12)	63.3	(100%)	48.6	(77%)	14.7	(23%)	－	―
2035	(17)	68.9	(100%)	51.9	(75%)	15.5	(23%)	1.5	(2%)
2060	(42)	105.6	(100%)	68.9	(65%)	22.0	(21%)	14.7	(14%)
2090	(72)	154.1	(100%)	97.8	(63%)	31.4	(20%)	24.8	(16%)

※（ ）は構成割合である。

給付

年度		計		過去期間に係る分（2019度以前）		うち受給者分		将来期間に係る分（2020年度以降）	
西暦	令和	兆円		兆円		兆円		兆円	
2020	(2)	53.9	(100%)	53.5	(99%)	52.7	(98%)	0.4	(1%)
2025	(7)	57.5	(100%)	54.0	(94%)	42.4	(74%)	3.6	(6%)
2030	(12)	63.3	(100%)	55.6	(88%)	34.1	(54%)	7.7	(12%)
2035	(17)	68.9	(100%)	55.4	(80%)	24.6	(36%)	13.5	(20%)
2060	(42)	105.6	(100%)	36.3	(34%)	1.0	(1%)	69.3	(66%)
2090	(72)	154.1	(100%)	1.6	(1%)	0.1	(0%)	152.5	(99%)

※（ ）は構成割合である。

－人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅤ－

財源

年度		計		保険料		国庫負担		積立金から得られる財源	
西暦	令和	兆円		兆円		兆円		兆円	
2020	(2)	53.9	(100%)	38.9	(72%)	12.8	(24%)	2.2	(4%)
2025	(7)	55.7	(100%)	40.2	(72%)	13.2	(24%)	2.4	(4%)
2030	(12)	56.7	(100%)	41.5	(73%)	13.5	(24%)	1.8	(3%)
2035	(17)	59.4	(100%)	42.3	(71%)	14.0	(23%)	3.1	(5%)
2060	(42)	69.5	(100%)	47.5	(68%)	14.4	(21%)	7.5	(11%)
2090	(72)	79.8	(100%)	54.9	(69%)	15.7	(20%)	9.2	(11%)

※（ ）は構成割合である。

給付

年度		計		過去期間に係る分（2019度以前）		うち受給者分		将来期間に係る分（2020年度以降）	
西暦	令和	兆円		兆円		兆円		兆円	
2020	(2)	53.9	(100%)	53.5	(99%)	52.7	(98%)	0.4	(1%)
2025	(7)	55.7	(100%)	52.3	(94%)	41.1	(74%)	3.4	(6%)
2030	(12)	56.7	(100%)	50.0	(88%)	31.0	(55%)	6.7	(12%)
2035	(17)	59.4	(100%)	48.3	(81%)	22.0	(37%)	11.2	(19%)
2060	(42)	69.5	(100%)	24.7	(36%)	0.7	(1%)	44.8	(64%)
2090	(72)	79.8	(100%)	0.8	(1%)	0.1	(0%)	79.0	(99%)

※（ ）は構成割合である。

第３－７－44 図　公的年金の年度別の財源と給付の内訳の見通し

－人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅠ－

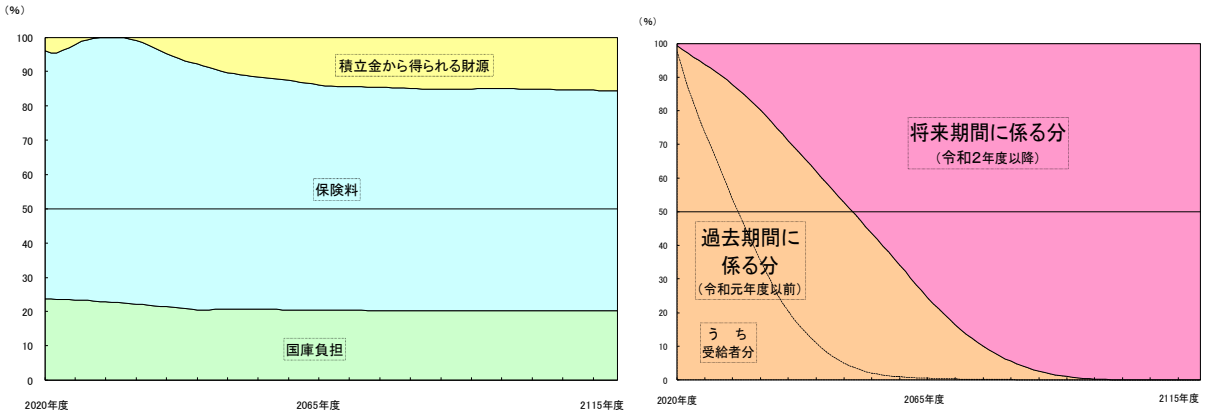

－人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅢ－

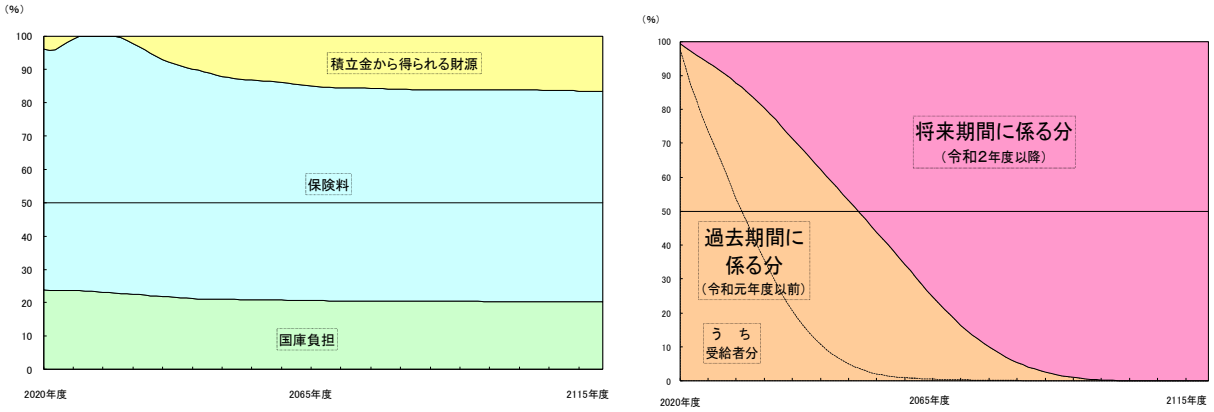

－人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅤ－

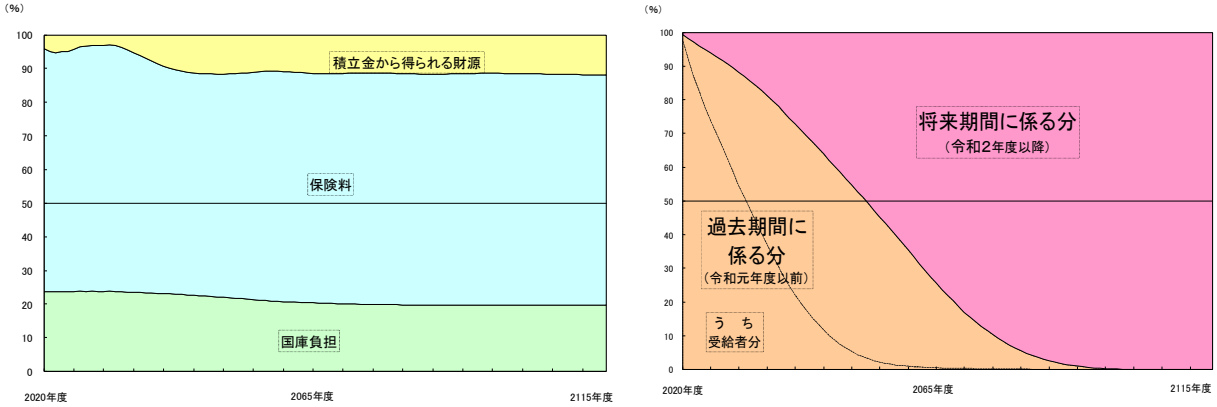

（将来の金額の現時点への換算方法について）

積立方式の企業年金等で責任準備金（現時点で保有すべき積立金）を計算する場合、今後の積立金の運用収入を考慮しつつ、将来の支出を賄うために現時点で必要な積立金の額を計算する必要があることから、運用利回りを用いて換算することになるため、積立方式の年金制度との比較を行う上では運用利回りで換算する方が便利である。

一方で、将来の年金給付や保険料負担等の規模の把握という観点からは、賃金上昇率で換算する方法が適切である。

そこで、以下の図ではこの２通りの方法で示している。

運用利回りで換算した数値は、現時点の積立金と比較してどれだけの大きさに相当するかを示したものと考えることができ、賃金上昇率で換算した数値は、経済規模と比較してどれだけの大きさに相当するかを示したものと考えることができる。

第３－７－45 図

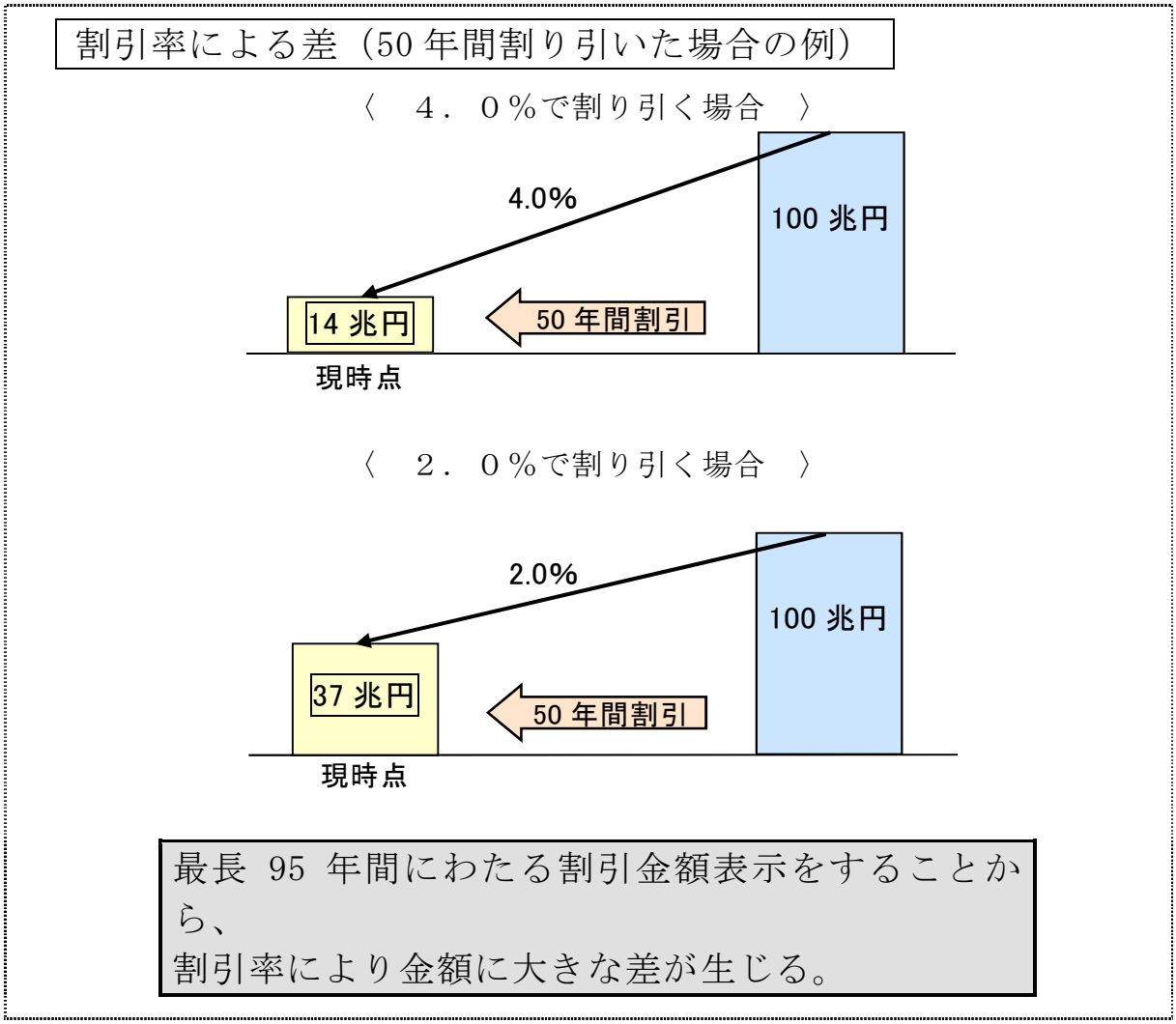

第３－７－46 図及び第３－７－47 図において、厚生年金及び国民年金におけるいわゆる二重の負担の額を示している。仮に厚生年金及び国民年金を積立方式で運営するとした場合、現役世代は将来期間分の給付に対応する積立保険料を負担すると同時に、過去期間に係る給付のうち現有積立金や国庫負担で賄われていない分についても負担をする必要が生じるが、これがいわゆる二重の負担というものである。

二重の負担の額を計算するにあたっては、積立方式で運営していくことから、将来の給付を現時点の価格へ換算する率には運用利回りを用いて計算することが妥当である。

今回の財源と給付の内訳による試算結果から、例えば、ケースⅠの場合で二重の負担の額を機械的に計算すると、図中で示しているとおり、

いわゆる二重の負担の額（公的年金計 800 兆円　うち、厚生年金 780 兆円）
＝　過去期間に係る給付（公的年金計 1,340 兆円　うち、厚生年金 1,250 兆円）
－ 過去期間に係る国庫負担（公的年金計 330 兆円　うち、厚生年金 280 兆円）
－ 積立金から得られる財源（公的年金計 210 兆円　うち、厚生年金 190 兆円）

となる。また、ケースⅢやケースⅤの場合も同様に計算すると、ケースⅢの場合公的年金計 780 兆円、うち厚生年金 750 兆円となり、ケースⅤの場合公的年金計 760 兆円、うち厚生年金 730 兆円となる。すなわち、仮に厚生年金及び国民年金を積立方式に移行しようとすると、このおよそ 700～800 兆円にも及ぶ二重の負担を、保険料負担や税負担など何らかの形で負担することが必要となる。したがって、この二重の負担を今後の現役世代が負担するのであれば、現行の財政方式から積立方式へ移行したとしても、世代間格差の解消にはつながらないこととなる。

第３－７－46 図　公的年金の財源と給付の内訳（運用利回りによる換算）
－人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅠ－

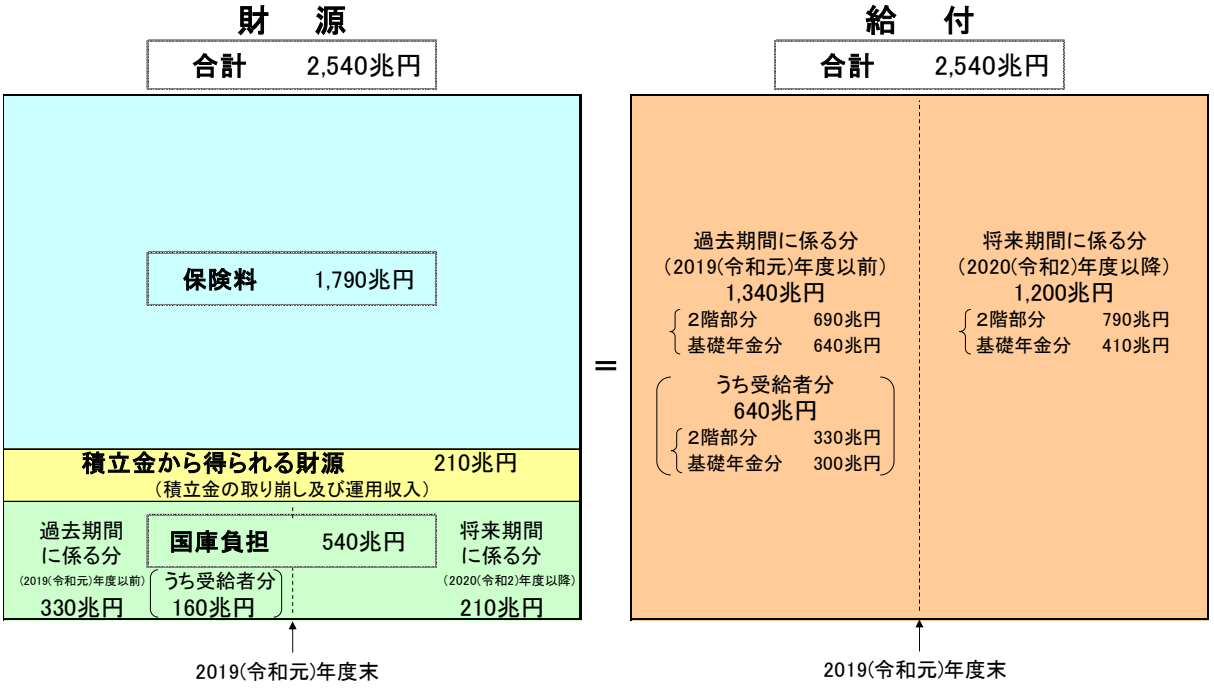

※　いわゆる二重の負担の額　（ 800兆円 ）
＝　過去期間に係る給付　－　過去期間に係る国庫負担　－　積立金から得られる財源
（ 1,340兆円 ）　（ 330兆円 ）　（ 210兆円 ）

＜厚生年金、国民年金別＞　　単位：兆円

厚生年金			国民年金		
財源 （合計 2,390 ）	給付 （合計 2,390 ）		財源 （合計 140 ）	給付 （合計 140 ）	
保険料 1,740	過去期間分 1,250	将来期間分 1,140	保険料 50		
積立金 190	2階部分 690	2階部分 790	積立金 10		
国庫負担 460	基礎年金 560	基礎年金 360	国庫負担 80	過去期間分 80	将来期間分 60
過去期間分 280	受給者分 600		過去期間分 50	受給者分 40	
（受給者分 130 ）	2階部分 330		（受給者分 20 ）		
将来期間分 180	基礎年金 260		将来期間分 40		

－人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅢ－

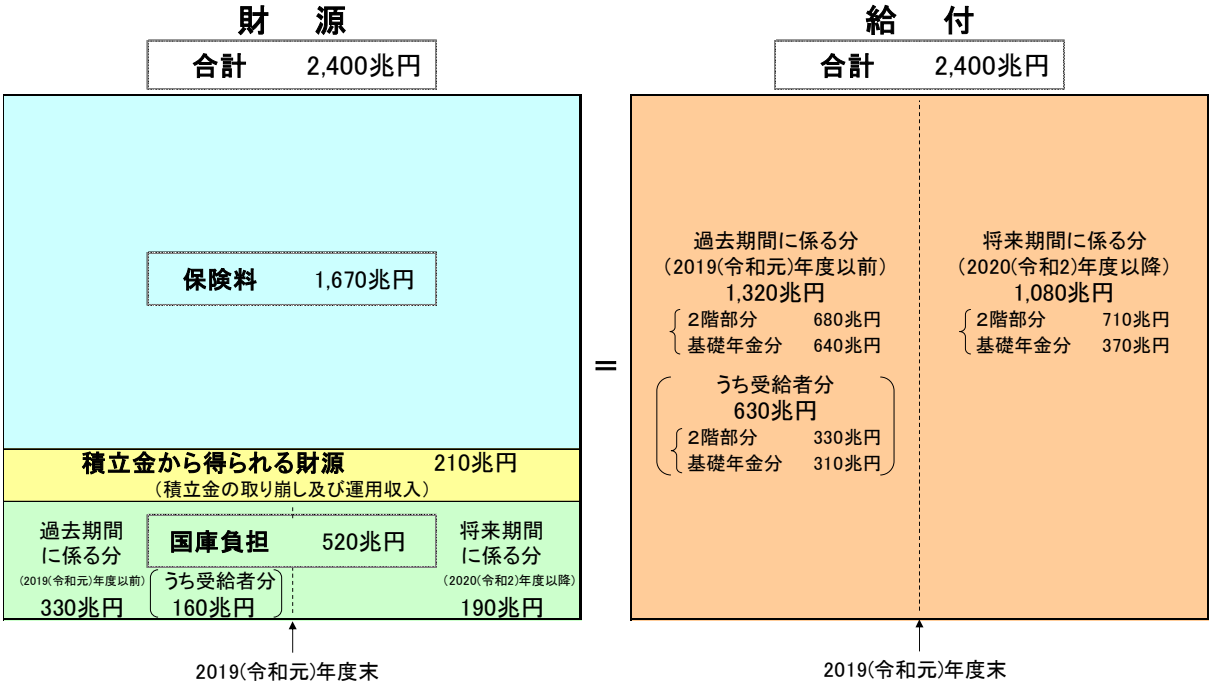

※　いわゆる二重の負担の額　（ 780兆円 ）
＝　過去期間に係る給付　－　過去期間に係る国庫負担　－　積立金から得られる財源
（ 1,320兆円 ）　（ 330兆円 ）　（ 210兆円 ）

＜厚生年金、国民年金別＞　　単位：兆円

厚生年金			国民年金		
財源 （合計 2,260 ）	給付 （合計 2,260 ）		財源 （合計 140 ）	給付 （合計 140 ）	
保険料 1,620	過去期間分 1,230	将来期間分 1,030	保険料 40		
積立金 200	2階部分 680	2階部分 710	積立金 10		
国庫負担 440	基礎年金 560	基礎年金 320	国庫負担 80	過去期間分 80	将来期間分 50
過去期間分 280	受給者分 590		過去期間分 50	受給者分 40	
（受給者分 140 ）	2階部分 330		（受給者分 20 ）		
将来期間分 160	基礎年金 270		将来期間分 30		

－人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅤ－

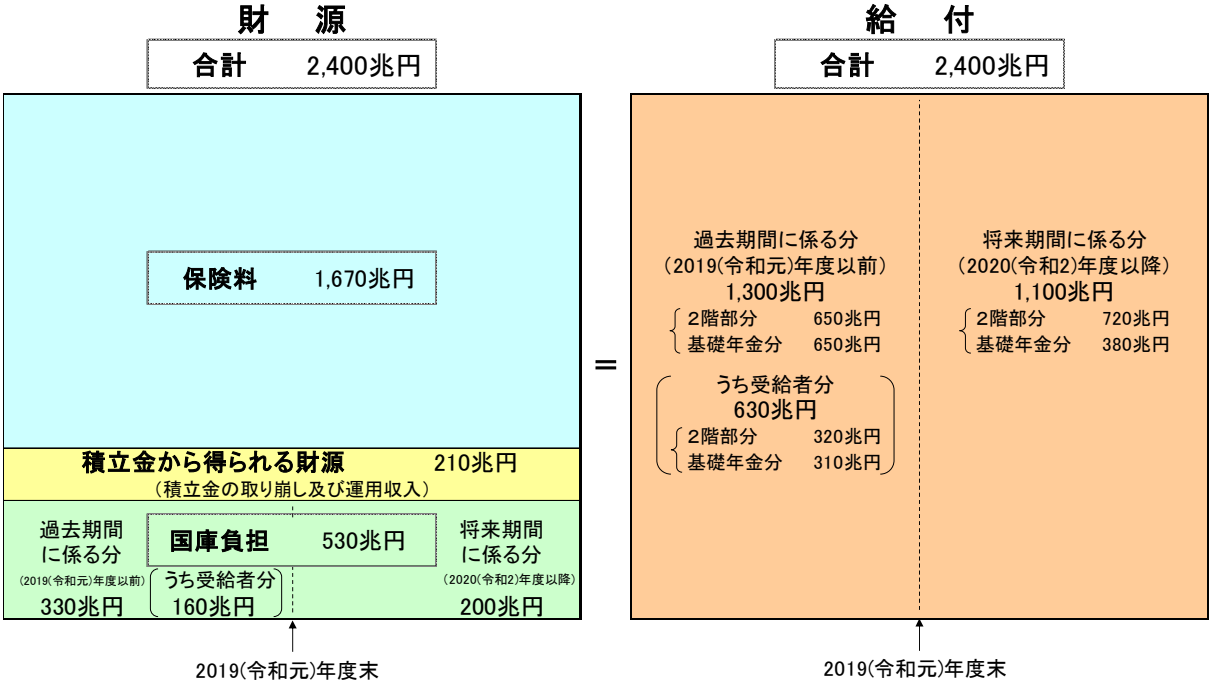

※　いわゆる二重の負担の額　（ 760兆円 ）
＝　過去期間に係る給付　－　過去期間に係る国庫負担　－　積立金から得られる財源
（ 1,300兆円 ）　（ 330兆円 ）　（ 210兆円 ）

＜厚生年金、国民年金別＞　　単位：兆円

厚生年金			国民年金		
財源　（合計　2,260　）	給付　（合計　2,260　）		財源　（合計　150　）	給付　（合計　150　）	
保険料　1,620	過去期間分　1,210	将来期間分　1,040	保険料　50		
積立金　200	2階部分　650	2階部分　720	積立金　10		
国庫負担　440	基礎年金　560	基礎年金　320	国庫負担　90	過去期間分　90	将来期間分　60
過去期間分　280	受給者分　580		過去期間分　50	受給者分　50	
（受給者分　140　）	2階部分　320		（受給者分　30　）		
将来期間分　160	基礎年金　270		将来期間分　30		

第３－７－47図　基礎年金の財源と給付の内訳（運用利回りによる換算）

－人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅠ－

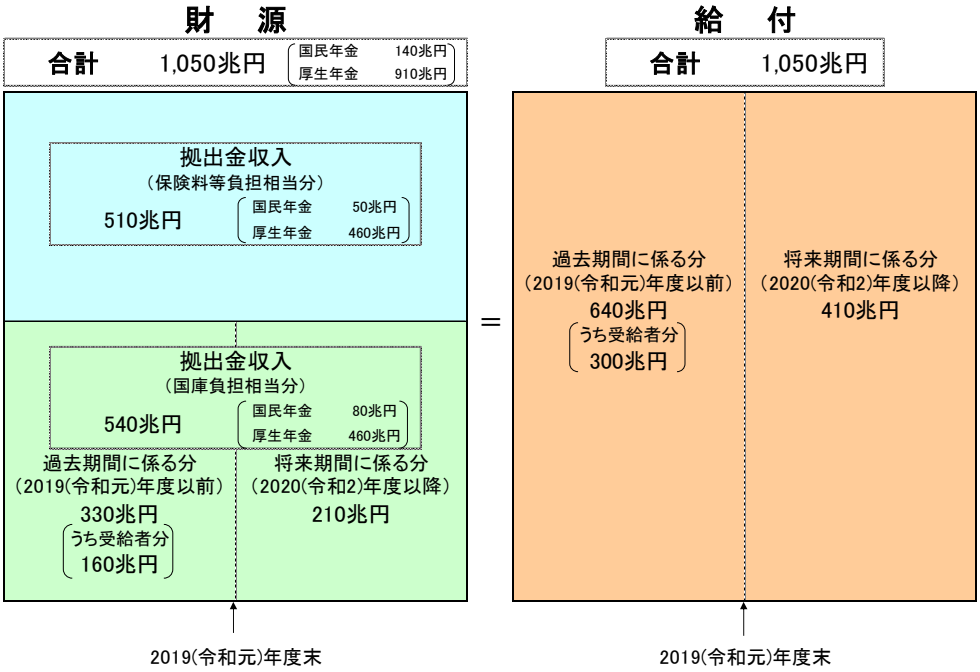

（注）長期的な経済前提は次の通り。

物価上昇率	2.0%
賃金上昇率（実質<対物価>）	1.6%
運用利回り（実質<対物価>）	3.0%
運用利回り（ｽﾌﾟﾚｯﾄﾞ<対賃金>）	1.4%

－人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅢ－

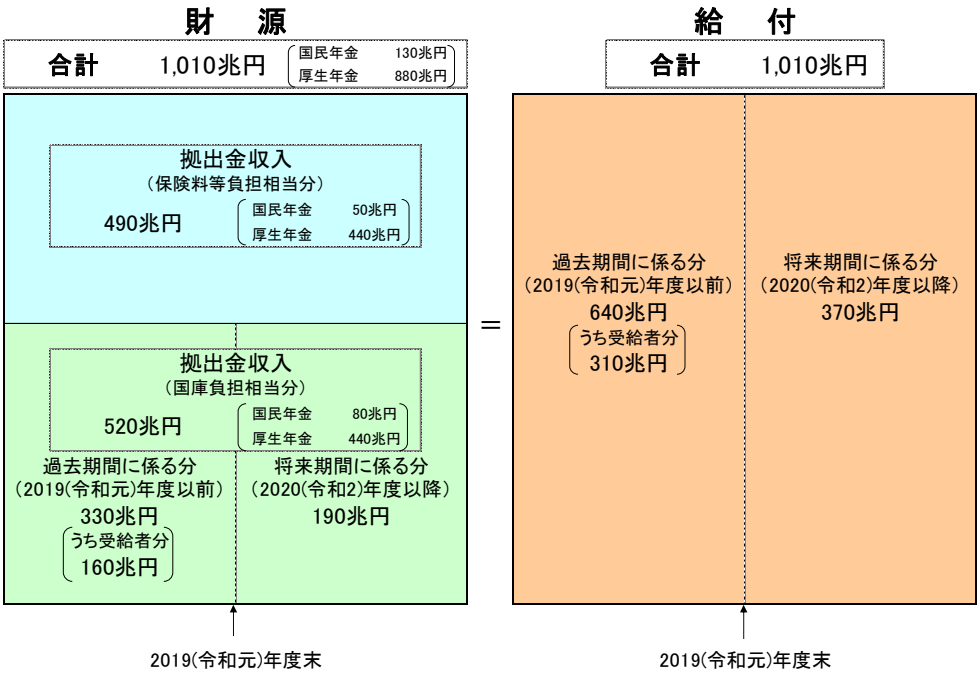

（注）長期的な経済前提は次の通り。

物価上昇率	1.2%
賃金上昇率（実質<対物価>）	1.1%
運用利回り（実質<対物価>）	2.8%
運用利回り（ｽﾌﾟﾚｯﾄﾞ<対賃金>）	1.7%

－人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅤ－

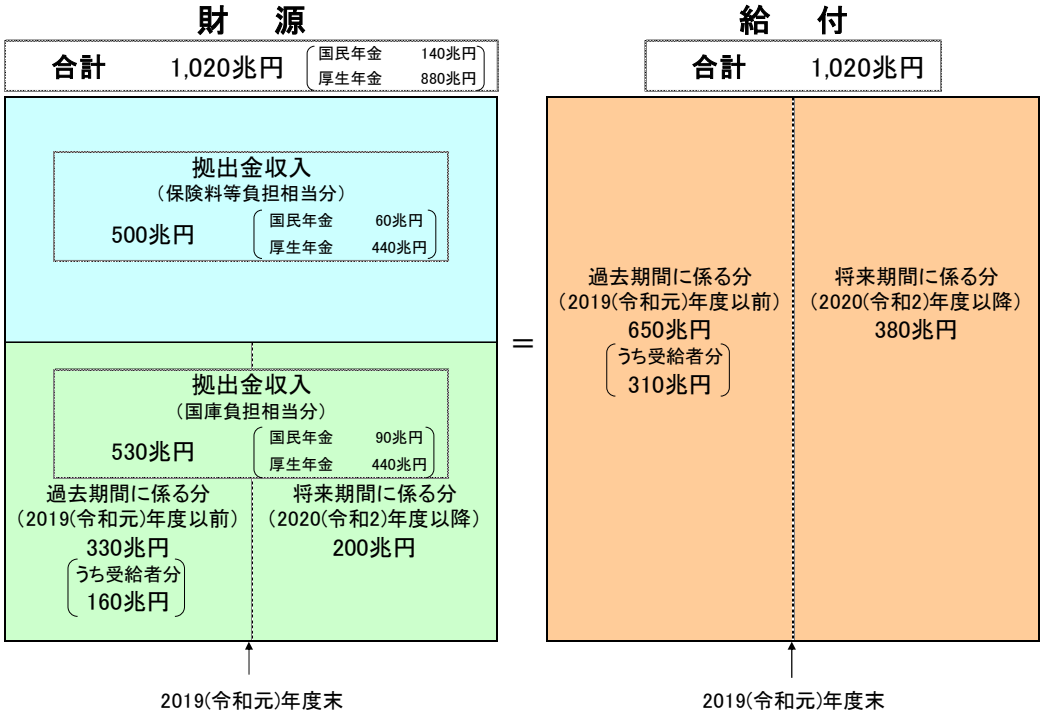

（注）長期的な経済前提は次の通り。

物価上昇率	0.8%
賃金上昇率（実質<対物価>）	0.8%
運用利回り（実質<対物価>）	2.0%
運用利回り（ｽﾌﾟﾚｯﾄﾞ<対賃金>）	1.2%

次に、賃金上昇率で換算した結果を見ると、保険料収入については公的年金計で、ケースⅠ、Ⅲと比較してケースⅤでは少なくなっており、内訳として厚生年金の保険料収入に違いが生じている。これは、保険料収入は賃金上昇率と被保険者数に連動していることから、賃金上昇率で換算すると、被保険者数の規模に応じた結果となる。労働参加が進むケースであるケースⅠ、Ⅲと、労働参加が一定程度進むケースのケースⅤを比べると、厚生年金の被保険者数は前者のケースの方が大きいため、このような結果となっている。

さらに、公的年金計の給付をみると、ケースⅤよりもケースⅠ、Ⅲの方が大きくなっており、この差は厚生年金の給付額の違いから生じている。前述のとおり、労働参加が一定程度進むケース（ケースⅤ）よりも、労働参加が進むケース（ケースⅠ、Ⅲ）の方が厚生年金の被保険者数は多いためである。すなわち、制度の支え手が多いほど財源が増えるので、給付の規模も大きくなるのである。

第３－７－48 図　公的年金の財源と給付の内訳（賃金上昇率による換算）
－人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅠ－

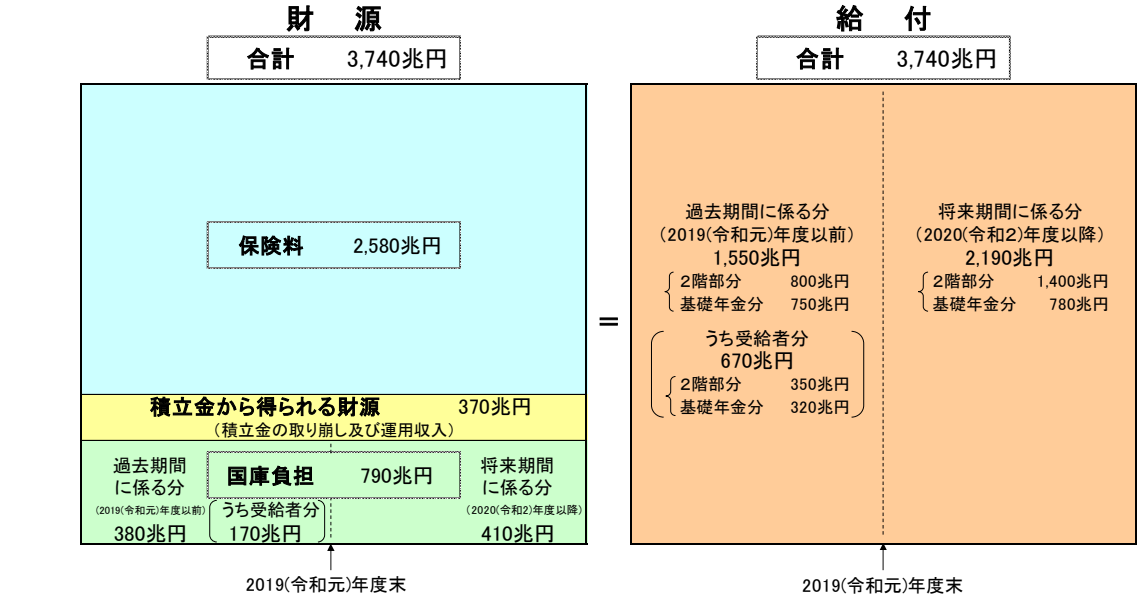

長期的な経済前提（ケースⅠ）

物価上昇率	2.0%
賃金上昇率（実質<対物価>）	1.6%
運用利回り（ｽﾌﾟﾚｯﾄﾞ<対賃金>）	1.4%

＜厚生年金、国民年金別＞　　単位：兆円

厚生年金			国民年金		
財源　（合計　3,530　）	給付　（合計　3,530　）		財源　（合計　210　）	給付　（合計　210　）	
保険料　2,520	過去期間分　1,450	将来期間分　2,080	保険料　70		
積立金　350	2階部分　800	2階部分　1,400	積立金　20		
国庫負担　670	基礎年金　650	基礎年金　680	国庫負担　120	過去期間分　100	将来期間分　110
過去期間分　330	受給者分　630		過去期間分　60	受給者分　50	
（受給者分　140　）	2階部分　350		（受給者分　30　）		
将来期間分　340	基礎年金　280		将来期間　70		

－人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅢ－

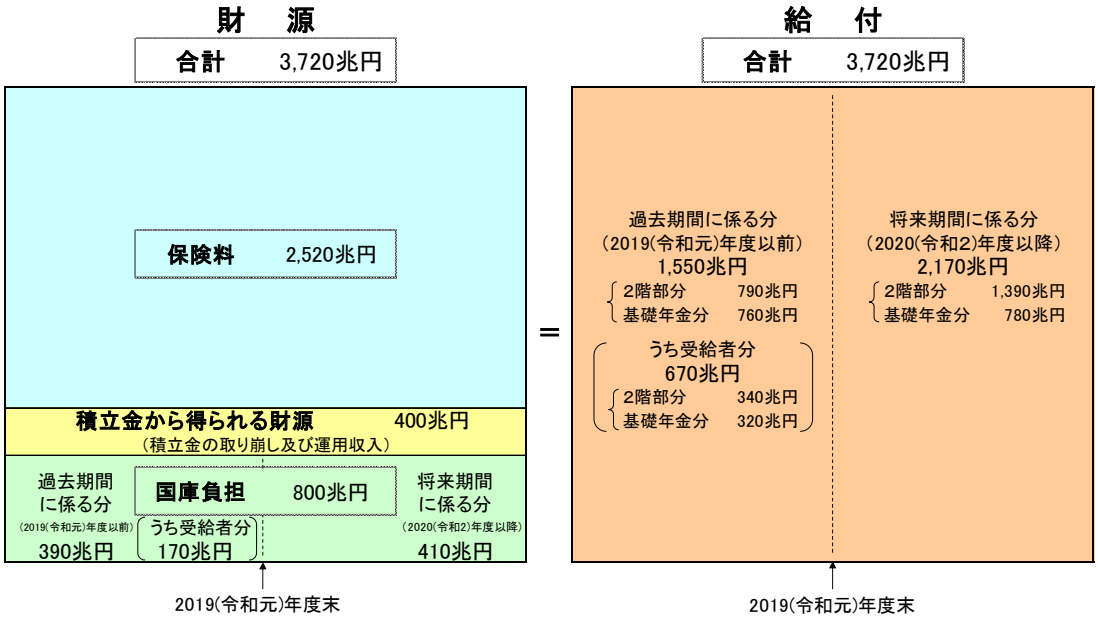

長期的な経済前提（ケースⅢ）

物価上昇率	1.2%
賃金上昇率（実質<対物価>）	1.1%
運用利回り（ｽﾌﾟﾚｯﾄﾞ<対賃金>）	1.7%

＜厚生年金、国民年金別＞　　単位：兆円

厚生年金			国民年金		
財源　（合計　3,510　）	給付　（合計　3,510　）		財源　（合計　210　）	給付　（合計　210　）	
保険料　2,460	過去期間分　1,450	将来期間分　2,060	保険料　70		
積立金　390	2階部分　790	2階部分　1,390	積立金　20		
国庫負担　670	基礎年金　660	基礎年金　680	国庫負担　120	過去期間分　100	将来期間分　110
過去期間分　330	受給者分　620		過去期間分　60	受給者分　50	
（受給者分　140　）	2階部分　340		（受給者分　30　）		
将来期間分　340	基礎年金　280		将来期間　70		

－人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅤ－

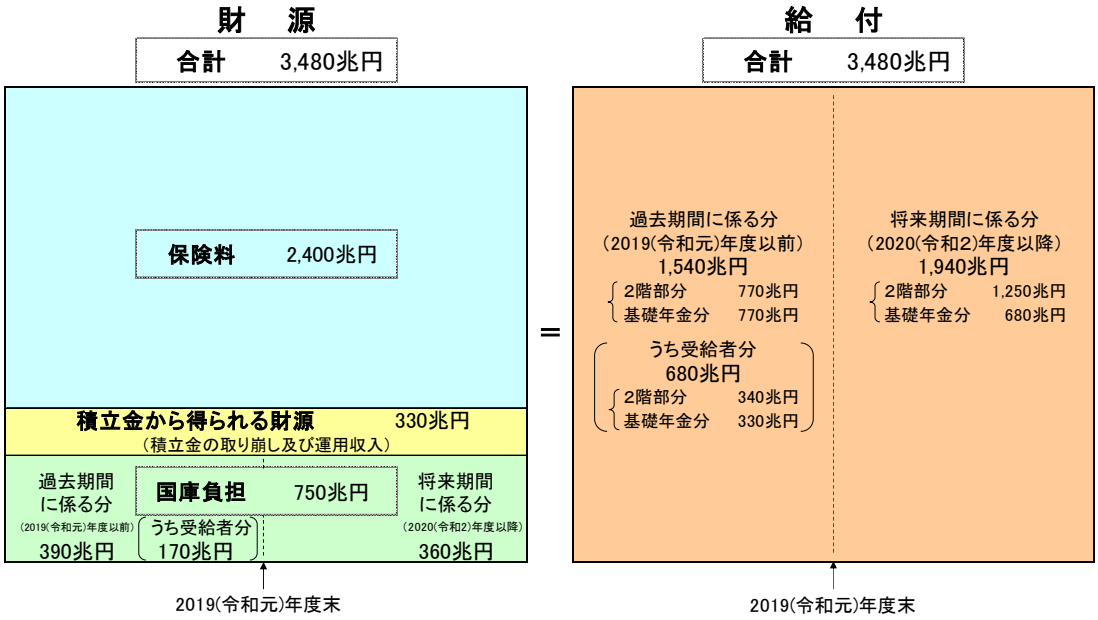

長期的な経済前提（ケースⅤ）

物価上昇率	0.8%
賃金上昇率（実質<対物価>）	0.8%
運用利回り（ｽﾌﾟﾚｯﾄﾞ<対賃金>）	1.2%

＜厚生年金、国民年金別＞　　単位：兆円

厚生年金			国民年金		
財源　（合計　3,270　）	給付　（合計　3,270　）		財源　（合計　210　）	給付　（合計　210　）	
保険料　2,330	過去期間分　1,430	将来期間分　1,840	保険料　70		
積立金　310	2階部分　770	2階部分　1,250	積立金　10		
国庫負担　630	基礎年金　660	基礎年金　580	国庫負担　120	過去期間分　110	将来期間分　100
過去期間分　330	受給者分　630		過去期間分　60	受給者分　50	
（受給者分　150　）	2階部分　340		（受給者分　30　）		
将来期間分　290	基礎年金　290		将来期間　60		

第３－７－49 図　基礎年金の財源と給付の内訳（賃金上昇率による換算）

－人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅠ－

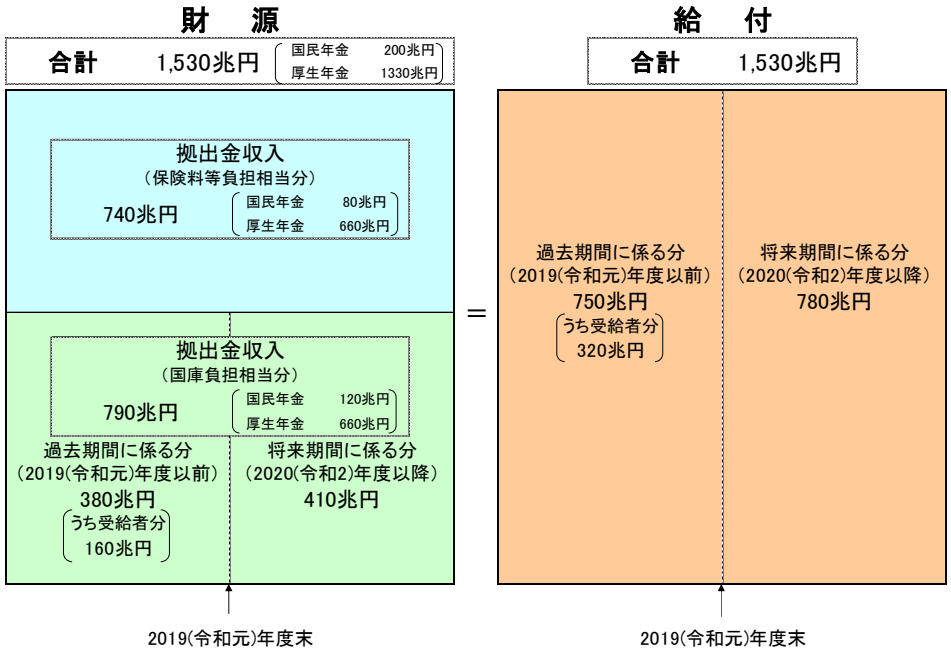

（注）長期的な経済前提は次の通り。

物価上昇率	2.0%
賃金上昇率（実質<対物価>）	1.6%
運用利回り（実質<対物価>）	3.0%
運用利回り（ｽﾌﾟﾚｯﾄﾞ<対賃金>）	1.4%

－人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅢ－

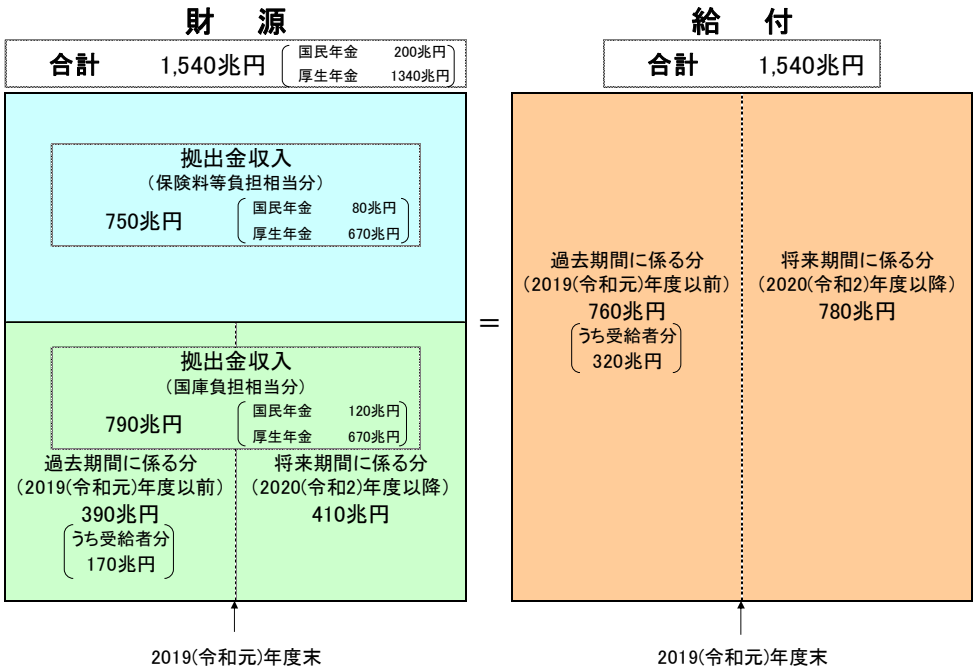

（注）長期的な経済前提は次の通り。

物価上昇率	1.2%
賃金上昇率（実質<対物価>）	1.1%
運用利回り（実質<対物価>）	2.8%
運用利回り（ｽﾌﾟﾚｯﾄﾞ<対賃金>）	1.7%

－人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅤ－

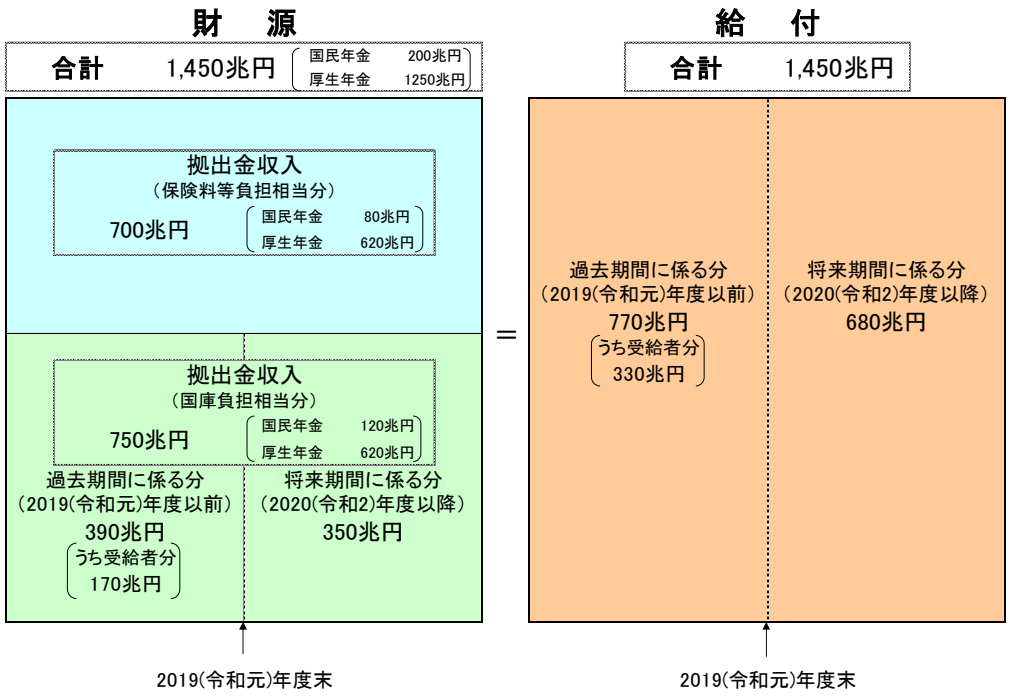

（注）長期的な経済前提は次の通り。

物価上昇率	0.8%
賃金上昇率（実質<対物価>）	0.8%
運用利回り（実質<対物価>）	2.0%
運用利回り（ｽﾌﾟﾚｯﾄﾞ<対賃金>）	1.2%

７．被用者年金一元化に伴う共済組合等の拠出金及び交付金の見通し

我が国の公的年金制度は、国民年金、厚生年金及び複数の共済年金に分立し制度運営がなされてきた。しかし、産業構造、就業構造の変化により、一部の制度で被保険者数（組合員数）が大きく減少するなど、1970 年代後半には、安定した制度運営を行っていくことが困難と思われる制度が出てきたことから、公的年金制度の一元化が課題とされるようになった。1984(昭和 59)年度には国家公務員共済組合と三公社共済組合との間での財政調整措置が導入され、1986(昭和 61)年度には全国民一律の基礎年金制度が導入された。また、1990(平成２)年度には全被用者年金制度による制度間調整措置が導入された。

このような経過を経て、1996(平成８)年３月に政府は公的年金制度の長期的安定と公平を図るため、「公的年金制度の再編成の推進について」を閣議決定した。そのなかで、再編成の第一段階として、既に民営化・株式会社化しており成熟化が最も進行している日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合及び日本電信電話共済組合については、1997(平成９)年度に厚生年金に統合することとされた。その際、統合前の期間に係る給付費については、費用負担の平準化を図りつつ、被用者年金制度全体で支え合う措置を講ずることとされた。この閣議決定を受け、三公社共済組合は 1997(平成９)年４月に厚生年金に統合され、その給付費用の一部に充当するため被用者年金制度全体による支援措置が設けられた。

その後、2002(平成 14)年４月に農林漁業団体職員共済組合が厚生年金に統合され、2012(平成 24)年の社会保障・税一体改革において、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が成立し、2015(平成 27)年 10 月に残存していた三共済（国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度）が厚生年金へ統合されることとなった。

被用者年金一元化により、共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金にそろえて解消し、共済年金の１・２階部分の保険料率を引上げ、厚生年金の保険料率（18.3%）に統一することとなった。なお、この被用者年金一元化に伴い旧三公社共済組合の給付費用の一部に充当するための制度は廃止されることとなった。

以下、この節では国家公務員共済組合を国共済、地方公務員共済組合を地共済、私立学校教職員共済制度を私学共済、一元化前の厚生年金のことは旧厚生年金と記述する。

（１）被用者年金一元化の仕組み

①　被用者年金一元化後の財源構造

被用者年金一元化では、共済組合や私学事業団を実施機関と位置づけ引き続き事務組織として活用し、積立金の管理・運用についても保険料の徴収から年金給付に至る年金事務の一部であることから、各実施機関を管理運用主体として活用することとなっている。一方、一元化前の共済年金の積立金については１・２階部分と３階部分の区別がないが、被用者年金一元化に際して、共済年金の積立金のうち１・２階部分の給付のみである厚生年金の水準に見合った額を、被用者年金一元化後の厚生年金の積立金（＝共通財源）として仕分けることとした。

また、被用者年金一元化後の厚生年金は、１・２階部分の保険料率及び給付を統一した上で、１・２階部分の保険料収入及び積立金を被用者全体の共通財源とした財政運営を行い、

・共済組合等が徴収した厚生年金保険料及び管理運用する１・２階積立金や標準報酬などの負担能力に応じて、共済組合等は年金特別会計の厚生年金勘定に拠出金を納付し、

・共済組合等が行う厚生年金の保険給付に要する費用等は同勘定から共済組合等に交付金として交付される

仕組みとなっている（第３－７－50 図）。

第３－７－50図　被用者年金一元化後の財源構造

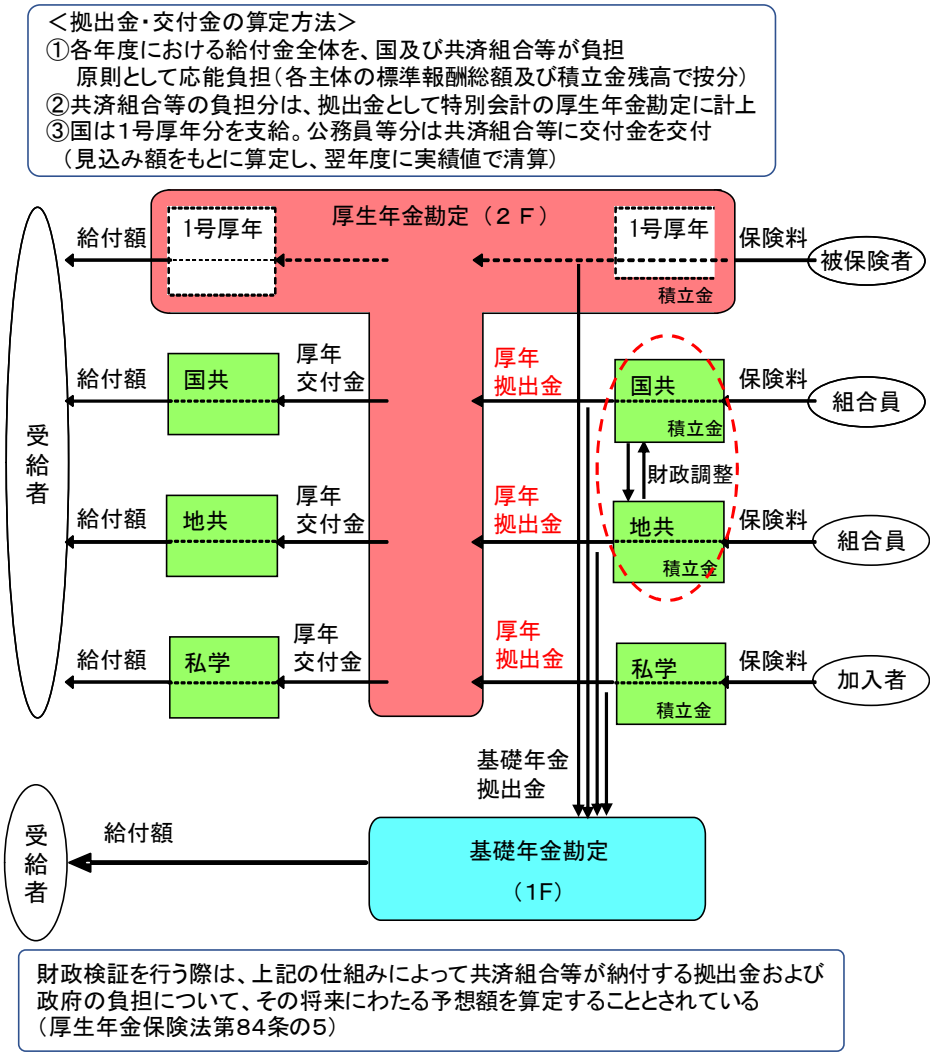

②　実施機関からの拠出金の算出方法について

各実施機関から厚生年金勘定への拠出金については、徴収した厚生年金保険料及び管理運用する１・２階積立金に応じて納付することを基本としている。これに加え、激変緩和措置として、当分の間、支出費（国庫・公経済負担を除いた１・２階の給付費）按分も取り入れることとしている。そのため、2019（令和元）年財政検証においては当該激変緩和措置の対象期間を全実施機関が同じ保険料率に統合されるまでの間（2026（令和８）年度までの間）としている。

具体的には、各実施機関１・２階の給付費のうち、国庫・公経済負担を除いたものの合計額が拠出金算定対象額となり、その拠出金算定対象額を保険料財源比率と（１－保険料財源比率）で分け、それぞれを各実施機関の標準報酬総額及び積立金残高の相対比で分担して負担することとなっている。保

険料財源比率とは、一定期間の支出に占める保険料財源分の割合であり、財政検証ごとに見直すこととなっている。

・標準報酬按分

厚生年金の標準報酬総額に対する実施機関ごとの標準報酬総額に応じた率に保険料財源比率を乗じたもの（標準報酬按分率）によって按分する。

・積立金按分

厚生年金の積立金に対する実施機関ごとの１・２階相当積立金に応じた率に（１－保険料財源比率）を乗じたもの（積立金按分率）によって按分する。

ただし、激変緩和措置として当分の間は以下の分担とすることになる（第３－７－51 図）。

・標準報酬按分

厚生年金の標準報酬総額に対する実施機関ごとの標準報酬総額に応じた率に保険料財源比率を乗じたものに 50/100 を乗じて得た率（標準報酬按分率）によって按分する。

・積立金按分

厚生年金の積立金に対する実施機関ごとの１・２階相当積立金に応じた率に（１－保険料財源比率）を乗じたものに 50/100 を乗じて得た率（積立金按分率）によって按分する。

・支出費按分

厚生年金の給付費（共済年金の２階部分を含む）に基礎年金拠出金（国庫・公経済負担除く）を加えたものに対する実施機関ごとの支出費に応じた率に 50/100 を乗じて得た率（支出費按分率）によって按分する。

第３－７－51 図　被用者年金一元化後の拠出金計算のイメージ

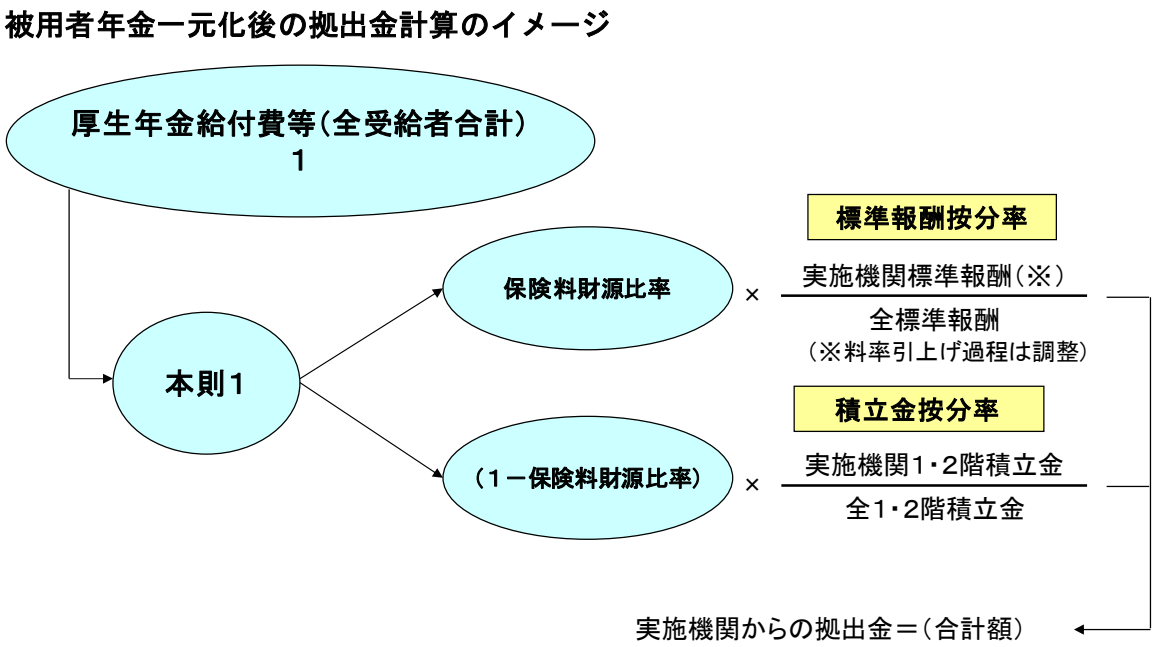

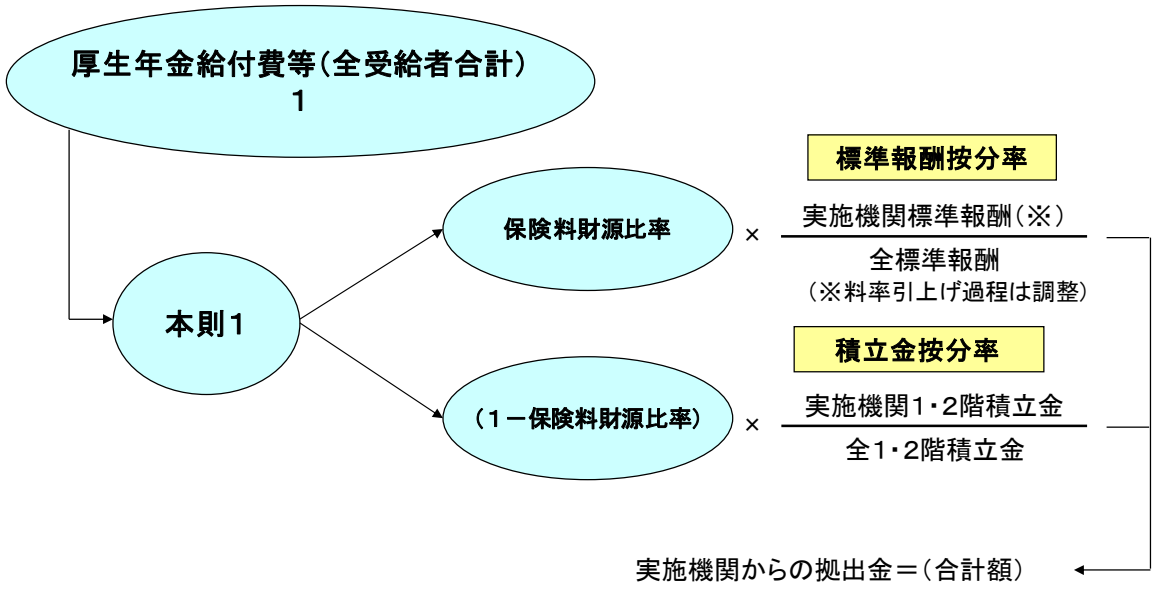

③　厚生年金給付費の実績と精算

各実施機関から厚生年金勘定への拠出金及び同勘定からの交付金については、いったん概算で納付及び交付が行われ、その後厚生年金給付費や標準報酬按分率等の実績が明らかになってから、概算額との差額について精算されることとなる。

（２）今回の財政検証結果

①　厚生年金拠出金・交付金の見通し

各実施機関の厚生年金拠出金の見通しについては、厚生年金法 84 条の 5 第３項において、財政検証が作成されるときは厚生年金拠出金の将来の予想額を算定するものと規定されている。今回の財政検証においても厚生年金拠出金・交付金の見通しを作成している（第３－７－52 表）。

第３－７－52 表　厚生年金拠出金・交付金の見通し

○ 人口：出生中位、死亡中位　　経済：ケースⅠ（変動なし）

年度	厚生年金拠出金				厚生年金交付金			
（西暦）	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2019	23.8	1.1	3.1	0.3	23.7	1.1	3.3	0.3
2020	24.1	1.1	3.1	0.4	24.0	1.1	3.3	0.3
2021	24.7	1.1	3.2	0.4	24.5	1.1	3.5	0.3
2022	25.1	1.1	3.3	0.4	24.9	1.1	3.5	0.3
2023	25.4	1.1	3.3	0.4	25.2	1.1	3.6	0.3
2024	26.0	1.2	3.3	0.4	25.7	1.2	3.6	0.3
2025	26.4	1.2	3.4	0.4	26.2	1.2	3.7	0.4
2030	30.2	1.3	3.4	0.6	29.6	1.3	4.1	0.4
2035	35.1	1.4	4.0	0.7	34.7	1.5	4.5	0.5
2040	42.0	1.7	4.9	0.8	42.1	1.7	5.0	0.6
2050	58.1	2.5	7.2	1.2	59.6	2.3	6.1	1.0
2060	77.7	3.3	9.6	1.6	79.7	3.1	7.9	1.4
2070	102.4	4.3	12.6	2.0	104.4	4.1	10.8	1.9
2080	131.3	5.4	16.2	2.6	133.2	5.5	14.4	2.4
2090	168.7	6.9	20.6	3.3	170.6	7.2	18.6	3.1
2100	216.1	8.6	26.1	4.2	217.7	9.4	24.0	3.9
2110	276.8	10.9	32.8	5.4	278.1	12.0	30.8	4.9
2115	313.3	12.3	36.4	6.1	314.2	13.5	34.8	5.6

○ 人口：出生中位、死亡中位　　経済：ケースⅢ（変動なし）

年度	厚生年金拠出金				厚生年金交付金			
（西暦）	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2019	23.8	1.1	3.1	0.3	23.7	1.1	3.3	0.3
2020	24.1	1.1	3.1	0.4	24.0	1.1	3.3	0.3
2021	24.6	1.1	3.2	0.4	24.4	1.1	3.4	0.3
2022	24.9	1.1	3.2	0.4	24.7	1.1	3.5	0.3
2023	25.1	1.1	3.2	0.4	24.9	1.1	3.5	0.3
2024	25.4	1.1	3.3	0.4	25.2	1.1	3.6	0.3
2025	25.8	1.1	3.3	0.4	25.6	1.1	3.6	0.4
2030	29.3	1.2	3.3	0.6	28.8	1.3	4.0	0.4
2035	32.6	1.3	3.7	0.7	32.3	1.4	4.2	0.5
2040	37.2	1.5	4.4	0.7	37.2	1.5	4.5	0.6
2050	45.2	1.9	5.6	0.9	46.3	1.8	4.7	0.8
2060	53.1	2.2	6.5	1.1	54.4	2.1	5.4	1.0
2070	61.5	2.5	7.6	1.2	62.7	2.5	6.5	1.1
2080	69.6	2.8	8.6	1.4	70.6	2.9	7.6	1.3
2090	78.8	3.1	9.7	1.6	79.7	3.4	8.7	1.4
2100	88.9	3.4	10.8	1.7	89.6	3.8	9.9	1.6
2110	100.4	3.8	11.9	1.9	100.8	4.3	11.2	1.8
2115	106.8	4.1	12.4	2.1	106.9	4.6	11.9	1.9

○ 人口：出生中位、死亡中位　経済：ケースⅤ（変動なし）

年度	厚生年金拠出金				厚生年金交付金			
（西暦）	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2019	23.8	1.1	3.1	0.3	23.7	1.1	3.3	0.3
2020	24.1	1.1	3.1	0.4	24.0	1.1	3.3	0.3
2021	24.6	1.1	3.2	0.4	24.5	1.1	3.4	0.3
2022	24.9	1.1	3.2	0.4	24.7	1.1	3.5	0.3
2023	24.9	1.1	3.2	0.4	24.7	1.1	3.5	0.3
2024	25.0	1.1	3.2	0.4	24.8	1.1	3.5	0.3
2025	24.9	1.1	3.2	0.4	24.7	1.1	3.5	0.3
2030	25.5	1.1	3.0	0.5	25.2	1.1	3.5	0.4
2035	27.0	1.2	3.2	0.6	26.9	1.1	3.5	0.4
2040	29.3	1.3	3.6	0.6	29.6	1.2	3.6	0.5
2050	32.3	1.4	4.2	0.7	33.2	1.3	3.5	0.6
2060	34.7	1.5	4.4	0.7	35.7	1.4	3.6	0.7
2070	37.3	1.6	4.8	0.8	38.0	1.6	4.1	0.7
2080	39.3	1.7	5.0	0.8	39.8	1.7	4.5	0.8
2090	41.4	1.7	5.3	0.8	41.9	1.9	4.8	0.8
2100	43.6	1.8	5.5	0.9	44.0	2.0	5.1	0.8
2110	46.0	1.9	5.7	0.9	46.2	2.1	5.4	0.9
2115	47.2	2.0	5.8	0.9	47.4	2.1	5.5	0.9

②　保険料財源比率

一元化後の各実施機関の負担する拠出金は、各年度の厚生年金給付費を、保険料財源比率と（１－保険料財源比率）で分け、それぞれを各実施機関の標準報酬総額及び積立金残高の相対比で分担して負担することとされている。また、この保険料財源比率は、直近の財政検証における財政均衡期間（概ね 100 年）の支出に占める保険料財源の割合を用い、５年毎に見直すこととされている。

被用者年金一元化された 2015(平成 27)年 10 月以降に用いている保険料財源比率は 2014(平成 26)年財政検証で算出した 0.83 となっているが、今後は 2019(令和元)年財政検証で算出した保険料財源比率を使用することとなる。今回も各ケースの保険料財源比率を算出し、ケースⅢの 0.85 を使用することとした（第３－７－53 表）。

第３－７－53 表　保険料財源比率について

人口：出生中位、死亡中位

経済前提	ケースⅠ	ケースⅡ	ケースⅢ	ケースⅣ	ケースⅤ	ケースⅥ
保険料財源比率	0.87	0.86	0.85	0.88	0.88	－

（注）ケースⅥは、マクロ経済スライドによる調整を機械的に継続しても2052年に国民年金の積立金がなくなり、
完全な賦課方式へ移行することになるため、当該ケースの保険料財源比率は算出していない。

③　実施機関別の財政見通し

各実施機関の財政見通しについては、2014(平成 26)年財政検証までは各実施機関において財政再計算として公表されていたが、今回は 2019(令和元)年財政検証の公表と同時に厚生労働省において各実施機関別の財政見通しを作成し公表している（第３－７－54 表)。

第３－７－54 表　各実施機関別の財政見通し
ケースⅠ

厚年拠出金、交付金を考慮した財政見通し　　ケースⅠ
旧厚生年金

年度	収入						支出					収支差	年度末
（西暦）	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		積立金
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2019	68.5	32.1	9.7	2.9	0.2	23.7	66.7	24.0	18.7	0.2	23.8	1.8	171.2
2020	69.4	32.5	9.8	2.9	0.2	24.0	67.6	24.3	19.0	0.2	24.1	1.8	173.1
2021	70.5	32.9	9.9	2.9	0.2	24.5	68.9	24.8	19.2	0.2	24.7	1.6	174.6
2022	71.6	33.5	10.0	3.0	0.2	24.9	70.0	25.2	19.5	0.2	25.1	1.6	176.2
2023	72.8	34.3	10.1	3.1	0.2	25.2	70.8	25.5	19.7	0.2	25.4	2.0	178.2
2024	74.5	35.3	10.3	3.1	0.2	25.7	72.2	26.0	20.1	0.2	26.0	2.4	180.6
2025	76.5	36.3	10.4	3.5	0.0	26.2	73.4	26.4	20.4	0.2	26.4	3.1	183.7
2030	93.3	41.9	11.3	10.4	0.0	29.6	82.4	29.7	22.3	0.2	30.2	10.9	218.9
2035	107.7	47.3	12.3	13.4	0.0	34.7	94.6	34.8	24.5	0.2	35.1	13.2	281.4
2040	125.5	52.9	13.8	16.7	0.0	42.1	111.9	42.2	27.5	0.2	42.0	13.6	349.3
2050	166.9	66.2	17.7	23.4	0.0	59.6	153.3	59.6	35.4	0.1	58.1	13.6	486.1
2060	218.5	85.2	23.3	30.2	0.0	79.7	204.2	79.7	46.7	0.1	77.7	14.3	626.8
2070	280.2	108.8	30.3	36.8	0.0	104.4	267.5	104.4	60.5	0.1	102.4	12.8	760.2
2080	352.6	138.1	38.6	42.7	0.0	133.2	341.8	133.2	77.1	0.1	131.3	10.9	881.0
2090	443.2	176.6	49.4	46.7	0.0	170.6	438.1	170.6	98.7	0.1	168.7	5.1	958.8
2100	553.0	225.6	62.9	46.7	0.0	217.7	559.8	217.7	125.9	0.1	216.1	−6.9	953.4
2110	683.0	286.7	80.4	37.7	0.0	278.1	715.9	278.1	160.9	0.1	276.8	−32.9	755.8
2115	755.8	323.5	90.9	27.3	0.0	314.2	809.2	314.2	181.7	0.1	313.3	−53.5	532.0

厚年拠出金、交付金を考慮した財政見通し　　ケースⅠ
国共済

年度	収入						支出					収支差	年度末
（西暦）	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		積立金
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2019	2.8	1.3	0.3	0.1	0.0	1.1	2.8	1.1	0.6	0.1	1.1	0.0	7.3
2020	2.8	1.3	0.3	0.1	0.0	1.1	2.8	1.1	0.6	0.1	1.1	0.0	7.3
2021	2.8	1.3	0.3	0.1	0.0	1.1	2.9	1.1	0.6	0.1	1.1	0.0	7.2
2022	2.9	1.3	0.3	0.1	0.0	1.1	3.0	1.1	0.6	0.1	1.1	−0.1	7.1
2023	2.9	1.4	0.3	0.1	0.0	1.1	3.1	1.1	0.6	0.3	1.1	−0.2	7.0
2024	3.0	1.4	0.3	0.1	0.0	1.2	3.1	1.2	0.6	0.3	1.2	−0.2	6.8
2025	3.0	1.4	0.3	0.1	0.0	1.2	3.2	1.2	0.6	0.3	1.2	−0.2	6.6
2030	3.6	1.6	0.3	0.3	0.0	1.3	3.4	1.3	0.6	0.2	1.3	0.2	6.9
2035	4.1	1.9	0.4	0.4	0.0	1.5	3.9	1.5	0.7	0.2	1.4	0.2	7.9
2040	4.7	2.1	0.4	0.4	0.0	1.7	4.6	1.7	0.8	0.2	1.7	0.2	8.8
2050	6.2	2.8	0.6	0.5	0.0	2.3	6.1	2.3	1.1	0.2	2.5	0.0	9.9
2060	8.0	3.7	0.7	0.5	0.0	3.1	8.1	3.1	1.5	0.2	3.3	0.0	9.9
2070	10.3	4.7	1.0	0.4	0.1	4.1	10.4	4.1	1.9	0.1	4.3	−0.1	8.9
2080	13.3	6.0	1.2	0.4	0.2	5.5	13.4	5.5	2.5	0.0	5.4	0.0	8.4
2090	17.1	7.6	1.6	0.4	0.3	7.2	17.3	7.2	3.2	0.0	6.9	−0.1	8.0
2100	21.3	9.8	2.0	0.1	0.0	9.4	22.0	9.4	4.0	0.0	8.6	−0.7	2.4
2110	28.0	12.4	2.6	0.0	1.0	12.0	28.0	12.0	5.2	0.0	10.9	0.0	0.0
2115	31.6	14.0	2.9	0.0	1.2	13.5	31.6	13.5	5.8	0.0	12.3	0.0	0.0

厚年拠出金、交付金を考慮した財政見通し　　ケースⅠ
地共済

年度	収　入						支　出					収支差	年度末
（西暦）	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		積立金
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2019	7.8	3.4	0.7	0.4	0.1	3.3	7.8	3.3	1.4	0.0	3.1	0.0	21.0
2020	7.8	3.4	0.7	0.4	0.1	3.3	7.9	3.3	1.4	0.0	3.1	0.0	20.9
2021	8.0	3.4	0.7	0.4	0.1	3.5	8.1	3.5	1.4	0.0	3.2	−0.1	20.8
2022	8.2	3.4	0.7	0.4	0.1	3.5	8.3	3.5	1.5	0.0	3.3	−0.1	20.8
2023	8.4	3.5	0.7	0.4	0.3	3.6	8.3	3.6	1.5	0.0	3.3	0.1	20.8
2024	8.6	3.6	0.8	0.4	0.3	3.6	8.5	3.6	1.5	0.0	3.3	0.1	20.9
2025	8.8	3.7	0.8	0.4	0.3	3.7	8.7	3.7	1.5	0.0	3.4	0.2	21.1
2030	10.6	4.2	0.9	1.2	0.2	4.1	9.3	4.1	1.7	0.0	3.4	1.3	25.2
2035	12.1	4.8	1.0	1.6	0.2	4.5	10.5	4.5	2.0	0.0	4.0	1.6	32.7
2040	14.0	5.6	1.2	2.0	0.2	5.0	12.3	5.0	2.3	0.0	4.9	1.7	41.1
2050	18.0	7.4	1.5	2.8	0.2	6.1	16.3	6.1	3.0	0.0	7.2	1.8	58.8
2060	23.2	9.5	2.0	3.7	0.2	7.9	21.4	7.9	4.0	0.0	9.6	1.8	76.9
2070	30.1	12.1	2.6	4.5	0.1	10.8	28.6	10.8	5.2	0.1	12.6	1.5	93.2
2080	38.4	15.5	3.3	5.1	0.0	14.4	37.5	14.4	6.7	0.2	16.2	0.9	105.3
2090	48.0	19.9	4.2	5.3	0.0	18.6	48.0	18.6	8.5	0.3	20.6	0.0	108.8
2100	59.7	25.2	5.4	5.1	0.0	24.0	60.9	24.0	10.8	0.0	26.1	−1.2	104.3
2110	73.5	32.1	7.0	3.6	0.0	30.8	78.6	30.8	13.9	1.0	32.8	−5.1	71.0
2115	81.2	36.4	7.9	2.1	0.0	34.8	88.1	34.8	15.7	1.2	36.4	−6.9	40.0

厚年拠出金、交付金を考慮した財政見通し
私学共済

年度	収　入						支　出					収支差	年度末
（西暦）	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		積立金
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2019	1.0	0.5	0.1	0.0	0.0	0.3	0.9	0.3	0.2	0.0	0.3	0.1	2.4
2020	1.0	0.5	0.1	0.0	0.0	0.3	0.9	0.3	0.3	0.0	0.4	0.1	2.5
2021	1.0	0.5	0.1	0.0	0.0	0.3	1.0	0.3	0.3	0.0	0.4	0.1	2.6
2022	1.1	0.6	0.1	0.0	0.0	0.3	1.0	0.3	0.3	0.0	0.4	0.1	2.7
2023	1.1	0.6	0.1	0.0	0.0	0.3	1.0	0.3	0.3	0.0	0.4	0.1	2.8
2024	1.2	0.6	0.1	0.0	0.0	0.3	1.1	0.3	0.3	0.0	0.4	0.1	2.9
2025	1.2	0.7	0.1	0.1	0.0	0.4	1.1	0.4	0.3	0.0	0.4	0.1	3.0
2030	1.5	0.8	0.2	0.2	0.0	0.4	1.4	0.4	0.3	0.0	0.6	0.2	3.7
2035	1.8	0.9	0.2	0.2	0.0	0.5	1.6	0.5	0.3	0.0	0.7	0.2	4.8
2040	2.1	1.0	0.2	0.3	0.0	0.6	1.9	0.6	0.4	0.0	0.8	0.2	6.0
2050	2.9	1.2	0.2	0.4	0.0	1.0	2.6	1.0	0.5	0.0	1.2	0.2	8.4
2060	3.8	1.6	0.3	0.5	0.0	1.4	3.6	1.4	0.6	0.0	1.6	0.2	10.8
2070	5.0	2.0	0.4	0.6	0.0	1.9	4.7	1.9	0.8	0.0	2.0	0.2	13.0
2080	6.2	2.6	0.5	0.7	0.0	2.4	6.1	2.4	1.0	0.0	2.6	0.2	14.9
2090	7.8	3.3	0.7	0.8	0.0	3.1	7.7	3.1	1.3	0.0	3.3	0.1	16.0
2100	9.6	4.2	0.8	0.8	0.0	3.9	9.8	3.9	1.7	0.0	4.2	−0.2	15.6
2110	11.9	5.3	1.1	0.6	0.0	4.9	12.5	4.9	2.2	0.0	5.4	−0.6	11.9
2115	13.2	6.0	1.2	0.4	0.0	5.6	14.1	5.6	2.4	0.0	6.1	−0.9	8.0

ケースⅢ

厚年拠出金、交付金を考慮した財政見通し　　ケースⅢ
旧厚生年金

年度	収　入						支　出					収支差	年度末
（西暦）	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		積立金
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2019	68.5	32.1	9.7	2.9	0.2	23.7	66.7	24.0	18.7	0.2	23.8	1.8	171.2
2020	69.4	32.5	9.8	2.9	0.2	24.0	67.6	24.3	19.0	0.2	24.1	1.8	173.1
2021	70.4	32.9	9.9	2.9	0.2	24.4	68.8	24.8	19.2	0.2	24.6	1.6	174.7
2022	71.4	33.5	10.0	3.0	0.2	24.7	69.6	25.0	19.5	0.2	24.9	1.8	176.5
2023	72.5	34.3	10.1	3.1	0.2	24.9	70.1	25.1	19.7	0.2	25.1	2.4	178.9
2024	74.0	35.3	10.3	3.1	0.2	25.2	71.1	25.5	20.1	0.2	25.4	2.9	181.8
2025	75.9	36.3	10.4	3.5	0.0	25.6	72.2	25.8	20.4	0.2	25.8	3.7	185.5
2030	89.6	41.2	11.2	8.4	0.0	28.8	80.5	28.9	22.1	0.2	29.3	9.1	219.6
2035	97.9	43.6	11.8	10.3	0.0	32.3	88.6	32.4	23.5	0.2	32.6	9.3	267.1
2040	107.7	45.7	12.7	12.0	0.0	37.2	100.0	37.3	25.4	0.2	37.2	7.7	309.2
2050	125.6	50.5	14.2	14.6	0.0	46.3	120.1	46.3	28.5	0.1	45.2	5.5	374.7
2060	144.5	57.3	16.3	16.5	0.0	54.4	140.2	54.4	32.5	0.1	53.1	4.3	423.0
2070	163.2	64.4	18.4	17.7	0.0	62.7	161.1	62.7	36.8	0.1	61.5	2.1	452.9
2080	181.5	72.1	20.6	18.2	0.0	70.6	181.5	70.6	41.2	0.1	69.6	0.0	463.7
2090	201.6	81.2	23.2	17.5	0.0	79.7	205.0	79.7	46.5	0.1	78.8	−3.4	444.4
2100	222.4	91.4	26.1	15.3	0.0	89.6	230.8	89.6	52.2	0.1	88.9	−8.4	385.6
2110	243.1	102.4	29.4	10.4	0.0	100.8	260.1	100.8	58.8	0.1	100.4	−17.0	257.6
2115	253.2	108.5	31.2	6.5	0.0	106.9	276.2	106.9	62.4	0.1	106.8	−23.0	155.1

厚年拠出金、交付金を考慮した財政見通し　　ケースⅢ
国共済

年度	収　入						支　出					収支差	年度末
（西暦）	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		積立金
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2019	2.8	1.3	0.3	0.1	0.0	1.1	2.8	1.1	0.6	0.1	1.1	0.0	7.3
2020	2.8	1.3	0.3	0.1	0.0	1.1	2.8	1.1	0.6	0.1	1.1	0.0	7.3
2021	2.8	1.3	0.3	0.1	0.0	1.1	2.9	1.1	0.6	0.1	1.1	0.0	7.2
2022	2.9	1.3	0.3	0.1	0.0	1.1	2.9	1.1	0.6	0.1	1.1	−0.1	7.2
2023	2.9	1.4	0.3	0.1	0.0	1.1	3.1	1.1	0.6	0.2	1.1	−0.2	7.0
2024	2.9	1.4	0.3	0.1	0.0	1.1	3.1	1.1	0.6	0.3	1.1	−0.2	6.8
2025	3.0	1.4	0.3	0.1	0.0	1.1	3.1	1.1	0.6	0.3	1.1	−0.1	6.7
2030	3.4	1.6	0.3	0.3	0.0	1.3	3.3	1.3	0.6	0.2	1.2	0.1	7.0
2035	3.7	1.7	0.3	0.3	0.0	1.4	3.6	1.4	0.7	0.2	1.3	0.1	7.7
2040	4.1	1.8	0.4	0.3	0.0	1.5	4.1	1.5	0.8	0.2	1.5	0.0	8.0
2050	4.7	2.1	0.5	0.3	0.0	1.8	4.8	1.8	0.9	0.2	1.9	−0.1	7.8
2060	5.4	2.5	0.5	0.3	0.0	2.1	5.5	2.1	1.0	0.1	2.2	−0.1	6.8
2070	6.2	2.8	0.6	0.2	0.1	2.5	6.2	2.5	1.2	0.1	2.5	−0.1	6.0
2080	6.9	3.1	0.7	0.2	0.0	2.9	7.1	2.9	1.3	0.0	2.8	−0.2	5.0
2090	7.7	3.5	0.7	0.1	0.0	3.4	8.0	3.4	1.5	0.0	3.1	−0.2	2.8
2100	8.6	3.9	0.8	0.0	0.0	3.8	8.9	3.8	1.7	0.0	3.4	−0.3	0.2
2110	10.0	4.4	0.9	0.0	0.3	4.3	10.0	4.3	1.9	0.0	3.8	0.0	0.0
2115	10.7	4.7	1.0	0.0	0.4	4.6	10.7	4.6	2.0	0.0	4.1	0.0	0.0

厚年拠出金、交付金を考慮した財政見通し　　ケースⅢ
地共済

年度	収　入						支　出					収支差	年度末
（西暦）	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		積立金
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2019	7.8	3.4	0.7	0.4	0.1	3.3	7.8	3.3	1.4	0.0	3.1	0.0	21.0
2020	7.8	3.4	0.7	0.4	0.1	3.3	7.9	3.3	1.4	0.0	3.1	0.0	20.9
2021	8.0	3.4	0.7	0.4	0.1	3.4	8.1	3.4	1.4	0.0	3.2	−0.1	20.8
2022	8.2	3.4	0.7	0.4	0.1	3.5	8.2	3.5	1.5	0.0	3.2	−0.1	20.8
2023	8.3	3.5	0.7	0.4	0.3	3.5	8.2	3.5	1.5	0.0	3.2	0.1	20.9
2024	8.5	3.6	0.8	0.4	0.3	3.6	8.4	3.6	1.5	0.0	3.3	0.2	21.0
2025	8.7	3.7	0.8	0.4	0.3	3.6	8.5	3.6	1.5	0.0	3.3	0.2	21.3
2030	10.1	4.1	0.9	1.0	0.2	4.0	9.0	4.0	1.7	0.0	3.3	1.1	25.1
2035	11.0	4.4	0.9	1.2	0.2	4.2	9.9	4.2	1.9	0.0	3.7	1.1	30.9
2040	12.0	4.8	1.1	1.4	0.2	4.5	10.9	4.5	2.1	0.0	4.4	1.0	36.2
2050	13.5	5.6	1.2	1.8	0.2	4.7	12.7	4.7	2.4	0.0	5.6	0.8	45.1
2060	15.3	6.4	1.4	2.0	0.1	5.4	14.7	5.4	2.8	0.0	6.5	0.6	51.8
2070	17.4	7.2	1.6	2.2	0.1	6.5	17.3	6.5	3.2	0.1	7.6	0.1	55.0
2080	19.7	8.1	1.8	2.2	0.0	7.6	19.8	7.6	3.6	0.0	8.6	−0.1	55.2
2090	21.9	9.1	2.0	2.1	0.0	8.7	22.4	8.7	4.0	0.0	9.7	−0.5	52.0
2100	24.0	10.2	2.2	1.7	0.0	9.9	25.1	9.9	4.5	0.0	10.8	−1.1	44.0
2110	26.2	11.5	2.5	1.0	0.0	11.2	28.6	11.2	5.1	0.3	11.9	−2.3	25.3
2115	27.3	12.2	2.7	0.5	0.0	11.9	30.0	11.9	5.4	0.4	12.4	−2.7	12.4

厚年拠出金、交付金を考慮した財政見通し
私学共済

年度	収　入						支　出					収支差	年度末
（西暦）	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		積立金
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2019	1.0	0.5	0.1	0.0	0.0	0.3	0.9	0.3	0.2	0.0	0.3	0.1	2.4
2020	1.0	0.5	0.1	0.0	0.0	0.3	0.9	0.3	0.3	0.0	0.4	0.1	2.5
2021	1.0	0.5	0.1	0.0	0.0	0.3	0.9	0.3	0.3	0.0	0.4	0.1	2.6
2022	1.1	0.6	0.1	0.0	0.0	0.3	1.0	0.3	0.3	0.0	0.4	0.1	2.7
2023	1.1	0.6	0.1	0.0	0.0	0.3	1.0	0.3	0.3	0.0	0.4	0.1	2.8
2024	1.2	0.6	0.1	0.0	0.0	0.3	1.0	0.3	0.3	0.0	0.4	0.1	2.9
2025	1.2	0.7	0.1	0.1	0.0	0.4	1.1	0.4	0.3	0.0	0.4	0.1	3.0
2030	1.5	0.8	0.2	0.1	0.0	0.4	1.3	0.4	0.3	0.0	0.6	0.2	3.8
2035	1.6	0.8	0.2	0.2	0.0	0.5	1.5	0.5	0.3	0.0	0.7	0.2	4.6
2040	1.8	0.8	0.2	0.2	0.0	0.6	1.7	0.6	0.3	0.0	0.7	0.1	5.4
2050	2.2	1.0	0.2	0.3	0.0	0.8	2.1	0.8	0.4	0.0	0.9	0.1	6.5
2060	2.5	1.1	0.2	0.3	0.0	1.0	2.5	1.0	0.4	0.0	1.1	0.1	7.3
2070	2.9	1.2	0.2	0.3	0.0	1.1	2.9	1.1	0.5	0.0	1.2	0.0	7.8
2080	3.2	1.3	0.3	0.3	0.0	1.3	3.2	1.3	0.6	0.0	1.4	0.0	7.9
2090	3.5	1.5	0.3	0.3	0.0	1.4	3.6	1.4	0.6	0.0	1.6	−0.1	7.5
2100	3.9	1.7	0.4	0.3	0.0	1.6	4.0	1.6	0.7	0.0	1.7	−0.2	6.4
2110	4.2	1.9	0.4	0.2	0.0	1.8	4.5	1.8	0.8	0.0	1.9	−0.3	4.1
2115	4.4	2.0	0.4	0.1	0.0	1.9	4.8	1.9	0.8	0.0	2.1	−0.4	2.4

ケースⅤ　機械的に給付水準調整を進めた場合

厚年拠出金、交付金を考慮した財政見通し　　ケースⅤ
旧厚生年金

年度	収　入						支　出					収支差	年度末
（西暦）	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		積立金
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2019	68.5	32.0	9.7	2.9	0.2	23.7	66.7	24.0	18.7	0.2	23.8	1.8	171.2
2020	69.3	32.4	9.8	2.9	0.2	24.0	67.6	24.3	18.9	0.2	24.1	1.7	172.9
2021	70.1	32.6	9.9	2.9	0.2	24.5	68.7	24.8	19.2	0.2	24.6	1.3	174.2
2022	70.5	32.7	10.0	2.9	0.2	24.7	69.4	25.0	19.4	0.2	24.9	1.1	175.4
2023	70.4	32.9	10.0	2.7	0.2	24.7	69.4	24.9	19.5	0.2	24.9	1.0	176.3
2024	70.6	33.2	10.0	2.5	0.2	24.8	69.8	25.0	19.6	0.2	25.0	0.9	177.2
2025	70.9	33.4	10.0	2.7	0.0	24.7	69.7	25.0	19.6	0.2	24.9	1.2	178.4
2030	75.1	34.5	10.2	5.2	0.0	25.2	71.0	25.3	20.1	0.2	25.5	4.1	191.8
2035	78.3	35.2	10.5	5.8	0.0	26.9	74.8	26.9	20.8	0.2	27.0	3.5	211.8
2040	82.5	35.8	11.0	6.1	0.0	29.6	81.0	29.6	21.9	0.1	29.3	1.5	223.4
2050	87.4	37.0	11.0	6.3	0.0	33.2	87.6	33.2	22.0	0.1	32.3	−0.2	226.5
2060	91.6	39.1	10.5	6.3	0.0	35.7	91.6	35.7	21.0	0.1	34.7	0.0	226.4
2070	95.9	41.1	10.7	6.1	0.0	38.0	96.8	38.0	21.3	0.1	37.3	−0.9	220.7
2080	99.4	42.9	10.9	5.8	0.0	39.8	101.0	39.8	21.9	0.1	39.3	−1.6	208.9
2090	103.7	45.2	11.4	5.2	0.0	41.9	106.3	41.9	22.9	0.1	41.4	−2.6	186.9
2100	107.7	47.5	12.0	4.3	0.0	44.0	111.7	44.0	24.0	0.1	43.6	−3.9	154.3
2110	111.4	49.6	12.6	3.0	0.0	46.2	117.5	46.2	25.2	0.1	46.0	−6.1	103.8
2115	113.1	50.8	12.9	2.0	0.0	47.4	120.4	47.4	25.9	0.1	47.2	−7.3	69.8

厚年拠出金、交付金を考慮した財政見通し　　ケースⅤ
国共済

年度	収　入						支　出					収支差	年度末
（西暦）	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		積立金
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2019	2.8	1.3	0.3	0.1	0.0	1.1	2.8	1.1	0.6	0.1	1.1	0.0	7.3
2020	2.8	1.3	0.3	0.1	0.0	1.1	2.8	1.1	0.6	0.1	1.1	0.0	7.3
2021	2.8	1.3	0.3	0.1	0.0	1.1	2.9	1.1	0.6	0.1	1.1	0.0	7.2
2022	2.8	1.3	0.3	0.1	0.0	1.1	2.9	1.1	0.6	0.1	1.1	−0.1	7.1
2023	2.8	1.3	0.3	0.1	0.0	1.1	3.0	1.1	0.6	0.2	1.1	−0.2	6.9
2024	2.8	1.3	0.3	0.1	0.0	1.1	3.0	1.1	0.6	0.3	1.1	−0.2	6.7
2025	2.8	1.3	0.3	0.1	0.0	1.1	3.0	1.1	0.6	0.3	1.1	−0.2	6.5
2030	3.0	1.4	0.3	0.2	0.0	1.1	3.0	1.1	0.6	0.2	1.1	0.0	6.1
2035	3.1	1.5	0.3	0.2	0.0	1.1	3.1	1.1	0.6	0.2	1.2	0.0	6.0
2040	3.2	1.5	0.3	0.2	0.0	1.2	3.4	1.2	0.7	0.2	1.3	−0.1	5.5
2050	3.5	1.6	0.4	0.1	0.0	1.3	3.6	1.3	0.7	0.1	1.4	−0.1	4.1
2060	3.7	1.8	0.3	0.1	0.0	1.4	3.8	1.4	0.7	0.1	1.5	−0.1	3.0
2070	3.8	1.9	0.4	0.1	0.0	1.6	3.9	1.6	0.7	0.0	1.6	−0.1	1.9
2080	4.0	1.9	0.4	0.0	0.0	1.7	4.1	1.7	0.7	0.0	1.7	−0.1	1.1
2090	4.3	2.0	0.4	0.0	0.0	1.9	4.3	1.9	0.8	0.0	1.7	−0.1	0.3
2100	4.6	2.1	0.4	0.0	0.1	2.0	4.6	2.0	0.8	0.0	1.8	0.0	0.0
2110	4.8	2.2	0.4	0.0	0.1	2.1	4.8	2.1	0.8	0.0	1.9	0.0	0.0
2115	4.9	2.3	0.4	0.0	0.1	2.1	4.9	2.1	0.9	0.0	2.0	0.0	0.0

厚年拠出金、交付金を考慮した財政見通し　　ケースⅤ
地共済

年度	収　入						支　出					収支差	年度末
（西暦）	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		積立金
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2019	7.8	3.4	0.7	0.4	0.1	3.3	7.8	3.3	1.4	0.0	3.1	0.0	21.0
2020	7.8	3.4	0.7	0.4	0.1	3.3	7.9	3.3	1.4	0.0	3.1	0.0	20.9
2021	8.0	3.4	0.7	0.4	0.1	3.4	8.1	3.4	1.5	0.0	3.2	−0.1	20.8
2022	8.1	3.4	0.7	0.4	0.1	3.5	8.2	3.5	1.5	0.0	3.2	−0.1	20.7
2023	8.2	3.4	0.7	0.3	0.2	3.5	8.2	3.5	1.5	0.0	3.2	0.0	20.7
2024	8.2	3.4	0.7	0.3	0.3	3.5	8.2	3.5	1.5	0.0	3.2	0.0	20.7
2025	8.3	3.4	0.8	0.3	0.2	3.5	8.2	3.5	1.5	0.0	3.2	0.0	20.7
2030	8.7	3.6	0.8	0.6	0.2	3.5	8.1	3.5	1.6	0.0	3.0	0.6	22.4
2035	9.0	3.8	0.9	0.7	0.2	3.5	8.5	3.5	1.7	0.0	3.2	0.5	25.2
2040	9.4	4.0	0.9	0.7	0.2	3.6	9.1	3.6	1.9	0.0	3.6	0.3	27.1
2050	9.6	4.3	1.0	0.8	0.1	3.5	9.6	3.5	1.9	0.0	4.2	0.0	28.3
2060	10.0	4.5	0.9	0.8	0.1	3.6	10.0	3.6	1.9	0.0	4.4	0.0	28.6
2070	10.6	4.8	0.9	0.8	0.0	4.1	10.7	4.1	1.9	0.0	4.8	−0.1	27.9
2080	11.2	5.0	1.0	0.7	0.0	4.5	11.5	4.5	2.0	0.0	5.0	−0.2	26.0
2090	11.7	5.3	1.0	0.6	0.0	4.8	12.1	4.8	2.0	0.0	5.3	−0.4	22.7
2100	12.1	5.5	1.1	0.5	0.0	5.1	12.8	5.1	2.1	0.1	5.5	−0.6	17.7
2110	12.6	5.8	1.1	0.3	0.0	5.4	13.4	5.4	2.2	0.1	5.7	−0.8	10.5
2115	12.8	6.0	1.2	0.2	0.0	5.5	13.7	5.5	2.3	0.1	5.8	−0.9	6.2

厚年拠出金、交付金を考慮した財政見通し　　ケースⅤ

私学共済

年度	収　入						支　出					収支差	年度末
（西暦）	収入合計	保険料収入	国庫負担	運用収入	その他収入	厚生年金交付金	支出合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	厚生年金拠出金		積立金
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円
2019	1.0	0.5	0.1	0.0	0.0	0.3	0.9	0.3	0.2	0.0	0.3	0.1	2.4
2020	1.0	0.5	0.1	0.0	0.0	0.3	0.9	0.3	0.3	0.0	0.4	0.1	2.5
2021	1.0	0.5	0.1	0.0	0.0	0.3	1.0	0.3	0.3	0.0	0.4	0.1	2.6
2022	1.1	0.6	0.1	0.0	0.0	0.3	1.0	0.3	0.3	0.0	0.4	0.1	2.6
2023	1.1	0.6	0.1	0.0	0.0	0.3	1.0	0.3	0.3	0.0	0.4	0.1	2.7
2024	1.1	0.6	0.1	0.0	0.0	0.3	1.0	0.3	0.3	0.0	0.4	0.1	2.8
2025	1.2	0.6	0.1	0.0	0.0	0.3	1.0	0.3	0.3	0.0	0.4	0.1	2.9
2030	1.3	0.7	0.1	0.1	0.0	0.4	1.2	0.4	0.3	0.0	0.5	0.1	3.3
2035	1.3	0.7	0.1	0.1	0.0	0.4	1.3	0.4	0.3	0.0	0.6	0.1	3.6
2040	1.4	0.7	0.2	0.1	0.0	0.5	1.4	0.5	0.3	0.0	0.6	0.0	3.9
2050	1.5	0.7	0.2	0.1	0.0	0.6	1.5	0.6	0.3	0.0	0.7	0.0	3.9
2060	1.7	0.8	0.1	0.1	0.0	0.7	1.7	0.7	0.3	0.0	0.7	0.0	3.9
2070	1.8	0.8	0.1	0.1	0.0	0.7	1.8	0.7	0.3	0.0	0.8	0.0	3.7
2080	1.8	0.8	0.2	0.1	0.0	0.8	1.9	0.8	0.3	0.0	0.8	0.0	3.5
2090	1.9	0.9	0.2	0.1	0.0	0.8	2.0	0.8	0.3	0.0	0.8	0.0	3.1
2100	2.0	0.9	0.2	0.1	0.0	0.8	2.0	0.8	0.3	0.0	0.9	−0.1	2.5
2110	2.0	1.0	0.2	0.0	0.0	0.9	2.1	0.9	0.3	0.0	0.9	−0.1	1.6
2115	2.1	1.0	0.2	0.0	0.0	0.9	2.2	0.9	0.4	0.0	0.9	−0.1	1.1

第８節　マクロ経済スライドによる基礎年金の給付水準調整の長期化の要因と影響

１．足元のマクロ経済スライドと所得代替率の動向

所得代替率は、マクロ経済スライドによる給付水準調整が発動されなければ、原則として、分子の新規裁定時の年金額は分母の手取り賃金の伸び率でスライドするため、分母と分子が同じ伸び率で伸びることとなり、所得代替率は変動しない。一方、マクロ経済スライドが発動されると、分子の年金額は手取り賃金より伸びを低く抑えられるため、給付水準が調整され所得代替率が低下することとなる。

しかしながら、デフレ経済が長引いたことにより特例水準が解消しなかったため、2004(平成 16)年改正で導入されたマクロ経済スライドは 2014(平成 26)年度まで発動することがなかった。その後、2015（平成 27）年度に 0.9%、2019（令和元）年度に 0.5%（うち、0.3%は 2018（平成 30）年度のキャリーオーバー）のマクロ経済スライド調整が発動され、給付水準の調整が初めて行われた（第３－８－１図)。

第３－８－１図　賃金、物価、年金改定率、及びマクロ経済スライドの推移

・ マクロ経済スライドは、平成27年度、令和元年度、令和2年度の3回発動(令和元年度に平成30年度から繰り越された未調整分は解消)。
・ 近年では被保険者数が増加傾向となっており、マクロ経済スライド調整に用いる被保険者数の変化率は財政検証の見込みよりも小さくなっている。

改定年度			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年金額改定率の実績									
	(A)	物価変動率 ※ 前年のCPI上昇率	0．4%	2．7%	0．8%	▲0．1%	0．5%	1．0%	0．5%
		賃金変動率 ※ 2~4年前の賃金上昇率等を基に計算	0．3%	2．3%	0.0% ▲0．2%	▲1．1%	0.0% ▲0．4%	0．6%	0．3%
	(B)	実際に発動したマクロ経済スライド調整率	－(※1)	▲0．9%	－	－	－	▲0．5%(※3) 〔▲0．3%〕	▲0．1%
		被保険者の変化率×平均余命の伸びを勘案した一定率(▲0．3%)	▲1．0%	▲0．9%	▲0．7%	▲0．5%	▲0．3%	▲0．2%	▲0．1%
	(C)	特例水準の解消	▲1．0%	▲0．5%	－	－	－	－	－
	年金額改定率(A-B-C)(※2)		▲0．7%	0．9%	0．0%	▲0．1%	0．0%	0．1%	0．2%
（参考）財政検証における「被保険者の変化率×平均余命の伸びを勘案した一定率（▲0．3%）」の見込み			平成26年財政検証　労働市場への参加が進むケース						令和元年財政検証 労働参加が進むケース
			▲1．0%	▲1．1%	▲1．1%	▲1．1%	▲1．0%	▲0．9%	▲0．2%
			平成26年財政検証　労働市場への参加が進まないケース						令和元年財政検証 労働参加が一定程度進むケース
			▲1．0%	▲1．1%	▲1．2%	▲1．2%	▲1．1%	▲1．0%	▲0．2%

※1　特例水準の解消のため、平成26年度は▲1.0%、平成27年度は▲0.5%の改定が行われている。このため、平成26年度はマクロ経済スライドが発動していない。
※2　Aの値は、物価、賃金の状況に応じて□の値(ただし、物価変動率がプラスで、賃金変動率がマイナスの平成28年度と平成30年度はゼロ)を使用
※3　平成28年に成立した年金改革法により、平成30年度に発生したマクロ経済スライドの未調整分(▲0.3%)は翌年度以降に繰り越され、令和元年度は、平成30年度に繰り越された未調整分(▲0.3%)も含む。

マクロ経済スライドが発動されなかった間に、むしろ、所得代替率は若干上昇しており、現行の財政フレームが導入された 2004（平成 16）年度では 59.3％であったものが、今回の財政検証の足元である 2019（令和元）年度には 61.7％となっている。

この所得代替率の上昇は主に基礎年金で起こっており、この間の新規裁定時の基礎年金のスライドが、分母の賃金の低下より低く抑えられているため生じたものである。具体的には、本節２（２）で詳述する。

2014(平成 26)年財政検証結果により確認された基礎年金が構造的に抱える事項に対処するため、年金部会での議論も踏まえ、2016(平成 28)年に公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律を提出し、成立した。この中で年金額の改定ルールの見直しが行われ、マクロ経済スライドについては、年金の名目額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を含めて調整する仕組みが導入され、マクロ経済スライドの強化が図られた。あわせて、賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて年金額を改定することとし、年金財政の支え手である現役世代の負担能力にあわせた年金給付とする仕組みが導入された（第３－８－２図）。

第３－８－２図　年金額改定ルールの見直し

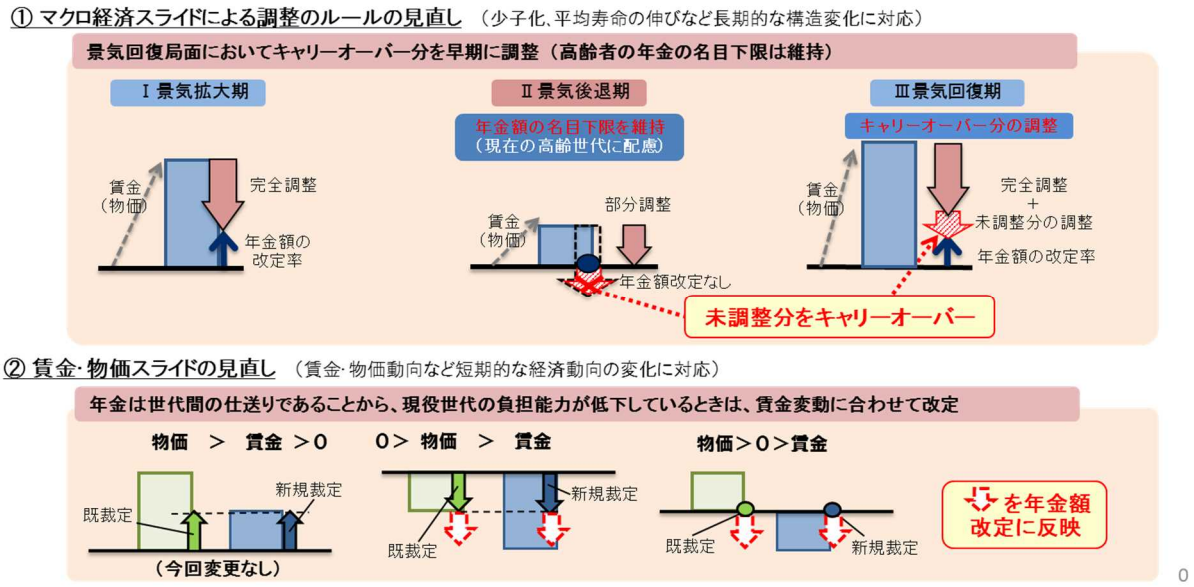

２．マクロ経済スライドによる給付水準調整期間の長期化の要因

現行の財政フレームが導入された 2004(平成 16)年財政再計算では、足下の 2004(平成 16)年度の所得代替率は 59.3%であり、基準ケースでは、１階部分の基礎年金、２階部分の報酬比例年金ともに給付水準調整期間は 19 年であり、調整終了後のモデル年金の所得代替率は、基礎年金が 28.4%、報酬比例年金が 21.8%、合計で 50.2%となる見通しであった。

しかし、今回の財政検証では、2004(平成 16)年度に 59.3%であった所得代替率は、足下の 2019(令和元)年度で 61.7%まで上昇し、ケースⅢの場合における給付水準調整期間については、基礎年金は約 30 年、報酬比例は６年となり、調整終了後の所得代替率については、基礎年金は 26.2%、報酬比例年金は 24.6%となった。つまり、２階部分の報酬比例年金に比べると、１階部分の基礎年金の方が、給付水準調整期間がより長期化することとなった（第３－８－３図）。

第３－８－３図　マクロ経済スライドによる給付水準調整見通しの変化

○ 2004年の財政再計算では、1階部分と2階部分のマクロ経済スライドが同時に終了する想定であったが、その後、マクロ経済スライドが発動されず、1階部分のマクロ経済スライドの調整期間が、2階部分の調整期間よりも長期化し、所得代替率に占める基礎年金部分が減少することが見込まれている。

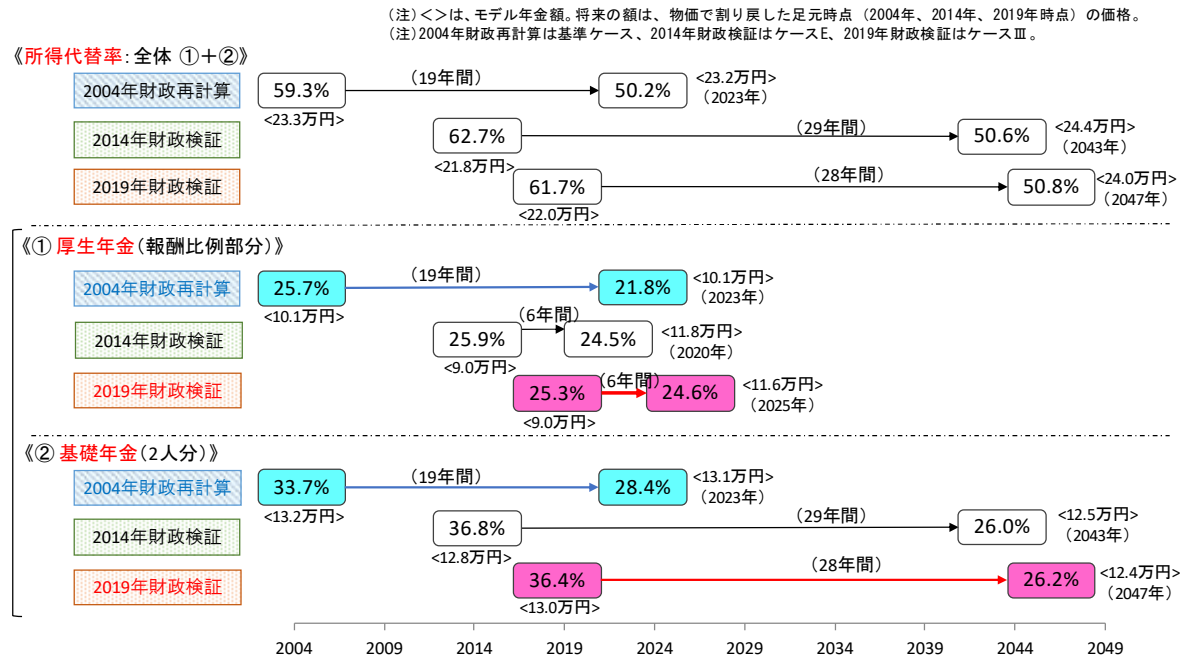

以下では、基礎年金のマクロ経済スライドの調整期間が報酬比例部分の調整期間よりも長期化する主な要因について、デフレ経済による賃金・物価の低迷に伴う影響、基礎年金拠出金の負担構造に伴う影響、被保険者構成の変化に伴う影響に分け、それぞれ考察することとする（第３－８－４図）。

第３－８－４図　基礎年金のマクロ経済スライドが報酬比例に比べ長期化する要因

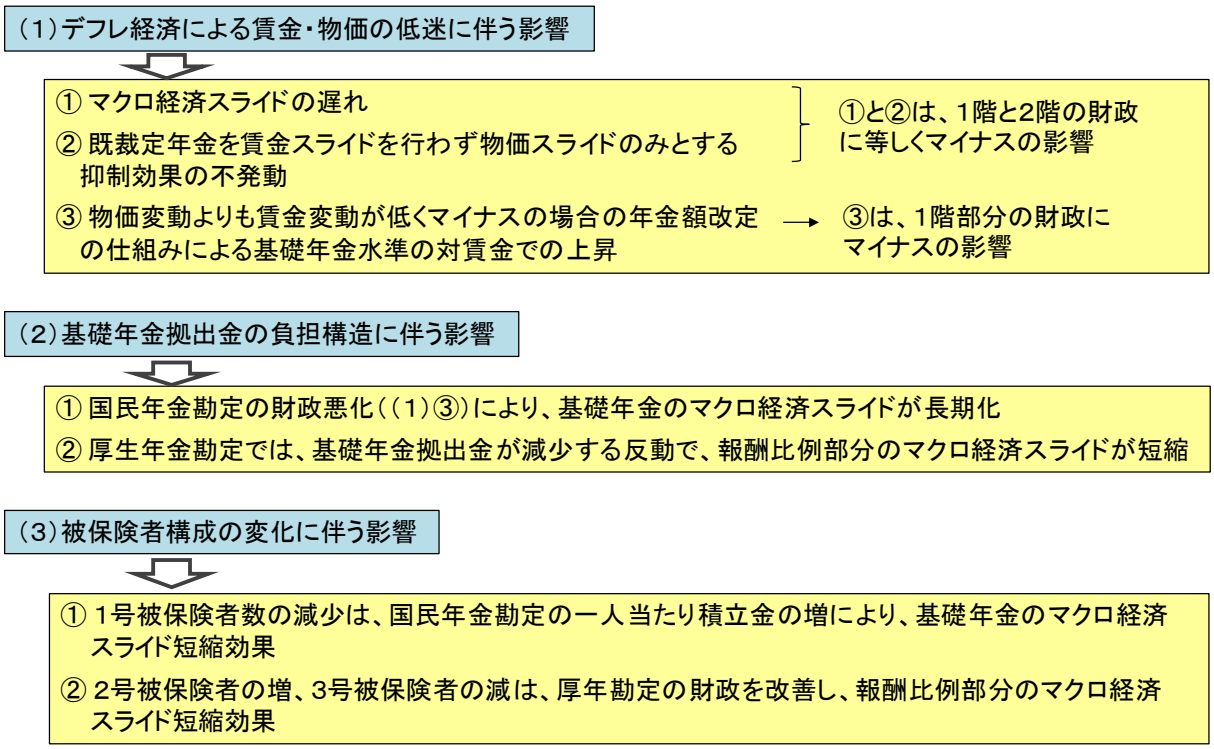

（１）マクロ経済スライドの発動の遅れ等

2004(平成 16)年財政再計算以降の経済状況をみると、第３－８－１図でみたとおり、デフレ経済が続き、物価が上昇しないだけでなく、賃金が物価以上に低下し、実質賃金の伸びがマイナスとなる状況が生じていた。このため、賃金や物価が上昇した場合に年金の伸びを抑制するマクロ経済スライド調整は 2015(平成27)年度まで発動しなかった。

その上、このような経済状況において、賃金スライドを基本とする新規裁定年金と物価スライド基本とする既裁定年金の年金改定率が同一のものとなり、既裁定年金の伸びを賃金の伸びより抑制する効果が発動しなかった。

公的年金の保険料収入は賃金上昇に伴い増加する仕組みであるため、マクロ経済スライドや既裁定年金の物価スライドにより年金改定率が賃金より抑えられると財政状況は改善する。これまでの財政検証においては、これらの効果を一定程

度見込んでいたが、その効果の発揮は不十分なものであった。

この結果、国民年金の財政と厚生年金の財政に等しくマイナスの影響がおよぶこととなり、マクロ経済スライド調整期間を長期化させる要因となっている。

（２）年金額改定の仕組みによる基礎年金水準の対賃金での上昇

デフレ経済において実質賃金上昇がマイナスという状況は、当時（2016（平成28）年年金改正法前）の年金額改定のルールの下で、国民年金の財政に対してさらにマイナスの影響を与えることとなった。

具体的には、2004(平成 16)年改正の年金額改定ルールは、名目賃金の伸びがマイナスであって、かつ、物価＞賃金の場合は、年金額は賃金ではなく物価で改定（プラスの場合はゼロ改定）することとされていた（第３－８－５図）。

第３－８－５図　年金額の改定（スライド）のルール

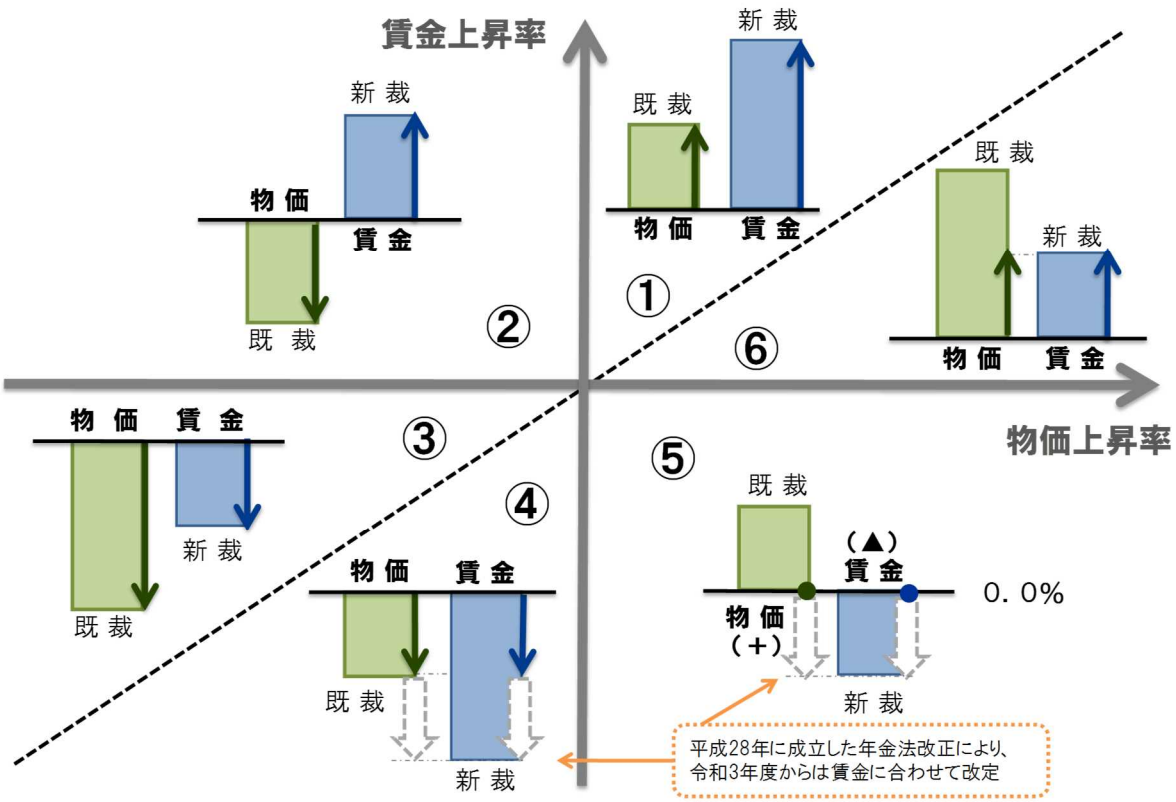

一方、負担側の保険料水準は、厚生年金は報酬に比例（18.3%（労使折半））するため賃金に連動することとなり、また、国民年金も定額ではあるが、毎年度の保険料の額は賃金の動向に応じて変動することとされていた。

このため、賃金を基礎に算定される報酬比例年金では、賃金が下がって負担側

の保険料水準が減少しても、賃金が下がった見合いで将来の給付額が自動的に少なくなるため、改定ルールによる財政影響を中期的に吸収することができるが、一方、基礎年金は定額給付であるため、賃金が下がって負担側の保険料水準が減少しても、報酬比例年金のような形での給付額の減少は生じない仕組みとなっている（第３－８－６図）。

したがって、賃金が物価を下回ったことによる財政影響は、基礎年金がより強く受けることとなり、基礎年金の給付水準調整期間が長期化し、将来の所得代替率が低下することとなった（第３－８－７図）。

なお、前述のとおり、2016（平成 28）年年金改正において、デフレ経済においても賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて年金額を改定するよう年金額改定ルールの見直しが行われており、改定ルールの影響により基礎年金の給付水準調整期間が長期化することは防止されている。

第３－８－６図　報酬比例年金と基礎年金の算定式

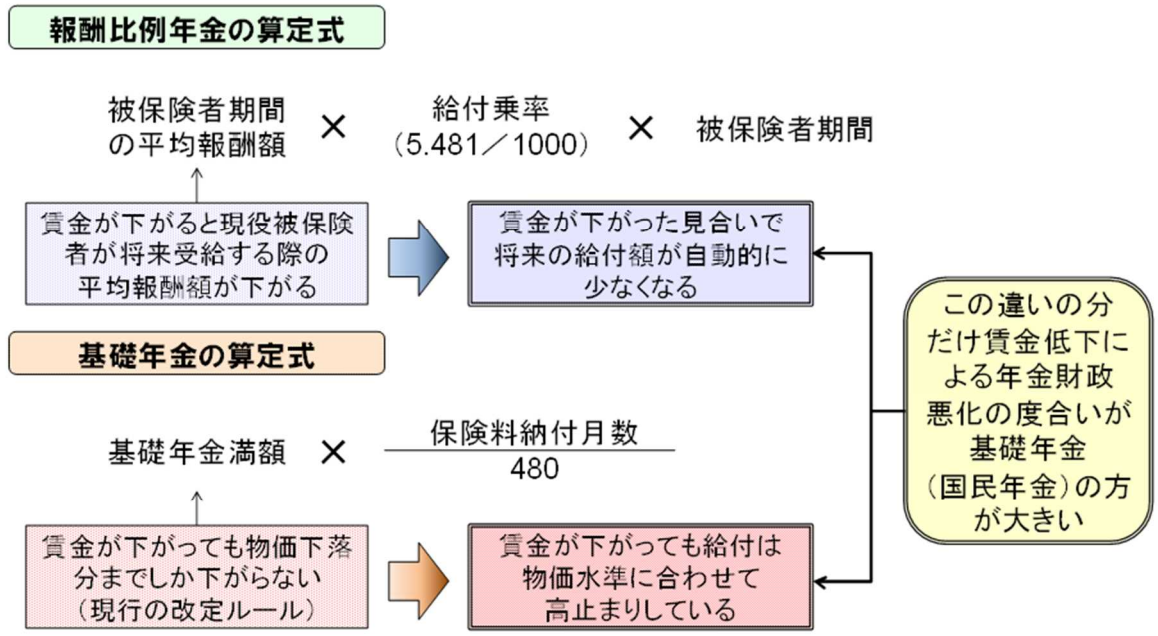

第３－８－７図　デフレが給付水準に与えた影響

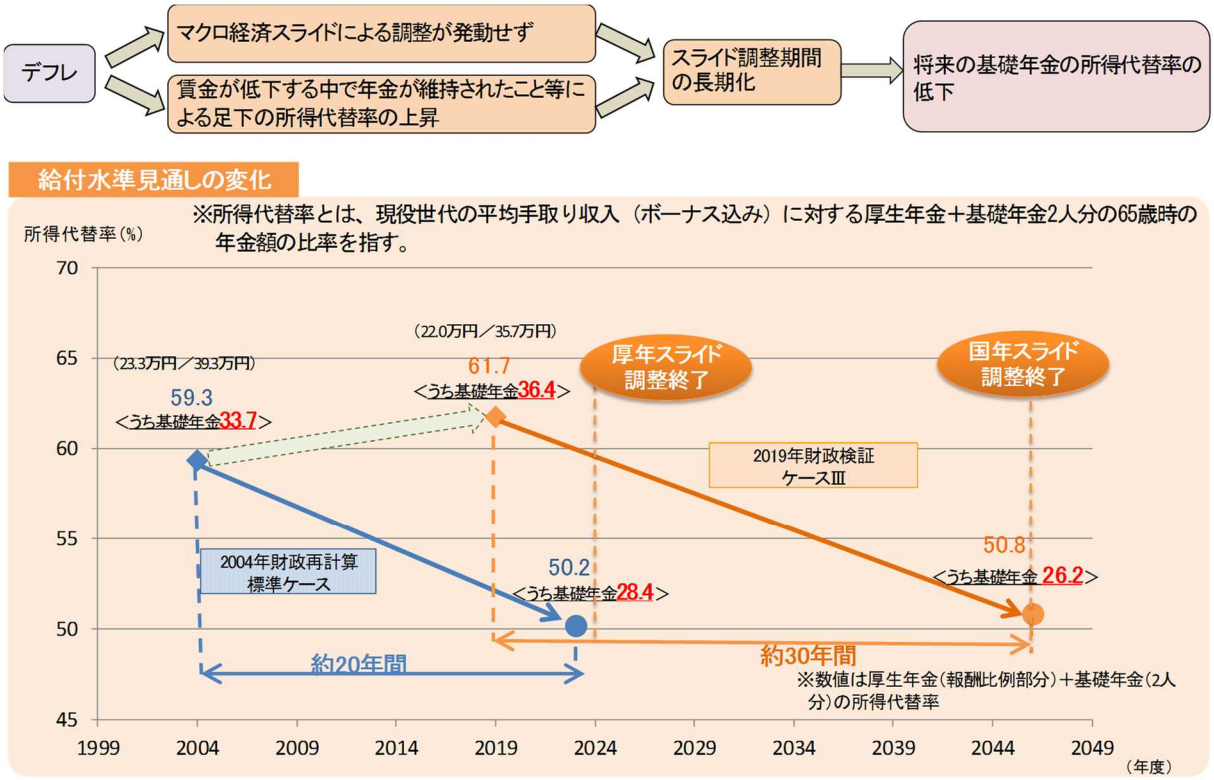

（３）基礎年金拠出金の負担構造に伴う影響

１階部分の基礎年金のマクロ経済スライドが２階部分の報酬比例年金よりも長期化する要因は、国民年金勘定と厚生年金勘定とを区分し、それぞれから拠出される基礎年金拠出金で共通の基礎年金の費用を賄う仕組みに由来する。すなわち、国民年金勘定と厚生年金勘定とを区分し、それぞれで積立金を持ち財政均衡を図る仕組みとなっているため、双方から基礎年金拠出金を被保険者の人数割で拠出し、給付を賄う現行の仕組みにおいて、財政力が相対的に弱い国民年金勘定の積立金が不足し、基礎年金のマクロ経済スライドによる調整の長期化を必要とするのである。

一方で、２階部分の報酬比例年金のマクロ経済スライドが短期間で終了し、所得代替率は上昇しているが、これは、厚生年金の財政を考えると、１階部分の基礎年金と２階部分の報酬比例年金に充てる費用を保険料として一括（18.3%）で徴収しているが、基礎年金の水準が低下し、基礎年金に使用しなければならない財源が低下した結果、相対的に報酬比例年金に使用できる財源が増加したためである（第３－８－８図、第３－８－９図）。

第３－８－８図　マクロ経済スライド調整の終了について

第1段階：基礎年金の調整終了年度の決定　←　国民年金の財政均衡により決定
第2段階：報酬比例の調整終了年度の決定　←　厚生年金の財政均衡により決定

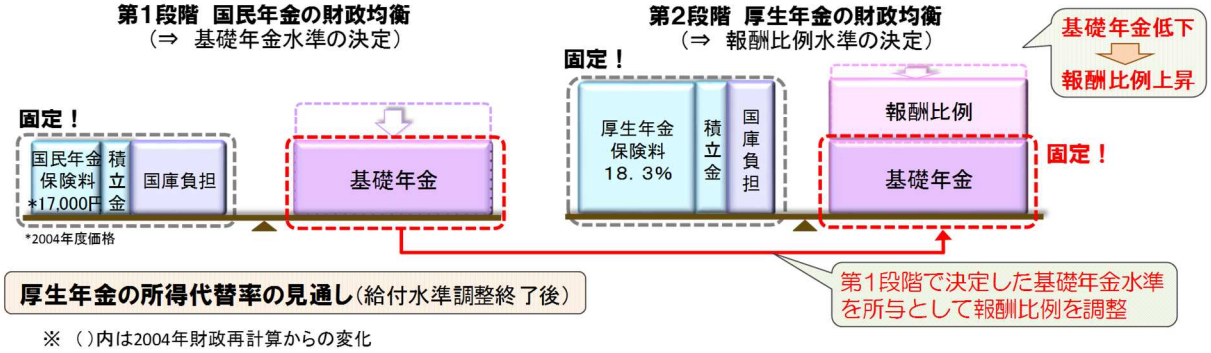

※　（）内は2004年財政再計算からの変化

	2004年財政再計算	2014年財政検証（ケースE）	2019年財政検証（ケースⅢ）
報酬比例（2階）	21.8%	24.5%（+2.7%ポイント）	24.6%（+2.8%ポイント）
基礎年金（1階）	28.4%	26.0%（▲2.4%ポイント）	26.2%（▲2.2%ポイント）
合　計［給付水準調整終了］	50.2% 基礎・比例［2023年］	50.6%（+0.4%ポイント） 基礎［2043年］, 比例［2020年］	50.8%（+0.6%ポイント） 基礎［2047年］, 比例［2025年］

第３－８－９図　基礎年金が報酬比例よりマクロ経済スライド調整が長期化する要因

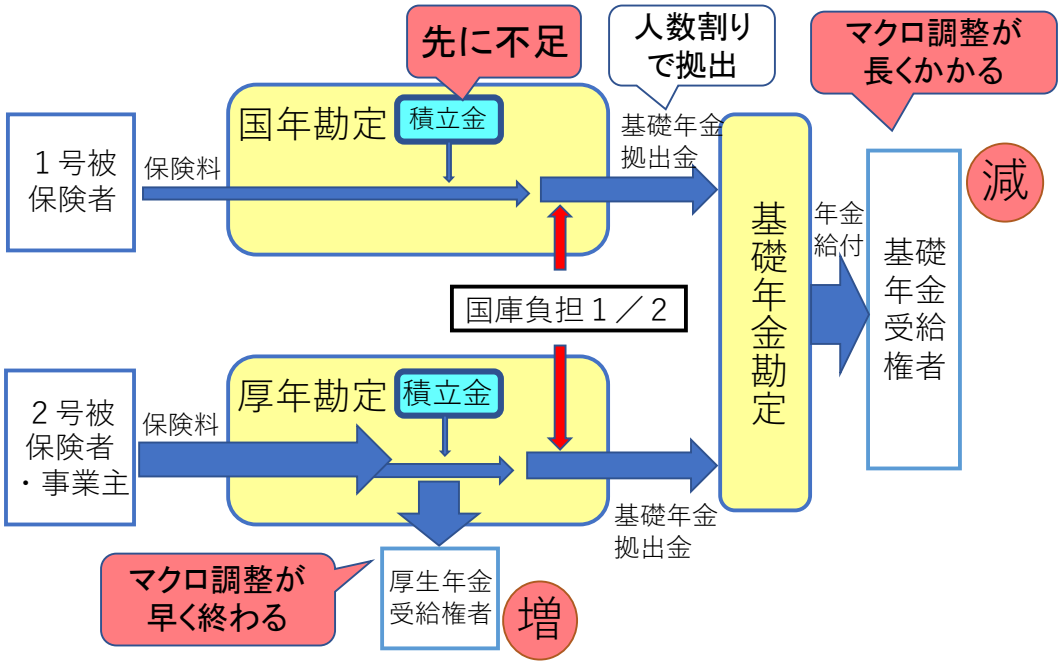

（４）被保険者の構成の変化に伴う影響

2004（平成 16）年以降の公的年金の被保険者数の動向をみると、過去の財政検証の見通しと比較して、第１号被保険者が減少、被用者年金被保険者が増加、第３号被保険者が減少している（第３－８－10 表）。

この被保険者数の変化のうち、女性の労働参加の進展による第３号被保険者の減少と被用者年金被保険者の増加の影響と、高齢者の労働参加の進展による被用者年金被保険者の増加は、国民年金の財政には影響を及ぼさず、専ら厚生年金の財政を改善させるものであり、報酬比例年金の所得代替率の上昇に寄与している。

一方、第１号被保険者の減少は、被保険者１人当たりの積立金を増加させる効果を有することから、国民年金の財政を改善させるものであり、基礎年金の所得代替率を向上させる要因となっている。しかしながら、（１）や（２）で述べた影響を含めて考えると、国民年金の財政状況は悪化しており基礎年金の給付水準調整期間は長期化し、所得代替率が大きく低下する見通しとなっている。

第３－８－10 表　公的年金の被保険者数の実績と財政検証の見通し

年度	国民年金第1号被保険者					厚生年金被保険者					国民年金第3号被保険者				
	実績値	平成16年財政再計算	平成21年財政検証	平成26年財政検証	令和元年財政検証	実績値	平成16年財政再計算	平成21年財政検証	平成26年財政検証	令和元年財政検証	実績値	平成16年財政再計算	平成21年財政検証	平成26年財政検証	令和元年財政検証
	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人
2005	21.8	21.9				37.7	37.0				10.9	11.2			
2010	19.4	20.2	19.1			39.1	36.3	38.9			10.1	10.7	10.1		
2015	16.8	19.0	17.2	17.4		41.2	35.4	38.7	39.2		9.2	10.5	9.5	9.3	
2016	15.9	18.9	17.0	17.1		42.4	35.2	38.5	39.4		9.0	10.4	9.4	9.1	
2017	15.1	18.8	16.9	16.7		43.6	35.1	38.4	39.6		8.8	10.4	9.3	8.9	
2018	14.6	18.7	16.8	16.5		44.3	34.9	38.2	39.6		8.6	10.3	9.2	8.7	
2019	14.3	18.6	16.8	16.2	14.6	45.0	34.7	38.0	39.7	44.3	8.3	10.2	9.0	8.6	8.3
2020		18.6	16.7	16.0	14.4		34.6	37.8	39.7	44.4		10.2	8.9	8.4	8.1

（注1）年度間平均値である。
（注2）2014年度以前の厚生年金被保険者は、被用者年金被保険者のことである。
（注3）将来見通しは出生中位、死亡中位の場合であり、さらに、平成26年、令和元年財政検証については、労働参加が進むケースである。
資料：年金局数理課調べ

３．基礎年金部分の占める割合の低下の影響

報酬比例に比べて基礎年金のマクロ経済スライドによる調整が大きく、基礎年金部分の占める割合が低下する影響は、将来、基礎年金のみの受給者の年金水準が大きく調整される恐れがあるだけでなく、報酬比例年金を受給する厚生年金の受給者の年金給付にも大きな影響を及ぼす。

今回の財政検証において厚生年金の給付水準の指標となるモデル年金の所得代替率は、経済成長と労働参加が進むケースⅠ～Ⅲでは、調整終了年後も所得代替率５０％を確保できる見通しであり、平成 16 年財政再計算の基準ケースと比

べても上昇しているが、これは、女性や高齢者の労働参加が想定よりも進む等、他に財政改善要因があったためであり、基礎年金部分が占める割合の低下は、厚生年金の所得再分配機能の低下や基礎年金水準の低下に伴う国庫負担の低下を通して、年金財政の悪化要因、特に中所得層や低所得層の年金水準の低下要因となっている。

厚生年金は、定額給付の基礎年金により所得再分配機能を有しているが、基礎年金水準の低下は、定額給付を低下させ、所得再分配機能も低下させることとなる。このため、所得再分配機能の低下は、厚生年金の低所得層の年金水準の低下要因となる。加えて、次の国庫負担の減少を考慮すると、中所得層の年金水準についても低下要因となっている。

また、基礎年金水準の低下は、必然的にその２分の１の国庫負担水準の低下も引き起こす。保険料水準は固定されているため、トータルの財源を減少させ、年金の総給付費の減少要因となる（第３－８－11図）。

第３－８－11図　基礎年金部分の占める割合の低下の影響

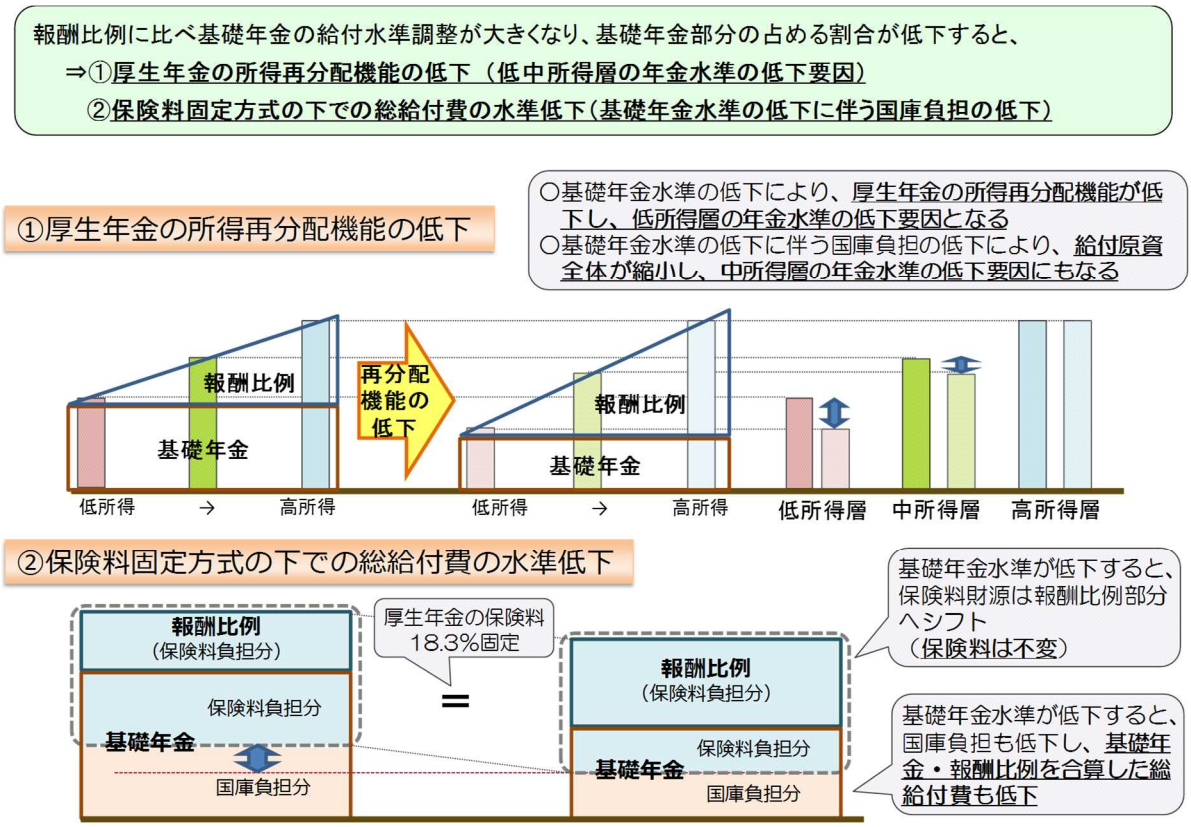

第４章　オプション試算

第１節　オプション試算の位置づけ

第２節　オプションＡ

第３節　オプションＢ

第４節　オプションＡとＢの組み合わせ試算及び参考試算

第１節　オプション試算の位置づけ

2014(平成 26)年財政検証では、社会保障制度改革国民会議の報告書において提示された年金制度の課題の検討に資するような検証作業を行うべきとされており、法律で要請されている現行制度に基づく「財政の現況及び見通し」の作成に加え、これらの課題の検討に資するよう、制度改正を仮定したオプション試算も行った。

前回の 2014(平成 26)年財政検証におけるオプション試算は、社会保障審議会年金部会等においても、改革の必要性や効果についての共通認識を形成する上で非常に重要な役割を果たしたものと評価されており、2019(令和元)年財政検証においても年金部会での議論等を踏まえたオプション試算を行った。

オプション試算の実施に当たっては、年金部会の議論を踏まえ、どのような試算を行うか検討し、その結果、２つのオプション試算と参考試算を実施した。具体的には、

○オプションＡ　被用者保険の更なる適用拡大

○オプションＢ　保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択

○参考試算　2016(平成 28)年年金改革法による年金額改定ルールの効果

について、マクロ経済スライドの終了時期や終了後の給付水準等について試算を行っている。

なお、オプション試算は、今後の年金制度における課題の検討材料という位置づけで、様々な議論のベースを提供するものであり、今回の試算内容がそのまま制度化されることを前提に行ったものではないことに留意する必要がある。

以下、各オプション試算について、試算の内容や結果を解説する。なお、詳細な収入や支出の状況を示した財政見通しは、第５章にまとめて掲載している。

第２節　オプションＡ

１．試算の前提

被用者保険の適用拡大については、2016(平成 28)年 10 月からⅰ週労働時間 20 時間以上、ⅱ月額賃金 8.8 万円以上、ⅲ勤務期間１年以上見込み、ⅳ学生以外、ⅴ従業員 501 人以上の企業等、の要件を満たす短時間労働者に適用拡大され、更に 2017(平成 29)年 4 月から、500 人以下の企業で労使合意に基づき、企業単位で短時間労働者への適用拡大を可能とする（国、地方公共団体は規模に関わらず適用）こととされた。なお、2018(平成 30)年度末での短時間被保険者数は 43.5 万人が適用されている。

オプション試算では、この要件を更に緩和し、更なる適用拡大を実施する場合の影響を試算することとした。

具体的には、以下の３つの試算を行った（第４－２－１図)。

適用拡大①（125 万人ベース）；現行の企業規模要件を廃止した場合

・所定労働時間週 20 時間以上の短時間労働者の中で、一定以上の収入（月 8.8 万円以上）のある者（125 万人）に適用拡大し、その後は、短時間労働者の中で適用される者の比率が一定と仮定した場合。

適用拡大②（325 万人ベース）；現行の賃金要件、企業規模要件を廃止した場合

・対象外となる者を除いて、所定労働時間週 20 時間以上の短時間労働者全体に適用拡大。なお、対象外の者は、学生、勤務期間１年未満の者、非適用事業所の雇用者としている。

適用拡大③（1,050 万人ベース）；一定の賃金収入（月 5.8 万円以上）がある全ての被用者へ適用拡大した場合

・学生、勤務期間１年未満の者、非適用事業所の雇用者についても適用拡大の対象。(雇用者の中で月 5.8 万円未満の者のみ対象外)

なお、施行年度については試算便宜上、2024(令和６)年４月より実施するものと仮定した。

また、国民年金第１号被保険者の納付率の前提について、適用拡大に伴って納付率の低い短時間労働者等が厚生年金の適用となるため、納付率が上昇することを織り込んでおり、①の場合で 0.2%程度、②の場合で 0.4%程度、③の場合で 2.4%上昇するものとしている。

第４－２－１図　オプションＡ（被用者保険の更なる適用拡大）における適用拡大対象者数（2018 年度時点）

【適用拡大者数（万人）】

	計	1号→2号	3号→2号	非加入→2号
適用拡大①	125	45	40	40
適用拡大②	325	90	155	80
適用拡大③	1,050	400	350	300

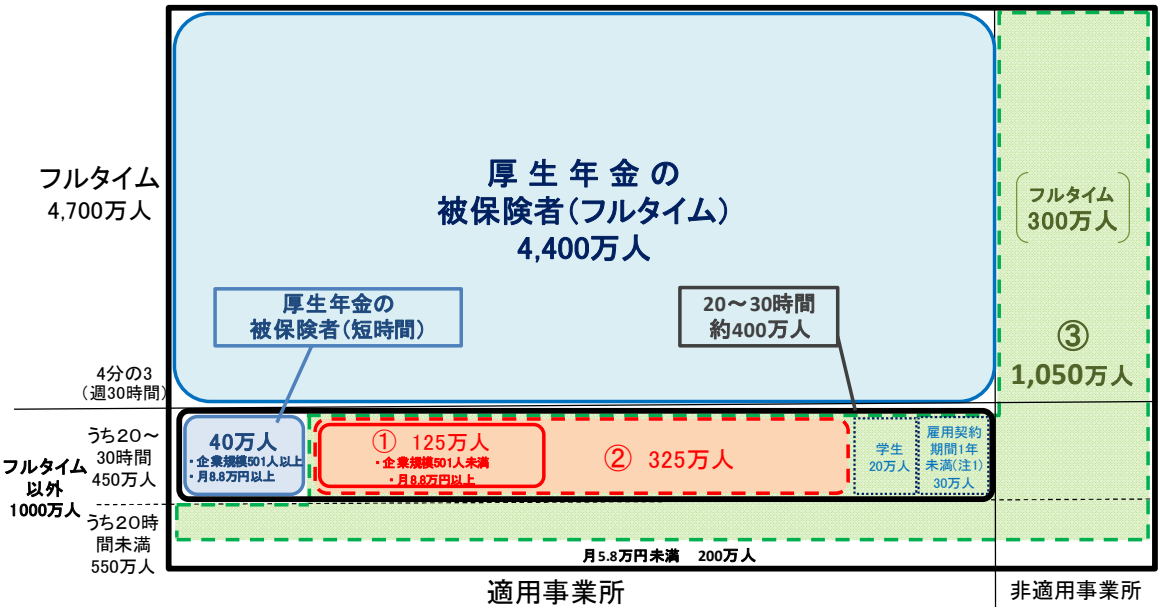

注1. 雇用契約期間1年未満の者のうち更新等で同一事業所で1年以上雇用されている者は除いている。
注2.「労働力調査2018年平均」、「平成28年公的年金加入状況等調査」、「平成29年就業構造基本調査」の特別集計等を用いて推計したもの。

（１）適用拡大①、②の対象者数

適用拡大対象者数の推計に当たっては、「労働力調査」の特別集計結果、「平成 28 年公的年金加入状況等調査」の特別集計結果、「平成 29 年就業構造基本調査結果」を活用している。

まず、労働力調査の特別集計より、非正規の職員・従業員のうち週労働時間が 20～30 時間の者は約 450 万人である。これに公的年金加入状況等調査の特別集計から算出した、適用事業所で雇用されている者の割合を乗じることで、適用事業所で雇用されている週 20～30 時間以上の短時間雇用者数が約 400 万人と推計される。この約 400 万人から既に適用となっている短時間被保険者約 40 万人を除くことで、適用事業所における厚生年金被保険者でない週の所定労働時間 20～30 時間の短時間雇用者は 380 万人（うち第１号被保険者 110 万人、第３号被保険者 170 万人、非加入者 100 万人）と推計している。なお、加入制度別については公的年金加入状況等調査の特別集計から加入制度別の割合を算出し推計している（第４－２－２表）。

第４－２－２表　適用事業所における厚生年金被保険者でない週 20～30 時間の短時間雇用者数

男女計				男性				女性			
	第1号	第3号	非加入		第1号	第3号	非加入		第1号	第3号	非加入
380	110	170	100	70	30	0	40	310	80	170	60

（資料）総務省統計局「労働力調査」（特別集計結果）、厚生労働省「平成 28 年公的年金加入状況等調査」（特別集計結果）、総務省統計局「平成 29 年就業構造基本調査結果」

このうち学生については、公的年金加入状況等調査の特別集計の結果によると約６％となっていることから 20 万人と推計される。また、雇用契約期間１年未満の者の割合は同様の特別集計により約４割となっているが、勤務期間要件については、契約上雇用期間が１年以上である場合だけでなく、契約上の雇用期間が１年未満であったとしても、更新の可能性がある場合には「１年以上見込み」として取り扱うこととされている。就業構造基本調査結果による雇用契約期間１年以下のうち在籍期間１年以上の者は約８割であることから、少なくともこの者は勤務期間要件で除外される者でないことが考えられる。これらにより勤務期間要件で除外される者は約 30 万人と推計している。

以上より、適用拡大②の対象者は約 325 万人（うち第１号被保険者 110 万人、第３号被保険者 170 万人、非加入者 100 万人）と推計している（第４－２－４表）。

第４－２－３図　週 20～30 時間の短時間雇用者の雇用契約期間別分布

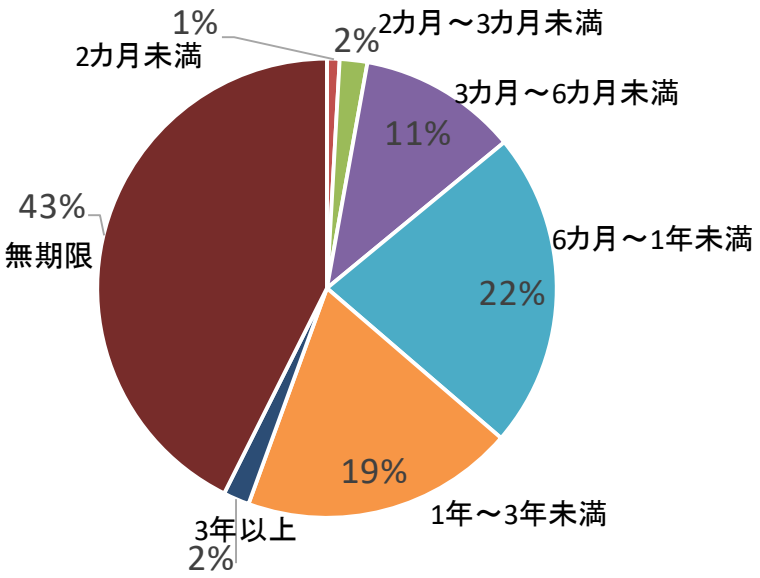

（資料）2016（平成 28）年公的年金加入状況等調査（特別集計結果）

第４－２－４表　適用拡大②（賃金要件、企業規模要件を廃止した場合）の対象者数

男女計				男性				女性			
	第1号	第3号	非加入		第1号	第3号	非加入		第1号	第3号	非加入
325	90	155	80	50	20	0	30	275	70	155	50

（資料）総務省統計局「労働力調査」（特別集計結果）、厚生労働省「平成 28 年公的年金加入状況等調査」（特別集計結果）、総務省統計局「平成 29 年就業構造基本調査結果」

この適用拡大②の対象者のうち、月 8.8 万円以上の雇用者が適用拡大①の対象者となる。公的年金加入状況等調査の特別集計により月 8.8 万円以上の者の割合は約４割となっていることから、適用拡大①の対象者は約 125 万人（うち第１号被保険者 45 万人、第３号被保険者 40 万人、非加入者 40 万人）と推計している（第４－２－６表）。

第４－２－５図　週 20～30 時間の短時間雇用者（学生等除く）における基本給（月額）分布

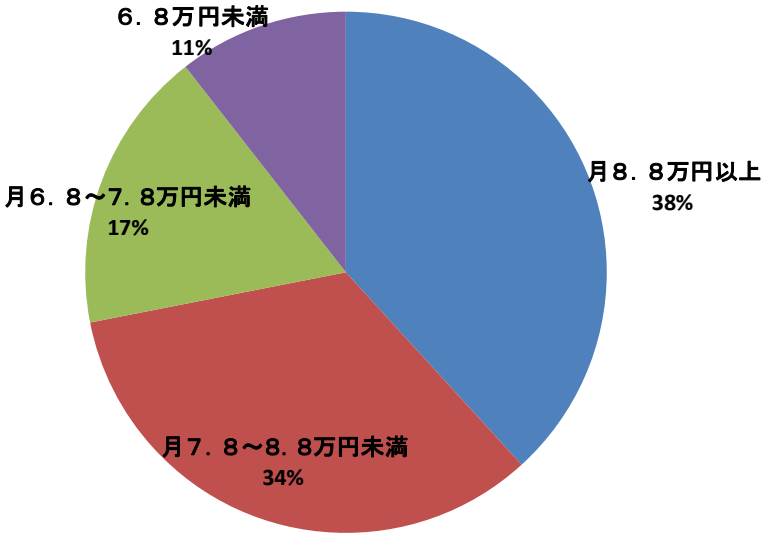

（資料）2016（平成 28）年公的年金加入状況等調査（特別集計結果）

第４－２－６表　適用拡大①（企業規模要件を廃止した場合）の対象者数

男女計				男性				女性			
	第1号	第3号	非加入		第1号	第3号	非加入		第1号	第3号	非加入
125	45	40	40	30	10	0	20	95	35	40	20

（資料）総務省統計局「労働力調査」（特別集計結果）、厚生労働省「平成 28 年公的年金加入状況等調査」（特別集計結果）、総務省統計局「平成 29 年就業構造基本調査結果」

（２）適用拡大③の対象者数

適用拡大③の対象者数は、非適用事業所に勤務する所定労働時間週 30 時間以上の者（第４－２－１図における適用拡大③の対象者（フルタイム））と所定労働時間週 30 時間未満の者のうち月 5.8 万円以上の者に分けて推計を行っている。

前者の人数については、労働力調査によると、所定労働時間週 30 時間以上の雇用者は約 4,700 万人であり、そのうち厚生年金の被保険者として適用されている者は約 4,400 万人であるから、約 300 万人と見込まれる。

また、後者の人数については、労働力調査によると、所定労働時間週 30 時間未満の雇用者は約 1,000 万人であり、そのうちすでに適用となっている 40 万人を除く雇用者のうち月収 5.8 万円未満の者は、公的年金加入状況等調査の特別集計により推計すると約２割であることから、約 750 万人と見込まれる。

したがって、適用拡大③の対象者数は、これらを合計して約 1,050 万人（うち第１号被保険者 400 万人、第３号被保険者 350 万人、非加入者 300 万人）と見込まれる。

（３）適用拡大①、②による納付率の変化

適用拡大の対象となる短時間労働者には、現行制度では第１号被保険者として国民年金保険料を納付することとなっている者がいるが、これらの者に係る納付率は第１号被保険者全体の平均値よりも低いと考えられるため、適用拡大によって納付率の上昇が見込まれる。この影響は、「平成 26 年国民年金被保険者実態調査」の結果を活用して推計している。

この調査結果における「臨時・パート」である者、それ以外の者について、「完納者」、「一部納付者」及び「滞納者」の人数を基に、納付率が 70％のときのそれぞれの納付率を「臨時・パート」である者は 63％程度、それ以外の者は 73％程度と見込んでいる。

次に、第１号被保険者から第２号被保険者となる者は、前述のとおり 45 万人と見込んでいるが、これらの者には全額免除者や若年納付猶予者が含まれていることを考慮した上で、適用拡大後における第１号被保険者の納付状況の構成を見込むと、「臨時・パート」は約 27％、それ以外の者は約 73％となるので、納付率は 70.2％となり、0.2％程度上昇するものとしている。

また、適用拡大①で見込んだ方法と同様の考え方で、適用拡大②は、0.4％程度上昇するものとしている。

（４）適用拡大③による納付率の変化

適用拡大①、②で見込んだ方法と同様の考え方であるが、非適用事業所に勤

務する所定労働時間週 30 時間以上の者も対象に含まれることから、同調査結果における「常用雇用」の者もあわせて考える。この場合、同調査結果における「臨時・パート」及び「常用雇用」である者の納付率を 63%程度、それ以外の者は 75%程度と見込んだ上で、適用拡大後における第１号被保険者の納付状況の構成を見込むと、「臨時・パート」及び「常用雇用」は約 24%、それ以外の者は約 76%となるので、納付率は 72.2%となり、2.2%程度上昇するものとしている。

２．試算結果

前述の前提の下で、被用者保険の更なる適用拡大を行った場合における給付水準調整の終了年度や将来の給付水準の変化の度合いについて試算した結果については、適用拡大①については第４－２－７図、適用拡大②については第４－２－８図、適用拡大③については第４－２－９図のとおりである。なお、人口の前提は出生中位・死亡中位、経済前提はケースⅠ、ケースⅢ及びケースⅤの場合を示している。

第４－２－７図　オプションＡ－①
（現行の企業規模要件を廃止（約 125 万人拡大））

○ 被用者保険の適用対象となる企業規模要件を廃止（125万人ベース）した場合
所定労働時間週20時間以上の短時間労働者の中で、一定以上の収入（月8.8万円以上）のある者（125万人）に適用拡大し、その後は、短時間労働者の中で適用される者の比率が一定と仮定した場合
・月8.8万円未満の者、学生、雇用契約期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者については適用拡大の対象外。
・試算の便宜上、2024年4月に更なる適用拡大を実施した場合として試算。また、更なる適用拡大による就労の変化は見込んでいない。

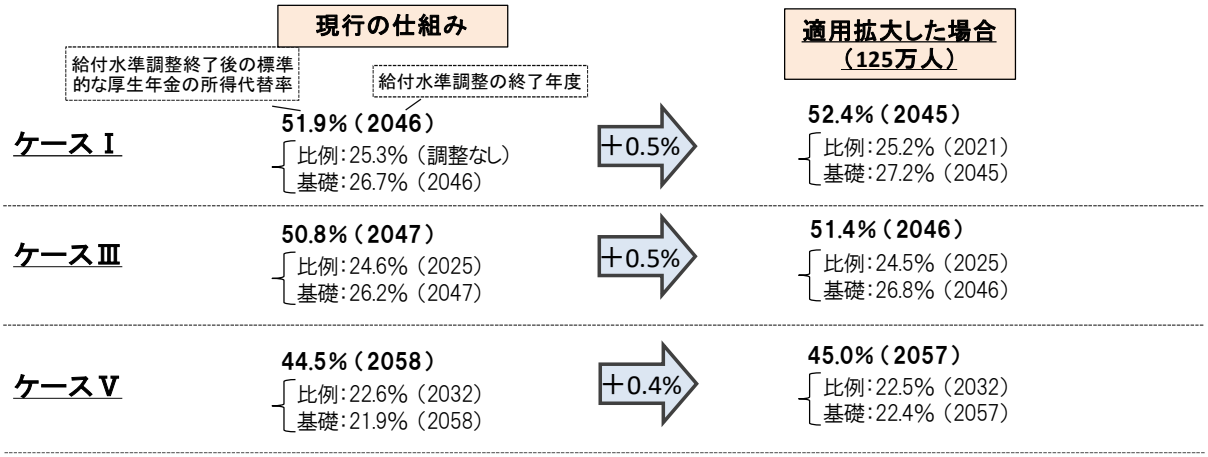

注1：人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位）
注2：国民年金の納付率は、納付率の低い短時間労働者が厚生年金適用となるため0.2%程度上昇する前提。

第４－２－８図　オプションＡ－②
（賃金要件、企業規模要件を廃止（約 325 万人拡大））

○ 被用者保険の適用対象となる賃金要件、企業規模要件を廃止（325万人ベース）した場合
対象外となる者を除いて、所定労働時間週20時間以上の短時間労働者全体に適用拡大
・学生、雇用契約期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者については適用拡大の対象外。
・試算の便宜上、2024年4月に更なる適用拡大を実施した場合として試算。また、更なる適用拡大による就労の変化は見込んでいない。

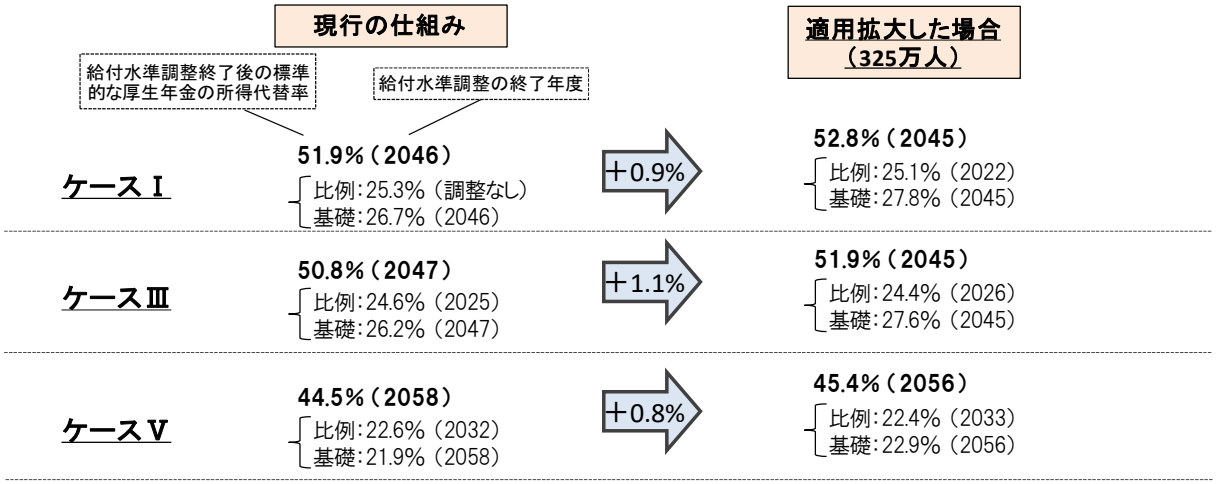

注1：人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位）
注2：国民年金の納付率は、納付率の低い短時間労働者が厚生年金適用となるため0.4%程度上昇する前提。

第４－２－９図　オプションＡ－③
（一定以上の収入のある全雇用者を適用（約 1,050 万人拡大））

○ 一定以上の収入のある全雇用者を適用（1,050万人ベース）した場合
一定以上の収入（月5.8万円以上）のある、全ての雇用者に適用拡大
・雇用者の中で月5.8万円未満の者のみ適用拡大の対象外。　学生、雇用契約期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者についても適用拡大の対象。
・試算の便宜上、2024年4月に更なる適用拡大を実施した場合として試算。また、更なる適用拡大による就労の変化は見込んでいない。

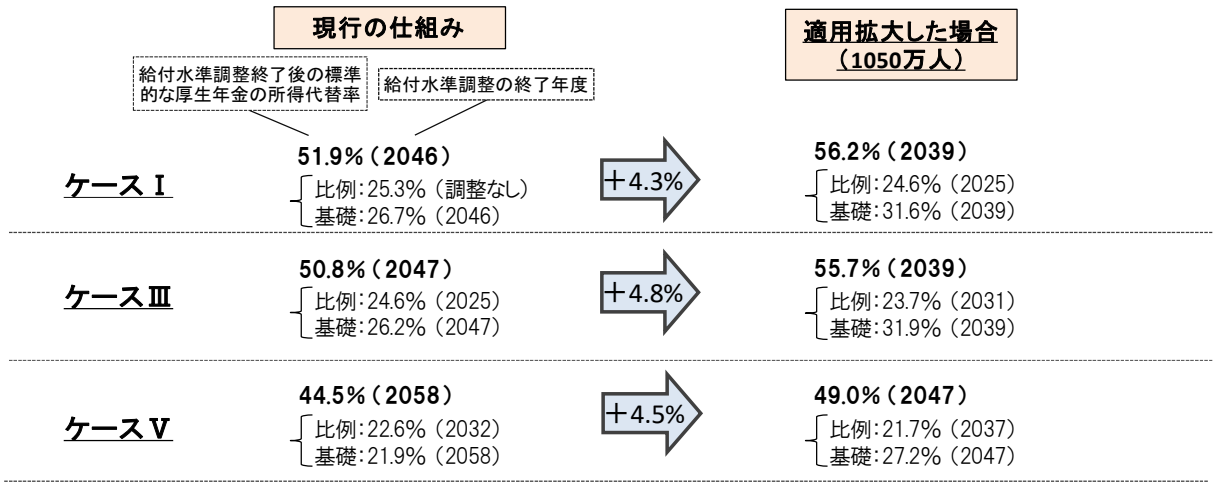

注1：人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位）
注2：国民年金の納付率は、納付率の低い短時間労働者等が厚生年金適用となるため2.4%程度上昇する前提。

所得代替率については、現行と比べ、適用拡大①の場合については 0.4～0.5%、適用拡大②の場合については 0.8～1.1%、適用拡大③の場合については 4.3～4.8%それぞれ改善する結果となっている。また、スライド調整終了年度を見ると、特に適用拡大③の場合、７～11 年早くなっている。この内訳を見ると、いずれの場合も基礎年金部分が改善し、報酬比例部分は横ばいか若干の低下となっていることが確認できる。

基礎年金部分が改善したのは、国民年金の財政が改善したためである。これは、適用拡大により短時間労働者等の第１号被保険者が厚生年金の適用を受けることに伴い、第１号被保険者数が減少することとなるが、これにより第１号被保険者１人当たりの国民年金の積立金が増加し、給付水準を下支えする積立金効果が大きくなったことによるものである。

一方、報酬比例部分については、基礎年金の給付水準が上昇すると、18.3%に固定された厚生年金の保険料のうち基礎年金に充てる分が大きくなり、報酬比例部分に充てられる分が減少することから、報酬比例部分の給付水準が低下することとなる。しかしながら、報酬比例部分の給付水準が若干の低下に留まっているのは、

・基礎年金の給付水準の増加の半分は、国庫負担に増加により賄われること
・適用拡大③によって新たに適用となる被保険者の 300 万人はフルタイム労働者で一定の保険料負担が可能であること
・第３号被保険者であった者が厚生年金保険に適用され、新たに厚生年金保険料を負担するようになったこと

が影響している。以上のことから、基礎年金と報酬比例年金を合わせた所得代替率が大幅に改善している。

３．オプションＡにおける被保険者数の将来見通しと財政見通し

（１）被保険者数の将来見通し

オプションＡにおける被保険者数の将来見通しについて、オプションＡ－①（約 125 万人拡大）の場合を示したものが第４－２－10 表、オプションＡ－②（約 325 万人拡大）の場合を示したものが第４－２－11 表、オプションＡ－③（約 1,050 万人拡大）の場合を示したものが第４－２－12 表である。

第４－２－10 表　公的年金被保険者数の将来見通し
オプションＡ－①（現行の企業規模要件を廃止（約 125 万人拡大））

○ 人口：出生中位、死亡中位　労働：労働参加が進むケース（ケースⅠ～ケースⅢ）

年　度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦（令和）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2019（元）	67.3	14.6	44.3	39.9	4.5	8.3	7.5	0.9	0.1	−0.2
2020（2）	66.9	14.4	44.4	39.9	4.5	8.1	7.3	0.9	0.1	−0.2
2021（3）	66.5	14.2	44.4	39.9	4.4	8.0	7.1	0.8	0.0	−0.3
2022（4）	66.1	14.0	44.3	39.9	4.4	7.8	7.0	0.8	−0.2	−0.5
2023（5）	65.7	13.8	44.2	39.8	4.4	7.6	6.8	0.8	−0.4	−0.7
2024（6）	65.7	13.1	45.6	41.2	4.4	7.0	6.3	0.7	−0.6	−0.9
2025（7）	65.2	12.8	45.5	41.1	4.4	6.8	6.1	0.7	−0.6	−0.9
2030（12）	62.5	11.6	45.0	40.7	4.2	5.9	5.3	0.6	−0.8	−1.1
2035（17）	58.6	10.2	43.2	39.1	4.1	5.2	4.6	0.6	−1.2	−1.5
2040（22）	55.0	9.4	40.9	37.0	3.9	4.7	4.2	0.5	−1.3	−1.6
2050（32）	48.4	8.4	35.8	32.2	3.6	4.2	3.7	0.5	−1.2	−1.5
2060（42）	43.7	7.6	32.4	29.1	3.3	3.8	3.3	0.4	−1.0	−1.3
2070（52）	39.2	6.8	29.1	26.1	2.9	3.4	3.0	0.4	−1.1	−1.4
2080（62）	34.9	6.0	25.9	23.3	2.6	3.0	2.7	0.4	−1.2	−1.5
2090（72）	31.4	5.4	23.2	20.9	2.3	2.7	2.4	0.3	−1.1	−1.4
2100（82）	28.1	4.9	20.8	18.7	2.1	2.4	2.1	0.3	−1.1	−1.4
2110（92）	25.1	4.3	18.6	16.7	1.9	2.2	1.9	0.3	−1.1	−1.4
2115（97）	23.7	4.1	17.6	15.8	1.8	2.0	1.8	0.2	−1.1	−1.4

（注1） 被保険者数は年度間平均値である。
（注2） ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値（年平均）である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

○ 人口：出生中位、死亡中位　労働：労働参加が一定程度進むケース（ケースⅣ・ケースⅤ）

年　度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦（令和）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2019（元）	67.2	14.6	44.3	39.8	4.5	8.4	7.5	0.9	0.1	−0.2
2020（2）	66.8	14.5	44.2	39.7	4.5	8.2	7.3	0.9	0.1	−0.2
2021（3）	66.4	14.4	44.0	39.6	4.4	8.1	7.2	0.8	0.0	−0.3
2022（4）	66.0	14.3	43.8	39.3	4.4	7.9	7.1	0.8	−0.2	−0.5
2023（5）	65.5	14.1	43.5	39.1	4.4	7.8	7.0	0.8	−0.5	−0.8
2024（6）	65.3	13.5	44.5	40.1	4.4	7.3	6.5	0.8	−0.6	−0.9
2025（7）	64.7	13.4	44.2	39.8	4.4	7.2	6.4	0.7	−0.7	−1.0
2030（12）	61.6	12.5	42.6	38.4	4.2	6.5	5.8	0.7	−0.9	−1.2
2035（17）	57.5	11.1	40.7	36.6	4.1	5.7	5.1	0.6	−1.3	−1.6
2040（22）	53.7	10.1	38.4	34.5	3.9	5.2	4.6	0.6	−1.3	−1.6
2050（32）	47.4	9.0	33.8	30.2	3.6	4.6	4.1	0.5	−1.2	−1.5
2060（42）	42.9	8.2	30.5	27.3	3.3	4.1	3.6	0.5	−1.0	−1.3
2070（52）	38.4	7.3	27.4	24.5	2.9	3.7	3.3	0.4	−1.1	−1.4
2080（62）	34.2	6.5	24.4	21.8	2.6	3.3	2.9	0.4	−1.2	−1.5
2090（72）	30.7	5.9	21.9	19.5	2.3	3.0	2.6	0.4	−1.1	−1.4
2100（82）	27.6	5.3	19.6	17.6	2.1	2.7	2.3	0.3	−1.1	−1.4
2110（92）	24.6	4.7	17.5	15.7	1.9	2.4	2.1	0.3	−1.1	−1.4
2115（97）	23.3	4.4	16.6	14.8	1.8	2.2	2.0	0.3	−1.1	−1.4

（注1） 被保険者数は年度間平均値である。
（注2） ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値（年平均）である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

○ 人口：出生中位、死亡中位　労働：労働参加が進まないケース（ケースⅥ）

年　度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率（0.3%）を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦（令和）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2019（元）	67.2	14.7	44.1	39.7	4.5	8.4	7.5	0.9	0.1	−0.2
2020（2）	66.8	14.6	43.9	39.4	4.5	8.3	7.5	0.9	0.1	−0.2
2021（3）	66.3	14.6	43.5	39.1	4.4	8.2	7.4	0.9	0.0	−0.3
2022（4）	65.9	14.6	43.1	38.7	4.4	8.1	7.3	0.9	−0.3	−0.6
2023（5）	65.3	14.6	42.8	38.3	4.4	8.0	7.2	0.8	−0.5	−0.8
2024（6）	65.2	14.1	43.6	39.2	4.4	7.5	6.7	0.8	−0.7	−1.0
2025（7）	64.6	14.0	43.2	38.8	4.4	7.4	6.6	0.8	−0.7	−1.0
2030（12）	61.4	13.2	41.3	37.1	4.2	6.9	6.1	0.7	−0.9	−1.2
2035（17）	57.2	11.7	39.3	35.2	4.1	6.2	5.5	0.7	−1.3	−1.6
2040（22）	53.4	10.8	36.8	32.9	3.9	5.8	5.1	0.7	−1.4	−1.7
2050（32）	47.1	9.6	32.3	28.7	3.6	5.2	4.6	0.6	−1.2	−1.5
2060（42）	42.6	8.7	29.2	26.0	3.3	4.6	4.1	0.6	−1.0	−1.3
2070（52）	38.2	7.8	26.2	23.3	2.9	4.1	3.6	0.5	−1.1	−1.4
2080（62）	34.0	6.9	23.4	20.8	2.6	3.7	3.3	0.4	−1.2	−1.5
2090（72）	30.6	6.2	21.0	18.6	2.3	3.3	2.9	0.4	−1.1	−1.4
2100（82）	27.4	5.6	18.8	16.7	2.1	3.0	2.6	0.4	−1.1	−1.4
2110（92）	24.4	5.0	16.8	14.9	1.9	2.7	2.3	0.3	−1.1	−1.4
2115（97）	23.1	4.7	15.9	14.1	1.8	2.5	2.2	0.3	−1.1	−1.4

（注1）被保険者数は年度間平均値である。
（注2）①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値（年平均）である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

第４－２－11表　公的年金被保険者数の将来見通し
オプションＡ－②（賃金要件、企業規模要件を廃止（約325万人拡大））

○ 人口：出生中位、死亡中位　労働：労働参加が進むケース（ケースⅠ～ケースⅢ）

年度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦（令和）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2019（元）	67.3	14.6	44.3	39.9	4.5	8.3	7.5	0.9	0.1	−0.2
2020（2）	66.9	14.4	44.4	39.9	4.5	8.1	7.3	0.9	0.1	−0.2
2021（3）	66.5	14.2	44.4	39.9	4.4	8.0	7.1	0.8	0.0	−0.3
2022（4）	66.1	14.0	44.3	39.9	4.4	7.8	7.0	0.8	−0.2	−0.5
2023（5）	65.7	13.8	44.2	39.8	4.4	7.6	6.8	0.8	−0.4	−0.7
2024（6）	66.1	12.6	47.8	43.4	4.4	5.7	5.2	0.6	−0.6	−0.9
2025（7）	65.6	12.3	47.7	43.4	4.4	5.6	5.0	0.6	−0.6	−0.9
2030（12）	63.0	11.0	47.4	43.1	4.2	4.6	4.1	0.5	−0.7	−1.0
2035（17）	59.3	9.7	45.7	41.6	4.1	3.9	3.5	0.4	−1.1	−1.4
2040（22）	55.7	8.9	43.4	39.5	3.9	3.4	3.0	0.4	−1.2	−1.5
2050（32）	48.9	7.9	38.0	34.4	3.6	3.0	2.7	0.4	−1.2	−1.5
2060（42）	44.2	7.2	34.3	31.1	3.3	2.7	2.4	0.3	−1.0	−1.3
2070（52）	39.7	6.4	30.8	27.9	2.9	2.4	2.2	0.3	−1.1	−1.4
2080（62）	35.4	5.7	27.5	24.9	2.6	2.2	1.9	0.3	−1.2	−1.5
2090（72）	31.7	5.2	24.6	22.3	2.3	2.0	1.7	0.2	−1.1	−1.4
2100（82）	28.5	4.6	22.1	20.0	2.1	1.8	1.5	0.2	−1.1	−1.4
2110（92）	25.4	4.1	19.7	17.9	1.9	1.6	1.4	0.2	−1.1	−1.4
2115（97）	24.0	3.9	18.7	16.9	1.8	1.5	1.3	0.2	−1.1	−1.4

（注1） 被保険者数は年度間平均値である。
（注2） ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値（年平均）である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

○ 人口：出生中位、死亡中位　労働：労働参加が一定程度進むケース（ケースⅣ・ケースⅤ）

年度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦（令和）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2019（元）	67.2	14.6	44.3	39.8	4.5	8.4	7.5	0.9	0.1	−0.2
2020（2）	66.8	14.5	44.2	39.7	4.5	8.2	7.3	0.9	0.1	−0.2
2021（3）	66.4	14.4	44.0	39.6	4.4	8.1	7.2	0.8	0.0	−0.3
2022（4）	66.0	14.3	43.8	39.3	4.4	7.9	7.1	0.8	−0.2	−0.5
2023（5）	65.5	14.1	43.5	39.1	4.4	7.8	7.0	0.8	−0.5	−0.8
2024（6）	65.7	13.1	46.5	42.1	4.4	6.2	5.5	0.6	−0.6	−0.9
2025（7）	65.1	12.9	46.2	41.8	4.4	6.1	5.4	0.6	−0.7	−1.0
2030（12）	62.0	12.1	44.5	40.2	4.2	5.5	4.9	0.6	−0.9	−1.2
2035（17）	58.0	10.7	42.4	38.4	4.1	4.8	4.3	0.5	−1.3	−1.6
2040（22）	54.2	9.8	40.1	36.1	3.9	4.3	3.8	0.5	−1.3	−1.6
2050（32）	47.8	8.7	35.2	31.6	3.6	3.8	3.4	0.5	−1.2	−1.5
2060（42）	43.2	7.9	31.8	28.5	3.3	3.4	3.0	0.4	−1.0	−1.3
2070（52）	38.7	7.1	28.5	25.6	2.9	3.1	2.7	0.4	−1.1	−1.4
2080（62）	34.5	6.3	25.5	22.8	2.6	2.8	2.4	0.3	−1.2	−1.5
2090（72）	31.0	5.7	22.8	20.5	2.3	2.5	2.2	0.3	−1.1	−1.4
2100（82）	27.8	5.1	20.5	18.4	2.1	2.2	2.0	0.3	−1.1	−1.4
2110（92）	24.8	4.5	18.3	16.4	1.9	2.0	1.7	0.2	−1.1	−1.4
2115（97）	23.4	4.3	17.3	15.5	1.8	1.9	1.6	0.2	−1.1	−1.4

（注1） 被保険者数は年度間平均値である。
（注2） ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値（年平均）である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

○ 人口：出生中位、死亡中位　労働：労働参加が進まないケース（ケースⅥ）

年　度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率（0.3%）を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦（令和）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2019（元）	67.2	14.7	44.1	39.7	4.5	8.4	7.5	0.9	0.1	−0.2
2020（2）	66.8	14.6	43.9	39.4	4.5	8.3	7.5	0.9	0.1	−0.2
2021（3）	66.3	14.6	43.5	39.1	4.4	8.2	7.4	0.9	0.0	−0.3
2022（4）	65.9	14.6	43.1	38.7	4.4	8.1	7.3	0.9	−0.3	−0.6
2023（5）	65.3	14.6	42.8	38.3	4.4	8.0	7.2	0.8	−0.5	−0.8
2024（6）	65.5	13.6	45.5	41.1	4.4	6.5	5.8	0.7	−0.7	−1.0
2025（7）	64.9	13.5	45.1	40.7	4.4	6.4	5.7	0.7	−0.7	−1.0
2030（12）	61.8	12.8	43.1	38.9	4.2	5.9	5.2	0.6	−0.9	−1.2
2035（17）	57.6	11.3	41.0	36.9	4.1	5.4	4.7	0.6	−1.3	−1.6
2040（22）	53.8	10.4	38.4	34.5	3.9	5.0	4.4	0.6	−1.4	−1.7
2050（32）	47.4	9.3	33.7	30.1	3.6	4.5	3.9	0.5	−1.2	−1.5
2060（42）	42.9	8.4	30.5	27.2	3.3	4.0	3.5	0.5	−1.0	−1.3
2070（52）	38.4	7.5	27.3	24.4	2.9	3.6	3.1	0.4	−1.1	−1.4
2080（62）	34.3	6.7	24.4	21.8	2.6	3.2	2.8	0.4	−1.2	−1.5
2090（72）	30.8	6.0	21.8	19.5	2.3	2.9	2.5	0.3	−1.1	−1.4
2100（82）	27.6	5.4	19.6	17.5	2.1	2.6	2.3	0.3	−1.1	−1.4
2110（92）	24.6	4.8	17.5	15.6	1.9	2.3	2.0	0.3	−1.1	−1.4
2115（97）	23.3	4.6	16.5	14.8	1.8	2.2	1.9	0.3	−1.1	−1.4

（注1）被保険者数は年度間平均値である。
（注2）①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値（年平均）である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

第４－２－12表　公的年金被保険者数の将来見通し
オプションＡ－③（一定以上の収入のある全雇用者を適用（約1,050万人拡大））

○ 人口：出生中位、死亡中位　労働：労働参加進むケース（ケースⅠ～ケースⅢ）

年　度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦（令和）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2019（元）	67.3	14.6	44.3	39.9	4.5	8.3	7.5	0.9	0.1	−0.2
2020（2）	66.9	14.4	44.4	39.9	4.5	8.1	7.3	0.9	0.1	−0.2
2021（3）	66.5	14.2	44.4	39.9	4.4	8.0	7.1	0.8	0.0	−0.3
2022（4）	66.1	14.0	44.3	39.9	4.4	7.8	7.0	0.8	−0.2	−0.5
2023（5）	65.7	13.8	44.2	39.8	4.4	7.6	6.8	0.8	−0.4	−0.7
2024（6）	68.4	10.0	54.3	49.9	4.4	4.1	3.6	0.4	−0.6	−0.9
2025（7）	67.8	9.7	54.1	49.7	4.4	4.0	3.6	0.4	−0.6	−0.9
2030（12）	65.2	8.8	52.9	48.7	4.2	3.5	3.2	0.4	−0.7	−1.0
2035（17）	61.9	7.6	51.4	47.3	4.1	2.9	2.6	0.3	−1.0	−1.3
2040（22）	58.3	6.8	49.1	45.1	3.9	2.4	2.1	0.3	−1.1	−1.4
2050（32）	50.9	6.1	42.7	39.1	3.6	2.1	1.9	0.2	−1.3	−1.6
2060（42）	46.0	5.6	38.6	35.3	3.3	1.9	1.7	0.2	−1.0	−1.3
2070（52）	41.3	5.0	34.7	31.8	2.9	1.7	1.5	0.2	−1.1	−1.4
2080（62）	36.9	4.4	30.9	28.3	2.6	1.5	1.3	0.2	−1.1	−1.4
2090（72）	33.0	4.0	27.7	25.3	2.3	1.4	1.2	0.2	−1.1	−1.4
2100（82）	29.7	3.6	24.9	22.8	2.1	1.2	1.1	0.1	−1.1	−1.4
2110（92）	26.5	3.2	22.2	20.3	1.9	1.1	1.0	0.1	−1.1	−1.4
2115（97）	25.0	3.0	21.0	19.2	1.8	1.0	0.9	0.1	−1.1	−1.4

（注1） 被保険者数は年度間平均値である。
（注2） ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値（年平均）である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

○ 人口：出生中位、死亡中位　労働：労働参加が一定程度進むケース（ケースⅣ・ケースⅤ）

年　度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦（令和）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2019（元）	67.2	14.6	44.3	39.8	4.5	8.4	7.5	0.9	0.1	−0.2
2020（2）	66.8	14.5	44.2	39.7	4.5	8.2	7.3	0.9	0.1	−0.2
2021（3）	66.4	14.4	44.0	39.6	4.4	8.1	7.2	0.8	0.0	−0.3
2022（4）	66.0	14.3	43.8	39.3	4.4	7.9	7.1	0.8	−0.2	−0.5
2023（5）	65.5	14.1	43.5	39.1	4.4	7.8	7.0	0.8	−0.5	−0.8
2024（6）	68.0	10.3	53.5	49.1	4.4	4.2	3.7	0.4	−0.6	−0.9
2025（7）	67.3	10.1	53.2	48.8	4.4	4.1	3.7	0.4	−0.7	−1.0
2030（12）	64.4	9.4	51.3	47.1	4.2	3.7	3.3	0.4	−0.8	−1.1
2035（17）	60.6	8.2	49.2	45.1	4.1	3.2	2.8	0.4	−1.1	−1.4
2040（22）	56.8	7.5	46.5	42.6	3.9	2.8	2.5	0.3	−1.3	−1.6
2050（32）	49.8	6.7	40.6	37.0	3.6	2.5	2.2	0.3	−1.2	−1.5
2060（42）	45.0	6.1	36.7	33.5	3.3	2.2	2.0	0.3	−1.0	−1.3
2070（52）	40.4	5.4	33.0	30.1	2.9	2.0	1.8	0.2	−1.1	−1.4
2080（62）	36.0	4.8	29.4	26.8	2.6	1.8	1.6	0.2	−1.2	−1.5
2090（72）	32.3	4.3	26.3	24.0	2.3	1.6	1.4	0.2	−1.1	−1.4
2100（82）	29.0	3.9	23.7	21.6	2.1	1.4	1.3	0.2	−1.1	−1.4
2110（92）	25.9	3.5	21.1	19.3	1.9	1.3	1.1	0.2	−1.1	−1.4
2115（97）	24.4	3.3	20.0	18.2	1.8	1.2	1.1	0.1	−1.1	−1.4

（注1） 被保険者数は年度間平均値である。
（注2） ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値（年平均）である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

○ 人口：出生中位、死亡中位　労働：労働参加が進まないケース（ケースⅥ）

年　度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率（0.3%）を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦（令和）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2019（元）	67.2	14.7	44.1	39.7	4.5	8.4	7.5	0.9	0.1	−0.2
2020（2）	66.8	14.6	43.9	39.4	4.5	8.3	7.5	0.9	0.1	−0.2
2021（3）	66.3	14.6	43.5	39.1	4.4	8.2	7.4	0.9	0.0	−0.3
2022（4）	65.9	14.6	43.1	38.7	4.4	8.1	7.3	0.9	−0.3	−0.6
2023（5）	65.3	14.6	42.8	38.3	4.4	8.0	7.2	0.8	−0.5	−0.8
2024（6）	67.7	10.9	52.3	47.9	4.4	4.5	4.0	0.5	−0.7	−1.0
2025（7）	67.1	10.7	51.9	47.5	4.4	4.5	4.0	0.5	−0.7	−1.0
2030（12）	64.0	10.1	49.8	45.5	4.2	4.2	3.7	0.5	−0.9	−1.2
2035（17）	60.1	8.9	47.4	43.3	4.1	3.8	3.4	0.4	−1.2	−1.5
2040（22）	56.2	8.2	44.5	40.6	3.9	3.6	3.2	0.4	−1.3	−1.6
2050（32）	49.3	7.3	38.8	35.3	3.6	3.2	2.8	0.4	−1.2	−1.5
2060（42）	44.6	6.6	35.1	31.9	3.3	2.8	2.5	0.3	−1.0	−1.3
2070（52）	40.0	5.9	31.5	28.6	2.9	2.5	2.2	0.3	−1.1	−1.4
2080（62）	35.7	5.2	28.1	25.5	2.6	2.3	2.0	0.3	−1.2	−1.5
2090（72）	32.0	4.7	25.2	22.8	2.3	2.0	1.8	0.2	−1.1	−1.4
2100（82）	28.7	4.2	22.6	20.5	2.1	1.8	1.6	0.2	−1.1	−1.4
2110（92）	25.6	3.8	20.2	18.3	1.9	1.6	1.4	0.2	−1.1	−1.4
2115（97）	24.2	3.6	19.1	17.3	1.8	1.5	1.4	0.2	−1.1	−1.4

（注1）被保険者数は年度間平均値である。
（注2）①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値（年平均）である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

また、適用拡大を進めた場合、将来の被保険者数の構成がどのような影響を受けるのかについて、労働参加が進むケースでみたものが第４－２－13 図～第４－２－16 表である。

厚生年金被保険者について見ると、2019(令和元)年度は 4,430 万人と被保険者全体の 66%を占めているのに対し、適用拡大を行った後の 2040(令和 22)年度では、適用拡大①の場合、4,090 万人と被保険者全体の 74%まで上昇する見通しとなっている。同様に、適用拡大②については 4,340 万人と被保険者全体の 78%、適用拡大③については 4,910 万人と被保険者全体の 84%まで上昇する見通しとなっている。また、その後もおおむね同程度の構成割合で推移する見通しとなっている。

一方、第１号被保険者については、2019(令和元)年度は 1,460 万人と被保険者全体の 22%を占めているのに対し、適用拡大を行った後の 2040(令和 22)年度では、適用拡大①の場合、940 万人と被保険者全体の 17%まで低下する見通しとなっている。同様に、適用拡大②については 890 万人と被保険者全体の 16%、適用拡大③については 680 万人と被保険者全体の 12%まで低下する見通しとなっている。

また、第３号被保険者について見ると、2019(令和元)年度は 830 万人と被保険者全体の 12%を占めているのに対し、適用拡大を行った後の 2040(令和 22)年度では、適用拡大①の場合、470 万人と被保険者全体の 9%まで低下する見通しとなっている。同様に適用拡大②の場合、340 万人と被保険者全体の 6%、適用拡大③の場合、240 万人と被保険者全体の４%まで低下する見通しとなっている。

第４－２－13 図　オプションＡ－①における公的年金被保険者数の将来見通し
（現行の企業規模要件を廃止（約 125 万人拡大））
人口中位、労働：労働参加が進むケース（ケースⅠ～Ⅲ）

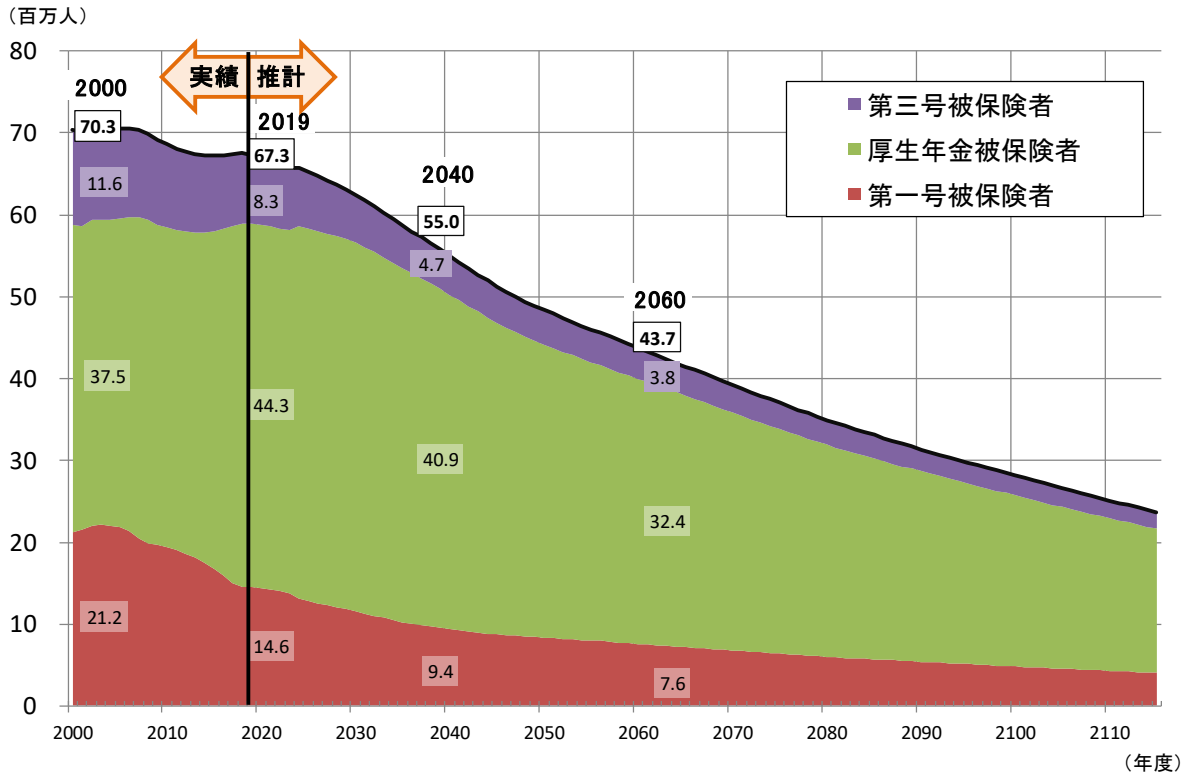

第４－２－14 図　オプションＡ－②における公的年金被保険者数の将来見通し
（賃金要件、企業規模要件を廃止（約 325 万人拡大））
人口中位、労働：労働参加が進むケース（ケースⅠ～Ⅲ）

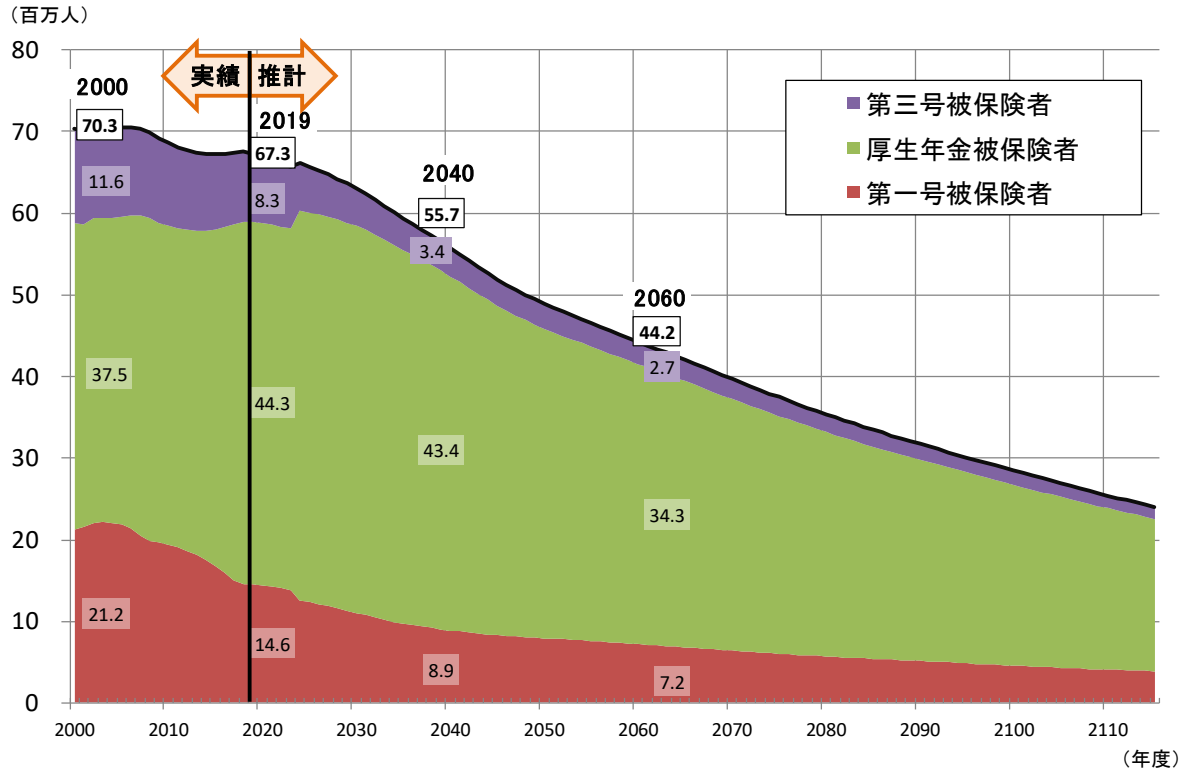

第４－２－15 図　オプションＡ－③における公的年金被保険者数の将来見通し
（一定以上の収入のある全雇用者を適用（約 1,050 万人拡大））
人口中位、労働：労働参加が進むケース（ケースⅠ～Ⅲ）

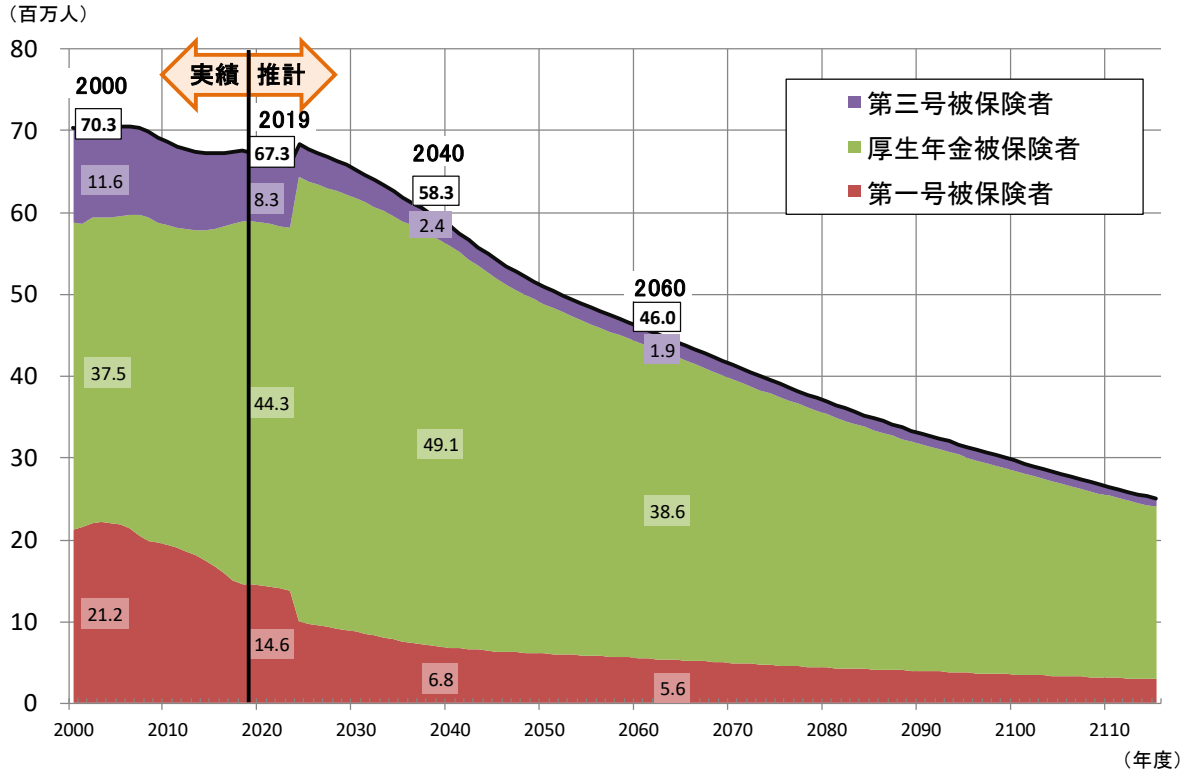

第４－２－16 表　オプションＡ（被用者保険の更なる適用拡大）における
被保険者数への影響

適用状況別の被保険者数の推移（万人、%）

	計				1号被保険者				厚生年金被保険者				3号被保険者			
	現行ベース	適用拡大①	適用拡大②	適用拡大③	現行ベース	適用拡大①	適用拡大②	適用拡大③	現行ベース	適用拡大①	適用拡大②	適用拡大③	現行ベース	適用拡大①	適用拡大②	適用拡大③
2019年度（令和元）	6,730（100%）				1,460（22%）				4,430（66%）				830（12%）			
2025年度（令和7）	6,470（100%）	6,520（100%）	6,560（100%）	6,780（100%）	1,330（21%）	1,280（20%）	1,230（19%）	970（14%）	4,410（68%）	4,550（70%）	4,770（73%）	5,410（80%）	730（11%）	680（10%）	560（8%）	400（6%）
2030年度（令和12）	6,190（100%）	6,250（100%）	6,300（100%）	6,520（100%）	1,210（20%）	1,160（19%）	1,100（18%）	880（13%）	4,340（70%）	4,500（72%）	4,740（75%）	5,290（81%）	630（10%）	590（9%）	460（7%）	350（5%）
2035年度（令和17）	5,790（100%）	5,860（100%）	5,930（100%）	6,190（100%）	1,070（19%）	1,020（17%）	970（16%）	760（12%）	4,160（72%）	4,320（74%）	4,570（77%）	5,140（83%）	560（10%）	520（9%）	390（7%）	290（5%）
2040年度（令和22）	5,420（100%）	5,500（100%）	5,570（100%）	5,830（100%）	990（18%）	940（17%）	890（16%）	680（12%）	3,920（72%）	4,090（74%）	4,340（78%）	4,910（84%）	510（9%）	470（9%）	340（6%）	240（4%）
2045年度（令和27）	5,060（100%）	5,120（100%）	5,190（100%）	5,420（100%）	920（18%）	880（17%）	830（16%）	640（12%）	3,650（72%）	3,810（74%）	4,040（78%）	4,550（84%）	480（10%）	440（9%）	320（6%）	230（4%）
2050年度（令和32）	4,780（100%）	4,840（100%）	4,890（100%）	5,090（100%）	880（18%）	840（17%）	790（16%）	610（12%）	3,440（72%）	3,580（74%）	3,800（78%）	4,270（84%）	460（10%）	420（9%）	300（6%）	210（4%）
2060年度（令和42）	4,320（100%）	4,370（100%）	4,420（100%）	4,600（100%）	800（19%）	760（17%）	720（16%）	560（12%）	3,110（72%）	3,240（74%）	3,430（78%）	3,860（84%）	410（10%）	380（9%）	270（6%）	190（4%）
2070年度（令和52）	3,870（100%）	3,920（100%）	3,970（100%）	4,130（100%）	710（18%）	680（17%）	640（16%）	500（12%）	2,790（72%）	2,910（74%）	3,080（78%）	3,470（84%）	370（10%）	340（9%）	240（6%）	170（4%）
2080年度（令和62）	3,450（100%）	3,490（100%）	3,540（100%）	3,690（100%）	630（18%）	600（17%）	570（16%）	440（12%）	2,490（72%）	2,590（74%）	2,750（78%）	3,090（84%）	330（10%）	300（9%）	220（6%）	150（4%）
2090年度（令和72）	3,100（100%）	3,140（100%）	3,170（100%）	3,300（100%）	570（18%）	540（17%）	520（16%）	400（12%）	2,230（72%）	2,320（74%）	2,460（78%）	2,770（84%）	300（10%）	270（9%）	200（6%）	140（4%）
2100年度（令和82）	2,780（100%）	2,810（100%）	2,850（100%）	2,970（100%）	510（18%）	490（17%）	460（16%）	360（12%）	2,000（72%）	2,080（74%）	2,210（78%）	2,490（84%）	260（10%）	240（9%）	180（6%）	120（4%）

注：人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位）、労働力率の前提は経済成長と労働参加が進むケース。

さらに、世代別にみた現役時代の適用状況別の平均年金加入期間の見通しを示したものが第４－２－17 表である。

特に女性の場合をみると、現行ベースでも 2010(平成 22)年生まれの世代は、3号期間の占める割合が 20%まで低下する見込みとなっているが、適用拡大が進むと、適用拡大①の場合で 18%、適用拡大②の場合で 13%、適用拡大③の場合で 9%まで更に低下する見通しとなっている。

また、この世代の女性について２号期間の占める割合を見ると、適用拡大③の場合では 80%まで上昇する見込みとなっており、現行ベースの男性と同程度となる見通しとなっている。

第４－２－17 表　オプションＡ（被用者保険の更なる適用拡大）における世代別にみた現役時代の適用状況別の平均年金加入期間の見通し

【男性】

	現行ベース			適用拡大①			適用拡大②			適用拡大③		
	1号期間	2号期間	3号期間	1号期間	2号期間	3号期間	1号期間	2号期間	3号期間	1号期間	2号期間	3号期間
1960年生	8.6 年	31.5 年	0.1 年	8.6 年	31.6 年	0.1 年	8.6 年	31.6 年	0.1 年	8.6 年	31.8 年	0.1 年
(2020年:60歳)	(21 %)	(78 %)	(0 %)	(21 %)	(78 %)	(0 %)	(21 %)	(78 %)	(0 %)	(21 %)	(79 %)	(0 %)
1970年生	10.6 年	32.7 年	0.1 年	10.6 年	32.8 年	0.1 年	10.6 年	32.9 年	0.1 年	10.4 年	33.7 年	0.1 年
(2020年:50歳)	(24 %)	(75 %)	(0 %)	(24 %)	(75 %)	(0 %)	(24 %)	(75 %)	(0 %)	(23 %)	(76 %)	(0 %)
1980年生	11.1 年	32.9 年	0.1 年	11.1 年	33.0 年	0.1 年	11.1 年	33.1 年	0.1 年	10.6 年	34.2 年	0.1 年
(2020年:40歳)	(25 %)	(74 %)	(0 %)	(25 %)	(75 %)	(0 %)	(25 %)	(75 %)	(0 %)	(24 %)	(76 %)	(0 %)
1990年生	9.5 年	34.3 年	0.1 年	9.5 年	34.4 年	0.1 年	9.5 年	34.5 年	0.1 年	8.5 年	36.2 年	0.1 年
(2020年:30歳)	(22 %)	(78 %)	(0 %)	(21 %)	(78 %)	(0 %)	(22 %)	(78 %)	(0 %)	(19 %)	(81 %)	(0 %)
2000年生	9.0 年	34.7 年	0.2 年	8.9 年	34.9 年	0.1 年	8.9 年	35.0 年	0.1 年	7.4 年	37.1 年	0.1 年
(2020年:20歳)	(21 %)	(79 %)	(0 %)	(20 %)	(79 %)	(0 %)	(20 %)	(80 %)	(0 %)	(17 %)	(83 %)	(0 %)
2010年生	8.9 年	34.8 年	0.2 年	8.8 年	35.0 年	0.1 年	8.7 年	35.2 年	0.1 年	7.2 年	37.5 年	0.1 年
(2020年:10歳)	(20 %)	(79 %)	(0 %)	(20 %)	(80 %)	(0 %)	(20 %)	(80 %)	(0 %)	(16 %)	(84 %)	(0 %)

【女性】

	現行ベース			適用拡大①			適用拡大②			適用拡大③		
	1号期間	2号期間	3号期間	1号期間	2号期間	3号期間	1号期間	2号期間	3号期間	1号期間	2号期間	3号期間
1960年生	9.5 年	16.7 年	14.0 年	9.5 年	16.7 年	14.0 年	9.5 年	16.8 年	14.0 年	9.5 年	17.0 年	14.0 年
(2020年:60歳)	(24 %)	(42 %)	(35 %)	(24 %)	(42 %)	(35 %)	(24 %)	(42 %)	(35 %)	(23 %)	(42 %)	(35 %)
1970年生	9.9 年	19.9 年	12.0 年	9.7 年	20.4 年	11.8 年	9.6 年	21.2 年	11.5 年	9.3 年	22.7 年	11.2 年
(2020年:50歳)	(24 %)	(48 %)	(29 %)	(23 %)	(49 %)	(28 %)	(23 %)	(50 %)	(27 %)	(21 %)	(53 %)	(26 %)
1980年生	10.0 年	22.3 年	10.1 年	9.7 年	23.3 年	9.7 年	9.4 年	25.0 年	8.7 年	8.8 年	27.5 年	7.8 年
(2020年:40歳)	(23 %)	(53 %)	(24 %)	(23 %)	(55 %)	(23 %)	(22 %)	(58 %)	(20 %)	(20 %)	(62 %)	(18 %)
1990年生	8.7 年	24.5 年	9.1 年	8.3 年	25.9 年	8.3 年	7.9 年	28.5 年	6.6 年	6.8 年	31.9 年	5.2 年
(2020年:30歳)	(21 %)	(58 %)	(21 %)	(19 %)	(61 %)	(20 %)	(18 %)	(66 %)	(15 %)	(16 %)	(73 %)	(12 %)
2000年生	8.0 年	25.6 年	8.6 年	7.4 年	27.2 年	7.7 年	6.9 年	30.2 年	5.7 年	5.3 年	34.4 年	4.0 年
(2020年:20歳)	(19 %)	(61 %)	(20 %)	(17 %)	(64 %)	(18 %)	(16 %)	(71 %)	(13 %)	(12 %)	(79 %)	(9 %)
2010年生	7.9 年	25.7 年	8.5 年	7.3 年	27.5 年	7.6 年	6.7 年	30.7 年	5.5 年	4.8 年	35.4 年	3.8 年
(2020年:10歳)	(19 %)	(61 %)	(20 %)	(17 %)	(65 %)	(18 %)	(16 %)	(72 %)	(13 %)	(11 %)	(80 %)	(9 %)

注1:それぞれの世代が、65歳時点において、65歳までの公的年金の適用状況別の平均加入期間がどの程度になるかを推計。
2:昭和60(1985)年改正以前は、国民年金の被保険者期間を1号期間、厚生年金及び共済年金の被保険者期間を2号期間とした。
3:人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)、労働力率の前提は経済成長と労働参加が進むケース。

（２）財政見通し

オプションＡにおける国民年金の積立度合の見通しについて、経済前提がケースⅢ及びケースⅤの場合で示したものが第４－２－18 図である。

第４－２－18 図　国民年金の積立度合の見通し
（オプションＡ（被用者保険の更なる適用拡大））

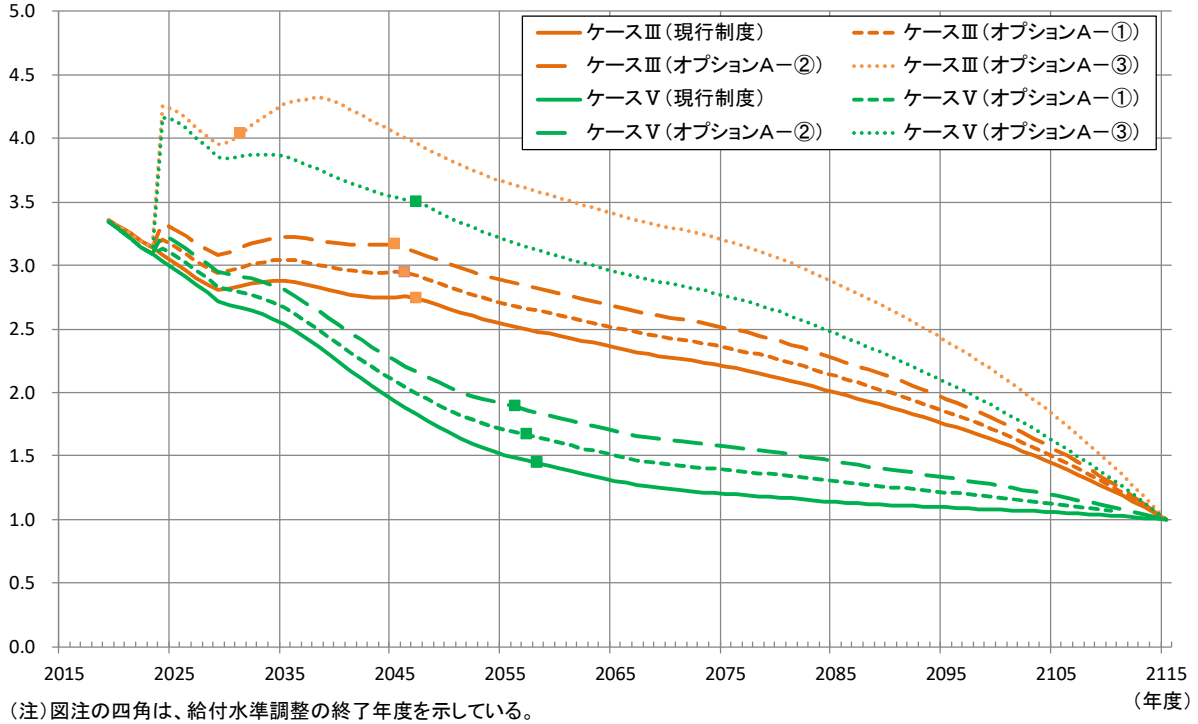

（注）図注の四角は、給付水準調整の終了年度を示している。

ケースⅢ及びケースⅤとも、更なる適用拡大を実施すると仮定した 2024（令和６）年度に国民年金の積立度合が上昇しており、特に、適用拡大③の場合は足下の水準を大きく上回るほど上昇している。適用拡大により積立度合が上昇するのは、前述のとおり短時間労働者等の第１号被保険者が厚生年金の適用を受けることに伴い第１号被保険者数が減少し、第１号被保険者１人当たりの国民年金の積立金が増加したためである。

基礎年金の財政見通しについて、拠出金単価のうち保険料相当額（2004（平成16）年度価格）の推移について、経済前提がケースⅢ及びケースⅤの場合で示したものが第４－２－19 図である。

第４－２－19 図　拠出金単価（保険料相当額）（2004（平成 16）年度価格）の見通し（オプションＡ（被用者保険の更なる適用拡大））

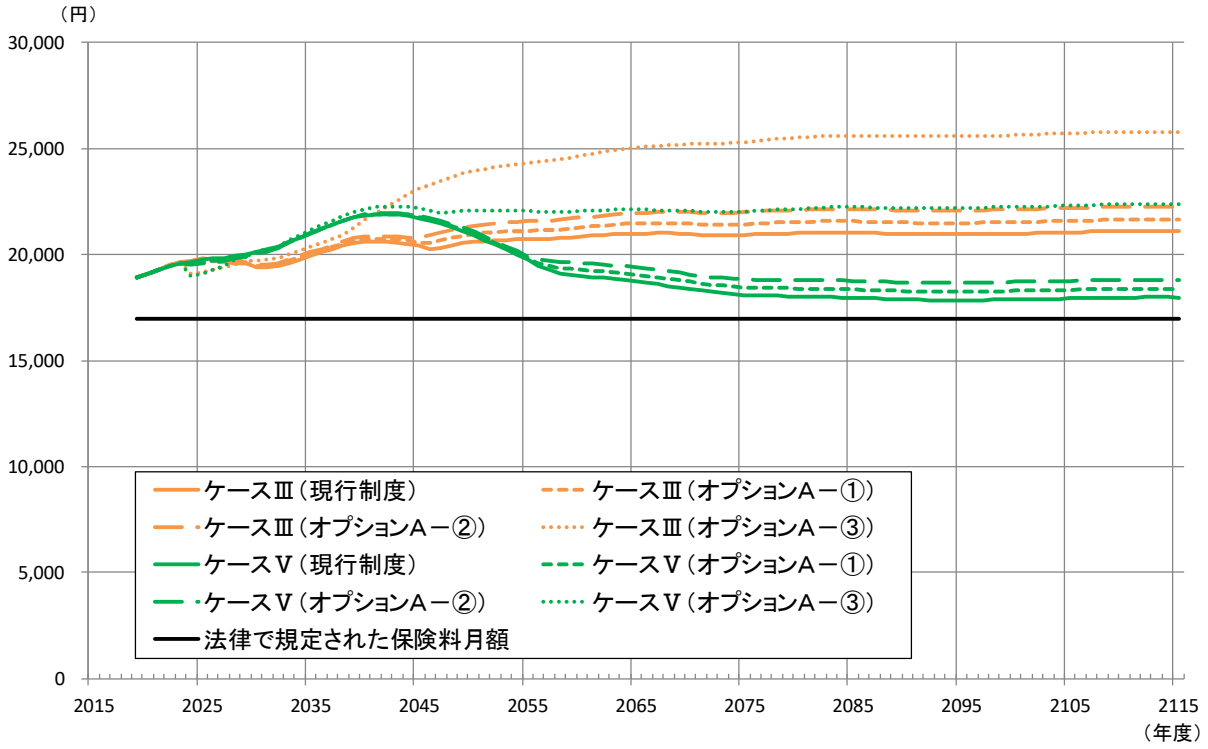

ケースⅢ及びケースⅤとも、更なる適用拡大を実施すると仮定した 2024（令和６）年度に拠出金単価（保険料相当額）が低下している。これは、適用拡大が実施されてもその者が年金を受給するまで時間を要するため、基礎年金給付費はただちに増加しないが、納付率の低い第１号被保険者が厚生年金の適用を受けることにより拠出金算定対象者数が増加したことによるものである。その後については、基礎年金給付費の増加を受け、次第に増加していく見通しとなっている。

第３節　オプションＢ

１．試算の前提

現行制度に基づく財政検証結果では、成長実現ケースでも基礎年金のマクロ経済スライドは約 30 年におよび、基礎年金の水準低下が課題であることが明らかとなった。

また、賦課方式を基本とする現行の年金制度において、少子高齢化が進むなかで一定の給付水準を確保するためには、女性や高齢者の労働参加を進め、一定の経済成長を確保することが重要であることも明らかになったところである。

そこで、オプション試算Ｂは、「より長く多様な形となる就労の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤を充実させる」という基本的な考え方のもと、就労期の長期化による年金水準の確保・充実について検討することを目的として行った試算である。試算の全体像（第４－３－１図）にあるとおり、４つの制度改正を仮定した試算を行っているが、それらの制度改正を全て実施した場合についても試算している。なお、便宜上、2026(令和８)年度から制度改正を行うと仮定した上で試算を行っている。

第４－３－１図　オプションＢ（保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択）の全体像

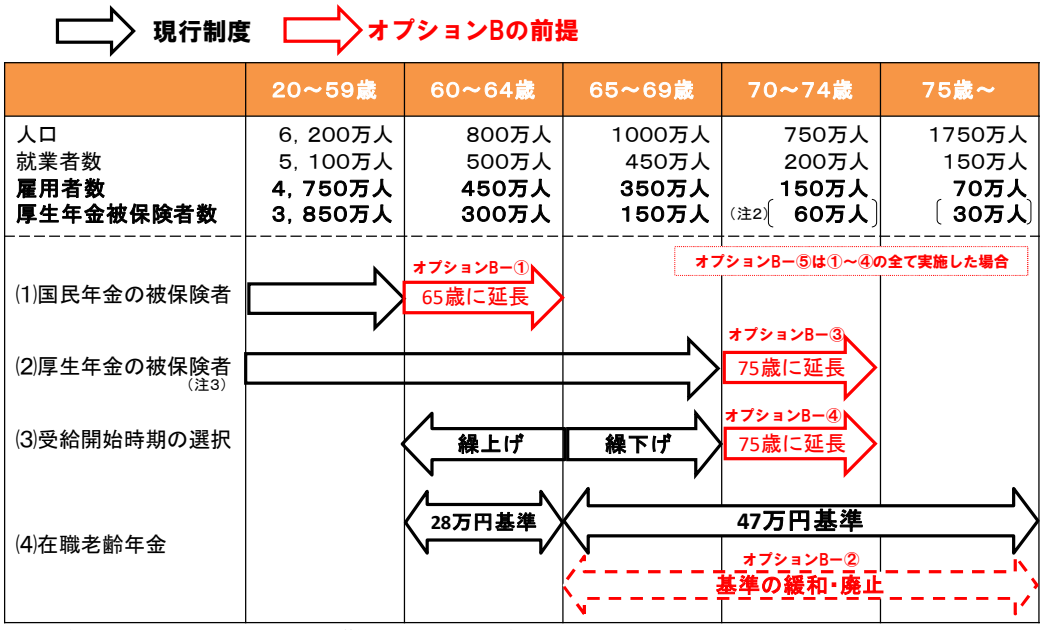

注1　人口、就業者数、雇用者数は2017年労働力調査、厚生年金被保険者数は2017年度末の数値
注2　69歳までは厚生年金被保険者、70歳以上は在職している老齢年金の受給権者数（年金機構が支給するもので全額停止者数も含む）
注3　20歳未満についても、適用事業所に使用される場合は被保険者となる

（１）オプションＢ－①

現行の基礎年金制度では、支え手となる被保険者は原則として 20～59 歳と定められており、60 歳以上の方は基本的には基礎年金の支え手とはならず、支給開始年齢である 65 歳までの５年間は基礎年金の受給を待期する期間となっている。また、労働者の働き方も変化してきており、65 歳までは希望すれば継続雇用される仕組みが導入され、60 歳以上でも働き続ける方が増加している。

そこで、基礎年金の加入期間を 20～64 歳までの 45 年間に延長し、納付年数が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みに変更した場合の試算をオプション試算Ｂ－①として実施した。このとき、現行制度においては納付年数が 40 年の場合の基礎年金額は月額 65,008 円（2019(令和元)年度）となっているが、仮に納付年数が 45 年の場合の基礎年金額は 45／40 倍の月額 73,134 円に増額するといったことを想定している。

上限年数の延長スケジュールについては、納付年数の上限を３年毎に１年延長することとしており、対象年齢が拡大する世代から、基礎年金給付の満額水準（老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金）も増加するものとしている（第４－３－２表)。そのほか、費用の負担や免除を受けた場合等の給付額の算定方法については、現行制度における基礎年金の仕組みを踏襲することとしている。すなわち、第１号被保険者が低所得の時には、申請に基づき免除制度等を適用の上、免除期間分については国庫負担分のみを保障することとし、未納期間については給付に反映しない。また、60 歳台前半の国民年金の第１号被保険者の納付行動については、50 歳台後半の状況を自然に延長して設定している。

第４－３－２表　オプションＢ－①（基礎年金の拠出期間延長）における生年度別にみた対象年齢拡大の設定

生年度	基礎年金の拠出金の対象となる年数	基礎年金給付	マクロ経済スライドによる給付水準調整の期間
昭和40(1965)年度以前生まれ	40年	現行40年満額水準	全ての世代について同じ期間を適用
昭和41・42(1966・1967)年度生まれ	41年	現行40年満額水準×41/40	
昭和43・44(1968・1969)年度生まれ	42年	現行40年満額水準×42/40	
昭和45・46(1970・1971)年度生まれ	43年	現行40年満額水準×43/40	
昭和47・48(1972・1973)年度生まれ	44年	現行40年満額水準×44/40	
昭和49(1974)年度以後生まれ	45年	現行40年満額水準×45/40	

（２）オプションＢ－②

65 歳以上の在職老齢年金（高在老）の基準を緩和・廃止した場合の試算がオプション試算Ｂ－②である。高在老を緩和・廃止すると、支給停止となっていた分の給付がされることとなる。オプション試算Ｂ－②では、給付が増加した分は厚生年金のマクロ経済スライドによる調整をより長く行うことで収支の均衡を図ることとしており、高在老の基準を緩和・廃止による行動の変化（就業率の上昇等）は織り込んでいない。

（３）オプションＢ－③

厚生年金の加入年齢の上限を現行の 70 歳から 75 歳までに延長した場合の試算がオプションＢ－③である。なお、70 歳から 75 歳までの保険料や年金の算定は 60 歳以降と同様の前提を置いている。なお、（独）労働政策研究・研修機構による「労働力需給の推計」（2019(平成 31)年 3 月）では、2040(令和 22)年には 70～74 歳である者について、男性は約５割、女性は約３割が就業する見通しとなっており、新たに厚生年金の対象となる 70～75 歳の者もある程度見込まれる。

（４）オプションＢ－④

オプション試算Ｂ－④は、個人の選択で繰下げ受給や就労期間を延ばすことで給付水準がどう変化するかを試算したミクロ試算となっており、他のオプション試算とは異なり、給付水準調整期間が変化するなどのマクロの財政影響は生じない。

試算の前提として 75 歳までの繰下げ受給を可能としているが、70 歳以降も現行の 70 歳未満に適用される月 0.7%の増額率が適用されるものと仮定して試算している。また、65 歳以降の就労についてはモデル年金の賃金（現役男性の平均的な賃金）を仮定しているため、年金額の一部は在職老齢年金制度による停止がかかるため、支給停止されていない部分のみが繰下げ増額されることになる（第４－３－３図）。

第４－３－３図　在職支給停止と繰下げ受給の関係

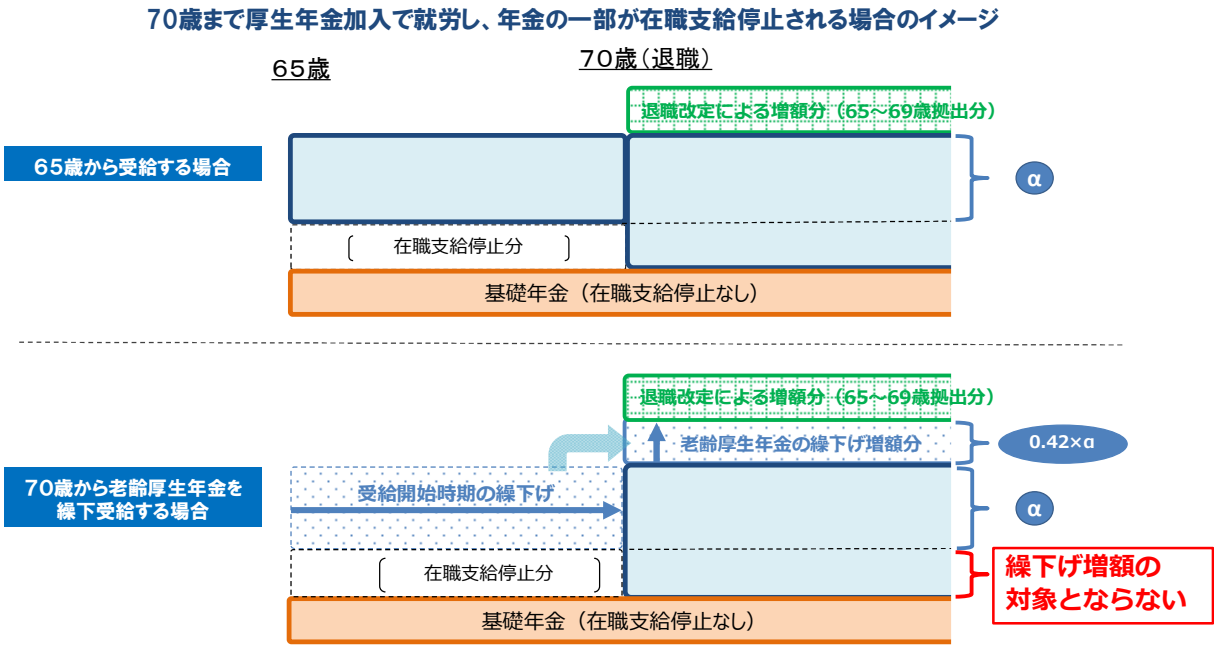

（注１）在職支給停止は賃金と厚生年金の合計額が47万円（現役世代の平均月収相当）を上回る場合に限って行われる（支給停止額は合計額から47万円を差し引いた額の半額）。
（注２）在職支給停止により年金が全額支給停止になる場合については、繰下げによる増額はない。

（５）オプションＢ－⑤

オプション試算Ｂ－⑤は、オプション試算Ｂ－④に①～③の制度改正を加味した試算となっており、基礎年金の加入期間が 45 年に延長されていることや、高在老の廃止が前提とされている。拠出期間の延長と繰下げによる給付水準上昇のイメージは第４－３－４図に示している。なお、高在老の廃止が前提となっていることから、現行であれば支給停止となっていた分を含め、全ての年金額が繰下げの対象となり増額されるため、オプションＢ－④より給付水準が高くなることになる。

第４－３－４図　拠出期間の延長と繰下げによる給付水準上昇のイメージ

○　65歳を超えて就労した者が、受給開始時期の繰下げを選択した場合、「(1)保険料拠出期間の延長」と「(2)受給開始を遅らせる繰下げ受給」の2つの効果により、年金給付の水準（所得代替率）が上昇

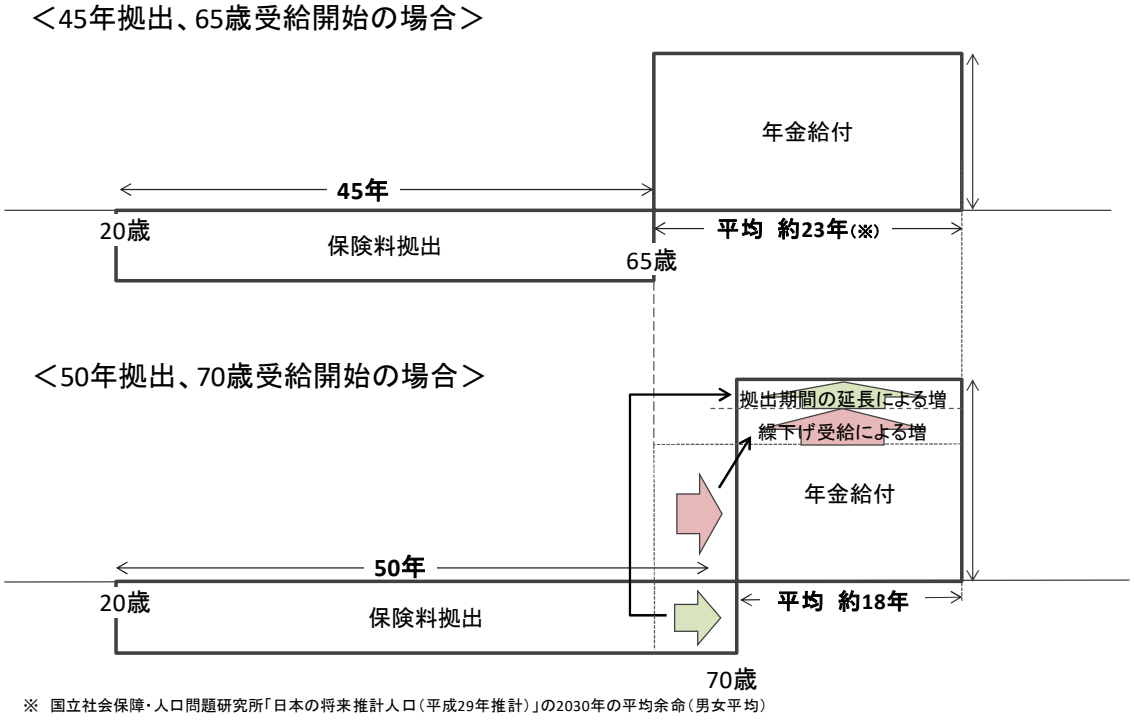

※　国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の2030年の平均余命（男女平均）

２．試算結果と被保険者数の将来見通し及び財政見通し

前述の前提の下で、マクロ経済スライドによる調整の終了年度や給付水準（所得代替率）の変化の度合いについて試算した結果をみていくこととする。なお、経済前提については、ケースⅠ、ケースⅢ及びケースⅤの場合を示している。

（１）オプションＢ－①

オプションＢ－①の試算結果は第４－３－５図のとおりである。

いずれのケースも所得代替率が６～７％程度上昇し、給付水準が大幅に改善する結果となっている。これは、保険料の拠出期間が 40 年から 45 年に延長されたことに伴い、年金額が 45／40 倍となることから給付水準もおおむね 45／40 倍となったものである。この結果、低成長のケースⅤの場合であっても、50％を超える給付水準を確保できる見通しとなった。また、保険料の拠出期間が 40 年間から 45 年間に伸びるため、当然、その分給付水準も上昇することになるが、保険料収入増の影響と将来の給付増の影響があり、給付調整終了年度に大きな変化はない

結果となっている。

なお、参考として現行の制度における 45 年拠出した場合の給付水準も示しているが、現行制度においては報酬比例部分の給付水準のみが 45／40 倍になる結果となっている。

第４－３－５図　オプションＢ－①（基礎年金の保険料拠出期間を延長）における所得代替率への影響

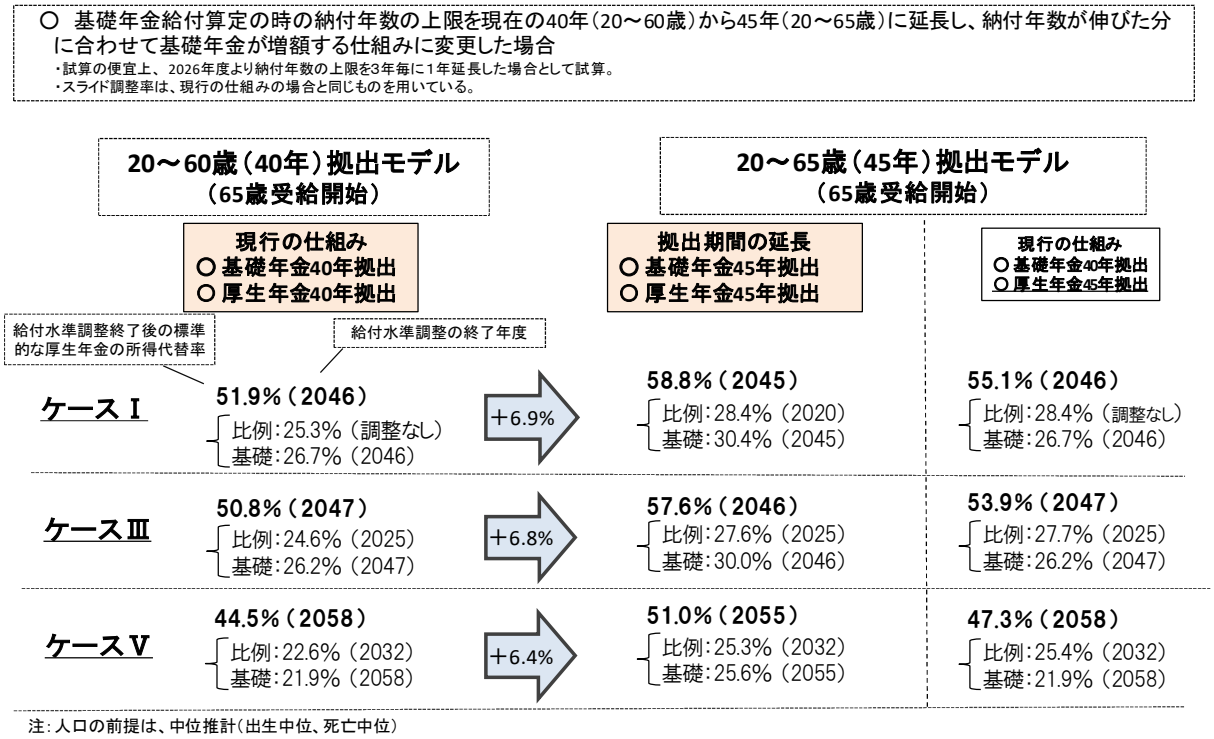

オプションＢ－①における被保険者数の将来見通しを示したものが第４－３－６表及び第４－３－７図である。

第４－３－６表　公的年金被保険者数の将来見通し
（オプションＢ－①（基礎年金の拠出期間延長））

○ 人口：出生中位、死亡中位　労働：労働参加が進むケース（ケースⅠ～ケースⅢ）

年度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦（令和）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2019（元）	67.3	14.6	44.3	39.9	4.5	8.3	7.5	0.9	0.1	−0.2
2020（2）	66.9	14.4	44.4	39.9	4.5	8.1	7.3	0.9	0.1	−0.2
2021（3）	66.5	14.2	44.4	39.9	4.4	8.0	7.1	0.8	0.0	−0.3
2022（4）	66.1	14.0	44.3	39.9	4.4	7.8	7.0	0.8	−0.2	−0.5
2023（5）	65.7	13.8	44.2	39.8	4.4	7.6	6.8	0.8	−0.4	−0.7
2024（6）	65.2	13.6	44.2	39.8	4.4	7.4	6.7	0.8	−0.6	−0.9
2025（7）	64.7	13.3	44.1	39.7	4.4	7.3	6.5	0.8	−0.6	−0.9
2030（12）	63.5	13.3	43.4	39.2	4.2	6.7	6.0	0.7	−0.8	−1.1
2035（17）	61.0	13.1	41.6	37.5	4.1	6.3	5.7	0.7	−1.3	−1.6
2040（22）	58.1	12.8	39.2	35.3	3.9	6.0	5.4	0.6	−1.3	−1.6
2050（32）	50.8	11.1	34.4	30.8	3.6	5.3	4.7	0.6	−1.2	−1.5
2060（42）	46.1	10.2	31.1	27.8	3.3	4.8	4.2	0.5	−1.0	−1.3
2070（52）	41.3	9.1	27.9	25.0	2.9	4.3	3.8	0.5	−1.1	−1.4
2080（62）	36.8	8.1	24.9	22.3	2.6	3.8	3.4	0.4	−1.2	−1.5
2090（72）	33.0	7.3	22.3	19.9	2.3	3.4	3.0	0.4	−1.1	−1.4
2100（82）	29.6	6.5	20.0	17.9	2.1	3.1	2.7	0.3	−1.1	−1.4
2110（92）	26.4	5.8	17.9	16.0	1.9	2.7	2.4	0.3	−1.1	−1.4
2115（97）	25.0	5.5	16.9	15.1	1.8	2.6	2.3	0.3	−1.1	−1.4

（注1） 被保険者数は年度間平均値である。

（注2） ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値（年平均）である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。
ただし、公的年金被保険者減少率及びスライド調整率は現行の仕組みの場合と同じものを示している。

○ 人口：出生中位、死亡中位　労働：労働参加が一定程度進むケース（ケースⅣ・ケースⅤ）

年度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦（令和）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2019（元）	67.2	14.6	44.3	39.8	4.5	8.4	7.5	0.9	0.1	−0.2
2020（2）	66.8	14.5	44.2	39.7	4.5	8.2	7.3	0.9	0.1	−0.2
2021（3）	66.4	14.4	44.0	39.6	4.4	8.1	7.2	0.8	0.0	−0.3
2022（4）	66.0	14.3	43.8	39.3	4.4	7.9	7.1	0.8	−0.2	−0.5
2023（5）	65.5	14.1	43.5	39.1	4.4	7.8	7.0	0.8	−0.5	−0.8
2024（6）	64.9	14.0	43.3	38.9	4.4	7.7	6.9	0.8	−0.6	−0.9
2025（7）	64.4	13.8	43.0	38.6	4.4	7.5	6.8	0.8	−0.7	−1.0
2030（12）	62.9	14.3	41.4	37.2	4.2	7.2	6.5	0.8	−0.9	−1.2
2035（17）	60.4	14.1	39.5	35.4	4.1	6.7	6.0	0.7	−1.3	−1.6
2040（22）	57.5	13.9	37.3	33.4	3.9	6.3	5.7	0.7	−1.4	−1.7
2050（32）	50.3	12.0	32.8	29.2	3.6	5.5	4.9	0.6	−1.2	−1.5
2060（42）	45.7	11.0	29.7	26.4	3.3	5.0	4.4	0.6	−1.0	−1.3
2070（52）	40.9	9.8	26.6	23.7	2.9	4.5	4.0	0.5	−1.1	−1.4
2080（62）	36.5	8.7	23.8	21.1	2.6	4.0	3.5	0.4	−1.2	−1.5
2090（72）	32.7	7.8	21.3	18.9	2.3	3.6	3.2	0.4	−1.1	−1.4
2100（82）	29.4	7.1	19.1	17.0	2.1	3.2	2.8	0.4	−1.1	−1.4
2110（92）	26.2	6.3	17.1	15.2	1.9	2.9	2.5	0.3	−1.1	−1.4
2115（97）	24.8	5.9	16.1	14.3	1.8	2.7	2.4	0.3	−1.1	−1.4

（注1） 被保険者数は年度間平均値である。
（注2） ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値（年平均）である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。
ただし、公的年金被保険者減少率及びスライド調整率は現行の仕組みの場合と同じものを示している。

○ 人口：出生中位、死亡中位　労働：労働参加が進まないケース（ケースⅥ）

年　度	公的年金被保険者計	第1号被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率（0.3%）を加えた率 ②
			合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金	合計	第1号厚生年金	第2号～第4号厚生年金		
西暦（令和）	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2019（元）	67.2	14.7	44.1	39.7	4.5	8.4	7.5	0.9	0.1	−0.2
2020（2）	66.8	14.6	43.9	39.4	4.5	8.3	7.5	0.9	0.1	−0.2
2021（3）	66.3	14.6	43.5	39.1	4.4	8.2	7.4	0.9	0.0	−0.3
2022（4）	65.9	14.6	43.1	38.7	4.4	8.1	7.3	0.9	−0.3	−0.6
2023（5）	65.3	14.6	42.8	38.3	4.4	8.0	7.2	0.8	−0.5	−0.8
2024（6）	64.8	14.5	42.4	38.0	4.4	7.9	7.1	0.8	−0.7	−1.0
2025（7）	64.2	14.4	42.0	37.6	4.4	7.8	7.0	0.8	−0.7	−1.0
2030（12）	62.8	15.0	40.2	35.9	4.2	7.6	6.8	0.8	−0.9	−1.2
2035（17）	60.3	14.9	38.2	34.1	4.1	7.2	6.5	0.8	−1.4	−1.7
2040（22）	57.4	14.7	35.8	31.8	3.9	7.0	6.2	0.8	−1.4	−1.7
2050（32）	50.3	12.7	31.5	27.9	3.6	6.1	5.4	0.7	−1.2	−1.5
2060（42）	45.6	11.7	28.5	25.2	3.3	5.5	4.9	0.6	−1.0	−1.3
2070（52）	40.9	10.4	25.5	22.6	2.9	4.9	4.4	0.6	−1.1	−1.4
2080（62）	36.4	9.3	22.8	20.1	2.6	4.4	3.9	0.5	−1.2	−1.5
2090（72）	32.7	8.3	20.4	18.1	2.3	3.9	3.5	0.4	−1.1	−1.4
2100（82）	29.3	7.5	18.3	16.2	2.1	3.5	3.1	0.4	−1.1	−1.4
2110（92）	26.1	6.7	16.3	14.5	1.9	3.2	2.8	0.4	−1.1	−1.4
2115（97）	24.7	6.3	15.4	13.7	1.8	3.0	2.6	0.3	−1.1	−1.4

（注1）被保険者数は年度間平均値である。
（注2）①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値（年平均）である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。
ただし、公的年金被保険者減少率及びスライド調整率は現行の仕組みの場合と同じものを示している。

第４－３－７図　オプションＢ－①における公的年金被保険者数の将来見通し（基礎年金の拠出期間延長）
人口中位、労働：労働参加が進むケース（ケースⅠ～Ⅲ）

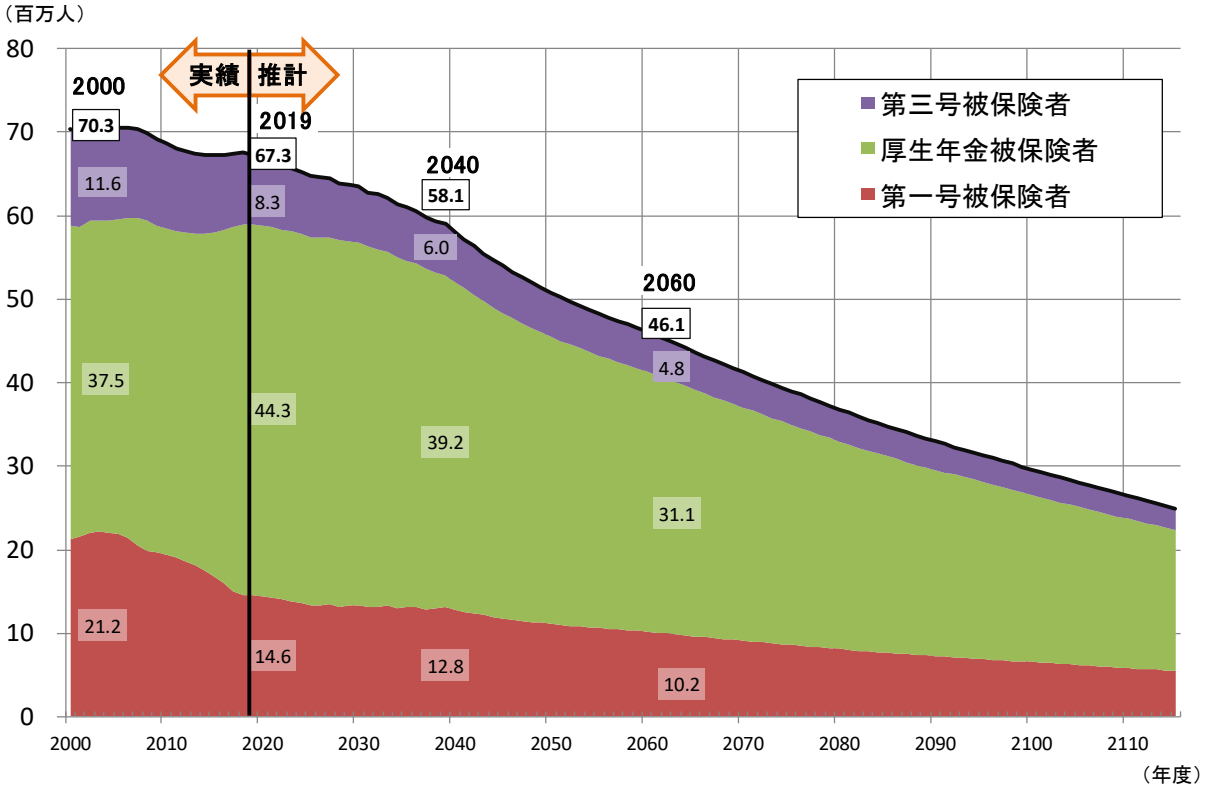

このオプションの前提として、2026(令和８)年度から納付年数の上限を３年ごとに１年延長することとしているため、2038(令和 20)年度からはすべての被保険者が 65 歳まで加入可能となる。そこで、2040(令和 22)年度の被保険者数を労働参加が進むケースで見ると、被保険者総数は 5,810 万人となり、現行制度の場合の 5,420 万人と比べて増加する見通しとなっている。その内訳を見ると、第１号被保険者数は 1,280 万人となっているが、現行制度の場合が 990 万人であることから、被保険者総数の増加分の大部分は第１号被保険者が増加したことによることが分かる。また、第３号被保険者についても、現行制度の場合は 510 万人であるが、60～65 歳の者が第３号被保険者の対象となることから、600 万人へ増加する見通しとなっている。

一方、厚生年金被保険者については、現行制度の場合もオプションＢ－①の場合も 3,920 万人で同じとなっている。これは、現行制度においても一定の要件を満たす 60 歳以上の者は厚生年金に適用されているためである。

なお、マクロ経済スライドの調整率については、公的年金被保険者の減少率に基づいて算定されるものであるが、オプションＢ－①の試算に当たっては、現行制度の仕組みと同じ調整率（被保険者の年齢が拡大することに伴って被保険者数が増加する要素を考慮しないもの）を使用することとしている。

オプションＢ－①における国民年金の積立度合の見通しを、経済前提がケースⅢ及びケースⅤの場合で示したものが第４－３－８図である。

第４－３－８図　国民年金の積立度合の見通し
（オプションＢ－①（基礎年金の保険料拠出期間を延長））

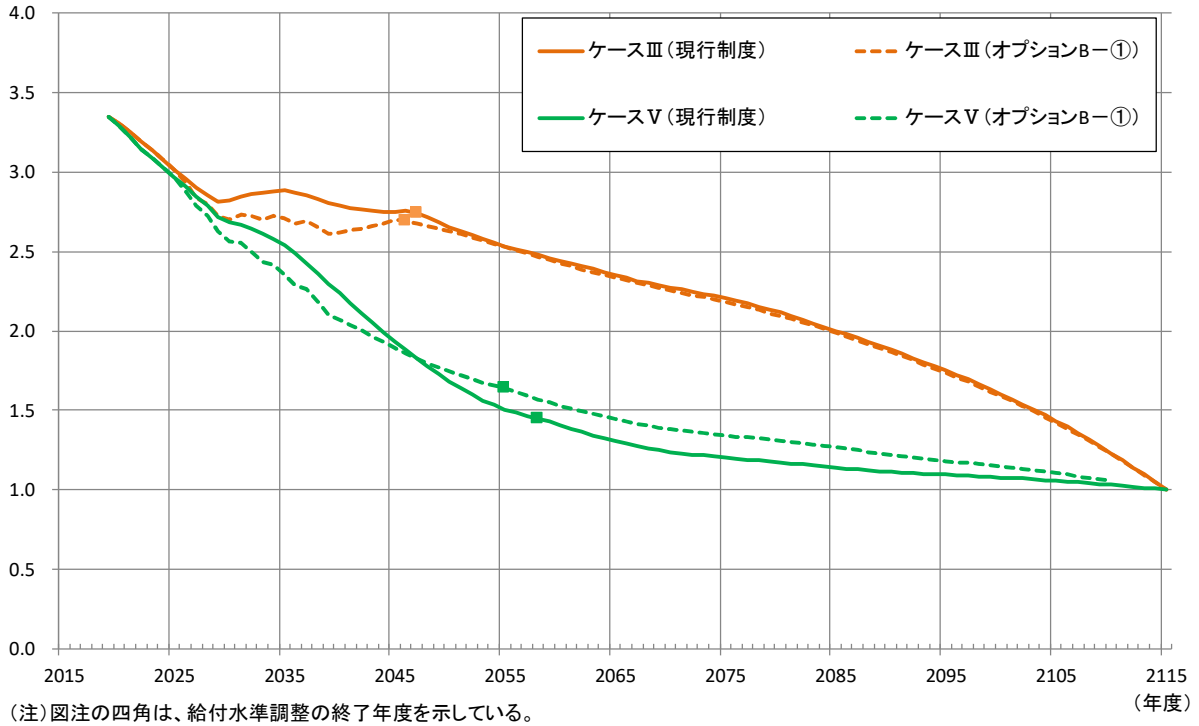

（注）図注の四角は、給付水準調整の終了年度を示している。

どちらのケースの場合も、納付年数の上限の延長が開始されるとした 2026（令和８）年度からしばらくの間、現行制度よりも積立度合は低下していく見通しとなっている。これは、60 歳台前半の第１号被保険者が増加することにより保険料収入が増える一方、基礎年金拠出金の負担も増加するため、積立金の増加率よりも支出の増加率の方が大きくなるためである。

その後、ケースⅢの場合は、マクロ経済スライドが終了する頃にほぼ同程度となり、その後も同程度の水準で推移する見通しとなっている。一方、ケースⅤの場合は、現行制度ほど積立度合が低下しないため、2050 年代以降はオプションＢ－①の方が積立度合は高い水準で推移する見通しとなっている。

また、基礎年金について、経済前提がケースⅢの場合における基礎年金給付費と国庫負担の見通しを 2019（令和元）年度価格に換算したものを比較したのが第４－３－９表である。

第４－３－９表　基礎年金給付費と国庫負担の見通し（2019(令和元)年度価格）

単位:兆円

	年度	基礎年金給付費		基礎年金国庫負担	
		現行制度	オプションB―①	現行制度	オプションB―①
	2019(令和元)年度	24.2	24.2	12.3	12.3
納付年数の上限延長開始 ⇒	2026(令和 8)年度	24.1(26.7)	24.1(26.7)	12.3(13.6)	12.3(13.6)
上限延長完了 ⇒	2038(令和20)年度	20.9(31.8)	21.4(32.4)	10.7(16.3)	11.0(16.6)
オプションB―①の基礎の調整終了 ⇒	2046(令和28)年度	19.0(34.5)	20.3(37.0)	9.8(17.8)	10.5(19.1)
上限45年の者が90歳に ⇒	2063(令和45)年度	16.5(44.3)	18.6(49.9)	8.5(22.9)	9.7(25.9)
	2070(令和52)年度	15.3(48.1)	17.4(54.8)	7.9(24.9)	9.1(28.5)
	2080(令和62)年度	13.7(53.9)	15.6(61.7)	7.1(27.9)	8.1(32.0)
	2090(令和72)年度	12.3(60.8)	14.0(69.5)	6.3(31.4)	7.3(36.1)
	2100(令和82)年度	11.0(68.3)	12.6(78.1)	5.7(35.3)	6.5(40.6)
	2110(令和92)年度	9.9(76.9)	11.3(88.0)	5.1(39.8)	5.9(45.7)
	2115(令和97)年度	9.3(81.6)	10.7(93.3)	4.8(42.2)	5.5(48.5)

(注)「2019年度価格」とは、賃金上昇率により2019(令和元)年度の価格に換算したもの。(　)内の計数は換算前の名目額。

オプションＢ－①は納付年数が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みであることから、オプションＢ－①と現行制度を比べると、基礎年金給付費及び国庫負担とも徐々にオプションＢ－①の方が大きくなり、基礎年金給付費は2019(令和元)年度価格で最大で２兆円程度、国庫負担は最大で１兆円程度増加する見通しとなっている。その後は、人口減少に伴い次第に差が縮小していく見通しとなっている。このように、基礎年金の加入期間を 45 年に延長すると、国庫負担の増加を伴うことが今後の制度改正を考える上で議論になる点である。

なお、前章で紹介した経済成長と年金財政のようにオプションＢ－①で国庫負担の GDP 比を示したものが第４－３－10 図である。なお、GDP の推移については現行制度と変わらないものと仮定して GDP 比を計算している。ケースⅢ、ケースⅤともに現行制度よりも国庫負担の GDP 比は増加しているものの、将来の値は 2.0～2.2％と足下（2019(令和元)年度）の 2.3％より小さい見通しとなっている。

第４－３－10 図　国庫負担の GDP 比

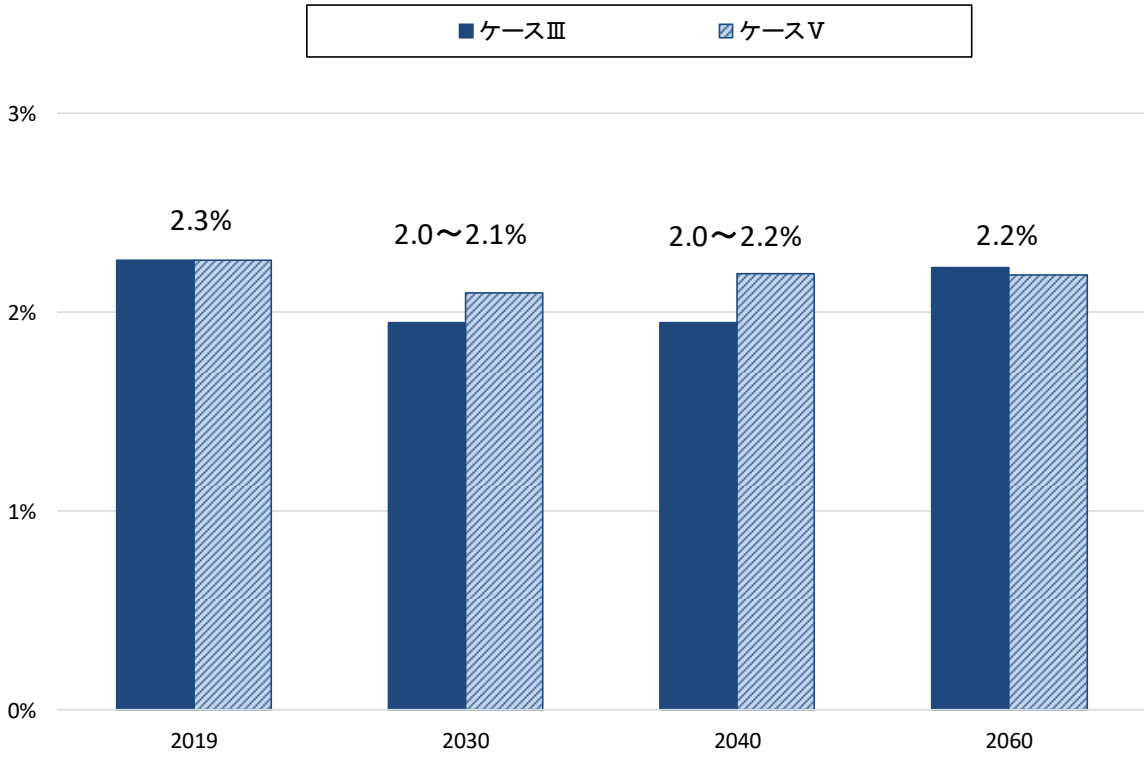

さらに、拠出金単価のうち保険料相当額（2004(平成 16)年度価格）の推移について、経済前提がケースⅢ及びケースⅤの場合で示したものが第４－３－11 図である。

第４－３－11 図　拠出金単価（保険料相当額）（2004（平成 16）年度価格）の見通し（オプションＢ－①）

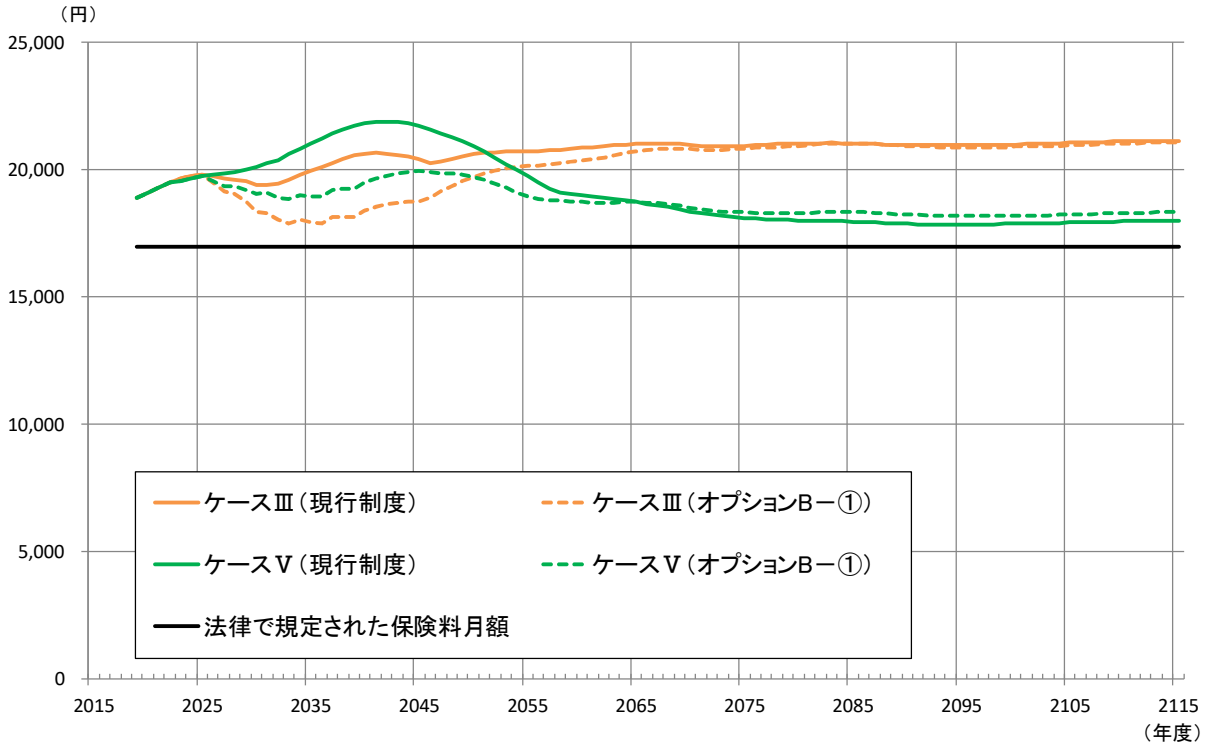

2025（令和７）年頃から拠出金単価（保険料相当額）が減少していくが、その後は次第に上昇し、2060 年代以降は、現行制度と同程度の水準で推移する見通しである。なお、いずれのケースも法定の保険料月額を下回ることはない。

（２）オプションＢ－②

オプションＢ－②の試算結果は第４－３－12 図のとおりである。

高在老を緩和した場合は所得代替率が 0.2％程度低下し、高在老を廃止した場合は所得代替率が 0.3～0.4％程度低下する結果となっている。なお、在職老齢年金制度による支給停止は厚生年金の独自給付が対象となっているため、影響は報酬比例部分のみとなる。

今回のオプション試算では、在職老齢年金の見直しによる就労の変化は見込んでいないため、被保険者数の将来見通しは現行制度の場合と変わらない。

第４－３－12 図　オプションＢ－②における所得代替率への影響
（65 歳以上の在職老齢年金（高在老）を見直し）

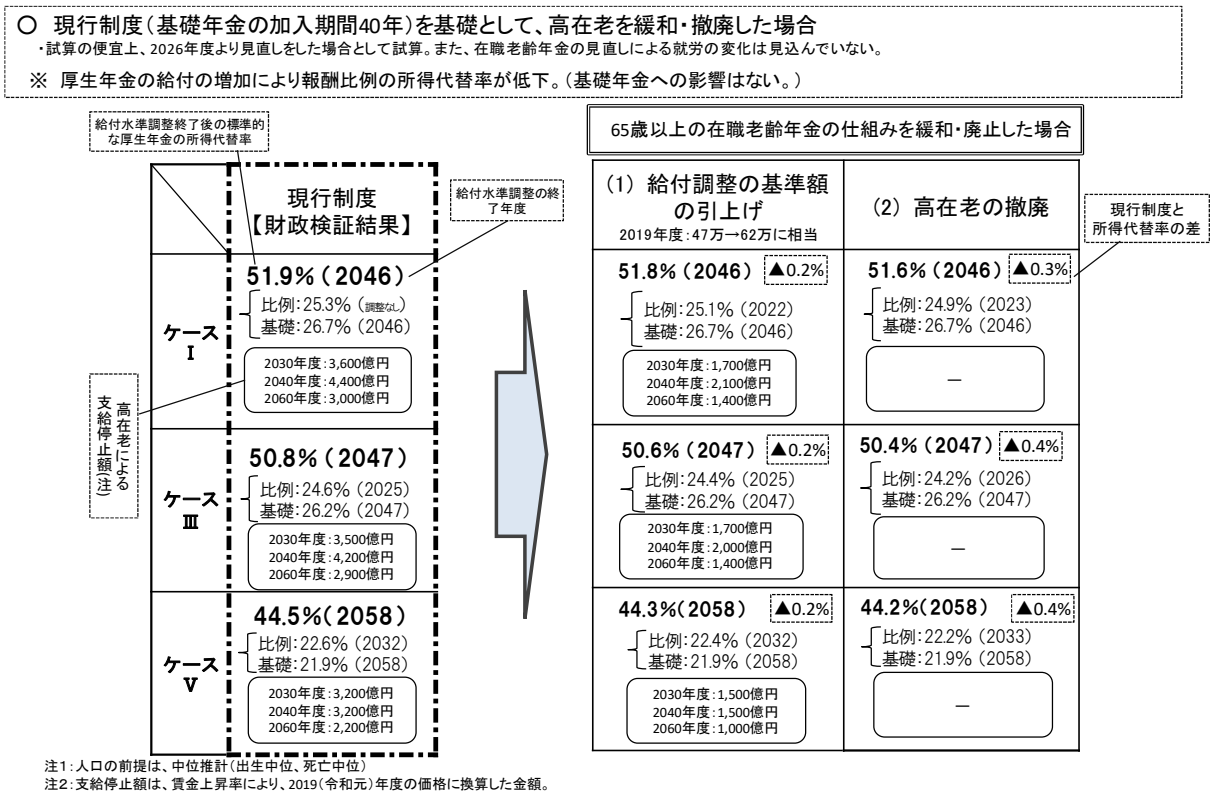

注1：人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位）
注2：支給停止額は、賃金上昇率により、2019（令和元）年度の価格に換算した金額。

（３）オプションＢ－③

オプションＢ－③の試算結果は第４－３－13 図のとおりである。

厚生年金の加入年齢の上限を現行の 70 歳から 75 歳に延長した場合、所得代替率への影響は、ケースⅠで影響なし、ケースⅢで 0.3%上昇、ケースⅤで 0.2%上昇する結果となっている。厚生年金加入者が増加することで、保険料収入が増加するが、これに対応する将来の給付（報酬比例部分）も増加することとなる。しかし、給付は徐々に増加するものであり、保険料納付から給付までの間において積み立てられている資金の運用益が発生することや、70 歳以降の拠出に係る年金の受給期間が 65 歳受給よりも短いことから、厚生年金財政は改善し、厚生年金（報酬比例部分）の所得代替率が上昇する結果となっている。なお、70～74 歳は基礎年金の算定期間ではないことから基礎年金の給付水準に影響はない。

なお、ケースⅠにおいて所得代替率に影響がないのは、ケースⅠは現行制度において、すでにマクロ経済スライドによる調整が必要ないことから、財政状況がさらに好転してもマクロ経済スライドによる調整が不要であることには変わりはないため、所得代替率が変化しないこととなる。

第４－３－13 図　オプションＢ－③における所得代替率への影響
（厚生年金の加入年齢の上限を現行の 70 歳から 75 歳に延長）

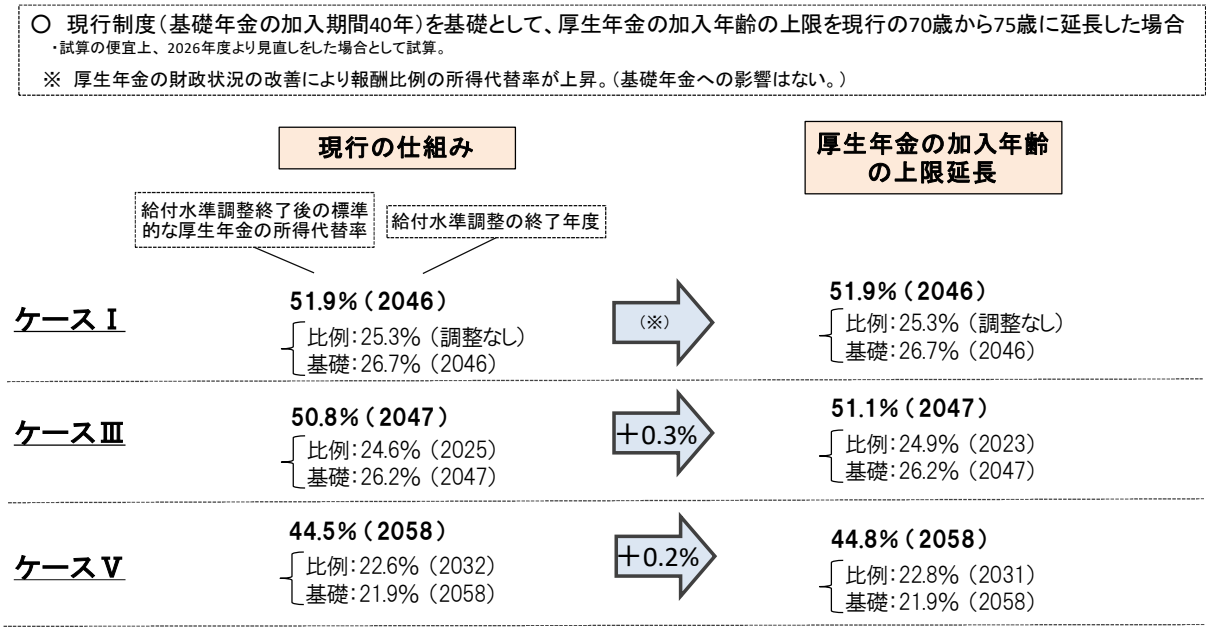

（※）ケースⅠは報酬比例部分の調整がないため、報酬比例分の財政改善効果のある制度改正の影響が所得代替率に表れない。

注：人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位）

オプションＢ－③における被保険者数の将来見通しを示したものが第４－３－14 図である。現行制度と比べると 70～74 歳の厚生年金被保険者数が増加したことによる変化が生じている。

第４－３－14 図　オプションＢ－③における公的年金被保険者数の将来見通し
（厚生年金の加入年齢の上限を現行の 70 歳から 75 歳に延長）
人口中位、労働：労働参加が進むケース（ケースⅠ～Ⅲ）

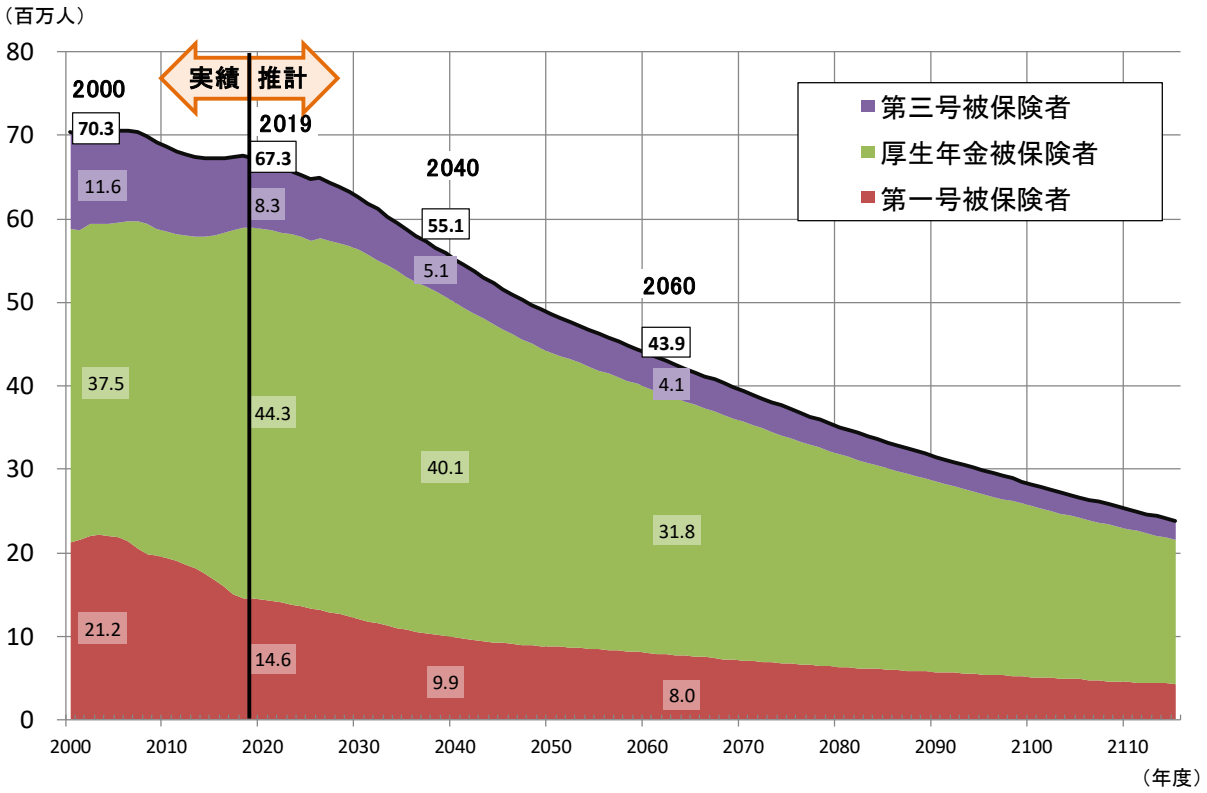

（４）オプションＢ－④

オプションＢ－④の試算結果は第４－３－15 図及び第４－３－16 図のとおりである。

オプション試算Ｂ－④は、個人の選択で繰下げ受給や就労期間を延ばすことにより、給付水準がどう変化するかを試算したミクロ試算となっており、他のオプション試算とは異なり、給付水準調整期間が変化するなどのマクロの財政影響は生じない。また、65 歳以降も就労する場合の年金額については、モデル年金の賃金（現役男性の平均的な賃金）を仮定しているため、年金額の一部は在職老齢年金制度による停止がかかることになる(モデル年金のうち報酬比例部分の約３割が支給停止される。)。

試算結果を見ると、マクロ経済スライドにより給付水準が抑えられていくなかで、繰下げ受給や就労期間を伸ばすことは給付水準を確保する有効な選択肢となることが分かる。例えば、ケースⅢの場合、マクロ経済スライドによる給付調整終了後の所得代替率は 95.2%となることが示されている。

なお、厚生年金の加入年齢は現行の 70 歳までとしているため、70 歳以降については、拠出期間増分は増加せず、繰下げ増分が増加することになる。

第４－３－15 図　オプションＢ－④における所得代替率への影響
（就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大）

○ 受給開始可能期間の年齢上限を現行70歳から75歳まで拡大した場合、65歳を超えて70歳、75歳まで就労した者が、受給開始時期の繰下げを選択すると給付水準がどれだけ上昇するかを試算（70歳以降の繰下げ増額率は、機械的に現行の70歳までと同じ0.7%（1月当たり）を当てはめて試算。）

※ 現行の仕組みを前提とした試算であり、以下に留意
- 基礎年金の拠出期間は40年（20～60歳）であるため、60歳を超えて働いても基礎年金は増加しない。一方、厚生年金の拠出期間は70歳未満のため、70歳までは拠出期間の増加に伴い報酬比例年金が増加するが、70歳を超えて就労したとしても保険料拠出はなく報酬比例年金も増加しない。
- モデル年金の年金額と賃金を前提に65歳以降も働いた場合、モデル年金のうち報酬比例部分の約3割が在職老齢年金制度により支給停止となる。この者が繰下げ受給を選択すると、当該支給停止相当分は報酬比例年金の繰下げ増額が調整される。（なお、実際の停止割合は個々人の年金額や賃金によって様々。）

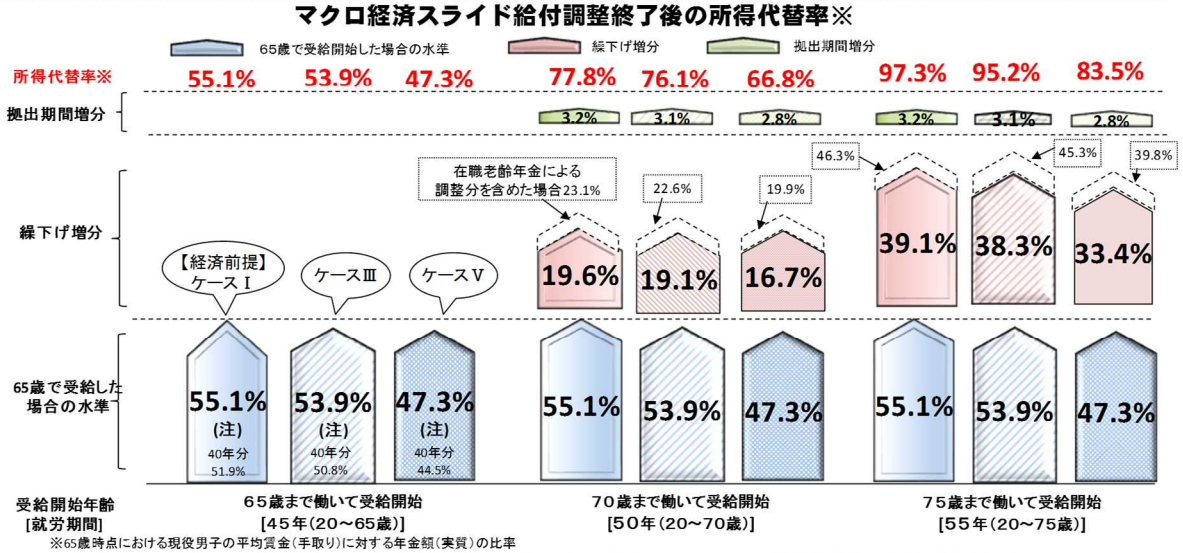

※65歳時点における現役男子の平均賃金（手取り）に対する年金額（実質）の比率
注1：モデル年金は20～60歳の40年間の就労期間となっているが、ここでは20～65歳の45年間の就労期間としているため、厚生年金（報酬比例）の年金額が増額された水準となっている。
注2：人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位）

第４－３－16 図　オプションＢ－④における所得代替率への影響（一覧表）
（就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大）

		65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
ケースⅠ	所得代替率	55.1%	59.6%	64.2%	68.7%	73.2%	77.8%	81.7%	85.6%	89.5%	93.4%	97.3%
	（比例）	(28.4%)	(30.7%)	(33.0%)	(35.3%)	(37.6%)	(39.9%)	(41.6%)	(43.3%)	(44.9%)	(46.6%)	(48.3%)
	（基礎）	(26.7%)	(28.9%)	(31.1%)	(33.4%)	(35.6%)	(37.8%)	(40.1%)	(42.3%)	(44.6%)	(46.8%)	(49.0%)
	65歳で受給開始した場合の水準	－	55.1%	55.1%	55.1%	55.1%	55.1%	55.1%	55.1%	55.1%	55.1%	55.1%
	繰下げ増分	－	3.9%	7.8%	11.7%	15.6%	19.6%	23.5%	27.4%	31.3%	35.2%	39.1%
	拠出期間増分	－	0.6%	1.3%	1.9%	2.5%	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%
ケースⅢ	所得代替率	53.9%	58.3%	62.8%	67.2%	71.7%	76.1%	79.9%	83.8%	87.6%	91.4%	95.2%
	（比例）	(27.7%)	(29.9%)	(32.2%)	(34.4%)	(36.7%)	(38.9%)	(40.5%)	(42.2%)	(43.8%)	(45.4%)	(47.0%)
	（基礎）	(26.2%)	(28.4%)	(30.6%)	(32.8%)	(35.0%)	(37.2%)	(39.4%)	(41.6%)	(43.8%)	(46.0%)	(48.2%)
	65歳で受給開始した場合の水準	－	53.9%	53.9%	53.9%	53.9%	53.9%	53.9%	53.9%	53.9%	53.9%	53.9%
	繰下げ増分	－	3.8%	7.7%	11.5%	15.3%	19.1%	23.0%	26.8%	30.6%	34.5%	38.3%
	拠出期間増分	－	0.6%	1.2%	1.8%	2.5%	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%
ケースⅤ	所得代替率	47.3%	51.2%	55.1%	59.0%	62.9%	66.8%	70.2%	73.5%	76.9%	80.2%	83.5%
	（比例）	(25.4%)	(27.5%)	(29.5%)	(31.6%)	(33.7%)	(35.7%)	(37.2%)	(38.7%)	(40.2%)	(41.7%)	(43.2%)
	（基礎）	(21.9%)	(23.8%)	(25.6%)	(27.4%)	(29.3%)	(31.1%)	(33.0%)	(34.8%)	(36.7%)	(38.5%)	(40.3%)
	65歳で受給開始した場合の水準	－	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%
	繰下げ増分	－	3.3%	6.7%	10.0%	13.3%	16.7%	20.0%	23.4%	26.7%	30.0%	33.4%
	拠出期間増分	－	0.6%	1.1%	1.7%	2.3%	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%

※65歳時点における現役男子の平均賃金（手取り）に対する年金額（実質）の比率
注：人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位）

（５）オプションＢ－⑤

オプション試算Ｂ－⑤は、オプション試算Ｂ－④に①～③の制度改正を加味した試算となっており、基礎年金の加入期間が 45 年に延長されていることや、厚生年金の加入期間が 75 歳まで延長されたこと、在職老齢年金の廃止が前提とされていることから、（現行であれば支給停止となっていた分を含め）全ての年金額が繰下げの対象となり増額されるため、Ｂ－④より給付水準が高くなる結果となっている（第４－３－17 図及び第４－３－18 表）。

第４－３－17 図　オプションＢ－⑤における所得代替率への影響
（就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大）

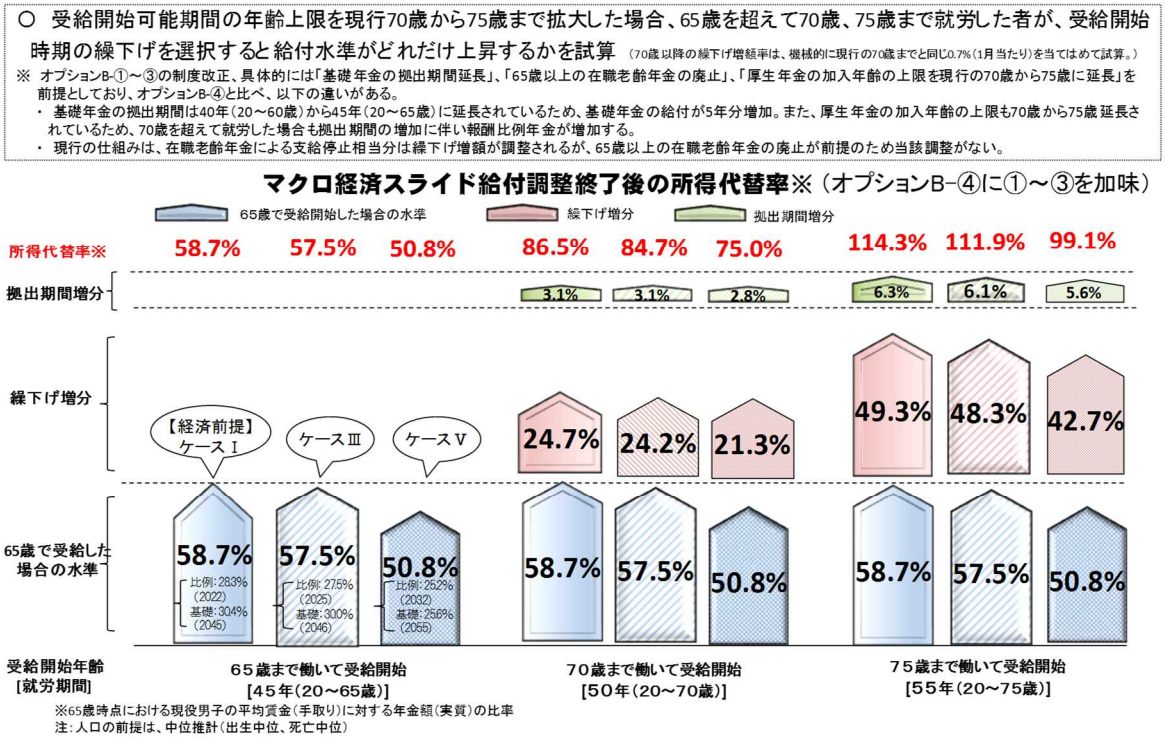

第４－３－18 表　オプションＢ－⑤における所得代替率への影響（一覧表）
（就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大）

		65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
ケースⅠ	所得代替率	58.7%	64.3%	69.8%	75.4%	80.9%	86.5%	92.1%	97.6%	103.2%	108.7%	114.3%
	（比例） （基礎）	(28.3%) (30.4%)	(31.3%) (33.0%)	(34.3%) (35.6%)	(37.3%) (38.1%)	(40.3%) (40.7%)	(43.3%) (43.2%)	(46.3%) (45.8%)	(49.3%) (48.3%)	(52.3%) (50.9%)	(55.3%) (53.5%)	(58.3%) (56.0%)
	65歳で受給開始した場合の水準	－	58.7%	58.7%	58.7%	58.7%	58.7%	58.7%	58.7%	58.7%	58.7%	58.7%
	繰下げ増分	－	4.9%	9.9%	14.8%	19.7%	24.7%	29.6%	34.5%	39.5%	44.4%	49.3%
	拠出期間増分	－	0.6%	1.3%	1.9%	2.5%	3.1%	3.8%	4.4%	5.0%	5.7%	6.3%
ケースⅢ	所得代替率	57.5%	63.0%	68.4%	73.8%	79.3%	84.7%	90.2%	95.6%	101.0%	106.5%	111.9%
	（比例） （基礎）	(27.5%) (30.0%)	(30.4%) (32.5%)	(33.3%) (35.1%)	(36.3%) (37.6%)	(39.2%) (40.1%)	(42.1%) (42.6%)	(45.0%) (45.1%)	(47.9%) (47.7%)	(50.9%) (50.2%)	(53.8%) (52.7%)	(56.7%) (55.2%)
	65歳で受給開始した場合の水準	－	57.5%	57.5%	57.5%	57.5%	57.5%	57.5%	57.5%	57.5%	57.5%	57.5%
	繰下げ増分	－	4.8%	9.7%	14.5%	19.3%	24.2%	29.0%	33.8%	38.6%	43.5%	48.3%
	拠出期間増分	－	0.6%	1.2%	1.8%	2.4%	3.1%	3.7%	4.3%	4.9%	5.5%	6.1%
ケースⅤ	所得代替率	50.8%	55.7%	60.5%	65.3%	70.1%	75.0%	79.8%	84.6%	89.5%	94.3%	99.1%
	（比例） （基礎）	(25.2%) (25.6%)	(27.9%) (27.8%)	(30.5%) (30.0%)	(33.2%) (32.1%)	(35.9%) (34.3%)	(38.6%) (36.4%)	(41.2%) (38.6%)	(43.9%) (40.7%)	(46.6%) (42.9%)	(49.3%) (45.0%)	(51.9%) (47.2%)
	65歳で受給開始した場合の水準	－	50.8%	50.8%	50.8%	50.8%	50.8%	50.8%	50.8%	50.8%	50.8%	50.8%
	繰下げ増分	－	4.3%	8.5%	12.8%	17.1%	21.3%	25.6%	29.9%	34.2%	38.4%	42.7%
	拠出期間増分	－	0.6%	1.1%	1.7%	2.2%	2.8%	3.4%	3.9%	4.5%	5.0%	5.6%

※65歳時点における現役男子の平均賃金（手取り）に対する年金額（実質）の比率
注：人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位）

３．足下の所得代替率を確保するために必要な受給開始時期の選択

公的年金制度においては、マクロ経済スライドによる給付水準の調整に伴い、所得代替率は、現在（2019（令和元）年度）の 61.7％から将来低下していく見通しとなっている。しかし、オプションＢ－④でみたように、40 年を超えて就労し、それに伴い受給開始時期の繰下げを選択すれば、その分給付水準が増加することとなるため、就労期間を延長することにより将来の所得代替率の低下を防ぐことが可能となる。

ここでは、ケースⅢ及びケースⅤについて、現行制度又はオプションＢ－⑤の制度を前提に、20 歳から何歳まで就労すれば、現在（2019（令和元）年度に 65 歳の者）の所得代替率 61.7％を維持することができるかを生年度別に示す。

なお、就労引退時期が 65 歳以降となる場合は、就労引退時期から受給開始するものとし、65 歳から受給開始までの間は繰下げを行うものとする。また、現行制度で繰下げができるのは 66 歳以上であるが、機械的に 65 歳１月～65 歳 11 月も

繰下げができると仮定して試算した。

「2019(令和元)年度に 65 歳である 1954(昭和 29)年度生まれの者」と「2019(令和元)年度に 20 歳である 1999(平成 11)年度生まれの者」についてまとめたものが第４－３－19 図である。

1954(昭和 29)年度生まれの者については、40 年の就労期間で 61.7%の水準の年金を受給し、平均受給期間は 22 年４月となっている。一方、1999(平成 11)年度生まれの者については、マクロ経済スライドにより 50.8%の水準の年金に低下するものの、平均余命の３年程度の伸長を見込んでいるため、平均受給期間は約３年延長され 25 年３月となっている。

就労延長や繰下げ受給をすることにより、1999(平成 11)年度生まれの者については現行制度では 66 歳９月、オプションＢ－⑤では 65 歳 10 月から受給開始することで 61.7%の水準を確保することが可能となる。また、そのときの平均受給期間も現行制度で 23 年６月、オプションＢ－⑤で 24 年５月と 1954(昭和 29)年度生まれの者よりも長い受給期間となっている。また、これらを各世代別にみたものが第４－３－20 図及び第４－３－21 図となっている。

第４－３－19 図　足下の所得代替率確保に必要な受給開始時期（ケースⅢ）

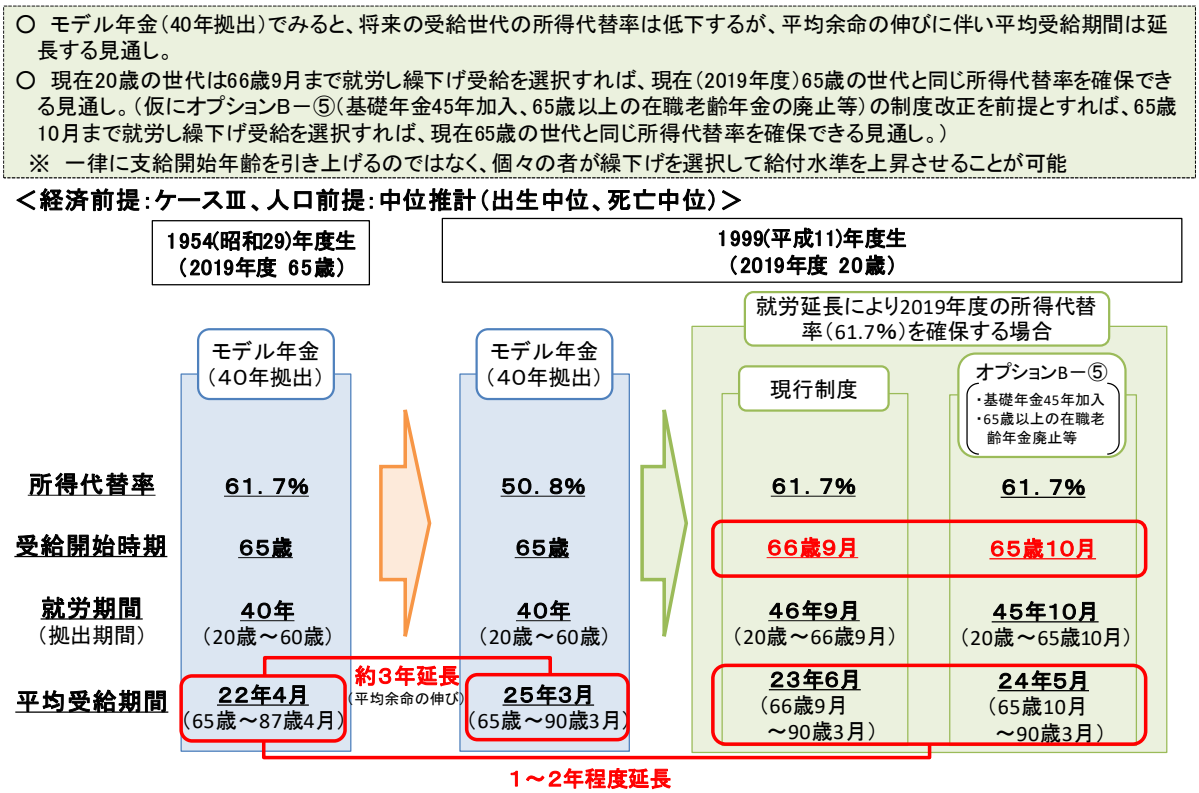

第４－３－20 図　足下の所得代替率確保に必要な受給開始時期（ケースⅢ）

○ モデル年金（40年拠出）でみると、将来の受給世代の所得代替率は低下するが、平均余命の伸びに伴い平均受給期間は延長する見通し。

○ 現在20歳の世代は66歳9月まで就労し繰下げ受給を選択すれば、現在（2019年度）65歳の世代と同じ所得代替率を確保できる見通し。（仮にオプションB－⑤（基礎年金45年加入、65歳以上の在職老齢年金の廃止等）の制度改正を前提とすれば、65歳10月まで就労し繰下げ受給を選択すれば、現在65歳の世代と同じ所得代替率を確保できる見通し。）

※ 一律に支給開始年齢を引き上げるのではなく、個々の者が繰下げを選択して給付水準を上昇させることが可能

＜経済前提：ケースⅢ、人口前提：中位推計（出生中位、死亡中位）＞

生年度（2019年度の年齢）	65歳到達年度	モデル年金（40年拠出） 所得代替率	就労引退	受給開始	就労期間（拠出期間）	平均受給期間（65歳の平均余命）	現行の所得代替率（61.7%）を維持するために必要な就労期間等 所得代替率	現行制度（基礎年金40年加入） 就労引退	受給開始	就労期間（拠出期間）	平均受給期間	オプションB－⑤（・基礎年金45年加入 ・65歳以上の在職老齢年金廃止 等） 就労引退	受給開始	就労期間（拠出期間）	平均受給期間
1954(昭和29)(65歳)	2019	61.7%	60歳0月	65歳0月	40年0月	22年4月	61.7%	60歳0月	65歳0月	40年0月	22年4月				
1959(昭和34)(60歳)	2024	60.2%				22年9月		62歳4月		42年4月	22年9月				
1964(昭和39)(55歳)	2029	58.6%				23年2月		65歳0月		45年0月	23年2月				
1969(昭和44)(50歳)	2034	56.6%				23年6月		65歳5月		45年5月	23年1月				
1974(昭和49)(45歳)	2039	54.1%				23年11月		66歳0月		46年0月	22年11月	65歳3月		45年3月	23年8月
1979(昭和54)(40歳)	2044	51.7%				24年2月		66歳7月		46年7月	22年7月	65歳8月		45年8月	23年6月
1984(昭和59)(35歳)	2049	50.8%				24年6月		66歳9月		46年9月	22年9月	65歳10月		45年10月	23年8月
1989(平成元)(30歳)	2054					24年9月					23年0月				23年11月
1994(平成6)(25歳)	2059					25年0月					23年3月				24年2月
1999(平成11)(20歳)	2064					25年3月					23年6月				24年5月

注1 65歳の平均余命は、国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」（平成29年4月）の平均余命について、男女平均をとったもの。
注2 モデル年金の世帯が1954年度生まれの所得代替率と同水準となるための就労引退、受給開始の年齢を示している。65歳以降は就労する場合は、就労引退まで繰下げ受給を選択すると仮定。
注3 現行制度は、在職老齢年金の支給停止の影響を織り込み試算。また、現行制度で繰下げができるのは66歳以上であるが、機械的に65歳1月～65歳11月も繰下げができると仮定して試算。
注4 オプションB－⑤は、基礎年金45年加入が完成すると仮定している1971年度生以降の世代について試算。

第４－３－21 図　足下の所得代替率確保に必要な受給開始時期（ケースⅤ）

○ モデル年金（40年拠出）でみると、将来の受給世代の所得代替率は低下するが、平均余命の伸びに伴い平均受給期間は延長する見通し。

○ 現在20歳の世代は68歳9月まで就労し繰下げ受給を選択すれば、現在（2019年度）65歳の世代と同じ所得代替率を確保できる見通し。（仮にオプションB－⑤（基礎年金45年加入、65歳以上の在職老齢年金の廃止等）の制度改正を前提とすれば、67歳3月まで就労し繰下げ受給を選択すれば、現在65歳の世代と同じ所得代替率を確保できる見通し。）

※ 一律に支給開始年齢を引き上げるのではなく、個々の者が繰下げを選択して給付水準を上昇させることが可能

＜経済前提：ケースⅤ、人口前提：中位推計（出生中位、死亡中位）＞

生年度（2019年度の年齢）	65歳到達年度	モデル年金（40年拠出） 所得代替率	就労引退	受給開始	就労期間（拠出期間）	平均受給期間（65歳の平均余命）	現行の所得代替率（61.7%）を維持するために必要な就労期間等 所得代替率	現行制度（基礎年金40年加入） 就労引退	受給開始	就労期間（拠出期間）	平均受給期間	オプションB－⑤（・基礎年金45年加入 ・65歳以上の在職老齢年金廃止 等） 就労引退	受給開始	就労期間（拠出期間）	平均受給期間
1954(昭和29)(65歳)	2019	61.7%	60歳0月	65歳0月	40年0月	22年4月	61.7%	60歳0月	65歳0月	40年0月	22年4月				
1959(昭和34)(60歳)	2024	60.1%				22年9月		62歳6月		42年6月	22年9月				
1964(昭和39)(55歳)	2029	57.1%				23年2月		65歳5月		45年5月	22年9月				
1969(昭和44)(50歳)	2034	54.2%				23年6月		66歳0月		46年0月	22年6月				
1974(昭和49)(45歳)	2039	51.8%				23年11月		66歳7月		46年7月	22年4月	65歳9月		45年9月	23年2月
1979(昭和54)(40歳)	2044	49.6%				24年2月		67歳2月		47年2月	22年0月	66歳3月		46年3月	22年11月
1984(昭和59)(35歳)	2049	47.5%				24年6月		67歳9月		47年9月	21年9月	66歳9月		46年9月	22年9月
1989(平成元)(30歳)	2054	45.6%				24年9月		68歳4月		48年4月	21年5月	67歳3月		47年3月	22年6月
1994(平成6)(25歳)	2059	44.5%				25年0月		68歳9月		48年9月	21年3月	67歳3月		47年3月	22年9月
1999(平成11)(20歳)	2064					25年3月					21年6月				23年0月

注1 65歳の平均余命は、国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」（平成29年4月）の平均余命について、男女平均をとったもの。
注2 モデル年金の世帯が1954年度生まれの所得代替率と同水準となるための就労引退、受給開始の年齢を示している。65歳以降は就労する場合は、就労引退まで繰下げ受給を選択すると仮定。
注3 現行制度は、在職老齢年金の支給停止の影響を織り込み試算。また、現行制度で繰下げができるのは66歳以上であるが、機械的に65歳1月～65歳11月も繰下げができると仮定して試算。
注4 オプションB－⑤は、基礎年金45年加入が完成すると仮定している1971年度生以降の世代について試算。

第４節　オプションＡとＢの組み合わせ試算及び参考試算

１．オプションＡとＢの組み合わせ試算

今回の財政検証では、前節までに紹介したオプションＡとオプションＢを両方行った場合の試算も行った。なお、オプションＡとオプションＢはそれぞれ複数の試算を行っていることから全ての組み合わせ試算を実施すると試算の数が膨大になるため、影響が大きい「オプションＡ－②とオプションＢ－①～③の制度改正を全て行った場合」と「オプションＡ－③とオプションＢ－①～③の制度改正を全て行った場合」の２種類の試算を行っている。

試算結果については第４－４－１図及び第４－４－２図のとおりである。「オプションＡ－②とオプションＢ－①～③の制度改正を全て行った場合」は７～８％程度、「オプションＡ－③とオプションＢ－①～③の制度改正を全て行った場合」は10～11％程度の所得代替率が上昇しており、概ねオプションＡとオプションＢの影響を合わせた結果となっている。

第４－４－１図　オプションＡ－②とオプションＢ－①～③の制度改正を全て行った場合における所得代替率への影響

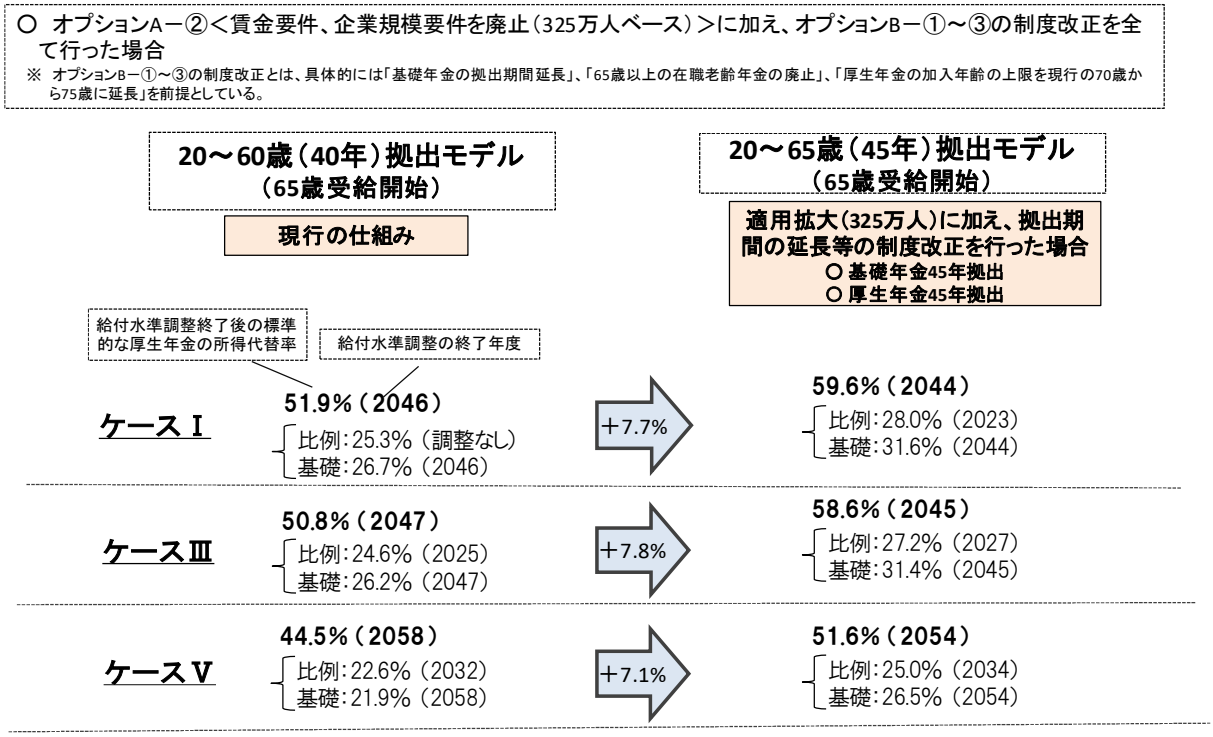

注：人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位）

第４－４－２図　オプションＡ－③とオプションＢ－①～③の制度改正を全て行った場合における所得代替率への影響

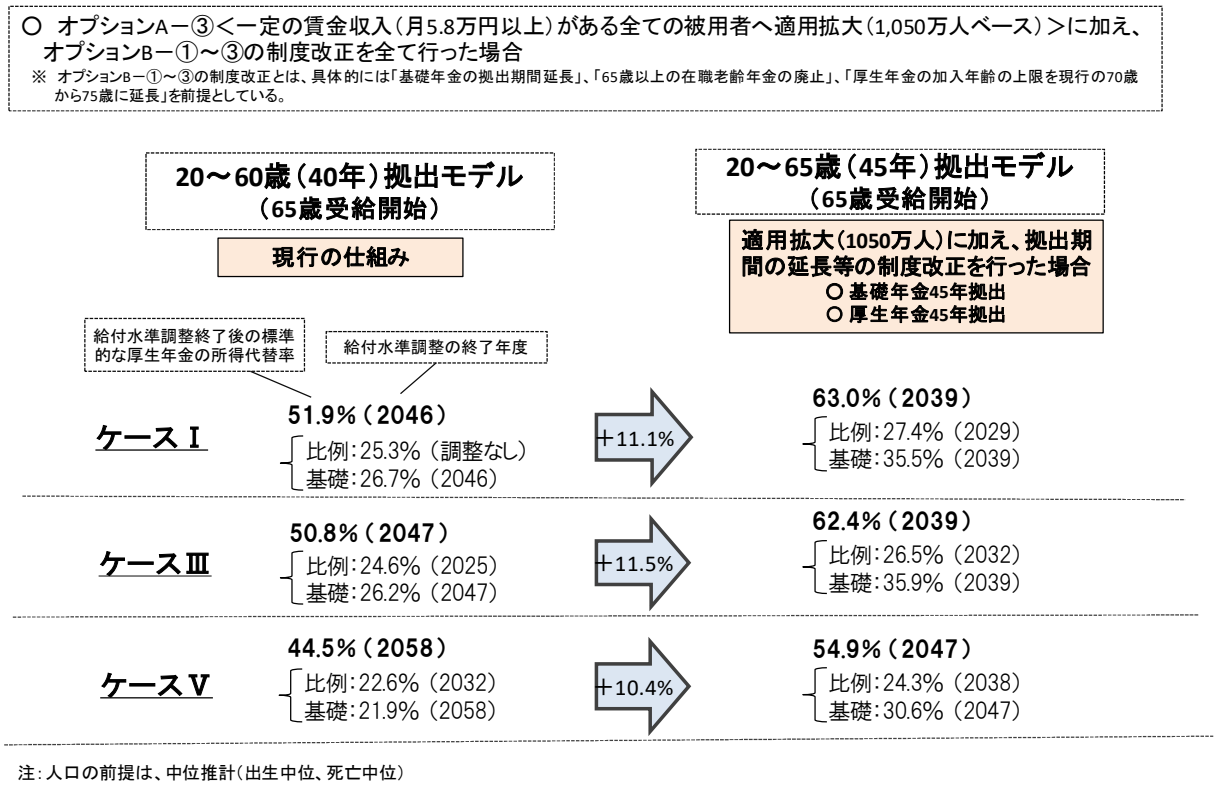

注：人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位）

なお、「オプションＡ－③とオプションＢ－①～③の制度改正を全て行った場合」のケースⅠ～Ⅲの所得代替率は、足下（2019(令和元)年度）の所得代替率61.7%を上回る結果となっている。これは、適用拡大によりマクロ経済スライドの調整期間が短縮したことや、45 年拠出により給付水準が 45／40 倍されたことによるものである。

２．参考試算 （2016(平成 28)年年金改革法による年金額改定ルールの効果）

今回のオプション試算では、参考試算として 2016(平成 28)年年金改革法で成立した年金額改定ルールの見直し（第４－４－３図）の効果を検証した。これはオプション試算のように一定の制度改正を仮定した試算とは異なり、既に組み込まれている制度の効果を測定するものである。

第４－４－３図　年金額の改定ルールの見直し

○ 制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額改定に際し以下の措置を講じる。

① **マクロ経済スライド**について、現在の高齢世代に配慮しつつ、できる限り早期に調整する観点から、**名目下限措置を維持**し、**賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を調整**。 【平成30年4月施行】

② **賃金・物価スライド**について、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、**賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底**。 【令和3年4月施行】

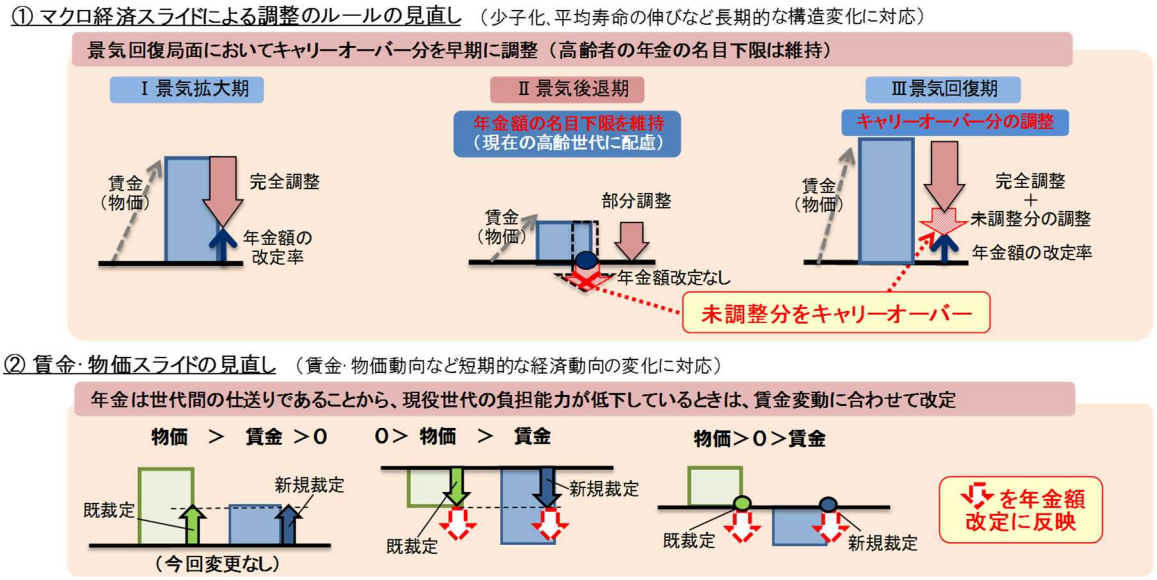

なお、この年金額改定ルールの見直しについては、2016(平成 28)年年金改革法の審議において参議院厚生労働委員会よりなされた附帯決議に応えたものである。

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議　（抜粋）

平成二十八年十二月十三日　参議院厚生労働委員会

五、本法による年金額の改定ルールの賃金・物価スライドの見直しについては、平成二十六年財政検証を踏まえて行われた関係審議会において取りまとめられた新しい改定ルールであり、オプション試算が行われなかったが、次回予定される平成三十一年財政検証に向けて、景気循環等の影響で新たな改定ルールが実際に適用される可能性も踏まえた上で、国民が将来の年金の姿を見通すことができるよう、現実的かつ多様な経済前提の下で将来推計を示すべく、その準備を進めること。

参考試算における経済の前提については、第３章第４節で紹介した経済変動を仮定した前提（第４－４－４図）としている。

第４－４－４図では現行制度において経済変動を仮定した場合の調整終了後の所得代替率も示している。経済変動がある場合の調整終了後の所得代替率は、財政検証結果である経済変動がない場合に比べ、ケースⅠ～Ⅳについては若干低下、ケースⅤについては上昇する結果となっている。これは、経済変動により年金財政にプラスの影響を与える要素とマイナスの影響を与える要素があり、高成長、低成長によりそれらの影響の度合いが異なることから生じる結果である。

・プラスの要素

経済変動があることにより、賃金変動率＜物価変動率となる年度が生じ、既裁定者の年金改定率が変動なしに比べ抑えられることによるもの。これは、低成長の場合に影響が大きくなる。

・マイナスの要素

経済変動があることにより、賃金変動率や物価変動率が小さい又はマイナスとなる年度が生じることで、マクロ経済スライドの名目下限による調整の遅れが起きることによるもの。例えばケースⅠ（物価上昇率 2.0%、実質賃金上昇率 1.6%）のような高成長の場合は、経済変動がない場合ではマクロ経済スライドが最大限適用されるが、経済変動がある場合は名目下限により調整が遅れることになる。

第４－４－４図　経済変動を仮定した場合の賃金・物価変動率

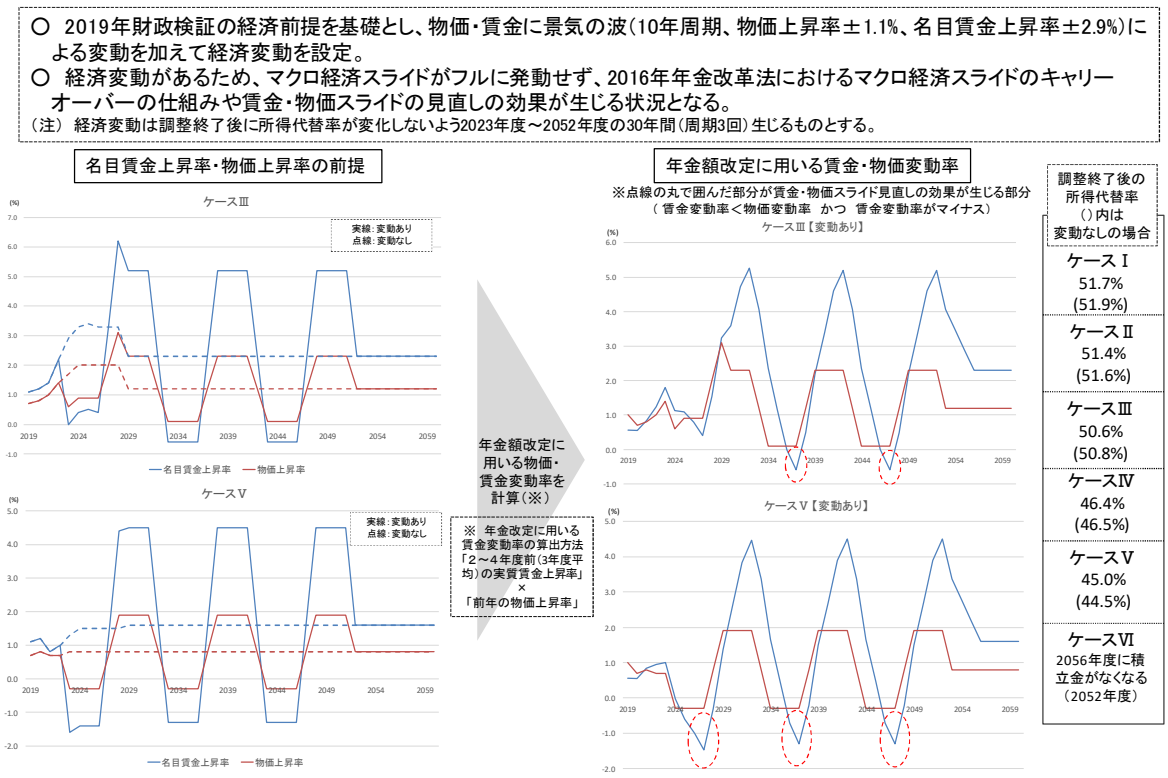

なお、この節において、特に断りの無い限り、経済前提は経済変動を仮定したものとなっている。

参考試算の一つ目が、年金額改定ルールの見直しのうち、賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底（以下、「賃金・物価スライドの見直し」という。）することによる効果である（第４－４－５図）。これは、現行の仕組み（2021(令和３)年度に施行される賃金・物価スライドの見直しを実施）と賃金・物価スライドの見直しを行わなかった場合を比較したものであり、マクロ経済スライドのキャリーオーバーの仕組みは両方に織り込んで試算したものである。

第４－４－５図　年金額改定ルールの見直し（賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底）による効果

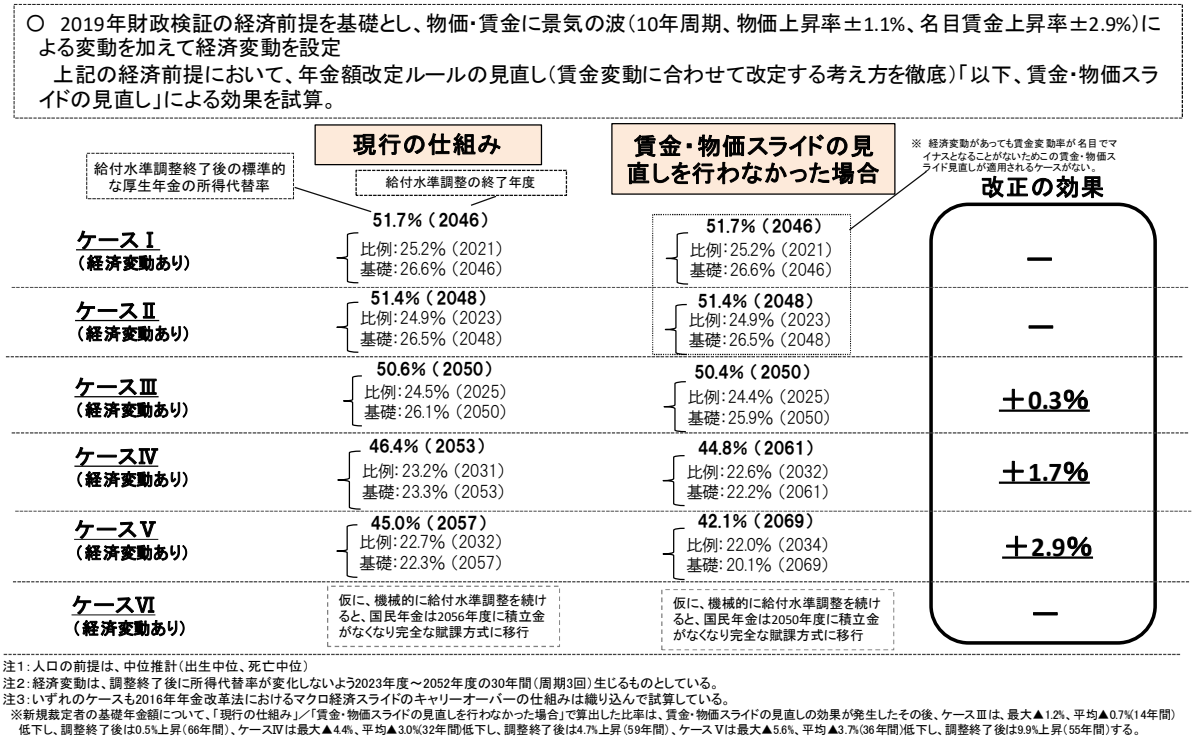

注1：人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位）
注2：経済変動は、調整終了後に所得代替率が変化しないよう2023年度～2052年度の30年間（周期3回）生じるものとしている。
注3：いずれのケースも2016年年金改革法におけるマクロ経済スライドのキャリーオーバーの仕組みは織り込んで試算している。
※新規裁定者の基礎年金額について、「現行の仕組み」／「賃金・物価スライドの見直しを行わなかった場合」で算出した比率は、賃金・物価スライドの見直しの効果が発生したその後、ケースⅢは、最大▲1.2%、平均▲0.7%(14年間)低下し、調整終了後は0.5%上昇（66年間）、ケースⅣは最大▲4.4%、平均▲3.0%(32年間)低下し、調整終了後は4.7%上昇（59年間）、ケースⅤは最大▲5.6%、平均▲3.7%(36年間)低下し、調整終了後は9.9%上昇（55年間）する。

改正の効果としては、物価変動が賃金変動よりも高い場合であっても、賃金変動に合わせて改定することになるため、年金改定率が抑えられることから調整終了後の所得代替率は上昇する結果となっている。特に低成長のケースでは、賃金変動率が物価変動率よりも小さくなる場合が多く、改正の効果も大きい。なお、ケースⅠ及びケースⅡは、経済変動があっても賃金変動率が物価変動率よりも小さくなることがないため、賃金・物価スライドの見直しが適用されることがないことから、改正の効果はないという結果となっている（影響のイメージは第４－４－６図）。

第４－４－６図　賃金・物価スライドの見直し影響

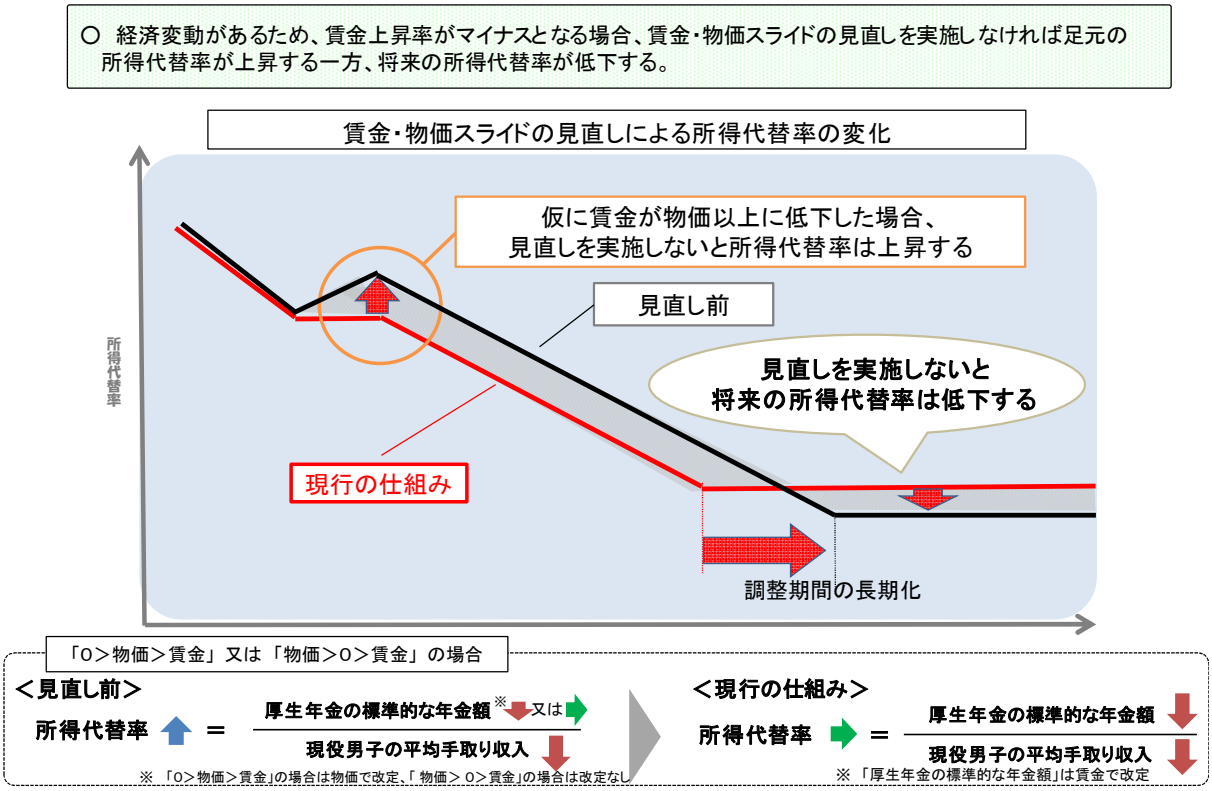

参考試算の二つ目が、年金額改定ルールの見直しのうち、マクロ経済スライド調整の見直し（以下、「キャリーオーバー」という。）による効果である（第４－４－７図）。これは、現行の仕組み（キャリーオーバーを実施）とキャリーオーバーの仕組みを行わなかった場合を比較したものであり、賃金・物価スライドの見直しは両方に織り込んで試算したものである。なお、参考として、マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合も試算している。

第４－４－７図　年金額改定ルールの見直し（キャリーオーバー）による効果

○ 2019年財政検証の経済前提を基礎とし、物価・賃金に景気の波（10年周期、物価上昇率±1.1%、名目賃金上昇率±2.9%）による変動を加えて経済変動を設定
　上記の経済前提において、年金額改定ルールの見直し（キャリーオーバー）による効果を試算。
※試算の便宜上、2020年度からマクロ経済スライドの見直しを実施した場合として試算。

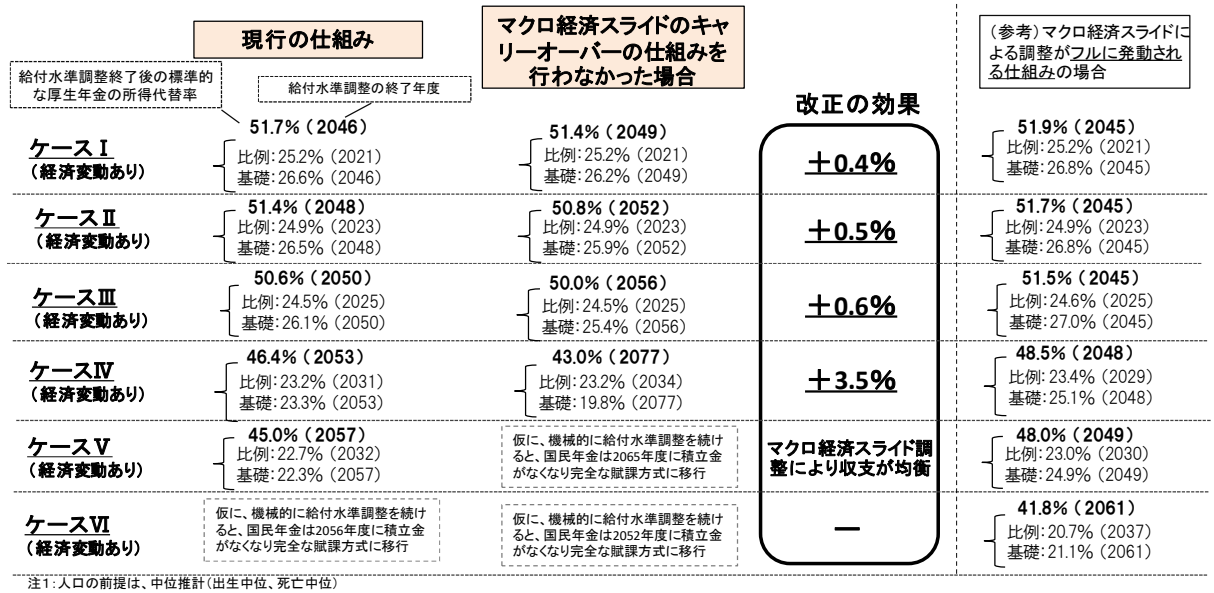

注1：人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位）
注2：経済変動は、物価・賃金に景気の波（10年周期、物価上昇率±1.1%、名目賃金上昇率±2.9%）による変動を加えて設定。
　　また、調整終了後に所得代替率が変化しないよう2023年度～2052年度の30年間（周期3回）生じるものとしている。
注3：いずれのケースも2016年年金改革法における賃金・物価スライド見直しは織り込んで試算している。

改正の効果としては、キャリーオーバーの仕組みによりマクロ経済スライドの未調整分が比較的早期に解消されることから、キャリーオーバーの仕組みを行わなかった場合よりも調整終了後の所得代替率は上昇する結果となっている。特に低成長のケースでは、未調整分が多く発生することから改正の効果も大きくなっている。なお、参考に示しているマクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みの場合については、キャリーオーバーの仕組みよりも調整がさらに進むことから、現行の仕組みより所得代替率が上昇する結果となっている（影響のイメージは第４－４－８図）。

第４－４－８図　マクロ経済スライド調整の見直し（キャリーオーバー）の影響（イメージ）

○ 景気悪化時に発生するマクロ経済スライドの未調整分を、景気が改善したときに解消することにより、将来世代の給付水準の上昇につながる。

＜キャリーオーバー導入によるマクロ経済スライドの調整期間の短期化と給付水準の上昇のイメージ＞

